



松平春嶽全集

慶民書

風

西園寺公望題



松平慶永

（五十五歳）



同夫人勇子

（五十歳頃）

（子爵松平慶民藏）



（「江戸名所圖繪」所載）

江戸常磐橋御門内越前藩邸附近



（子爵松平慶民藏）

江戸靈巖島越前藩中屋敷の遠望





馬木場橋之図





参議正四位上兼行大藏大輔
源慶永字公寧號春嶽
文政十一年戊子九月二日生

從四位上行左近衛權中將兼
大隅守源久光字君輝號
雙松文化十四年丁丑十月
一十四日生

從四位上行左近衛權少將兼
伊豫守藤原宗城字子藩
號藍山文政元年戊寅八月
朔生

從四位上行左近衛權少將藤
原豐信字巖璋號容堂
文政十年丁亥十月九日生



松平慶永



島津久光

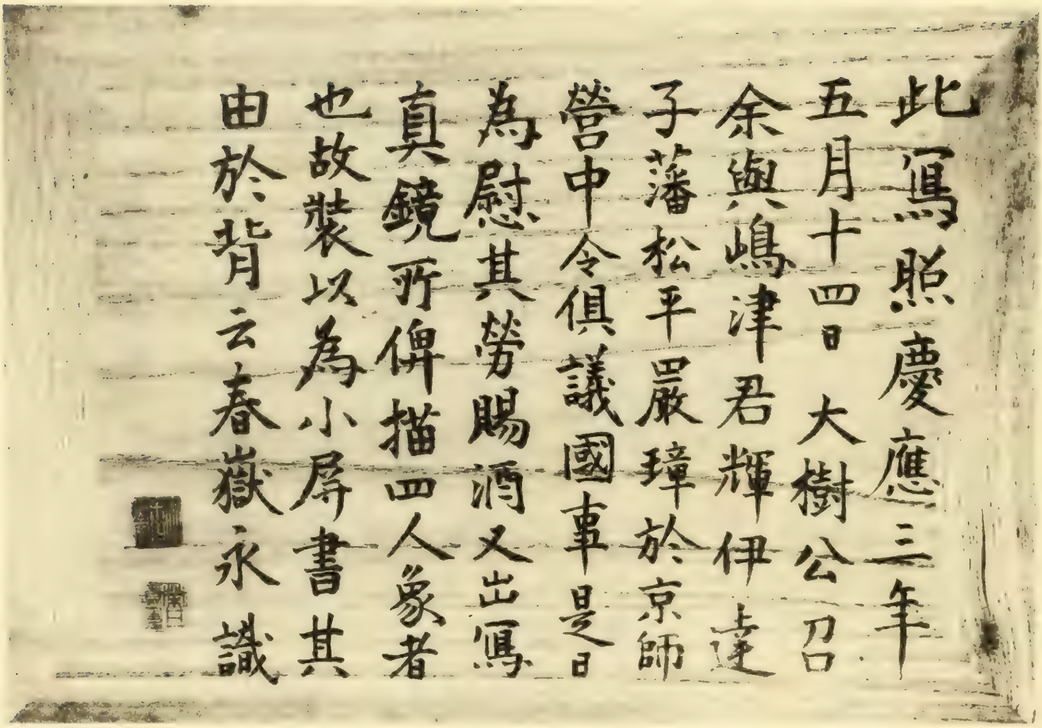


伊達宗城



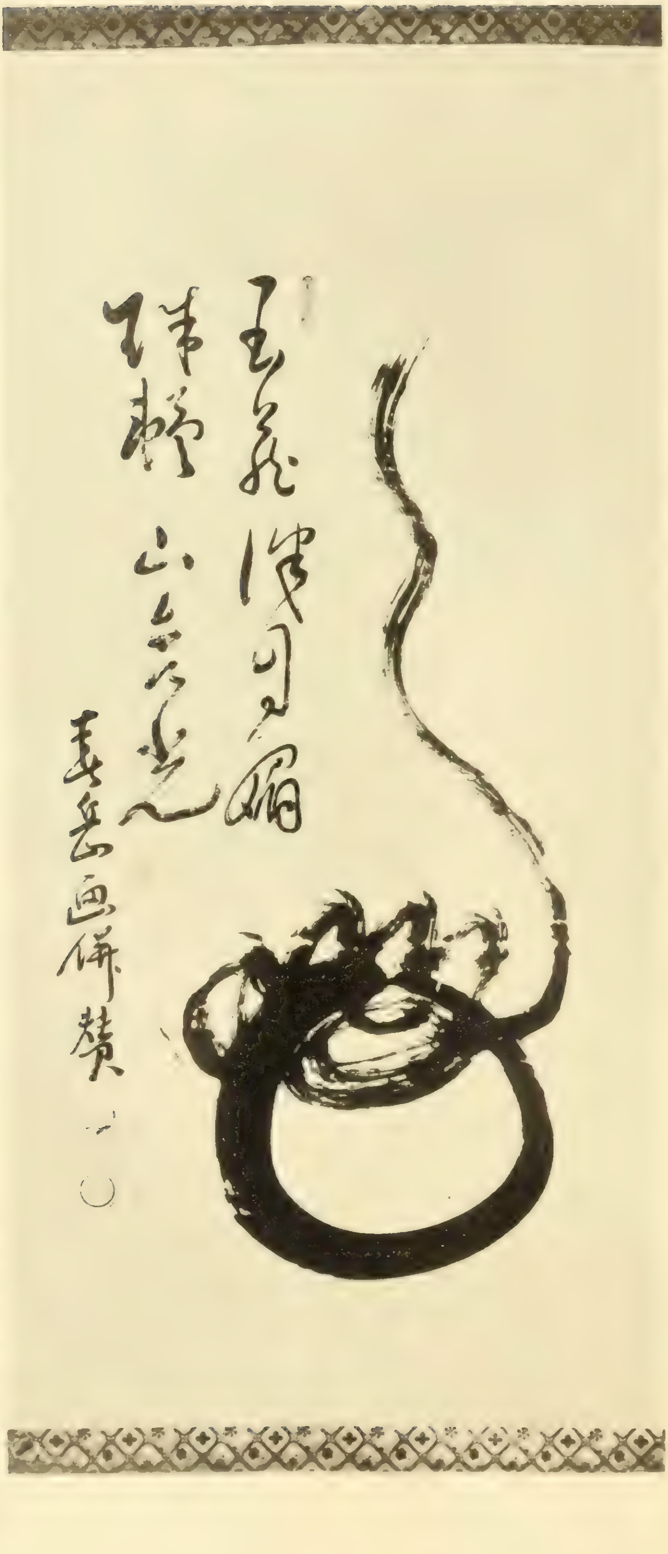
山内豐信

慶應三年五月徳川慶喜撮影
略歴 松平慶永筆
(子爵松平慶民氏藏)



此冩照慶應三年
五月十四日大樹公召
余與嶋津君輝伊達
子藩松平嚴璋於京師
營中令俱議國事是日
為慰其勞賜酒又出冩
真鏡所俾描四人象者
也故裝以為小屏書其
由於背云春嶽永識

この識語は前掲寫眞背面の板に記するところ、慶永の自筆に係り、以てその撮影當時の事情を明かにすべし。大樹公とは、即ち慶喜公にして、京都營中とあるは二條城中のことなるべし。



寶珠の玉

松平慶永畫竝贊

（侯爵德川義親藏）

序

回顧スレバ

明治天皇特ニ先考慶永ノ功ヲ　宸奬アラセラレ、蔭ニ榮爵ヲ以テ慶民ニ賜ヘリ。舊福井藩侯爵松平家ヨリ岐レテ新ニ一家ヲ創メシハ、實ニ明治三十九年ニ屬ス。當時予英國ニ在リ、遙ニ之ヲ聞キテ感激屛營ニ堪ヘザリキ。越エテ四十二年業ヲ卒ヘ歸朝スルヤ、仰デ　聖恩ノ鴻大ナルヲ思ヒ、又黍テ先考ノ遺眷ヲ念ヒ、誠ニ萬分ニ報ズルコト難キヲ維レ恐ル。予曩ニ先考ガ幕末王事ニ盡瘁シ、前古未曾有ノ宏謨ニ參畫シテ、聊匪躬ノ節ヲ效セルヲ識リ、大正六年春嶽

公記念文庫ヲ設立シテ、先考ノ遺書遺品ヲ收メ、且汎ク關係圖書ヲ蒐集シ、以テ之ガ記念ニ資センコトヲ期セリ。　爾來實ニ二十年、今ニ於テ指ヲ僂スレバ、先考歿後五十年ハ、洵ニ三歳ノ後ニ在リ。　仍テ遺書ノ一部ヲ發刊シテ知友ニ頒タンコトヲ企畫シ、侯爵松平康昌・侯爵德川義親兩君ニ諮リテ其協力ヲ得、又多年斯文庫ノ事ニ鞅掌セル蘆田伊人・糟谷季之助兩氏ニ之ガ編輯ヲ委シ、同鄕ノ人三秀舍主島連太郎氏ニ之ガ印刷ノ事ヲ託セリ。　三氏皆快諾、專心之ニ當リ、茲ニ其第一册成ルヲ告グ。　公爵西園寺公望・公爵德川家達兩公ハ、嘗テ其ノ幼冲ノ頃、先考ト橋梓相許シシ所、侯爵淺野長勳公ハ、慶應三年十二月所謂小御所會議ニ於テ、先考ト席ヲ聯ネ議ヲ共ニセシ人、三公此集ノ計畫アルヲ喜ビ、予ノ請ヲ容

レテ題字ヲ寄セラル、擧ゲテ此ニ深甚ノ謝意ヲ表セントス。然ルニ圖ラザリキ淺野公ハ去年春薨去セラレ、題字ハ終ニ公ノ絕筆ト爲レリ。痛恨何ゾ極マラン。案ズルニ、先考閑ヲ獲ル每ニ、感ニ隨テ筆ヲ進メ、二三ノ未ダ稿ヲ終ラザルモノアルモ、概ネ直言直筆復タ潤色ヲ容サズ、其ノ眞摯每ニ事ノ實際ヲ傳フニ在リ。倘シ異日修史上稗補スルコトアラバ、此ノ業亦往昔賜爵ノ　鴻恩ニ對ヘ奉ルノ一端ト爲スニ足ルベク、兼テ先考ノ抱懷ヲ後世ニ遺スコトヲ得テ、予ノ本志別ニ加フルナキノミ。

昭和十三年晚冬　　子爵　松平慶民　謹識

凡例

一この集には、春嶽公の眞雪草紙・閑窓秉筆・雨窓閑話稿・前世界雜話稿・逸事史補及び幕儀參考等歷史隨筆に係るもの六編を收め、その底本は、咸な、春嶽公記念文庫藏するところの自筆の原本に據れり。

一公の隨筆は、各或る題目の下に起草し、以て一冊の成書となせるものなれども、今この集に此等の數編を收めて大成するときは、こゝに自ら一事項にして或は甲乙二本に分敍せられ、或はまた相重複するものあるを免れず。然れども、之は已むを得ざるべし。故に今、特殊の索引を編して以て之を統一し、卷末に附收して閱覽の便に供せり。

一行文中、平假名・片假名の相混淆せるものあり。是も亦姑く當時の慣習として、原本の舊に依れり。但し、誤字・冗字・脫字の中、特に主なるものは、字傍に( )によりて區別せる細字を註し、以て之を補正せり。

一人名を擧ぐるに、通稱・謚號・官職名等一定せざるものあり。今之に一々註を

施すは、却て閲讀に煩はしからん。故にこれも亦卷末の索引に讓れり。若夫、徳川將軍及び越前家の世代系統の如きは、添附の備考表により一目瞭然たらしめたり。參看を要す。

一全文の句讀、鼇頭の註記、及び標目と記事更新の行との首に〇を冠するの類は皆編者の加ふるところなり。而して、編者行文間の註記には、首に○を置き本文と之を區別せり。

一鼇頭註記の敬稱は一に本文に準據せり。

一この集の背文字と扉の文字とは、公の男子爵慶民の揮毫に係り、見返しの繪畫は公の女公爵夫人三條千代子の染筆なり。

昭和十三年十二月　　編者識

松平春嶽全集第一卷總目次

總目次

細目

收載書目略解題

眞雪草紙（圖版）……一

附圖

○眞雪草紙　二册

この草紙は、その序文にもあるが如く、公が天保九年の秋、田安家より出でて越前松平家を繼がれし緣故に因み、まづ封内越前に關する事項から、福井藩松平家の祖中納言秀康卿以下御歷代の故事逸話を集錄せられたるものなり。而して、その事項が、多くは藩の古老熊谷小兵衞・井原源兵衞・前波忠兵衞・高村義兵衞及び常侍の臣淺井八百里・中根雪江・加賀成昻・天方孫八などの實話に係り、越前名蹟考・南越雜話などの書に未だ見えざるところなれば、其の讀者を裨益する亦大なるべし。

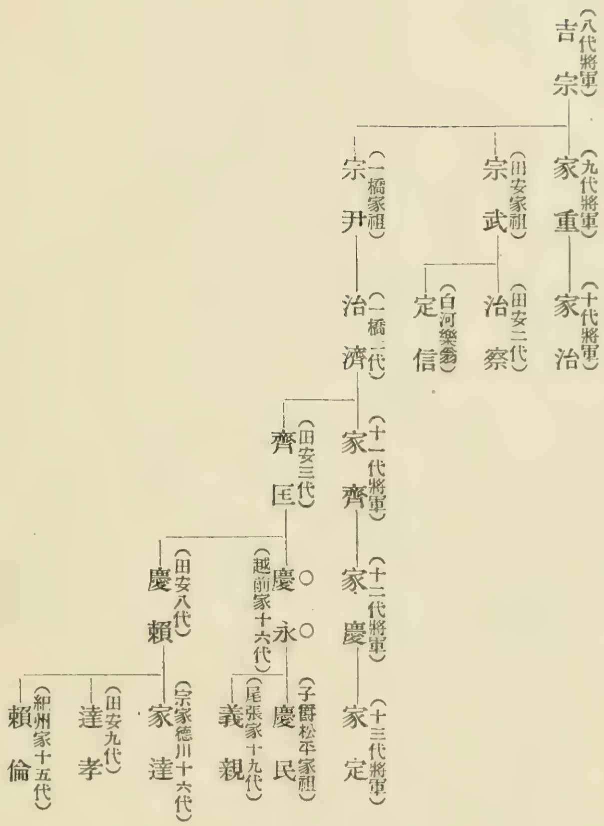
草紙は二編に分かれ、第一編は越前に於ける歷史地理特に城郭神社佛刹のことを主とし、約九十九條、明治十四年八月に稿了し、第二編は松平家のこと、及び藩の制度財政のことなどを記載し、約六十五條、明治十六年十月に脫稿せり。

尙、この草紙は福井圖書館を初め、二・三の寫本坊間に存する由なれども、今は

春嶽公記念文庫所藏の公自筆の原本に據りてこの集に收載せり。

○閑窓秉筆　一冊

この書は、その跋文に見ゆるが如く、公が徳川家達（後貴族院議長）達孝（後侍從長）兩君のために、執筆せられたるものにして、卽ち左の血統圖の如く、



田安・一橋の兩家は、八代將軍吉宗公以來家齊・家慶兩公の如き賢將軍を初め、

宗武卿及び樂翁公の如き學者を秀出し、且つ、いづれも朝廷に對しては殊の外忠誠を竭されたることなれば、これらの方々に關する種々の事蹟と、又幕末に於ける諸侯の中明君の譽れ高き水戸烈公・島津齊彬公のことなども併敍し、終りに、公が王政復古の時に、身命を忘れて王事に勤められたる實歷談を附記して、兩君の心得にと書き綴られたるものなり、明治十六年十一月の脫稿に係る。

○雨窓閑話稿　一冊

この書は前揭二書と異なり、公が、舊幕府將軍の家宣・吉宗・家齊の三公と、諸侯の岡山侯池田一心齋、雲州の不昧公、紀州の太眞公、薩州の齊彬公、水戸の光圀公、白河の樂翁公等、其の他學者の鹽谷甲藏・平田篤胤・荻生徂徠・山崎闇齋、畫家の丸山應擧・谷文晁、歌人の井上文雄、地理家の內田正雄、能役者の觀世太夫の外、更に魯國のアレキサンダー陛下、獨逸のウヰリヤム皇帝等頗る廣範圍に涉りて、これら人々の奇行逸事を敍述し、且つ我が國に於ける文章の變遷、幕府制度の中、衣服及び賄所のことなど、一般に多く知られざる事項を、その見聞のまゝに筆錄せられたるものなり。　明治十七年五月の脫稿に係る。

○前世界雜話稿　一册

この書の序文に「前世界と云へば、古代のごとく思はるゝ、明治の聖代より見れば、德川時代は、前世界なり。」とあるが如く、明治維新の大變革に遭遇し、而かも其の舞臺の一員として親しく活躍せられたる公には、後ち之を顧みてその甚しき急轉には、定めて感慨無量のものありしならん。況や、公は德川の一門より出で、連綿三百年に近き舊幕府の制度文物、風俗慣習等の、今や空しく後世に湮滅し去らんとするを惜しまれ、之を筆錄せられたるもの即ち本書なり。明治十九年八月の稿に係る。

○逸事史補　一册

この書は、その名稱にて明かなるが如く、公が幕末維新史の補遺にせんとて、明治三年に筆を起し、同十二年九月に脫稿せる、公が歷史隨筆中の實に白眉と云ふべきものなり。その安政戊午事件以後、王政復古に至るまでの錯亂複雜せる諸事件に就き、その骨子を專ら公の實歷に基調せしめ、その裏面を審察闡究して、而かも公平に、當時史實の眞を後世に明瞭ならしめんことに努め、敢て

忌憚なき直筆（本集には特に甚しき字句は之を削除し〇〇に代ふ）を以て、之を筆錄せられたるところ、是實に本書の特色なり。尙この書は、昭和九年二月、寫眞版を以て僅少の部數を複製したりしが、その書の卷頭に附記せる本書の由來書は、また本書と共に永く之を後世に傳ふるの要あり。故に左に之を再錄す。

逸事史補は、先考春嶽が他日修史の缺を補はんがため、經歷せる幕末維新の逸事逸聞を錄せる隨筆にして、明治三年に起草し、同十二年九月十八日に脫稿せるものなり。その後、國人渡邊洪基之を謄寫し、初めて一部に傳はりしが、偶々中に伊達宗城、柳原義光の事に關し物議を起しゝことありしかば、先考は時の家令武田正規に命ずるに、その條項を削除して新たに一本を寫さしめ、原本は之を燒却すべきを以てせり。然るに正規は之を燒棄するに忍びず、先考の歿後窃かに嚴封し、表に次頁の事由を記して之を予の生母に托し置きぬ。而して明治四十二年、予英國より留學を卒へて歸朝するや、生母乃ち之を予に交附せるものなり。

爾來先考の遺志を重んじ、祕して篋底に收めて敢て人に示さざりしが、是より先、明治三十一年雜誌「舊幕府」流布の寫本に據りて其の全文を公表せり。

而して近來幕末維新史の研究興隆と共に、請ふてその原本を觀んとするものの多きを加へたりしが、原本は西洋紙に「インキ」を以て極めて細字に記せるを以て、歳月を經るに從ひ、漸く褪謝し、終には讀むこと能はざるに至らんことを恐れ、茲に寫眞版に附したるものなり。

昭和九年二月　慶民識

（武田正規の表書）

此逸事史補御本ハ從一位樣御著述御直書ニシテ最モ極秘密ノ事柄御記憶或ハ他聞ノ事等其儘御記載被遊他見ハ一切禁シ有之候處明治十五年頃ニ至リテハ明治以前御維新ニ關スル人々モ稀レニナリ因テ追々日本有名國事ニ盡力スル人々之履歴ヲ著述シ世ニ公ケニスル風潮トナリ故ニ公ニ乞フテ往事ヲ聽聞スル來客少カラス一々御應答モ御煩ワシク被思召不得止此書ヲ以テ一二人ニ被示候處秘事中尤秘密ナルニ付窃ニ寫本シ候趣ニテ或ル一二之親友ニ示スアリテ此事相洩レ彼是難事ヲ内告スル者アリ公ハ當時ノ傳聞ヲ御記載被遊候迄ニシテ毫モ御作意之御文面ハ無キト雖モ御誤聞モ其儘世間へ流布スル時ハ却テ公之御徳義ニ關シ候ニ付此原本中他人ヲ誹謗スルニ當ル文章ヲ削除シ更ニ訂正ノ上公之御著述逸事史補ナル御本ヲ備ヘ置キ御藏書トナシ故ニ此御書御燒捨ニ可仕筈此御筆蹟ノ細字且公ノ御精神被爲盡候御書ナレハ御燒拂フニ忍ス閣下ニ呈スル爲メ御保護仕置候將來既往ヲ御追慕公之國事ニ御忠誠御盡力之事御考慮可被爲在候ト希フ

明治二十三年九月

松平慶民殿閣下ニ呈ス

武田正規謹書㊞

○幕儀參考並稿本　　合本二册

明治十一年秋、朝廷よりの內命により、伊達宗城・池田茂政の二侯と共に舊德川幕府の儀式典令を調査し、「德川令典錄」三十九卷を編纂して、同十四年十二月之を獻上せられたり。その時、公は其の參考に資せんがために、まづ自から執筆して幕儀參考稿本若干册を編纂し、其の成るに從ひて池田茂政侯の內閱に供し、而して完了せるものは、之を淨書して「幕儀參考」と名づけられたり。本集收むるところの幕儀參考第一より第三に至る三卷は卽ち是にして、他の稿本一册と同增補とは蓋しその未定稿に屬するものなるべし。然れども、凡そ舊幕府の制度慣習を記せるものにして、本書の如く詳且つ精なるものは未だ曾て見ざるところ、特に大奧に於ける諸制度の如きは、本書に由つて初めて之を會得せらるべし。故に總べて之を本集に收む。

昭和十三年十二月　　編　者　識

しら雪手紙序

正二位杉本君豊永著

しら雪（ゆき）ふることしは紅葉もしらぬまに白雪ふりしの
冠辞考を著されし天保九年戊戌しの秋田あ家
より社家へ出ちやうにあつかりし門弟しの十一月廿日
社家へ到らしにまかりし明治十二年と経四十二年
の月日を送れるあまりもの時より老人ならずもの物語り
ふみかき文はらりしあしかれる人のきこえてんう
古れは今に人とはいはれらのすびらずとの年に
世ければ古今伝の法失せて伝はらざるをなげき
惜しむまことよしく人みな笑ひたるまことに残りがたし

八三 二

眞雪草紙序

正二位松平慶永著

眞雪(みゆき)ふるこし路と歌にもよミて、眞雪はこしの冠辭なり。我もと天保九戊としの秋、田安家より此家へ養子になりて、同としの十一月廿三日、此家へ引こしたり。今とし明治十三年迄凡四十三年乃月日を送れり。　子ともの時より老人なとの物語りを聞き、又は、くはしく物しれる人にもきゝて心に忘れす、今の人々ハこれらの事を志るものゝ年々ニ少なくなりて、古傳乃消へ失せて傳ハらさるをなけき惜むにて。

よりそ、心に覺へたるまゝ拔書志るし侍りぬ。越前名蹟考、南越雜話、袖目金、其外の書物にえ、是らの事を書志るしてハこれなく、ミる人我か拙き文と、拙き筆と拔笑ふとなかれ。

明治十三年三月十四日志るす。　源よし永㊞

眞雪草紙

正二位 松平慶永 著

秀康公御改葬

○秀康公御改葬　天女山孝顯寺は、淨光公卽秀康公の御建立にして、結城の孝顯寺より被移たるなり。淨光公の御墓は孝顯寺にあり。薨去後　東照宮の台命によりて、運正寺御建立となる事、誰もしる所也。御改葬と申事、家譜にもあれど、全くは御分骨にして、御改葬にはあらすと、ある老人の物語りなり。

運正寺は御分骨

孝顯寺殿御石塔

○孝顯寺殿御石塔　孝顯寺も、文化とか文政とかに本堂を始め、御墓所までも燒失せり。こゝに不審の事あり、淨光公御墓も、塔の形なり。吹毛月珊と申事、眞中御屋根の下ニ石にて彫付、其上に金泥を塗り付てあり。右御石塔ハ五色にて裝飾せり。此文化文政度の燒失ニ、御墓も不殘燒失す。其他の御墓も皆同く燒失せり。然ルに此吹毛月珊ゝ石斗リ、毛矢ニ落てありしと、實奇瑞之事なりと、ある士族ら孝顯寺へ奉納せり。よつて、此吹毛月珊ゝ石を再用ひて、元の如く御石塔を造立すといふ。其他孝顯寺御並ひゝ御墓、幷孝顯寺開山和尚

石塔の奇瑞

の墓も、同樣新に出來せりといふ。且又、御石塔の鞘（石塔の上に雨覆の小屋を云ふ、）も元の如く建築せりと、淺井八百里より承れり。

淨光公御木像

御像の靈顯

○淨光公御木像　孝顯寺の淨光公の御像は、西岸公の御代、京都の佛師ニ被命、豐後へ御配流の時、於敦賀御對面被爲在、西岸公は直ニ御別れの涙ヲ拭ながら、豐後へ被爲入、御像は孝顯寺へ御奉納になりし。此御像ハ、頗靈現著くして奇異の事折々有之、孝顯寺僧も殊の外畏懼せり。神意ニ不應ときは、扉かたくなり開くことあたハす。備物等にも折々奇異の事もありと、ある老僧の噺なり。

綱長井と足羽神

○綱長井　足羽神社の左の方ニ井戸あり。綱長井ト云フ。是は神名より名つけたるもの也。足羽神は五神、卽足羽神、波比岐神、生井神、福（サク）井神、綱長井神也。享保の頃、足羽ノ啓（敬）明といふ神主あり。此人の發起にして、手自鑿井、相手ハ僕一人なりと、深き事驚くに堪さり。是神の名より名つけたる綱長井也。此水を汲むや、實に勞力莫大にして、山下へ降り水を汲、又山へ登りし時間と同樣なりと、足羽神主牧田氏余に語れり。

福井と改名

○福井改　越前福井と改名したるは、忠昌公卽隆芳公の御代也。夫迄は北ノ庄と云ふ。柴田勝家の時分にも、北ノ庄城云々ありて、誰も知る所なり。北ハ

北ノ庄城

敗北の北にて、ニゲルと云ふ、故に軍陣ニて不吉なりといふ。よつて福井と云ふ名ニ改められたり。福井ハサクヰと元いへり。やそり足羽神五神ノ内の一ッの神名なり。よりて天守臺の上に、一ッの井戸を掘り給ふて、此れを福井の井戸と忠昌公の名つけ給へり。昔より此井戸ゐるニ非すと、或人ら語れり。

福井の意義

○福井の譯　福井ハ、古事記又神名帳にも榮井（サクヰ）とあり。さかえノ意味なりといふ。

二ノ丸の稲荷社

○稲荷大明神社　二ノ丸住居（御座所といふ）の庭ニ一社あり、稲荷大明神を祭る二社也。一ッハ延壽稲荷大明神、一ッハ正一位稲荷大明神とあり。延壽ハ重富公卽隆德公の御勸請也。正一位の方ハ秀康公の御勸請なりといふ。熊ヶ谷小兵衛の物語りなり。

紅葉山

○紅葉山　山里（二ノ丸也）ニハ武器庫あり。此庫の裏ニ土手塀あり。此土手を紅葉山と唱へしよし、今ハ誰も知る人なしと、井原源兵衛老人余に語れり。

福井城丸の區別

○丸の區別　福井城二ノ丸・三ノ丸の區別判然しがたし。井原源兵衛老人の咄にて、山里ハ二ノ丸、水車門內馬場、弁花壇、銕砲場邊ハ皆二ノ丸、御座所にて水車門外故、三ノ丸なりと咄しけり。

御灰塚

○御灰塚　森巖寺中淨光公御灰塚あり。是ハ種々の說ありて判然しかたし。森巖寺ハ、運正寺の末派ニして、跡より此寺か建さり。公薨去し頃ハ専ら孝顯寺の擔任ニて、後ニ運正寺へ御改葬被爲在しと云事古傳ニあり。甚以不明了之物之。代々御灰塚へ參詣無之例なり。天保十四年癸卯、初而慶永初入部し時より、天方孫八の教示ニより、參詣始る也。運正寺隆芳公御灰塚の如き明了の物ニハあらすと、或人の物語りなり。

大安寺と田谷寺

○大安寺　大安寺御建立前ハ、田谷寺といふ大寺ありて、天台宗なり。いつれの代か破滅せり。其跡へ大安寺御建立ニなりしハ、光通公卽大安公の御開基之。蓋ニ佛法を御信向ノミニもあらす、其實ハ城堡を御築きの深思なりと。萬一戰爭起る時ハ、此所へ城ヲ築き、一防禦なし給ふ御心之と。よつて如斯山上ニも歷代の墓を作り給ふよし。井原源兵衛氏の物語りなり。

三國山王

○三國山王　三國に山王社あり。是ハ田谷寺ニありし山王ニして、破滅の時川へ流したるを、三國の者拾ひ取りて祭りさるよしをきけり。大安寺ニも山上ニ山王を祭るも、此ゆゑんなりと、中根雪江の物語りなり。

四ッ井

○四ッ井　福井ノ庄ニ井戸四ッあり。何も名水なりといふ。今は四ッ井村

といふ村名になれり。中ノ馬場に古井今も埋れてあるよし、これも四ッ井の一ッなり。又城内北不明門の外蓮池あり。南の方に近來（慶永代造築）射的場をつくりたり。其横に土塀あり、其際に極古井戸一ッありて、木草に埋れたる有様なり。是も四ッ井の一ッなりと、井原老人の物語りなり。

切手門

○切手門　城内に切手門あり。本城橋より左にあされり。留守物頭ノ持分にて、留守物頭の詰場所なり。切手門の名、一向不相分。天保十四年癸卯初入部（十六年）此譯人々に問へとも、誰も答ふるものなし。井原源兵衛に問へとも不分。其内古く勤めし家老の酒井與三左衛門に問ふ。與三左衛門いふにハ、私も、はきとも不存候へとも、老人のはなしに、昔大安院様御代のころは、皆御前様方御國住居之。御前様方御本丸に御住居被爲在候御事、其節女中出入ハ、皆切手を持參して出入せり。下馬御門ハ表之事故、女中の出入ハ、必切手御門のよしに御座候。其後江戸御住居に被爲成候故、皆此事ハ御止めになり申候。其

名の由來

名今に殘れりと。公儀にも御切手番頭ありて、平川口より女中ハ出入候よし。切手御門にて女中切手持參のよし。又於公儀も御留守居と持分なり。よつて御留守物頭番人被仰付候事と存候。御留守物頭も、御家にても御留守居の

支配ニ御座候。全く公儀の御例ニ被爲倣候事と奉存候さん答へたり。

老女夫婦勤

○老女夫婦勤　宗矩公即徳正公御代迄ハ、何もかも簡易ニして、至て奥女中抔も少しと相見え、奥向相勤候老女も、廣敷用人の妻ニして夫婦勤めなりと、此廣敷用人の姓名を忘れたり。此等ニて、寛政以後ハ萬事手重なるをしるへしと、ある老人の物語りなり。

角櫓

○角櫓　二丸（本三ノ丸）御座所と唱ふる庭の後ろニ、角の櫓あり。屋根もコケラブキにして、至而麁末なり。大安公御代萬治頃と覺候、御本丸幷諸櫓不殘燒失せしか、幸ニ此角櫓斗ハ燒殘りさり。此櫓斗り淨光公御代御造築なり。今ニ保存せしか、廢藩置縣後、全ク破毀せられさり。可惜事に候。此櫓の淨光公御代より殘りさる事ハ、中根雪江老人の物語りなり。

角櫓の怪物

○角櫓怪物　角櫓上ニ登れハ、向ふも中根雪江、今ハ牛介の屋敷なり。角櫓の下ハ、中根ノ屋敷前迄堀之。頗ル深くして水色青々さり。こゝふ大なる鼈のありしと、井原老人其他老人余ふ語れり。然れとも、井原なとの咄ニハ全く虚なるへし。誰も見さる人なしといふ。余も全ク無根の說にして、虚なりと思ひしか、さしか嘉永度歟、呉服町ゟ出火し風もそけしく大火なり。此時余角櫓

楷五郎君

松平家の再興と徳正公

ニ登りて火事を見さる折、櫓ノ下の堀ニ大鼈の水上ニ浮ふを見ル。櫓より堀迄ハ余程間數ありし故、明瞭ならされとも、鼈ノ甲幅六尺斗、長サ九尺斗り、頭首ハ壹尺斗りの丸さに見ゆ。無程水下へ入りて見へす。眞ニ見さるかゆへニこゝに記せり。

○右同斷　松平楷五郎君ハ、治好公の男にて、齊承公ノ弟なり。病身を以て逝去迄福井ニ在住し給ふ。余天保十四年癸卯初入部迄ハ、御座所に住給ふ之。一日楷五郎君川狩ニ入らせられさり。楷五郎君の随從の人、留守を幸ニ此角櫓へ登りて遠眺の折柄、堀の下ニ大鯉（長サ二間斗）游ふをミるやいなや、畏懼のあまり櫓ゟ逃歸りさりと。波多野頼太郎の親も、これにありて大鯉を見さりと、其子頼太郎のはなしなり。

○當家再興　宗矩公即徳正公は、御配偶勝姫君即照光院殿御逝去後ハ、側室を御置被成候事を御嫌被成、小姓を被置、男色を好ミ給ふといふ事なり。余甚疑ふにハ、如斯賢明の君にして、側室を御嫌ひ、男色を好ませ給ふ、必あるましく間違之と思ひしか、これは實事之。されはハ甚深遠なる思召のある事之と。いかんとなれは、清淨公御代迄ハ、家格も余程さかく、官位もよく、家祿も五十万石

以上なりしか、清淨公乃御隱居被仰出、探源公の御再勤よりハ二十五万石となり、家格も下り、家祿も被減、昇安公・豐仙公・德正公御代も衰微の時也。德正公深くこれを嘆息し給ひて、何卒此家を再盛んませんとの思召十分被爲有たり。よつて照光公御逝去、側室を不被置も、御子樣の御出生無之樣にとの思召しよし。よつて一橋家の祖先德川宗尹公、卽覺了院殿（余實家ノ曾祖父）乃御嫡子小五郎殿卽重昌公卽源隆公を御養子に御願被成、公儀にても段々の御懇命まして、別段の思召を以、御願の通り御養子被仰出さり。是より家格も能くなりて、家の再興ともいふへし。公も御功勞、これまてあるへしと加賀成昂よりきゝさり。公儀文恭公御代よりハ、諸家へ御子樣方御養子に被爲入さり。其頃ハ御三家御三卿の嫡子なとを、諸侯へ養子に被遣なとも、思ひもよらさる事なりと、雪江翁も我よ咄たり。

石田政宗と五智の則重

○石田政宗　秀康公へ石田三成か佐和山城まて政宗の刀を送呈せし事ハ、誰もしる所なり。此家に五智ノ則重ノ刀あり。これを石田政宗と唱へ來りしか、此石田政宗も、元津山家の所藏なり。予も津山家まて此刀を見さり。無紛石田政宗に相違なし。五智の則重ノ刀ハ、豐太閤薨去ノ後、爲御遺物、石田三成

初花茶入

徳正公の文武

君主の一言

御使にて秀康公へ賜ふ所の物之。夫故に石田政宗の間違の傳へあり。則重ノ刀、切羽金太閤ノ御紋桐を彫付てあり。これにて判然たり。秀康公薨去の後、當家と津山家へ、石田政宗と五智則重と折半して所有になしたるものと被考候。

○初花茶入　西岸公即忠直公大坂戰陣の時、從　東照宮賜はりし初花茶壺を、公自ら破毀し給ふ。此茶壺は當家所有也。津山家にもあるよしなれど、當家所有の方眞物なる事疑ひなきもの之。

○文武　徳正公、源隆公御養子被爲成候時、御三卿方ノ嫡子御養子ハ實に珍敷事故、諸家旗本より太刀馬代を以、御祝儀申上るもの多く、爲夫に多分の金額集りたり。此金額を以、佩文韻府壹部（今は澤山あれと此時代にハ、外ニ無之珍本ナリト云フ）、伯耆安綱ノ刀を買得し給ひて、子孫に殘し給ふ思召之。書ハ文にして、刀ハ武之。文武兼備の思召なりとの事之。徳正公の賢明、これにてしるへし。今に文武の韻府と刀ハ珍藏せり。

○君主ノ一言　昇安公ハ賢明の君にして、衆人心服せり。厚木才兵衛なる者ハ、至て小さな男にして、衆人に嘲弄せられしよし。此人火番を勤めゐる時、公

昇安公と厚木才兵衛

鷹野ニ出給ひ、膳所（膳所とは、午飯を喫し給ふ所ニして、百姓家を借りて物し給ふ）御膳召上り給ふて、又鷹野ニ出給ふ折、幸、才兵衛なる者御供ニ罷在候を御覽被成、才兵衛〳〵と御呼ひ被成、隼ふさを手ニ据へ、御意被成候え、此隼ふさハ小さくあれとも、能鳥をとり間ニ合ふといひ給へり。才兵衛深く君の御心ニ感して、公の御逝去後殉死をなせり。主君は一言ニて人の生死ニ關し、實ニ大切なる物と加賀成昂余ニ教訓せり。

城内の祈禱箱

○城内祈禱　本城橋の上ニ多門あり。此多門の内ニ人の入ル事ならさる一室あり。四方塗土之。是ハ萬治年間燒失の後、大安公井原番右衛門ニ被命、此城の永世ニ保存して、子孫長久の爲ニ祈禱したる一箱を、納め置きたりと。或年此多門普請の時、源兵衛老人願、拜見しさるよし。是ハ御主人といへとも、申上候儀ハ難出來と、源兵衛老人我ニ語れり。今ハ此多門破毀せられさる可惜之。

本丸の建物

○本城ノ舘物　本丸の舘ハ、萬治燒失の後、結構さる所なり。是ハ大安公御時代之。源隆公御代迄ハ、コケラブキの屋根なり。隆徳公御初入部の頃か、不殘瓦屋根ニなりさり。此舘、結構精巧なるを以て、瓦屋根ニなりても少しもひす

ミたる事なし。畳の表ハ威徳公御代ニ一度替りさる斗之。畳の裏ハ大安公御時代のまゝなりと、熊谷小兵衛老人、此事を或老人より承れりと我ニ語れり。今ハ本丸の舘も、取毀ちまなり、實ニ可嘆ミ至なり。

手餅

○手餅　隆芳公の頃ハ、朔望本丸ニて、高知始禮を受けたる時ニハ、手餅(俗ニ阿部川といふ)を手自ら被下。尤不殘被下たりと。其例殘りて代ミ初入部の時ニハ、八朔ニ此手餅を手自ら被下事之。其後ハ無之。其故を尋れハ、隆芳公、大安公頃、御手自ら餅を被下て、出仕の人數の多寡を知し召爲なりといふ。後儉約被仰出て、此事止みたり。其例まて、初入、八朔一度被下候由。告朔の餼羊とも可申。或人よりこれを聞けり。

吉品公の名言

○吉品公ノ名言　吉品公卽探源公之、英邁ミ御氣質まして、元祿度淺野家の臣大石内藏助始、吉良上野介を仇討せし後、内藏助始四十七人、諸大名へ夫々御預けまなり、此時の風說ま、右四十七人ハ放免ニなるとの事之。左候へハ夫々大名へ抱入るゝとの說もあり。或る御旗本の人、兼て出入するかゆへ、折から時候見舞ニ參りて、公ま御面會の折、放免と大名へ抱ニなるとの話を申上て、若御用まも候ハヽ、御抱被成候てハ如何哉と申候へハ、公まハ四十七人抔の忠義な

る者ハ、我家來ニハ四十七人所ニハ無之、澤山有之候間、召抱候存意無之と御答へまなりたり。此事を福井中ニ風說して、公の思召被深く難有感服せしといふ。ある老人の物語りなり。

吹毛月珊

○吹毛月珊　淨光公の御法號に、吹毛月珊の四字ハ、頗ル深遠の意味ありて、大切の文字なりと、孝顯寺雪爪法師先住職の我ニ語れり。これニ就き考もあれとも、ワさと恐多き御事からと存るゆへ、所考を不記候。

泉水邸

○泉水邸　泉水屋敷の結構ハ、探源公御代之。家老酒井外記の別邸ハ、毛矢ニありて樹木森々風景殊ニ絶佳なり。我も毎々遊ひし。探源公外記ニ被仰聞は、其方の下屋敷を所望申度との御諚、外記ハ恐入候へとも、祖先より所有仕候事故、主命といへとも指上候事ハ、難出來と御答へ申上たり。仍之公不得止して、泉水屋敷を造築し給ふといふ。又一說ニは、飢饉之年、貧民救助のため手間賃を高く被遣、造築し給ふともいふ。いつれか信なるや不分と、中根雪江翁の物語りなり。

致姫君と紀州太眞殿

○致姫君ノ賢明　光安君卽致姫君ハ、重富公の御正室ニまして、治好公の御母君なり。賢明の夫人ニまし／＼て、紀州太眞殿の御兄弟之。太眞殿ハ英邁豪雄

まして、殺戮を好ミ給ふ。中〻不尋常御方之。寒中ニ鯛を致姫君に被送、此鯛は阿波の鳴渡まして珍物之。冬向ハ風波荒くして、容易ニ漁スルコあたハす。然ルを態〻漁師ニ申付て獲たるものなれは、極〻珍ら敷故ニ進上と御書ニて被遣。致姫君これを御覧して、大ニ御不興ニ而、鯛被下忝そ存候へとも、一向難有不存候。冬向風浪高き阿波の鳴渡ニて漁する事、實ニ艱難といふへし。たとへ卑賤の漁師なりとも、人命ハ貴重なるものの故、以來は御無用ニ被成候様ニとの御答書被進たりと、鯛も御返しになりたりとの事なれとも、其實否ハ如何歟、此一事ましても、賢夫人之御心あるへしと、隆徳公へ奉仕受法院といふ法尼予ニ語れり。

銅大炮

○銅大炮　山里武庫と武庫との間ニ、波羅漢といふ大筒（大炮）あり。銅炮なり。尤も常ニ雨さらし之。是ハ朝鮮分捕の品之といふ。秀吉公ゟ被進さるか。又秀康公そ朝鮮へは御渡海ましはならされとも、誰歟献上歟、難分。何分朝鮮分捕のものには相違なしと、井原源兵衛老人我ニ語れり。我この筒をみるニ、本込ミなり。

田安の舘

○田安ノ舘　江戸名所圖繪ニ、松原小路田安御門の内なり。昔此地松原ニて

ありしを、結城黄門公御舘を建られて、木立の御舘と呼けるとぞ。右ニ就て考ふれハ、まか實家なる田安の舘は、やはり此所なるへしと思ハる。余ハ忝くも、秀康公の御舘の跡ニて生れ、又此秀康公の家を繼くとハ、誠ニ奇遇といふへし。余か考ふるニ、秀康公の爲ま從公儀特遇を以、御旅舘を被爲建候事と存候。衆人のまるためにこゝに記せり。

木立の舘

○水主　我實父なる從一位徳川齊匡公郎惇宗公と、我兄弟なる徳川慶頼卿、安政年間靈岸島の中屋敷へ御出あり。此時尊父は船ニ乘り給ふて（公儀の御舟）、此屋敷へ被爲入たり。種々の饗應を奉りたり。幸ニ國許ゟ水主兩三人斗り詰居候ゆへ、御慰ニ池に舟を浮へ、水主ニ舟歌をうたハせて上聽ニ入れたり。殊の外御意ニ入りて、御喜悅なり。被爲召候御船の御水主（公儀の人）、并御水主の指圖役も上陸して舟哥をきゝ、殊の外感心の体之。御水主抔も喜ひいさみて越前樣の御水主の舟哥は、公儀の御水主の舟哥と、少しもふしも何も替りなし、面白しと皆々いへり。指圖役も感服して、又々夕刻御舟ニ召して御歸りニなりたり。此指圖役、宅へ歸り、あまりニ公儀の舟哥とかハりなきハ不審義なりとて、翌日御舟手頭某ニはなしたれは、左もあるへしとの答なり。尚問返し

水主の舟歌

承れは、越前公の祖先秀康公の御代ニ、神君か台徳公歟、何分越前ニ船哥といふ者あるよし聞及へり。いかにと問給へは、秀康公ハ、如仰有之候と御答あり。秀康公へ御所望まて、公儀の御水主を、秀康公の御水主へ弟子入ヲ御させ被成候トカ、又二三人公儀へ御抱ニ相成候トカ、夫故今ニ御船哥傳ハり、越前家の舟哥と替らざる筈之。越前の方ヵ、却而本家なりといふ。全ク結城家の人も多くありけれハ、結城より傳ハるものなるへしと被考候旨申聞、初而由來分り候。此事を田安家の用人ゟきけり。却而當家まてハこれをしる者なし。

東照宮の御木像

○東照宮ノ御木像　三ノ丸泉藏院御別當の　東照宮の御宮ハ、御木像なり。此御木像ハ、　東照宮御十七年回忌之節、天海僧正卽慈眼大師、台徳公ニ申上御木像十七を作りて、尾州・紀州・水戸を始、當家其外へ被下ニ相成たるよし。泉藏院我ニ語れり。　上野の御木像も、やはり御十七之内かと被思。泉藏院の御木像と少しも替らさるやう拜せられたり。

大猷公の位牌

○大猷公ノ位牌　三ノ丸東照宮の脇ニ公儀御靈屋あり。是ハ大猷院殿薨去の後、大猷院殿御位牌御安置のためニ、結構ニなりたり。運正寺公儀御靈屋ハ、台徳公薨去の後、同公御位牌御安置のためニ御造築ニなりたり。上野へ御納

めの分ハ、大猷公ゝ御位牌所へ合併、芝の分ハ台德公ゝ御位牌所と合併ニなりたるハ、嚴有公薨去の時ニ定まりたるよし、天方孫八我ニ語れり。

無縫塔

○無縫塔　運正寺公儀御靈屋台德院殿御宮殿のうちハ、御位牌ハ無之無縫塔なり。芝同公の御墓も無縫塔なるを以、其御例ニ被爲傚しよし、運正寺先々住の物語りなり。

鳩門の名の由來

○鳩門　幕府奥儒者を勤めたる成島司直、後ニ圖書頭となる。我は圖書頭の弟子也。其子桓之助は、和漢の學ま長し、我桓之助の弟子たり。月ニ二三度講釋をきくため來邸せり。ある時桓之助來邸、講釋すみて我ま問ふに、御國越前福井ニ鳩ノ門といふ門ありや。我答へて云く、鳩ノ門あり。桓之助いふ、結城晴朝君の御舘跡、鳩の門邊ニありしや。我これをしらす。淺井八百里答云く、

晴朝の舘

結城晴朝の住み給ひし御舘ハ、鳩ノ門外中馬場ニあり。桓之助云ふには、古書ニ結城晴朝君の舘ノ前ニ門あり、人皆これをはるとも門と云ひしか、いつの頃まか、るとも門か段々ニいひあやまりて、鳩ノ門となりたり云々と記せり。今淺井氏のいふ所と符合せりと笑ひけり。此事福井ニてこれ拔しれる物なし。夫故參考のためにこゝに記せり。今成島柳北ハ桓之助の實子也。

和田八幡

○和田八幡　和田八幡社ハ、於福井ハ隨分名高き所也。此別當を三明院といふ。天台宗之。神體ハ住職一代ニ一邊ツヽ拜む。其餘も閉帳なり。天保十四年癸卯我初入の時、參詣す。住職拜禮の義を伺ひけるゆへ拜禮せり。三尺斗りの阿彌陀の木佛之。いかにも古代のものにて、敬みて拜す。多田滿仲の守り本尊ニて、軍陣にも携帶されたりと、住職のはなしなり。

大森の加茂社

○大森社　大森村ニ加茂の社あり。下加茂・上加茂合併なり。全京都下上加茂の神體を移し奉る之といふ。社乃右ミ方ニ大木森々たり。馬場のことき有樣之。これ拔神職ニ問ふニ、昔ハ京都下上加茂の祭ニ、競馬をなせり。其例ニならひ、競馬を興行せし跡なりと、神職のはなしなり。

天下村と有德公

○天下村　福井より西ノ方ニ天下村といふ村あり。テンカ村とハいはすテガ村といふ。有德公未た紀州家の御次男にて被爲在候時、此時ノ將軍の思召にて、越前ニ於テ天下村を御領地に被進たり。後有德公將軍家に被爲成候ゐ、上意にハ、我も紀州ニありし時、越前の天下村を領したり。全く此將軍となるの吉兆なりと被仰候よし。古書ニ見えさり。

二食

○二食　本多路石といふ隱居あり。近年飛驒といへる人の曾祖父位ニなれ

り。 飛驒の父を筑後といひて、是も家老職を長く勤めたり。 路石の子供の時、

本多路石

路石の父か路石ニ咄すにハ、以前ハ世間一同朝晝晩の食事をなさす、朝ハ四ッ時過まして、晝は八ッ時頃之。 晩食といふ事曾てこれなし。 我ハ二食て今迄濟ませとも、今の若き者、とても辛防出來まじ。 三食ニ致し様申付しよし。 路石ヵ毎々筑後ニ咄たりと、筑後我ニ語れり。

大工道具

○大工道具　本丸の御座の間ノ右ミ方ニ、學問所といふ小間あり。 其次の間の縁頬(板縁)ひさしの裏ニ、大工道具のノミ一挺挾てあり。 これいかゝの事哉ときけは、本丸の普請ハ、未さ十分落成ニいたらさる印ニ、大工かワざと挾ミ置たるよし。 物十分ナレバ、又缺ケル事もあり。 よつて大普請ニハ、必大工道具を一挺いつれへか挾ミ置ク事の由。 井原源兵衛老翁ゟ承れり。

淨光公の御廟室

○淨光公御廟室　運正寺淨光公御墓ハ、安政三年辰迄ハ、淨光公・隆芳公・源隆公・隆德公・威德公の御墓一所ニ並ひ列せり。 御廟室ハ極麁末のものまして、朱塗といひたけれとも、先紅がら塗同様まて、御墓所の裏ハ、只杉のぬらざる板ニ、櫻の花を晝カキ、らんまへハ二十四孝の極麤跡なる彫物あり。 元淨光公御墓の御廟室なり。 隆芳公以下の御石塔を、追々此御廟室の廣きままかせて、御合併

徳正公の御靈代

花葵紋と越前家

まなりたるものと思ハれたり。　此御廟室の礎跡まハあれど、公御改葬の節の時、結構されし其時代の物なりと被考たり、安政三辰年四月八日、公二百五十年御忌の節、予ノ手許金五百圓ヲ投シテ、公ノ御廟室ヲ建築シ、隆芳公・源隆公・隆徳公・威徳公御墓ヲ掘出し、徳正公御廟の下ニ改葬し、是迄古來の御廟を、四公の御廟室トナセリ。　淨光公の御廟ハ、新ニ室ヲ造リ、今ニ保存せり。　隆芳公運正寺の御廟ハ、岡保谷ゟ移せしものまして、下ニ御納りものハ無之、源隆・隆徳兩公ハ御官服ノよし。　威徳公の御納りものハ、何カ余程美麗貴重ナル、御傳來の石帶ヲ御墓下ニ納め、これハ熊谷小兵衛ゟ話を聞たり。

○徳正公御靈代　大安寺徳正公御墓下之御奉納ものハ、公御自筆の小學トカヲ、一部埋めさりとの確說なり。

○花葵ノヿ　當家用ひ來りし花葵紋の事、予此家へ養子ニ參りたる以來、大ニ疑惑を生し、熊谷小兵衛・天方・中根兩老人其他へ承れとも、何レの代より用ひ來りしか不分候。　殊ニ公儀ニてハ、花葵紋被爲用候事も可有之。　乍併、於公儀被爲用候事を不聞。　又花葵紋、尾州・紀州・水戸少々ツヽの違ハ有之候哉不存候へ共、大方ハ先同樣之形姿ニあ候。　越前家まても、津山・雲州・明石・廐橋等先同樣の

形姿なり。當家而已形姿大ニ變り居候故、疑惑候處、二十年前予大ニ發見せり。其譯ハ、芝增上寺山内東照宮へ參拜、夫々文照院殿御靈屋へ參拜の節、文照院と有之候勅額門のランマ、幷其他花葵紋の彫物あり。當家用ひ來りし花葵紋の形姿ま少も不違して同し。これを以ミれは、尾州家御始の花葵ハ、宗家と同樣を憚りて、かく今のごとく形姿を變して用ひ來りし物と被考候。當家先祖の台德公の御實兄故、宗家被爲用候花葵を、其儘用ひ候樣の御沙汰有之、至今用ひ來りし物と想像說まハあれとも、予考慮をこゝま記し置ぬ。

皮カブリ挾箱

○皮カブリ挾箱　挾箱ニ皮をきせさる話ハ、俗ニ越前の皮かぶりと云事ハ、今人ハしらざれとも、昔ハ誰もしらざるものなし。昔隆芳公の御時代迄ハ、公儀御同樣網代挾箱之。途中網代挾箱まて往來せしところ、往來の者ハ將軍家の御通行と見あやまりて、大ニ不都合の事多し。依之、隆芳公御憚まて、皮をきせられたり。其後見あやまるものなし。夫よりして、越前家ハ不殘皮かぶりの挾箱ヲ用ひたる例ニなれり。

黑皮金紋の挾箱

源隆公一橋の御養子以來、皮かぶりを止め、黑塗黑皮金紋の挾箱ヲ公儀へ御願相成、御用まなれり。津山公も近來當家同樣皮かぶりを廢止せり。其他ハ御一新前迄ハ用ひ來れり。

〇役名變革　當家家來役名ハ、種々減祿又時故ありて、改革もあれとも、先、祖先淨光公ゟ德正公迄ハ役名も替りなし、慥にハ不覺れとも、家老を宿老トイヒ、又年寄トイヒ、中老アリ、其他至て簡易ましして、祖先以來の景況消滅せす。隆德公一橋家ゟ御養子に被爲入し後、俄に公儀ノ風ト相成、家老・側用人(元中老)奏者を用人とし、小姓・近習番等ノ如キ、皆一橋家ミ例に照準シテ、役名大に變革に至れりと、井原源兵衛老人の話ナリ。

〇日ノ丸旗　當家軍陣に用ゆる纏ハ、幟のごとくにして、白地日ノ丸なり。是ハ結城家のものにして、晴朝公ゟ秀康公に傳へ給ふ。夫故當家にてハ、先祖以來の舟印にも用ゆ。德川秀忠公の御代、秀康公へ御所望まて、白地日ノ丸ヲ御讓り相成、夫故公儀にあも、以前ゟ舟印に被爲用、後ま國旗と被定たりと、中根翁の物語りなり。

〇御座所　三ノ丸御座所(俗ニ二ノ丸ト云フ)ハ、尤古代のものましして、福井一番の普請之。隆芳公、探源公を吉江御住居と定め給ひし時、吉江へ御建築になりさる建物之。尤居間向斗之。銕炮の間よりハ、天保十四年癸卯、慶永初入部の節に普請せし之。昇安公ハ、御座所まて御逝去になりたり。德正公御逝去後、暫ク御取毀チ、

役名變革

宿老
年寄

日の丸旗
と結城家

御座所と
建築の由
來

獅子岩

疊置ニ相成、隆徳公御代ニ再疊置の御座所再結構せられたりと。疊ハ毎々表替すれとも、疊の床ハ昇安公の時ノ儘なり。威徳公御逝去後、御座所居間次の間を保存し、跡ハ取毀ちニなりたり。慶永初入部の節建繼ニなりたり。此事ハ熊谷小兵衛ゟ承る之。御座所庭ニ泉水の邊ニ獅子岩と云あり。探源公の時、此岩飛出し公をにらめたれは、公も岩ニ向つてにらめ給へりといふ。前波忠兵衛夜話ニ承る之。

御座所の泉水

○上水　御座所泉水へ水道ヲ引立たるハ、探源公御代なり、上水奉行へ被命たりと。奉行ゟ今日ハ必水を御泉水へ參候と申上候へハ、公甚御不機嫌ニて、其方の申ハ當にならすと被仰聞たり。奉行ハ必何時迄ニ參り不申候ハヾ、御手討と被遊候ても不苦と、御約束申上候故、公其時限ヲ待給ふニ、其時限ヲ不違水參り候。公甚御感佩有之、奉行を召して、御褒詞の上賜物有之候由。奉行の姓名ハ忘れたり。此事ハ高村藤兵衛ヵ幼年ノ時、老人ゟ聞たりと話たり。

柴田勝家の居城

○柴田勝家　柴田勝家の居城て、福井ノ城ニハあらす、今ノ鳩ノ門内杉田氏ノ邸宅邊なりといふ。毎年勝家の戰沒の日ニて、大橋(九十九橋)邊・毛矢邊を、勝家が馬ニ乘りて馳驅スルヨシ。よつて祥月日ニハ、誰レも恐れ憚りて、六時(今ノ六時)

杉田屋敷の石小祠

頃より戸を〆テ夜行をなさずと。牽強附會の説ながら、こゝに記載す。杉田氏の屋敷中ニ小祠アリ。勝家を祭りたる者之。毎年祥忌の月日ニハ、小祭ありて供物なとすと云フ。此石小祠そ、粕谷氏の代の中ニて勸請するとも云ひ、又昔より此祠あるとも云ふ。勝家の墓ハ、岡西光寺ニあり。我ハ此小祠へ參詣したる事兩三度あり。

小狐丸の刀と安波賀神社

○小狐丸刀　安波賀神社神主吉田運吉の家ニ、代々所持せる三條小鍛冶宗近の刀ありて祕藏せり。享保の頃、德川家寺社奉行ヨリ御尋の義有之、小狐丸影と書付差出候由、越前名蹟考ニ詳なり。寺社奉行ゟ御尋と申も、堂上方ゟ元所持の小狐丸、當時越前春日社ニ有之候趣ゆへ、御尋有之候樣、德川家へ依賴の由、不得止寺社奉行ヨリ尋有之候事ニ相成候由、乍內々寺社奉行ゟも、たとひ眞の小狐丸にもせよ、小狐丸影と認、書付差出候樣諭示有之候趣之。此事ハ吉田運吉ゟ承れり。　明治十年丁丑　主上畝火山御參詣、又孝明天皇陵へ御參拜、西南の役西鄉隆盛動亂の節、西京へ御駐輦中、慶永も供奉にて西京ニ滯留、九條公も(道孝公)同しく西京滯在中、日々參　內、於宮中春嶽公へ申入候、越前安波賀の社ニ小狐丸といふ名刀有之候趣承り居候、只今も保存して有之候哉、尋問被致。

小狐丸刀の由來

余、九條公へ私も毎度一見いたし承知仕居候。只今ニ所持有之候と相噺。其日も夫まて相濟。追而九條公被仰候も、過日御咄有之候安波賀社の小狐丸刀、何卒私所有ニいたし度候間、内務省へ申立度との事也。余如何ゝ御由緒有之候哉拜承仕度、模樣ニよりいては、小生御世話申上候ても宜クとの事を申述たれは、九條公大ニ悅ひ、履歷御咄申上候半。御承知の通り五攝家ハ、攝家二條・近衞・鷹司・一條也。右攝關ゝ内、九條家先本家たり。何を以本家とするならは、此小狐丸刀所有するを以テ也。然ルニ此小狐丸眞物ハ、當時無之候。夫故幕府へ申立、享保の頃越前家へ問合たる事舊記ニ見えたり。昔鎌倉以前歟。私先祖ニ子二人あり。尤男也。男子二人ゝ内、兄の方病身ニて聟ニ相成候故、次男へ九條家を相續爲致候を、兄も甚不平まして、兄の子あり親ノ爲ニ是も不平まて、畢竟九條家の元祖（本家之事）ノも、小狐丸あるを以テなり。いさ伯父の留守を見込、兄ノ子小狐丸を盜テ逃走すと。仍之九條家ニ於、不得止新ニ名人ニ命し、小狐丸を爲打、今ニ所持せり。近衞始へハ眞ノ小狐丸今ニ所有の積りニいたし置候。其後如何相成候哉と存居候云々。慶永云ふ。私も以前安波賀社へ參詣の節、神主吉田氏ニ承候處ニ而ハ、吉田氏の祖先、江戸ニて安價まて買求メ候

由。尤以前ハ公家の所有なりと申傳へ候云々相咄。もとより此刀ハ、安波賀社ゝ寶物ニハあらす、全ク吉田氏の傳來品なりと申候。九條公サラバ御世話相願度と被申。もとより唯御取揚と申譯にハ不至、金子ニて御買求メの儀ニ候ハヽ御世話可申上と相約シ、其後家令武田正規へも談し、吉田氏へ掛合、當時吉田氏も大ニ零落の體故、永世傳來と申譯にも至兼可申間、九條公へ獻上し、九條公ヨリ金子頂戴にて、田地等買求候ハヽ、双方ゝ爲と段々說得し、吉田氏も致承知、終ニ小狐丸刀ヲ吉田氏ゟ九條家へ呈上し、從九條家金百圓ヲ被下、全ク小狐丸ハもとの九條家へ復したり。年號月日ハ不記載候。

小狐丸刀九條家に戻る

○朝倉ノ事　朝倉家ハ、越前一乘城ニ居住せし事ハ、名蹟考共他諸記錄ニありて、今更贅するニ及ハす。乍併此事の事ニ就き恐るへき古傳あり。されは義景公大野ニ於ゐ討死ゝ時、誰人ニか遺言あり。もとより義景公を自殺せり。其時、此後越前國を領する國主あらは、必其國主に不幸を與へ破滅すへしと。又一乘瀧ノ上ニ、義景公金ノ轡ト請願文一卷を埋めたりと。是も後ノ國主に祟りをなさんとの文言なるよし。夫故か、祖先以來忠直公之配流、大安公の御自害、權藏ゝ一條等種々不幸を重ねたり。探源公いつ方ゟか此事をきゝ給ひ

朝倉義景の祟

瀧殿權現

て、穿鑿すれとも判然ならす。偶吉田某ナルモノアリ、能此等の事ま通達し、京都吉田家（公家）ま弟子ともきけり。此事を尋ね給へそ吉田氏も殊ま外骨折色々心配をなす。右請願文ノ寫を得て公ま獻す。公一覽實ニ可恐の文言なりと云ふ。公吉田氏ニ命せられ、一乘瀧ノ上ま金轡ト請願文ノ埋地ヲ掘り給へとも、年數經たりしや又探しあたハさるもの歟、此二種を得さりけり。依之不得止、公ハ吉田氏を安波賀の神主ニなし給ひ、春日社ノ山ノ上へ新ニ宮ヲ結構し給ひて、右ま請願文寫と朝倉家代々の系圖を記し、其後ハ朝倉家の子孫秀康・忠昌・光通ト書き給ひ、後ニ子孫長久と書し、一卷ニしてこれを宮の神體となし昔瀧殿社といふ社、一乘邊にありたるよし、破滅せり。其社名をとり給ひ、これを瀧殿權現と名つけ給ひて今ニ存せり。名蹟考ニハ神祕とあれとも、其實ハ如斯ト、吉田運吉余ま密話せり。皆川氏（元多左衞門）家ニ書留あり。後ニ田川清介これを寫して今ニ所有せり。國事叢記と題す。吉田氏の密話と同樣ナル事を記載せり。探源公又春日社の山上、瀧殿權現宮ノ下ニ、山ノ中伏ニ鳥居あり。代々安波賀ニ參詣する時ハ、瀧殿參詣後此鳥居ノ前デ拜禮をなすノ例なり。此鳥居ハ何ノ爲ニ設ルヤ、又何神を拜スルヤ、誰もしる人なし。中根雪江其外

隆徳公朝倉二代の業を定る

老人へも承れとも、何故歟不分といふ。内々吉田運吉に問フ。運吉いたく。私ハ心得居候へとも、代々秘密と傳ありて、御領主といへとも申上候ゆた不宜と申事故、是斗ハ御斷り申上候といふ。余決ゆ他言不致候間、咄呉候樣賴候といへた、左樣ナラハ申上候ハん。探源公御代頃迄ハ、朝倉家・淺井家等ハ、第一德川御祖先樣へ奉對、台戰をもいたし候事故、公儀へ御憚りの義も不少事有之候故、探源公眞ノ思召にゆ、一乗谷朝倉家の墓等を御拜禮の御心得にて、御鳥井被爲建候歟、其尊慮をたかりしるものふし。隆德公卽重富公の御代に至り、公た越前名蹟、其外御探鑿被爲在候御方故、此事を御承知被爲在候哉、安波賀春日瀧殿へ御參詣し節（去歳一十年 是代の頃也）一松雲院〔一乗〕にも御參詣有之、敏景・義景の木像を被拜候事相始マり候。此例に倣ひ、安波賀參詣の節ハ、必松雲院參詣スル事とふりたり。隆德公の深意ありて、大奥備前代々の位牌の所、敏景・義景の位牌ヲ被置、祥月忌にハ百萬邊を女中に被命必令繰ト云々。余カ代迄ハ、女中祥月忌にハ必百萬邊を令繰たり。此等の事起りたる故歟、隆德公た顔長久し年壽を保ち給ひ、其後當家繁榮の光ヲ現せり。現今、神祭に改たれとも、探源公、隆德公の遺志ヲ繼キ、予カ代々の神靈ト同樣朝

倉兩君の靈代をも合祀せり。後人之爲に記し置ぬ。

淺井氏の嘶

○淺井氏ノ嘶　淺井長政之、近江小谷の城主也。今ニ小谷ニ城址アリ。長政の内室之(卽妻)織田信長の妹ナリ。天正元年織田信長兵を發して、朝倉義景・淺井長政ヲ亡滅せしむ。信長と長政トハ近親類ニして、長政ハ信長の妹婿也。然ルニ如斯戰國とハ乍申、餘りの苛酷といふべき也。長政も信長之爲ニ被滅ㇱ事之、怨徹骨髓たるなるへし。長政の奧方も頗ル嫉妬深き女にして、傳へきく所ニよれは、死しても此怨ミハ難忘と遺言したるよしをきけり。不審儀なる事ハ、此時の軍にハ、東照宮も秀吉公も共ニ輔賛信長軍事ニ關し討伐せしなり。信長ハ明智光秀の爲ニ被討て遂ニ自殺せり。長政の女數人歟、何分太閤秀吉公の妾淀殿之、長政の第一女なり。秀忠公卽台德公之御臺所崇源院殿ハ、長政の第二女なりと云ふ。淀殿も頗ル姦才黠智なるものにして、嫉妬深きよし、秀賴公を生ミ給ひ、終ニ大坂夏ノ陣の節、德川家のために被討滅。秀賴公(種々の風說ありて、鹿兒島ニ移ルト云)も於大坂自殺し、淀殿も共ニ自殺して豐臣家ハ遂ニ亡滅せり。台德公の御臺所ハ、家光公ト駿河大納言殿を生給ひ、終ニ紛亂を生し、東照公、家光公を以て大統と定め給ひし後、駿河大納言殿ハ御

長政の女のこと

津山侯の祖

權藏君のこと

高田御前

自殺被爲在たり。台德公御女、御生母御臺所淺井氏の生み給ふ阿茶姫君、即天崇院殿は我祖先秀康公の御子忠直公の簾中となり給ひ、忠直公ハ行末豐後へ配流ニなり給ひ、秀康公の相續ヲ忠昌公ニ賜フ。天崇院殿ハ、後越後高田ニ於テ化粧料ヲ賜フと云ふ、光長君ニ讓る。今の津山侯の祖先之。越後騷動あり。衆人のしる所之。大安公御內室は松平氏國姫之。號淸池院殿。越後中將光長の女まて、天崇院殿の御孫なりと承り傳ぬ。大安公於福井、密ニ手元の女中と交通し給ひて一子を設けられたり。これを權藏君といふ。もとより妾服といふまハあらす。公殊の外御心配困苦被爲在、江戸の御前樣淸池院殿へは御隱し被成たりといふ。此事江戸御前樣御耳ま入りて、深く公を怨み給ひ、嫉妬の念甚敷と申傳へなれとも、決ゐ左樣の事ハあらす。淸池院殿ハ賢明まして和哥を善し給ふ御方之。此淸池院君ハ越後中將光長君の姫君之。淸池院の御祖母は、所謂高田御前と奉稱。天崇院殿の御孫之。常ニ當家と至ゐ中惡敷、公の密子を設けさせ給ふことを御承知被爲在ゆより、頻ニ淸池院殿ヲ煽動し給ひて、何これ嫉妬の念を生しゆ樣御仕向被成ゆよし。淸池院殿ハ公の味方も難被成、祖母君の機嫌も惡敷ならさるやう、兼て御心配被爲在たり。其後

大安公御逝去

權藏君越前を脫走し給ひて、江戸ニ至り、其年三月公江戸御參勤御發途の日迫るを以、終ニ三月廿四日御逝去の凶事あり。光長公も左遷ニなり給ひ、皆天祟院殿の仕業なりといへり。（註）祟ハタヽルトヨム、祟源院殿・天祟院殿皆祟ノ字を用ゆ。豐臣家・徳川家及我越前家も淺井氏の祟なりとある老人の物語りなり。

田植の咄

○田植ノ咄　面白き一の話あり。越前ニ於て百姓か田植のとき、歌をうたひて、苗をうへつけるときの足とりと、歌とかよくとゝのひて、自然ニ越天樂の譜にかなへりと。高野進齋翁が余ニ語れり。

昇安公時代の簡易

○簡易ノ事　近來萬事か手重ニなりし事ハ、誰もしる所なり。然るニ昇安公御代のころそ、余ほど手輕にして、君臣の間も親しくありたりと。其譯そ桑山十藏か家へハ、毎度公被爲入御膳召上りたりと。公御膳具、今に十藏の家ニ保存せり。もとより召上り物も、其節ハ十藏の家の妻などこしらへたるものを、其儘召上りたりといふ。其外諸方へ被爲入、御膳など召上りし事たび〳〵なりと。桑山十藏余ニ語れり。

古體歌のこと

○古體歌の事　越前ハ東西本願寺門徒多くして、大寺の住職ハ多くそ公卿より養子、又は結婚ありて、夫故歟和歌をよむ者寺方ニ別て多し。士以上ニ歌よ

尙平と歌學

むものはあまりこれなく候。文化時代寄合菅沼某（名蹟考にあり）少々歌をよみたりと、もとより近世體なり。威德公御代大安寺へ御參詣ノ節、御供ニ召連られ、歌よめと被命てよみたる事あり。紅葉のころと存候。越前名蹟考ニ詳なり。先これらがはしめ之。天保七八九年比歟、尙平といふ者（姓氏不覺）たま／＼福井ニ遊歷せり。此人古學ニ志ありて、歌も古體なり。中根雪江・平本良載・渥美新右衛門等尙平の說ニ感伏し、古學ニ志し、古體の歌をよむこと是より始まりたり。其後橘曙覽ハ、田中大秀ニ學ひ、雪江ハ平田篤胤の門人となり、勤王の志もこれより起れり。尙平ハ二度福井へ參り、其後古體の歌讀ミ、折々福井へ遊歷の者もあり。歌ハ渥美友鷹・中根雪江・平本良載・橘曙覽等の人か、福井ニ於てのはしまりなり。

弓術のこと

吉田茂左衛門と中根雪江

○弓術の話之事　今ハ昔ニて、今より見れはおかしく可笑事なから、天保の中ころ弓ノ師範ハ、吉田茂左衛門と云フアリ。兎角越前の風習として、何藝ニよらす、劍術ナリ、何なり他國へ遊歷して學ふことを嫌惡す。茂左衛門殊の外これを患へて、弓術の追々替ルヲ知らんと欲し、遊歷の志あれとも、兎角弓指南の者多くあり、彼等か故障を入レテ其志を果すことあたハす。中根雪江其ころ

福井の學問　前田雲洞　高野惣左衛門　吉田悌藏　清田丹藏

用人役を勤めしか、茂左衛門と殊の外ミ懇意なり。雪江も大ニ此美擧を賛成し、終ニ茂左衛門悴某、後ニ儀兵衛と云フを京都へ遣し、三十三間堂ニ於て通し矢抔をなし、其他弓術の道を學ふ。こと／＼く自費たるをもつて、吉田家ノ身上ハ、弓ノ爲ニ大ニ不勝手ニ至れり。茂左衛門の志、可感の事なりと、雪江翁の咄なり。

○學問の沿革　我越前國福井は、學問の流行せざる所まして、實ニ可憐可哀の模様なり。京都ニてハ清田澹叟なと學問の先生あれとも、福井まハ僅ニ前田雲洞位まして、聊田舍文章を記す迄なり。此文化文政の頃ハ、日本全國各名家の先生あれとも、福井ニてハ此名家先生を知る者なし。雲洞死て後ハ高野惣左衛門といふ儒者あり。これも詩文章ハ僅ニ出來たり。去かし音樂も隨分學びたるよし。これは余カ此家へ養子ニ參りし前ま沒したり。然ルニ吉田悌藏といふ者あり。頗下賤まして、櫻ノ馬場ニ住居して竹藪の番人の子ナリ。此人學問ヲ好ミて日夜勉强せり。これ福井學問の權輿なり。余師清田丹藏名裕なるもの、京都住居ましてやはり家來ナリ。天保ミ中ころ歟もじめて福井へ參り、吉田悌藏ニ逢ひて學問の話をなし、京都鈴木恕平といふ學者あり、山

崎闇齋派ニ而四書六經を專門として主張す。丹藏、悌藏ニ話したるより、悌藏は殊の外信向して山崎派ノ學問を修む。丹藏を以福井學問の始マリといふても可也。淺井八百里・加賀九郎右衞門・鈴木主稅其外陸續悌藏ノ門ニ入ル。松波甚左衞門等皆悌藏ノ門なり。八百里・九郎右衞門等ハ詩も少〻作れども、山崎派ハ頑固まて、詩文章は玩物同樣ニ見做て、詩文章をつくるものを兎角いやしめたり。專ら大學・論語・孟子・小學・近思錄等ノミまして、外ノ本ハ講義もなさす。故ニ輪講會讀等ハ盛んなれとも、文章又ハ詩など讀むものハなし。頑固ノ學まして、實ニ以今考れは冷笑ま堪へさる之。芳野金陵・安井・鹽谷・佐藤先生抔あれとも、此先生の名をしるものもなし。可憐ミ極之。就中松波・吉田・鈴木主稅等の如きハ頗偏固之。淺井八百里・中根雪江ハ福井ニ在つてハ開化の學問といふへし。乍併學問の權輿は、矢はり吉田悌藏號東篁なり。文運開くるニ從ひて、嘉永年間ヨリ天下不穩、外國攘夷論盛んなる時分、山本龍二郎關義臣）其外追々生徒江戶ニ參り、矢島恕輔なるもの抔江戶へ留學ニ出て、中村敬輔（敬宇）など友たり、諸先生ニ學ふ。是より大學等の山崎派の頑固學ハ大ニ流行ヲ失ひ、四書五經其他歷史文章等も學問の樣子大ニ變し、江戶諸先生之學派流

橋本左内

行せり。就中越前ニてハ、矢島恕輔文章の名をとるなり。又橋本左内等専ら學問ニ志し、文章詩ノ賦方、其外とも、福井頑固の學問及作詩抔も、大ニ文運の趣をなす。

鈴木魯
大島六藏
富田才助

鈴木魯あり。大島六藏あり。山本平太郎あり。富田才助あり。各文人墨客本京ニ不讓の景況をなせり。吉田悌藏、矢島恕輔、橋本左内等の如キハ、實ニ福井中の文章歴史、其外四書六經學問の元祖といふても過當ならずと存ス。

成島讓
高野進

我師成島讓（桓之助號筑山、今柳北ノ父）毎々參邸講義あり。予儒臣高野進、在福井ハ其頃（矢島橋本以前ノ人）詩文章歌ともよ出來て、頗名あり。桓之助、高野進（號半右衛門）ノ詩歌をみて、いかにも達者まて面白くあれと、田舎流の詩歌なりと被申ス。これはまたしく桓之助先生余ニ語れり。實ニ福井ニ於テ如斯文運盛んなる事ハ、中根雪江翁の功勞不少、人々これをしるべし。

底喰川の
硯と威德
公

○底喰川ノ硯　底喰川の硯ハ、於福井ヽ随分名物之。昔ハ足羽川よも、どこよも硯ハなきよし。威德公（探源公とも申す）の思召まて、底喰川ニ澤山硯をはなち給へり。夫々硯を多く同川ニ産すと、ある老人の物語りなり。

英林塚

○英林塚　一乘よある英林塚とて、朝倉敏景の墓之。越前中飢饉又ハ凶事あるときハ、必此英林塚鳴動すといふ事、此事甚以疑敷事なり。然レとも足羽川

（留川）へ鮎獵ニ參りしもの抔、時ニより一乘ノ方ニあたりて、大鉄炮のごとき音きこゆる事ありといふ。土人ニきゝても、一年ニ兩三度位は山ノ鳴る事もありと。これを英林塚の鳴動と唱ふるよしなり。

谷へ出るといふこと

○福井商人ノ通話　おかしき事あり。福井ノ町人即商之。諸商人福井家中へ賣物ニ出、或は蕎麥賣、其他何商人ても家中へ參るを谷へ出るといふ。是ハ福井町人の口癖之。此譯一切わからす。井原源兵衞又淺井八百里もいへり。むかし一乘城ニ朝倉義景等住居あり。其節家中の家ハ多くハ谷ニあり。夫故町人谷ニある家中へ賣りニ參る故、其頃皆谷へ出るといへは、家中屋敷へ參る事之。其昔の風が、うつりて、今も福井家中へ參るを谷へ出るといふ。昔の風のこりしハ是斗りなりと、井原淺井兩氏の物語りなり。

高尾山の硯石

○高尾山ノ石　南川ノ上前波村ノ下ニ、高雄山といふあり。石を出ス。硯石になるといふ。眞僞はわからされとも、此山より産する石ハ硯石のよし。昔此硯石を菅丞相ことの外めて給ひて、常ニ用ひさせ給ふといふ。予も領地の事なり。これをとりよせて硯石になし用ひたれと、殊の外堅質にして容易磨墨の功を奏せす、部子ヶ嶽産する硯石の方少しは用ニたれり。

淨慶寺礪石

○淨慶寺ノ礪石　一乘山近邊ニ淨慶寺といふ村あり。此地の山より出す所の石ハ、最上なる礪石なりといふ。刀劍を研くまは必用ノ物まして、此礪石なけれハ研磨するニ大ニ差支ありと。世ニ淨慶寺礪と稱するハ、多くは僞物のよし。眞ノ淨慶寺礪ハ餘程高價なりと、刀劍鑒定家余ニ語れり。

加茂山の坂鳥

○加茂山坂鳥　從來の風習ハ、決而改革すべきまあらすとの噺は、天保度の末歟、嘉永の頃か、年度ハ不覺候へとも、中根雪江勝手掛りの時分、之用人誰か雪江ニ言ふものありて、足羽川の留川、加茂山、々奥ハしめ、上の御坂(坂鳥)一切相廢し候事を申立たり。是も儉約ノ一つなりなどと申候。家老始一同、坂札并留川并領の輩ハ、大ニ不平を唱へ不腹を申立たり。勘定奉行(當家ニてハ奉行と云ふ邊までも、表向ハ儉約ゆへ異議申ものなけれとも、内心は大不平之。雪江强く申立候ゆへ、不得止、坂・留川とも廢し相成候。此時雪江の申立、家老始の苦情、實ニ夜も不寢程の心配をふせり。

坂鳥と千石田

加茂山ノ麓、山の奥の下、千石田といふ字あり。俗ニ米千石を收むる所ゟかく名付しといふ。百姓稲を刈取候後ハ、毎年其田へ他ノ小川ゟ水をせき入て、雁鴨を集むる之。不然レハ坂へ鳥ヵ不參ゆへ之。不參レハとる事あたハざる故之。坂鳥を廢し(上ノ御坂ヲ廢し、士民勝手次第

留川と鹽鮎

ことる事ハ自由之此年は千石田ニ水をせき入るゝをなさす。是迄此水を千石田にせき入るゝハ、やはり上ノ費なり。其年ハ御坂を廢したるを以て、家中勝手次第ニ坂へ上り、獲物をなすといふ。翌々年春ニ至り、千石田近傍ノ百姓願ひ出、再上ノ御坂を廢せらるゝを復したる(きカ)事を申出たり。段々郡奉行へ申付爲取調候處、御坂被廢候ニ就而、千石田へ小川ゟ水をせき入るゝ事をも御止メニ相成りたり。これを以、千石田の米出來方不宜。いかんとなれは、御坂被廢候ゆへ、千石田へ水を入れ、雁鴨集り候て糞をなす、卽こやしと相成候て、米の出來方もよく候。水を入レず、雁鴨の集らさる所より、糞のこやしを失ひて弊害ナリ。よつて何卒もとへ被復候樣頻ニ願ひ立、家老始一統坂被下候面々、下地ハゴスキ、御意ハヨシとやらにて、速ニ評決し元ノ通り御坂ハ以前ニ復したり。改革も眼前の弊害ニ目をつけ候ても、後弊かへつて多く可畏と存候。

○留川　留川の原因ハ、必自身の爲メ、又ハ家老始への獵を許すためにて、留川スルにあらす。年々夏鹽鮎を公儀へ獻上する例之。爲之に何時にも獲獵の出來るためにて、留て置くよし。尤留川ハ足羽川卽南川ニ限れり。北川卽黑龍川ハ、從前々留川ニて無之候。此事ハむかし熊谷小兵衛・前波忠兵衛のはなし

なり。

若宮淵の鯰と探源公

○若宮淵　昔探源公、南川若宮淵に、大鯰の住居せしを聞給ひて、火矢を水中に射放ち給ふ。歸途大暴風雨まてあり。市波村本光寺へ立寄らせられ、本光寺（門徒宗）御供申て歸城し給ふとかの傳説あり。又鯰か坊主に化して、本光寺へ參りしといふ事もあり。全く無根の説に似たれとも、公の若宮淵へ火矢を射放し、又此日歸途大暴風雨のありしは無間違事也。然れとも鯰の化しさる抔ハ、とるまもたらさる説なりと、國事叢記に見えたり。

徳正公の美事

○徳正公ノ美事　徳正公ハ、當家歷代のうちまして、文武兼備の人也。賢明の君といふへし。公ハ常に登城其外他出し給ふときハ、必金子を懐中に入レ給ふよしなり。當時の大名ハ今と違ひ、金子なと懐中に入るものなし。いつの頃か世に名高く、今も傳ふる板倉修理（勝該）なるもの、細川侯（宗孝）を殿中まて殺害せり。是ハ大名の登城日也。公も此時登城し給ふが、此大變を聞給ひてより、

徳正公と細川宗孝

細川侯を殊の外介助し給ふて、實は死去し給へど、どこ迄も傷害のため病氣となり、大病と申唱へしめ、坊主部屋へ細川侯を連レ行介抱し給ふ。此時公ハ懐中に入レ給ふ金子を、無惜蒔散して坊主其外陸尺なとへも被下しよし。

淺見忠右衛門

夫故何レも金子の威光にて、細川侯の看護行届たりといふ。將軍家にも殊の外御心配被爲在候て、御醫師抔被附、粥を被下、坊主部屋迄持參ス。細川侯ハ內實死去し給ふゆへ、中〻粥所にハなし。公此粥を不殘喰玉ふて、細川氏殊の外難有候、不殘頂載いたし候と、代細川氏御禮被仰上候よし。內實ハともあれ、病氣大切中にも粥を喰ふなれハ、不至死と申證據を被示候物にて、公の取計宜きを人々感賞せり。懷中の金子も用立ち、大名までも不時の事あれは、必金子ハ常に用意せしにしくハなしと公被仰ける。又一ッの美事ハ、淺見忠右衛門なるもの、供頭相勤、御玄關前に供待をなしたり。殿中大名の騷動細川板倉ノ事を聞、大に驚き、公ハ自若として忠右衛門へ御逢のために、御玄關迄被爲入、今日の大變ハ、ケ様〳〵と被仰、忠右衛門へ被仰付、俄に早馬にて常磐橋へ被遣、此事を報知候様被仰付、序に紅絹を一反持參候様被仰聞。忠右衛門常磐橋邸へ歸り、再早馬にて歸り御玄關迄罷出、公も御玄關へ被爲入、忠右衛門紅絹ハ如何、公請取給ひて細川侯を介助し玉ひ、侯を紅絹にて包ミ駕へ乘せて歸邸せり。公白絹まては血の塗りちらしたる判然せり。紅絹までハ赤血の色、目に不立所より大に都合宜相成り、目立も不致、是等公の不凡の御心志、可驚可感の義、淺見

忠右衛門か熊谷小兵衛の父ニ直話したるを、小兵衛ハ亡父ヨリ承れりと、小兵衛か余ニ語れり。公の遺志を以て、余は今も懐中ニ金子少々を入れて他出せり。是公の遺志を繼くの寸意なり。

見性公博奕を好む

○見性公ト博奕　面白き奇怪の話ハ、見性公即昌勝君ハ、隆芳公の御子ましてて分家し、松岡ニ住居し給ふ。此時分ハ博奕はやりたるか、昌勝君松岡ニあつて常ニ博奕を好ミ給ふ。毎度家臣をよひ集め給ひて慰ミ給ふよし。いつも此御遊ひの始まる前まハ、下部ニ被仰付て、只今御博ち始マりますと、常ニ御相手の家臣の宅を觸れさせ給ふといふ。其時家臣ハ皆屋形ニ參上して、御慰の御相手をなす。四王天家書留ニも見え、淺井八百里先祖も松岡様へ御奉公なし給ふよしニて、傳へ聞たりと話したり。

一國女と一乘寺

○一國ノ事　一國といふ女ハ、西岸公の寵妾まして、至る姦惡ノ婦なりといふ。此事ハ歴史まも見えたり。公豐後へ御左遷ノ後、又ハ御左遷被仰出たり、福井御發途の翌夜ともいふ、誰人か知らす一國を殺して、一乘寺の寺内へ遺骸ヲ捨てたるを、一乘寺の和尚寺中へ埋めたり。其後墓を築造せりと。今墓五輪一乘寺ニあり。此説ハ眞僞をしらすといふ。古傳ニハ、此墓一國ノ墓といへり。

當家ニてハ聊も關係なきとおろ、隆德公深遠の思召ニて、大奥女中隔年國許へ被爲入候時ハ、必女中被召連候例之を御代參ニ被遣候て、香奠少々を被備候事となれり。余隔年國許へ參り候節ハ、必女中を代拜ニいたし、香奠を備へたり。

一國女と東光寺

又或說ニハ、公と一國ヵ慰ニ、孕婦を殺して御覽せられし孕婦を、俎板ニ載せて殺したる俎板、東光寺城橋ノ庭中の池の內ニ埋めたりといふ。此說多分僞なるへしとの事之。

小姓を置かざること

○大坂の奇怪　とるニたらぬ話なれとも、聊偶然とあふ事あり。當家の系譜ニも、諸書ニも見へす。西岸公大坂落城のせつ、一番ニ攻寄せ給ふとき、豐臣方ニて櫓ノ上へ七八才とも申、十二三才とも申女ノ美麗なるが、公に向ひて笑ひなから、汝の家ニ小姓を置けそたゝるぞと、うらめしくいひたりといふ事あり。夫からして當家、奧方の中﨟の外に、小姓を置く事をなさす。小姓とハ、公儀をはしめ御臺所・御簾中樣、御側使中﨟と云フ、其外ニ小姓といふて、七八才ゟ十三四才迄の女子を小間使ニ被遣さり、これを小姓といふ。松榮公卽淺姬君樣ハ、從公儀被爲入たる御方なるをもつて、小姓を被置たり。必小姓ニなりたる人は、小姓勤中死したるもあり。又小姓ゟ中﨟ニなりて死したるもあり。夫故譁

姫郎寛恭院なとハ、當家より阿部家へ嫁しつかせ給ふ中﨟の外ニ雁小供といふ名にして、側へ被召遣たり。實ニ一奇といふへし。

秀康公従三位のこと

○秀康公ノ官ハ尊シ　浄光公の官位、當家の傳へまてハ従三位とあり。津山家松平明丸（元三河）の家ニ傳ふるところニ而ハ、正三位とあり。何れカ是か、何レカ非なるやを不知。ゆへに、御一新前、代々官位の事を掌る家あり。壬生官務と云あり。（御一新後、被列華族、任従三位、名ハ輔世今ハ亡ス、）此人ニ問合ハせしに、此人段々取調へて書付を回送せられたり。秀康公ハ従三位前權中納言ナリト書せり。予これをみて初而確説を信用せり。官務ニ面謝せし後、我祖秀康官位御取調ハ、何等の書物ニ而ハ哉ときく。官務云フ、公卿補任なりといふ。余それニつき官務の話をきけり。昔ハ諸侯の官位ハ公卿と同様なり。朝廷の御定めハ、たとへハ大納言ハ十人、中納言ハ十人、宰相ハ八人ナレバ、第一ニ被任たるものより辭表ヲ出して免官ヲ乞フ。御許容の上免官となれり。此免官の人ハ、前大納言トカ前中納言トカ唱へ候。一人闕員相成候へハ、追々ニ年數を以此官ニ被任候か例ナリ。秀康公尾紀水三侯の官も、公卿と同様の官ニ被任たり。夫故秀康公の中納言ノ在職中ハ、公卿の人ハ一人の闕ニ相成、

前記にある中納言十人の内の一人なり。夫故公卿補任中ニ記載せり。

公卿補任

慶長七年正月六日叙位従四位下源秀康

任參議

同　八年正月十一日

辭參議

同　年　二月廿二日

叙従三位

同　十年七月廿六日

任權中納言

同十一年正月十日

辭權中納言

武家官位のこと

右之通リ故秀康公ハ、前中納言と被稱し旨之。台徳公歟、大猷公歟、御上洛の節御建言相成、諸大名の分ハ員外と相成、大納言中納言宰相中將少將侍従等の官の如きハ、關東將軍へ御委任相成、將軍家の所存ヲ以官位任叙スルヿニ極れり。

清池君と大安君とは睦じかりしこと

夫故公卿の分ハ、以前の通り官何人の定めニ相成候。尾紀水加州を始、諸大名一同幕府の存意を以テ任叙相成候。乍併從幕府任官叙位の義ハ、一々朝廷へ言上相成、位記口宣下り候事に候。右の規則相立候より、諸侯任官叙位を記載スルものヲ武家補任といふ。公卿補任と分レタルナリ。秀康公、尾紀水其外此規則相立候以前の諸侯の官ハ、公卿補任の部ニ入りて殊更尊し。將軍の官位ハ如舊、慶喜公ニ至る迄公卿補任の部ニ入りたりといふ。我輩中納言ニ被任候、(鍋島蜂須賀伊達山内等)於　御所　勅命なれとも、やはり武家補任ニ入りたるよしなり。實ニ此等の事ハ、人も心得てよき事之。

○清池君ノ美談　清池君ハ、大安君の内室まて、光長君の女なり。和歌をよくよみ給ひて、筆蹟もうるハしく見事之。權藏の事ニ付、殊の外嫉妬深くして、大安公の命數もちゝめたるハ、清池君の仕業なりといふ物もあれと、必清池君よハ嫉妬の御念なとハあるましと信せられたり。其證ハ、ある日公馬を買ひ給ひて、清池院ニ御はなし被爲在候ハ、我買ひたる馬ハ額ニ星ありといひ給ふ。それ此馬ニ名をつけたりと。其名ハ何と申ぞ、あて給へと、御笑ひなからはなさせ給ふ。清池君ハ五月雨とつけさせ給ふかと、公殊の外御喜ひにて、何ゆへ

こよくあて給ふと、とひ給へハ、古歌ニ、星一つ見つけたる夜のうれしさは、月よもまさるさミたれの空とあり。公、拍手て歡ハせ給ふといふ事、ある書ニ見えたり。如斯御夫婦の中睦敷被爲在しニ、嫉妬の御念なとハ必なき筈なり。全く天崇君ニ被對しての御困難なる事と想像せり。

威徳公の發句

○威徳公ノ御發句　威徳公ニハ、御在世中特ニ發句俳諧ヲ好ミ給ふて、江戸有名なる俳諧師（名は忘れたり）を毎度招き給ふて、發句俳諧をなし給ふ。種々御名吟もあり。宗匠も大に感服せりといふ。ある日發句會の節、氷といふ題をよみ給ふ「引上けて水のうらみる氷かな」。宗匠水のうらみる氷とは、不凡の御名句なりと驚き感し奉りしか、すこし私の心つきあり、此心付を申上けたらハ、一段の御名句なりと感賞して申上たれは、公まハ殊の外悦はせ給ふて、心付を遠慮なく申へし。宗匠いはく。私共ノ如き鄙賤なれはこれて申分なし。公ハ御身柄ナリ。御大名様ゆへ「引あけてを、あけさせてま遊したらは一段なりといふ。公速ニ短冊へ「あけさせて水のうらみる氷哉」と認めさせ給ふ。満座感賞せさるものハなし。此時熊谷小兵衛も御側に居て、親しく拝見し奉りたりと。小兵衛か我ニそふしたり。

貞照君と慶永

○貞照君ノ我ヲ戒ム　貞照君ハ威德公の御側室ニして、實ニ天梁公の御實母なり。なみ〳〵ならぬ御方ニして、世間ニハ色々風說もあれと、智識のひらけたる御方なり。君、天保十二年辛丑福井ゟ江戶へ、御出ありて、志はし靈岸島邸へ御住居相成し。余此年十四才、君はしめて我ニ逢ふて、酒肴最中ニ御話ありたるハ、とかく越前の國の風は、始あつて終りなし。始まハ勢よく何もかも力を盡せとも、終リニハ夫程の事もなし。火の消えたることとく失せはてけり。君ニハいまだ御年若の事ゆへニ、此所をよく〳〵御心得ありて、不そ〳〵ふからも始終を全し給へと。懇ろに御さとしありて、一國の政をとり給ふ君ゆへ、よく〳〵御心得なされへくと被仰たり。于今腦髓ニ浸潤して服膺せり。

松榮公の美談美事

○松榮公主ノ正直　松榮公主ハ、淺姬君と申奉りて齊承公の室なり。余ハ公主の恩惠を蒙りて今ニ忘れさる之。余ハ十一才の時養子ニ參りたる日より、公主の逝去までのことを知れり。飽迄公主の美談美事ある事を知れとも、枚擧するニ遑あらす。其內とりワきて感服すへき事は、公主の御居間の横に、御淸間と稱するものあり。いはゆる內佛殿之。御實父文恭公廣大君、幷御實母天梁公、幷菊姬眞照院殿、於義丸君与超倫君位牌を置き給ふて、日々御拜被爲在

大安寺光通公の木像と畫像

たり。毎朝御目覺後、御手水御膳御仕舞等被爲出來、御晝食をめし替へられ給へハ、直ニ御佛殿卽御淸間中、幷御位牌所等こと〳〵く侍女の手をかり給ハすして、御手自ら箒まてはき給ひ、はたきを以て塵をはらひ、日々御佛殿をみつから掃除して、御位牌を安置し給ひ、御花御水並御菓子備へさせて、法華經自我偈をよみ給ふ。夕刻も同樣御經をよみ給ひて、御水御花を捧け給ひて、御位牌不殘を御箱ニ納めさせ給ひて、夜分ハ御床ノ間へ被爲置、御寢の時分ハ御枕もとへ置給ふ。火事の時持出させ給ふ御用心なり。又其翌日ハ、御佛前へ御掃除ノ後安置し給ふ。余幼年の時ゟ、御かくれ御病氣前迄ハ、日々不怠奉仕せられたり。余幼より此事を拜見し、感服せり。かくの如き御貞操の御方ハ、世ニ稀なりといふへし。

○大安寺の木像　大安寺ノ木像ハ、我家ゟ寄附したるニハあらすと存ル。大安公卽光通公の大安寺御建立以後、寺ノ開山大愚和尙と御相談の上歟、公御在世中ニ畫師ニ被命、御畫像をかゝしめ給へり。此畫像ハ、該寺第一の重寶なり。此畫像より摸して、御木像を造りて今ニ存せり。夫故御木像よりも、御畫像の方ヲ尊とするなり。住僧余ニ語れり。

西巖公と鳥羽畷
西巖公の御像

○西巖公ノ肖像　吉江邊ノ鳥羽繩手村々ハ西巖公臣下ニ命せられて土地を開らき給ふよし。其高恩を忘れさるためニ土地の人民公の木像を作り奉りて、鳥羽の寺院ニ納め奉る。今ニ存せり。此公の御像ハ、大坂御陣の節、公十五才の時初陣ノ時ノ御姿をうつし奉れり。白馬ニ召させ給ふ之。余これを寫眞まして祠堂ニ安置せり。余ハ此事を淺井八百里、井原源兵衛ゟ承るなり。

淨光公の刀

○淨光公ノ刀　淨光公ハ、島津公の祖先（義久歟）至而御懇意ニ被成しよし。公ゟ島津君へ御直書を被添、刀一本（脇差歟不判然）被進たりと、今に島津家まてハ此品と御直書を保存せられ、第一番ノ箱被納、家寶中の一部分之と、島津齋彬卿余ニ語れり。伊達正宗卿とも至而御懇意まして、毎度御書翰の御往復あり。公の直書ハ、伊達家ニ殘れりといふ。余か家ニも、公へ被贈し正宗ノ書翰あり。正宗の書翰ありしことは、誰もしらさりき。余在越前虫干の時、一寸目ニ觸れ能々見れは正宗卿の書之。表裝を命し大切ニ保存せり。

大安公の肖像と美濃部半七

○大安公像美濃部ノ緣因　大安公ノ乳母ハ、元定座番外の美濃部半七といふ人の祖先ノ母なり。（祖先ノ官名不知し）此事ニつき一話あり。元小姓相勤し笹川熊次郎（後號藤内章門ノ父）ある日余ニ語れり。私先年相願伊勢參宮仕し節、近江國を通行のせ

つ、大安公ノ御肖像を拜し奉りたり。僅々たる草堂ノ内ニ被爲入、一ノ出家アリ、越前樣御家臣美濃部氏ノ祖先ノ母ノ、つくりし物なりといふと話したり。仍之美濃部半七へ、此事を中根雪江を以尋問せしところ、熊次郎申こと〳〵に相違なきを以テ、美濃部半七（半七歟半七ノ悴カ忘れたり）を態〻旅費を與へ江州へ遣し、公ノ御肖像を福井ニ移し奉る事を命したり。半七も大ニ悦ひて近江へ赴く。其所へ到り、段々及掛合處、中々於先方承知いたさす、是ハ此村にてハ何も大切にいたし、守護神とも仰き奉るへき御像なり。公ノ御乳母何故歟、此所へ參りて安置し奉るなれは、中々差上ル義ハ難成と申ル。半七いろ〳〵掛合、金子若干を送りて、公の御像と御乳母ノ木像を福井ニ持歸りて、運正寺ノ御靈屋ニ安置する事となれり。乍併、江州の元被爲入御像守りの出家の請願によりて、公ノ御像と御乳母ノ木像を畫像にいたし、佐々木長淳認たるよし。美濃部家ゟ御像の代りニ出家へ送進せり。

佐々木長淳大安公の肖像を畫く

丸岡有馬家の鐵炮

○丸岡家ノ鐵炮　是ハ當家の事ニあらねとも、越前國中の事たるをもつてこゝに記し置ぬ。丸岡藩主有馬家ノ祖先ハ、元肥前を領せしまや。鍋島家とハ讐敵なりといふ。夫故近年迄ハ、たとへ營中まて鍋島ニ出逢ふとも、時宜する

事なく、途中まても相當の禮義を互になさすと、是祖先以來ノ舊慣なり。故に毎年正月元日未明ま、必す天守卽櫓に一人登り、肥前佐賀鍋島ノ方へ大筒、今いふ大炮を向け、玉なし一發を放つを例とす。祖先以來の仕來なりといふ。今ハ祝炮を打なれと、これは讐炮なりと兼ても人より承れとも、有馬道純、元丸岡藩主笑ふて余に語れり。

永平寺殉死の墓

○永平寺殉死ノ墓　永平寺にハ誰もしるか如く、隆芳公の御墓山上にあり。公の爲に殉死したる者の墓、公ノ御側にあり。此殉死之者ノ墓にハ、何もなくして墓のみありときゝ及ひたるに、殉死の者の首を納めたるものゝと、瀧勘藏今武田信敏ヵ余に語れり。信敏の家にかく傳ハるといふ。

永平寺長松君の墓

○永平寺長松君墓　永平寺承陽殿ヨリ火ヲ失し、これかために長松君の御墓も延燒せり。依之御墓を改造せり。段々檢査して御墓の下ヲ少々堀りて、土臺を築きたり。此時衆人の考まてハ、多分御臥棺まして、決て火葬し給ひ、御骨のみ納むるにあらす、全ク御遺骸を奉葬やうに被存たりと。鈴木準道今明治十三年の秋福井へ遣し、準道永平寺へ代拜の時、永平寺の僧ゟ承れりと、余に語りたり。

○書判ノ話　書判ハ即今の見留印と同様なるものにして、昔ハ銘々自身の書判ハ、自ら筆をとりて書しものなり。即　東照宮　台徳公の頃ハ不申及、往古鎌倉時代よりも皆自身被書さる書判なり。しかるに追々世の中變遷に随ひ、近來に至てハ　幕府を始め諸大名（公家も同様なるべし）も、書判を木に彫り（ツゲの木多し）二重ま書す。さとへはカクノコトクなし、姓名ノ横へ此判ヲ押シ、跡より奇麗に濃墨を以て塗りたる事となれり。却て古風ノ方面白し。楠正成抔の書状なとを見よ。皆自身被書たる書判なり。當家徳正公即宗矩公代迄ハ、幕府老中への使札飛札、又ハ御機嫌伺幷恐悦書状、其他諸家へ廉立さる書状、皆右筆認候得共、必書判そ自身に御認の規則ましして、これハ用人の管掌なり。屢用人、側へ罷出、直判を被書給ふを請ふ事之。其節ハ必自身被書給ふといふ。委細ハ不存れとも、隆徳公即重富公の御時代ゟ、木に彫りたる書判となりて手元に被置、入用の節ハ用人ゟ申出、木彫書判を御下ケに相成、右筆まて此書判を押し、濃墨まて塗り候よし。其後の代に至りては、木彫書判を國と東京とに置き、用人預りと相成、書狀用の節ハ用人ゟ右筆に命し、書判爲押塗り候事と相成、於幕府も同様なるへしと、或老人の物語りなり。

一日二度の食事

○一日二度ノ食事　余十一歳の時、此家ヲ繼き、引移りたる翌年の家老詰に、本多筑後といふ者あり。　筑後曰ク。　昔ハ一日の食事三度するものなく。　一日ニ二度食事をなしたり。　其譯ハ私の祖父路夕、是も御家老相勤め候、路夕より私の幼年の頃直話を承り候。　路夕の親、路夕の若年の頃、路夕ニいふは、己れも幼年ゟの仕來ニて、一日の食事ハ二度なせり。　今の世をミるニ、大概一日ニ三度食事するもの多し。　これからハ一日三度となるへし。　其方抔ハ年若の事てもあるし、とても一日二度己ノ如くニハ參るましけれは、己ハ是て一生すますニよりて、其方ハ矢張世間通りニ、一日ニ三度の食事をせよといはれたり。　これを以てミれは、昔ハ一日二度の食事ニ極りたるものと被存候段、筑後余ニ咄さり。

封筒の話

○封筒ノ咄　余幼年、熊谷小兵衞といふ老人あり。　側向頭取相勤めたり。　齢八十餘ニて沒せり。　小兵衞夜ものかたりニ、私親寛政の頃歟ノ時分迄ハ、今の如く封筒といふ事ハ無之候。　丁度私の二十歳頃ニ、私親江戸詰仕居候。　書狀の内へ封筒一枚を入レて廻し申候。　其節の書中ニ、近來ハ段々便利の品出來、此封筒といふ出來て、書狀を此中ニ入レて送ルもの之。　珍ら敷物まて、外ゟ到來候

故廻ストノ事之。尤其封筒ハ、今から見れは極麁末なれとも、其時ハ美麗ニ相見えしと、小兵衛余ニ語れり。以是見れは、封筒ハ昔ゟ無之物と被存し、支那西洋ハ古來ゟ用ひ來れりといへとも、日本まてハ是をしるものなし。

威徳公と喫烟

○威徳公ノ美事　威徳公の美談あり。菩提所寺之へ參詣あらせ給ふ時の事をきくニ、昔は誰も承知の通り、行列まて駕なり。公御參詣の時も、必駕中ニあらせ給ふても、烟草ハ喫しは(給脱カ)す、駕の横ま供したる者ニも御話等無之、御謹愼の御様子なり。御參詣相濟御歸りの節ハ、駕中烟草を被喫、御側ニ御供せる者へも、少〻つゝ御話有之しよしを、前波忠兵衛と(云ふ脱カ)老人ゟ承りて、大ニ感佩して、余も其より參詣前ハ、烟草を喫しゝ事と、側の者へ話をやめたり。實ニ昔の御方ハ、今と違ひ御行儀正敷物之。

小石川西岸寺

○徳松君ノ話　隆芳公の御子ニ、徳松と云ヿあり。系圖ニハ葬小石川西岸寺とあれとも、小石川ニ西岸寺といふ寺あるか、なきかをしらす。加賀九郎右衛門殊の外心をくるしめ、小石川邊を尋訪するニ、牛天神の横裏ニ西岸寺といふ寺あり。こゝへ至りて承ると、徳松君の御位牌もなく、御墓もとよりなし。段々聞糺して見れは、西岸寺ハ元水戸屋敷中ニありて、水戸家の屋敷となりたる

折、寺ハ今の所ニ移されたりといふ。然ラハ其節徳松君の御墓ハ其儘ニなりて亡滅したりと被考なりと、九郎右衛門余ニ語れり。

常磐橋邸のこと

○常磐橋邸ノ話　隆芳公御代靈岸島の屋敷を賜ハりたる事ハ、誰もしる所之。其後家譜ニ詳なり。余ノ覺ゆる所ニ而ハ、昇安公の御代と存候。今を以考ふれは、人力車もあり、馬車もあり、當時そ駕なり、依之何分靈岸島ニてハ、御本丸遠く、出火非常の節登城等ニ不都合故、御城近邊へ邸賜ハり候様との内願を老中迄申出られたり。依之常磐(橋脱カ)の邸を賜ハりたる之といふ。此邸ハ元柳澤邸の由之。

玉の井

玉ノ井といふ井戸あり。稲荷社ノ東ニあり。元ハ名水なりといふ。此事を天方孫八より承りたり。

靈岸島邸のこと

○靈岸島邸　隆芳公御代、從　公儀屋敷賜ハり候間、場所撰ミ申出候様ことの御内意有之候よし。公まハ築地邊歟海邊被爲望候趣まて、靈岸島の海面を御願出ニなりしといふ。直ニ海面御拜領ニなりたり。依之、越前國人民大工をはしめ、貧人を東京へ招き集められて、新ニ海面を埋め立て、今の土地を築立られしといふ。實ニ公の御注意ハ感佩すへし。

海邊の御茶屋

海邊ニハ一ノ茶屋を造らせ給ふ。其外も定て御殿御新造被爲在たるなるへし。近年迄此茶屋殘り居りた

り。安政年間（二卯年）の大地震ニ潰レたり。可惜事ニ候。此茶屋の様子ハ、福井泉邸の茶屋、元三ノ丸御座所と唱ふる御殿と同様の造り方之。其外銀杏木大木あり。これも公の御時代のもの（と脱カ）想像さるゝなり。此邸も毎度焼失したれは、僅ニ茶屋のみを存せり。此邸ハ樹木繁茂して、以前ゟ火災ニ罹りたる事なし。文政年間淺姫君卽松榮公、靈岸島へ御引移（齊承公の室）ゝ節、御住居を新ニ被爲建候、繁茂の樹木を伐採したる事頗る多し。此時分を始として追々火災ニ罹りたりと、熊谷老人の物語りなり。

銀杏大木

○大安公御分骨　大安公の御遺骨、大安寺ハ勿論之。上野山内ニも御墓あり（御分骨）とあれとも、今ニ至る迄發見するものなしと、加賀九郎右衛門ゟ承れり。

大安公の分骨

○御座所御庭獅子岩ノ怪話　御座所の庭泉水の北ニ一岩あり。いかまも獅子の形なり。或日此獅子岩歩行して椽側ニ至れり。探源公怒らせ給ひて、御にらめ被成たれは、獅子岩平伏して元ノ所ニ居を占めたりと。もとより信するニ足らされとも、井原源兵衛の昔語りをきゝたり。

御座所の獅子岩

○井原源兵衛ノ昔話　井原源兵衛ハ八十ニ近き老翁まして、義經流の師範なり。毎度余の前ニ出て昔話の中に、種々面白き事あり。源兵衛いふ、私は　降

井原源兵衛の話

徳公の格別御懇命を蒙りたり。公御隱居の後ハ、靈岸島ニ住せ給ひけり。御國へ被爲入候へハ、（公御家督中なり）毎々私父子を大奥へ被爲召御懇話あり。御前ニて御夜食被下候事毎々にして、女中の御通ひなり。如斯御懇命ハ、私父子ニ限り、其外の物ニてハ、女中御通ひ（給仕也）ニて御夜食等被下候事ハ無之、御家老ゟ不及程の御懇命也。今ニ至り難有奉存候と申。此一話にても、昔の御模樣と今の樣子との變換をしるへし。

福井城土手の白壁

○城の堅固　福井城の土手の白壁の塀ハ、是迄尋常練塀と同樣なりと、誰々も思ひしところ、辰年七月十八日の大風雨、古來稀なるものにして、老人も不覺なり。九ツ時過ゟ七ツ時過迄の大風雨ニ、練塀倒れたり。奉行（勘定奉行の事也）ゟ吟味の處、此土手城廻りの塀ハ、裏表へ木舞まて塗り、壁三重位也。其間へ小砂利をつめてあり。實ニ可驚工事なり。依之元の如く修繕を加へたり。依て餘程失費ニ相成ると、此事を當時の奉行ゟ上申せり。

清崎家と權藏

○清崎家の待遇　元絲魚川（後改清崎）家松平日向守也。祖先權藏ハまさしく大安公の御子にして、深谷村邊へ隱し置給ふを、權藏夜逃走して江戸ニ至れり。依之　大安公にハ殊の外御心配有之候處、終ニ自刄の凶事あり。權藏ハ明石家

の祖先但馬守ニ依頼し、但馬守ハ此時　大安公とハ伯父甥の續なれと中悪く、大ニ喜ひ給ひて盡力周旋、御老中へ申出、一万苞を賜ふ。夫ゟ追々一万石となりて、日向守家の祖先と相成ル。大安公の如斯御配勞被爲在ル事故、於當家者親族一族の交際を拒絶して、少しも不付合也。隆德公の御代ニ至て、初て兩敬の待遇ヲ與へ、日向守ゟ年始位ニ來邸せらるゝ事になれり。余ノ代ニ至つて、日向守直春ニ格別懇親を結ひ、一度日向守家へ招請ニ預り、開酒宴たる事一度あり。初ゟ一族の交際をなしたるなり。爲備考こゝに記しぬ。

田安家と池上本門寺

○先天ノ習慣　德川八代將軍吉宗公即有德公ハ、誰もしる如く紀州ゟ大統を被爲繼たり。公の御子宗武卿即悠然公ハ、田安家の祖なり。宗尹卿ハ一橋家の祖なり。此悠然公の實母（有德公の側室）ハ、殊ニ法華宗を信向し給ふて、逝去の後ハ池上本門寺へ埋葬し奉りぬ。此御實母の縁故ゟして、於田安家ハ殊更法華宗を信向せり。尚今達孝ニ至てハ、是等の事を不知れとも、予兄弟なる慶頼卿の代迄ハ、殊ニ此宗旨を信し給ふハ、全く祖先ゟの習慣なり。我實父惇宗公も、法華宗を信し給ふ之。宗武卿の御子男子の分ハ不論、白川老侯（樂翁君）松山侯等ハ如何哉、治好公の御前樣麗照院殿即定姫君ハ、宗武卿の御子之、善書歌をよくよ

み給ひ、國學を好ミ給ひて、頗る賢明の御方之。法華宗をことさら信し給ひて、加持祈禱のためニ法華の僧侶大奥へ入り、執行せし事もしは〳〵ありときく。威徳公の御子凉晴院君ハ、麗照院の御腹也。越後入道殿の奥方之。確堂公の養母なり。此御方も母君ニ似て賢明なり。天保十三年ニ死去し給ふ。實ニ母君のことく法華宗を深く信し給ふ。余逝去前高田の屋敷へ參りたる時、凉晴君いふ、私の病氣、とても不可本腹ゆ間、鬼子母神ノ像、麗照君御認の自偶經一巻を余ニ渡し給ひて、永く珍藏し給へと被仰たり。余拜受して佛殿ニ置たるニ、天保十四年の火災ニかゝり失ひたり。これらを先天の習慣といふへきなり。

齊承公の御姉凉晴君と砂村の地所

○砂村買上ノ代價　齊承公卽天梁公は、鷹を好ミ給ふて福井ニてまは〳〵鷹野ニ出て給ふ。江戸ニいませし時ハ、鷹野の御遊ひもふらさるゆへニ、砂村邊まて（城東ノ方）買上られ度御存念のよし。然ルニ當時ハ勝手向御不如意ニして、專ら御儉約中たるを以て、家老始奉行（卽勘定奉行）等も不同意なり。ゆへニ買上け給ふ事不出來。依之公の御姉凉晴君ニそからせ給ふ所、君ニは遊園の地好ミ給ふゆへニ、双方より割合ニて金を出し、買上んとの御相談ニて遂ニ其事相

決し、砂村地千圓まて御買上ニなりたり。公も殊の外喜ひ給ふて、在江戸の時ハ、冬向ハまはノ\鷹野へ入らせ給ふといふ。此時の千圓ハ今の萬圓もあたれるか。千圓ノ僅々たるに公の御心配とハ、今の世まて考ふれは、分りかたく思ハるゝなり。

天保中藩邸を普請す

○物價ノ騰貴ニ驚ク　天保八年酉九月、常磐橋邸火災ニ罹る。松榮公御住居も同斷烏有と相成ル。此時松榮公ハ　御本丸へ立退給ふ。假御住居を廿日迄まて落成せり。尤材木の節抔ハ不構、乍併御本普請と同様ニして、御間數奥御廣敷少しも不替之。凡五千圓の御入費之。實ニ可驚高價なりといふ。天保十年と覺えし。御住居御本普請、是ハ御居間向其外御座敷向節なしのもみの木之。御廣敷も十分美麗ニ出來せり。此入費壹萬圓斗之。公義相願拜借金を以結構せり。天保十四年春御住居ゟ出火、御本丸へ御立退給ふ。神田橋邸拜領惇宗公御住居之。其前最樹公の御住居之。其儘拜領御殿少し修繕して御引移となり、其後神田橋御住居出火、不殘燒失。此時御本丸へ立退給ふ。新普請是亦公義へ拜借金相願結構せり。入費凡二萬圓なり。年々物價の昇騰以是可知也。

御殿拜領
常磐橋邸燒失

○御殿拜領　天保九年歟、臺所ゟ出火、常磐橋邸不殘燒失ニ付、文恭公　格別の思召を以、齊善公郎諦觀公二ノ丸ニ被爲住居、御殿を拜領し給ふ。此御殿ハ、矢張諸大名中の御手傳まて出來せりとの事也。公ハ御病身なるを以、以特恩別ニ二ノ丸へ御殿ヲ被爲造、公を御住居なさしめ給ふ也。文恭公の格別の御最愛まして、御一生該御殿ニ御住ハせの思召也といふ。天梁公御逝去後、家柄を被思召、當家へ養子ニ被遣たりとの事也。

明治十四年八月廿四日志るし畢りぬ

慶永

眞雪草紙第一編畢

眞雪草紙第二編

正二位　松平慶永著

徳正公の節倹

○徳正公の節倹　當家のみならす三度の食事ニハ、必膳具掛盤を用ゆ。　又猫足の膳具を用ゆる之。公義・三家・三卿ニハ、掛盤を被爲用。　余、當家へ養子ニ參りて以來ハ、猫足膳を用ゆ。　天保十五辰年頃歟、節倹ノ義一同へ申聞候節、膳具取替度ト存、夫々掛りの者へ取調候處、城代預りの道具中ニ、木具ある趣城代より申出候。　是は本丸多門の中ニあり。　依之取寄一見候處、木具膳まして縁(フチ)に金を塗ル。　徳正公御膳具といふ紙札アリ。　依て猫足を廢し、木具を用ゆること今に至つてあへす。これをもつてミれハ、掛盤猫足ハ、源隆公一橋ゟ御養子被爲入、又は隆徳公一橋ゟ被爲入候後一橋家の風ニ倣ひ御用ひ被爲在候事と想像候。　徳正公御代迄ハ、木具膳を被爲用候事分明なり。　木具膳ノミカ、一體質素節倹の風俗と感佩の至ニ堪へさるなり。

昇安公の簡易

○昇安公ノ簡易　井原源兵衛八十歳ニ近シ余か前ニ罷出る時、種々の物語の中に、源兵衛ニ問ふには、源兵衛ハ、極老人なり、源兵衛の幼年の頃、一番古き人に逢たる者は有りやときく。源兵衛いふ、私の十二三才の頃、立屋邊ニ極老婆ありたり。昇安院様御時代の事を話たる内ニ、昇安公大概秋末ゟ冬雪の降る前頃迄、加茂山の御坂へ毎朝被爲入、鴨を被爲取候カ、誠ニ御樂みニて候ひき。御供の者ハ僅ニ二三人にして、此老婆私も其頃ハ年若ニて、毎度私の店へ恐多くも御腰を被爲掛、御茶差上候へハ、快く被爲召上候事を覺居候と、老婆の話を親しく承りて候。是か最一番古き人の話と存候と申。隆徳公以來余の壯年の頃迄ハ、中々如斯簡易ニハあらす、鄭重中の最鄭重之き。此一言ニて、昇安公御代の時分の概景況を想像するニたれりと、源兵衛もいひたり。感服すへき事とも之。

探源公の輕易

○探源公ノ輕易　探源公鷹狩ニ參らせ給ひし時、勝見邊の茶屋へ腰をかけさせ給ひし時、老婆は其店尤ワらぶきニてきたなく、公をしらすして、老婆「ヲイノレ」ト云。公笑ひて麁茶召上り、此店をヲイノレ茶屋と唱え可申よし被仰との事。老婆大ニおそれ入たるとの事。近來迄おいのれ茶屋保存せりと。今ハいかかふりたりしや、公の輕易昇安公の簡易、此時代のもようを思ひやるへし

と、桑山歸童か余に話したり。

威德公の亂舞

○威德公ノ亂舞　威德公ハことゝに亂舞を好ミ玉ひて、北十太夫に學ひ玉ふ。當時の諸大名中、一二等を爭ふ能御上手なりといふ。　北氏ゟ大概傳授物共外ことゝゝく御習ひ被成、公と北氏と御誓約まて、子孫に至る迄も外流儀ハ用ひまし、北流の弟子たらんと、御誓文も北氏の家にハ所有せりとの事、熊谷小兵衛の話なり。

德正公の學問

○德正公ノ學問　德正公まハ、小家ゟ此家を繼給ふまも似す、名譽を輝くる御方まて、學問ハ余程あらせられし御方之。　ゐそこの伽其外御著述もあり。　ことに詩をよくつくり玉ふて、慰ミとせられ玉ひしとかや。　倭歌ハ好ミ玉ハさりしと見えて、和哥のことハ申傳へなし。

德正公と關思恭

揮筆ハことによく關思恭の御弟子之。　又狩野家の畫もよく御認めなされ、書畫ともま今に保存せり。

威德公の遠逝

○威德公の遠逝　子孫にして祖先の美擧を記す事ハ、最喜ふへき事之。　祖先の名譽に關係する事を認むるハ、實に恐入たるなり。　然れとも不得止こゝふ

貞照尼君のこと

記すハ、公の側室ハ貞照尼君なり。　千種氏の養女なれとも、其實ハ宿元も判然せさる之。　或ハいふ茶屋女とも云フ。　即天梁公御始の御實母之。　尼君のも

とは判然せさる程の、御身極下等のよしに及へり。乍恐尼君の瘡毒を、公も受けさせ給ふにや、仝公ハ瘡毒ニ罹リ給ひて逝去。

涼晴君嫌疑

○涼晴君嫌疑　涼晴君ハ、威徳公卽治好公の第一子之。御實母ハ德川氏定姫、卽麗照君ハ樂翁公の御妹、我實家の祖先宗武卿の御子之。此涼晴君ハ、越後入道の内室にならせ給ふ。當今確堂公の養母之。天保十三寅九月十九日逝去し給ふ之。余も親しく逢ひ奉りて、くさ〳〵御教諭を蒙りしことといくたひも。此涼晴君ハ、實ニ賢夫人ましして、貞操ハ申迄もなく御氣象男子のことし。溫順の中ニ自ら威あり。此君の嫌疑をうけられ給ひし物語りハ、此君の弟天梁公卽齊承君の御内室を誰もしることく將軍家齊公の姫君之。淺姫君といふ。

淺姫君のこと

卽松榮公なり。淺姫君の御腹ニ、菊姫、於義丸の二子を設させ給ひし後、密々公儀の奥ゟ出たるヵ、淺姫君の御附女中ゟ、齊承公と御同寢の義御斷相成レ事有之、齊承公ましも殊の外御心配あらせ給ふよし。涼晴君これをきゝ給ひて、夫婦の中て同寢を斷るといふハ、決而道理ニおゐて無之事なり。仝御附女中の御中をあしくする爲ならんと怒らせ給ひて、俄ニ淺姫君の御住居へ御出相成、思召の程を十分被仰上たりといふ。よつて甚涼晴君をいとふ者多くなりて、御

附女中ゟ淺姫君樣御住居ハ勿論、常磐橋御屋敷へも被爲入候事ハ不相成と、公儀風をふかし被仰出たり。夫れまて相濟、いよ／＼御同寢も無之事に定りたるよし之。其後天保九年十一月廿三日、余當家へ引移り後、天保十一十二年（年月日忘れたり）實父齊匡卿當家へ來臨あらせ給ふ時を好機として、涼晴君ゟ松榮院公主へ御願に相成、其當日始て常磐橋邸へ御出に相なりたり。實父齊匡公卿も、文恭公の御舍弟ましまして、松榮君にハ伯父にあたら（せ脱カ）給ひ、現に涼晴君も實父齊匡公の御實父、治濟公の又姪にあり。悠然公の御孫之。齊匡公此時松榮君にも逢ハせ給ふ之。よりて涼晴君よも松榮院君よ御逢ひ有之たり。此時御双方の嫌疑全氷解したり。余幼年なからも此事をきゝて、大に嬉しく存たり。

○致姫君ノ學問在ラセ給フ一斑ヲミルヘシ　致姫ハ、隆德公の御內室なり。學問を好ませ給ふなり。　月に六邊程ハ清田澹叟講學せりといふ。唐詩選の講釋ありし時、致姫君ハもとより老女はしめ、陪聽の者多しといふ。涼州詞、王之渙、黄河遠上白雲間、一片孤城萬仭山、羌笛何須怨揚柳、春光不度玉門關、澹叟講せし時、姫君ハ少しく笑をふくみ給ひて、玉門關何かおかしく聞へけれは、以來ハ王門關とよみ給へ、此女中席て講釋の節ハ、かくありたしと被仰たり。澹叟

ハ、殊の外姫君の學問を好ませ給ふ事を感し奉りしとかや。然るに御側の女中ニ、少しもわからす其儘ニ濟たりと。此事ハ女子の陰門を玉門といふによりて之。姫君ハ此事をよく知り給ふゆへに、かくハ被仰たり。此一斑までも、姫の學問ニ志し給ふをしるへし。

隆芳公の後室廣橋氏

○隆芳公後室ノ思想　隆芳公即忠昌公の御簾中ハ、淺野氏花姫君、黄梅院殿なり。御逝去後、廣橋家ヨリ御後室となりし道姫君のことハ、余カ考ふる所まてハ、眞ノ御後室ニてハあるまし。其譯ハ茂昭の後室ハ廣橋賢光ノ妹幾子ニ聞けハ、廣橋家より此家へ嫁入りたる事、彼家の系圖ニ見えすと見へり。當家の系圖ニハ、廣橋道姫、即慶壽院と判然記せり。段々考ふるに、隆芳公御略傳にも、御縁組御婚禮御引移りの年月日も見へさりき。當家も隆芳公御代ハ、西巖公御代ニ比スレハ、御勢力も衰へたれと、大安公の御代ニ比スレハ、頗盛世といふてもよろし。ことニ　東照宮ノ御孫まして、台徳公の御甥ニ被爲當、御高も五十万石以上なり。先御三家ノ御家ニ續きたる家柄之。當時ノ景況頗盛んなり。

徳川家の大奥と堂上公卿

却說、徳川家以前ノ慣習として、御臺所ノ女中の惣頭上﨟年寄といふものハ、皆堂上の姫君なり。これハ五攝家（九條・鷹司・近衛・二條・一條）藤原氏ノ盛なりし以來、五

摂家の御息所の上﨟年寄も、皆堂上の姫君之。　堂上といふても、清華大臣家、其外家格ある堂上家てハなく、家格なき堂上又薄祿堂上ニ限れり。　甚しきニ至りてハ、五摂家の御方々まてハ、右家格ナキ堂上、薄祿堂上の姫君を侍妾とする例なり。　一度堂上姫君を妾としたる後ハ、いつ方の人たりとも妾としてよし。これ五摂家ノ悪慣習之。　徳川家又尾紀水の三家杯まてハ、家格ナキ堂上、薄祿堂上の姫君を、上﨟トスルハ例ナレ𪜈、又侍妾とするも不少なり。　實に貧窮堂上の活計を補助スルノ一ツナリといふ。　又京都堂上、其他の京都人ニハ、今一つの慣習あり。　これハ我子男女ニ不限、養女ニ遣しゐまてハなく、實子分ニ遣すといふことあり。　細川韶邦君の室峯君ハ、三條實美公の實妹之。　夫を一條家の實子分ニ被遣たり。　一條家まてハ、妾の内生母代り出來、夫故表向の事まてハ、どこまても一條家の姫君ニして、三條家の姫君ニあらす。　忌服も三條家の方ハ、内々ハともかくも、表向ハ忌服ニ於て聊關係無之事之。　此風習京都ニ被行、東京ニてハ是等之事（無之脱カ）之。　最御一新前の事なり。　隆芳公御代ハ、御三家ニ續きたる家たるを以て、道姫殿も此例まて、廣橋家ゟ外へ實子分ニやりて、上﨟トカ侍妾トカニ御出相成、後ニ正室の取扱ニなりたる事と考へたり。　其譯ハ

廣橋家ニ於テ、忠昌公へ縁組嫁入の事ハ系圖ニも見へさりしときけり。

威德公と御菓子

○威德公ノ御旅行菓子　威德公の御代ハ、文恭公全盛ノ御世たるを以、頗御奢侈し形況なり。殊ニ干菓子を好ませ給ふ。御參勤御暇御旅行の時ニハ、必菓子屋御供被仰付、於御道中御菓子製造被仰付、召上りとの事。今日ニてみれは、鄭重の様見ゆれとも、此御代ニハ誰も怪むものなしと考ふ。熊谷小兵衛翁のはなしなり。

德正公の武藝御覽

長谷川氏の鐵炮

○武藝御覽　藩士武藝御覽ハ毎々よりの例式ナリ。德正公御代より始まりしともきく。尤秋なり。八月九月頃と覺ふ。初入部の御覽ハ、平生の御覽とハ少し替れり。追々記すへし。此御覽ハ本丸ニ限るなり。本丸の鶴の間の縁(椽)頬なり。長谷川氏銕炮を以はしめとす。側向頭取・小姓・近習番の隨從ハ、もとより之。此外ニ隨從するものハ、側用人一人、用人一人、目付一人之。傍觀の人ハ、家老・城代の忰共、並大番頭一人、城代又城代の出勤せさる時ハ、留守居一人出勤ス。殊ニ寄書院番頭・無役留守番支配出勤の事もあり。是ハ隔年の武藝御覽の例式なり。初入の時ハ、初メの長谷川鐵炮御覽の時、余ニ菓子(生菓子)赤飯等ヲ御覽中ニ差出ス。城代・側用人・用人・家老・城代忰へ差出ふ事、初長谷川始弟

子共へも赤飯被下。初入の時ニ限ル。尤此外武藝御覧中、初入ニ限リ、各師匠弟子共へ赤飯被下レ候事、側向頭取小姓近習番ニハ無之候事。

家老等の衣服のこと

○家老始衣服ノ事　江戸ニ而ハ、家老始毎日出勤ニハ、年始をはしめ、朔望其外禮式の節ハ、麻上下なれとも、平常ハ繼上下なり。尤此繼上下ハ、末之番外以上之。末の番外以下まてハ、大番の中取次・使番筆帯の者ハ、繼上下之。側向頭取ハ夜迄繼上下之。小姓頭取ニして使番格ニなりたる者ハ、九ツ時迄繼上下、夫から用捨まて袴斗之。冬小姓まても、誰レニても、羽織を着すること決てなし。

上下のこと

福井ハ不然前記の通、年始ヲ始メ五節句・朔望等ハ、家老始麻上下ヲ着する之。乍併、家老始めも於福井ハ、麻上下ハ着すれとも、熨斗目ハ不着。平素ハ夏ハかたひら袴まて、繼上下を平生着することとなし。冬ハ羽織袴着用之。小姓近習番ハ羽織を著することとなし。是ハ以前々の仕來まて、余初入の時これをミて驚きたり。

貞照君御抱のこと

貞照君と樂翁公

○貞照君ノ御抱　貞照君ハ、御す田の方と被稱たり。千種氏の養女となりて、御側室まてなられたり。聞く處によれハ、兩國邊トカの茶店ノ小女なりともいひ、藝者あかりともいひ、判然しかたし。元ハ白川樂翁君のかたニ被召使たり

といふ。樂翁君まも少し御手かゝりしよし、密通し給ふともいふ。又宗對馬守へ奉公したるともいふ。一說ニ、公か宗家へ御客ニ被爲入たり。其せつ、御見染め被遊たり。其頃側向頭取山口作左衞門ニ密命ありて、作左衞門格別の御世話申あけ、御中﨟ニ召抱らるゝよし。貞照君ハしめて目見ニ出させ給ふ時ハ、化粧もなく亂髪なり。公ひそかに障子のすき間より見そなハせられ、感賞被遊たり。これより御召抱ニなりたり。貞照君の化粧を不用も、御こゝろありての事之といふ。公の感賞せらるゝも、思召ありての事之。只好色のため、召抱へらるゝニあらすと、熊谷小兵衞翁の余ニ物語りなり。

（山口作左衞門）

（貞照君と中清）

○貞照君の歸東　貞照君ハ　天梁公の御實母まして、御取扱ハ中清とならせ給へり。中清とハ、先御上通りの御取扱なりといふ意之。此中清の取扱をいはんニ、毎月兩度飛脚の節、東北の家老の往復の機嫌狀といふあり。先第一ニ殿様（御主人、）松榮院様益御機嫌克被爲入、貞照院様御安全被爲入候旨、御國表又江戸表御靜謐之書狀ニ書載せてあり。これ中清の御取扱之。もし此取扱なけれハ、貞照院様の御名ハ、安全ヲ不記なり。この一條を以てしるへし。様ハ殿様松榮院様なり。貞照院様の様ハ様、様之、子供の例ニ準するといふ。此外

こいへは、松榮院様ナリ、余なり、對面の節同間まて對面せり。中清の取扱てなけれハ、あたり前の女中のことし。あたり前の女中ハ、側まて酒肴被下時ハ、必黒塗の丸盆なり。中清にては黒塗の八寸なり。松榮院様ナリ、余ナリハ三方なり。是丈ヶカ違ひたるなり。天梁公御逝去後ハ、家老の機嫌狀に被廢たり。中清の名義もなくなりし。乍併黒塗八寸ハ不相替なり。天保時代（余ノ引移以前）儉約被仰出しに付從江戸福井へ御出になりたり。

貞照君と泉水邸

福井泉水邸の内に御住居を新に設けたり。中々ひろく立派なり。もとより泉水邸狹きかゆへ、地面抱へ込ミに相成し。御年費も（五六百圓歟）充分まして、大夫ても話家ても、御勝手次第御呼寄せ相成、御慰ミあらせらるるやに承りぬ。余當家へ引移後二三年を經て、貞照院君の御取扱を中清と命したり。

貞照君歸東

貞照院君福井に御出、十分の御年費まて御慰ミもあらせられ、いつ方へても御遊參も被爲出來しへ共、さすかに故郷ハ御なつかしく思召しよしまて、御歸東の思召、常に御願なりといふ。頻に東へ歸りたしと被仰しへとも、中々家老始役人共承知いたす顏もなく、常に拒ミたり。或ハ節儉中、道中の入用カ掛ル、江戸ハ高直なり物入嵩と、種々申上たるよし。余ハ此時十二三歳まして、未た初入も無之以前ゆへ、只話のミをきけ

り。

事執行之。幸ニ天保十二辛丑年十二月朔日、威徳公十七年回御忌まて、於天徳寺御法詣、御法事ニも逢ひ奉りたく、立歸りまてよろしく江戸へ參りたしと、懇切の御願、家老始め甚不同意なれとも、先江戸へ伺申上、其上ニて御返答可申上と御答申上候よし。江戸へ申來り候。余此年十四歳之。公の御墓へ御參詣、且御年回の事ニもあり、折角の思召と感服し、乍子供も、家老始へも厚く段々相諭し、御立歸江戸へ御旅行被成候樣、福井家老並側用人へ申遣。貞照君も殊の外悦ハせ給ひ、江戸へ御出なされたり。然ルニ假御住居もなしゆへ、至て狹き小屋なれとも、靈岸島の邸ニありしゆへ、當分こゝに住居し給ひ、其後靈岸島邸罹火災候ゆへ、不得止砂村の屋敷へ被爲入、これを假住居となさせ給ふ。格別廣くハなけれとも、可也の住居まして間數も少しあり。とても福井泉水邸御住居の廣さとハ、一樣ニ相ならす。君再ひ福井へ御出なくして、この砂村の邸まて逝去し給へり。

○無息の話　無息の話、今これをきけハ、可笑事なれとも、これをいハんニ、當家まては無息といふそ悴のことなり。戸主ハ親ニして悴あり。其悴を無息と

いへり。俗ニ部屋住といふかことし。徳川家の無息と唱ふるハ、少し異なり。戸主ハ親まして、悴ノことを部屋住といふ。無息といふハ、戸主ハ親まして其悴御番入をなす、御書院歟、大御番歟へ入ルナリ。是ハ兩番と申す之。此兩御番ニ御番入の節、無息御番入ハ御扶持不被下之。又戸主ハ親まして、悴被召出御番入ハ、御扶持被下候之。其區別あり。於當家も、悴を押ならして無息といへり。

楷五郎君の智識

○楷五郎君の智識　楷五郎君ハ威徳公の御子まして、天梁公の御舍弟なり。兼て御病身ニ有之候故、福井ニ御住居被成たり。恐多くも今日の事情ニうとく、賢くあらせ給ハさりしなり。然れとも當家給帳といふものあり。家老始の者より、小寄合邊迄の戸主の役名、並祿高等巨細認候もの之。此給帳、人名・祿高・役名をこと〳〵く暗記し給ひて、誰人伺ひ候とも、卽席巨細の御返答被爲在たりと、衆人感服せさるものなし。さすかに此家ま生れさせ給ひての印なりといへり。此一點ニいたりてハ、誰も及ハさる之と、津田彌太六余に語れり。

津田彌太六

彌太六ハ楷五郎殿の附を勤め御逝去まて免したり。

徳正公の精進

○徳正公の精進　徳正公ハ、歴代中屈指の明君なり。公、御精進日の節ハ、必魚

隆徳公の御軍帳

類不被爲召上して、精物被召上候。然ルニ如何の譯歟、御精進日ニ御膳番の不行届なるへし、魚肉を御膳の折、例の通被差上たり。公忽ち御心付せられて、ツさと魚肉を快よく被召上、御膳濟まて御小姓ニ、今日ハ精進日なりと被仰たるを、御膳番ひそかに承りて、甚以恐入、遠慮伺差出度旨申立候處、公御聞被遊、夫ハ精進日の事ハ跡ニ心付きたり、おのれも不知ニたべたり、おのれかたべさへしなければ、膳番の不調法ニハ無之、膳番の不調法よりも、おのれか不調法之。決て不及遠慮と被仰付たり。御家來を愛し給ふ此一端まてもしるへし。公の御盛徳を御見習、御學ひ被成候やうまと、懇々加賀九郎右衛門ヵ余ニ教へたりき。

○隆徳公の御軍帳　御軍帳ノ事ハ、當家最祕密まして、井原・明石兩家並側用人の外ハ是を開披スルヿヲ不得なり。隆芳公御代迄ハ、實地の事にして、別段規則といふ事もなきなり。大安公ニ至て軍帳の規則ヲ被爲建、三年ニ一度位改正ありたり。尤人名の死亡もあり、其他種々の事ありて、一々覺え不申。隆徳公ハ格別ニ軍帳ニハ心を用ヒサセラレ、軍職ノ組織ハ、　徳川御家の御規則ニ傚ハセラレ、家來共ノ役名も、是迄の役名ヲ被爲止、徳川家又一ツ橋家の風を以

て、御改正あらせられ度、御一生の御懇望なりといふ。別ニ　隆徳公御自筆ニて軍帳ヲ御造リ給ひて、是ヲ井原源兵衛ノ父ニ預け玉ヒテ、今ニ井原氏ノ預りものとなれり。源兵衛是を余ニ見せたり。かく迄御心配被爲在し軍帳、後世ニ至り知る者なきを以、こゝにかきしるし置ぬ。

（御軍帳と井原氏）

（飛脚賃）

○飛脚賃　江戸越前ニ往來する飛脚ハ、江戸ゟ二度、越前より二度なり。一度の賃錢、凡二十圓ゟ二十三圓迄ときゝし。是は天保十四五年の頃之。其後ハ追々増加するなるへし。平常の飛脚を常振（ブリ）といふて、八日目ニ着ス。六日振とハ七日目に着する之。常振・六日振ハ、用の次第によりて申付る之。飛脚の者ハ、先旗組或ハ荒子の内を用ゆ。六日振といへハ六日目、常振といへハ七日目ニ著するやうに存すれとも、是ハ譬へは常振飛脚（八日目着ス）ハ五月一日出立として、八日ニ着す。二日ゟ日數を數ふる例にして、一日ハ其數ニ入れさる之。一日の夜五ツ半時頃ニ出立する之。（今ノ午後九時頃之）一日ゟ數ふれハ、八日著となれり。然れとも二日ゟ數ふるカゆへに七日目となれり。六日振もこれニ準する之。六日振ハ少し急きたるゆへに、賃錢も自然ニ増加せりといふ。此飛脚の入費ハ、本多内藏助始、家中ゟ差出金にて拂ふ例なり。（此金は與内檢知本行ゟ取立しなり）此飛

（常振）

脚ニそへて、別ニ次飛脚を添へて出ス。此方ハ宿次ゆへ、越前東京の通達ノ日數ハ、十三日又ハ十四五日も往來まかゝれり。

嘉永頃の米價

○米價　米價の安直ハ、實ニ驚くへきなり。嘉永度（米利堅渡來頃）福井藩の米價ハ、一俵ニ付四斗五升此價九十匁ニ登れり。此時札所まてハ、一圓ニ付百三拾匁ニての相場之。藩臣ハ喜ひたれとも、商農ハ殊更苦情を鳴しけり。

納戸荷物

○納戸荷物　納戸荷物といふそ、三月ニ一度、納戸荷物を納戸より出す。江戸福井同し。此時ハ飛脚と違ひ、反物品物何まても、納戸迄差出せハ送致せり。上の用まあれとも、家老始江戸詰の人々、自由ニ荷物差出し。福井ゟも同斷差出す之。往來の日數、たとへは江戸ゟ今日荷物差出せは、廿一二日頃ニ福井へ達する之。一年僅ニ四度まして、越（江カ）福併せて八度位なり。

芝居見物

○芝居見物　芝居見物ハ法度ふて、表向見物ニ行く事ならさる規則なり。最家老まても用人まても、其外内々見物ニゆく事ハ、志りてまらさる之。此取締ハ、目付役の職掌なり。乍併芝居見物ノ事ハ、不相成との規則まハあらす。不忍體まて罷越し儀ハ、勝手次第、不苦との法則なり。不忍體まて參しへそ、宜しへとも、夫まてハ多分の入費まなるを以、先不參なり。余家老狛木工ハ、江戸詰

狛木工と芝居

の節一度木挽丁芝居見物ニ不忍體まて參りたりと、其時ハ棧敷不殘借上ケ、ちりめん紫（ムラサキ）紋付の幕を張り、刀持を左右ニ置き見物し、役者共へも過分の目錄を與へたり。當時の評判甚高く、越前の狛といへハ、しらぬものハなかりしと之。

威徳公の崇敬

○威徳公崇敬　西久保天徳寺ハ菩提所なり。威徳公同寺へ御參詣の節、御駕也。御駕のうちニハ御多葉粉盆あり。諸家皆同し　御參詣被爲入掛ケハ、決て御多葉粉御吸無之。御歸の節ハ、御吸被成との事之。此一事をミても公の御美德をしるへし。

福井城の御住居

○福井城住居　福井本丸の住居、何故なりしや、こゝに住む人ハ命を縮むるといふ事あり。此ハ信するニ足らされとも、まるでうそとも申ヵたし。隆芳公ハ本丸ニ住給へりと覺ゆ。大安公ハまさしく本丸ニ住ミ給ふて、本丸ニて逝去あらせ給ふ。清淨公ハ本丸ニ住給ひし。夫故と申にハあらされとも、斯のことき不幸ニ逢ハせ給ふなり。探源公ハ二ノ丸、實ハ三ノ丸ニ住み給ふ。御年七十有餘迄長命せられたり。隆德公・威德公ハ二ノ丸ニ住ハせ給ふ。天梁公・諦觀公ハまさしく本丸ニ住給ふ。兩君とも御短命なり。予茂昭ハ二ノ丸ニ住めり。本丸ニ住む人ハ短命、二ノ丸ハ長命といふニハあらされと、其時の廻り

合せなるへし。

西巖公の御配流

○西巖公の御配流　公の御配流地ハ、豊後國萩と系圖にあり。萩ハ萩原のあやまりなりといふ。また公の初めの配流ハ萩原なり。此土地ハ海岸にちかく、公もし船ま召させ給ひて、逃亡なとの事ありてハ、實に御預りのものも不調法になり、又公の御身上にも關係少からさるゆへ、萩の人甚案勞して、公儀に申立、山手津守のかたへうつさせ給ふよし。又府内淨土寺に公の御墓あり。近年三河侯の家扶參り、御遺骨を江戸へうつし給へりゆへ、今御墓ハあらすとなん。淨土寺にハ、公の遺愛あらせ給ふ御品も少しハありしと。又萩原の村家まハ、公の格別珍賞し給ふフクベ一つあり。今に重寶とせらるよし。萩原のかたハ、公の御屋敷形もなけれと、田畑の中に御屋敷跡といふ字(アザ)ナありしといふ。舊臣大分縣大書記官佐々木千尋なきけり。千尋も、初メハ萩と存しところ、其土地まて取調べミれは萩原之といへり。

淨土寺

佐々木千尋

伊勢八幡代拜

○伊勢八幡代拜　當家の例により、家督任官叙位等の節ハ、必伊勢八幡へ代拜を出すを例とす。是ハ近習番頭取締番役ま限る。其他ハ代拜を不申付なり。

家來の御料理頂戴

○家來料理頂戴　家老始家來一同料理頂戴ハ、家督・任官・叙位の節之。此料理

頂戴ハ、先二ヶ年ほとかゝれり。今年家督なれは、料理頂戴取調掛リ用人ニ申付、來年來々年ニなれり。吸物ハ鹽鴈之。鷹匠鳥見へ申付て鴈をとらせ、鹽漬ニせり。長袴以上ハ、二汁五菜（茶菓子添）末の番外以上ハ、壹汁五菜、以下ハ壹汁三菜位之。誠ニ麁末のものにして、献立ハ不覺候へとも、何分輕麁之ときけり。長袴以上ハ、進物番（大番之）給仕、末の番外以上ハ、徒ノ給仕之といへり。天梁公の時被下候以來、儉約まて相止ミ、吸物鹽鴈をるめ鹽鱈位まて被下。是を御吸物被下といふ。今ま比すれハ、手輕なる事驚くべし。最前記の如く、家督・任官・叙位・婚姻等の大禮にあらされハ、行ハさる事也。

威徳公旅行の變

○威徳公旅行の變　威徳公御旅行の變事と申ハ、外ニあらす、俗ニ云ふ、ごまのはいといふ盜賊の最巧ミの處置之。余幼年熊谷小兵衛ニ承れり。江戸へ御參勤の時か、御歸國の時歟ハ忘却したり。白須賀やら、二川邊やら、東海道御旅行の時之。公或驛へ御泊りの夜、同驛へ泊りたる貴重の僧の使者來りたり。拙僧ハ智恩院とやらの使僧、今般同院の用向ありて、江戸へ參るとか、江戸ゟ歸るとかにて同驛へ泊り候。其使僧の使として罷越すといふ。今と違ひ、京都寺院の使僧ゆへ、於當家も、鄭重ニ待遇し、俄ニ用人を召呼、應答せしめたり。用

人此使僧の代理たる使僧ニ面會して、段々談話し、今夜當家へ何等の御用まて御出いし哉と問ひたれハ、されハの事ニていし。拙寺使僧江戸へ參るとか、又ハ江戸ゟ歸るとかにて、實ニ今般の用事ハ江戸寺社奉行への掛合まて、內實ハ關白殿トカの御內意も有之との事と、辯舌爽ニ申述へたり。用人尙申いしハ、御用向ハいかゝやときけハ、實ハ旅費甚乏敷、夫故金子千圓借用申度。尤一時の事まて、御無心申上いハ恐入いへとも、尙願度旨被申聞いと答ふ。用人ハ大ニ驚き、何分主人へ篤と申聞、其上まて從是御返答可申上旨申聞、使僧を還しいし。夫よりして、家老始役人ハ旅宿へ打寄り、相談いたし、用人歟物頭を又使僧の旅宿ニ遣したる所、整々堂々たる景況まて、坊主も澤山なり、隨從も夥敷居りて決ゐ怪敷模樣とハ見えさりき。使僧ま對面して、段々の御申入幷金千兩御貸與の義ハ、中々以て調達いたし兼いし。當家とても旅費丈ケの費金のミまして、有餘無之、尙跡より御返事可申上いと申いよし、右ハ旅宿の門前ニ、紫の幕ヲ張リ堂々たる事の由。公翌日御出立後、彼僧も出立せり。公御參勤の時ゐれハ、彼ハ京都へ參るこ。歸り、公御歸國ゐれハ彼ハ江戸へ然ルニ可怪ハ、又公の御跡を慕ひ旅行し、段々まカタリノ僧侶隨從の人々等減し、遂ニ跡方もなくなりしと。こゝま於て初ゐカタリト云ふ事を發明

せりと、熊谷老人の物語りなり。

威徳公の御遊覧

○威德公の御遊覽　德川家の御制度ハ、最嚴にして、大名ハ參勤交代の外、他國へ旅行する事を禁せらるゝなり。　夫故ま、九州四國の大名ハ、京都ハ內覽すれとも、關東北陸等の大名ハ、曾て京都なと知るものなし。　公一度京坂等御一覽の思召あれとも、第一入費の困却と、第二公儀へ願六ケ敷して、御素心數年行ハれず。　然ルニ公頻ニ御一覽の思召ありて、一橋最樹公等へ御內願相成、有馬溫泉入湯御願ニ相成候處、御願の通り被　仰出候ニ付、福井ゟ御出發なりたりといふ。

有馬溫泉

有馬溫泉へ御入湯被爲入、夫ゟ供の家老の名まて、小人數被召連、京都大坂八幡邊遊覽あらせ給ふといふ。　今の世まて、これハ怪敷思へとも、其時そ左もあるへしと思ふなり。

隆德公の改革

○隆德公ノ改革　當家家風ハ、隆德公より大ニ改りたるなり。　其譯をいはんニ、清淨公の御隱居　探源公の御再勤ゟ、當家の家風ハ大ニ節儉行ハれて、至て簡易のやうニ覺ゆ。　第一編まいふことく昇安公の、坂島とらせ給ふ時、纔ニ二三ノ隨從のミまして、茶屋へ腰掛ケ給ひ、又桑山十藏宅へ每々御出被成、御膳等被召上候抔、又德正公の御代、女中向の人數も少く、廣敷用人の夫婦まて勤め、廣

越前家と一橋家風

威德公の奢侈

敷用人の妻老女をつとめ、夜ハ用人の宅へ歸り、晝ハ御殿へ出てつとめなとし、又御老中へ差出し奉書御機嫌伺狀等書判、自ら書せ給ふなと、夫是の事を考るニ、至て質朴儉素の如く思ハるゝなり。源隆・隆德公、一橋ゟ御養子被爲入しより、大ニ奢侈行ハれたるか如し。是ハ、源隆公ハ御十六まて御逝去あらせ給ふゆへま、格別の思召とてハあらせられし。隆德公追々御成長ニしたかひ、當家の風を、一橋家の風ニなさんと思召立せ給ふようニ思ハるゝなり。一橋家ハ家といふハ、卽公儀風なり。覺了公ハ、まさしく有德公の御子たれば、猶更公儀風なり。たとへは、家老ノ次、中老といふあり、是も側用人と改稱せられたり。小姓近習番等の名稱も、又奥女中年寄、若年寄、中﨟、次、三の間、表使、使番、末頭、仲居、末等の名稱も改メらるゝ。夫迄ハ小々姓あり、納戸といふあり、皆改稱せられ、今日の事萬端一橋家の風を學ふ御樣子也。右ゆへま以前の質朴儉素ハ、追々ニ消却して、公儀風の奢侈ニなり、女中なとの髮もかはりたるかと覺ゆ。萬端公儀風ゆへま自然入費も嵩み、勝手不如意の原由となれり。威德公ニ至り、頗ル奢侈增長し、月見宴、或ハ來客も最屢まして、不容易入費ニいたれり。年忘れといふて、今流行する忘年會まハ、必藤間の踊狂言あり。天梁公ニいたりてハ、

恐多くも　松榮公の御住居よりして、益公儀の風行ハれて、當家質素の風ハ絶て消滅せり。　諦觀公こいたりてハ、御當人ハ未た御十九才まて御逝去あらせ給ふゆへゝ、格別の思召とてハあらされとも、兎こ角入費嵩み、三本道具等の義こ付ても、過分の入費と相成、故こ家中へも半知等を申付、頗困難こちかし。　負債凡九十萬圓以上の巨額こいたれり。　余當家へ養子こ參りてより、中根雪江を始、殊の外の盡力にて頗儉素節略ヲ用ゆ。　僅〻遂こハ五十萬圓位ハ償補せしと覺ゆ。　今日に至る迄も、矢張奢侈の風行はれて、質素の形況殆消滅こちかし。　當家身代量制を以、今日の暮しを立たらハ可宜と頻こ企望スレ𪜈、未タ十分ノ滿足を與ふる點ハ見えさる之。　余子孫よ、余ノ家ノ身代を以、他家と競ふとなく、堅固の方法を立度と、日夜翹望せり。

○慶永幸福　余ハ天保九戌年十一月廿三日、余朝五ッ半時、田安家出門平川口より登城、　文恭公、廣大君、家慶公、淨觀公、家祥公、有君其他御姫樣へ御目見、御酒肴晝飯頂戴、品々拜領等有之、御刀も家慶公より御手自拜領、文恭公ハ余ノ伯父こ當れり。　文恭公ハ小座敷へ被爲召、御腰こ帶ひ給へる御印籠ヲ、御手自ら下し賜へる共有難さ、言語につくしかたし。　其節文恭公仰あり、錦之丞（慶永の幼名）

よ、越前家へ養子ニ參りたる以上ハ、越前の人々ハ、汝ヲ以テ手本となすと一言の上意今ニ忘れさるニ。これ余の今日高位ニ昇るの榮譽を所用するも、此上意の御恩惠ニと常ニ感し奉りぬ。

淳宗公の教訓

又こゝに一つの幸福あり。余七八歳の頃、父　惇宗公の御前へ參りたる時、公の被仰しハ、汝ハいつれへ養子ニ被參しや、望ハいカカと尋ね給ひしに、余ハ御老中の宅へ參りたしと申上たりけれハ、さらハ樂翁君ハわか伯父なり、田安ゟ桑名へ養子ニ被參、御老中となりて天下の明君と稱し、名高き御方なり。汝もかくの如く、樂翁公同樣ありたしと被仰たり。余ハ謹んて伺ひ奉りぬ。しかるニ此家へ養子に參り、存懸ケなくも、あやまつて惣裁職ニ被任たり。是昔父の教諭ニ不違なり。然れとも樂翁とちかひ、時勢も替れとも、其功勞聊もなくして、却て德川家の御安危ニ關係せり。是余か常ニ恐縮の至、多罪のかれかたしと思へり。乍去、公の御教諭により、今日の高位高等ニ昇る、實ニ父母の海岳も及ハさる御厚恩感し奉りける。

中根雪江の教訓

又一ッの幸福あり。中根雪江、元靭負といふ。余當家へ養子ニ參りたる頃ハ、用人にて、引移用掛なり。養子ニ參りたるは、天保九年也。天保十二三年の頃、

淺井政昭

小宮周藏　海福猪兵衞　加賀九郎　右衞門　石原甚十郎　桑山彦助

靱負(即雪江)勝手掛となる。江戸ニ出府せり。靱負著東後、一日余の前ニ出つ。余ハほこりのほニ、水戸景山(烈公齊昭卿御藩臣へ被示ル御教訓と、御著述の御書籍を他ゟ借用し、余ミつから寫したるを靱負ニ見せたり。余ハ褒めらるゝ積之。靱負のいそく、水戸公ハ現今の明君なり。公も亦水戸公の如く、御心を國事ニ被爲用、明君とならせられん事を奉願といふ一言ハ、實ニ余の幸福ニして、今ニ於ゐ忘れさるなり。

余の又幸福といふは、淺井政昭なり。余か當家へ引移りの年ハ、政昭ハ二十一二歳(二十一と存ル)ニて江戸詰なり。大番ニて使番を兼ぬ。政昭と中根靱負ハ親戚なり。政昭ハ表の人なれとも、國家を患へ、藩の爲ニ盡力たる人ネとありて、政昭雪江ニ、余ノ學問上より國家の爲ニ力を盡し明君とならん事を望む。是等ノ事を專ら心配して、ひそかに心を勞せしハ、政昭なり。靱負も是からして奮發盡力せしよしなり。余か今日の名譽を保つハ、全く政昭を以て巨魁とす。政昭の恩厚、實ニ今ニ至つて忘さるゝ之。是からして小宮周藏を側向頭取並ニ奥ノ番ゟ拔擢し海福猪兵衞を小性まする、皆雪江の盡力する所なり。加賀九郎右衞門を小性ニなし、引續頭取まなす。小姓ニてハ石原甚十郎、桑山彦助(今十

藏等同心協力せり。

天方孫八

天保十三年壬寅、天方孫八側用人ニて江戸詰。孫八の心配盡力不少。石原・桑山・淺井・加賀等ニ一切相談す。尤余カ今日の所置學問上の事之。夫故よりして、家老並小姓邊まてハ、天方・中根・石原・桑山・加賀・淺井等嫌疑を受け惡れて、表向ニてハなけれとも、内實ハ随分葛藤を生せしやうに承る。鈴木主税ハ天保十四年初入十五六七年町奉行相勤、夫々側向頭取ニ被申付たり。

松波彌次郎

松波彌次郎後甚左衛門等も、皆學問上の世話を受く。是等皆余ヲ輔助するの人々なり。猶又輔助人名左の如く記。

慶永を輔佐した人々

○此分ハ學問相手位之。淺井八百里・天方孫八・中根雪江・加賀九郎右衛門・石原甚十郎・鈴木主税・桑山彦助○横井宗太郎早死○松波甚左衛門○海福猪兵衛○小宮周藏・敎授成島司直・成島良讓・淸田丹藏・高野半右衛門後教授吉田悌藏・矢島恕介・鹽谷甲藏、武藝教授中村市右衛門・出淵傳之丞・高畠甚五左衛門・同十九吉・市橋万右衛門・同軍藏、馬ハ教授無之、朋友大井彌十郎・波多野頼太郎外ニ勝木十藏等あり。是等ハ皆、於余忘るゝことなき恩人なり。

天梁公と茶湯

○天梁公の御茶　御茶湯の事ハ威德公ハ好ませ給ひて、杉浦雄藏後、一溪ニ命

杉浦雄藏

高村藤兵衛

四足門

せられ、茶の湯稽古を被仰付。一溪ハ茶の湯ニハ臺子とやらまても其奥儀を極めたり。越前ニ在つてハ有名の茶人なり。天梁公の御茶好ミ給ふ事ハ、誰もしらさるなり。公ハ御本丸住居ましして被爲在候へハ、御本丸の御座の間と韃靼間との間ニ茶室あり。大安公の御好ミまて、つくらせ給ふときく。此茶室へ冬ハ釜をかけられ、一冬ニ兩三度位ハ茶道を召し、會席料理を召上られ、茶をも召上り樂めせ給ふと高村藤兵衛の余ニ語れり。

○四足門建築　四足門ハ、京都禁裡の御門より外ニ、此四足門を結構する事不相成の定規之といふ。乍去公儀へハ從禁廷許されたりと申事之。乍去御本丸西ノ丸ハ、御城の事故、四ッ足門ハ構造ニならさるよし。文照院様御代、御玄關脇大廣間車寄の前ニ造り給ふを、有德公御代破毀せられたり。然とも芝上野御靈屋の御門々ハ、皆四ッ足門なり。然るニ如何の譯歟しらされとも、水戸家と當家ニハ、表門ニ四ッ足門を造りても不苦との事の由。即水戸家小石川表門ハ四ッ足門之。現ニ余是を一見せり。砲兵本廠となるより、これを破毀せり。當家ハ天明年中迄ハ四ッ足門なりと承れり。其後屢火災ニ罹り、四ッ足門ハ入費莫大故、カブ木門の假設まて本門ハ構造せさること、熊谷小兵衛翁

慶永と仕舞

の話（譚カ）話之。

○幼稚の仕舞　亡夫惇宗公にハ、能を殊の外好ませ給ひて、三ヶ月に一度能を催させ給ひ、月に一度位ハ囃子仕舞等あり。或日、能役者を呼ひ玉ハす、御手前まて仕舞囃子、於御舞臺御催シあり。公、余を召していとく、今日ハ於舞臺仕舞囃子あり。汝仕舞せよと被仰たり。群之助（慶頼卿達孝父）をも被召、同様の仰事あり。乍幼少も殊の外心配せり。胸ガドキ〳〵としたり。仰事背く事あたハす故に、余と群之助二人仕舞囃子の間に舞臺へ出、高砂を舞をしめたり。半ましてて忽ち忘れたり。一時當惑泣くより外あるましと思ハる。其心苦今に至る迄も忘れさる之。忽ち心付きて大聲を發し、今日被仰付ハ高砂、忘れ申ハ間、舞直し可仕と申上、又高砂を舞ふ。二度目ハ忘れすして都合能濟、滿場の人々一同に被笑たり。群之助も首尾能相濟たり。余、公の呵責を受けん事を恐懼して、御側へ出たり。公仰まハ、幼年ましして仕直をすると發言せしハ、天晴なりと御褒を蒙る。余此時七才之と思ふ。群之助ハ即慶頼卿ましして、能仕舞囃子等ハ熟練まして、却て亡父よりも上手なりと、人々に賞せられたり。余ハ兼て不好事故廢絶せり。幼稚の景況をこゝま記して、子孫に告く。

千字文

○千字文　惇宗公、或夜偶余を召す。何御用ナルカと驚きて膝下ニ坐ス。公千字文ヲ讀メト被仰たり。暗記しておる千字文ヲ暗誦ス。一字も間違ハす。公殊の外喜ひ給ひて、墨筆を賜ふ。余年七八才なり。實ニ難有奉存て、夫々吹聽せり。

威徳公と申樂

○威徳公申樂　威徳公ニハ、殊の外能仕舞を好ミ給ふことハ、誰も知る所なり。公ハ北家を好ミ給ふゆへニ、北家の弟子となり給ふ。これまてハ寶生歟觀世なるへし。よりて北家へ誓文を被送、於當家ハ子々孫々、能ハ北家の弟子たりとの事之。北家ゟも誓文を奉るとのことなり。余ハ田安ニ居りたる時ハ、寶生流なりし。當家ニいたりて、北家の弟子となるへき筈のところ、儉約の事もあり、且ハ能を好まさるより、北家の弟子とならさりき。此誓文ハ當家ニ傳ハりたれとも、今ハ存在してあるや、ハかりかたし。

紅梅織綾

○紅梅織綾　直垂著用の時、紅梅織の綾を著せしハ十五才迄なり。元服（殿上元服とハ違ひ、眞ノ元服なり。）ゟ當前の白羽〔二脱カ〕重となれり。京都公卿ハ不知、關東ニ於てハ、公儀幷三家三卿の外ハ、これを許し給ハす。いかなる事歟。諦觀公ニハ御十五才迄ハ、此紅梅織綾を召されたり。余十一才、當家へ引移りたる時ゟ、先考の例ニよ

り、此紅梅織綾を著せり。當家名譽ノ一ツ之と、用人某の物語りなり。

玉の井

○常磐橋ノ井戸　常磐橋邸ハ、常憲公御代柳澤邸なりしといふ。庭内稲荷の社の脇ニ古井戸あり。玉の井と號ス。殊ノ外名水ましして、都下まても有名の井之と。其後余の代のころハ、大ニ損して飲水用ニハ用ひかたしといへり。

越前家の待遇

○隆徳公御懇遇　於徳川家、當家の御懇遇といふハ、隆徳公ゟ始まりたり。探源公半祿御減より、徳正公迄ハ、所謂大廣間大名ましして、特別といふ事ハあらす。當時の代まて三卿ゟ養子ニ被參ㇾ事抔ハ、決て他ニあらさるなり。然ルを源隆公養子ニ被爲入、十六歳ニて御遠逝、其後又々從一橋家、隆徳公養子ニ被爲入たり。其後大廊下下ノ部屋、御休息所へ被爲入たるを被仰出たり。大廊下上ノ部屋ハ、御三家增上寺、下ノ部屋ハ松平加賀守斗之。追々增加して文恭院様の御子様方、御養子ニ被爲成ㇾ御方々ハ、皆大廊下被仰付る。現今麝香祇候の增加すると同様之。年始の御禮も、徳正公迄ハ二日御禮なり。隆徳公ゟ元日年始御禮之。又兎の御吸物頂戴も、此公より始まれり。此兎の御吸物頂戴ハ、御三家加州家ニ限るもの之。此御式を概略いそんニ、御太刀目録を献上し、横座につく。兎御吸物出、御盃頂戴畢る時服拜領せり。此待遇ハ、隆徳公ニ始マ

宇布見村のこと

中村源左衛門

ルなり。天保年中、大廊下詰増加すれとも、元日の御禮とハなれとも、兎御吸物拝領ハ當家と、津山家の外（三河家即康民の家）無之。三家と待遇の違ハ少しあり。三家え御盃頂戴、御返盃あり。此一點丈け、當家と津山家ニハ無之候。

○秀康公宇布見　秀康公の御誕生の土地ハ、誰も知る所なれとも、以前ハ判然せさりき。御行狀ニハ、三州宇布見とあり。其他諸說種々あり。天保十五辰四月、余福井へ歸國の節、宇布見村へ參り、是より後ハ、公の御誕生の土地ハ、遠州敷知郡宇布見村といふ事明々白々たり。然ルにこゝに疑敷事一條あり。當家代々何も如承知、參勤交代年々あり。東海道旅行多し。往返ともニ濱松驛ハ晝休之。此晝休へ、急度中村源左衛門其他同家二三人、機嫌伺罷出ル、献上物あり。源左衛門出さる時ハ、名代人差出ス。尤晝休出立の節、立掛リ目見あり。其献上物ハ、白强飯ニ黑米（豆カ）を入レル、重箱ニ入レテ呈ス。又一ツハ德利ノ中へ酢を入れたるを呈ス。余事替りたる呈上物ゆへ、其原由を侍臣ゟ中村へ尋問候處、白强飯ニ黑豆を入りたるハ、淨光公御誕生の節、爲祝儀、右の强飯をこしらへて、家内一同祝ひたる古例之。酢ハ産婦ニ、燒石ニ酢を掛けて、産婦ノ鼻ニかがせ候へハ、産婦の精神を振ハせる爲之。此燒石ニ酢をかけるハ、阿茶ノ方長

松院殿の秀康公御誕生の節、被爲用しかゆへに、其古例によりて、酢を献呈せし之といふ。　如斯中村氏も、濱松へ機嫌伺に出し位ナレバ、公の御誕生土地の字布見村も、遠州敷知郡なる事ハ素り可分筈と思へり。　乍去當時の人々ハ、中村氏の機嫌伺、强飯・酢を呈するも、例の通りと只心得て、篤と穿鑿行屆かさるものと思はる。　是を後世の人に示すため、しるし置ぬ。

緋袴のこと

○緋袴　緋袴（今と違長袴之）ハ於幕府著用ハ重くなりてある之。　京都にてハ、官女ハ大概著用せり。　幕府時代にハ、公儀の御臺所、姫君方ハもとより著用せらるゝなり。　其他三卿三家の姫方ハ著用せり。　是ハ三卿三家方の姫君ハ、三位以上の取扱之と承ハる。　夫ゆへ於當家も、妻女ハ緋袴ハ著用する事なし。　然れとも、徳川宗武卿の御子麗照君ハ、威徳公の御前樣之。　松榮公ハ家齊公の姫君にして、天梁公の御配偶之。　此御兩人被爲召し緋袴あるを以て、勇姫（○公の夫人）も著用せり。　尤他家へ參ル時は不用之。　今や緋袴を用ゆるハ、大臣・參議・勅任官・麝香間詰夫人ハ、新年參　内の節は、必緋袴を用ゆる事となれり。

越前家歴代の筆蹟と學問のこと

○歴代筆及學問　當家歴代ノ方々ノ筆及學問ハ、第一　淨光公・西岸公・隆芳公・大安公・探源公等の御筆ハ、今より考ふれハ、實に脱凡の筆勢あり。　後人の及ふ

所ニあらさるゝ。是ハ各公ニ止まらす、東照神君台徳公等大方御同様なり。

清淨公

當時の風と見倣て可なり。これハ別ニ論せす。清淨公の御筆ハ、中々御見事ニして、御哥ハ、式紙短册等あり。最、俗ニ云唐様ニてハなし。御家流まして、感服する程の御筆なり。

昇安公

昇安公ハことニ御明君ニ被爲在、御筆ハ頗る美麗なり。加之、御畫もよくかゝせ給ひて、御哥なとも被遊たり。今ニ當家ニ御筆及御畫殘れり。御歌ハ二條家と思ハる。御筆ハ唐様ニあらて、是も御家流なり。專ら公卿の風を習ハせ給ひ、冷泉家も少しハ學ハせ給ひしこと被存なり。是をもつてみれは、公ニハ御親類の堂上方へも、慶御書簡御往復ありて、御懇意ま被遊たる事と想像せらる。

豐仙公

豐仙公も御筆ハ御見事まして、昇安公と御同様、公卿の風を習ハせ給ふならん。今ま公の御筆保存せり。當家之代まハ、探源公以上ハ論せす、第一昇安公、第二豐仙公、第三清淨公なるへしと思ハるゝ之。

徳正公の多藝

徳正公ニ至りてハ、是ハ別段まて、人々知れる如く、公の御多藝ハ申ニ不及、文武の道御練熟なる事ハ、探源公以下まてハ最早あるましく被存之。これをいてんふ、元松平大和守知清の御子ニて、豐仙公御遠逝被爲在し後、當家御相續となりし御方之。文武の道ニ練熟なし給ふといふハ、劍術鎗術居合馬等ハ、頗ル御達者

野治如謙　土屋玉江　大藏省門　靈岸島邸

のよしに承ハる。文の方ハ詩を能御作被遊、野治如謙其他御相手を勤めし者あり。御筆ハ細井廣澤の門人關思恭の御手本を以、御習ひ被遊、書學に長し給ひ、其頃土屋玉江なと、御相手勤むると云。外に勤めたる者の姓名ハ忘れたり。畫も見事に被遊いて、今ま公の御畫掛物等あり。佩文韻府と名刀を御買上相成、是も文武の思召なりと、實に感服すへき事なり。慶永謹而考ふるに、昇安公ハ君子風にして溫和の御樣子に被伺、德正公ハもとより御賢德なれとも、御才力の勝れさせ給ふ樣に被伺たり。其外印彫刻も被遊たり。今に保存せり。子孫たる者ハ、此御景況を伺ひ、頗る勉强せさるへからすと思ふなり。

○神田橋通り大藏省門　神田橋通り大藏省門ハ、實に永久のものにして、火災等に屢免れし話ハ、人のしらさる所也。余これをいハんふ、此門ハ、卽松榮君卽淺姬君に、我祖父齊承公に婚儀あらせらるゝ時のもの也。淺姬君の御婚儀場所ハ靈岸島邸也。威德公の御代、淺姬君の靈岸島邸へ御引移り前に、土木の功を起させ給ひ、御住居（公儀姬君の御殿ヲ御住居ト云。）御普請あり。御門の材木ハ、越前ゟ取寄せ給ひぬ。尤海運なり。越前ゟ取寄せ給ふ材木まて作り給ふよし也。無滯御引移りあり。其後靈岸島邸類燒せり。夫ゟ天梁公淺姬君にハ、常磐橋へ住

居あらせ給ふ。此御門ハ、靈岸島邸內燒失の時も、災厄ニ免れたるを以、常磐橋の御住居御門として、これをこゝにうつしぬ。天保十四年春、常磐橋御住居燒失の折も、又御門ハ殘れり。松榮公ハ神田橋邸、余實父齊匡公卽惇宗公田安へ引移りあらせ給ふ後、此邸へ引移り給ふ。神田橋御住居と稱ス。又此常磐橋御住居門を神田橋邸ニ移して、御住居門となす。今大藏省門ハ卽此門之。

神田橋邸

○新田塚　越前藤島郷ニある新田塚ハ、諸書ニ所載の通り、大安公の建築し給ふ所之。攝州兵庫楠子墓ハ、水戶義公の被建し嗚呼忠臣楠子墓とあり。漢語にて、衆人ニ讀かたきを以、新田義貞戰死此所と堀又右衛門ニ被命かゝしめ玉ふ。其後幾星霜を經て、荊棘繁茂せり。天保十四年初入の節、天方孫八の建言により、新田塚を城下廻りの節拜見せり。其後家老迄申聞、新田塚の近傍荊棘を拂、石玉垣を造りて境界をなせり。これ孫八ゝ建言によれり。森嚴寺淨光公御灰塚も、是迄ハ參詣なし。天保十四年初入より、御灰塚へ參詣ありしも、同人の建言によれり。

新田塚

天方孫八

森嚴寺御灰塚

○淨光公御廟室　公二百五十年忌ニハ、二夜三日の御法事、於運正寺執行あり。最四月八日之けり。公の御廟室從前の儘にてハ、如何ニも朽腐いゆへ、新ニ御

淨光公御廟室

山陽湊川の詩の書幅
岡部徐芳の父左膳

廟室を作りけり。以前の御廟室ハ、豊仙公御始の御廟室となる。公の御廟室ハ、手元金五百圓を以造築せり。

○賴山陽湊川詩書掛物　賴山陽湊川の詩を認め畫軸ハ、岡部徐芳所有まして、頗見事なり。他にあるへきものにあらす。徐芳の實父岡部左膳、家老職中、天保年間（余當家へ引移り前天梁公の時代）新宮涼庭なるものハ、當時京師に名を揚けたる物之。天梁公の御代金子御貸供の事によりて、福井へ參りたる事あり。其節公へ奉呈のものハ、文晁の畫軸（蘭亭）顔眞卿石碑文一軸なり。家老なとへも夫々高價の品を送りたりといふ。左膳にハ、山陽の湊川の詩ヲ認め掛物を送りたる之。涼庭ハ山陽と格別懇意にいたしたるよし。夫故、涼庭か正成の畫をある畫工に命し、湊川の詩を山陽に認め事を賴ミたり。山陽喜て、これを得意にて詩を認めよし。最、山陽ハ、當時京師にて、學者と被呼たるまてまて、今日の如く山陽を尊ミ、有名にてハなかりしとの事之。余當家へ引移り後、初入あり。其後左膳ハ隱居して、除（徐）芳に家督を讓る。左膳ハ隱居して徐芳の本家に住せす、邸中別に小草庵をつくりて住めり。余城下廻りの序に、左膳の隱宅を訪ふ。此山陽の掛物をミる。尤麁末の表具にして、手入も不宜。余ハ左膳に、此掛物ハ如

何して所持せりやと問ふ。前述せし如く涼庭か到來の事を語れり。余いたく。山陽ハ天下ニ名譽を輝かして、實ニ此掛物ハ、難得日本第一のものと申ても過言ならさるゝ。岡部家の重寶此うへなしと褒めたれハ、左膳も大ニ驚き、大切ニて岡部家の重寶となれり。

淨光公の一升枡

○淨光公一升舛(枡)　淨光公の常ニ用ひさせられ給ふ一升舛(枡)ハ、今ニ當家ニ保存して寶物の一となれり。以前ハ節分の祝といふ事あり。徳川御宗ヲ始、諸大名幷民間ニいたるまても行ハれたり。此祝ニ、豆を今の一升舛(枡)ニ入レテ、膳番か差出ス。年取の豆をとりて年取をなす。畢て此舛(枡)入の豆を、家來共へ手づかミまて與へる例なり。今人ハ此事をしらさるを以、こゝま記し置ぬ。

越前枡

○越前の舛(枡)　舛(枡)ハ公儀より御制度有て、日本國々ニて勝手ニ製造する事ハ出來さるの規則なり。然るニ越前ニあつてハ、五合一升一斗舛(枡)ハ勝手ニ製造して不苦と、従公儀御許ありたりと聞けり。如何の譯歟しらす。夫ゆへ作事奉行の引請まて、製造して拂下たり。これも一珍事と思へハ、こゝに記載せり。

福井の和歌
尚平と和歌

○福井人功勞　爲國家盡心したる者ハ、福井人ニおひて多し。尤其魁たるものをいはんニ、勤王の盡力の源因たるものハ、或年ニ尚平といふ和歌よミ、福井

渥美新右衛門
中根雪江
橘曙覽

平本平學

福井の醫學
岩佐玄銈
橋本彥也
笠原良策と種痘
半井仲菴

へ參りたりなり。福井人のよミ歌をミて、是ハ二條家トカ、冷泉家とやらまて、眞の歌ニあらす。眞の歌といふハ、古今集を先よむかよろし。万葉集等か眞の歌之。これを古體といふ。此古體をよみたるか、最よろしと敎へられたるニ、誰も感心して、此古體を學ふものハ、渥美新右衛門友高・中根雪江等なり。ゆへニ和歌の道のひらけたるハ、此兩人を魁とす。夫よりして橘曙覽等も、雪江の奬勵ニよりて古學をなす。田中大秀の門人となりたり。曙覽の功も甚以多し。ゆへま和歌の道まて、功勞あるものハ、渥美新右衛門・中根雪江・橘曙覽之。平本平學も哥をよめとも、中々以巨魁といひかたし。平學ハ雪江の弟之。雪江ハ、此古體の歌をよミたるより、志を立て、江戸詰中平田篤胤の門ニ入、古學を學ふ。是ゟして勤王の志を立たり。福井まて勤王の志をたてたる者、又勤王の起りしハ外ニなし、中根雪江一人之。勤王ニ功勞ありし人ハ、此人の上ニいつるものなし。醫學の開けたる源因ハ、岩佐玄銈、後壽安、今の一等侍醫純の父之。橋本綱常父彥也。西洋醫學の越前ニ弘りしハ、笠原良策を以て魁とす。種痘ハ嘉永年間、蘭人モンニツキなる者、種痘を持渡るを、良策心配して終ニ福井ニ傳ハる之。半井仲菴、大ニ西洋醫學と種痘を賛成して、福井ゟ國手と被稱

福井の西洋學

市川齋宮 坪井信良

福井の兵學 西尾源太左衛門と十左衛門

福井の漢學 清田丹藏と山崎派

吉田東篁

る。岩佐純・橋本綱常なとの出現せしハ、第一良策・仲菴の功勞といふへし。是も中根雪江の幾分か賛成を得たるものゝ。雪江の功勞も莫大なり。西洋學の福井ニ始まりしハ、雪江の賛成と盡力より、なりたつものといふへし。廣島人市川齋宮を抱へ、或ハ坪井信良を召抱へ等より、福井人まて洋學（荷蘭）盛ンに行ハる。市川・坪井の功勞大なりといふへし。西洋調練の原因ハ、誰もしる所なり。雪江氏の申立ニより、銃炮（西洋銃ゲーベル）西尾源太左衛門を以嚆矢とす。源太左衛門江戸詰中、下曾根金三郎・江川太郎左衛門等ニ學へり。其後源太左衛門忰十左衛門ヲ始、數名下曾根へ弟子ニ遣し、下曾根へ入門をなし、銃及調練等を習ひ、福井にて專ら盛んなり。雪江ハ、蘭式調練の原書を、市川齋宮ニ飜譯せしむ。他國ニ勝りたる、銃の上手調練等、他國ニ不耻、當家の名譽を輝かしたるハ、源太左衛門・十左衛門の功勞僅々ならす、莫大なりといふへし。漢學の原因ハ、清田丹藏、京より福井へ到りて、學術山崎派ヲ主張す。是カ本也。其後吉田悌藏、此派ヲ主張し、淺井八百里・加賀九郎右衛門・松波彌次郎等頗賞賛して、一時山崎家の學問流行せり。越前人の脩身學をなして、藩政治を翼賛する事不少。吉田東篁卽悌藏ハ、功勞の最多しといふへし。次ニ淺井・加賀・松波の

矢島恕介

橋本左內

弓術は吉田茂左衛門

一刀流の鰐淵三郎太郎

松榮公の遺髮

功勞も少からさるなり。山崎派ハ、孟子大學論語近思錄小學に止まりて他の書を見るを欲せさるなり。今國普通の學問の、福井人にて主張せるハ矢島恕介なり。恕介、江戶に來りて安井等に就ひて學問をなし、芳野・中村敬字等にも就て講究をなす。繼て橋本綱常の兄左內、是も江戶に來り漢學蘭學等を學ひたり。越前に普通漢學の行ハレ、詩文章の改良ハ、矢島・橋本兩氏の功勞第一なり。醫學漢學皇學等の事は、前述せし如し。こゝに感すへきハ、越前まて弓馬・鎗術・劍術のとき、先祖か傳ハりたるまゝを傳授して、他國の改良をしらす、固陋の風習あり。然るに弓術指南吉田茂左衛門なる者ハ、此所に早く注目し、悴を京都に登せ、三十三間堂の弓を射させ、其他之國の弓術者に往復をなし、弓術を講究せしむ。上京三十三間堂の弓術のために、財產を傾けたり。武術に於てハ茂左衛門ハ功勞最多し。一刀流の行ハれしハ、雪江の主張にて、江戶へ多人數修行に出し、齋藤彌太郎方へ入門せしめ、夫よりして大に流行せり。鰐淵三郎太郎抔專ら修行せり。鰐淵・川村等武術功勞の人といふへし。概してこゝにしるし置ぬ。

○松榮公遺髮　松榮公逝去せられ給ひし時、余ハ看護のために侍座せり。二

日程まて御入棺の式あり。其前公の御中臈勤めしき尾と云ふ人あり。比丘尼になりて放光院と號す。御住居中の人材之。余ハ放光に内々依賴して、公の御遺髮を請求せり。放光院との外よろこひて、人しれす、ひそかに御入棺前に、公の御髮を少し剪りて紙包まし、余に呈す。余もひそかにこれをひめ置たり。後に銅板にて包み、桐の箱へ納め、天梁公御配偶なるを以て、天梁公（越前運正寺）御墓の横へ納めて、小さき御墓を造立せり。松榮公も御本懷と思召しハんと想像せらるゝ之。

○高野山墳墓　高野山（紀州）に淨光公・西岸公・隆芳公等の御墓あり。いかにも不審に兼て思へり。もとより公等の御分骨之。我父惇宗公薨去の節も、高野山に位牌を置き、何か御手馴レの品歟、御遺髮歟、同山へ送られたる事を聞り。此由來を尋れハ、昔ハ戰國の世にハ、たとひ國主たりとも、永世國主なるかわからす、たとへハ甲斐の國信玄も、甲州ら領主なれとも、行末ハ如何歟難分。遺骸ハ甲州に葬るとも、又他ノ人甲斐を掠奪するときハ、葬所を掘出されざるも難分。夫ゆへゝ遺骨とか、遺髮かハ、必高野山に納めて置けハ、永世墓（菩）提の事に患なく、供養料さへ寄附して置けハ、永世安心之との事之。よりて戰國の諸侯ハ、

大概高野山ニ遺骨歟、遺髮を納むる事ハ、當時の慣習となれり。亡父の位牌等を高野山ニ設くるも此例之。淨光公御始の御墓も、此例ニよりてなるへし。

土手の佛殿

〇土手ノ佛殿　余の福井ニ住みしハ、二ノ丸ノ實ハ三丸御座所之。庭内西ノ土手の上ニ佛殿あり。位牌等誠ニ美麗ましくて、寺の本堂の飾付と、少しも異ならす。可怪き事ハ、余ハ二三度參詣せり。大概在國中といへとも、參詣する事なし。日々運正寺の末派森嚴寺出て、讀經水共他備物もありとかいふ。もとより佛殿ハ奥女中の方まもありて、日々拜禮ハ此佛殿なり。然らは位牌ハ、運正寺孝顯寺を始あるかゆへま、此土手の佛殿ハ不用ニ屬するもの之。此土手の佛殿ハ、隆德公の被爲建たる物之といふ。熟考るニ、一橋家宗尹卿覺了院殿一橋家へ被爲入し後、土手へ御佛殿を造り給ふ。最樹公ま至つて、覺了公の位牌を置給ふ之。此例ニよりて造り給ふなるへし。

毛矢の繰舟

〇毛矢繰舟　橋南橋北の中を流れし足羽川の九十九橋ハ、古來よりのものにして、足羽川ニハ此橋より外ニ、近年迄橋ハ無之、誠ニ不便利といふへし。夫故ニ毛矢へ行く舟渡しあり。是を繰舟といふ。他國ニ見さるものなり。川の左右ニ太き棒を一本つゝたてゝ、是ニ繩をむすひつけ、舟ゟ此繩をつけ、棹のか

はりに、渡守ハ此縄を手にてこき、人を渡す之。今ハ新橋架渡しになりたる故、迂遠なる縄をこきて舟渡しなとハこれなし。

黒龍川の舟橋と柴田勝家

○北川即黒龍川舟橋　舟橋の事ハ、名蹟考ニ詳なるを以てゝに記さす。可感事ハ、柴田勝家なり。　勝家越前を領せし頃ハ、眞宗の僧侶、又ハ民間なとニても、刀劒を所有し、武具もありて、不絶一揆抔起れり。　よりて勝家、僧侶民間の刀劒武具類を取上け、其金具（鋲）をもつて、鋲くさりを製造して、舟橋を浦々より出させて北川に架し、鋲くさりを此ニ用ゆるといふ。　勝家の功によりて、一揆騒動等の事ハ止ミたりといふ。

八朔綿獻上

○八朔綿獻上　在國八朔、家臣一同於大廣間禮濟、福井町人總代目見有之、綿澤山ヲ獻上せり。　尤在國中故、隔年之。　是ハ隆芳公越後高田ゟ初入の節、福井町人ゟ綿澤山ヲ獻上するよし。　其例なりときく。

福井人の酒宴

○福井人酒宴　福井ハ京都ニ近きをもつて、すへての風俗京都ニちかし。　酒宴のさまハ東京とハ誠ニかハりたるなり。　これをいそんニ、たとへハ肴三種あり。　一ハ肴、二ハ硯蓋（今云口取もの）三ハさしみ、是を大皿ニひとつツヽ盛上けて、酒の席ニ出つ。　先來客の席ニつくやいなや、二ツ組の盃臺を出し、夫ゟ吸物を出

し、前述せし肴皿を出し、口取物皿を出し、さしみ皿を出し、外ニ小皿數十枚箸數十本を出せり。酒宴始まりて、各さしつ押へつ酒盛りあり。たとへハ甲ハ乙ニ酒盃をさす、乙盃をとりてのむ。甲ハ小皿ニ、肴なり、口となり、さしみ之を少々盛り、箸をそへて乙ニ送る。乙ハ又甲ニ盃をさす。甲これをのむ。乙又皿ニ肴を少々いれて甲の前ニ置く。夫故ニ、上戸ニ至つてハ、前ニ小皿ノ肴澤山充滿せり。たとへ下戸ニても、前ニ小皿の十四五枚なき事なし。是京都の風習之。近年ハ此風習ハ少しハあれとも、先ハ東京の如く、吸物膳ニ肴さしみ口取もの等を置て、獻酬の時の、小皿を其度毎ニ呈するの習ハ、おのつから止ミたりと思はる。しかし下等社會ニ至つてハ、其習依然たるへし。

豆腐屋小兵衛

○邸内の町人　昔ハ諸大名邸内ニハ、町人住居せしと思ハる。常磐橋屋敷ニハ豆腐屋小兵衛といふ町人住居して、豆腐を賣れり。天保十三年夏、御改革（公儀）の節、屋敷中町人を置く事を禁せられたり。よりて此小兵衛へ手當を遣ハして、外ニ出したり。

天梁公と鷹狩

○天梁公鷹　天梁公ハ、ことニ鷹狩を好ミ給ふ。在國中ハ屢鷹狩ニ入らせられしときく。江戸まてハ、砂村ニ抱屋敷在。涼晴公ゟ五百圓、天梁公ゟ五百圓、

都合千圓にて購求せられ給ふ之。砂村の屋敷へ鷹場をこしらへ給ひ、鴨堀をほりて、江戸人の鷹匠を抱へ給ひて、冬向寒天の頃ハ、頻ニ入らせられしときく。こゝにおもしろき話あり。江戸風の鷹狩ハ、手ニ鷹を据へて、鴨の飛上ル所を、鷹にて合ハせたる折ニ、鷹の足へ長き緒をつけ、鷹ヵ鴨をとりたる時にも、此緒ハ少しもとれす、又鷹ヵあハせ損しても、緒か足ニつけあるかゆへニ外へ行くとならさるやうの豫防之。福井の風ハ、左ニあらす。鷹を手ニ据へ、鴨を合ハせ、又合ハせ損しても、鷹の足ニ緒をつける事をなさす、たとへ合せ損しても、鷹の飼の箱さへ見せれハ、鷹ハ遠き木の枝ニとまり居るとも、必据へたる人の手の上ニ歸る之。飼ノ箱もて呼へるゆへ之。天梁公ハ、福井風の鷹ニ緒をつけさるを用ひさせ給ふ。江戸人の鷹匠ハ、これをみて江戸風とちかふヵゆへニ、福井風の鷹の合せを殊の外ニ感して驚きしとの事を、熊谷小兵衛・高村藤兵衛か聞たり。

○經卷締筋　經卷締筋ハ、最貴重なるものにして、容易用ゆる事なし。公儀ハ申すニ及ハす、御三家（尾紀水）方ニハ用ひさせ給ひしときく。　禁中の御建物にハ、もとより用ひ給ひ、御門々皆用ひさせらる。常磐邸天保九年（八年歟）燒失の後、

西尾源太左衛門作事奉行まて、態〻國許ゟ江戸へ行き、越前の材木をとりよせ、玄關を始立派に普請をなす。余天保九年十一月廿三日引移後ゟ、普請に掛れり。玄關の屋根瓦の上へ、被經卷締筋をつけたり。慥まハ覺へされとも、御老中方ゟ御沙汰あり。随分面倒か起れり。よりて忽ち經卷締筋丈ケハ取拂ひになり、源太左衛門ハたしかにハ覺へされとも、作事奉行を免したり。

二ノ丸御建物御拜領と常磐橋邸

○二ノ丸御建物御拜領　諦觀公まハ、兼て御病身被爲在ゐをもつて、文恭公まも御憐愛被爲在ゐて、御本丸に被爲入、御養子不被爲入前ハ、別に二ノ丸へ御建物御普請まて、御住居被爲在たり。男女の御附も、外御兄弟よりハ、増加せりとの事なり。當家へ御養子被爲入ゐて天保八酉年九月十六日、常磐橋邸燒失せり。これを以て文恭公の厚き思召を以、二ノ丸御住居の御建物を不殘御拜領になりたり。常磐橋邸へ御建まなりたり。公にハ、此新御住居まハ住せ給ハて、靈岸島邸ゟ九年四月福井へ御初入なり。遺憾といふへし。

福井城の切手門

○切手門　福井城中、二ノ丸の庭と本丸本城橋の前ゟ左に、切手門といふ門あり。門の脇に番所あり。留守物頭の預り之。下馬門の番所ハ、先物頭の預り之。日々當番に詰（を脱カ）れり。是ハ左もあるへし。余初入の頃より、如何の譯歟、平

生用も無之處ニ門あり、切手といふ。名吏ニわからす。其後熟考する處、徳川御家御城中ニ平川御門の內ニ切手門あり。御留守居の管轄之。切手御門番といふ役ありて、番所ニ日々當番詰る。西丸ニも御裏御門といふありて、御裏御門番日々番所へ詰る之。是ハ女中の出入を改る之。それハ日々女中及部屋の者、下之女及外より女中の部屋へ泊り客、比丘尼ゝく切手なけれハ通行を許さゞる成規ましして、甚嚴重之。たとへハ女中御門へ出入のときハ、表使（女中役名）ゟ切手を出す、其切手を以て切手番ニ示してさし置き、歸りニハ切手を持歸る之。其他是ニ就ては、くはしくハ不知れとも、何分切手を以て出入するる之。當家淨光公ゟ大安公迄ハ、御前様及女中なとハ、江戸ニ居住せす、福井城中ニ住ミ給へり。此時代、徳川家の御規則ニ從ハせられ、女中ハミな下馬門より通行を許し給ひて、切手門より出入し、必女中重役ゟ切手を出して、通行する事と考へたり。

○笏溪石　足羽川の流ニそふたる、城西笏溪產出する石の、年々切出すハ實ニ巨大なり。こゝニ一奇談あり。大安公の御時代、御本丸御燒失の後、石垣等もおひたゝしく破損し、或ハ燒石となりたるよし。御本丸御普請、及石垣其他實

ニ衆人の可驚程ま石を切出して御普請御用ニなりたるといふ。公、筠溪石の可驚程澤山切出したることよりて、最早石も盡きたりとや思召けん、かく莫大ニきり出したれは、忽盡るへしと作事奉行まとハせ給へり。奉行もこたへ奉らすして、石切りの工夫へきゝ糺たれハ、此御城中ニ用ひられ給ひし程の石ハ、二三倍もあるへしといへり。奉行此事を申上たりといふ事ありと、井原源兵衛のはなし之。

伊東燕凌の軍談と松榮公

○伊東燕凌軍談　伊東燕凌ハ、江戸ニ於テ講釋師の第一番之。講釋とハ、今いふ軍談之。松榮公ハ殊の外好ミ給へり。しかれとも御住居（公儀より被爲入たる姫君の住み給ふを御住居と稱ス、もとより別殿なり。）へ召させ給ふ事ハ、不出來る成規なり。依て毎月一度ツヽ余ゟ公を奉招請り、表住居（奥女中ニあらす男子のみの所也）を〆切とす。〆切とハ男子を出し、奥女中のミとす。奥の番ゟ錠口（女中の役）へ表を引渡すコ之。用濟、錠口ゟ表を奥ノ番へ引渡ス之。表ノ居間へ公を御招き申上、簾屏風を立て、其中ニ御褥を敷て御座とし、御聽聞被爲在たり。燕凌ハ御簾の外二三間を離れて軍談ス。講席ハ五席、御好ミハ此外ニ一二席之。余ハ御住居ゟ表居間迄、御先立申上て、御案内す。指上物ハ、小重ニて生菓子一重、すし一重、にしめ（日出蒲鉾、小ぐし鯛、長い

も、きんしゆバ、かんひやうなり。是を召上り、又御附女中ニも、御側まて被下たり。老女始傍聽ま出て、各左右まも簾末の簾を掛、御住居手前女中も傍聽せり。男子の分、御住居公用人、御用達、其他側向頭取、小姓、奥の番等も傍聽せり。軍談ハ御好ミまて、三國誌・後風土記等の類之。公ハ三國志ハ、御所持故、御控本をこ覽まて御聞被遊、至極御慰ミま被爲成たり。燕凌への謝金ハ、金二圓まて、御好ミ一二席ハ一圓之。殊の外御喜ひまて、御記臆（憶）被爲在い、ハ奉感之。

○鳥子紙三十万枚　家慶公即愼德公の御世ニ、御本丸御炎上あり。御炎上とハ御燒失の事之。諸侯ゟ獻上物あり。多くハ金圓之。五百兩もあり、二三千圓もあり、又萬圓以上もあり。或ハ金箔、或ハ材木、其他種々あり。當家ニての獻上品等、種々評議をなす。大安公トカの御代まてハ、笏溪石ト外ニ國產品獻上ありしよし。我國產の鳥子紙ハ、必御用ま被爲成い半と存い。笏溪石ハ福井まてこそ必用なれ、他國にてハ好まさるへし。彌鳥子紙三十万枚を獻上する事ニ決し、五箇ノ紙屋ニ命し、入費を爲取調い處、三千圓なり。別ゐ精良ニ製しいへと命し、出來の上獻上せり。最も三度カ四度ニ獻上と存い。今考見れは、三十万枚の價三千圓ハ、一枚一錢となる。當時ノ高まてハ、一枚六分なり。

誠ニ安價なりて可驚事まこそ。

麗照君の詠歌

○麗照君詠歌　麗照君ハ、我實家の曾祖父田安宗武卿の御子ニして、白川樂翁君の妹也。威德公の御配偶にして、頗和歌ニ長せられたり。安田躬絃家來も、古學ニ長し、古體ノ歌學をなし、頗有名の人なり。此人君の御側へ出て、和哥の御相手をなす。君ハ千蔭の御門人ましての、女中の內米田後鏡智院隨昌院なる者も、屢千蔭ニ往來して和歌を習ふ。君の御歌も、兩尼より千蔭ま賴ミ、御加削申上たりと。もとより歌學のミならす、日本紀を始、物語其他古學を學ハせ給ふて、歌も二條冷泉てハなく、專ら古體を學ひ給ふハ、さすかに御父卿の御子様と申へし。御歌集あり、麗玉集といへり。今ニ存せり。越前國ニて古學の始まりしハ、此君の御惠ミなり。鏡智院まも、歌の加削を賴ミたる事もあり。君の御精神ハ、やさり勤王の御志ハ必あらせられたりと、思ひ奉るゝ。

麗玉集

眞雪草紙初篇をしたゝめたる後、猶あきたらさる所あるを以て、第二編をしたゝめたり。此外にも、いろ〳〵覺えたる事も、聞たる事もあるへけれと、いろ〳〵用事あるを以て、かさねてしるし申さん。見る人、我拙き文稿を笑はすして、昔の景況をしり給へかし。

明治十六年十月十六日畢

正二位勳二等　源　よし永

書あやまりよめかねる所もあるへし見る人推讀せよ

正二位源孝永著

つね宮の集草

徳川十一代将軍家斉公のおん伯父にして一橋治
済卿にはおん子にて一橋より御本丸へ御引移りさりたまひ将
軍となりたまひしは御幼年につき田安
宗武卿の御子松平越中守定信御補佐を命
ぜられけるを助けなされの政方は風多し論忠中にもあり
御法を定めて寛政の改革となり定信朝
臣も力をつくし心を労しゝことなりしかは定信の
忠誠を感じたまひ御文のよもき御褒賞ありけるとい
ふ以之も此定信の御補佐なりしにて其守にお流ば

閑窓秉筆序

昔の事を今にしる人なきゆへに、昔のはなしをなさんと思へとも、老たるものと、若き人のはなしのあはさる事は、誰れも知れるが如し。おのれ五十の坂を越て、六十路にちかし。塵の世をのかれて、山住にすむ心地し、雨ふる夜はいといとつれ〳〵なるをもて、いとけなき頃より見聞する事ともを、拙き筆にまかせて、後の世の鑑となるべきを書しるし侍る也。見る人ハ笑ふ事もあり、かなしき事もあり、うれしき事もありて、夏の長き日、秋の長き夜なとによみ給はゝ、なくさみにもなるへし。たゝ我拙きかきようを笑ハすして、

推はかり讀み給へかし。

明治十六年十月十九日

羊堂散人春岳しるす

閑窓秉筆

正二位源慶永著

將軍家齊公と樂翁公

○徳川十一代將軍家齊公ハ、わか伯父にして、一橋治濟(ハルサダ)公の御子也。一橋より御本丸へ御引移り被爲在、將軍ニ被爲成たり。公、いまた御幼年ニつき、田安宗武卿の御子松平越中守定信、御輔佐を被命、公を助け給ふの功勞ハ頗多し。後老中となり、夫より溜詰となれり。寛政度の御改革といふは、定信の專ら力をつくし、心を勞したるものなり。公ハ定信の忠誠を感し給ひ、師父の如き御取扱なりしといふ。公も此定信の御輔佐によりて、吉宗公ニ次きたる賢明の君と人々仰き奉れり。公の薨去ハ天保十二年辛丑なりき。○實正月七日、御發表壬正月晦日、ここに、公の御心はへを感し奉りし事ハ、御側ニふるびたる、麁末なる、御多葉粉盆を置せ給ふ。其外の御道具ハ、美麗にして被下にもなり、御取替ニもなりたるよし。ある御小姓、御話序ニ、上の御手元道具ハ、美しき御品々ニ御座候へ共、被下ニもなり、御取替ニもなり侍るカ、此御たはこ盆はかりハ、ことニ御麁末にし

て、ふるびきたなくなり、餘り見苦敷候ゆへ、御取替被遊候てハ如何哉と言上しけれは、公は笑ハせ給ひて、此たはこ盆ハ誠ニ大切ましまして、金銀まも替かたき品なり、取替る事ハ出來すとの御詞ニ、御小姓もあきれて、尚又伺ひ候か、いかゝの御由緒まも候やと申上けれは、公ニハ、此たはこぼんハ樂翁（定信隠居號樂翁）か獻上のしな也、これを常ニ置て、樂翁か我を輔佐し、色々世話ニなりたる事、又は異見等を思ひ出す紀念なれは、美麗の道具まもまさるたはこ盆なりと被仰たり。實ニかく師父の恩を忘れ給ハす、賢明の將軍と仰き奉りしも、うそニハあらすと、大久保一翁か余ニ語れり。

大久保一翁

家齊公ハ、樂翁の御輔佐し奉り、言上せし事を、終身忘れ給ハすして守り給ふハ可感話あり。むかし、樂翁御輔佐中ニ公ニ申上けるハ、未た御幼年まハ被爲在候へとも、追々御成長被爲在、天下の政事を御ミつからなし給ふ其節の御心得方を申上候ハん。とかく和漢ともニ、女中の方さかんニ相なり、女中へ頼ミて立身するもの多し。表の事ハ申ニ及ハす、別て御政事向等の事ハ、女中より口出し候とも、御取あけ無之やう被遊度と申上たれハ、公、とくと致承知、必守るへしと、被仰たり。夫故か、公の御在世中、表役人御用取次、御小納戸頭取なとの方

へハ、賄賂等も行ハれ候へとも、女中の方ハ賄賂も不被行、女中の申出しありとも、決て御取あけこれなしと、ある人のかたれり。

将軍家齊公の賢明

○家齊公の御賢明なる事ハ、誰もしる所なり。こゝにひとつの美談あり。公の御子家慶公の、御子の御嫡子と定め給へる事につき、頗る葛藤を生せり。公の御勇斷よりして、忽ち定まり給ふ也。家慶公の御子に、政之助君といふあり。

政之助君と初之丞君

初之丞君といふあり。政之助君ハ御兄なり。政之助君の御生母ハ、おみつの方といひ、（本壽院様なり）おさたの方の生ミまゐらせしハ、初之丞君なり。おさたハ利口にして殊に寵せられ、おみつハおとなしくして、正直律義なるをもて、屢おさたの方に壓せられし事ありとも聞けり。おさたハ家慶公の御心をうたかひ、わか生ミ奉りし初之丞君を、御嫡子に立て給ハんとす。夫故か、政之助君ハ、とかくに家慶公の御寵愛うすしときく。此時家慶公ハ西丸に住ミ給ふ。公にはいまた將軍家たるをもて、御本丸に被爲入たり。此御嫡子爭ひの葛藤を、ひそかに御耳に入りて、ある時、公俄に西丸へ御成被爲在候旨を被仰出たり。表奥とも更にわからす、いかゝの事かと人々申合へりとか。公御時刻に被爲入たれは、西ノ丸にてハ、今日の御成ハめつらしと人々不審し、家慶公をはしめ、大

に御心配被爲在たりといへり。公ハ西丸へ御成、御座の間にて、御茶菓被爲召上ゆて、政之助・初之丞をこれへ呼へとの上意まて、兩君を御側へ御つれ申上ゆへハ、公の上意まハ、政之助ハ德川家の大事なるものまして、家慶の嫡子なれは、我本丸へ連て育て申へしとのたまへり。家慶公はしめいたしかたなく、難有と御禮申上、公政之助君を引連給ひて、御本丸へ被爲歸たり。こゝふいたりてハ、おさたもいたしかたなく恐入たりと。是によりて政之助君を以御嫡子と定めらる。初之丞君ハ一橋家へ御相續に入らせられ、政之助君ハ則家定公にして、十三代將軍とならせられ、溫恭院殿と號し奉りぬ。公の御勇斷實に奉感なりとある人の物語なり。

將軍家齊公の美談

○これも又文恭院（家齊公）殿の美談なり。公ハこと更禁廷を尊ひ給ひて、實に君臣の思召と被伺しハ、ある秋、御庭中に（五十三間 山里）菊の御花壇あり。殊に美麗まして、老てふ事もしらさる如く、いとさかりめてたき折しも、公ミつから御庭中御遊歩のとき、數十本手折らせ給ひて、御持歸り被爲在、御花瓶ま挿ミ給ひて、京都へ早掛をもつて御進獻あらせられたり。天皇叡感不斜、御側に被爲置、御愛玩の御もようなり。關白大臣を御内儀に被爲召、御酒宴ありし、其席に侍す

光格天皇に菊花を獻上す

る者ゑみをふくみて、　御上ニハ如何被爲思召ル哉、大樹ハ京都と江戸との百里以上をも不知、如何ニ美麗なりとて、園中の菊を花瓶ニはさみ、そのまゝ萎むといふ事をしらすして、いつも盛りなることゝ被知たるか、今は萎みて見るニ足らさるなりと、奏しけれは、　御上ニハ、いましらか如きものの知る所ニあらす、大樹の遠方より菊花を獻するの、其厚きこゝろ感すへし、たとへ花ハしほむとも、大樹の心の花はさかりなりとの　勅語ニ、滿坐の大臣公卿ハ、宸慮と大樹の厚意を感し奉りたりと。　かくの如く公武の御中、君臣の存義、此一班(斑)をミてもしるへし。　御上と云ふは、光格天皇也。　實ニ天皇大樹の聖明賢徳ニよりて、天下太平なりと、ある京都の大臣余に語れり。

家齊公仙洞御所の御庭を廣ふす

○光格天皇、御位を　仁孝天皇ニ讓らせ給ひて、　仙洞ニ被爲成、仙洞御所ニ住せ給ふ頃の事なるへし。　仙洞御所並御庭等、御せまきニよりて、廣けさせ給ふ御評議ありしとかまて、關白より所司代まて御内沙汰あるよし、所司代ハ驚きて、早速江戸の御老中へ通しけるとか。　御老中殊の外驚きて、京都の御注文大變にして、今の仙洞御所御庭まても廣しと思ふニ、かくの如き御内沙汰のとをりニ被成ル得ハ、御入費澤山なり、いかゝしたらハよろしからんと、甚心配せり

將軍家齊公とジウタン

ときけり。其まゝに打すて置く事もならされハ、文恭公へ言上せり。公仰まハ、夫程の事ハ安き事なり。天子ハ日本第一の至尊たり、其　御父帝の御所なれハ、廣ける事ハ容易ましして、費用のかさみハあたり前也。わか思ふ所ハすこし違へり。仙洞御所御廣けの事にいハゞ、今少し廣けたし、加茂川を御園中に引入なハ、東山の景色も御なかめに相成、至極よろしかるへし。加茂川を御庭中に引入ての御見込まて、思召の如く仙洞御所を廣けさせ給ふ御繪圖面を、京都までこしらへ給ひ、再ひ所司代まて御渡し被下たしと、京都へ申上よとの仰まて、老中ハ早速所司代まて申こし、所司代より傳奏まて申のへたれは、關白もきこし召て驚き、仙洞御所の區域を廣め給ふこと中止せりといふ。公の禁庭を尊ひ給ひて、御膽量の大なるを感し奉りぬと、京都の大臣の物語りなり。

○むかしハ長崎の外、外國人の參る事なし。外國人といふも、支那、おらんたに限れり。夫ゆへ支那產西洋產ハ、長崎の外これなし。商人等長崎へ參りて、外國產を買入れ、京坂江戸に持行て賣れり。夫ゆへに、外國品のめつらしきこと、誰も珍重せり。今のふどう酒の如き、一瓶の瓶にても頗高價なりといふ。長崎奉行某、江戸へ歸りける時、おらんだ人持渡りの敷物（今云ヂウタン）を買入れて、是ハ

世になき珍らしきものなれは、献上せんと、わさ〳〵江戸に持歸りて獻上せり。公見給ひて、喜ひ給ふと思ひの外に、是ハ折角の志ハよろこへと、かゝるものハ不用也、はやく返すへしと、被仰たり。　御側の者、此敷物ハいと珍しく、折角の志故獻上ものを御返しにハ及ふ間敷、此敷物ハ御茶屋とか御腰掛とかへ、御引被遊ハヽ可然と申上たれは、茶屋腰掛にハ毛せんを敷けハ夫て事足れり、かゝる外國の品、珍らしとて、段々人々買ひたれは、驕奢のはしをひらくが如し、子孫にいたりて、かくの如き奢れる品を用ゆるハ、爲にならさる也、返却せよとの仰によりて、奉行へ返したり。　公御末年、奢侈の風盛んなりといへとも、公のかゝる思召ハ難有事、これも文恭公の御時代なりときけり。

家齊公の忠誠

○文恭公の御美徳と申ハ、第一　禁廷を御大切に被爲重し事、實に難有義也。禁廷へ御進獻の御品、何に不寄御座の間へ御取寄被爲在、御袴を召し、御時宜ありて御覽、御自身にて御吟味被遊、少しにても思召に不應る所あれハ、御直させ被仰付、御一覽にて思召に被爲叶しへハ、篤と御改の上、進獻いたすへしと被仰付たりといふ。　其後ハいかゝかしらす。　公の御心の程、難有奉存し也。

家齊公の篤實

○文恭公の御篤實なる事ハ、實に可感の至也。　毎日老中始登城ハ朝四時也。

八ッ時ニ退散せり。是例也。公ハ四時より八ッ時迄ハ、表ニ被爲入、御繼上下ニて被爲入候よし。老中退出の義言上相成候へハ、御繼上下を被爲脫候との事をきけり。ある日、愼德公卽家慶公、未た內府樣（西丸）ニ被爲入候時、女中のうち御意ニ不被爲叶事ありて、御怒のあまり、今日暇遣ハせとの御意ありしとか、御側の人々も大ニ心配せり。文恭公これを聞玉ひて、西丸ニハ正直過て短氣也、道具ならハ、いひと被仰たりとかいふ。道具ならハ、いつニても取替てもよろしきか、人ハ左樣ニハゆかすとの、深き御心なるへしと、人々感し奉りぬ。此女中ハ、公の思召ニて、御本丸へ御奉公被仰付たりとの事、宮重更休の姉冬水の話なりと、更休の物語りなり。

家慶公と近衛忠煕

○家慶公將軍宣下の時、近衛忠煕公大臣ニて御下向被爲在たり。ある日、文恭公、忠煕公ハ御親類なるを以て、（廣大院殿の御養家御兄弟也）山里御庭へ御招きまて、御出ありて御酒肴の御饗應あり。御道具品も御拜領ニなれり。此時御陪伴まハ、德川齊順卿（文恭公の御子紀州家々茂公の御實父）なりといふ。公の御取扱振り、誠ニ御丁寧ニして、少しも將軍家の御樣子ハ無之、同等の御待遇也。實ニ畏入（カシコマリイ）たり。（難有の京語也。）又ハ恐入たり。公の京都を御大切ニ被思召候ハ、此一班（斑）をみてもしるへしと近衛忠

濕公余ニ語れり。

光格天皇の御事

○光格天皇ハ、文恭公御同時代也。聖明の天皇也といふ。御歌ニ
敷島の大和錦ニ織りてこそ、唐紅の色もはへあれとか詠し給へりときく。
和魂漢才の意ニよくかなへる御歌なりと、ある公卿の物語りなり。

家齊公の鶴進獻

禁中まては、毎年正月鶴の庖丁式あり。是より毎年冬、關東より御進獻の鶴と
限れり。もし進獻なきときハ、此式不被行とかきけり。文恭公御時代ハ、冬
の雪の中をも被侵、毎年御拳の鶴を御獻上になりし。もし一度の御鷹野まて、
御拳なけれは、いく度も御鷹狩被爲成、御拳のある迄ハ被爲入(居カ)たり。決て御名
代ハ不被仰付とかきけり。公の御忠誠これをみてしるへし。

將軍吉宗の賢明

○徳川八代將軍吉宗公の御賢明なる事ハ、誰もしる所也。御政事向ニ專ら御
心被爲盡候ハ、享保の御政事といへハ、天下擧て奉感りぬ。公薨去の後、御側ニ
被爲置候御箱の內ニ、反古同樣なる紙數百枚ありしとか、よく〳〵見れは、反古
の裏へ淺草の米相場の直段付、毎日〳〵記し給へりとか。公の是等の小事ニ
いたるまても、御心被爲付候ハ、さすかの明君なりと先師成島圖書頭の物語り
なり。

樂翁公の美談

○松平越中守定信、後號樂翁田安宗武卿の御子まして、名高き御方なり。ひとつの美談ありしことハ、文恭公家齊公惇宗公御兄弟也の田安邸へ御立寄被爲在御立寄ハ三家三卿の第へ被爲入候を云、諸大名への御成ハ御通り抜といふ。候は、惇宗公の御若年の頃とかきけり。其節定信君老中の頃歟、格別の譯にて御召連歟、御供まて御出なりたり。定信君ハ田安より養子に御出なされ候御方ゆへ、外老中とも違ひ候故、公大奥にて御酒宴の節被爲召たり。定信君御辭退被成候。私ハ田安家に生れ候へとも、今日ハ御役前にて御供に罷出候事故、恐入候へとも、大奥へ御召に難應と被仰上たりと。さすか定信様の御見識なりと、人々感し奉りぬ。又此時の御立寄歟、樂翁君御役まて御供被成候ところ、田安家にて御誕生の事ゆへ、外御役人よりハ、御膳御酒肴等も格別御丁寧の御取扱にて、御膳具等御側へ持出し候得ハ、甚御不機嫌にて、サゲロとの仰なり。今日ハ私ハ御役前にて御供の事故、田安家にハ聊もかゝハりなし。御役人の通りの御膳酒肴を被下たしと、被仰たりと。殊の外人々も當違まて恐入、君の公私の區別をなし給ふ、實に感せぬものはなかりきと、ある田安家に仕ふる老人カ余の幼きころ話たり。

○これも樂翁君のはなし也。君未た田安家に被爲入候折か、御附の女中、御墨

色をある觀相家に見せたるとも申、又御養子のうへ、君ヵ觀相家ニ御見せ被成たるとも申、いかゝか分らす。乍然御附女中の方ヵ正說也と思はる。觀相家ハ其頃隨分名高き人のよし。君の御墨色を拜見し奉りて大ニ驚き、君ハ明君となり給ふ、天下をしろしめす御方となり給ふヵ、又將軍家をたすけ給ひて、明君の御名をとらせ給ふヵ、此二つにあり。乍然乞食（宿なしと云）の相被爲在たり。誠ニ不審義なりと申たりといふ。遂ニ君ハ　文恭公の輔佐となり給ひ、有名の明君と被稱たり。君隱居まし〳〵て樂翁と號し、築地の中屋敷に住ハせ給ふて、風月を賞し給ひぬ。其後江戶の大火ありて、上屋敷中屋敷下屋敷ことことく燒失せり。やむを得す、三田松平隱岐守の中屋敷へ立退き給ひて、わつかの間ニ御病死ニなりたり。これより御葬送もありたりといふ。此隱岐守ハ、樂翁君の御兄弟にして、宗武卿の御子也。隱岐守の妾、後尼となりて、我姉貞壽院殿の側におれり。貞壽院殿ハ、三田の邸ニ住居し給ふゆへふ、余ハ屢此邸を訪へり。此尼此事をかたりて、宿なしとの觀相家ハ、是等をやいふなるへしとかたれり。

○宗武卿ハ、紀州にて御誕生被爲在、　吉宗公御本丸へ被爲入しとき、御つれ被

遊、頗賢明の御方なり。　家重公ハ恐入候へとも、御不足の御方まて、御温和の御様子なりとかきけり。　夫故ヵ衆人宗武卿の賢明を感し、心をよせ、家重公ハ夫れほとふいたり兼候ゆへ、自然宗武卿の方御威光さかんなりとヵきけり。　吉宗公殊の外患へさせ給へとも、さりとハいかんともなし能ハす、或る時公宗武卿を御本丸に召させられ、しか〳〵の御物語りあり。　宗武卿ハそれハやすき御事也。　御父上様ニも御安心被遊候へと被仰上たりと、其時の御相談ハいかかの事か分りかたし。　其後宗武卿ハ、何事か御建言あらせられたり。　大切の御事まして、御趣意ハ知らされとも、御建言を御側の人ニ御認させ被遊、自らハ筆を執り給ハすとの事也。　此御建言書御さし出し相成候ところ、公儀の御不興を蒙らせられ、かゝる大切なる御建言ま、御自筆まてこれなく、御側の人ニ被仰付候なと、甚不得其意との事まて、三年の間御慎み被仰出たりとの事也。　此御建言も亦御代筆も、宗武卿と　有徳公との御相談なるへし。　罪を蒙らせられ三年間の御慎も、御相談の御やう子なりと、蜂谷茂橋・中村文藏ヵ、むかし宗武卿の御側ニ勤めし者より、たしかにきゝたりと、余の幼き頃はなしせり。

○むかし大坂豪商淀屋辰五郎といふ者あり。　罪ありて闕所ニなりたり。今の身代

限りなり。辰五郎所持せる寶物のうちに、新羅三郎ヵ足柄山まて笙をふきたる笙と樂譜あり。夫を　公儀へ御取揚け成りたり。有德公御一覽被爲在、此兩品ハ珍らしきもの也、田安まハ兼て好古の人なれは、これを田安へ遣すへしと御拜領になりたり。笙ハ今に御重寶となれり。樂譜もやはり今に保存せり。此樂譜ハ、世にこれなきものにして珍らし、昔、から國より我國へ傳ハりたる樂譜の寫本なりといふ。此寫本といふも、五百年以前のものゝ由なり。宗武卿殊の外難有被思召、これより音樂の道を學ハせ給ふとかいふなり。

宗武卿ハ此樂譜をよみ給ふところ、少しもわかり給ハす、夫々へ御取調相なり、又御自身にても、頗被爲盡御力、御考慮被遊、やうやく、御分り相成りしよし。志かるに、今の樂譜とハ丸で違へり。夫故宗武卿まハ、何とそ此古き寫本なる古樂譜まよりて、點を御つけ被遊、音樂ハ勿論舞樂にも間に合ひし樣、段々の御考へまて樂譜をつくらせられ、今流行する樂を廢し、御試に、新に御考の樂譜まて、音樂舞樂と、御側の人々へも御傳授あらせられしとか。やうやく成功に至るをもつて、樂譜を　京都へ御獻上相成、古樂譜を日本まて用ひし樣、御建言も可被遊思召のところ、折惡敷　天子崩御被爲在し故、御進獻の事ハ御やめになり

たりとの事也。夫ゆへに、古樂譜を日本に用ゆる事無之也。宗武卿薨去の後ハ、此樂も御やめになりたるかことし。齊匡公の御壯年（齊匡公）のころ迄ハ、悠然公（宗武卿）の御正忌其外十五夜なとにハ、御池のうちに舟を浮へさせられ、奏樂ありしともきけり。世間に用ひられさる田安樂と唱ふる樂ハ、幸ひにして宗武卿の御子樂翁君、御父の志を繼き給ひ、御自身にも御學ひ相成、此田安樂ハ、桑名侯の家に存せり。桑名の御家來にハ、樂翁君の御相手として學ふもの多し。慶頼卿御壯年のせつ、音樂をこのみ給ひて、桑名の御家來の學ひし音樂の人をよひよせて、稽古なし給へり。此うち樂翁君の御相手をなしたる老人も、田安へめさけ（せ）カられて、御自身、御側の人々へも、御學ハせ被成たり。此樂、今桑名家にてしる人もなかるへしと思へハ、嘆息の至りなり。此古樂譜の淀屋寶物を、公儀へ御取上ケに成り、宗武卿の御拜領の事ハ、成島桓之助のはなし、其他ハ惇宗公御側の人のはなしを、いとけなき頃きけり。

田安樂のこと

○文恭公（家齊公）御若年の頃、御庭をつくらせ給ふて、殊の外の御機嫌よくて、樂翁君にこれみよとの上意あり。樂翁君ハあまり御ほめ申上ず、不興のやう子なりとか。公、樂翁にハいかゝ存するやと問ハせ給ふとか。其時の御返答に、此

家齊公と樂翁公

小き御庭なとつくり給ふハ無益なり、公まハ天下をしろしめす御身なれは、京都ハ加茂川を始め風景よし、江戸まも風景よき所多し、日本全國風景よきところ多し、皆公の御園なり。かゝる小き御庭なとハ、見るにたらすとの事にて、公にも殊の外御恥入の御やう子にて、御一言もいてすとかきけり。

田安宗武卿と行列の道具

○宗武卿十萬石を賜ハり、田安第御拜領の後、寶暦の度ヵ年號は慥に覺へされとも、田安の御殿燒失のとき、有徳公格別の思召まて、種々御道具類幷に御行列御挾箱・御長刀・御茶辨當跡箱・簑箱・御駕等を一切被進たり。宗武卿ハ難有被思召、御拜領相成候との事也。然るに一年程立ちたれは、卿にハ御行列御道具類御駕等を、御返上被遊たりとの事なり。御父公ハいふかしく被思召候て、田安まハ燒失いたし候故、不殘取揃へ遣したり。然るを今日に相成、返上いたすハ甚心得かたしと被仰たりといふ。卿を召していかゝの心得まや、行列の道具を返上いたせしやと問ひ給へハ、卿にハ最早行列道具ハ、不殘新調に申付、出來上り候故返上奉れりと被仰たりとの事なり。公仰まハ、行列道具ハ不殘遣ハしたるなり、返上にハ不及との仰ことに、宗武卿ハ強て辭し給ふ。公ハ卿の心をくはしくいふへしとあれハ、卿にハ思召の程ハ難有奉存候へとも、私の駕

を始め行列道具ハ、公儀とハ違へり。　公儀の御挾箱ハ綱代也。　私の方ハ綱代ニ非す、たとへ拜領いたし候ニせよ、公儀と同しき御道具を用ゆるハ、恐入候事ニて、子孫ニいたり田安はかりハ、公儀と同様の者を用ひ候てハ不宜候故、新調ニいたし候故返上奉るとの仰ニ、公も殊の外御感心ニて、卿の仰ニまかせられ、御返上のしな御請取ニなりしとの事。　公の思召も難有事なり、卿の思召も實ニ奥ふかしく、御明君のほとしらるへし。

將軍吉宗公の逸話

○有德公ある日御鷹狩ニ被爲入候時、御刀筒を持ちたる人御徒士かあり。　御刀筒をおとしたれは、公ハ御覽あらせられ、あの刀筒を落したるものをころはせよと、御小姓ニ被仰付候ゆへ、御小姓ハすくに參りて、其人をつきころばしたりと云ふ。　還御の後、御刀筒持恐入差扣伺ひたりと。　公仰ニハ、刀筒はかり落したるニ非す。　石ニつまつきころひたり。　我もはるかにこれを見たり。　何時誰までも、ころふといふ事ハかりかたし。　全くの過ちなれハ、差扣ニ不及との仰ことありとか、ある書ニ見へたり。　夫と同し話なれとも、文恭公御鷹狩被爲入たる時、御供の人のうちニころひたるものあり。　是を見給ひて、今日供ニ參りたる目付羽太庄左衛門をこゝへ呼へと被仰たり。　御小姓のうち歟庄左衛門

羽太庄左衛門

を尋ぬれとも、其邊にみあたらす、庄左衛門ハ此樣子を見て、いつれへかかくれしと云ふ。御小姓、庄左衛門ハ尋候へとも、見あたり不申と申上けれハ、只今供の人のうち、ころびたる事ハ内證ませよと被仰たりと。實に公の思召難有、庄左衛門もかくれしハ、氣とりかよろしとの事まて、其頃評判せりと或人の話なり。

家齊公のこと。

○文恭公ある日御野遊御成のせつ、御舟に被爲召候て御覽あらせられ、大に御機嫌よろしく被爲在候。其節深川邊カ、本所邊歟、立派なる別莊ありて、御船中より御覽被爲在たり。誰の別莊なるやと問ひ玉へハ、御側の人申上候ハ、今日御供に參り候御側衆何某の別莊なりと御答申上候。公分限不相應なりと上意ありて、夫より何も仰事なく、默々として被爲入たりとか。御側衆何某ハ、恐入候て御役御免願候とか、別莊を取こほちしか、たしかならされとも、聞くかままにしるし置ぬ。

大久保一翁の大政返上論

○我總裁職拜命の後、日々登城せしか、殊の外の御困難ましして、外國の御用もあり、京都より所司代并兩傳奏よりも申こされ、幕政の立行きかたく世態になれり。御用の事柄ハ忘れたれとも、不容易御評議の節、大久保越中守（號一翁）大目付

將軍家齊夫人の賢明

染村のこと

勤中と覺ゆ。御用部屋へ若年寄・大目付・御目付等召呼、相談致し居ㇾ。越中守ハ私の建言を御採用被爲在ㇾならハ、異見申上へしと申たり。老中夫ハ不憚嫌疑異見無遠慮申立へしといへり。越中守進んていふ、内外の困難實ニ恐入ㇾ、到底德川家にて天下の政權を御掌握被爲在ㇾ事ハ、六ヶ敷事と存ㇾ、仍之時勢を御量りにて、天下の政權を　京都へ御返上被爲在、德川家ハ諸侯ニ被列、東照宮御領地被爲在ㇾ駿州一ヶ國、又ハ駿三遠三國を御領地被爲在ㇾ方、却て東照宮御始御歷代へ被爲對ㇾても、御孝行可相成、御家の御安堵不過之と申述たり。一同ハ不平の顏色にして、一言もいひ出るものなし。はたして越中守の先見たかハす、可感事也。此越中守の心を後世ニ傳へんと思ふかゆへ、こゝに記しぬ。一翁の先見ハ勿論、德川家第一の功臣ハ大久保一翁・勝安芳なり。

○廣大院殿ハ　文恭公の御臺所にて、松平榮翁君の姬君なり。（榮翁ハ薩摩國主）近衞公の御養女ニ被爲成たり。賢明の御方にして、公の御配偶ニ適當せりといふ。こゝに一つの美談あり。我祖母なる松榮院卽淺姬ハ、文恭公の御子にて、我祖父なる齊承の配偶なり。淺姬齊承へ婚禮引移前、廣大院殿の全くの思召にて、表使を勸めし染村といふ人を撰ミ給ひて、淺姬の老女ニ被仰付たり。御撰ミ

ほとありて、此染村ハ學問もあり、成島仙藏といふ御儒者の門弟也といふ。御引移前、染村を廣大院殿御側へ召させられ、仰ことにハ、このたひ淺殿越前家へ引移り婚姻についてハ、心得もあるべけれと、すべて越前家の家風を守り、御本丸（御公儀）の風をふかせるやうの事これなくいたすへしとの事也。染村仰ことを伺ひて、御引移り後の取締り、他の御守殿御住居等よりもよろしくと承れり。染村も此御一言ハ、誠に難有御事也と、余の幼き頃話したり。今に忘れぬ廣大院殿の賢明、染村の遵奉、可感事まことそ。

樂翁公と海防

○越中守定信ハ、後號樂翁、此御方の衆人の未たしり得かたき事を考へられ、未來ミ景況を思ひ給ひて、組織されたる美談あり。寛政の頃ハ天下泰平まして、武術なとの事もすたれたる時代なるに、君ハ後來に至れハ、必異國人のさわぎあるならんと被思召て、浦賀邊とかきゝ及へり、臺場を築かせ給ふといふ。近年迄其臺場の跡殘れりと聞く。其他海防蝦夷地の事ま就てハ、余程被勞心力しよし。浦賀邊までも御見分に御出ありしともきけり。此時代まして、後來のため海防に被盡力し儀ハ、賢君の名にそむかさるへし。

將軍家茂公右大臣宣下の時の思ひ出

○元治元年正月十五日、家茂公（二度目の御上洛）右大臣に被任し事に付一奇談あり。

後世ニ示し置かんと思へり。余ハ此時總裁職被免たる後なれとも、依御用御上洛前ニ上京して旅寓ニ居住す。此正月十五日晝後、久々御無沙汰申上ル故、羽織袴ニて供立ハ例の通りニて、一橋慶喜公の御邸元所司代屋敷トカイフへ罷越、御面會の義願ル處、直ニ御居間へ罷出、いろ〳〵御談話中ニ過刻老中より手紙來り、今夕　勅使二條城へ參向の旨、從傳奏達有之ル間、夕刻二條へ登城可有之旨申越ル。何の事ジヤ分らぬ心配いたしル。何分私は是から登城可仕ル間、君ニハ御暇乞申すと被仰たりとの事ニ、我ハ無致方一橋邸を退出せり。余心ニ思ふ、今日の　勅使は只ならぬ德川家一大事なるへし。直ニ是から二條へ登城ルても無致方、夫よりハ中川宮下立賣御門內へ參り、內探索せんと思ひ立、駕を早め中川宮へ參り、今日ハ是非拜謁の義以取次願ルところ、速ニ御許容ありて拜謁、御談話中ニ恐入ルへとも、御內々伺度事有之ル、夫ハ今日夕刻二條城へ　勅使參向とか承りル、何等の御事ニル哉、御漏示被下ルて宜義ニルハヾ伺度と言上す。宮ニハ何も御心配の事でハなく、今日ハ大樹へ右大臣ニ被任ル　宣下ニて、勅使被立ル事也、しかし貴殿限り他へ御話無之樣と被仰たり。余ハ初て安心の思をなせり。宮、今日ハ閑暇ゆへ、夜食ニても被食ルて被歸よと、再三の仰あり。

余ハ一刻も早く二條へ登城し、此義内々言上すへしと心ニ決し、今日ハ私無據用事有之外へ參り候故、思召の程ハ難有奉存候へとも、御暇申上度と願ひ、心ハ散亂せり。　宮ノ御門を出候と、供勢ま申付、挾箱其他一切跡より參れ、鎗一本側向の者を連れ、可成駕をいそがせ二條城の大手迄ゆくと、其混雜不一方、丸で火事場の如し。　大手外ニて駕より下り、奔走して御玄關迄參候と、老中若年寄御側衆其他役人等も玄關ニ立ちて、茫然たる有様也。　家茂公も御衣冠まて立たせ給ひ、御當惑の御様子なり。　余の駈來り候を御覽被爲在、春嶽ハ何の用まて參候哉と上意あり。　私ハ今日の恐悦ニ登城と内々申上たり。　公ニハ　勅使ハ何等の事哉と御尋ねあれ共、大勢の中ゆへ申上かたし、私ハよく心得居候と御答申上たり。　老中も春嶽殿今日ハ何てあらふといふ、先々御安心まて宜くとばかり申のべ、虎の間邊と覺ゆる公余の手を御引、こゝまて承るへしとの上意、老中も御側ニ侍座せり。　一橋邸ニて勅使の事を伺ひ候ゆへ、直ニ中川宮へ駈付け、御内々伺候ところ、今日の　勅使ハ被任右大臣候　宣下なりとの御内示ニ付、御承知とハ奉存候へ共、もしも時節柄故、御心配被爲在候てハと相考、登城仕候也と申上たれは、公殊の外の御喜ひまて、やつと安心せり。　老中方も喜

悦安心の様子まて、夫から　勅使の參向を被爲待候までの事になれり。余か登城後ハ、一時ニ殿中寂然たり。公仰まハ、夜飯ハ如何との事故、中々夜飯なと思ひもよらす、內言上ニ心急き申候、御側衆へ被仰付、御座の間次の間御餘多を被下、空腹を凌きたり。其內　勅使飛鳥井・野々宮兩傳奏參向、被任右大臣候宣下あり。其後兩傳奏へ御膳御酒肴等御饗應あり。春嶽まも傳奏勅使の前へ出よとの仰事なれ共、羽織袴まてハ出兼候と申上たれは、慶喜公の麻上下ありとの事ゆへ、夫を拜借して脫替、勅使の前へ出談話等いたせり。無程　勅使ハ歸りたり。昔關東へ下り候　勅使ハ、中々鄭重の事まして、御敍任の御規式不容易、御上洛中二條城ハ御旅寓の事故、其日俄ニ　勅使參向の被仰出ありたり。輕易の勅使ゆへ、是迄例もなき事ゆへ、一層御驚き御心配被爲在たりと思へり。

元治と改元のこと

〇年號改元ハ、禁廷より文章博士ニ撰定を命せられ、五六ッ(ツ)斗撰定の年號を差出す、御評議ありて大概一二名御決し相成、關東へ御相談有之、於關東御定め被爲在、傳奏迄被仰上候、夫まて眞の御決定ニなり、表向の式を被爲行候ヵ恒例なり。　元治改元の節ハ御上洛中なり、御內意なれ共今般ハ於御所御定め相成候。

令德・元治の兩名の內、令德のかた可然と被思召候、大樹所存可承との勅諚のよし、御老中方も夫てよかろう位也。我ハ御役勤めハせされ共、其比ハ御用部屋へも勝手次第參りたり。此時御用部屋まて內々拜見せり。我いふまハ、令德の文字甚不穩のみならす、昔より年號の文字ハ大概極りたるもの也。德ハ年號の文字なれとも、令の字ハ未た見當り不申、殊ニ德川ニ令するといふ意味もあり、夫よりは元治のかた穩なりと申上たれハ、老中も御尤千萬也、御前へ言上せんとて伺ひたれは、至極同意なりと被仰たり。老中いふ、私共より傳奏迄申立つれは廉立候間、春嶽殿宜御取計被下たしと被申たり。よりて關白へ參り、共はなしいたし候處、至極同意なり、明日參　內の上まて御返答申へしとの事なり。はたして元治のかたニ御內定相成候段返答あり。老中方へも其段申入たり。當時の有樣此一班(斑)をみてもしるへし。

大原重德卿の忠誠

○大原三位重德卿ハ、公卿のうちまて頗ル頑固の名を得たる老翁也。文久年度勅使として關東へ下向せよとの　勅宣あり。此時も頻ニ異國人を惡ミ、鎖攘の說を唱へ、一橋慶喜公、余、老中もこの老卿ニハ頗困難を極め、もてあましたりき。此事ハ衆人も知るなれは、別ニこれを記すニ及ハす。此老翁ハ、前まも

述へる如く、公卿中にも頑固の名を得たる翁なれは、余ハ意地わるき人也と心こ思へり。されと誠こ忠直誠實なる奇談あり。實こ拭涙て感慨またへさる也。此譯ハ慶應三年十二月九日、御一新の　勅命下りし後、十二日比と覺ゆる、鎖攘の　勅命もあり、皆此説を唱へしとも、かく御一新となりたる上ハ、外國人の御交際もなけれはならす、外國人を待遇するハ、唐人ならんだ人と同様いたすへしと議定官始へ被達たり。此時鎖攘の説ハ、俄然變化して浮雲の風こ吹散されたる如し。實こ可驚なり。翌年二月に至り、各國の公使京都こ入り、入朝を被許の御評議ありたり。廿八日佛英兩公使參　內せり。英公使ハ途中の災こよりて參內なし。廿八日の前々日廿六日と覺えし、大原老卿余こ面會を被乞、於宮中面話せり。老卿不平の顔色まて、春嶽殿ハ私先年關東へ下向の時の事を御忘れし哉との問ま答へて、私ハ老卿の御下向も、其節の御談判も覺え居しと申し。老卿のいふ、誠こ宮中ハ丸て氣違世界こなりたり。余、それハ何の事にし哉、老卿曰く、先年關東下向ハ　勅宣もあれとも、專ら鎖攘の國是まて、已こ先帝も御懇諭被爲在たり。又御一新の前日迄ハ、鎖攘を唱ふる者を忠誠と稱し、開港を唱ふるものを奸惡となす、然るこ御一新の翌々日に至り、岩倉

の一言ハ、實ニ驚入たる事ニして、氷炭よりも甚しき差違なり、實ニ歎息のいたりなり。其上ニ四五月も不立うちニ、異國人の京都へ入り、加之參　內等の事ハ、實ニ思ひもよらさる事まて、案外の至りといふへし。孝明天皇まも、此事ハ頗る被惱　叡慮、滿廷の公卿を始、天下一般鎖攘を唱へ、幕府の開港ハ尤拒絶せられ、宸慮ニ不適、ことに私も關東下向ハ鎖攘カ主意なり、然るニ御一新なれはとて、一瞬の間ま一變して、異人の參內と相成、是迄の鎖攘は雲の散するか如し。御一新前鎖攘を被唱候も、畢竟外國人を惡むニ非すして、德川氏を顚倒するか爲の奇貨とせらるゝか如し。決て朝廷ニ於て、左樣の鄙劣なる　叡慮ハ被爲在間敷候へとも、世間より詠(眺)めるときハ、德川を潰すための手段と思ふなるへし。御一新後數月を經さるうちニ、外國人の參　內其他西洋風を學ハんとするの輿論となれり。朝廷もあまり德川氏へ被爲對候て、御遠慮あるへき筈なり。もふ一年程立候へハ、異人參內まても宜かるへく、今ハ時節早しと思ハる。私ハ異人を惡むニもあらす、御一新の御趣意、外國人を參內さるゝカわろしといふニもあらす、今日ニなりて鎖攘を主張いたさす、只々德川氏へ被爲對、御不都合と存候。世間の見る所も如何哉と存候。日夜憂慮罷在候間、異人

の參　内丈けハ一年程御延しニ相成度、從貴君岩倉へ被仰立候樣懇願すと、涙なからに申述へらる。余も卿の忠誠ニ感したれ共、今更致し方なく、返答ニハ卿の御憂慮御尤至極ニ候へ共、私も德川の一族ゆへ、對朝廷卿の思召を申述へ候事ハ出來申さす候、幸ニ卿ニハ岩倉とハ御親族の廉を以、卿より岩倉へ御直談被成候て可然と存候と答置候。其後ハ如何相成候哉不知。余ハ公(卿)の忠誠を後世ニ傳へんとほつするからまこゝに記し侍る。

樂翁公の風雅

○いろ〳〵混交の事を書きたるもおかしけれと、白川樂翁君ハ重職を辭し、二十八歲とやらニ隱居せられ、號樂翁又風月翁とも被稱たり。君ニハ隱居の後、寸毫も御政事の事、又世間の事なと少しも心ニかけられす、塵外の身と被爲成、和漢の書物・古物取調、著述和歌音樂等の御たのしみニ日をくらされたるといふ。歌書ニ、たはれ草・三草集其他集古十種等品々あり。文恭公も君を御慕被遊、折々登城御目見、時ニよりいてハ御酒肴等、御前ニ於て被下候事も每度ありときけり。

御一新前夜の思ひ出

○慶應三年丁卯十二月九日ハ、御一新の日なり。こゝに一つの咄あり。五日ニ俄ニ余の所へ手紙來れり。御家來中根雪江を岩倉具視隱居所へ參るへし

御一新の當日

との事なり。何故カ一向不相分、早速差出候處、今般御一新被仰出候ハ、當月九日なり、春嶽殿ニ其心得有之へく、九日朝參　內可有之。尤刻限ハ寅刻御發表ゆへ、其以前ニ御參　內可被成、決て此儀他ニ漏すへからす、關白左右內三大臣、傳議兩奏も最不知事まして、是も皆御廢しの部分也。淺野家其他の人々も被召たりといへり。雪江余の旅寓へ歸り、岩倉公の御咄を申のべ、驚き候へ共致し方なく、是非此義ハ他へもらしハ不出來候へとも、公方樣慶喜公へい極密言上すへしと雪江ニ談し、雪江を二條城ニ差出たり。雪江登　城の上板倉殿へ拜謁し、今日罷出候事ハ、拜謁の上至急言上の義有之候旨申述候ところ、板倉殿も直ニ言上候處、折惡敷御客來有之、今日ハ面會難致、板倉へ祕密の事ニもせよ申入候樣との上意の旨、板倉殿より被傳たり。雪江ハ是非拜謁願候との事ゆへ、無據御座の間まて拜謁被仰付、尤御人拂なり、岩倉の咄內々言上候處、殊の外の御驚まて、御顏色被變、今更致し方もなけれ共、尙考置くへしとの事まて御前を下り歸邸せり。公まハ殊の外の御心配まて、御來客ハ被捨置、老中始御內評議ありしときけり。

○十二月九日ハ御一新の日なり。余の困苦を極めたる咄ハ、八日ニは長州人

を京都へ彌入れる事になりたる御決議、外國人の開港長崎横濱歟の事の御決議を被達候ために參　内せり。慶喜公にも御參　内可被爲在の被仰出ありたれ共、公には御不快に被托御斷相成る。余ハ朝五ッ半時頃參　内せり。いくら待てとも何故カ御達もなく茫然たり。黄昏にいたりて、長州人の入京被許等の事議奏より御達ありたり。尤在京大名數十人も同樣也。其御用濟より、二條關白殿御用有之被爲召候との事にて、麝香間邊迄參候處、關白殿・近衛殿忠熈公鷹司公・廣幡内大臣忠禮公等御所外へ兵隊頻に往來し、大炮持運、薩藩の兵隊も見へ、何歟穩當ならさる有樣也。春嶽ハ必承知可有之、祕密の事にても、決て漏不申候間御咄被下度との懇〻の御談話にて、殆困苦候。私ハ何等の事も存不申、第一關白殿下の御承知なき事を心得候私にてハ無之と申述る。尤御一新の義、極々内々心得居候ハ、議奏にて正親町三條前大納言實愛嵯峨長谷宰相信篤の外ハ誰も知る者なし。夫から傳奏議奏關白大臣、是非〳〵承り度と被仰たるにハ甚以困し果たり。後にハ余を取卷きて聞かんと欲するさまなり。正親町三條長谷ハ知らさる顏して居られたり。此兩卿へ御聞被成候ハゞ可分と申事もならされは、餘りの苦しさに、衣冠のまゝ御所を脱け出て、供勢ハの

こし、駕にのりて二條城へ參りたり。　御用部屋へいて、いまた板倉殿も退出前ゆへ、茶をのみ烟草をのみ話をなしたり。　二條城へ參りたるハ、午後十時頃なり。　明朝寅刻前參　内せよとの事なれは、歸りて又參　内するも煩ハし、此時分（午前一時頃）より參　内せり、供勢ハ御所に殘し置たり。　參　内して見れハ、關白始皆退散せりとの事、殘りたるハ正親町三條前大納言・長谷宰相二人なり。　正三卿（正親町三條の略語なり）へ面會、貴卿にハ如何して殘れるやと問ふ、關白始退散まハ殆と困苦候、やうやく進めて退散せられたり。　私長谷ハ御承知のとふり故、跡片付の名に托し御所に居れり。　もはや參　内の時刻なるへしと被云たり。（午前三時頃）岩倉友山・中山大納言其他參　内、宮中一變して御一新の被仰出ありたり。實に是程困苦する事ハ不覺、最一夜不寢、食事も八日の晩餐のみまて空腹を覺へたり。　中々睡眠を催すの念なとハなかりけり。

御一新ハ九日なり。　二三日ハ夜寢申さす心配かぎりなし。　日々參　内事によりいへハ夜半に歸り候事もあり、余の最心配なる事ハ、御所まてハ春嶽ハ徳川家の家門なれは、徳川家を贔屓して御所の密事を漏らすかとの嫌疑をうく。此御一新の日に參　内せしハ、余と淺野紀伊守兩人なり。　尾州公もいまた上

慶永を暗殺せんとす

京なく、容堂ハ一兩日たちて上京せり。伊達遠江守ハ、九條家を以太政官代となせし頃上京せり。余ハ岩倉ニ二心なく朝廷へ心力を盡すの盟をなせり。岩倉丈けハよく心得居られ候へ共、公家達の嫌疑甚し。其上依　勅命二條城へ參り、御用等有之、多きときは、一日ニ兩三度の事もあり、尤御一新の日より、慶喜公の二條城を立退き給ひて、大坂へ被爲入候迄の事にして、日數ハ僅々なり。二條城へ御用まて參候と、徳川家旗本なとは、春嶽殿ハ二心なり、此時徳川家ニ力を被盡候時也、しかるを御所の方へ付て、徳川の祕密をもらさんもはかりかたし、暗殺せんといふものもありときけり。御所といひ徳川家といひ、双方の嫌疑を受けたることそ苦しけれ。

二條城門よりハ兩脇へ兵隊列シ、銃ニ劍をつけ左右ニ列し、劍を往來人ニむけるなり。纔ニ左の劍と右の劍との間三尺位也。其中を通行する甚懸念なり。たしかにハ不覺れとも、十日頃と存候、御所の御用まて二條城へ參り、慶喜公ニ拜謁し御談話の末、公よりハ、春嶽殿ハ御所の方ニ荷擔し、徳川家を助けさるなと、家來とものの内ニいふ者多し。決て我ハ左樣ニハ存不申、やはり徳川家のためニ力を被盡候と喜入候、此時ゆへ、春嶽殿の御身甚危く、萬一不慮の事ありてハ

不相濟候間、此城内歩行の節ハ、殿中城内共ニ不慮の難なきやう、兩三人を守護として付可申と被仰たり。余ハ思召の程ハ難有奉存候へとも、決死居候身ゆへ御斷り申上候。被殺候時ハ、兩三人の付添まても役ニ立ましく、被殺ぬ時ハ一人まても萬全也、任天運候外なしと申上退散せり。今これを考ふれハ、危險の至り、此時の景況をしるへし。

將軍家齊公の賢德

○いろ〳〵まぜこぜの話なれ共、文恭公の御英明ハ前ニも云ふ如くなれとも、ある年の二月下旬のはしめ、御場掛（御小納戸頭取カ）本目隼人正を被召、來る廿八日頃濱御殿へ參るへしとの上意、（御鷹狩カ）隼人正言上しけるハ、來月三月節句過まてハ如何、廿八日ハ御見合せ可然と申上たり。公ニハ少〻御考まて、至極尤也、やめ可申、雛店（尾張丁）ニさハるであろうとの上意なり。恐多くも直ニ人民を憐ミ給ふの御心感し奉りし也。

雛座のこと

此譯ハ尾張丁ニ雛店を出す毎年の例也。十間店（だな）と同し事也。將軍家御成の節ハ、今の雛店ハ勿論、兩國橋の小屋掛、其他等たひことニ取拂ひなりたり。もし廿八日御成なれは、此雛店を取拂ひ、還御の後再此店（小屋）を造り、手數のかゝる事實ニおひたゞし。公ニは其手數を憐み給ふの御心、實ニ英明賢德の將軍なりと奉感ぬ。

○これもまた文恭院公の御話なり。公西丸へ御引移り後、大廊下下の部屋松平越後守始、兩三度思召にて於御座間御目見被仰付たり。最御懇命上よりの事ゆへ、老中の出席ハなし。公仰ニハ最早隱居の身分ゆへ、目見の節ハ能余の顏を見て時宜すへしとの事を、御側衆より被傳たるものか、坊主より聞きたり。夫ゆへ一同難有御目見の節、尊顏を拜し御時宜せり。かゝる小事まても、御心付させられたるハ難有奉存候。余ハ十二三才の幼き年なれ共、これはかり今に忘れさりき。將軍家へ御目見の節ハ、拜尊顏等の事ハ決てこれなく、御時宜する斗也。今の世まて考ふれは、分リカたかるへし。

勝麟太郎と横井平四郎

○土州藩(高知縣)ニ坂本龍馬・岡本健三郎といふ士あり。隨分鎖攘を唱へ、暴論巨魁の一部分也。右兩人江戸へ下リ(余カ惣裁職の時分)、徳川家ニハ勝麟太郎、熊本藩ニてハ横井平四郎の兩人ハ頗る姦佞ニして、勝ハ専ら開港論を主張し、横井ハ廢帝論を起すなと、實ニ可惡の人なりと大ニ怒り、これか爲ニ坂本・岡本兩氏ハ態々江戸へ下り、勝・横井を殺害せんとの目的なりとカいふ。坂本・岡本兩人、余カ常磐橋邸へも參りて面晤を乞ひたる事もありたり。或日坂本・岡本ハ勝の宅を訪ひ先生ニ面謁を乞ふ。先生承諾して速ニ面會せり。初ての面晤

の挨拶等相濟むや否や、先生ハ貴殿方ハ江戸へ何の用あつて被下しや、我を殺さんが爲なるへし。殺したくは殺せ、然し、互に心中を吐露の上に勝手次第と被申たり。兩人ハ思いかけなくも先生に被見拔、愕然として一言もいてす、彼兩氏も流石なるものまして、目的とする所の勝先生を殺さんとするの心をかくさす包まず話したり。夫からして勝先生の豪傑をしりて、其後勝先生を狙ふ者あると聞き、兩人ハひそかに先生を保護して、夜行なとにハ見え隠れに隨行せりといふ。横井にも面會のところ、是も横井の說に服し、廢帝論のなき事判然たるを以て、殺害論ハ消滅せり。この事ハ眞僞ハ知らざれとも、或人より聞くがまゝま記し置きぬ。

○勝先生についてハ奇々妙々の談話あり。御一新後　聖上御東下のころとも申、遷都後とも申、是も信僞ハ保證しかたけれとも、誠の話なりとてある其頃の官吏より聞けり。御一新の頃ハ幕臣を惡むこと仇の如く、惡むのみならすやゝもすれハ斬殺さんとするの勢なり。ある日岩倉公勝安芳を西丸城へ被爲召して、勝先生へ被仰しハ、日光東照宮の社の事なり。徳川家時代まてハ被祭しも尤なれとも、御一新と成し上ハ是迄の如き社までも不及、一層社を取毀ち

て、新ニ白木ニて新築候てハ如何。　徳川家舊臣も澤山有之候事故、其内不平の者等有之、心得違より、不都合の所行等有之候てハ大切ニ付、一應勝へ相談いたすとの事也。　先生ハ中々不平所ニ無之、笑ひなから、夫ハ誠ニ結構なる御事ニて可喜事ニ候と御答被申上たり。　岩倉公ニも喫驚ニて意外の御返答ニ一言もいです、又岩倉公ニハ御考ありて、勝一人ハ其通り請合たれとも、徳川舊臣も澤山有之候間、尚又相談候てハ如何と被仰たり。　勝ハ又いふ、徳川舊臣と相談ニ及ひ候程の事ニも不及、御一新翌年　勅使御東下、宮様（有栖川宮）御下向、本城西丸不殘引渡せとの被仰出有之候節も、慶喜へ申談、舊臣へハ談し不申相決し候。祖先以來所有の城渡てさへ、舊臣へ談し不申して相決し候程の事、是式の事件私一人引請候といひたり。　岩倉公夫て分りたれとも、其方ヵ結構なる事ニて可喜事との返答ハ、如何の心得なるやと被仰たれは、勝先生ハ家康以來二百有餘年の太平を保ち、東照宮の社ハ日本全國人民皆尊敬せさるものなし、御一新の際此社を取毀ち給へハ、人民ハ驚きて朝廷を怨ミ奉り、かゝる殘酷の御處置被爲在候へハ、此後如何成事被仰出候も難斗、朝廷に懷くもの段々少く相成、徳川時代を慕ふ者多く相成、於徳川家ハ幸福と存候、夫故結構なる美事ニして可

喜事なりと申上たれは、岩倉公も一言の答もなく、此取毀論ハ止ミたりとの事。今日迄日光東照宮の御社保存し、従　朝廷も御寄附金もあり、保晃會も起り、皇族大臣を始め寄附あり、東照宮保存掛も内務省へも被置ル程の事ニ立至りしハ、尤東照宮の御威光とハ申なから、勝先生の一言ニより、今日迄盛んニなりたり。 勝先生の此一言ハ、實ニ可賀事まして、先生の徳川家ニ忠誠を盡すの恩ハ、宗家ハもちろん、家門一族ニ於ても忘れさるやうありたし。 余最先生の忠誠ハ銘肝忘れさるなり。

江戸開城と西郷及び勝のこと

○明治元年春、慶喜公大坂拔御出帆まて江戸へ御歸り後、徳川征伐の爲各藩の兵、官兵となりて東下せり。 有栖川總督宮も駿河迄御出陣ニなり、西郷隆盛も此時江戸へ奉　勅命下りたり。 隆盛江戸へ下り高輪邊ニ止宿せりといふ。各藩の官兵ハ品川ニ置き、江戸へハいれす、模様まて江戸へ繰込みル都合のよし。 隆盛と勝先生と屢往來し、徳川家の處置等懇談有之たるときけり。 隆盛少し隙あるとき、勝先生と一所ニ愛宕山ニ登りて四方を眺望せり。 隆盛曰く、此山下(上カ)より遠望する所のものハ、江戸中の市街なりしや。 勝ハ江戸中の市街なりといふ。 隆盛ハ感する事ありてか、此澤山の市街を燒立つるハ愍然なり

と被申たり。夫からして上野の戰ハさて置、德川征伐のため官兵を繰込む事をとヽめ、征伐論を隆盛の盡力によりてやめたりと。西鄕の盡力ハ申迄もなく、やはり東京市街の火災を免れしハ、勝先生の恩も幾分かあり。實ニ其功勞ハあけて數へかたし。

江戶開城と慶喜公

○是も明治元年の春の事にして、官兵東下し德川家興廢の時分、本城を始不殘朝廷へ引渡しの命令のころ、慶喜公殊の外御心配被爲在、祖先以來所有の江戶城引渡ハ如何あるらん、家來共の所存も聞、其上まて可決との御意まて大ニ被爲迷レ由、勝先生へも御相談被爲在たりと。先生ハ尙又勘考の上御返答可申上、宅ニ歸り、燈下まて書物を讀み、明智光秀の本能寺ニ向ひ信長を弑するの前、明智左馬助へ相談の節、左馬助これを諫めんと欲すれ共、最早光秀の決心して、とても諫めをきかさるの志を早くも察し、遂ニ光秀ニ同意するの決心まて感して、其夜歟翌日か、慶喜公へ拜謁せられ、江戶城御引渡しの事ハ最早御決心まて可然、御家來共の所存、御聞相成レても、御採用ハ難出來儀、私一人御引受申レ間、公只今御決心被遊、御返答可然と嚴敷被申上されハ、さすかの慶喜公も御嘉納被爲在、御返答ニなり、御引渡の都合となりたる由。今日迄德川御家の御繁榮

まて、御永續と相成候も、先生の大功勞、東照宮の井伊・榊原・酒井抔にも、をさ〳〵まさるとも劣るまし。實に先生の御恩惠これを記すにつけても感涙滿襟たり。

○文久三年、初て家茂公御上洛被爲在、攘夷論盛に被行、余ハ恐多くも惣裁職を辭し越前に歸る其後の事也。四月公御參　内被爲在、攘夷の御論ありしときけり。天皇男山に　行幸の被仰出有之、就是、公の御災難を遁れ、德川家の御幸福と奉賀候話あり。これを記載すへし。行幸の前日、從御所御內議、御內々公迄文まて申上候歟、又ハ橋本氏より申上候歟、男山　行幸の節大樹も供奉被仰付候由なれ共、此度の　行幸ハ大樹の御身にとりいてハ甚危き事と被存、浪士並藩士の大なる企有之候由御內々被聞召、甚被爲惱　宸慮候間、御不快まて御斷有之可然旨被申越たりとの事。然るに公にハ御風邪まて幸御臥褥に被爲入たり。依之御斷相成候。慶喜公御名代として御出相成候。御所よりの御內通と申、眞の御不快誠に偶然の御幸福恐悅の至りなり。此企ハ關白大臣の內にハあるましけれ共、公家の暴論家と各藩の暴客の仕業なるへく思ハる。きく所に據れは、男山　行幸を願ひ、將軍家をして供奉せしむるの目的なりと

いふ、いよ／＼將軍家供奉被爲在しへハ、男山行幸歟、還幸の御途中にて忽然鳳輦を將軍家の方に向け、御親征の名をもつて將軍を討伐するの企也といふ。余カ考ふる所まてハ、かゝる拙策ハ、岩倉公なとの關係する事まハなしと被思たり。くれ／＼此日家茂公の眞の御不快、御所よりの御密事御洩しといひ、實に徳川家のみならす天下の幸福なりと、宮重吏休翁其ころ御上洛の御供まて上京せり。此翁の物語りなり。

島津齊彬卿のこと

○松平齊彬卿(島津家)號順聖公、從朝廷官幣社に被列たる照國神社の祭神也。卽天璋院殿の御父なり。(天璋院殿ハ近衞忠熈公の御養女、家定公の御臺所也。)實に大名第一番の御方にして、水戸烈公・鍋島閑叟・山内容堂なとの尤及ふ所にあらす。幕政を助け給ひ、公武の御和親に專ら盡力せられ、其外外國の海陸軍、軍艦・銕炮等まも非常の御功勞ある事ハ申までもなし。最御懇意まして師友と仰き、親密の交をなせり。或時卿の云ハるゝハ、私ハ隨分儉約も仕りしへ共、とかく千圓以上或ハ萬圓以上の如きハ、其有益になるへき入費ゆへ、毫も惜む念ハ更にこれなくし、十圓以下二百疋三百疋位ハ、格別益まもならす、夫ゆへ惜む念ありとの話也。公の膽力盛んなる事ハ、此一班(斑)をみてもしるへし。

島津齊彬卿のこと

○これも齊彬公の於殿中余ヱ御話ありたる事あり。於藩々莫大なる金を費し物產を起す如きハ、誠ニ結構なれとも、始終を考へされハ大なる益を得るの反對ましして、人民これか爲ニ困苦するを生せり。私も御恥しき事なから、大ニ失敗をきたせり。それハ薩摩丈布の一件也。

機織器械のこと

西洋ヱて機織器械を二臺彼ニ注文して取寄せたり。最高價のもの也。一日ニ十反ツヽ織れる器械一臺あり。又百反ツヽとカ織れる器械一臺あり。一日十反、十日の百反、三十日の三百反。一日百反なれは十日の千反、三十日の三千反なり。私ハ大ニ喜ひて早速工場を設け、工夫男女を雇ひ、工事を奬勵せり。然ルニ四五ケ月立てハ器械ニて織れる反物ハ、一年中のもの不殘終りたり。其上丈布を織れる絲、薩摩ニてハ毫もなく絕たり。是迄職業とする男女ハ、糊口ニ差支甚困窮せりと。西洋ヱてハ職業する人々ハ各其產業ヱ就き、其上ニて便利法を用ゆるカ故便利なれとも、日本ヱてハ是等の便利法を用ゆると、職人の空手する者多く出來て、却て失敗の基也。物產をおこすヱも篤と考へされハ、容易に執行しかたしと被咄たり。

日本の西洋學と水戸烈公

○日本ニて西洋學の大ニひらけ、軍艦・銃炮・調練等盛んニ被行し原因ハ、水戸烈

齊彬公

閑叟公

公頻ニ國事を憂へさせられ、米利堅人の渡來前より、頻ニ鹿狩等ニ被托、軍調練をなされたり（尤日本流）。其後寺院の鐘領内を不殘被取揚、鑄造し給ふ大炮數百あり。もとより西洋風ニてハなけれとも、日本風とも又違へり。軍艦朝日丸）を被造たり。齊彬卿も軍艦（昇平丸をはしめて被造、其他大炮、西洋必用の品々、巨費を以製造せられたり。今マグネートなる者ハ、於日本造れしハ齊彬公カ嚆矢なり。次之ニ閑叟卿も於佐賀頻ニ調練大炮等を製せらる。反射爐の如きハ、鍋島を以嚆矢とせり。水戸・薩摩・肥前の三國か、軍備大砲其外の西洋品ニついてハ權輿といふへし。

水戸烈公の攘夷

○水戸烈公（中納言齊昭卿）ハ、衆人の知る如く尊王攘夷の首唱中ても最魁たり。余烈公ニ拜顏せし時、（拜顏の年月日ハわさと書しるさす）卿の仰ニハ、拙者ハ尊王攘夷を専ら主張せしなれとも、方今日本の景況を熟考するニ、とても攘夷ハ六ケ敷事まて、外國人より無禮もせさるニ、日本より發炮するなとハ條理ニ違へりといふへし。とても被行さる事也。開港するカ道理と見認て居れり。乍去、私ハ攘夷主張家と世人よりも被稱たる事なれハ、今更變化する事あたはさるなり。只可畏ハ蝦夷地まて、魯西亞の蠶食するを患ふるのみ。拙者ハ魯西亞の蠶食を防く

にハ、蝦夷地を水戸の領地と取替へ、彼地へ住居せん事を願ふ。此事ハ公儀へも願置候事も有之候。貴君ハ未た御年若の事なれは、蝦夷地の義ハ充分御盡力有之度。又開港の事も盡力被有之、外國人貿易御差許ハ、是非有之樣致度ものの也。此事、衆人ニ御咄しそ御無用被下、貴君限りの御心ニ被置候樣希入候との懇諭あり。烈公も世間ニてハ攘夷家のやう申せとも、其實ハ開港等の義ニ就てハ、能々御了解ありて、時勢を御洞察被成候ところハ、感服の至といふへし。

水戸光圀卿

明君賢主といふ者ハ、意想の外ニ出たる御所置あり。水戸黄門光圀卿ハ有名の賢主ましまして、專ら尊王の御志厚く、皇典を學ひ給ひ、契沖まも被爲交、御著書類も多し。もとより佛道ハ好ミ給ハす、御遠け被成候程の事なり。卿の御事蹟ハ西山遺事ニ詳なり。

水戸家と法華宗

然るニ公の御實母ハ、法華宗を專ら御信向被爲在たりと。よつて威公ハ儒葬式を用ひ給へり。卿の御生母御死去の後ハ、水戸の法華宗久慈寺（久昌カ）へ葬りまゐらせたり。其上ニ卿ハ法華經八卷を親ら寫し給ひて、御葬の寺へ納させ給へりとカ。御孝道の厚きしるへし。

田安家と法華宗

○悠然公卽宗武卿も、頗尊王の志厚く國學ニ長し給ひ、加茂の眞淵なとを御抱へ被成候程の御方なり。御生母是亦法華宗信向なるを以、池上本門寺へ葬り

給ひし。御手つから經文うつして、奉納せられしともきけり。それハさて置、光圀卿と宗武卿ハ、徳川家の一族中の明君賢主といはるゝも過言ならさるなり。

天璋院のこと

○嶋津齊彬卿ハ天璋院殿の御實父まして、余ハ最師父と仰き、親密の交をなせり。卿ハ賢明の主にして、公武の間に被立、平和を御盡力被成、阿部伊勢守まも、御政事の義に付專ら御注意も多く、水戸烈公まも御交り相成、非凡の御方まて、大名中第一等の人也。天璋院殿未た島津家に被爲入候頃、余齊彬卿の屋敷に參り、御對面申上たり。其後公儀御縁組の事につき齊彬卿ハ余に依頼せらるるまよりて、阿部伊勢守(親類)まも段々照會し、我祖母松榮院よりも、公儀へ被願候等の事もあり。余齊彬卿に聞くに、貴娘の御心さしハいかゝといへり。卿の答へまハ、中々我々の如きものゝ及ふ所にあらす、耐忍力ありて、幼年よりいまた怒の色を見たる事もなく、不平のやう子もなし。腹中ハ大きなるものと見ゆ。輕々敷事なく、溫和に見へて、人に應接するも誠に上手也。將軍家の御臺所にハ適當なり。是ハ私か請合申といへり。卿の賢明にてかく被申候程の御方ゆへ、實に徳川家にとりてハ幸福といふへし。

本壽院のこと

○不審儀といふ中にも、不審儀なる幸福を保ち給ひしハ本壽院殿なり。此御方ハ家慶公の御中臈にして、おさたといへる方と肩をならへたる也。即家定公の御生母なり。其事歴をきくかまゝに記し申さん。本壽院殿ハおミつの方と被申たり。我養父齊善（サハ）の（齊善號千三郎文恭公の御子）女中ニ濱尾といふ人あり。（後號本立院）此人の兄弟にて濱尾ハ姉なり。家慶公御中臈御抱の御沙汰ありて、日々とも申されすいへとも、毎日旗本の娘其他若き女御目見ニ出つ。御目見といふハ、拜謁ニハ非す、老女歟客應答（アイシライ）等の容貌、其他奉公人ニ適するや否やを吟味するため、目見の女ニ面會するの例也。尤　御上にも屏風カ、から紙の透間より御覧被爲在しよし也。ある日、御目見の女中三人とか罷出しつもりの處、いかゝしてや、二人ハ參れとも今一人あかゝり不申、一同大ニ心配せり。此時ハ千三郎ハ未た二ノ丸ニ住居せす、御本丸ニ住まひし頃なり。濱尾の部屋ニひとりの女子泊ニ參り居れり。即濱尾の妹なりけり。ある女中カ、今日の御目見ニ三人あかるつもりの處、二人ハ參れとも一人參らす不都合ニ付、何卒御泊りの御妹子を、少しの間かし給へと濱尾ニ頼ミければ、それハ御やすき事なから、私の妹また年も參り申さす、不調法ものゆへ御斷りを申ますといひければ、御目見

も此間より澤山出たれと、御首尾をしたる人とてハ一人もなし、今日もやそり其とふりなるへし、只ちよつと三人御目見のうち、一人ヵかけたる故、穴埋めニ拜借するなり、濱尾ハさやうなら御かし申上ますヵ、首飾衣服等もなく、ほんの泊りニ來た妹の事ゆへ、こゝまハこまると斷半分云ひたりけれは、ある女中ハ、それハ私引うけ不都合なきやうなすへしといひて、遂ニ御目見三人の中ニ、穴埋のため濱尾の妹を出したり。豈斗んや、屛風ヵから紙の透間より、家慶公御內々御覽被爲在御意ニ入り、あの女子を抱へ申せとの事まて、其段姉濱尾へ御沙汰あり。宿元へも命令ありて、此日より宿元へ下り不申、直ニ御抱へこなり、おミつの方家定公を生み奉り給ひて、今日迄も高齢を保ち給ひ、安樂ニ被爲入。實ニ不審儀中の不審儀の御幸福といふへし。

將軍吉宗公のこと

○いろ／＼ごたまぜの御はなしなれとも、有章公薨御あらせられし後、徳川家の御跡嗣一向定まらすとヵや。其節尾州公紀州公（吉宗公也）水戸公等御登城ありて、老中と御相談ありたるよし。まさか老中の御用部屋まてハあるまし、御座の間ときけり。御評議區々まして、一向分りかねしよし。其節水戸公、（光圀公ニテハアルマジ）紀州公（吉宗公）の手をとりて御上段ニ無理ニ引上け給ひ、正面ニ御据置、水戸

卿ニハ横ニ侍座せられ、將軍の跡を繼玉へるハ紀州公の外ニハあらす、一同恐悅申上ろとの御一言まて、尾州卿始幷老中一同恐悅と祝し奉れりといふ。水戶卿の一言、實ニ格別なりと感し奉りたるよし。幼き頃老人の物語なり。

水戶烈公と金屛風

○水戶烈公（齊昭卿）ハとかく尊王のみ唱へられ、德川家ニ不被爲構との世上の噂もあれと、決て右やうの事ハこれなし。愼德院殿、（家慶公）水戶邸ニ御立寄被爲在、御守殿峯壽院殿の方へも被爲入候折、水戶烈公より獻上まなりたる菊の金屛風ハ、實ニ珍らしき御品のよし。愼德院樣ま殊の外御意ニ適ひ、御滿悅被爲在候との事なり。此金屛風ハいかなるものといへハ、毎年峯壽院殿へ御拜領まもなり、烈公へも御拜領ニなりたる菊花を、寫生とか申て、其通り極彩色ニ認め、眞物の如くなし、色も同し色まして少しもちかわす、何年何月幾日拜領と横書ニ御認め、菊の名まて詳細ニ被認たるもの丶よし。一年や二年とところニ無之、數年の御心勞まて落成せしと宮重更休より聞けり。

間宮八十子

尙烈公御側ニ被召仕たる間宮八十子まもき丶たれハ、其通りなりといへり。此一班（斑）まても德川御家を大切にせらる丶をしるへし。

吉宗公の忠誠

○有德公の　朝廷を被爲重候ハ、實ニ感服し奉る事ハ難有事也。將軍ニ被爲

在候へハ、日本全國を領し、政權を專らにせらるゝやう衆人も存し居れり。已に京都御所の御築地其他も、公の御代に被復て、御普請等も被爲在候やにきけり。白川樂翁の老中の節も、又復古の御殿御築地等も、御普請ありしとかきけり。公の將軍職を被爲襲候間もなく、禁裡の御賄料地所（二十萬石トカ云事）を御增地御獻上相成候節の、禁裏への今云ふ上申書を、公の御名にて被指出たる文面に、是迄奉預居候云々の內奉返上候也、源吉宗とあり。左すれは日本の土地ハ　天皇の土地にして、將軍といへとも橫領し給ハす、御預りの思召と見ゆ、返上候也と被認候ハ、御增地御獻上にてハなく、御返上との事なり。或書物に見えたり。公の御忠誠實に可驚の感覺を起せり。

余は、九月の中ころより、胃病と脚氣に罹りて、十日はかりも打臥して、食事さへ絶へたるかことし。其後、岩佐一等侍醫・橋本軍醫監のいましめニよりて、當分他行せさるやうありたしといへり。余の無藝實ニ他行も出來す、ゆへゝ此日の短きも、夏の長きか如く覺ゆ。よりて考ふるニ、家達卿、達孝君の心得ゝもなるへき事を書つらねて、見せ奉らハ、しかるへしと思付て、此閑窓秉筆を著せり。もとより思ひ出しのまゝなれは、下書せんとて書はしめたり。浄書せんと思へとも、愚筆のうへ拙文ゝて、浄書しても草稿同やうなれハ、其儘にさし置たり。達卿孝君これを見給ひて、愚文愚筆を笑ひ給ふな。慶永のこゝろを見給へかし。序文に羊堂としるせるハ、余ハ、いまた田安の舘にありしころハ八九才也。

能仕舞茶の湯等父公のすゝめ給へとも、生來不得手なれは、とかく怠れり。　唯よむ事かく事を好み、紙をしきりよ使ひたるを以て、錦之丞ハ羊の如し、紙を好むと仰事あり。　其ゑよしより、ミつから堂號ニ羊を用ゆるなり。　かくいふハ明治十六年十一月二十六日書畢。

正二位勲二等　源　慶　永（花押）

高宗評行

深川□永

寛政のころ備前岡山広池田□□高といふ人ハ本作
して発微人の徳めを用ひす家来共をいつも仕
以後武ハ跡しふつ忠義ありといへるも孝誹諧江
戸ニて遊所御家（ヨトシバナシ）にも噂ありて評判高く江戸ニてハ殊に
忠義と称すへき人有りといふ一向高氏評判家の遊
行人をいしめてこまらせんと思ひ立れて一日大名小
路の御邸へ行しらせ人御請申合日御邸へ参上せ
ると云て家来をめし行すへき事とそ云ひ此人をつれて
出来関して参る難事を出すへき事にせよといふを

雨窓閑話稿

源慶永述

我國ましして最文明開化と稱すへきハ、享保より天保の始まてなり。儒者なり、國學家なり、詩人歌よみ、其外何によらす、俊秀の人材多くいてたり。余いとけなき頃、きゝこみし事ともあり、誠か僞カハうけがたし。されど、これを記して後の世ニ傳へんとぞんするゝ。今とちがひ昔の人ゝ、何にまれ規模大きくして、人の意表ニ出ること多し。雨夜ニ筆をとりて、閑話のかはりニ、かく、ものせるなり。拙き文と拙き筆をとはすして、人々よく〳〵見給へかし。

かくいふは明治十七年五月九日

源よし永

雨窓閑話稿

源よし永

池田一心齋と落語家

○寛政のころ、備前岡山侯池田一心齋といふ人ハ、我儘ましで驕傲、人の諫めを用ひす、家來共をいたく召使ひ、臣民ハ殊の外迷惑せりといふ。こゝま奇談あり。江戸ニ落語家（ヲトシバナシ）の上手ありて、評判高く、江戸まてハ第一番と稱すべき人なりといへり。一心齋、此評判家の落語人をいじめて、こまらさんと思はれて、一日大名小路の御邸へ被召たり。此人御請申、其日御邸へ參上すると、兼て家來ともへ被仰付たるとみえ、此人を一間ニ案内して、多葉粉茶なと出すへきニ、すこしも出さす、殊ニ夏のあつさ最中ま、冬のことく、しかの（く脱カ）火鉢ニ澤山火を盛りて出せり。たゝさへ苦熱のところへ、かゝる取扱ニ、落語家もこまりつゝ、汗をふきなから、まてどもまてとも、御主人の御對面の樣子もなく、其うち夕刻まなりて、只今主人御逢申すと侍臣案内て一間ニ坐せしめたり。ほどなく一心齋正面ニ坐し、刀持等其外小姓數人主人の後ニ侍へる。尤敷布團の上に驕傲な

る顔色ま居て被申けるハ、其方ハ落語家なりしや、さあ／＼話をいたせとの事まて、落語家ハ御好のとふり、卽席話をいたし可申と言上し、私ハ誠こめつらしき所ま先日被招申ゝ、約束の日參りゝ處、屋敷殊の外美麗こ御座ゝ、茶も多葉粉も出し不申、其上暑中こ澤山火を盛りたる火鉢を出して、あつき所へ猶々あつく堪へ兼申ゝ、夕刻こなり、只今殿樣か御逢被成ゝとて、別間こ案内せられて坐し居ゝ所へ、高貴の殿樣驕傲の有さまこて御出、敷布團こ坐し給ひ、侍臣ハ刀持をはしめ數人側こ侍坐すると、とういふ譯カ殿樣の鼻カ段々高くなりて、つゐに私の坐ゝ所へ參りて、私の顏近く迄屆きしゆへま、私ハ其鼻を一寸手こておさへゝと、殿樣ハこまり給ひて「はなせ」と被仰たりと、いふカいなや、さすがの一心齋も大こ閉口し、たちまちしとねを下り落語家を上坐こ置き、今日の話ハまことこ面白く、實こ戒めとなり、拙者の過失ハ是から改むべしと被申て、落語家こ初めのもてあしらひと違ひ、頗る丁寧の酒肴飯を下され、外こ金子なとも若干賜ハりしといふ。　一心齋の規模の大なるを見るへく、落語家の暗こ奉諫の誠心、實こ感すへきなり。　暑中こ火鉢を出していじめるなどハ非凡の所置まして、今人の及ハさる所なり。

〇出雲松江城主不昧といへるハ世ニ名高き茶人なり。徳川旗本の人の、屢此屋敷へ出入して、茶の相手をする者あり、極々の貧乏にして殊ニ我宅も類焼ま罹れりとか、よりて不昧翁ハいたくこれを憐み給ひて、救助金を與へんとほつすれと、屋敷の規則もありて其心ニまかせす、どうかして助けんと種々考へるうちニ、一奇計を出され、此旗本ニ茶湯振舞をなすから、刻限迄ニ參れとの事まて、其日ニ旗本例の見苦敷衣服ニて參上せり。不昧翁ハ喜ひて、先待合まて休息せよとの仰を、侍臣より傳へたり。仰の如く待合へ參りたり(待合ハ腰掛也)。腰をかけたるか否や、板めり〱といふて破れ、其下ニ糞桶ニ人糞小便澤山入りたる所へ落入る。旗本ハ殊の外驚くのみならす、其臭氣ことニ堪へかたし。衣服も皆糞水の爲ニ蒙汚穢、侍臣の者も殊の外驚き、かけつきて世話せり。不昧翁是をきゝて、につこり笑ひ、旗本の衣服を脫かせ可申、夫から湯をつかハせ申へしとの仰の通入湯をし、少しも臭氣あらさる如くなれり。不昧翁衣服・麻上下・繼上下十分被下、手當金百兩を添へらるゝ、旗本ハ殊の外難有喜ひたりといふ。不昧翁のわるいたつらなれども、人を救ハんヵためニかゝる事をなせり。尋常の人の及ハさる所ましして、感心ハ致さゝれと、其氣量をみるへし。

樂翁公と池田一心齋

〇松平越中守定信ハ、後樂翁と稱し有名の人なり。寛政の頃老中を勤められし其頃、享保度の諸政治ニ基き、專ら儉約の被仰出ありたり。定信ハ近來諸大名の風儀甚たあしく、毎々吉原遊女屋へ參る者多しときけり。よりて表向の被仰出ニハ無之と存候、諸大名へ吉原通ひする大名あり、以來ハ屆出の上、參り度ものハ參れとの內諭かありたるとの事也。例の池田一心齋大ニ怒り、定信とんでもない事を申た、大名まて吉原へ參る者ハ屆出へしなど、大名の名を汚すといふもの也。此一心齋定信を苦しめ申さんとて、或日曉より立派なる大勢の供を召連れ、駕ニ乘り吉原へ被參、往來を通行して、其儘越中守御用屋敷へ被參、拙者用事有之越中守殿へ御面會申度と、公用人迄申入れたり。越中守面會さると、一心齋ハ只今大勢の供を召れ、吉原へ罷越候間、此段御屆申すと被申述たり。越中守驚き、氣でも違ひたるならんと被思召、一心齋ま何故ニかゝる事を申されしやと被聞たれバ、一心齋ハ近來大名の風儀あしく、屢吉原通ひする者あり、よつて屆出よとの御內諭ハ、實ニ不都合なり、大名ハ吉原などへ行く身分でなし、內々まて行くハ其人の不了簡なり、一兩人の不了簡をもつて、他の大名ニ及ぼしてハ迷惑也、大名の名を汚すといふへし、夫故私ハ本供まて吉原

へ參りたる屆をなせり。越中守これを聞て、拙者のあやまり恐入候と申て、其後取消しになりたりといふ。一心齋の傲慢不遜、我儘のやうなれと、武士道の氣量を知るへし。

松平不昧公と呂宋の瓶

○松平不昧翁か、江戸へ參勤の時か、歸國の時とか、東海道旅行中駕まて、通行の際、往來端に瓶か一つ土に埋めてあるを見認められ、駕付の侍へあの瓶は何の用歟きけとの仰により、駕付の侍其邊の百姓に承りたれは、此瓶ハ途中往來の旅人、小便をするの瓶なりといふ、侍直ぐにかく／＼と言上したれハ、翁ハ買上候故掘取り可申、代價ハ五百圓渡せと事（の）に付、侍ハ驚き翁の仰ことを傳へ、掘とりて代價を渡したり。翁ハ買上ると直にたゝきわりて粉みじんましたり。供の人々高價にて被買上たる瓶を、いたく破毀せらるゝハ合點ゆかさるなり。先公の思召伺ハんと伺ひければ、あの瓶ハ極々高價のものにして、名高き支那燒（呂宋カ）世間にもあまりあらさるなり。茶人又ハ其筋に明らなる人にハ、これを以て買上るなるへし。いかに名器でも小便に供する瓶を再ひ茶室なとに用る事ハ出來す、一たん小便用になりたる瓶か、茶室に被用いてハ、不淨を極めたり。よりて世間に用られさるやう買上てこわしたりとの給ふ。夫からし

て不昧翁の道中ニハ、必瓶を往來ニ置く者多し。しかしなから其後ハ買上る事もなしといふ。不昧翁の風流中の厚志、見るへき所あり。

池田一心齋のこと

○一心齋ハ遺言ニよりて、臥棺てもなし、又瓶ニ納めてもなし、棺ハ立棺ニせよとの事ニて、葬式の立棺ハ一心齋はかりなり。不昧翁ハ、道中の駕、妾と一所ニ乘りたる二人乘にして臥すことの出來るやうになしたりと。此二君ハ世ニ變りたる事を好み給へりといふ。

鹽谷甲藏のこと

○鹽谷甲藏といふ學者あり。遠州濱松藩臣なり、卽水野越前守の家來也。甲藏ハ江戸中學者の屈指にして、佐藤一齋抔ニ繼きたるものなり。此甲藏も頼山陽の門ニ入りたるとかいふ。又京都ニ參りしとき、山陽翁の安を問ふためニ、翁の邸宅へ參りし時の話を聞くニ、山陽の宅ニハ生徒澤山居れり。又詩文章を乞ふもの澤山ありて、實ニ繁昌の景況なり。甲藏彼の宅へ參りしとき、他より文章（記カ序カ跋カハ不知、）を頼みニ參れる人あり、生徒取次て山陽先生ニ差出したれハ、卽時ニ文章を作り、生徒ニ淨寫せしめて、頼ミ人ニ渡したり。其速かなる事瞬時も費やさゞる也。然るニ生徒か甲藏ニ語るニ、先生の氣ニ向たる時ハ、今日の如くいつも速ニ成功せり、又氣ニ不向る時ハ、二三年も拋却して考へら

丸山應擧と本願寺

れハやう子もなし、實ニ不可思議と云ふへし。甲藏ハこれを聞て、或日先生ニ對面の時、先生の文章の遲速を問へハ、先生笑ていふニハ、足下も後は學者となりて文章も作るへし、余ヵ考へだけを申述ふへし、如何となれは文章の大眼目ハ冒頭ニあり、或方より賴まれハ文章までも、冒頭の考へつきたる時ハ、夫からして跡ハ如何やうまも出來る也、冒頭ニ考へのつかさる時ハ、二三年もかまハす打捨てゝ置く也、冒頭の考への遲速まよれり、決て被賴たる文章を、打すて置まハあらすと被申たり。甲藏ハ段々考ふれは、實ニ山陽翁の心を用ゆる事を感服せり。何分翁の文章を被作ハハ、草稿を被認、直ニ再一覽して修正するのみ、幾邊も修正する事なし。實ニ感服の至也。佐藤一齋ハ、草稿をなす事幾度となく、被考修正ニ修正を加ふる事數月を經たり。文章の堅固ニして、文體の整肅するハ、山陽翁といへとも一齋先生ニハ一歩を讓るへしと、甲藏か親しく余ニ語れり。

○丸山應擧の名畫ハ、全國ニ轟きたり。此應擧ニ付一奇談あり。實ニ應擧の應擧たるをしるへし。西か東かハ分らねとも、西京本願寺對面所とか、居間とかの障子畫を賴みハよし、應擧參寺襖障子等を一覽し、認ハ日取を約束し、其日

參りて襖障子等を認、四五日も掛りたるよし。　成功の日ニハ本願寺より丁寧の饗應ニて、酒肴茶菓十分ニて、應擧も殊の外喜びしよし。　本願寺の家頼誠ニ恐入候へ共、數日の御勞苦主人も誠ニ滿悅候、就てハ御禮金の義如何程差上可申哉と承候處、應擧ハ三百圓頂戴致し度と申候。　其節ハ今の如き高價ニハあらす、家來も窃ニ驚き、餘り澤山なる禮金也とハ思へと、今更致し方無く、其趣主人へ告たれハ、主人も驚けども致しかたなく、三百金を出し應擧へ渡したり。應擧禮を述へ退出するとき、應擧いふ、私ハ御間の繪を認候、未た御本堂拜見不仕候故、不苦候ハヾ、御本堂を拜見いたし度候間、御案内被下たしと乞ひけれハ、直に本堂へ案内したり。　應擧ハ丁寧ニ拜禮し、阿彌陀如來の前へ、金三百圓本願寺より頂戴の儘を置、直に歸れりといふ。　跡ニ本願寺ニて是を見つけ、あの三百圓ハ御禮の金也、不思議なりと、もし應擧先生ハこゝへ置忘れたるもの也と思ひ、應擧方へ問合せし處、應擧いふ、三百圓ハ御禮金頂戴するニ相違なし、頂戴したる以上ハ、此金ハ私の所有品也。　されハ此金を本尊へ奉納するも、私の存也、決て御心配被下ましと被申たりと。　夫からして應擧の畫名、世の中ニ轟きたりといふ。

○谷文晁ハ、畫家屈指有名の事は誰もしる所也。これハ元田安家の家來なりと此人の畫ニ、名人の名を得たる原由を記さんニ、文晁もとハ狩野ニ習ひたりときけり。其後一橋家の畫師（名ヲ忘レタリ）ニ付て學ひたりといふ。白川樂翁（越中守定信）君の御附となりて、樂翁君ニ仕へ奉れり。樂翁君ハ田安宗武卿の御子ましまして、白川城主松平越中守の養子とならせらる。此時代の慣習ニて、實家より附人を被出しゆへなり。樂翁公、文晁の畫ニ志して行末ハ必非凡の畫家となるへきを被考、殊ニ人物も正直なるを以て、引立給ひ愛賞せられし由也。故ニ樂翁君ハ、文晁を京都大坂南都其他、古來より保存せる神社寺院等へ、君の御手元金若干を與被遣、古代和漢を論せす、畫といふ畫を見せ給ひて寫さしめらるゝといふ。文晁も奉命神社佛閣の祕藏せる畫を拜觀し、寫し歸りたりと。これニよりて古代畫家の筆勢其他を熟覽せし所より、新ニ發明して文晁流といふ流儀を書出したり。樂翁君介助の恩惠ニよりて、文晁の名譽を輝したり。樂翁君の注意、かく迄ニ配勞せられしハ感服の至也。翁逝去の後、田安へ歸り、畫師となり坊主まて日々來館せり。

○文晁ハ一奇人ましまして、樂ミと申ハ外ニあらす、蛙の子（オタマジヤクシ）數百を水鉢ニ

文晁の畫

入れて、畫をかく側へ置たりと、蛙の子追々生長して、水鉢を出、外へ參るを殊の外の樂みとす。又一つの樂みハ酒也。朝起るより寢る迄酒をのむ。もとより小さき猪口を側に置呑む也。田安の舘(ヤカタ)へハ折々出て、命せられたる畫をかく。徳川慶壽卿ハ余ノ兄、徳川慶頼卿ハ余の弟、並余いとけなき頃(七八歳)、毎度文晁の側に參りて遊へる事あり。文晁ハ舘へ參るたびことに、袂の中へ淺草人形の小(泥型)なるを入れ、兄弟三人遊ひに參るたひに、泥型を五ッ六ッ出してくれるを、文晁の樂みうちなりといふ。

文晁の得意ハ、ふしの山、又五色の蟬ミ、蝶なとまて、兄弟三人參ると、此繪なとを半紙ニ數枚書きくれるなり。猪口と酒徳利ハ側より放さす、畫をかくひまひまニ一盃ッヽ呑むを樂ミとする有樣なり。文晁の畫ハ、人々も賞翫する由、嘸喜はしく思ふならんと聞けハ、文晁ハ、賞翫するハ人のほつする所也、私ハかまい不申候、私は畫をかくまハ、心ニかなひ心地よき時ハかき申、いやな時ハ二年ても三年ても、すてヽ置き申候といへり。

○これも亦文晁の奇談あり。或日文晁遊歩して、一つの町家(掛物及書畫商賣)ニいたりて、さて御頼ミ申事あり、外の義ニあらす、文晁のかきたる掛物ありや。亭主

云く、賣物ニハ無之候へとも、或懇意の者より一幅を讓られ申、誠ニ大切ニ致し、決て賣物ニハ致さす候、左候ハヽ拜見いたし度と頻ニ乞ひたり。亭主ハやむことを不得客の前へ出したり。客これをミて、どふそ買たく候間、直段を聞まほしと申たり。亭主ハ初めニ申上候ことく、賣物ニてハこれなく候間、御斷申度と再三云ひたれ共、中〻客ハ聞入れす、是非買たく候、左候ハヽ直段をと云と、亭主ハ思召次第と申たり。客ハ相當の直段の金を渡し、此掛物を客請取るや、忽ち引裂きたり。亭主ハ驚き且ハ怒を發し、此坊主め、賣物ニしろ買て直ニ引裂くとハ、あまりの事、況や賣物ニあらさる大切の畫を、强てもらひたしといひしゆへま、いたしかたなくやむを得す金を請取り賣りし也。さて〳〵殘念ハ申迄もなし。くそ坊主めきちがいかとさん〴〵罵りたれハ、客の坊主ハ悠然として喫烟、そんならバ私カ一枚書きませう、硯をといへハ、亭主ハ不機嫌の所へ、又かやうなる事申たるゆへま、しぶ〳〵硯と紙を出したり。坊主の客畫をかきて其儘家を立出たり。しはらくありて若者四五人馳來り、人を探す有樣なり。今迄坊主の客のまゐりたる書畫屋へいりて、もし只今坊主の御客カ、ここへ參りましたカときけハ、亭主ハ不機嫌まて、くそ坊主め今參りてかやうか

文晁の僞物

やうとはなせり。若者ハ夫てわかりましたといへハ、亭主ハ若者にいふには、此坊主ハ御承知かといふ、若者ハ笑なから此坊主ヵすなはち文晁先生也、亭主ハ、一枚かきたる畫を持出して見せたれは、若者らハ近來になき大出來也、實に外にハ類ひあらさるへしといふ。此亭主驚き、又反對して大喜悦せり。其後若者ハ立去りたり。亭主ハあハたゞしく文晁の宅へ參り、失禮の罪を謝し、尚かきたる畫に名と印を賴みたり。文晁いふ、貴樣所持の畫ハ、全く拙者の畫にあらす、ケ樣なるものを大切にされてハ、拙者の損分也、ゆへに、失敬とハありながら、わさと引裂きたり。亭主ハ大喜ひまて歸りたりと、文晁の第一弟子遠坂庄司（文雍）ヵ、余に親しく話たり。

○文晁の僞物ハ今に澤山あり、僞物にして僞物にあらす。いかんとなれは、文晁の印ハ瓢蕈の朱印也。數多くつくりて、皆弟子に渡し置、文晁へ被賴候畫ハ、大概弟子にかゝせ、弟子より必先生の一覽に入る。先生氣に入る品ハ、自ら文晁の名を書し、渡し置候ひようたんの印を押せよと命せり。謝儀ハ皆弟子に遺ハし置けり。文晁の眞筆と云ふハ、隨分まれなるものなり。文晁笑て余に語れり。

紀州太眞公

鳴門の鯛

○紀州の太眞公ハ御三家の御方なれとも、中々英雄まして、自由我儘の御擧動あり。これも寛政頃の御方なり。其太眞公の兄弟、姉カ妹カ不分明なり。此姫君ハ、余より五代先左兵衛督重富の奥方也。これも女丈夫といふへきなり。太眞公嚴寒の時、態〻阿波鳴門へ漁夫を被遣、大骨折まて(鯛ト存ル)魚二尾とかを奥方へ被遣たり。奥方ハこれをミて直に返却せられたり。太眞公大に驚き、且ハ怒り給ひて、折角予の心配まて送りたる魚を返却すへしとあるハ、兄弟の中といへとも失敬なり、何故に返却されしといひおこせたれハ、奥方の返答にハ、左れハ嚴寒にハ鳴門の海、殊に荒くして實に危し、かゝる平生まても危き此鳴門のところ、況や冬なり、貴重なる命を以て此危難に逢ハしむるハ、實に不實也、魚二三疋の爲に人命を墜さしめてハ、不容易、夫故に御返し申ましたとの返事に、我儘なる太眞公も閉口して、此以來ハ鳴門へ人を遣ハす事ハ被止たりといふ。太眞公も太眞公也。奥方も奥方也。此一班(斑)を見ても英雄を知るへし。

大概ハ余の著せる閑窓秉筆に記載するを以て略す。是も太眞公の面白き話なり。此公ハ前述の如く、先、悪くいへハ暴逆の人にして、我儘次第に被成ル由。

大眞公と僧銕巖

或時禪宗(曹洞派)の僧銕巖といへるを呼ひ給ふ、故ニ銕巖紀州公太眞の御邸へ參りたり。　此銕巖和尚といふは、曹洞宗にてハ頗有名の人にして、後ニ我舊領越前孝顯寺住職となれり。　太眞公銕巖ニ御面會被爲在候て、仰にハ、觀音經ニ或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音力、刀尋段々壞、といふ事あり、如何ニ觀音力を念するとも、刀ヵ折れるなとハ餘りニうそらしき事と問ハせ給へハ、銕巖ハ笑なから、觀音力を念すれハ、必刀ハ折れるに違ハこれなく候。　太眞公ハ左様なら試之申さん、汝觀音力を念せよ、我ハ刀を以汝を手打ニすへしとの事也。　銕巖ハ仰の通り可仕、必公の御刀の折れ可申。　今日ハ御斷り申上、近日參上の節ニ奉願候旨申上退散せり。　其後、銕巖御舘へ參上、立派なる法衣を著せり。　太眞公御對面ありて、今日ハ約束の如く觀音力と刀との事をなすへし。　銕巖ハ笑なから先公正面に拔身の刀を御持ち御著座被爲在たしとの事故、公ハ其通り正面ニ御着座あり。　銕巖ハ法衣の儘正面敷居の外へ着座せり。　念珠を持ち一生懸命ニ口々に經文を誦し、覺悟する威力の勢を帶ひて、忽然と公の御膝の前迄進みて座し、公の御手打を願奉ると臆する色なく申上たり。　公ハ畏れを懷き給ひて、銕巖よ許してくれろと泣なから被仰たり。　銕巖ハ少し退き、御

赤坂清光院

合點被爲在候ハヾ可然と申たり。公忽ち改悟し給ひ、遂に鋏巖を信仰し給ひて、禪學を習ハせ給ふとか。公鋏巖に被仰たるハ、余ハ徳川家三家の一つにまして、高位高官てありながら、是迄余の意に適せさる人を九人迄手打にせり。外に手飼の鶴一羽をも殺したり。實に多くの罪をつくれり。今更いたしかたもなく後悔萬々なり。何卒貴和尚に頼むから、手打の九人と鶴一羽惣〆十人の位牌を作り、此位牌を渡し候間、能々回向を頼むとの事也。公の木像をも鋏巖に被下たりといふ。其十人の位牌、公の木像ハ、福井孝顯寺隠居地福井城下近キ赤坂清光院ニあり。余も一度拜禮せり。

太眞公の手打其他暴逆無道の擧動により、御家臣共、尤御側ニ相勤居候小姓・小納戸、及女中向抔ハ、日々生きたる心地なく、日々當番出勤前にハ、妻子と水盃をとりかはせて告別せりといふ。如斯公も鋏巖の事よりして、前日と違ひ悔悟し給ひ、朝夕禪學を修め、慈悲深くあらせ給ふといふ。太眞公も太眞公なり。鋏巖も鋏巖なり。英雄の擧動ハ、並々の人の及ハさる所なり。

○八代將軍吉宗公卽有徳院殿ハ、御賢明御英邁なる事ハ、世人のしる所にして、既に閑窓秉筆にも記載せり。こゝに面白き難有話あ(ま)り。此時代の非凡なる

將軍吉宗公と乾隆帝

人多き實ニ可驚なり。日本の天子・將軍其他諸侯・詩人・歌人・儒者・書畫人・能役者・俳優等ニ至るまても皆非凡なり。清國ニ在りてハ乾隆帝、ロシャハ彼得（ペートル）、北米ワシントン、皆々有名也。乾隆帝朝ニ、兼て支那帝用ひさせられたる太刀ハ、相州正宗なりとかいふ、此時代ハ外國船の日本ニ碇泊するものなく、唐船（即支那船）蘭船之（オランダ）。ある年支那商船ま托し、清帝の御用ひの此相州正宗一刀を研キノため、長崎港迄持參し、彼（清）役人より長崎奉行迄、研ノ依頼ありたり。奉行ハこれを請取りて江戸老中へ伺ひたり。老中はしめの評議まてハ、相州正宗刀ハ日本まてハ第一の寶物なり、然るを幸ひ、清帝よりの研ノ依頼まて日本へ參りたり、是ハ再ひ唐（清國）へ渡さすして、其代りニ此刀と同様なるものを造りて、同し事ニなして、立派なる太刀ましして、彼國へ廻し候方宜くとの事なり。尚御前の思召を伺候はんとて、しか／＼の事を申上思召伺候ところ、公ニハ殊の外の御立腹被爲在、我日本ニて寶物とせし名刀カ、唐國へ渡りて皇帝の御物となりしハ日本の名譽也、然るを眞の名刀ハ送らすして、僞物を送るハ實ニあるましき事なりとの仰ニより、一同感服して仰ニまたかひ、早速本阿彌へ研を被命、出來上りの上彼の國へ渡したりといふ。乾隆常も甚喜ひ給へりとの事

なり。其挨拶ニ於清國の官版圖書集成一万卷を送進せられたりと承る。此圖書集成を日本ニ送りたるハ、名刀研キの報酬ともいひ、又ハ別ニ被送たるともいふ、判然ならす。此書物ハ、清國ニ於ても多くあるものニ非す、日本ニハ三部渡れりといふ。一ハ徳川家の此所藏、二ハある諸侯の內、三ハ大坂豪商所有せりといふ。此書物ハ何十、或何百部とか摺立て、後ハ錢貨となしたるよし。此書物木版ニあらす銅版なりとの事也。明治維新後、文部省の御預りと相成、又ハ其後紅葉山御寶藏へ納められたり。余も一度拜見せり。不器樣なる書物也。

圖書集成

さて、此書物の挨拶ニハ、何等の品を送りしハヽ可宜との事ニて、清國へ掛合ニなりしところ、乾隆帝の仰ニハ、日本ニハ春ハ櫻、秋ハ紅葉、外ニハ無之ものと聞し、夫故、櫻と紅葉の蒔繪ものを望むとの事ニて、有徳公より乾隆帝へ、櫻紅葉の梨子地蒔繪料紙硯箱を贈り給ふとかや。有徳公の賢明、乾隆帝の聖徳、實ニ感服せり。

櫻と紅葉との蒔繪の硯箱

○徳川時代ニハ、毎年三四月頃、從京都傳奏兩名年始の　勅使參向あり。御饗應ニ於大廣間前舞臺御能あり、　勅使見物あり、年々の例也。觀世・寶生・金春・金

観世太夫の道成寺のこと

剛・北等の有名の太夫これを勤めり。　此時観世太夫ハ道成寺の能を勤む。　道成寺ハ人のしる如く、初めハ女の姿まて舞ひ、夫より舞臺の眞中へつるしあけたる鐘の中ニ入るや、鐘ハ下へおろし、暫くありて鐘を引あけると、初め女の姿なるもの磐(般)若と化して舞ふ傳習(授)ものにして、容易ニ未熟の弟子ニハ教ヘさる規則也。　鐘の内ニハ、衣服面鏡其他入用の品々ハ蓄へ置く、鐘の中事故、一人衣服を著し、面をかむり抔するも他人の手ハ借不申也。　然ルニ此観世太夫ハ如何成事歟、同じ観世流の役者に悪まれ居たる由ニて、同流の役者申合せ、今日の如き將軍様　勅使等御覧此上なき晴れなる御場所也、こゝに太夫(観世)をいじめて當惑なさしむへきなり、皆自分心ニたのしみつゝおれり、よつて申合せ、忘るゝふりして磐若の面を鐘の中へ入れすとカ。　さて観世太夫ハ、初メの舞をなし鐘のうちへいりたる所、第一の磐若の面忘れたるカ、方々さがせとも見ゑたらす、しはし當惑ハするものゝ、さりとていたしかたなし、不得止自ら指を喰切り、血をもつて我顔を塗りちらし、やかて相圖の鈴鐘の中ニ鳴りたれハ、観世流の人々ハ樂みて待居たり。　鐘のあかると直ニ太夫の顔ハ血たらけまて、面の磐若よりもおそろしき有様ニて、恐れる精神ことに見事ニ勤めたり。　より

て公儀より御紀しかあると、全く磐若の面を入れたるを忘れ、俺忽の儀恐入候と申候よし。其實ハ忘れたるにあらす、太夫の今日の見事の擧動、厚き御賞しを被下候との事也。寛政年間の事とか承候。此時代の人ハ有名の人傑多く、能役者までもかくの如し。眞に文明開化と申すへき景況なり。

将軍家齊公と松平榮翁

○文恭公ハ有徳公に續きたる賢明の君なり。公の御臺所廣大院君ハ、薩摩藩主松平榮翁といひたる君の姫君なり。近衛公の御養女となられたり。夫故年に二度位ハ、榮翁を登城奥御座敷へ被爲召、御酒饌の御饗應もありて、廣大院君も御對面被爲在候よし。公、榮翁を被爲召御饗應の節、足下の國許の宅の玄關の前の松ハ枯れたり、あの松ハ誠に惜しき事也との上意に、榮翁ハ大に驚き平伏するのみといへり。公ハ天下のために心を盡され、諸國へ御密(今の探索方)を差遣されて、諸國の様子を尋ね探らるゝなり。榮翁ハ國許の政事其他の事情ハこと〳〵く御承知と被思候、玄關前の松の枯るゝことまでも御承知ハ實に恐入ると被申たりと。公の此御言葉ましくて、薩州を御押への思召なるらんと、人々感しあへりときゝぬ。

樂翁公のこと

○白川樂翁ハ、文恭公の御輔佐、加之、老中迄被勤、遂に隱居して風月を樂みて消

将軍吉宗公と御代々の御廟

光せらるゝ、夫故諸方より額面及掛物抔御揮毫を被願しへは、貴賤貧富にかゝはらす揮毫して下し給はるゝよし。ある時翁隠居の後、市中を散歩せらるゝとき、茶店に翁の御認めの額を御覧せられ、余は書家にあらすかくのことき予か筆を賣物ませんとは餘りゝ事、甚このましからす、以來は貴賤貧富といへとも請に應せすと斷然拒絶せられたり。一見識といふへし。

○有德公の賢明は史上に記載多し。余も亦閑窓秉筆に覺へたる丈けは認め置けり。書漏したる一條は、德川家御代々の御墓即御廟は、皆銅の鑄物なり、實に見事也。第一に　家康公日光御廟は、鑄造の銅也。第二台德院殿の御廟は非常なる御美麗の御墓、銅の鑄造にあらす。第三大猷院殿の御廟日光にあり、余拜見不致、定て鑄造の銅なるへし。第四嚴有院殿、第五常憲院殿の御廟は上野なり、右同斷。第六文照院殿御廟は鑄造の銅にして、御前の御門も鑄抜きの御紋まして銅門也。第六有章院殿の薨去有德院殿德川家を被爲繼し後、有章院殿御廟より石の御寶塔となれり。公の仰に、銅塔は經費も多し、銅をやめて石にせよとの事にして、御代々至今石の御寶塔となりし。

又一つ美譽と被思しは、是も有德院殿即吉宗公なり。第一　東(照脱カ)宮御宮日光よ

あり、(芝上野ハ不算)第二台徳公の御靈屋ハ芝にあり、第三大猷公御靈屋ハ上野にあり、第四嚴有公の御靈屋ハ上野にあり、第五常憲公の御靈屋ハ上野にあり、第六文照公の御靈屋ハ芝にあり、第七有章公の御靈屋ハ芝にあり、東照宮ハ別段としてみれは、御靈屋ハ六ツあり。　此時代迄徳川家の規則ハ、御一代ことに御靈屋ハ一つツヽヲ建築せらるゝとかや。　公の思召にてハ、既に漢土周の代にハ、天子七廟諸侯五廟とあり、一代ことに靈屋一ツヽを建築する經費は措て論せす、奉對　御所僭越の罪難免、いかにも恐入る、よりて是迄の靈屋ハ其儘にして、余より以來は芝なり上野なり、合併にすへしと被仰たり。　よりて有徳公御代以後ハ、皆々様御合併になりたり。　又一つの美談ハ、徳川家御代々御法事ハ、一万部の經を讀誦し、僧侶も澤山出、其度毎に親王大臣　諸宗宮方、第一　勅使參向ありたり。　公の御時代より一万部の讀經を千部となし、勅使をはしめ御辭退まなり、御代々の御例規となりたるとの事なり。

平田篤胤のこと

○文化の頃より天保の始、皇學家平田大學篤胤なるものあり、世人の尊敬すへき有名の者也。　本居宣長翁の弟子となり、此人學問ま長し、博學智識にて、皇學ハ勿論漢學も頗る長し、佛學も修め仙人學も心得居、こゝま至りいてハ眞淵宣

長といへとも最及ハさるなり。宣長の弟子となりたるハ、一度對面して門弟の契約をなす、其以來ハ文通まて互ニ交際尋問せられたり。此人ハ出羽國秋田の產也とかや。こゝま面白き話あり。篤胤翁か屢佛教を侮辱する著述本を出せるゆへ、ある有名の僧侶、いかにも篤胤翁ハ皇學ニ長したれ共、佛學ハ必しるへき筈あらす、志かるをむやミニ排擊するハ、佛敵といひてもよし、いさ一日翁の宅を訪ひ、翁と問答せんとて、其日ニいたり翁の宅ニ參り面會を乞ふ、翁これを許して平生住ふ所の座敷へ通し、茶なと出し、僧侶ハ今日先生へ伺度事有之罷出しといふ、翁いふ、私ハ此節ニあらす平生著述等まて、ことにいそかしく候故、乍失禮蒙御免著述仕るへし、貴僧ニハ御尋問の事あらは無御遠慮伺ふへしと、翁ハ机のかたへ向ひたり。僧ハ驚きたるそかりてハなく、心ニ怒りを含ミなから、先しのひて翁まいふまハ、私ヵ御尋問のために罷りいでたり、志かるニ机の方を被向無遠慮御はなしありたしなとハ、少し心ニ解せすといへハ、翁ハ笑ひて拙者ハ目もあり手もあり、是て著述をなす、耳あり故ニ貴僧御質問を伺ふへしといふ。それから僧ハ段々質問せり、毫も返答せす、今日ハ是切りゆへ追て御出可被下といはれ、二三度參りて質問すれ共、毫も返答なし、終りの

道經

質問日、質問濟まて翁ハ机より僧の方へ向ひ、是からハ拙者御返答申すへしと被申、初日の質問より終りの質問迄、少しも順序をみたさす一々答辨せり。僧も實ニ博學智識、殊ニ佛學を修めたる僧侶も不及と感服して歸れりといふ。翁の皇國學ま長したるハ申迄もなし、二十一史なとハ繰返し讀ミたるものまて、史記漢書なとハ、此事ハ何卷何十冊何枚の裏又ハ表、何行の所ニある迄も記臆せりといふ。又一切經ハ佛學の第一可讀書也、大概有名の僧侶まても、一度讀む人も希れ也といへり。翁まハ數度も讀みたりといふ。佛學ニ長したる斗まても可驚事なりとの事。又道經といふものハ仙人學也。明代ニ日本ニ渡りて、幕府の寶藏ま納めらるゝ。今ハ朝廷のものにして、紅葉山御寶藏ニ納めらるゝ也。現今此道經ハ、清朝及支那全國中ニも絶へたる本也。佛の一切經よりも多分にして、千卷もありしとか聞及へり。翁是をきゝて、聖堂の懇意の者ニ依賴し、内々借用して讀みたりといふ。翁ハ掌へ油を入れ、火をともししよし。是も仙學の内ニありしと。此等の話ハ、篤胤の門弟舊臣中根雪江余ニはなしたり。

天狗小僧のこと

○平田篤胤ハ皇學漢學佛學等知らさる事なく、智識の人なり。こゝま一奇話

あり、門弟中根雪江翁を訪ひし節、翁のいふまゝハ、世の中ニ天狗といふ者ハあるかと被問、雪江ハ驚きて天狗といふハ世ニあるものニあらす、婦女子の言ひ觸すことゝまれりといふ。翁さあらハ御話申すへし、七八年前、天狗小僧といふて、天狗(ニ脫カ)從事する小僧あり。世間誰しらぬ物なし。拙者ハ此天狗小僧を二三年召使ひたり、小僧よりきけハ、世間ニ天狗と稱するものハなし、去かれとも神ハ澤山あり、善き神もあり、又惡魔の神も頗多し。皆富士山・淺間山・御嶽・駒ヶ嶽・白山其他全國有名の大山ニハ、神々住み給ふなり、私ハ何神(神ノ名不知)ニ使役せられて淺間山ま住來す、朝又夕空中を馳り行神々の多きハ、中々淺草市の混雜すへきことときニあらす、實ニ驚くへく惡魔の神と途中ニ逢へハ、惡魔ハ避て行也、淺間山までハ江戸より壹時半時位まて往けり、是山道ニ至る也と承れり。天狗ハ神ニして俗ニいふ天狗とハ異りと、雪江ニ話したるを、又雪江より承りたり。

将軍家齊公と豊臣秀吉

○文恭公卽德川家齊公の賢德あるハ、衆人の所知なり。然れとも御隱德のある事ハ、誰も不心得と存し。豊臣秀吉公ハ　家康公の御厚恩を被爲蒙たる也。時世の變遷まよりて、大坂夏御陣の節、豊臣秀頼公ハ、於城中自害されたるハ表

面の事にして、其實ハ鹿兒島へ被落たりといふ。豐臣家にハ、德川御家の爲にハ、不可捨置御家也、去ゝを以て文恭公にハ、此事を被思召ㇾ哉、表向豐臣家のために一字の寺を設けさせられㇾ事もならす、夫より大奥大奥ハ女中向)の内の御佛殿に、御代々の御位牌を被置ㇾ事ハ御先例なり、其末に祕密の御厨子を被爲置ㇾよし、戸扉を明ける事を禁し給ひて開扉せす、然るに毎月廿日まハ必御膳部(精進)御茶菓子を被爲供、御丁寧の御取扱也といふ。女中抔まてハ廿日樣廿日樣と申ㇾへとも、何等の御靈を祭り給ふかをしらさる也。秀吉公の忌日ハ廿日也と、よりて秀吉公を祭り給ふよし。實に格別の御厚志感佩すへしと大久保一翁の直話なり。

文恭公御若年の頃、御庭を造らせ給ひて風景もよく、御慰まも被爲成、或る日、白川樂翁君、其頃越中守といはれたり、定信君を召して此庭を見ㇾへと上意あれハ、越中守ハあまり感心もせすして首を傾、公の御庭といふハ、日本全國名所舊蹟こと〳〵く御園内也、然るをかくのことき御小庭を造らせ給ふて、御喜ひとハいかなるものそと言上したれハ、公も御閉口の御樣子也といふ。

○沼津城主水野出羽守といふハ、文政天保の頃老中を勤め、第一の位地を占め

樂翁公と寛政の改革

たる也。殊の外威權盛んまして、公の御親愛也。權門家と稱し、賄賂等も盛んなり。出羽守本所中ノ郷へ別莊を卜し、庭内の美麗なる實ニ可驚ことまて、庭造りの費用凡二十四五萬圓也といふ。皆諸侯方より國々の石を集め、尤皆送り物なり、成功の上　公(文恭公)の御通拔を被願、(御三卿御三家への御成ハ御立寄といひ、其他諸大名への御成ハ御通り拔といふ)候處、公も御許可ありて、ある日出羽守本所中ノ郷別邸へ御成あり。出羽守御誘導申上、御庭内御遊覽被遊、ことニ茶屋の前ニ櫻(無枝)盛んニ咲出たり、此御成ハ九十月頃と申事也、出羽守ハ殊の外心配まて、巨大の入費をかけ、時節ならさる櫻の花を上覽ニ入れたしと思ひこまれたる也、出羽守櫻を上覽被遊候へと言上すれハ、公ハ御一覽のみありて何とも上意なし、御侍側の人々へ被仰候ハ、何んても時節のものハよろしとのみ被仰、是ハ時節ならさる櫻の花ハ、おもしろからすとの思召なり。此事を出羽守ひそかに伺ひて恐入りたりといふ。此後屋敷ハ當家へ賜ハり、今ハ佐竹邸となれり。

○松平越中守定信後號樂翁、賢明なるハ申迄もなし、寛政重修諸家譜五百冊程のもの也、諸家の系圖後世ニ至りて追々不分明ニなるを憂給ひて、老中御勤め

の頃、夫々へ被命成功し、孝義實錄なとも被命て出來せり。如斯事迄も御心ニ被爲懸候ハ、實ニ感すへき事也。德川祖先以來の規則にて、將軍宣下の後ハ、諸大名(十萬石以上カ)祝賀を表する爲、老中若年寄を招待する事あり、かくいへハ格別の事の樣ニも不被思候へ共、中々大層の饗應にて、爲其ニ國許在所より數十人又百人以上を召呼ひ、能狂言等も有之、一族親類其他旗本出入の人々をも招集し、實絕言語たる事共也。入費も一萬圓より三四千圓迄もかゝりし。尤午餐斗にて晚餐ハなし、其日の客來ハ三四百人なりと。余ハ以前其頃の記錄をみたり、かゝる事ハ實ニ無益にして、諸大名も入費多く迷惑の廉も有之、旁以寬政度の改革より、老中若年寄招待ハ廢せられたり。これも君の御英斷の一つ也。後人の知るためにしるし置ぬ。

○荻生徂徠先生ハ、世人の頗る知る學者にて、別ニ辨するニ及ハす、此先生ハ何故カ牢屋に入りたる事ありしときく、先生多くの弟子に學問を敎授し、又講釋などする節ハ、必々側ニ小さき風呂敷包を置きたり、平生對机るときも側を離さす此包を置く、實ニ大切なるものとみゆ、高弟なる者先生ニ問ふニ、先生の側ニ被置たる小包ハ、能々御大切なるものにて候ハ、何なる御品に候哉、先生いはく、

余の生命を助けたる先生と仰くべき品也と被答たりとカ。弟子達何分不審儀なるもの也、先生のひまを窺ひ明けて見るへしと申合せ、先生のひまに弟子達高弟を始、明けて見ると古き本一冊あり、大學也、いよ〳〵驚きて大學ハ小供こも教ゆる書物也、珍らしき書物かと思へは左にあらす、或日弟子等先生にとふ、先生の御大事の包物申合せひらきみれは、豈ハカランヤ古本の大學アラントハ、如何なる譯までゝ哉といふ、先生ハさやうなら申きかすへし、余牢屋に長くおりたる折、此大學を朝夕のひまなく一覧、學問いたし居ゝ、此書の御かけにて今日の名譽を得しといはれたり。一同感服したりといふ。昔の學者ハ讀む書少くゝ故、一層勉强心つよくゝ故、今の人のことく澤山金さへ出せハ、自由に書を買求めらるゝ故に、勉强心も少く、怠りかちなり。これに類したる話あり。

天保弘化の頃、和蘭學流行したる時、福澤諭吉なとも專ら此學に從事し、其頃ハ洋書類頗高價にして、文法書抔も三十圓以上なり。高價のみならす澤山なし、字書最少し。今の如く金さへ出せは自由に買求める抔といふ事ハあらす、福澤なども、洋書を學ひても自分の所有する事ハならず、學校の書物也、夫故不分明のところハ覺えて寫し、字書なともひそかに借用ひ必要なる所を夜も

不寢に寫しとりたりといふ。　夫故福澤も先生の名を得たり。　今となりてハ福澤のみニあらす、其頃の洋學者よりも、今の生徒ハ自由ニ書を買讀む事をなすカ故、頗長しおれり。　しかしながら勉强忍耐の力手堅き手厚き事ハ、福澤ハ勿論、其頃の洋學ニハとても及ハすとの事也。　徂徠先生のことき不凡の事なれとも、福澤などまも今人の及ハさるハ實ニ可感事なり。

朝鮮信使の入朝

○朝鮮人使節入朝（東京卽江戸へ參向）の事ハ、德川家御代々將軍家の宣下被爲在ル御祝儀、且國王卽位式の禮式吹聽を兼江戸へ參向の義ハ、德川家御代々の法規なり。　殊ニ御入費の多分實ニ可驚事也。　公儀の御入費ハ勿論、諸大名の費用も莫大なり。　其譯ハ使節對州へ參り、東海道の筋ハ諸大名ニ警衛被仰付、物頭士分足輕迄も新しく立派の衣服ニて、馬數も多分（當家抔ハ百疋位カ）出し、馬具鞍あぶミ其他も揃へニなる、江戸へ來れハ東本願寺を旅館として、馳走役を中大名ニ被命、登城ミ往來も諸大名へ固め被命ルて、市中ハ商賣を休み、金屏風なとを立、祭禮のことし。　登城の上ハ、諸旗本罷出、使節謁見も頗鄭重なり。　朝鮮國王より獻上品又拜領物、其他使節獻進物、御返禮も不容易入費也。　朝鮮人の乘馬を上覽も被爲在ル、吹上上覽所の前ニ、御一新前迄ハ朝鮮馬場と唱ふる馬場存

朝鮮馬場

せり。如斯御多分の費用たるを以て、松平越中守定信（樂翁）より言上いたされ、朝鮮使節江戸へ參向ハ御斷ニ相成、以來ハ對州迄來向ㇱ樣宗家へ御達し相成たり。近頃朝鮮使節東京へ被參、且西洋人なとのことき取扱とハ、雲泥の違なり。古今の沿革をしるへし。

羽織袴のこと
大久保一翁

○徳川家まて日々老中始めの衣服ハ、朔日十五日其他祝日の外ハ、羽二重（ちりめんもあり）紋付繼上下まて登城せり。是ハ以前よりの例規なり。昭徳院殿御在世中、一橋慶喜公後見となられ、慶永政事總裁職の命を蒙りㇱ折、老中始と申談し、紋付繼上下を廢し羽織袴とせり。然るニ袴ハ是迄の平袴也、大久保越中守（一翁）平袴まてハ萬端不都合なり、殊ニ此頃ハ駕ニ乘る人少く、老中始諸役人布衣以上ハ、大概馬上ニて登城せり、故に平袴まてハ不自由なるへし。一翁いふ、寛政度白川樂翁殿公へ上申し、享保度の例に傚ひ、大御改革あり、其節老中始一同麁服を著し、繼上下も通し上下を着する事ニなれり。唐サントメ流行せり。

襠高袴

其時樂翁の御考まて、襠高袴を造られ、平生まても馬上まても都合宜樣ことの事なり。幸ニ一翁、以前其規模を以て造りたる襠高袴ありといふ、予これを聞て一翁ニ賴ミ、襠高袴を借用して、其通リヲ造り、登城ニ是を用ひたり。駕ニて

も、馬にても便利宜覺ゆ。老中始め余の襠高袴を見て皆造りたる。夫よりして自然に平袴ハすたれて、襠高斗りとなりたり。今日の襠高袴もこれより起れり。乍然樂翁公造られたる襠高袴に、段々工夫をこらし改良して今日の袴となれり。とにかくに、今日改良の襠高袴にもせよ、襠高の嚆矢ハ白川樂翁君也。君の功、此一部分までもしるへし。

朝鮮信使と林大學頭

○前記のことく、朝鮮信使ハ江戸へ參向の義、白河樂翁君の時にやめられ、信使ハ對州までゝ相濟たり。此對州へ罷越いときハ、必徳川家役人夥敷出張せり。御儒者林大學頭も參り、專ら筆談の御用なり。茲に一奇話あり、大學頭筆談まて信使へ貴國の白山（黒龍江の近傍カ）の高さハいかゞやと聞たれは、信使ハ答へていはく、不知と申いよし。大學頭ハ貴國にあつて貴國の山川を知らさるハ、實に笑止也といはれたり。信使ハ弊國にあつて其山川をしる者少し、左様ならは、貴國の有名なる富士山の高さハいかまと聞たれは、大學頭ハ赤面してしらすといひしよし。依之外人に接するまハ、本國の山川事情をよく取調へ置くへし。左様なけれは大に不都合を生する事多しと或人語れり。

光圀卿の初雪の歌

○水戸黄門光圀卿ハ、有名なる賢君なる事ハ誰もしる所也。茲に奇談あり、七

八歳の頃、冬殊の外雪ふりたり、乳持ヵ御傅（モリ）ヵ、抱き奉りて庭ニ出させ給ふとかや、此乳持ヵ傅ハ、余り容貌もよろしからす、豆痕もありしと。其節歌よみ給ふ。

初雪がおしろいならば手ニためてこがらが顔ニぬりたくそある。實ニ七八歳の御年まて、かくよせ（ま脱カ）給ふハ、實ニ感服のいたり、御乳ヵ御傅ヵ殊の外難有狩りしといふ。行末明君まならせ給ふ御方ハ、御幼年より非凡の物なりと人々いへりと、間宮八十子の話也。

山崎闇齋のこと

○山崎闇齋ハ有名の儒者也。朱子學專門まして、弟子も夥敷あり。ある日、誰人かしらねとも、朱子の眞筆の掛物あり、必先生愛玩するなるへし、先生ハ必購求するニ相違なしと思ひ、此眞蹟を持參して闇齋先生ニ見せたり。先生ハ唯一覧するのみ、格別賞翫の様子もなし。先生へむかひ、此掛物ハ眞蹟なるや、御購求ハいかゝやときゝたれは、拙者ハ此掛物ハ眞蹟の眞僞ハ存し申さす、購求の心ハなしといはれたり。先生ニハ朱子學を御慕ひ被成候事故、必す御購求あるへしと存候に、御好ミなしとハいかゞ、先生笑ひなから朱子の眞蹟ニせよ、只床の間へ飾り置く迄のものにして、學問の利益ニハ相ならす、それよりハ此眞蹟を買求する直段を以て、朱子の著したる書籍を買求たる方、學問の鴻益ニ

なりし也と被申。ある人ハ先生の一言ニ感服して持歸りたり。闇齋先生の一意見識、實ニ感服せり。近來骨董の流行する、骨董好ミの人ニ話して何と評せしや。

○白川樂翁君未た老中職を勤られし頃、萬事ニ注意あらせられたる一端をいはんニ、攝州とか村名も忘れたるか、或村の家ニ、昔より臺所の棚のうへニススケタル一の箱あり、決てひらくことならさる諚ニして、萬一ひらきたるときニハ、其家の不幸ありとか言ひ傳へたり。此家の主人ハいかなるものや、若ひらきたれは不幸ありといへ、此箱をひらきみるへしと心を決して、箱をおろしひらきたれは、豈はからんや一の卷物あり、拜見すれは、むかし安徳天皇の壇ノ浦の戰ニ、海へ沒給ふといふハ表向の事ニして、其實ハ名ある人々（知盛の類を伴ひ給ひて、此村へ落ち給ふて、一生涯こゝニ居住し給ふて、御墓も此邊ニある事を詳ニ記してあり、其筋へ申出たる事を、樂翁公きゝ給ひて、御家來を遣ハして御吟味あらせられ、此卷物を御とり寄せ御覽これあるよし。かく迄ニ心を用ひさせ給ふは、實ニ恭き事也。

安徳天皇ハ、薩摩へ落ちさせ給ふともいふ、眞僞わかりかたし。乍然、何分海

底ニ沒し給ふは、全そら言にして、攝州ヵ薩摩へ落させ給ふには相違なかるへし。

将軍家宣公と京都風

○第六代將軍家宣公、卽、文照殿ハ、頗る御賢明なれとも、將軍宣下以來とかく京都風を好ミ給ひて、武家風の事をこのミ給ハす、老中始日々繼上下、又ハ祝日ニハ麻上下なと著する所へハ、公卿のことく狩衣等を用ひさせたく思召しよし。これハ此ら仰出前ニ薨去あらせられたりと承りぬ。御玄關の横左ニ御門あり、これを塀重門と云ふ。此塀重門を毀ち給ひて、御所御門のことく四足門をつくり給ひたり。全く京都風なり。八代將軍・吉宗公卽有德公將軍宣下後、無程四足門を毀ちて元の塀重門ニ改造せられたり。是ハ家宣公の思召ニハしへとも、武家ハ武家の風かよし、公卿風を學ふニ及ハすとの御一言まて、皆感佩せりといふ。

錢を鳥目といふこと

○おもしろき話あり。鳥目を錢ともいひ、御足ともいふ事ハ、世人のしる所なり。然るニ德川家御能申樂大廣間まて行ハせらるゝハ、參向の　勅使公家衆御馳走、又ハ御代々百年以上の御年回、又ハ御祝儀等の節也。御三家・御三卿・諸大名・旗本等へも見物被仰付し例なり。此時觀世・寶生・金春・金剛・喜多等の太夫

要脚といふこと

阿蘭陀人甲比丹のこと

へハ、於大廣間唐織を被下、其跡の役者へハ烏目を被下例也。此烏目を要脚（廣蓋）といへり。要脚の文字いかゝと思ひしカ、鎌倉時代の書まハ、烏目を要脚と書せり。和訓栞まも要脚の説明あり、昔　東照宮まハ、鎌倉足利時代の規則共を御尋ねて御調へさせられ、徳川家の御法則ニ御説註（折衷カ）用ひさせられたりといふ。此要脚も此うちの一部分なるへし。古語を存するハ貴く思ハるゝなり。

○珍話あり、徳川將軍家ニハ昔よりの例まて、三年ニ一度、五年ニ一度阿蘭陀人（和蘭カピタン）甲比丹（今はキャピテイーン）一人、隨行者一人於大廣間御目見（拜謁）被仰付、名も不認只カピタンとよへり。此時ハ御目見の文字なし、御覽と御沙汰書ニあり。其節ハ將軍家ニハ必ちりめん御羽織を被召候例なり。麻上下ニあらす。先外國人をみること禽獸のことし、夷狄の御扱ひ也。蘭人の衣服ハ（今のフロックコートかイーブニングコートか）何分羽折樣のものゝ下へ股引をそきたり。是まてハ御目見ハ不出來、其上ハ大羽織こときものを着して御目見す。今まて考ふれは外套（ヨーバルコート）の儘まて御目見する也。余カノ加比丹登城の節見候ところ、外套なく洋服ニイボレツトを帶ひたり。今御目見といふ時ニ、外套を着する事を命し、外套を着し御目見ニ出候所を遙ま見たり。きく所ニよれハ、駿府へ初て蘭人

來り、東照宮へ拜謁の節、和蘭國王の喪によりて、外套のまゝ拜謁せりと。此例こよりての事なりといへり。

西丸坂下門の化物屋敷

○西丸坂下御門右筋違南方ニ二つの屋敷あり。左ハ若年寄の御用屋敷也。右ハ老中の御用屋敷也。水野越前守住居せり。其後板倉伊賀守今松叟ト云フも住居せり。此屋敷を化物屋敷と云ふ。表門の内左ニ小祠あり、こゝハ古猫居住して、其親族も澤山あり。奇怪なる話あり、毎月朔日十五日まハ、此屋敷の主人麻上下を着し、種々の備物あるを例とす。越前守ハ活潑なる人ゆへニ、兎角御用多こまかせ、麻上下備物を怠りたりと、ことに猫カ澤山まて臺所等へも入り、盗ミ物なとして、邸内の者も困むかゆへまゝ、猫狩を邸内の若者ニ命したりと、其祟カ、其後此屋敷燒失せり、其他、折々不可思儀の事ともありといふ。段々取調へ見ると、此小祠といふハ、古猫も住て居れとも、古猫斗りまあらす、

駿河大納言忠長卿

駿河大納言忠長卿御切腹の後、御介錯申上たる某、御首を斬奉りて箱ニ入れ關東へ送れり。夫を土井大炊頭とカ請取て、將軍家大猷公ニ言上し奉る所、決て不及見との上意まて、其御印の箱を奉埋、小祠を建たる小祠ハ是也といふ事實事也。此屋敷ハ土井大炊頭の屋敷也ともいへり。夫故ニ此小祠ニ就てハ、毎々上野宮へ御祈

禱願たれとも、其功驗なし。左すれは、御印を下に埋め、忠長公を奉祭らは相違なしと、眞田信濃守か余ニ話されたり。

昔は簡易なりしこと

○昔の記錄ハ、至る簡易ましして味ありといふ。三代將軍家光公の御時代とかや、御成の節、御供揃の時刻より半時前迄に、御供の衆中ハ登城するを例とす。或ハ遲刻、或ハ御出門過に登城して間に合ハさる衆ハ、夫々差控等被仰付らといふ。此儀ハ近來迄の例也。然るに公の御時代、遲刻に登城せし者も有、御徒の者も内なるへし、日記に何某遲刻らゆへ、叱るとのみ有之ら由、御徒頭の日記にあり。誠に簡易にして有味といふ。大久保一翁の話なり。

大久保一翁

淺草の並木

南溟

○淺草觀音の雷門前を並木といふ、今も其名を存せり。昔ハ町屋もなく、只並木はかりありし故也といふ。南溟と云ふ畫工あり、南溟の親の頃迄ハ一二本も並木ありて、町屋の家の下にハ木の根ありと、南溟の話なり。

文章の變遷

○文章の變換ハ時代によりて種々あり。足利家時代より、德川家代寶曆の頃迄ハ、書翰等簡易ま見ゆ。其後ハ追々ま替りて、書翰等冗長を書せり。特に甚敷ハ天保十二年丑家齊公薨去後、家慶公御代御改革あり。水野越前守專ら負擔せり。此時文章ハ頗變りたり。寛政度と書せり。今も十七年度又ハ十八

年度と御布告にあり。度と書するハ、此寛政度と書するを初とす。今ハ兒童女子といへとも、舊弊又ハ流弊なといふ者多し。此舊弊流弊も、此御改革の御觸に初て見えたり。此御改革の御觸(今の布告)ハ漢語交りまて甚讀かたし。此時より御觸より、近來の布告迄も漢語交りになり、文章の大變革ハ天保十二年を以て嚆矢とするなるへし。

幕府賄所のこと

○徳川時代にハ、老中を始諸大夫布衣以上の者へハ、日々晝の食事を被下たり。もとより老中若年寄側衆等ハ丁寧の料理也。其餘ハ汁平坪飯位の料理なり。所謂臺所の舊弊まして、玉子燒なとハ薄くして一・二厘の厚さ也。一人前の料理代の價よりハ餘程麁末にしたる調理なり。是ハ臺所人の利益を得るもの也。目付ハ毎日一人ツヽ其席へ出頂戴するよし也。夫故諸大夫布衣以上の料理よりも、目付丈けハ料理代價丈けの調理をするよし。目付まて彼是議論を發すれは、臺所賄頭の不調法になるを以て也。免職の懼れあれハ也。目付の料理宜きを以、目付ハ外の料理も同様なりと思ふ也けり。寛政の頃、松平越中守(樂翁)とも申、松平右近將監(石州濱田)とも申、何れカ分らす、ある日登城(右近將監も老中勤ム)の時、九ツ時(今の十二時)に俄に部屋を被出いて、諸役人料理席へ突然被坐、以人今日

此御料理を頂戴ニ罷出しと被申、臺所人ハ御老中方の御料理ハ最早差出したり、といふ、君笑ひ玉ひて、此席の料理を出せとの命令まて、臺所人ハ無據出したり。夫よりして食し畢て又其内參り食すへしといひて、御用部屋へ歸られたり。臺所人ハ、何時御出あるやも難斗とて、不殘の料理、代價通りニなりて私せさる樣なりたり。諸大夫以下布衣以上の役人殊の外喜ひたりと。是改良の嚴命を下さすして、自然ニ改良をなしたりと、當時の人々感賞せりと、或人の話なり。

阿部正弘のこと

○阿部伊勢守正弘ハ、老中相勤しゐ近來の名ある人也。德川家時代ニハ逢對（あいたい）といふ事ありて、諸大名諸旗本へ於宅逢ふ日の極りてあり。又登城て人ニ逢ひたる時も、伊勢守ニハ、來客又逢ふ人の方より話をきゝて、只返事のみせり、我意見をいふ事は曾てこれなし。或る人伊勢守ニ問ひけるハ、君ニハ人の言ふ事はかり聞て返事のみなし給ひ、御意見をも不被仰ハいかゝやといふ。伊勢守ハ笑ひながら、されはこそ我意見をいへハ、夫を證據とする多くなり、且萬一失言等有之してハ、職務の失策となれり、返事のみせるハ、我人より聞く事を胸中ニ記臆して、善惡を撰（選）ミ、善きを用ひ惡を捨てゝ、取扱すれハ妨なしとの答ま尋問の人ハ大ニ感服せり。

露西亜皇帝アレキサンドル第一世のこと

○是ハ我日本國の事ニあらす、外國のはなしなり。今の露西亜皇帝の父帝第一世アレキサンドル陛下ハ、賢明雄傑の御方也と申事也。ある日侍從二三人を被召連、御忍ひまて市中を散歩し給へり、其時商業馬車ニ被乘、市中を遊覽被爲在。此時ハ御忍ひゆへ帝とも申事も誰知る者もなかりけりとかや。馭者もとより知らさるゆへ、馬車ヨ乘りたる人々へはなしをなし、露國の帝のこと、政府の事抔、惡口雜言誹謗する事不憚いへり。帝ヨはこれを聞玉ひておれり。馭者ニ帝の仰事を侍從より傳へて、今日ハ侍從の指圖ニまかせ、馭者ニ馭せよといへり。最侍從といふ事ハいハす、段々指圖ニまかせ參りし處、帝の宮殿(卽皇居)の門前迄參りたり、馭者ハいふ。是ハ帝の宮殿の門なり、こゝまて下車し給へとの事也、指圖人かまハす門内ニ入るへしとの事まて、馭者も大驚きまて、此車ニ乘らせ給ふハ皇帝陛下なる事をしり、車中まての帝及政府等の惡口雜言の取返しもならぬ恐縮の至まて、赧汗身の措く所をしらず大ニ心配しつゝ居れり。馭者ハ門内へ入りて、帝及侍從等下車せり。帝ハ侍從ニ命し、馭者を常の住ミ給ふ庭へ廻すへしとの事也。侍從命を傳へて、馭者ハ畏る〳〵いかなる嚴罰を蒙るかも難斗と思へ共、せんすへなく、御庭内へ案内者ニ連られて

獨逸皇帝ウイリヤムのこと

參る。帝ハ侍從ニ被命たることを馭者ニ傳ふ。其事ハ朕今日忍まて散歩し、馬車ニ乗りて市中遊覽の際、馭者頗朕の事政府のことを悪口雑言せり、朕ハ九重の深きニ居るを以、大臣其他の奏聞を日々きけとも、民情といふ事をきかす、朕過誤ありても諫むるものなし、ゆへニ事情ニうとし、今日の悪口雑言ハ、實ニ朕大ニ心得ニ相成、忿怒所ヵ可喜事ニてい、依之自今民情を視察して改良する事もあるへし、朕の満足の喜を表し、若干の金圓を下賜せられ、尚馬車ニ乗りたる代價ハ、別ニ拂ふへしとの事まて、馭者も意外の榮譽を得て恐縮中、難有奉存いとの事也。帝の國事ニ注意被爲在いハ感佩也と、歐羅巴ニ流傳して人々賞歎せりといふ。

今一つのはなし、佛國第三世ナポレオン（那波列翁）帝と獨國ウィルヤム帝と戰爭して、終ニナポレオンハ敗北し、獨逸帝の勝利を得しといふ事ハ、世人の所知也。獨乙帝ハ、佛帝ニ勝利を得たるためニ、其軍隊を宮殿の前ニ列し、捷報を祝するためニ祝炮もあり、勝鬨をあける事もあるならん、此時獨帝ハ此場へ臨御ありて、賞勅もあるへし、其時七十以上の大將何某（ゼネラル官名）を呼へとの事まて、侍從ヵ其數隊の中より罷出との命ニより御前へ罷出る、帝ハ或る将官（何レ大中將ノ内なるべし）へ

俄ニ入用あり勳章を借り可申との事故、直ニ彼自ら勳章をとりて奉呈す、帝ハ此勳章を手に持せ給ひて、此七十以上の翁なる大將カ中將カニ被仰けるハ、汝佛國の戰ニ非常の功勞を彰す、朕滿悦の餘り勳章を賜ハんと思へとも持合せなし、今是を何某より借用したり、よつてこれを假ニ汝の功勞ニ報ゆるため勳章を朕自らの手をもつて汝ニ帶ハしむる也と勅諭ありたれハ、翁の將官ハ餘り意外の賜物ニして、實ニ驚愕して顚倒せりといふ。此翁ハ獨乙ニても有名の將官ニして、佛戰の節砲丸如雨をも不厭、益勇氣を振ひ、不屈撓の精神たる翁てさへ、帝の深厚なる聖恩の忝きニハ、實ニ戰爭ニハ驚愕恐懼せされとも、是ニハ驚愕恐懼せりと人ニ言へり。是も歐羅巴ニ流傳して人々感賞せり。露帝獨帝の聖明なる、獨の將軍の活潑なる、外國（露獨ヲ除キ）人も感服したりと、誠ニ羨しき事也とある有名の朋友より聞たり。

水戶烈公攘夷のこと

○水戶中納言齊昭卿、後謚烈公ハ最有名なる尊王攘夷家ニして、忠直賢明の御方なる事ハ世人の所知也。尊攘の目的を以て、水戶藩士ハ勿論、天下の有志者の議論するハ公を以て嚆矢とす。故ニ中ニハ烈公ハ開化人ニあらす頑固人といふもあり。或る日烈公ニ余拜謁の時、越前殿ハ後來の目的ハ如何、尊王ハ

もとよりなれとも攘夷ハ出來候もの哉との御問ニ、余今日の景況を以て考ふれは、後來攘夷ハ六ヶ敷もの也と御答申たり。 公、私も同様の考なり、尊王と申て只々帝室を尊ふへきはかりてハなし、主上の御親裁ニなりて、徳川ハ將軍を辞し、役人ハ旗本譜代大名斗りてハとても維持しかたし、各藩の人々を撰ミ、人才を拔擢して役人とすへし、攘夷ハとても六ヶ敷もの也、第一外國の大小炮ましろ、軍備十分相整ひ、ことに外國ハ皆日本ことき小國ニあらす、其上昔の武田流のことき迂遠なる軍備まてハ戰爭しかたし、夫よりハ一層外國と貿易開港する方得策といふへし、私の愚考ハ如斯、去かれとも私ハ御承知の通り攘夷家まして、今更變替する事ならす、尊王の意味も主張すれハ、徳川家へ對し候譯も有之候故、此二ヶ條口へ出し候事もならさる也、故ニ越前殿ニハ、未た御若年の事ゆへ、私の兼て胸中の愚志を御繼き被下、爲天下國家御盡力有之度ものと懇示せられたり。 左すれは烈公も尊王ハ勿論、文明開化の進歩を望ませらるゝハ判然たり。

烈公又曰く、尊王攘夷よりも燃(焦)眉の急務ハ蝦夷之。 ヲロシヤの段々蠶食するハ實ニ可惡事にして、一日も早ふ蝦夷地開拓と、軍船を追々造り、舟軍の全備す

るやう、御手付させられしやう有之度（今の海軍なり）ものと被仰し。公の英明を以後來の大患を防き給ふ事ニ注意せらるゝハ、實ニ感佩ニ不堪なり。

德川家と島津家と縁組のこと

○島津齊彬卿（當稱松平）卽順聖公ハ、天下有名の人まして賢明英邁なり。御言動ハ前著の閑窓秉筆ニ記すを以こゝまいはす。さて齊彬卿頗困難の御事情ありて、余へも御依賴有之、御養女天璋公、德川家定公へ御結婚の事件也。御内願も有之、彌家定公御縁組被仰出、然る處卿ニハ殊の外の御滿悅まて、天璋公御本丸へ御引移ニ就てハ、卿自ら萬事御指圖まて、御行屆ハ勿論、御衣服御道具類ハ十分の金銀を被費、自ら御注文まて態々京都へ人を被遣、西陣まて御織らせ相成、賣買品ハ高價といへ共御買求を被禁、皆御新調と成れり。御首飾カウガイ・花かんさし・かんざし等ハ職工を御邸へ被召、製造を被命しよし。其他御行屆の事共なり。余卿ニ問ふニ、御姫樣御縁組ニ就て、多分の御入用を御厭ひなきハ、あまり過分なるへし。卿の答ニ、今般ハ私の困難、實ニ島津家の安危を救ひ給ふて、縁組の譽を得しハ德川家の大恩なり、此縁組入費ハ當り前まて、乍笑、餓死こいたるまての費ニハこれなく、此上ハ德川家のためニハ萬端盡力し、公武の親睦をなし、天下のため德川のため、天下の爲ニ乍不及、精々骨折報恩せんとい

はれたり。卿の徳川を慕ひ大切にする事、他の人の及ふ所にあらす。

○井上文雄ハ我實家の臣にして、元ハ醫師なり。醫師ハ格別上手にてなし、歌よむ事を頗る好めり。醫師の時分我毎度逢ひたり。其後醫師をやめて歌よみとなれり。歌學にハ尤長して、世間にハ名をしられたる上手也。或大名の家にて歌の會のせつ、雪中鷹狩といふ題にて文雄のよめる歌ハ、「はし鷹を右に据野の雪の内に、大宮人の鳥狩すらしも」誠に面白き歌と存候。ある人かいふにハ、文雄先生の雪中鷹狩の歌ハ、殊更よろしく候へ共、さすかに歌よみだけありて、鷹の事ハ不案内也といふ。文雄笑ひて、私ハそんじ申候故、間違なく候、あなたこそ物をしらぬ人と存候へ、歌よみもたゞ歌のみよみてよろしくと申まハなく候、何もかも心得居申さす候てハ、歌出來不申候、元來私の鷹の事をしらぬと御批難被成候ハ如何ゝ事に候哉といふ、或人答にハ、鷹狩の節鷹を据候ハ、皆左の手に御座候、右に据候義ハ無之、然るに右に据野とあれハ、右に据候様存候、是鷹の据方を御承知無之故にて候といふ。文雄左様ならハ申上へし、御武家方ハ大小を左に帯申候、何ぞ事ある時ハ、右の手にて大小を抜き候事故、鷹を右に据候てハ差支候故、左の方に鷹を据へるハ右の手の用に立つ故なり、御公

家様ハ大小を帯ひ不申、右の手ヵ用ハなし、夫故ニ昔より右ニ据候例なり、ゆへニ右ニ据野と申、下の句ニ大宮人と申ハ此譯なり、歌よみも源氏・日本紀を始、古學の書類其外學問なけれハならすと被申たれハ、或人ハ驚きて、實ニ文雄先生の歌よみはかりてハなし學問もあり感したり。　文雄か乍笑余ニはなしたり。

「君かため」といふこと

○是も井上文雄ヵはなし也、明治維新の際、徳川家瓦解の節、薩長等の藩々官兵となりて江戸に征伐の爲下向し、其他官員も藩々より撰られて、徴士と成、江戸へ下向する者多し。　今の如く規則正敷物ニあらす。　其頃文雄ヵ徳川家の危きを歎息し、慷慨の歌をよみたりといふ。　徳川家のために心を盡し、朝廷をそしり奉るやうの歌と承り候。　歌ハ不承候へとも、爲君云々との歌のよし、これか役人の耳ニ入、文雄捕へられて入牢申付られたり。　其後御吟味あり、文雄呼出ニ相成、官員の尋まハ、今般汝の歌ハ君ヵためとあり、君かためといふハ、定て徳川家の事をさして君ヵためといふなるへし、對朝廷不敬千萬也と申。　文雄ハ君かためといふハ、徳川家をさすニあらす、誰ニ向つても君と申てよろしく候、役員ハ益怒り必君といふハ徳川の事也。　君といふハ朝廷ニ限るものなり、然るを徳川より外ニ君ハなしと心得候やいかゝ、文雄ハさすかニ先生丈あり

て、くつ／＼笑ひ出したり、役員云ふ、笑ひ所ニハなし、申ひらきせよとの事まて、文雄ハ御役人様百人首も御存知のなき方へ申上候てもむだニ存候といふ、役員一生懸命ニ詰責す、文雄いふ、百人首の内光孝天皇御製ニ、君かため春野ニ出てて若なつむ、我衣手ニ雪ハふりつゝとあり、天皇てすら君ヵためとよまれたり、此將軍もなしと申せは、役人は成ほとと赤面して申ひらき立たり、放免と被申渡たり。歌の徳かくのことしとある人の余ニはなしたり。

内田正雄のこと

○徳川末世内田正雄なるものあり、其頃和蘭國へ渡航し留學せり、地理學を學ひ歸朝の後、余大學別當奉職中大學ニ從事せり。余別而懇意ニせり。輿地誌略を著述せり。余ある日正雄の邸を訪問せり、座敷ニ油繪をかゝけてあるを見て殊の外賞美せり。正雄これニついてハ頗譯あり、今一つのかたの額ハ、於彼地購求せり、又一つの額ハ尤珍重せり、其ゆへハ、私和蘭國留學中、油繪かき有名の先生ニ面會して油繪を賴たれハ、彼よろこんて承諾せり、其後數月を經て出來上り、私方へ廻しくれ候、直段ハ金五百圓なり、私驚きて、書生の身分學資さへ不足を生する所へ、五百圓差出ハ思寄らさる事まて、高價とも不存賴み候ハ私の不行屆まて、今更いたしかたなしと悲み歎き、乍去無據金策をなし、五百圓

ヲ拂ひ、此うへハ此額をせめて半分直段ニても賣り可申、乍去折角出來候額を、俄かに賣るも惜き事故、先旅宿ニ揭ケ置可申、仍之揭け置申候、隨分油繪をかき候西洋人、又畫好ミ西洋人來りて觀覽せり、其外ニ又西洋人兼て懇意ニいたし居候者なり、此洋人云ふニハ、貴君の額ハ見事なり、私ニ御賣り可被下哉と申、私ハ何も不知事故、直段さへ宜候ハヽ差上可申と答候處、洋人左樣ならは直段ハ貴君の思召次第と申候、先私ハ千圓ならは頂戴可致といふ、私ハ大ニ驚き、外國ハしらす鄕里の日本まてハ、拂物といへハ安く直をつけるもの也、貴君ハ高く買入可申とハいかゝ分らすといふ、西洋人ハ又驚きて貴君ハ私の直をつける高と云給ふか、如何程ニて御買入ニなつたか、私ハ答て云く、ウカ／＼と油繪を賴み、今更後悔せり、書生の身として懷寒き內を、五百圓ニて買ひし也、實ニ高價也、西洋人いはく、私の千圓ニて御讓り願ふといふハ、十分踏付たる價なり、和蘭ニおいて第一等有名の油繪かきハ、此御額をかきたる人也、中々五百圓位まて書く人ニハあらす、私の考まてハ五千圓、後ニいたれは一萬圓以上の價格なり、日本より留學するもの貴君がはしめなるへし、よりて油繪かき先生も、日本の土產まもと思ひてかきしなるべし、左なくして五百圓の價まてかき候人ニハ

無之、私の考ニてハ、無代價といふてもよろしくと存候、私共の賴みまては、中〻五千圓出し候ても、容易ニ書き不申候、依之たとひ洋人一萬圓以上の價を以買求めんと望むとも、決てこれを御賣却不被成、日本へ御歸りの御土産ニなさるへしと懇切に說諭、私も意外の事ニて大喜ひ、卽此額なりと見せたり。實ニ別格のもの也。正雄余ニ話したり。

おもしろくもなけれと、余か心に覺たるたけを書つらねたり、拙き文章をとかめすして見給へよかし。

明治十八年五月三十日著し畢

正二位 まつ平慶永

前世界雑話稿

源慶永述

徳川時代の政府たる関東ニて其内閣に於ける
多年雑遝ニ行ハれし余緒と総裁職を奉仕す
る事年半之大概之景況を記す昔のまゝ乃
規則にして老中若年寄之登城ハ刻限ニ
朝四ツ時今之十時出九ツ時今之十二時ニ退散せて御用多き時ハ
夕方退散し或ハ夜ニ及ぶ事もあり時ニ依て夜半
頃ニ退散スアメリカ初渡来後ハ時々以前より
繁劇ニ遍りと承れ此節之景況を語るべし
政府ニ於て巨大なる所ハ老中勤役之
御用部屋ニて御老中若年寄諸役人之御用部屋ハ

前世界雜話稿本

源　慶　永　述

前世界ト云ヘバ、古代ノコトク思ハル、、明治ノ聖代ヨリ見レハ、德川時代ハ前世界ナリ、余ノ胸中ニ記憶スルノ事ヲ記シテ、新世界ノ衆庶ニ示ス、余ノ頑固ヲ笑フコトナカレ。

于時明治十九年八月十一日正二位源慶永記ス

前世界雜話稿

源慶永述

徳川幕府の簡易

○徳川時代の政府ハ、頗簡易にして今の內閣の如き多忙雜遝にあらす。余纔に總裁職を奉仕する半年斗なり、大概の景況を記す。昔のまゝの規則にして、老中若年寄の登　城の刻限ハ、朝四時なり、(今の十時)九時(今の十二時)まで退散す。御用多の節ハ夕方退散もあり、夜に至る事もあり。此晝後又ハ夜の退散ハ、アメリカ初渡來後の事にして、其以前ハ例規の通りと承れり。これ簡易の景況を志るへし。

幕府の組織

○政府といへハ巨大と思ふへけれと、老中の部屋を御用部屋といふ、若年寄詰所あり、御用部屋ハ二十疊斗り位、こゝにて萬機を取扱ふ也。是政府なり。若年寄ハ常に詰所にありて、御用の節ハ老中部屋へ參り、相談すること屢なり。

幕府の役々のこと

○老中の相談ハ、若年寄なり。御右筆組頭二人あり、今の內閣書記官の如し、屢老中方へ罷出取調、或ハ內談も有之哉に存ル。右筆も五六十人もありて、皆何

掛リ何掛と掛を被命、隨分繁忙なり。　右組頭より勘定奉行、又ハ大目付、目付、寺社奉行等へ掛合候事多し。

御用部屋

○若年寄、右筆組頭ハ、御用部屋へ案内なしニ出入す、其他ハ以同朋頭、罷出候義伺候規則なり。

勘定奉行、大目付、目付等ハ御用部屋より被召、相談有之、平生ハ用部屋へ罷出る事なし。

至て簡易にして御用整ふ感佩せり。　御側衆の內御用取次三四人あり、又二人の事もあり、老中より伺等の義ハ、御取次を上申する事あり、又御取次を以、老中へ被仰聞候事もあり。

御勘定所

○御勘定所ハ二ヶ所あり。　御殿の中ニあり。　大手御門內右ニ一ヶ所あり。御殿の方諸般取扱、大手の方ハ出張所あ(な)り。　人數も少く(き)よし、今の大藏省ニ比すれハ、誠ニ人數僅々なり、簡易感佩せり。

評定所

○評定所といふあり。　龍ノ口道三橋より右へ廻りたる所にして、今の裁判所の如し。　裁判設けたる所ハ、寺社奉行・兩町奉行・評定所の三ヶ所なり。　此三ヶ所ハ、江戸ハ勿論全國ニ關係せり。　いかんとなれは、一つのたとへをいへハ、越

前中ニも福井領あり、丸岡領有馬大野領あり、土井勝山領小笠原鯖江間部あり、其他旗本の領知あり、福井領内の部分ハ領主まて裁判をなす、福井領と丸岡領との爭を生し候時ハ、福井丸岡の役人と相談して、事整ふれハよろしく候得共、右兩人迄も爭を生し、事整ハさる時ハ、不得止、江戸兩町奉行の内へ訴訟を願出ル、原告也且また寺院ニ關する部分ハ、寺社奉行の裁判を受る也。　評定所ハ最重大の場所まして、寺社奉行・町奉行・大目付・御目付等掛りありて、老中方も臨席ある事あり。一月ニ二三回集會あり。　評定所の裁判ハ、町奉行寺社奉行の權理ニ超過するものにして、尋常盜賊其他の事ニ付、斬罪死罪ハ兩奉行まて取扱す、超過するといふハ、頗大重罪まして、仙臺騷動・仙石騷動又ハ大鹽平八郎、其他旗本の重罪等ハ皆評定所ニて取扱ふなり、尤吟味ハ其人を呼ひ出し吟味する事もあれと、重罪ニいたり候てハ、吟味の方々より、尋問の密書を吟味せらるゝ人ニ送り、吟味せらるゝ人より吟味の方へ送答すること數回、大概目的付たる上ニて呼出、御吟味を受くるといふ。　今のことく傍聽抔といふ事ハなし、裁判申渡も、於同所執行せり。　評定所門向ふニ腰掛あり、目安箱を置く、白川樂翁君老中職中被置たりといふ。

幕府役人の交際

○徳川家の役人ハ頗重大のものにして、人ゝ畏るゝこと如鬼神、尤弊害もあれとも多くハ取締嚴重也。

老中の交際

老中方ハ最鄭重也、老中の役中ハ、他出抔する事なし。父子・伯父・伯母・妻の里なとへハ、客來ニ參る、夫も多人數の客來の時ニハ不參候。將軍家の御供、又ハ墓(菩)提所へ參拜を被成候斗まて、游歩上野淺草墨田川等へも決ゐ參候事無之。公務ニ就てハ、上野御靈屋御代拜位なり。阿部伊勢守役中ハ、余ハ親類ゆへ招の節ハ被參候、伊勢守奥方ハ、余の養大伯母也、死去の後、余の養女奥方となる、夫ゆへ被參候事也。或ハ阿部家より被招候事もあり。大略如斯ゆへ、世人伊勢守ハ勿論、老中を見るものなし。夫ゆへニ老中抔ハ權力ありて賢明也と信するもの多し。

若年寄・大目付・勘定奉行等の交際

○若年寄右同斷、其他大目付・勘定奉行小吏ニ至る迄、親族の外交際ならす、遊歩まて各名所へ參候事ハ必禁制也。尤御用まて、京坂共他へ參りて巡廻なとするハ當前也。招待して宴會なと相催候事ハ、尤禁制也。旗本ニても(無役)吉原根津共他遊廓へ參候事ハ勿論、劇場など見物する事不相成、乍併淺草上野墨田川なと內々參り候者もあるよし。遊廓劇場抔ニ參候事有之、發露候へハ、多少御咎めあり、祿被減候歟、蟄居閉門の罰ハ必あり。是等ハ評定所の取扱也。以

今考ふれハ、嚴密のやうなれとも、自然ニ習慣となる故、人々不怪なり、制規なくして自然ニ制規あり。可感〳〵。

老中三名のこと

○老中ニ三名あり、加判列・年寄・老中也、將軍家御直々被仰渡にハ加判列申付るとあり、此名稱ハ傳奏其他諸大名へ、老中より表向の書狀ヘ判をする故なるへし。年寄の名稱ハ、將軍家の年始五節句等の御式ニ懸りし節ハ、年寄を用ゆ、其他ニ年寄を用ゆる事もあるへし。老中ハ通稱の名ニして、平常將軍家始め皆老中と呼ひ申す、若年寄二名あり、連判列・若年寄也。將軍家御直々被仰渡しハ連判列申付るとあり、皆若年寄を以て通稱の名とせり。

御留守居と大奥のこと

○武鑑を見よ、御留守居といふあり。是ハ大奥女中の總取締りなりと思ひしニ、左ニはあらす、今ハ勤務なきを以て、大奥の總取締をなせり。原因ハ將軍家萬一御出陣被爲在し時ハ、老中若年寄始め御供ニて罷越しへハ、誰れも跡の取締りをなすものなし、ゆへニ留（トヽマリ）り守りて居り、惣取締をなす故なりと承る。

御沙汰書

○於營中將軍家の景況、諸大名役人の被仰付事、世間まて不相分ゆへ、御沙汰書といふものあり、今の官報の如し。官報ハ、宮中日本全國外國一切掲載せり。此書ハ營中ニのみ止る。日々營中・御參詣・御代拜・役替・諸大名の敍任・御用まて

國々へ被遣候事を認め、奥右筆より御用部屋坊主ニ渡、御用部屋坊主より表坊主へ渡す、表坊主ニて御沙汰書掛りといふありて、當日の御沙汰を認め、坊主へ依賴する、諸大名の家來へ渡す。　此家來ハ留守居の下役日々參營、坊主より請取。　尾州紀州水戸ニ限り留守居日々登城、坊主部屋ニ詰所あり、此留守居へ渡す。　田安一橋清水の三卿ハ、日々家老登城せり、御沙汰書掛り坊主より奥坊主迄御沙汰書を出し、奥坊主より家老へ相渡す例規也。　表役人勘定奉行目付大目付抔も、當直の者へハ御沙汰書を差出せりと承る。

封廻狀

○評定所ニて裁判相成候罪人、旗本其他とも一切他人ニ示す事を禁止す、今の新聞のことくもこれなく、仙石騷動鳥居ミ件の類、是ハ封廻狀といふて、老中若年寄評定所の役人へ、御咎の次第を認め、封したる廻章廻送せり。　乍併事ニよれは、他人といへとも、貸與を乞ふて一覽する者もあり。

西ノ丸と太田道灌

○西丸ハ太田道灌ミ遺跡まして、當時の木今ニ存せり。　これを本城即本丸と被定候筈ミところ、御門(大手)北ニ向フ、北ハ誠ニ忌々敷名まして、北ハ敗北の意味を含む、よりて本城となさゞるよし。　夫故ニ堀をほり、二重橋をかけ、御門を南として北向ニせす、大御所(將軍家の御隱居)又ハ御嫡子の御住居ニなれり。

御本丸ハ将軍家の御住居なり。

御太鼓櫓

○西丸ニ御太鼓櫓ありて、四ッ時ニ御太鼓あれハ、直ニ老中若年寄登城あり。九ッ時ニ御太鼓にて、老中若年寄退出す。表役人も退出す。老中の登城ハ、何レも駕をはしらせて行く、途中まて訴事なとなき爲也といふ。夫れても折々駕の中へ訴狀をなけ入れるといふ。太鼓の事ハ、四ッ時なれハ初めニ不構打立、夫より四ッを打つ、九ッ時も同し事也、其餘も同斷なり。

御用屋敷のこと

○老中若年寄ハ御用屋敷ニ住居せり。御本丸西丸の近傍也。遠きハ馬場先御門外龍ノ口、或ハ大名小路也。御用屋敷とハいへと、今の官宅のことときものまもあらす、たとへハ、阿部伊勢守屋敷ハ小川町なり、老中ニなりて屋敷替被仰付、龍ノ口屋敷被下、元小川町屋敷ハ別人へ被下、伊勢守死去後ハ、龍ノ口屋敷を後の老中へ被下、阿部家へハ筋違橋見付内昌平橋内通り小川町へ屋敷被下、老若の屋敷の例如斯。御用部屋とハ申せとも、阿部家老中まて龍ノ口ニ住居中ハ、阿部家の所有ましして、修繕又ハ火災、或ハ震災ニ罹りしあも、自費を以建築する例規なり。是等尤可好事也。

兩町奉行所

○南北兩町奉行の官宅ハ、鍛冶橋内ニあり。是ハ老若の御用屋敷と違ひ、火災

又ハ修繕皆公儀の御費用也。今いへハ官費なり。

對客日

○老中若年寄ニ對客日といふ事あり。一月に二三邊カ、委細ハ承知いたさずㇱへ共、對客日ニハ旗本の面々參り面話する事を許す。役人ハ御用次第老中の屋敷へ罷越、密談する事あり。弘化年中迄ハ御用も少くㇱ故、役人の老中宅へ參ㇱ事無之様存ㇱ。乍併參ㇱ哉も難斗ㇱ。米船渡來外國人との交際以後ハ、毎度老中宅へ罷越面會す、大概ハ老中日々登城ㇱゆへ、多くハ於殿中御用談あり、至急事件等ハ老中宅へ參りㇱよし。

御勝手掛

○老中の内御勝手掛りといふあり。先一人なり。此御勝手掛り頗權力あつて、諸事御勝手掛り承知不致ㇱ事ハ無之、承知ㇱ上皆執行せり。天保度水野越前守、又阿部伊勢守、後ニハ板倉伊賀守(松叟)抔皆御勝手掛り也。他の老中ハ座して喫烟し、伺書等を一覽するのみ、誠ニ閑暇なり。

月番といふこと

○老中若年寄を始、諸役人月番といふあり。是ハ老若御勝手掛りまても月番ハあり。月番ハ老中まて一人、若年寄ニて一人、其他役人大目付まても一人、皆一人ツヽの例なり。老中五人あれハ、甲ハ正月、乙ハ二月、丙ハ三月、丁ハ四月、戊ハ五月と順番なり。若年寄諸役人同斷。諸大名・諸役人・旗本其他の御用向一

老中御用部屋

諸太夫と布衣

役々人選のこと

切月番へ伺ふ。月番跡の同役へ相談し老中月番の許可なけれハ執行することあたはす。乍併、會計の事其他拜借密用ハ、月番へ不申出、御勝手掛りの權内ニあり。若年寄ハ老中よりの指圖を受る故ニ、御勝手掛りといへとも、左のみ權力なしと思はる。

○老中御用部屋ニ奇妙なる習慣あり。御用部屋ニ老中列座



眞中ニ石爐を置き、火を澤山ニ置、今のストーブの如し、尤冬斗りまして夏ハ疊を敷く、前記の如く先、月番の所へ續々伺書、以奥御右筆組頭取差出す、月番一覽して向ふの列座せる上席の老中へ、右伺書を扇まはさみて投与す、上席これを受取、右扇を還投す、又下席の老中より扇に挾みて月番ニ投還す、いかにも簡易也。一々人を呼ひたる世話なし。夫故冬まても皆老中ハ扇を用ゆ。御用部屋へ入り候ハ、御用部屋附坊主四五人也、茶其他用事皆坊主なせり。

○徳川家の制度、諸太夫（從五位下以上）今の勅任官、布衣以上今の奏任官、布衣以下今の判任官なり。自然ニ區別あり。

○諸太夫以上ハ老中の人撰（選以下同）なり、月番の取扱なれ共、多くハ御勝手掛りの權力ニかゝる。老中より若年寄へも人撰の義内談有之候事もあり、内談せさる事

もあり、勘定奉行大目付目付へ人撰相談あり、又右の役人より申立い事もあり、何分どこ迄も老中人撰なり。月番老中より二三人の名前を紙ニ書し、將軍家の御前へ罷出伺書出す、將軍家御覽ありて一人めとか、二人めとか、三人目との御指圖あり、老中矢立を持參し、被仰付い人名の横へ乛を引く、これまて決す。乍併多くハ老中伺の通り、上席の者御採用とナル。將軍家の御親裁なり。今の勅任官の如し、於御座の間御直々被仰渡る。布衣以上ハ若年寄の人撰なり、老中へも相談ハいたせとも、老中の權內ニ非すい。月番の若年寄より、月番の老中へ伺書差出、月番の老中より諸太夫同樣御前へ罷出伺ひ、御指圖にて決す。布衣以下ハ頭々の存意を以、役替申付、布衣以上ハ於御座の間御直々被仰渡い事。

役替等極密のこと

○諸太夫布衣御用召い事、誠ニ制規正し。如何となれは、御役替ハ老中斗り承知して、三奉行又奥御右筆組頭も承知いたさゝる程の秘密なり。今の如く諸新聞ニ、風說を記載する如きニあらす。先月番の老中退出前ニ、奥御右筆組頭を呼ひ、明日御用召有之い故、召狀認可差出い、諸太夫以上何人、布衣以上何人、大名何人と可心得旨被申渡。大名諸太夫以上布衣以上ニ區別あり。大名諸太

御用召狀

夫以上ハ、月番老中宛の御用召狀也、布衣以上ハ若年寄より御用召狀也。右御用召狀認、御右筆組頭老中前へ差出、老中の差圖ニて何守殿を爲認申候。若年寄の分ハ、月番若年寄ニ取扱ニして、御右筆組頭へ老中同樣の振合也。夫より御右筆組頭より、御用召狀收受する方へ、以使送る、殿中ニ居り候ものハ、直ニ御用召狀相渡候事も有之。

御用部屋の規律

○老中若年寄の部屋の規則ハ、正しき者也。毎日登城前、御用部屋坊主掃除をなし、老中一人つゝの前へ机を置、硯箱の内墨一挺筆二本ツヽ（筆古くなれは取替）小刀錐兼帶一本・鋏一本・糊一箱（日々取替）美濃紙一帖・半紙一帖・奉書半切・駿河半切一本等ヲ備へる、奉書丸紙ハ、用之節取寄候事、宅へ用事有之候節ハ、書狀勝手次第差出す、其他御用ニて役人へ差出候書狀の外、私用の節ハ一切公費の紙を不用、且私用使ハ決て不差出例規也。若年寄右同斷なり。

殿中の名稱

○殿中ニ三ツの名稱あり。大廣間・御白書院・御黑書院・大廊下・柳の間・帝鑑の間・雁の間、其他表役人詰所を以て表とす。

表・奥のこと

老中部屋・若年寄・御側衆、幷御小姓・御小納戸、其他部屋ニ、御座の間、御休息・御小座敷等を以て奥と稱す。御錠口內、御小座敷・御對面所・御臺樣御居間・女中詰所・女中部屋・御廣敷を以て大奥と稱す。奥

表の境ハ、御黒書院御連歌の間の脇ニ杉戸あり、御錠口といふ、常ニ〆切りてあるよし。奥大奥の境ハ、御休息の脇に御錠口あり、常ニ閉鎖す。奥の番（御小納戸の内）數人ありて、一人ツヽ詰所ありて詰居り、老中及御側衆、女中と（老女）面談の節ハ、杉戸を明け、老中御側衆面會いたし度と御錠口（女中役名）ノへ掛合、又老女より面會いたし度節は、以御錠口奥ノ番へ掛合、其節ハ御錠口杉戸を明け、又將軍家御出入の節ハ、尤御錠口杉戸を明ル。大奥ハ女中の部也、御廣敷ハ御留守居・御廣敷・御用人其外小役人居れり。ゆへに御廣敷と大奥の境ニ錠口あり、男子ハ錠口の內へ入る事を禁す。女中ハ錠口外へ入る事を禁せり。御休息脇の御錠口を上の御錠口といひ、御廣敷の御錠口を下の御錠口と稱す。尤、表奥の境御錠口ハあれとも、焚火の間脇ニ時計の間あり。又外よも奥へ參ル道あり。役人抔ハ皆別口より奥ニ入る、乍併役人の外一切奥へ入るを禁す。又奥の者ハ表へ入るを禁せり。奥より御座敷へ參ル道、別ニあるよし。却說女中の方よりいへハ、御休息・御側衆・御小姓・御小納戸を以て御表といふ。御黒書院を始め表の役人を大御表といふ。御側衆・御小姓・御小納戸抔より、女中の方を奥といひ、表の役人、御黒書院を始をさして表といへり。

将軍家御出入のこと

○将軍家の御出入ハ、大概御玄關也。又大廣間の右の脇ま御駕臺といふあり、大廣間の右の廊下ニ縁側あり、板縁に凉み臺の如き物を設く、御駕を乘せる臺也。紅葉山御參詣、其他西丸へ被爲成𛀸時ハ、必御駕臺也。御鷹狩、其他の御成ニハ、御駕臺までなし。奥中奥ニ御風呂屋口といふあり、小御玄關の如し、是よりり被爲成、其時ハ、平川御門より被爲成。御玄關ハ兩山御參詣斗と思ハる。将軍家の御駕ハ、御玄關の上ニ乘せ、夫より乘御被爲在𛀸といふ。いかなる譯カ、家慶公卽愼德公天保十四年日光御社參の節ハ、大廣間三の間脇鏡板の所ニ御車寄といふ所あり、此御車寄より御駕ニ被爲召たり。

三家諸大名の昇降のこと

○御玄關ハ、御三家諸大名の昇降する所也。表役人諸太夫も、御玄關より昇降するといふ事をきけり、判然せす。考ふるニ、御奏者番抔ハ御玄關より昇降するかと思へり、何分當番の御目付ハ、御玄關より昇降するときけり。老中ハ別に奥表の間ニ入口あり、老中口と稱して、老中登城の昇降する所なり。此入口ハ玄關風ニ非す、正面ニ小き門あり、正面土間也、左右ニ詰所あり、老中の家來一人ツヽ用向をきく爲ニ詰居る。若年寄もこれより昇降するなるへし。若年寄も用聞の爲家來詰居𛀸かと思はる。是より外ニ表役人抔昇降する者ある

か不知。御玄關と老中口との間に中の口あり、表役人是より昇降せると聞く。

御三卿の出入

奥にハ前記ある御風呂屋口ハ、將軍家と御三卿方の御出入也。老若（老中若年寄）の内平川口より入るときハ御風呂屋口より出入する事もあるよしききけり。水戸齊昭卿、國事御相談被仰蒙候折、平川口より御登城の節ハ御風呂屋口より御出入あり。たとへ公儀より御養子に被爲入候紀州尾州まても、御風呂屋口より御出入なし。御小姓・御小納戸其他奥坊主等ハ、銅臺の間より出入すときく。御側衆ハ、何れより出入するヵ存知不申。大奥女中御廣敷ハ前記にあるを以て略す。此御廣敷に御玄關あり、御臺様御簾中様の御出入口と定む。乍併、御臺様、御他出等ハ無之候。公儀より被爲入候御姫様御守殿（三家三卿ヲ云フ）御住

女中の出入

居（大名へ嫁付候御方）毎年一度ツヽ御登城あり、皆平川口御門より御入なり、皆御玄關より（御廣敷）被爲入、御對面所御三ノ間にて御駕をおろし、そこまて御駕より出させらる、老女を始め御玄關の横に口あり是より出入すといふ。其他下婢の類ハ、いつれより出入するか不知。又女中部屋の脇に七ツ口といふあり、七ツ時に

町人の出入

〆るゆへにかく名付たるものなるへし。老女始御半下迄の親類（女斗）、其他以前勤候女中等ハ皆是より出入す。男まて女中に逢たきものハ、七ツ口の詰所

迄參り面會するよし。且豆腐屋肴屋其他商人貫切手七ツ時頃迄歟詰切る、女中向の買物の便利に供す。小間物屋反物屋其他の食事に關せさる町人ハ、御廣敷へ罷出御用伺ふ、幕儀參考に詳なり。

御用御取次

○御用御取次といふは、御側衆の中にあり、御側衆ハ當番あり、御取次ハ當番なし、老若退出後退出せり。御側衆ハ毎朝老中登城あり御用部屋へ入ると、直に月番の老中へ、益御機嫌宜旨申述へるを例規とす、其他ハ御代々様、御裏方様を除くの外、兩山（上野芝也）へ御代拜を勤む、其他將軍家の御參詣、御鷹野及御成の節御供いたし候哉と承る。御取次ハ、頗る權力ある者也、老中より伺書御取次を御用部屋へ呼相渡、御取次より御前へ差出、又將軍家思召、又御下け書皆御取次を以、老中へ直に相渡す。其外奥向御小姓・御小納戸を始、女中向の惣取締なり。御用御取次に限り御小姓・御小納戸兩頭取の内より御人撰なり、表役人より被仰付候事ハ無之、偶大目付抔より御取次被仰付候ものもあれと、是以、以前御小姓・御小納戸相勤候者か、大目付へ榮轉する者ゆへに御採用になれりといふ。

○老中たとへハ阿部伊勢守なれは、皆伊勢殿と稱す、表奥皆然り、若年寄たとへハ増山河内守なれは、増山殿と稱す、老中ハ守をいハさるを例規とす。

御觸書

○御布告を御觸レといふ。御三家始諸大名への御觸ハ、大目付より被達候を例規とす。御三卿方ハ日々家老登城候故、家老へ御渡可相成か、何分御三家方へハ大目付より被達候事と存候、聞く處ニよれハ、前田・仙臺・細川・越前其他大諸侯ハ各通まて廻す、其他の中小大名ハ廻達なり、連名と云ふ、文面如左、

伊勢守殿御渡候御書付寫、相達候間被得其意、答の儀ハ・・・守迄可被申出候、

以上

月　日　　大目付

姓名殿

留守居中

・・・守ハ大目付の月番也、此書付の後へ御達書添相廻るなり。役人旗本へハ觸達ハ存知不申候。

晒帷子と縮帷子

○徳川家ニ奇妙なる習慣あり、五月五日より晒帷子を用ゆ、縮の帷子を用ゆるハ、月番の老中着用せさる內ハ、若年寄始め諸役人旗本迄、縮帷子を用ひず、少し寒くても五月（舊暦）中旬月番老中着用せり、左すれハ、若年寄始追々着用す、三卿の家老登城、月番老中着用ときけハ、直ニ歸第（田安清水一橋）して此義を具申す。

兎の吸物

○年始ニハ、於御白書院、御三家加賀越前津山ニ限り、兎の御吸物を被下。進退彙纂（慶永著）ニ詳なり。御老中へハ兎の御吸物於御用部屋被下、若年寄等へハ如何カ承知いたさす。

諸大名の叙位任官

○諸大名の叙位任官ハ、將軍家より御直々被仰渡無之、老中列座月番より於御白書院掾（縁）側まて被仰渡。

○前記の通、老若諸役人諸大夫布衣以上、於御座の間將軍家御直々被仰渡、必諸麻上下を用ゆ。

役替の例規

○將軍家より御直々役替被仰渡候場所ハ、御座の間也。正月十一日御役替始あり、此時ニ限り御錠口外御黒書院の裏、連歌の間横の御間ニて被仰渡候例規也。御役替始めハ、必御使番被仰付候斗まて此日ハ他の御役替ハ無之候、聞く處ニよれは、以前ハ連歌の間脇邊御居間ありしといふ、其原因よりして、十一日の御役替於此場所被仰渡候との事なり。

政事初め式

○正月初め（日を忘れたり）老中若年寄、於焚火の間御政事取扱の式あり。焚火の間とハ、眞中ニ石を以爐を置き、火を積上く、則焚日（火カ）のことし、老中若年寄列座、大目付勘定奉行御目付出席す、抹茶を出す、白木盆ニ小さき餅（赤白）一ツヽを一同へ出す、

尤奥坊主か御用部屋坊主の取扱なるへし。別段御用も無之、畢て御用部屋へ歸る。焚火の間ハ御錠口外と存候、尤奥ニ近き所也、此原由をきけハ、昔ハ御用部屋と云ふ者も無之、日々老中始諸役人、焚火の間ニ於て御用談もなし、事務も取扱候由、三代將軍家光公ハ折々こゝに出御あつて、萬機を御親裁被爲在たるよし。此餘風殘りて、正月初めニ焚火の間へ集會するとの事也。昔の簡易此一條まても知るへし。

兩山への參詣と代拜

○老中ハ御代々様御正忌、又御親様の毎月の御忌日ニハ、必順番まて兩山へ御代拜あり。御裏方様御臺様の御正忌ニハ、必若年寄順番ニ御代拜あり。老中の御代拜ハ頗鄭重也、朝六ッ時又六ッ半時頃ニ、兩山の内御代拜をなし、直ニ登城せり、四ッ時頃將軍家御座の間御上段へ被爲成（御麻上下か御繼上下か不知）御代拜の老中御上段へ上り、御前へ參上、御代拜仕候旨言上す。畢て老中御目見有之候、若年寄御代拜ハ、御用御取次迄上申いたし候哉、承知不致候。

徳川家の質素

○徳川御家ニてハ世間より見れハ、頗る奢侈を極めさせらるゝ様可存候へ共、決て御宴會等の義ハ無之候、至て御質素ニ候、大御所様ニてハ西丸（御庭外）山里、公方様まてハ御本丸（御庭外）五十三間（御馬場）に夥敷菊の華壇あり、此時節ニ御三卿方

を御招き御酒肴被進、御晩飯も御陪食品々被進物等あり、一年一度也。老中若年寄も被爲召、（右兩所）御用御取次ヵ御側衆ヵ、多分御用御取次と御小納戶頭取御取持まて、御酒肴御晩饗被下、一年一度也。此時ハ出御無之候。其他公儀より御養子ニ被爲入候御三家の御方、右同樣、大名衆へハ一年一度又ハ二年ニ一度ヵ、依御都合被爲召候事あり。尤表御玄關より昇降す、於御座の間御對面、夫より大奥へ被出候ヵ、又ハ吹上御庭（出御の有無ハ不知）まて御酒肴御膳被下、品々被下物も有之候由。御三家といへとも公儀より被爲入候御方ニ無之御方ハ、御招き無之事也。其他公儀より御嫁付被爲入候御三家大名衆の姫君ハ、一年一度年始爲御祝義平川口より登城あり、晝の御膳御料理御菓子御酒肴、晩饗種々御饗應あり、品々被進物も有之、朝六ッ半時又ハ五ッ時より被爲入、夜ハ早くして五ッ半時又ハ九ッ時の事もあり。是等御宴會位まて其他ハ一向承り不申候。

御誕生日のこと

○御誕生日までも至て御簡易にして誠によろし、將軍家の御膳御祝等ハ承知致し不申候。老中若年寄へ赤白の小き餅一盃被下、其上ニ御汁粉餅被下。若年寄同斷。當番の大目付御目付へ被下候事と存候、尤赤白餅一盃ッヽ、汁粉餅ハ不被下。御用取次・御側衆・御小姓・御小納戶當番へも被下候事と存候、酒肴被

下ル様の義ハ無之、大奥女中向へ酒肴汁粉被下ル哉如何存知不申ル。

役人の行儀作法

○色々取交せたる記載なれとも、習慣と申者ハ誰も怪み申さす、これを例規とす、いかんとなれハ表立將軍家出御、諸大名御目見被仰付ル節、又ハ老中始中渡其他廉立ル節まハ、老中・若年寄・御奏者番・大目付・御目付等著座ミ折ハ、右の手を握りこぶしましして右の足の上へ置、左の手も同斷左の足の上へ置くを例規とす。　行儀正敷なす爲也と云ふ。

御菓子下さる

○老中へ折々御用部屋まて、思召を以被下物あり、多くハ御菓子なり、御小姓頭取の御使なり。

濱御殿へ御成のこと

○濱御殿へ被爲成ル節、御供の人々へ御酒肴被下ル様なる事無之ル、御小姓・御小納戸・御側衆抔御附添ひ申上ル、何レモ折辨當被下、老若といへとも同斷、御鷹の御遊ひ、又御釣等ニハ若年寄老中被爲召、御相伴被仰付ル事もあり。

御三卿方御簾中の登城

○御三卿方の御簾中（公儀より御嫁入ル外）ハ、京都五攝家の中より嫁入せらる。　御本丸御登城ハ二年ニ一度、三年ニ一度位、右ハ多分御獻上物等の入費かゝる故なるへし。

見付と番所

○徳川家の制規ハ嚴重ニ見え不申ルへ共、誠ま能萬事行屆ル也。　見付の事を

番所持分のこと

云ふ、見付とハ御門々の警衛也、皆番所を造りて（官費）番頭三人、侍分五人斗其他輕輩もあり。此見付今も跡を存せり、淺草・筋違橋抔ハ跡を存せす、余見付抔の事ハ熟知せす、只聞くか儘を書記する迄也。丸の内とハ常磐橋・呉服橋・神田橋・一ッ橋・日比屋内をいふ也。竹橋内・半藏御門内・和田倉御門内・馬場先御門内・櫻田御門内ハ丸ノ内とハ不申、御城内ニ接續す、別段名稱なし。大手御門内・下馬御門外の番所・西丸大手御門の内・坂下御門内の諸番所ハ、十萬石以上御譜代大名の持分と聞く。丸ノ内御城内接續の御門々番所ハ、御譜代大名の持分と聞く。又丸ノ内ハ、御譜代大名・外樣大名の持分也。淺草・筋違・市ヶ谷・牛込・虎ノ門・數寄屋橋抔の見付門ハ、外樣大名又ハ三千石以上寄合の旗本の持分也。吹上御庭裏代官町の番所ハ、三千石以上の持分也。大略如此ニ候。番所まハ鎗數本を並へ、ツク棒サツマタ等を並列す、鉄炮數挺をも並へたり、夜六ツ時ニ御門を閉鎖すときけり、女ハ殊ニ切手なけれは通行を許さすといふ。將軍家御成の節通御の番所ハ、主人麻上下ニて相詰、尤御參詣斗ニて無之、いつ方へ御成被爲在候とも、右同樣也。たとへハ小笠原大膳太夫持分なれハ、大膳太夫自分相詰る、通御の節番所下へ降下し平伏す、尤番頭士分も同樣と存候、是を惣下座といふ。

御三家御三卿御方々通行の節ハ、番頭士分惣下座也と云ふ。老中も同斷。若年寄ハ番頭、又ハ士分のうち下座せりときく。是を半下座と稱す。加州始諸大名にハ下座といふ事なし、然れども、たとへハ其持分の大名の親類とか、懇意とかにて常に交際するものの通行の時ハ、番所より下ウスベリへ番頭士分出て時宜す、是ハ親類懇意の爲よして、下座にハ相違なけれとも、下座とハ申かたし。夜六ツ時過の通行ハ、誰にても番所へ賴み開門する、見付の門の方ハ大門を開かす、小門の方ハ半扉を開くを例規とす。御三卿・御三家・老中方・若年寄等ハ開門するも也といふ、小門も半扉にて無之と云ふ。御三家・御三卿・老中・若年寄諸大名を見分るこハ、皆鎗の印を以承知せり、御三家御三卿にハ名を呼ひし事無之、老中諸大名の鎗印をみて、大聲にて松平越前守樣と呼へり。すへて如斯此大聲にて通行の大名の姓名を承知せり。

草履と木履とのこと

〇德川家の制度ハ、頗細密にして可感事共多し。老中若年寄登城は每日にして、諸大名同樣下乘橋外にて駕より下りして、老中出入口より昇降する事ハ前にあり、此間は步行也、草履を用ひす、足駄も不用、足駄より卑き木履なる者を用ゆ、駒下駄を用ゆる事なし。他の往來人、若足駄を用ひて老中に出逢へハ、足駄

を脱してハダシになりて挨拶す、御家人如右、諸役人にても足駄の時ハ草履又ハ外ノ物にはき替へて挨拶するを例とす。夫故にかゝる妨をなせハ、一同の迷惑ゆへに、老中ハ木履を用ゆれハ、足駄まて歩行するものも共儘にて挨拶す、御家人諸役人右に同し、衆人の迷惑無之様との御趣意也ときけり。

脇差のこと

○老中を始御取次・御側衆・御小姓・御小納戸等、將軍家の御前へ脇差をさしたるを禁せり、皆御次の間にて脇差をとりてそこに置き、御前へ罷出てし事。

昇降の時刀を取ること

○老中・若年寄諸役人、老中口・中ノ口等より昇降せり。昇降口まて刀を取り、左の手にて持ち、各部屋へ列座の裏へ置くを例とす。奏者番詰衆・雁の間詰(御譜代大名)皆同樣也。當番の御目付ハ、御玄關より上り、刀を持ちて登城す。これハ檢査の爲なるへし。

將軍家御成のこと

○將軍家の他へ御成の節の手續を概略記さんに、頗御鄭重のもの也、明幾日御成、何時揃被仰出、當日御揃の時刻より半時前登城す、御色めきと云ありて、御小姓より夫々へ通知あり、出御の御模樣といふ意なり(御小納戸より通知し哉と存し)。表の人々御玄關又ハ御駕臺、御風呂屋口出御の場所へ罷出る、御召物被仰出(御召替也)續て御小納戸より御挾箱出る、これを御挾箱といふ、御供の御側

衆又若年寄（御参詣ノ節斗リカ）(別段被仰付候事も有之候よし)、御小姓・御小納戸・御供ノ衆御出の場所へ罷出るを例とす、夫より御側衆より言上、出御となるなり。表まてハ御目付御先立、其後老中御先立と聞けり。奥まてハ御側衆・御小姓・御小納戸兩頭取の中まて御先立と存候。

将軍家御舟に召さるゝこと

○將軍家御舟ニ被爲召、濱御殿又は大川筋(墨田川)御成の節、御上り場二ヶ所あり、龍ノ口御上り場あり、常磐橋外一石橋横ニあり、將軍家御本丸ニて御本腹御脇腹を論せす、御誕生被爲在候御方ハ龍ノ口御上り場より被爲召、御都合により一石橋の事もあり、家慶公・家定公龍ノ口より被爲乘、御本丸まて御誕生無之將軍家ハ一石橋より被爲召候て、龍ノ口御上り場へ被爲召候ハ無之御規則也ときけり。

御鷹野のこと

○御鷹野幷墨田川邊へ御成被爲在候被仰出まハ、墨田川なれは大川筋、又ハ玉川筋荒川筋抔とあり。　筋とハ邊といふ意味まして、被爲成候場所へ被爲成候と申、被仰出も無之、全く古風の規則なるへし、萬一不慮の事無之樣ことの御注意と存候。

江戸城櫓の多門のこと

○種々思ひ出しの儘を記すゆへ、見る人々の一覽の妨となるへし。こゝに一

つの話あり、御本丸御城內ニ寄妙なるハ、御櫓々の左右ニ御多門あり、其御多門の內ニ一ヶ所ハ常ニ錠ニて鎖し、誰れも見る事不能、俗ニ化物の住居とも云ひ、或ハ種々の怪事を唱ふ。實事をきけハ、此多門の內ニハ井戸の如きものありて、石垣の下迄堀り、數十丈あり、萬一德川家と戰爭の時、德川氏籠城ありて不叶時ハ、家族其他女中敵の手ニ渡さす、此穴へ埋める御見込のよし。我養祖母松榮院登城の節、文恭公御多門等を御覽のため被召連、此錠ニて鎖たる口を指さして此事を語り給ひしと松榮院よりきけり。今も多門ハ崩壞すれとも、穴ハ存せるか埋めたるか不知、實ニ如斯行屆きたるもの也。又一つの話あり、御本丸の方よりいへハ、平川橋より小門の內見付の門の間の左小さき細き道あり、堀端を添ふ(御多門內也)て竹橋の橋內小門と見付門との間、吹上の方よりいへハ右也、小門の横ニ又小さき小門ありて此所へ出る、常ニ往來する事なし。是も戰爭ニ時籠城不叶時ニ、御家族女中其他を敵ニ渡さすして、何れへか落しむ爲也と或人語れり、今も存せり。

老中死去の時のこと

○老中死去ニハ三日間鳴物停止被仰出、就是珍話あり、素より死去の義ハ、御屆の義ハ勿論也、乍併葬送式を行ふ事ならすときけり、葬送ニハ棺を駕ニ入れて、

平常の供立まて菩提所へ行き、菩提所ニ到りて初て葬式の行列を以て埋葬すときけり。左なけれハ、見付ニて惣下座をなすこととならす、老中ニても死去すれハ老中の職ハ無之ゆへ、どこ迄も平常の供立まて行けハ、老中の格を以てする故也ときけり。阿部伊勢守死去の節の事をきゝてかくハ記載す。

將軍家御葬送のこと

○將軍家御他界被爲在、御葬送御本丸より被爲出候ハ北刎橋御門也、龍ノ口御上り場の如く、御本腹御脇腹を不論、御本丸ニて御誕生被爲在候方ハ、將軍家なれは北刎橋御門より被爲出、他より被爲入候將軍家なれは、矢來御門より被爲出、大御所樣なれハ、何れまても北刎橋まてハ無之、矢來御門より被爲出候ヵ制規なりときく。北刎橋ハ竹橋よりいへハ南の方ニて、右御本丸よりいへハ北、矢來御門ハ竹橋御門内西の方ニあたるなり。

御棺拜のこと

○將軍家薨(去)御被爲在御棺拜の事ハ、老中・若年寄・御側衆等ハ別段の義故、御棺拜有之候へ共、其他ハ一切無之。たとへ願候とも御許可無之候。乍併御三家諸大名の內ニても、御父子御兄弟なれハ御棺拜願候へハ出來候。御三卿方ハ別段ゆへ御棺拜有之べく存候、御父子御兄弟伯父甥ハ御葬送の節、北刎橋又矢來御門外へ大なる小屋掛り、一寸御取置の誦經あり、其節御棺拜願候へハ許可相

成候、右の御親類の外ハ一切無之候。御葬式御道筋、上野又ハ芝兩山へ御葬送御道筋ハ、御三家を除き、德川御一門譜代大名へ警衛被仰付、途中左右へ列立して警衛す、一人前一二町ツヽ被仰付、町ニても右ハ誰、左ハ誰との區別あり。

御子樣誕生のこと

○將軍家の御誕生御男子御女子を論せす、御嫡子ハ別段、其他ハ御男女御誕生被爲在候とも、表向御達し無之、御沙汰書ニハ一寸御誕生被爲在候と申事記載するのみ也。ゆへに、恐悦の登城も無之候。又御逝去ニ而も右同斷。大奥より御廣敷平川口より御葬送、御側衆一人御留守居等付添ふるのみ、御駕へ御棺を入れ、至て簡易のもの也、上野なり芝なり御寺へ御着、夫より御葬送の御取扱となる、夫ゆへ、於途中知るものなし、尤御出棺ハ曉方のよし。

樣の字使別のこと

○公方樣・大御所樣・御臺樣・大御臺樣・御嫡子樣・御簾中樣ニハ樣を用ゆ、御次男様・姬君様ニハ様を用ゆ、御三家・御三卿・諸大名へ被嫁付候御姬様も様を用ゆ、御男子の分御三卿御三家諸大名へ養子ニ被爲入候御方ハ、家格を用ゐて様の字を用ゆる事なし。

大御所樣と大御臺樣 御簾中樣と姬君様

○將軍家御隱居被爲成候へハ、大御所樣を被用、御臺樣を大御臺樣と稱す。御嫡子樣の奥方樣ハ御簾中樣と稱す。將軍家の御子様ニ限り、御姬様を姬君様

と稱、他へ御嫁付相成候とも右同斷、たとへハ峯姬君樣・淺姬君樣といふ如し。

御簾中

○御三家御三卿の奥方ハ御簾中と稱す、是ハ從三位以上故也。從三位ニ不昇人ハ此尊稱を不用ときけり。乍併、德川家姬君樣、御三家御三卿方の内へ御嫁入被爲在候ハヾ、御簾中樣と可稱筈なるニ峯姬君樣と稱し候、大名の内へ御嫁入の御方も同斷にて、奥方樣御前樣の名稱ハ無之、淺姬君樣と唱ふ、他より御嫁入の御方ハ、御三家御三卿ハ御簾中、又ハ大名ニてハ奥方樣、又御前樣と稱するなり。

奥方樣

御婚姻のこと

○德川家御臺樣又ハ御簾中樣御婚姻の節ハ、御三家を始、諸大名各高の割合を以て御道具の内を獻上せり。御老中ゟ今般御婚姻ニ付、御道具の内獻上可致旨被相達候、御道具ハ御細工所ニて造り候故、御細工所へ依賴し、御細工所ニてハたとへハ加賀樣ナレハ、何ヲ御獻上可被成と申、右ゝ御道具出來候へハ加賀殿へ相廻す、加賀殿より御獻上となる。諸大名皆右同斷、御細工所より代價申來る代價を御細工所へ相拂ふを規則とす。公儀より御三卿・御三家・諸大名へ御嫁入の姬君樣までも、御三家始諸大名より前記の例ニて御道具を獻上せり。御嫁入の大名ハ獻上無之、御三家御三卿同斷、五攝家の内の御女子を將軍家の

御養女と被成候て、御三家御三卿諸大名の内へ御嫁入の御方まても御道具獻上あり。

○御三卿方の御子御女子嫁入の節ハ、從公儀御道具其他の御入用として金二千圓、御男子養子の節ハ金千圓を被下候事。

将軍家が御三卿方へ成らせらるゝこと

○取雜たる話なれとも、將軍家御三卿方へ被爲成候ハ、以前ハ一年に一度、二年に一度位、愼德公御代にハ三年に一度位也。 御三家御三卿の御屋敷へ被爲成候と申事無之、吹上御庭へ被爲成、夫より田安殿へ御立寄と申名稱なり。 御三家・御三卿にハ御立寄といふ。 將軍家より御嫁入に被爲入候大名へハ、御通り拔と稱し、御立寄の名稱なし。 神田橋内松榮院御住居へ愼德公被爲成候節ハ、御立寄と被仰出候、右ハ拙家の別邸同樣にして、本邸ハ常磐橋也。 今松榮院一人の住居ゆへ、御立寄の名稱になりたるよしなり。

御守殿と御住居

○將軍家姬君樣、御三卿・御三家へ御嫁入被爲入候御住居を、御守殿といひ、大名方へ嫁入被爲入候御住居を、御住居といふなり。

姬君樣の婚禮

○將軍家姬君樣方御嫁入ハ、御婚禮と申事ハ余記憶する所にてハ僅に御二人なり。 俊明公御養女田安宗武卿の御子種姬君、文恭公の御嫡女淑姬君ハ、眞の

御婚禮式頗御鄭重ニしてアゲ輿ニて被爲入、女中御供の人數も頗多く、御附用人も多く、都て御手重のよし。其後ハ專ら御節儉を旨とせられ、御三家・御三卿・大名を論せす、御婚禮式を廢せられたり。夫故ニ左の例のごとく被仰付候。例は、たとへハ、何月何日水戸殿へ峯姬君樣御引移り被成、卽日御婚禮被爲整候との事也。大名へ嫁入も右同斷。御婚禮式の時ハ、何月何日種姬君樣尾張殿へ御婚姻と被仰出たるよし。

御守殿・御住居の御用　御臺樣御同道御成のこと

○御守殿御住居の御用ハ、都て若年寄の內一人御掛被仰付候也。

○將軍家吹上御庭、又ハ芝濱御殿へ被爲成候節、御臺樣御同道ハ先無之、三年ニ一度位也。女中を被召連御遊被爲在候。此時ハ御庭內御締り也。御締といふハ、女中斗りまして、男子の分ハたとへ御側衆・御小姓・御小納戶ニても入る事を被禁、尤御庭の口々ハ皆〆切ニ相成、其他とも小役人嚴重ニ警衞す。御庭外ニ家屋あり、御供の人々こゝに休息す。若御用等有之候節ハ、女中御錠口役名より奧番へ逢掛合、又御奧の番より御錠口へ掛合候事あり、御用の差支無之ため也。女中へも御酒肴御側ニて被下候との事なり。序ニ云ふ、御締といふハ、吹上濱御殿ニ限らす、御本丸西丸ニても、或ハ姬君樣方御登城、又大御臺樣御本丸

へ被爲入、又御臺樣西丸へ被爲入候節、又ハ御能等の節ハ、御表御締と相成、御休息にて御酒御吸物等の御饗應有之故也。奥ノ番より御錠口へ相渡、御次番の邊に杉戸あり、これを閉鎖し奥の番番人す、女中のみにして男子は入るを禁す、御用濟なれは女中大奥へ歸り、如元御締を解き表となる也。

御三家御三卿の稱へ方のこと

○御三家・御三卿ハ皆殿と稱す。尾張殿・紀伊殿・水戸殿・田安殿・一橋殿・清水殿と稱す。御三家・御三卿方御家督後被任從三位候とも、右衞門督トカ民部卿・式部卿・大藏卿抔と卿の御名斗まてに候。たとへハ德川式部卿といふて、田安とか尾張とかを唱ふる事無之。宰相・中納言・大納言にてハ尾張宰相殿とカ、一橋中納言又ハ大納言殿とか用ひて德川の名を不用也。從一位に被敍候へハ、田安一位殿と相成、文例右の通り、德川と所の名を用ゆる區別如斯なり。

三位以上の方の御待遇

○德川家にてハ三位以上殊の外被重、御待遇も厚く候。御三家御三卿方ハ、年始或ハ御能御拜見、御料理被進候時にハ、必三方を被用、大名にても三位又宰相以上ハ、御三方を被用。加賀守前田齊泰ハ、年始御禮兎御吸物御頂戴の節、三位中納言に被任候以來ハ、御三方被爲用、御料理同斷、其餘ハ白木木具のヒクキモノなり。

老中・若年寄ハ御用談のこと

○老中・若年寄前記の如く、四ッ時登城ハすれとも、容易に御用部屋に入る事なし。乍併御勝手掛又月番の外の老中ハ、直に御用部屋へ入るなり。いかにとなれハ御勝手掛りのものハ登城すると、其途中大目付・寺社奉行・目付・勘定奉行なと詰掛けて御勝手掛りへ御用談をなすなり、四ッ時登城なれとも、御用部屋へ入るハ四ッ半時過にいたる。月番ハ種々御用談あり、御勝手掛りハ日々なり。余總義より御用部屋にて、右の役人共御用談をなす事をはしめたり、御勝手掛り御用部屋へ入る前迄中の御用談ハ、誠に不都合千萬にて、御勝手掛り御用部屋へ罷出ぬ迄ハ、月番其他老中相談も出来兼、御前へ罷出ぬ事も出来不申ハ也。

幕府役人官位のこと

○老中ハ従四位下侍従迄にして、此上の叙位任官無之、若年寄ハ従五位下迄なり。其他旗本諸太夫ハ最従五位下なり。高家ハ尤重職なれとも、京都へ御使に被差出、勅使待遇其他公家衆の取扱を専らとなすを以て、従四位下侍従より正四位上中将迄昇叙任せらる。尤老年且長く勤ル者ハ、正四位上中将となる。其他ハ従四位下上少将多し、侍従もあり。表高家ハ従四位下侍従なりときけり。老中若年寄ハ叙位任官ほとき、大名ゆへ萬端諸大名と同し、高家旗本の

諸太夫何の守となり、被叙從五位下候輩ハ、於公儀一人前金一圓差出候とも云ひ、又不差出ともいふ、判然しかたし。何公儀にて今年分諸太夫相成候官位の代價といへハ、おかしく候へ共、御謝金ヵ御取集め相成、高家上京の節持參、主上御始公家衆へ夫々獻上進贈相成候由。尤高家より傳奏迄差出候例規の由。

式日の服裝

○式日朔日十五日五節句ハ、無論麻上下着用也。平生の老中・若年寄・奏者番・詰衆其他諸役人ハ登城、繼上下也。其外御三卿方、式日の外一ヶ月ニ一度伺御機嫌登城あり、此節ハ繼上下也。又溜詰も、式日の外折々伺御機嫌の節、繼上下を用ゆる也。其外御三家諸大名ハ、式日の外ニ御機嫌伺等なし。殊により老中より御達有之候ハ御機嫌伺等の節も、皆麻上下着用なり。

京都堂上衆の任官と諸大名の任官のこと

○御所にてハ大臣ハ一人ツヽ也、大納言・中納言・宰相中少將皆何人といふ極りあり。御三家諸大名も寛永の時代にては、堂上方大名を論せす大納言・中納言・中少將何人も内にあり、たとへハ大納言十人のものなれハ、堂上七人なれハ大名ニハ御三家もあり三人ありといふ事也。台徳公御代とかにて御上洛候節、主上へ御奏聞有之、以來ハ任官の分ハ、堂上衆ハ於御所任官被仰付、御三家諸大名の分ハ將軍家にて引受、自由ニ任官を命すへしとの事也。依之此以來ハ、御三家・御

三卿・大名の分ハ將軍家の權内ニあり。　乍併、位記口宣ハ從前の通り京都へ重役差出、傳奏へ願拜受の取扱をなせり。

諸大名叙位のこと

○御三家の中尾州・紀州、家督直ニ從三位中將、終ニ從二位大納言ニ昇進す、正二位ニ被叙候事もあり、偶以特旨從一位の事もあり、此義ハ稀也。　水戸家家督ハ同斷、從三位中納言迄昇進す。　加州ハ別段の御取扱ニて、從四位少將家督の節也、後ニハ從三位宰相、又ハ中納言ニ被任候也。　其他大廊下・大廣間等の大名ハ、正四位下少將又ハ從四位下侍從家督の節也、正四位上中將ニ被任候迄也、以前ハ正四位上中將ニ被成候ハ、別段の御取扱なり。　柳の間其他御譜代大名、家督の節從五位下ニ被叙、其後從四位下ニ被叙、是を四品と稱、柳の間大名四品ニ被叙候へハ、大廣間席ニ入る制規なり。　後侍從ニ被任、特別の廉あれハ少將ニ被任候事あり。　御譜代大名功勞ある者ハ溜詰となる、溜詰ハ大概從四位下少將、夫より正四位下中將ニ叙任する人もあり。

溜詰のこと

○溜詰ハ、井伊・會津・高松（今一人忘れたり）の外ハ以前溜詰ハ無之由、或ハ帝鑑の間の老功あるもの、御老中ニて格別功勞ある者ハ、被免老中溜詰被仰付。　國家一大事の時ハ、溜詰へも御加談有之哉ニ承候。　御譜代大名ニてハ頗名譽なり。

勅使參向のこと

○勅使參向の節ハ、柳の間外様大名の内二人被相撰、御馳走役被仰付、大廣間ニハ無之レ。淺野内匠頭此役を勤レ也。勅使旅館・傳奏屋敷へ詰切、登城其他ニも隨從す。勅使の三餐酒肴の饗應ハ、皆馳走役の費用也ときく。隨分迷惑也との事なり。

徳川家の人々と公卿衆との交際のこと

○徳川家の制規ニて、御三家を始め諸大名皆公家衆へ交際するを禁す。乍併近き親類ニレへハ、書翰往來ハ無構、兎角公家衆より金子救助申來りレ故、年始暑寒位ニて、其他ハ書状往來無之と考申レ。扨又勅使下向又五攝家の中、江戸へ參向有之、御三家大名の自邸へ、親類ニレへハ招待いたしレ義ハ不苦レへとも、堂上誰親族ゆへ、招待いたし度旨、老中へ伺、許可を得て招待せり。是ハ御三家大名皆然り。

徳川家の法事のこと

○徳川家御法事、五十年回御法事ハ、將軍家御始御衣冠、百年回以上御法事ハ束帶なり。

○徳川家御法事、百年回以上ハ、必御法事後、於大廣間前の御庭前御舞臺ニて御能あり。

大廣間御庭の舞臺のこと

○大廣間御庭前御舞臺ニて御催の御能ハ、先將軍宣下、毎年の勅使御饗應、百年

以上御年回の御法事後なり。其他格別の御祝儀斗り也、格別の御祝儀ハ、慶永存不申候。其外の御能ハ、奥の御舞臺にて御催しあり、折々老中若年寄始拜見被仰付候事もあり、別て愼德公にハ御能御好み故、月に一度ツヽ位ハ御催しありしときく、御仕舞御囃子等ハ月に兩三度ツヽ御催しありしときく、是ハ奥の御舞臺也。

将軍家御成の時の取締りのこと

○將軍家の御成の節ハ、丸ノ内ハ不申及、往來留なり。町奉行與力其他取締をなす、大名・旗本屋敷の長屋ハ悉く窓蓋をなす、町家ハ店前へ出るを禁す。兩國橋の手前向ふに見世物其他假小屋ハ、其たびことに被取拂、還御以後ハ元の如く假小屋を建つ。兩國の外何方にても、床店假小屋見世物等ハ、御往來にハ取拂相成候事。御三家・御三卿方往來ハ、徒の者シタニロ〳〵と高聲にて呼ふ、往來の者下座せよとの意也。往來の者ハ皆下に居る也。御三家・御三卿の外、公儀より御嫁入の姬君様も右同斷。御三家・御三卿の次男次女ハ、徒の者脇へヨレと高聲ニ呼ふ。老中若年寄諸大名ハ制し聲なし、道を妨くる者ハ、あたり前の聲にて脇へヨレと云ふ事あり。もとより發狂人醉たる者等ハ、別して脇へヨレといふ、制し聲にハ非る也。

○勅使ハ毎年四五月なり。於御所は平常衣冠、御禮式の節ハ束帶なり。然るニ勅使參向登城の節ハ、狩衣を用ゆ。聞く處ニ據れハ、御三家方の如く、御玄關前の御門前まて下乘するよしなり。登城重ニ高家の取扱也。將軍家ニも御狩衣か、御直垂被爲用、老若ハ直垂、高家・中少將・侍從同斷直垂、四品ハ狩衣、諸太夫ハ大紋・布衣以上ハ布衣、其他ハ大紋の由。將軍家ハ御上段ニて、勅使の勅旨を御伺ひよしニ承る。三條公・姉小路勅使參向の節より衣冠ニ被改、御玄關まて昇降し、將軍家も御玄關迄御送迎有之、頗鄭重の御取扱ニなり、老若もとより衣冠、諸太夫衣冠、布衣ハ布衣、其他ハ大紋を着す。此時より改良有之、朝廷を尊重するの意を表し給へり。

○豫參といふ事あり。將軍家の御法事ニハ豫參せり、尤御三家御方諸大名皆然り。將軍家の薨去、御當座御法事ニハ此事なし。御三家諸大名ニハ芝上野兩山ニ宿坊あり、兩山の寺院ニ宿坊と稱し定めらる。右御法事前夜より宿坊へ泊宿す、翌日御法事の朝六ツ時又六ツ半時頃より、衣冠又束帶を着し、上ケ輿一名長柄と云ふ、馬ハ赤絲の飾なり、（是を厚總といふ）凡二十萬石以上也、其他ハ衣冠束帶まても皆駕也、御靈屋御供所へ參向す。前日の宿坊へ一泊するハ平服也。

將軍宣下の時の諸大名の服裝

將軍家御參着まて御召替被爲在候、御間へ被爲入候注進あり、何も其席へ罷出るを規則とす、これを豫參といふ。當日參詣ハ豫參にあらさるなり。

○將軍宣下の時ハ、御三家・御三卿・諸大名登城皆束帶なり、上ヶ輿卽長柄を用ゆ、凡十九萬石以下ハ束帶なれ共駕なり、供立ハ正式なり、余委細ハ不知、記憶の儘を認候。

見付と辻番

○前記に記載せる見付々々ハ、始終往來の者を改候義にてハ無之、注意する迄也。夜ハ六ッ時より門を閉鎖して往來の者を改め、別て婦人ハ其屋敷への切符なければは通行を許さす、若切符なければは、婦人に付添ふ男より、其理由を明白にいふときハ通行を許す、其節ハ見付門桝形門共に半分開く、尤半分開くとて門を開き不申、何レもくゞり口を開きて通行せしむ。如斯嚴重ゆへ、丸ノ内まても今の如く自由の往來なし。其上丸ノ内大名(凡十萬石以上カ)ハ銘々の屋敷お前へ辻番を置く、尤辻番ハ、少々の手當を以抱へ、辻番人に置く、凡二三人なり、是ハ別て往來の人を注意し、盜賊等を心付、若怪敷ものハ速に召とらふ事もあり。又於途中負傷病氣發候者等もあれは介抱し、屋敷へ注進す、九萬石以下まても辻番を置く所も有之哉に存候。尤丸ノ内斗にてハ無之、大名の屋敷にてハ皆

辻番と小商人

辻番所あり。如何なる譯カ、御三家・御三卿ニハ辻番を置不申候。扨又大名屋敷の辻番ハ、荒物共他賣買を禁す、扨又番丁麴丁市ヶ谷牛込小日向下谷共外旗本屋敷の多き所ハ、十人廿人程の旗本申合せ今の共同也て、一町ニ一軒つヽ辻番を置、大概辻番人ハ老人多し、貧乏者の內職也、大名と違ひ內職ニせし荒物一切、且賣藥の品々、賣藥の廣告出し候者、葉ミかき揚枝、女中の白粉等を賣買せり。辻番ニ店の如く列立せり。大名の辻番ハ、突棒・サツマタ等用意あり、旗本辻番ハ如何哉。町家ニハ一町每ニ申合地震番あり、旗本辻番の如く荒物等賣買せり、多くハ木戸の横ニ置く、一町每ニ木戸を置く、たとへハ本丁二丁目ニハ、一丁目の境と三丁目の境ニ木戸あるか如し、皆町家ハ同し、何そ喧嘩等ある時ハ、皆木戸を閉して往來を禁す、却て巡査の檢査よりも、町每ニ木戸を閉ル等中〻行屆たるよし也。皆人々の迷惑ハ不申及、我町內の中ニ喧嘩等あれハ、守衛するハ當然也、簡易にして保護十分行屆、却て現今の景況ニまされりと云ふへし。

山王・神田祭の上覽

○山王神田兩社の祭禮ハ、將軍家の上覽あり。如何の譯カ、山王の祭禮ハ上覽なり、神田祭ハ御透見なりといふ。山王祭ハ丑卯巳未酉亥年也、六月十五日。神田祭ハ子寅辰午申戌年也、九月十五日也。町奉行の取扱也。吹上御見物所

まて上覽あり。若年寄・御側衆・御小姓・御小納戸當番拜見被仰付、願候者ハ非番といへとも御許しあり、老中も願候へハ拜觀被仰付との事也。上覽所にはサイハイの如きハタキ者を被建、是を上覽所の印とす。如何の譯カ。田安の覽觀所へハ、徳川家の如きハタキやうなる者を被建候事被許、清水・一橋ハ不被用、竹の上に奉書紙に水引をかけたる如き者を被用、御酒錫の上に紙飾の如きもの也。御住居（公儀より御嫁入の姫君方）も同斷。山王祭ハ、半藏門外麴丁迄繰込ミ、町奉行組与力同心詰居、上覽所へ御成被爲在候へハ、御小納戸頭取より町奉行へ通し、町奉行ハ上覽所へ詰居候町奉行より与力へ申通し、直に上覽所前へ通行す。神田祭ハ、田安門外へ六時頃迄に祭禮繰込、案内により上覽所へ引込み申候。

火消のこと

○火消ハ、上野芝兩山の消防ハ、凡二十万石以上の大名に被仰付、淺草御藏火防ハ、十九万石以上に被仰付候哉に承る。方角火消ハ、柳の間帝鑑の間大名多く、尤皆一年替り也。一ヶ年の內四月參勤交代の時に替り、來年の四月迄ハ相勤むるか制規也。乍併不慮の事ありて、當人死去とカ、又ハ火災等の節ハ、火消被免候事もあり。方角火消ハ、たとへハ常磐橋邊ハ誰、鍛冶橋邊ハ誰といふ如く被仰付。其方角に火事あれは出馬せり。上野芝も同樣、三丁內に候へハ、必一

番手二番手を出す、番手といふハ、一組の消防組也、三番手ハ出馬也、其他見付の門番の大名ハ、其方角によりて出手せしと也。

十二番手

○十二番手といふあり。德川家の旗本に被命てあり。町火消も澤山あり、火事の節ハ專ら働き消防せり。大名の火消、方角火消等ハ、火災の消防に多くハ關係せす、不得止時ハ防火の盡力する事もあるへし。見付の門番ハ、警衛の爲なるへし。大名の火消、方角火消等ハ、火消の名稱のみにして、萬一反逆の者有之レハ節の警衛のためなるへし。火事の裝束あり、溫古雜纂に詳なり。

坊主のこと

○德川家の政治の組織ハ、誰も承知せる故に略す、乍併衆人の知らさる所迄注意あり、誠に感佩せり。其譯ハ、德川家にてハ先小使同樣に被召仕レハ坊主也。前記にも記せる如く、坊主ハ澤山あり、奥坊主とハ色々あれとも、奥坊主組頭ありて坊主を支配せり、此坊主の御用ハ、御納戸勤の坊主なり、是ハ將軍家の御召を取扱ふ所也、奥の番御小納戸の支配なり、奥の番よりの命にて御召を差出せり、毎年の冬御古衣（めし）一同へ被下、其節も此坊主ハ餘程利益あるよしなり。御時計を取扱ふ坊主あり、時計の間坊主といふ。御小納戸御小姓御用により召仕坊主あり、多くハ小坊主なり、小坊主とハ年若き坊主也、是を奥坊主といふ。御用部

屋坊主あり、其上ニ御同朋あり、御同朋頭あり、皆何阿彌と名つく。足利氏より始るとの事也。其次ハ御數寄屋坊主あり、表坊主あり、御數寄屋坊主ハ、奥表の境ニして、多くハ溜詰御三家諸大名の用をなす、重ニ溜詰の用多し、表向の專務ハ、先茶湯なり、年々此坊主の内ニて、御茶壺を携帯し、宇治へ參り新茶を詰め歸るあり。其次ハ表坊主組頭表坊主百人以上あり、其上ニ二三百あるやも難斗し、御三家諸大名ニ出入し用を勤む、是則徳川家の政治、衆庶の不知所に注意して、感佩する所こゝにあり。尤表坊主御數寄屋坊主なり。余カ幼少の頃考ふる所まてハ、坊主ハ大名へ出入して金錢を貪り、登城して世話をするハ、大名の家來御殿内へ罷出し事不相成し故、坊主へ相頼ミ、世話介助する事と存しニ、段々愚考すれハ、決て左樣の事ニ非す、表坊主ハ祿高最もくなく、從公儀表向、大名の世話せよとの命令ハなけれとも、是も矢張一手段の一部分なり、大名ハ家來も多く、兵馬の權力ありて、萬一大名どふし内々集會し、徳川家ニ逆心をいたくものなしとせす、三代將軍家の頃ハ、大名の心ニ甚可畏事共あり、坊主を登城中何となく世話を致させ、大名へ懇意を結ひ、大名へ出入も始まり、大名の宴會ニハ必取持旁坊主四五人罷出る、終ニ慣習となりたり。或ハ大名の縁組の媒酌、

養子の媒酌等も坊主ニ頼ミしへハ便利なり、大名の宴會或客來等ニ坊主出しゆへ、祕密の談話出來不申事ニ相成、實ニ徳川家の一手段格別なり。　坊主ハ爲其に置くニハあらす、奥坊主・御時計坊主・御數寄屋坊主・表坊主ハ必要のもの也、御數寄屋坊主ハ大名方ニも出入をなせり、大廊下及大名へハ、登城中世話ハ格別なさす、重ニ溜詰の方世話せり。　大廣間柳の間斗まてハ無之、御譜代大名も皆坊主出入して世話せり。　御同朋頭・御同朋ハ皆阿彌を用ゆ、頭ハ老中の方用ニなり、御同朋ハ將軍家の御供なせり。

御成といふこと

○將軍家の御他出ハ、御成と云、御歸りハ還御といふ、御成の辭ハ、京都の關白大臣方ハ皆被爲成しといふ、京都の風よりおこる、還御も同しかるへし。　御臺樣・御嫡子樣ハ歸御といへり、公儀より御嫁付の姬君方、公儀まてハ御歸りといふ、姬君方の御邸まてハ歸御といへり。

○御三家方登城、御數寄屋坊主・表坊主御世話ハ致ししへ共、御邸へハ、參上伺御機嫌位まて拜謁ハ無之、御祝宴等の節ハ、御取持不罷出しよしニ承る。

節分豆撒きのこと

○追儺卽節分の節の豆マキハ、御老中月番まて被相勤、麻長上下熨斗目まて豆マキせり、豆マキ所不知　御廣敷まてハ、御留守居同服ニて豆マキせりといふ。

御臺樣に拜謁のこと

○大御臺樣・御臺樣へハ老中といへ共拜謁無之、年始、御留守居・御廣敷御用人へハ拜謁被仰付候やニ承り申候、眞僞不知。

女中の駕のこと

○女中の駕ハ、公儀の大奧ニてハ老女(年寄)・客あひしらひ・御中﨟・表使ハ皆朱網代駕を用ゆ。御三卿・御三家及公儀より御嫁付の姫君方の老女ハ、朱網代駕を用ゆ。中年寄・若年寄(御三家・御三卿斗也)ハ青漆の駕を用ゆ、駕のこしらひ方、朱網代とハ餘程下等也。公儀始三家三卿姫君方使番ハ、御座包の駕を用ゆる也。

女中の役名

○公儀公方樣女中役名、御年寄・御客あひしらひといひ、大御臺樣・御臺樣まハ御客あひしらひの名稱なし、中年寄といふ。姫君方同し。御三家御三卿若年寄といへり。

挾箱の紋

○公儀より御嫁付の姫君方御挾箱ハ、猩々皮ニ白き御紋なり。御後室ニ被爲成候へハ、繻珍ニ御紋の挾箱なり。御長刀も同樣、繻珍ニ御紋なり。

緋の袴

○京都御所ニてハ緋の袴を用ゆれと、徳川家の制規ニてハ、公儀の大御臺所・御臺所ハ勿論、公儀より御嫁付の姫君方・御三卿御三家の姫方ハ皆緋袴を用ゆ、年始五節句等也。大名の內室ハ緋袴用る事なし。こゝに一例を擧く、余の家まて松榮院より余の妻へ緋袴を被讓たり、夫故に用ゆ、公儀姫君・御三家御三卿の

姫方より譲る事差支なし、乍併、外へ緋袴を用ゆる事なし。

御後室の衣服

○公儀大御臺様・御臺所・姫君方御後室の後、春夏秋冬の御服少しも替りたる事なし、乍併御付帯・御帯・御下召・カイドリ等すへて後室となる前と同しけれとも、赤き糸赤き御衣服を用ゆるを禁せらる、御三家御三卿の御後室ハ、別に後室の衣服あり。

使の老女扣の間のこと

○御三家御三卿方ハ勿論、姫君方御嫁付の大名ハ、公儀の奥へ勤めあり、女中を使に出す、或ハ獻上品等もあり、規則を左に記す。

御三卿御三家の老女、御使に登城いたし、扣の間ハ御三卿方ハ奥御座敷に扣へ、公儀の老女謁し候由、御三家方の老女ハ、姫君方御嫁付の大名の女中使と同し所へ扣へ、公儀老女の謁しも同所なり、姫君方の老女ハ、御三卿方の老女の扣所より又奥に扣へ、千鳥の間なりといふ。

暑寒文の往來のこと

○暑寒其他御機嫌伺文の往來ハ、公儀の老女より姫君方御三家御三卿の老女へ宛るなり。　姫君方御三家御三卿の老女よりも同斷。　姫君方嫁付先の大名ハ、直に公儀の老女へ宛、公儀老女より大名へ宛往來す。　公儀の御子樣まて御養子被爲入候御方、確堂卿○津山侯の如きも、表向の文ハ公儀の老女宛、公儀の老女

より確堂卿へ宛テ往來する也。

○別段以思召、御菓子其他被進物等ハ、姫君方の中年寄へ宛、御錠口より文を以被進。公儀より御養子被爲入候御方々(如確堂)も同樣、御錠口より其御方の老女(公儀より御供罷越候)迄文使被進。御內獻上も右同斷也。御三卿方・御三家方までも御兄弟御親子の御方へハ、公儀の御錠口より老女(同斷)迄文にて被進候、尤御兄弟御親子てなけれは御交際ハ無之候よし。

公儀よりの取扱のこと

○公儀より御嫁付の姫君方と、御三卿方の御取扱ハ頗ル御丁寧也。年始暑寒にハ必御拜領物あり。年始にハ老女上使となりて來館す、其節ハ御丁寧の御取扱まて、晝御料理(菜廿五)晩御酒肴吸物晩御料理もあり、御饗應不容易、其節ハ其客あしらひ表使等被爲召、御饗應あり。暑寒ハ、御三卿方姫君方へハ御伽坊主御使まて反物被進、御伽坊主ハ呉服の間位の所まて、表奧の番・御小姓・御小納戶等への御用有之候節ハ、御伽坊主に限り爲御便利、表へ御使に被遣候。暑寒御伽坊主被遣候ハ、表向に非す全く思召物なり。御三家及大名方從公儀御養子に被爲入候御男子の分ハ、御伽坊主御使ハ無之と承る。

姫君方の登城のこと

○公儀より御嫁入の姫君方、一年に一度年頭御祝儀として御登城被爲在候義

ハ、前記ニあるか如く、朝五ツ半時御登城御出門也。必公方様老女一人爲御迎罷出る、御登城の御供をなせり。此時も朝御膳御菓子御吸物御酒肴御饗應あり。又御歸の節も、爲御送公方様老女一人御供をなす。又晩餐御菓子御吸物御酒肴御丁寧の御饗應あり。御三卿方御簾中公儀より被爲入候御方ニ無之候へハ、老女御送迎の爲罷出候事無之候。

○姫君方御登城の節老女御送迎罷出候節ハ、表使隨行の様ニ存候、慥ニ不覺候。

氷室の氷

○御三家方へハ六月一日於大廊下、上の御部屋へ老中罷出、氷室の氷一盆被進。御三卿方ハ奥の御扣所ニて同月一日氷室の氷被進。姫君方へハ老女の文ニて被進。

蓮飯

御三卿姫君方へ七月十五日中元御祝儀蓮飯被進。

鏡餅

正月十四日ニハ夜五ツ半時頃より、御鏡餅一臺姫君方へ被進、此節ハ姫君方御用人を始、御廣敷の者又姫君方の御次・御三ノ間・御末抔大勢、是を賑々敷大聲を發し、御鏡餅を引きずり候て、跡まて酒肴被下、是ハ御留守居より御廻しニ成り候事と存候。

お目なしといふこと

○公儀大奥の役名等ハ、余カ著述の幕儀參考ニ詳なり、依之略之。女中のうちニ御めなしと云もの御抱ありと、呉服の間格位と聞及へり、是ハ盲目の女ニて、三味線をよくす、公方様御成御留守中ニハ、御臺様大御臺様の御次の間屏風の

外にて、御慰に三味線を爲引御聞被遊と也。尤公方樣御參詣等には無之。御慰濱御殿御遊船、其外御鷹野等の節也。公方樣御在城には、決て是等の御遊慰無之と承る、祖母松榮院の話なり。

擬劇場のこと

○御三家方、御三卿方の守殿、大名の御住居ハ、從公儀御嫁入の姫君方也。奇妙なる事あり、御三卿の御守殿ハ、近來無之候、御三家のみ御守殿ハあり、一橋誠順院のみ御三卿方にあり、御守殿御住居まてハ、御遊慰に擬劇場たる者ありて、踊の舞臺まて、やはり廻り舞臺なり。　御半下即御末、御使番或ハ三ノ間子供（女の給仕なり）數人、兼て上費を以芝居へ見物被仰付、或ハ役者へ弟子入をなして立派なる踊即芝居を興行す、一年に二三度あり、天保十二年度御改革以來暫中絶、其後一年に一度有之候よし、尤簾屏風の内にて御覽あり。　公儀老女上使の節、客あしらひ・御中﨟・表使等御招御饗應あり、御三卿方ハ藤間といふ女の俳優を被爲召御覽あり。　入費ハ百圓より二百圓位迄なり、御守殿御住居ハ、藤間の俳優を召す事不相成、右御三ノ間子供・御使番御末の女、踊の興行濟ハ如平生、直に髮を結ひ御用を相勤む、此芝居興行に擬し候ハ、皆御狂言〳〵と唱へり。

魚虎のこと

○御櫓幷御門々の魚虎の事ハ奇妙也、昭德公御上洛の節大坂城へ被爲成候節、

太閤時代の魚虎上覧被遊度ニ付、段々御穿鑿有之候處、大坂城御櫓並御門々の魚虎ハ、大坂城炎上の後、再御造の後ニ御造り被成候者ニて、大坂城太閤の時代の魚虎ハ、江戸へ皆廻送相成、江戸表の御櫓御門々の魚虎則太閤の時代のよしと或人ニ承る也。

大廣間前の舞臺のこと

○前ニ記したる御能ハ、　勅使御饗應御祝儀等の節ハ、大廣間前の御舞臺ニて御執行あり。　勅使の節ハ如何哉存不申、御祝儀等の節ハ、翁付の御能なり、翁の次の御能ニ、脇師上面ニ出て、御祝儀の唱歌あり。　林大學頭の撰ミ也。　和漢字俗ニあらす、短篇の歌の如し、令典録ニ詳也。　御中入ニ、御奏者番一人麻上下ニて御舞臺へ上り、御はし掛の境へ出て坐す、觀世・寶生・金剛・金春の各太夫北氏を呼出して、今日御祝儀ニ付被下物有之候段相達、進物番一人ツヽ麻上下ニて、大廣間縁側より下り舞臺へ上り、大廣蓋ニ唐織の裝束一ツヽ持出、從御奏者番、太夫一人ツヽ呼出被下。　畢て家元の面々呼出、其前進物番鳥目數貫を持出、御舞臺の正面へ積む如山、從御奏者番被下候（と脱カ）達す、一同平伏退堂、御奏者番も退く、此

要脚のこと

時ニ限り鳥目を要脚と云ふ、要脚ハ大事なる御あしと云ふ意なり。　要脚の文字ハ足利時代より始まる、信長・秀吉の節も此例ニ倣ひ、要脚と稱するか。　徳川

町人に御能を觀るを許す

氏ハ足利代の規則を用ゆる事もあるよし。御能濟こ町奉行立て、今日の御祝儀こ付被下物達、鯣こ酒一對まんちうを蒔きて被下。御祝儀の節斗、町人百姓大名の家來までも、舞臺の下大廣間緣側の下の砂利へ參り、坐して縱覽を許さる、誠こ太平無事の有樣なり。

逸事史補

正二位松平慶永編

余オモヘラク天下ノ人民智識ヲ広メ見聞ヲ明ニスルハ歴史ニ如クハナシ何トナレハ歴史ハ前代ヲ考フルノ必要ナレハ[illegible]ニシテ闕クベカラサルモノナリ作併歴史ハ後来ニ傳フル大切ノモノナレハ和漢古今當朝ニテ史ヲ編修スルノ命アリト[illegible]ハ美事ノミ記載シテ悪事ヲ記サズコレ嫌疑ノアルハナリ夫スヘテ清朝ニテ前代ノ明史ヲ編スルヤ民間ノ偏史ヲ作リ逸事ヲ求ムレハ深ク禁シタリ清朝ノミニハナキ古ヨリミナ[illegible]西洋ニ於テ明ヲ闕ト称ス[illegible]大ト[illegible]ハリシカリナポレオン盛世ノ時モ此事ノミニ於テ嫌疑アルヲ以テ逸事ヲアラハサズトカヤ今日本国ニテモ同様ナリ西洋各国スラ猶如此ナレハ余思フ後来ヨリ今日ヲ見ルトキハ必嫌子ナリ後来ノ参考ニ供セシカタメニ此モノヲ余カ記憶ニマカセテ書キタルモ猶[illegible]余カ本懐トスル所ナリ

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

●[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

逸事史補

正二位　松平慶永　編

余オモヘラク、天下ノ人民、智識ヲ弘メ、見聞ヲ明ニスルハ、歴史ニシクハナシ。イカントナレバ、歴史ハ前代ヲ考フルノ、必要ナルモノニシテ、闕クベカラザルモノナリ。乍併、歴史ハ後來ニ傳フル大切ノモノナレ氏、和漢古今、當　朝ニテ史ヲ編修スルノ命アリトモ、多クハ美事ヲノミ記載シテ、惡事ヲ記セズ。コレ嫌疑ノアレバナリ。夫ユヘニ、清朝ニテ前代ノ明史ヲ編スルヤ、民間ノ傳來セルモノヲ進呈シ、逸事ヲ求ムルヿ深切タリ。清朝ノミニテハナシ、古ヨリミナシカリ。西洋分(文)明ノ國ト稱シ、公然正大トイヘトモ、ヤハリシカリ。第三世ナポレ(オ)脱カン盛世ノ時モ、美事ノミヲ稱シ、嫌疑アルヲ以惡事ヲアラハサズトカヤ。今皇國ニテモ同然タリ。西洋各國スラ、猶如此ヨシナリ。余思フ、後來ヨリ今日ヲミルトキハ前世ナリ。後來ノ參考ニ供センカタメニ、世上シラザルノヿヲ、余カ記臆(憶)ニマカセテ書記せり。嫌疑ヲ不憚ものなり。これ余カ本懷トス

ル所ナリ。

大政返上の遠因

〇慶應三年丁卯の冬、徳川氏大政權を返上し、皇政維新ゝなりさるハ、根元ハ一朝一夕の事ニあらす。衆多の人の考ふるところハ、米國軍艦ペルリー浦賀港ニ來舶して、外國通商の行ハれしより、ついゝ天下紛亂して、かく大政權返上ニなりしといふハ淺近の考なり。

光圀卿の大日本史

〇此根元といふハ、百年以前ひらける物と考へられたり。いかんとなれは、水戸中納言源光圀卿の一人より醸成せり。其わけハ、光圀卿ハ和漢の學ニ長し、尊王を初て稱せられ、大日本史をそしめ、多くの國史を編修せられし。光圀卿は第一尊王、第二尊幕の大志なれとも、其臣下ゝいたりてそ、幕府を卑ん(と)脫カするの心を生せり。ユへゝ、光圀卿より此一大美事を、張本することゝニ決せり。これゆへに水戸人の氣慨のありしゆへんなり。

光圀卿尊王の理由

〇此光圀卿、かくのことき尊王を主張し給ふハ、鹿島大明神、上古夷狄を拂ふ事ありと、これニよつて、夷をにくむ事甚し、氣慨の生すると尊王の起りしも、これよりなるへし。

〇光圀卿以來ハ、尊王ハ水府ニのミありて、他ゝましることとなし。西國の諸侯ハ、

頼山陽の日本外史

年々參勤交代ニ京坂を通行す。且ハ其臣下を京坂ニ置きて、屋敷あり。關東の驕奢を嘆するもの多く出來たり。其魁たるものハ頼山陽なり。日本外史をはしめ、通議等を著述せり。此より尊王の說大ニ行はれり。光圀卿の次ニハ、山陽を以て維新の張本と思へり。

光格天皇と將軍家齊公

○文化・文政・天保ニ太平致(を脱カ)すものハ偶然ならす、全く我伯父なる　文恭公の盛動なり。此公ハ、驕奢增長すれとも、元來英雄にして、天下を維持し給ふの器材あり。加之、當今　光格帝も、文雅ニ長し給ひて、聖明の帝なり。聖天子明將軍の天下を維持し給ふゆへニ太平なり。

將軍家齊公の尊王の例

○文恭公の尊王の意あつく、其一端をいはんに、時々京都へニ御進物ありし。京都よりも時々賜ハりものありしといふ。本丸五十三間の馬場に、例年菊花あり。其菊の枝を多くとり給ひて、花瓶ニさして京都へ獻上ニなりし。然るに東海道早追なれとも、此菊京都ニ著せし比ハ、已ニ萎縮せりと。よつて見るかけもなしとそや。光格帝深御愛玩、このために御盛宴をひらかれて叡感不淺といふ。公卿侍座の面々おかしき事ニ思ひ、將軍より進獻ニ菊花は已ニ萎弱せり、陛下これを愛玩し給ふニいはれなしと言上す。とこ、京都より江戸

里數數百里の所を菊花奉りしハおかしきといふ。　帝勅語ニハ、菊ハ萎縮、されとも、將軍の心の花ハ盛りなりと、公卿一同敬服感嘆ニ及へりといふ。　且、光格帝仙洞ニならせられしにて、院ノ御所へ移御ありし時も、　文恭公の思召ニて、加茂川を仙洞の御庭へかこひこみ被仰付候てよろしき旨、京都へ奏聞ありし。其外京都へ御獻上物の節ハ、其たひ毎ニ御袴被爲召、御拜見御檢査被爲在候よし。　斯の如事、尊王實ニ衆人の及ハさる所なり。　天下太平の基、うこかさるゆゑんなり。

光格天皇の御製

○光格帝も尋常凡庸の帝ニあらす、御學問御歌音樂頗ル長し給ふとかや。　既ニ「敷島の大和錦ニ織りてこそ、から紅のいろもそへられ」との玉詠、あるひは堂上方へ近來歌ノ體不宜、かくの如くよむへしとの　勅語あり。　其「かきつはたさくとみしまに春くれて、野澤の面ハみくさ生にけり」、又「我こゝろ細谷川のねそ／＼と、たへすしあらはうれしからまし」、これのみか關白等へは、時々御内々勅書被遣候よし。　攝家親王等へハ、時々御親く、御酒宴等陪席被命候よし。　これらの一二件ニて、帝の御容子を想像すへし。

○東西御不合體、京都關東等の不和合を生せしは、愼德公よりなり。　文恭公ハ

将軍家慶公と京都

尊王の意厚くあらせ給ひしか、愼徳公ニ至りてハ、京都へ獻上物もあたり前丈ケましてゝ、よく／＼御獻上物ありても、御袴までも檢査も御拜見もなく、これにて推知すへし。

天下動亂の兆

○天保八酉年秋九月十五日神田祭練物等例の如く、吹上上覽所前通行、猿鷄の出し渡り來りしか、いかゝの事歟、鷄の吹上上覽所將軍御座の前ニ、鷄折レて落ちたり。酉年ニ、鷄の折れ落ちたが不吉といふへし。余十歳ノ時なり。文恭公殊の外御心ニかけられたりといふ。これを亂兆とす。

○天下動亂の始ハ、大坂ニて大鹽平八郎之。これを干戈動亂の兆とせり。

○天保十四年癸卯春二月比、西方白氣出現、天變地妖の始めなり。余十六歳なり。

将軍家齊公の奢侈

○文恭公の奢侈ハ、頗全盛ましてゝ、心あるものそ嘆息せり。予六七歳の比、いまた田安ニありしころ、ある名僧あり、余この僧にきくに、天下様かあしきときゝそいかゝ、天子様かしかるとこたふ。天子様あしければいかゝ、唐人かまかるとこたふ。今を以ミれは未來記ともいふへきなり。此全盛の奢侈は、今ニ比すれそ十分ノ一まてもあるまし。寛政度白川樂翁、余ノ大伯父なり。此人輔

佐し給ふ後太平なり。夫ゆへ驕奢になり給ふ。然れとも英雄の君たるを以太平をうたへり。

将軍家慶公の凡庸

○愼徳公家慶ハ、凡庸の君にして、將軍の器量なし。老中水野越前守に愚弄せられたり。天保十二年辛丑春正月、文恭公薨御、水野越前守權を握り、此年の四月十七日　東照宮の御正忌なり。此日大雪降ル、寒風身ニ徹セり。此日若年寄林肥後守、側用取次水野美濃守免職となる。これを改革の始とす。此改革ハ、享保度(有徳公)寛政度(文恭公)を法則となす。しかれとも、儉約を名とし驕奢を矯める趣なり。しかれとも、布令嚴酷苛虐にして、人民の堪へ兼る事多し。境町・吹屋町の芝居を今の猿若町へ移し、或は隱賣女を差留めり。其外種々の事あり。一々記載するにいとまあらす。人民これより怨嗟を懷きて、諸藩幕政を厭ふの權輿とす。進退黜陟日々あり。布令も亦日々あり。しかれとも、今日の布令に比すれば、十分ノ一にもならす。越前守ハ愼徳公ニ亂舞幷酒等御すゝめ申あけ、衆民の難困を言上せす。ゆへニ、愼徳公ハ政事に怠り給ひ、威權ハ日ニ越前守の手ニ落ちたり。

光格天皇の御事

○京都にても　光格天皇ハ仁徳の帝にして、關白と御親敷事水魚ノ如し。日

々　天前へ被爲召、親王攝家等被召呼、御酒宴被開、或ハ關白等へハ御内々　勅旨を賜りしよし。今日のとき跡なるものにあらすといふ。

水戸齊昭卿と結城寅壽

○水戸家々中、とかく黨派をたて、議論をなし、はてハ戰爭ニ及ひ、不平多く、穩安ならさる根元ハ、水戸中納言齊昭卿景山と號し、謚號烈公と稱す。此公の一時の失策より起れり。これよりして天下の亂も、水戸ニ動亂もなりしといふ。これハ余ノ或人より實說を聞たり。水戸家臣姦惡巨魁なる結城寅壽といふ者あり。此人幼年十三四才ニおよひ、烈公御側ニ侍し、先御伽とふ相勤めしよし。然るニ、烈公ハ○○を專ら好み給ふ御性質ゆへニ、寅壽の美麗ニ沉溺し給ひ、寅壽を○○し給ふと。寅壽も姦惡ほとのものゆへ、さひ〳〵應御意、公に佞媚を奉り、此○○の遊樂重りしと。烈公も寅壽ニ、ゆく〳〵ハ汝を用ひハんなとゝの御沙汰もありしや、それはしらす。然るに後、正忠無二なる藤田虎之助・戸田銀二郎なと出て、專ら公を補助し、政事を助勢し、水戸の姦人を掃除し、正黨を登用る事となりまき。こゝにおいて、烈公も前日の寅壽を愛する心ニ引かへて、姦惡をにくむと甚し。こゝによつて、寅壽ハ公を怨むる事火のことし。ついて、藤田戸田とふを惡む事甚し。これを水戸家混亂の權輿とす。烈公ハ余を

寵せられ、殊ニ不一方懇意なりし。藤田・戸田にも面會せり。嗚呼一時の過失より、天下の亂兆となる可畏かな。

藤田虎之助・戸田銀二郎等寅壽と爭ふ

慶永烈公を評す

○余思ふニ、藤田・戸田等の如きハ、頗學者にして天下に有名の聞へありし。しかれ共、黨を結ふ事ハ、彼等の二人より起れり。いかんとなれは、寅壽輩をにくむと敵のごとし、寅壽よりも同様なり。相互に我黨の外なる敵と惡む所の寅壽輩ハ、殺して飽きさるといふ志なり。寅壽よりも同様なり。生活をせさるの爭ゆへ、水戸の動亂をこゝまてなるへし。烈公も只寅壽輩のいふ事ハ善言といふとも、これを惡言と見なし、藤田等のごときハ、不條理といへともこれを善言とす。言路洞開といふも、我かたハひらけ、彼にあつてハ不開なり。老公の狐疑を懐く最甚し。(慶)よし永幼年なれ共、我等及伊達等のいふ事ハ嘉納し、其他ハ善言といへとも、決て採用無之。老公の性、智惠ハいと暗といふて可なり。徳川氏の政事、最不宜ハ論をまたさるなり。天下の動亂を引起せしは、老公・藤田・戸田の三人より引起せしなり。此證ハ確乎たり。其故ハ口ニ勤王を唱へて天下を鼓動し、天下の有志と交際を弘くし、及厚くし、第一ハ我國家の姦黨を壓倒せんとし、第二には幕府の舊弊を矯正せんとせるなり。此二條にとまれ

水戸烈公の私心

り。是天下を皷動し且煽惑するゆへんなり。老公の賞すへき事ハ、勤王の誠意ハ飽迄も盛んなり。閨門の不治ハ老公の頗短所なり。

○水戸老公の私心ハ頗盛んなり。此事件についてハ、我等も老公のために責られさり。勤王の誠意は感すへき事なから、一橋刑部卿を將軍となす事ハ、老公の私心と慾とに起れり。天下も人民いまたこれをしらす、天下有志の者ハ、名君を將軍家定公の後にせんと謀るは、有志の者の志にして、感賞すへき事なり。乍併、是も天下の有志、水府老公の私心のある事をしらす、爲彼に欺かれたり。

○老公卽齊昭公ハ、尊王攘夷の論を盛んにして、攘夷家も巨魁さりといふ。天下これをしらさるものなし。然れ共、尊王の意ハあくまでも盛んなり、實に感すへき事なり。夷を惡むのことハ、世人のしらさることありけり。初て米利堅ペルリ渡來も頃ハ、世上一般に外國人をにくむこと甚し。老公ハさす賀ニ賢明の君にして、最早外國人と交際せねはならぬといふ事ハ、已に着眼されさり。いかんとなれは、老公、我(慶永之)に贈る書中に云ふ、外國人交際の道、最宜敷事まてハなし、乍併、今の時勢いかんともすることあたハす、貴君(慶永をいふ)に

ハ、御少年之義に付候故、以來の御心得ニ可申候。とても攘夷なと被行候事ハ難出來、是非交易和親の道、可相開、其時ハ御盡力被成候かよろしく候。齊昭老年之、攘夷の巨魁にて、是迄世を渡り候ゆへ、死ヌマテ此説ハ不替心得なり。貴君へ此事申入ルとの書狀あり。これまて交易和親せねはならぬといふ事攘夷論の不被行事をしり給ふハ、さす賀なる事と於余ハ感賞せり。

水戸烈公の開國論

○水府老公の失策多くなりて、萬事不都合を生し、幕府より譴責を受くる等の事は、藤田東湖・戸田忠太夫(銀次郎)兩人、卯年大地震ニ壓死せし以來之。此二人の輔翼ハ、別段の事なりといふ。

烈公の失策と藤田戸田の厯死

○島津の一條、薩國大混亂ありし事ハ、世人のしらさる所なり。これをしるものハ、余竝伊達宗城二人なり。天下の大亂の根元も、これに兆せりと思ハるゝなり。いかんとなれは、島津家に松平薩摩守重豪といふ人あり。從三位中將にまてなりたり。これを隱居して榮翁といふ。其子薩摩守齊宣、正四位上中將になりさり。隱居して溪山といふ。其子齊興といふ。從三位宰相までなりたり。此人ハ余もよくしりておる之。幕府の時分、登城の折柄同席せり。其子薩摩守齊彬、從四位上中將ニなり、後從朝廷從二位權大納言を贈位官を賜

島津家の内訌

齊彬公と久光公

ハれり。此齊彬ハ、齊興本腹の子ニ。次ま大隅守島津久光といふあり。是妾服なり。一說また久光を嫡子なり、夫故ま次男となり、齊彬ハ實ハ次男なれとも、本腹ゆへ嫡子となりたりともいふ。久光の實母ハ、ゆらと申て、高輪邊舟宿の娘なりといふ。此ゆゑ性質嫉妬ふかく、奸物之樣子と承る。齊彬公ハ、性質溫恭忠順、賢明まして大度有所、水府老公・容堂如きとハ同日ニ論し難し。天下の英明なるハ、實ハ近世最第一なるへし。尊王ハ勿論、幕府まもよく恭順をつくし、一家の事ま困却しておれり。乍併、數年朋友として交れり。然れ共怒りたる顏色を見る事なし。實ニ英雄と稱すへし。かのゆゑなるもの常ニ齊彬公をひそかに殺害し、久光公をもつて家督とせん事を常ニ懇願せり。夫故ニ薩國、齊彬公の一黨あり。久光公の一黨あり。常ニ相抵捂して國亂やます。久光公を（衍カ）これをしるや否やはかりかたし。齊彬卿、殊の外の心痛、乍併顏色の憂苦あるを見す。故ニ我女を、將軍家定公の御臺所まなさんとする事起れり。

天璋院のこと

これは、齊彬卿の獨考なりと被察たり。此譯柄ハ、初ま老中阿部伊勢守正弘と齊彬公と密談あるより起れり。今德川家達卿養祖父（母カ）天璋院是なり。薩摩守齊彬公の子まあらす、實に入組ミたる事ともなり。これを詳明ニ述へん。其

譯ハ、表向こ二ツあり。實こ二ツあり。第一ゝ表向まハ、齊彬公の初て嫡子のとき、國え參りたり。其時若氣の失策を以、次の者ま手をかけられて一女を生めりと、是天璋院なり。第二の表向の第二の實ハ、天璋院ハ次の者ま手をかけて出來たりし女まはあらす、妹を內實養女として出せりといふ。末家の女を養女こなせし事ハ、深く祕する所なり。此天璋院を我子として、將軍家定公の御臺所としたる事ハ、幕府の威權を借りて、前述せしゆら竝久光を壓倒し、其黨をも鎭定せんため、ひとつまハ、我一身の藩屛護衞となさんとする故也。慶永も此天璋院一條、島津のためまえ盡力を十分なせり。齊彬一子虎壽丸といふあり。これも早世せり。且齊彬君の病死もすてま世人ハ色々の論說ありて、或ハ毒害せられしなるへしといふ。乍併、此事ハ虛說なるへく思ハれたり。幕府を慕ひ保護スル事、齊彬君を以第一とす。幕府を怨嗟スル事、薩國を以第一とすると思はれたり。

齊彬公の死に就きて

幕府の人材

○幕府人材の盛んなる事ハ、寛政代ハ論をまたさるなり。次まハ嘉永度なるへし。水戶黃門齊昭卿、島津齊彬公、鍋島閑叟、松平容堂等也。幕吏まてハ、阿部伊勢守正弘、水野筑後守、堀織部正、岩瀨肥後守、永井主水正、遠山左衞門尉、筒井肥

前守、川路左衛門、尉等也。余ハ皆懇意の人々なり。時代ハ岩瀬等の如きハ、筒井・川路等よりハ後也けり。

島津の昇平丸

○島津齊彬公ハ、和親交易ニ非れは不能、とても、攘夷等の如きは不被行事を知り給ひ、已ニ昇平丸を製造せられたり。これを大概、皇國製造船の權輿といふへきなり。

水戸と薩摩

○水戸藤田・戸田等震死せし後、老公も恣ニなり、正奸兩黨相互ニ爭ひ、國家の亂あり。故ニ正黨武田伊賀等の連中、伊賀後ニ耕雲齋といひて、敦賀ニて死せり。當時水府の有志ハ、天下の有志と付合ひ、一ニハ幕政の事を議して、幕府の衰頽を挽回する事ニ盡力し、薩國も我國の混雜ニ配慮し、天下の有志、第一水府の有志と交りを深く結ひて、我國の黨の助援ニなせり。水府亦然り。天下の亂ハ、此兩國を權輿とすると思はれたり。

ペルリの渡來

○ペルリ米國公使の初渡來より、天下の亂を生せし事ハ、衆人の論をまたさる所なり。嘉永子年春比より、來丑年米國公使の來らんとする事、已ニ評判あり。又和蘭國よりも幕府へ建白せし事あり。余伊達の如き甚これを患たり。阿部伊勢守等へも屢建言せし事ありし。丑年秋、ペルリ渡來布告あり、天下戒嚴

の勢、就中、東京は最戒嚴する事甚し。幕府ハ遂ニ米國の兵威に恐れて、米國ペルリなる者の奉りし書翰を請取りたり。ペルリハ歸帆の事となりたり。政府解戒嚴、一同安心せる事となれり。翌年、又々ペルリ再渡して和親を乞へり、幕府これを許せし此時より、朝廷にては、奏聞をとけすして幕府恣に許可せる事を、公家衆殊之外忿怒し、是より東西（東西ハ江戸京都之）の大間隔を生し、風波を起せる根本なり。

幕府の開國論と京都の攘夷論

○ペルリ渡來以後、幕府にてハ追々才識ある有志の輩出あり。前述せる堀・永井・岩瀨・水野等、幕府の政廳にたつて政權をとれり。故ニ外國の事情も追〻相分り、外國交際の事は、今更斷る事のならさる道理、攘夷は出來さる事を初て詳明せり。京都にては、此事情は知り給ハすして、頻に攘夷の說行はれて、幕府へ命するに攘夷の事を以す。幕府はならさる事をしれり、故ニ或ハ遁辭を以てし、或は欺罔を以す、實に幕府の遂ニ倒るゝの兆なり。

幕府倒壞の原因

○幕府の倒ルヽヤ、余の考にては、攘夷ト　天朝を翼戴せさる事と、長州征伐と、慶喜公との數件なり。予皆、此間に處して、詳明にしれり。忌憚なくこれを陳說せんと思へり。

○幕府の　天朝を敬禮する事は、文恭公一代にて止まれり。愼德公に至つてハ、頗衰へたり。乍併十分の消滅にはいたらす。溫恭公は頗ル發才の性質にあらす、凡庸中ノ尤下等なり。愼德公はペルリー渡來の事につき、病中尤大ナル憂苦のために薨せられたり。ペルリー渡來後、追々外國交際始まりてより以來、天朝を輕蔑する事甚し。從　天朝は頻に攘夷の　詔ヲ下降し、幕府には外國交際の道追々詳明なるに從ひ、京師ノ　詔無理ナリト云政府の說ヲり、天幕の間隙を大に生せり。幕府而已外國交際を尊ひしと衆人心得ゐて、皇國一般有志の忿怒を生し、幕府の苛政を厭ひ、外國交易免許ノ事を悪ミ、幕府に心を離し、天朝を敬戴せる心を引起スハ此ゆへんなり。

天朝と幕府との間に隙を生ず

○我輩の敢て議する所にハあらされとも、こゝに一大事の祕密あり。いかんとなれは、前述せし如く、溫恭公ハ凡庸中ノ極三等なり。こゝにて衆人の思ふところにてハ、かゝる天下多事の秋に當りて、かゝる將軍の凡庸にてハ、天下を維持する事あたハす、ゆへに、明將軍を立てん事を希望す。一橋慶喜の衆才を欽慕し、德望も皆彼に屬せり。予及伊達宗城・山內容堂等も、衆人と同シきとに企望せり。只天下の有志よりも、依賴を受けて盡力せし事もあり。天下の有

將軍家定公の凡庸

慶喜公と將軍後嗣の問題

志も、亦この爲ニは、大なる大盡力をなせり。しかし、俄に家定公を隱居させる事もならされハ、先慶喜公を以將軍の後嗣となさん事を謀れり。

○慶喜公ハ、衆人ニ勝れたる人才なり。しかれども自ら才略のあるをしりて、家定公の嗣とならん事を、ひそかに望めり。この事は、余ノ想像論なれとも、我信する所ニして、決て疑を入レさる所なり。

○戊午五六月頃、慶喜公を將軍の後嗣ニなさん事を謀る事頗盛なり。滿天下皆然り。水府ニてハ安島帶刀、茅根伊豫介、武田耕雲齋等魁之。幕吏ハ土岐丹波守、永井玄蕃頭、岩瀬肥後守等之。老中堀田侯も、矢張我輩の有志と、心を同ふするものなり。從京都ハ、攘夷の令屢下り、とニ、一橋刑部卿〇慶喜ノ事も加味してある趣なり。此頃、將軍家定公不豫ニ渡らせ給へり。安藤對馬守老中ニなりしや、余記臆を失す、井伊掃部頭大老職ニなりし以來、掃部頭權威頗高し。此頃今の尾張大納言慶勝、水戸中納言齊昭、同中納言慶篤、及慶永等申談をなし、尤此頃の申談と申すハ、今の如きニハあらすして、互ニ家來文通、或は面會等ニて談しなり。第一敬　天朝。第二ニハ下田・横濱等開港ハ、　天朝の許可を經て開くへし。第三慶喜を以世子となすこと。此三條を建議せんとするを決せ

り。乍併、刑部卿慶喜公竝水府ニあつてハ、第三條を議する事ハ不出來と。月日は忘れたり。一橋の用人此折は小姓平岡圓四郎より中根雪江への書通あり。刑部卿ハ一昨日御登城ありたり。其譯は今般下田・横濱開港一條ニ、何分幕議一決ニてニ、公平といふへからすゆへニ、天　朝へ御伺の上、天朝の許可を經て開くへしと、頻ニ建議ありしといふ。老中尚又、評議可致と申、其日ハ御退散こなりたりといふ。余も此節ハ壯年ニして、人ニ負けることを好ます、何んても事を遂けんと思へり。余、此刑部卿の心志を深く感して、終夜不寢なり。一二日を經て、茅根伊豫介雪江宅へ來りて、尾張殿水戸御父子近日登城ありて、外國交接の事を　天朝へ奏問の事を諫言せん事を決せり。越前老公ニも、御同伴被下たくと申聞候よし、何れ日限相極りしならは、早速雪江まて報知すへしといふ。其翌日、余井伊掃部頭へ逢對を申入たり。逢對といふは、大老老中へ用事あつて逢對する事をいふ。井伊侯登城前、駕ニ乘りて彼屋敷へ參ル、掃部頭直ニ逢ひたり。其節下田・横濱開港の議、天朝御許可御願可然、ともかくも幕府ニて專權ハ、皇國中の儀ならは宜く候へとも、外國の儀は別して重大の事件ゆへ、猶更御奏問可然と再三申陳せり。次に慶喜公ノヿモ陳せり。掃部

下田・横濱開港問題

慶永井伊大老と逢對す

頭大立腹、何も物をもいはす、只今登城と申て立たんとせり。余も亦怒りを發して、掃部頭の袖を以引留メたり。掃部頭拂つて其席を退く。世間の風説にてハ、此時掃部頭の袖きれたりといふ。此事ハ全く實説ならさるなり。余やむことを不得直に歸る。途中櫻田門邊にて、常磐橋より使に逢へり。是即中根雪江の手紙なり。余披見するに、今朝尾張大納言殿、水戸中納言殿、水戸前中納言殿御登城相成しゆ故、余にも早速登城せよといふ事なり。余直に供頭へ命し、登城をなせり。例と違ひ、下馬下乘にても人心さはかしくして、余を見る事頗る多し。先登城して大廊下下ノ部屋へ入ル。茅根伊豫介、安島帶刀、武田伊賀守等も罷出居ル。余、今日の御登城の趣意を尋問せり。伊豫之介詳に余に話す、耕雲齋・帶刀も其席に居て話す、而後尾張大納言殿、水戸前中納言殿、水戸中納言殿へも拜謁せり。余再今日建言の趣意を尋問するに、尾張大納言ハ空々茫々として建言の趣意たる目的なし。水戸前大納言即烈公なり、只慶喜公を以家定公の嗣とせんことをいふのみ。第一の開港許可を幕府にて恣にし、朝廷へ奏問するの事を不議なり。余實に此時狐狸に欺かれたる心地を生せり。殿中ハ一同戰々兢々たる形勢にして、土岐・岩瀨・永井等の如きハ、陰に今日の盛

慶永の急登城

開港問題に對する尾水兩公の無關心

擧を喜躍せり。余此人等に對しても、實に尾水老公の不決心を大に歎息せり。

慶永尾水兩公を說く

余及ハすなからも、水戶老公へ直對し、開港の許可を第一　朝廷へ奏聞する事を、尾水の兩公ハ建言し給へよ、小生ハ此奏問一條と、慶喜公との二條を論陳すへしと約し、大目付を三家ノ上ノ部屋へ呼ひ、此大目付ハ土岐丹波守と覺ゆ、余も同所に出席せり。尾張大納言より、今日は少〻建言の筋あり、ゆへに恐入候得とも、大君へ拜謁せん事を願ふといふ。大目付承諾して、直に老中へ此事を上申せり。九ッ時前なり、八ッ時比にいたり、又大目付いてゝ、老中へ申傳はところ、大君即溫恭公なり、此節御違例を以、御對面これなし、追付老中大老罷出、御逢可申との答なり。大君は眞の御不快なり。老中一人間部下總守罷出、尾水三公へ拜謁せり。尾水三公の御對話ハ、余陪席せされハこれをしる事あたハす。余ハ三家の御對面御應接相濟みて、別に下總守へ逢對し、一應前述せし二ヶ條を論述す。畢て三家並余退城せり。余おもへらく、此時大君に謁見なくハ、實に我輩の幸福にして、大老老中も、尾水の建言いかなる事歟と恐怖して、大老始面論なきも、亦大洪福といふへし。大老々中始面陳して議論をなさは、尾水ノ二公ハ、立ところに敗走して、聲價を落す必然なり。我此席に居て、手に

汗を握るの憂苦を生スへしと思ふなり。此日の情況ハ此一文章にて推知すへし。

紀伊慶福將軍の世子と定る

○六月に至り、溫恭公不快、紀伊殿卽照德公彌將軍家の世子となり、是大老の取計なりといふ。世界の議論にてハ、大老、有名なる慶喜公を世子となさすして、紀伊殿を養子ニ取斗ふは、甚不平なりといふの論、十分ノ九迄は此論なり。其後、表向紀伊殿御養君被仰出、惣出仕有之、其節余も登城せり、おかしき事なから、失面目心地せり。

嚴譴當時の狀況

○七月（五日）○安政五年余嚴譴を蒙りし當日の景況を論し、後世に示さん事を欲す。此日の當朝ハ、別に替りし事ハなし、午後にいたりて風聞あり。本日、水戶・尾張・越前の親類共俄に城中へ被爲召候よし、是只事にあらすと。此風聞を邸中にて、はやく知れたるは、日々御城使とて留守居の下役、御城へ罷出候ゆへ之。余これを聞て、嚴譴の逃るへからさるを承知し、重くして切腹なりしと覺悟せり。夜方今の第十時頃、細川越中守齊護は余か妻の父なり、此越中守竝大目付山口丹波守來臨せり。丹波守は伊達遠江守宗城の實弟なり。越中守俄ニ御用有之候間、內々面會致度旨以用人被申聞たり。速ニ面謁せり。越中守云く、本日

午後俄ニ登城申來りしゆへ登城候ところ、此御書付の通り被仰出たり。誠ニ御氣の毒千萬、何とも絶言語候旨被申述候。余、此書付を拜見せり。思召有之謹愼の命之。委細は當家帳面ニ有之候間省略せり。此日、水戸中納言齊昭卿、尾張中納言慶勝卿、松平土佐守豐信、即容堂之、余と同樣謹愼を被命たり。却說、此日午後嚴譴の風聞ありしゆへ、容堂へ直書を送り、扇子一本其外輕品を與へて離別の情意を示し、尙再會を希フと申遣せり。容堂よりも同樣盃を送りて別離の一首を惠まれたり。伊達へも一書を遣はして別情を縷述す。余、此時ゟ謹愼御免まて、麻上下を不脫して着せり。余謹愼を被命て、中根雪江、橋本左內萬一不慮の事あるを畏れて、一通の書を認めて、本日の嚴譴ハ汝等の罪ニあらす、余の不行届より引起したるなりと信せり。汝等の是迄の功勞を謝せりと、認めて告示せり。雪江・左內・石原甚十郞・平本平學等ニ手道具を送りて、誠忠を感謝せり。

嚴譴に對する慶永の感想

○余考ふるニ、此水戸家・尾州家・容堂・余か嚴譴を蒙りしハ、實ニ不幸福と今ニ至て衆人いへり。余か思ふところは、決て不然、却て德川氏より無量の幸福を賜ひて、決て不幸福を與へるニあらす。いかんとなれは、第一ハ此嚴譴を蒙りし

にょつて、水戸家始の誠忠を世上に輝したり。第二ハ此一擧よりして、天下の人心動きて士氣振起せしめたり。第三には井伊家の滅亡を胎みたり。第四第一擧の嚴譴なければ、却て余輩の不幸福なるを見出したり。いかんとなれは、水戸老公ハ世子に慶喜公をたてんとするハ、天下の公理の樣にハあれ共、畢竟ハ文恭公の最樹公に於けるか如き歡樂を、極メンとする情慾にして、決て天下を思ふの念にあらす、私利を營するの企なり。いかんとなれは、我子を將軍にせんとするは、他人の言ふ所にして、賢明といへとも我子の事を我より建言するの理なし。我も景山公に欺かれたりと思へり。前記せる如く、登城の節の不體裁は予而已しる所にして、決て他人の知る所にあらす。此嚴譴なくして、紀伊公ハ大統を繼き、其儘嚴譴もなけれは老公の聲價ハ大に減却せらるゝなるへし。これ親しく目擊する所の勘考を記載せり。又別の考へにて、一橋公卽慶喜公ハ、頗英明の賢主にして果斷あり。此人大統を繼きたらは、乍、德川家の滅亡を早く招くなるへしと思へり。いかんとなれは、紀伊公立すして慶喜公大統を繼きしならは、烈公の威權日に熾にして、水府の攘夷黨振起し、外國人を殺傷する事多かるへし。慶喜公ハ必開國論を主張し、速に天下の失望を

招くなるへし。幼主紀伊公の大統を繼き玉ひしハ、却て徳川の壽命をしはらく永遠にする良策なるへし。彦根公(侯)の英斷ハ、今に至りてハ感すへし。彦根侯ハ、自分の私慾を逞ふする爲はかりにてハなし、徳川氏の威光を盛んにせんとの企なり。あなかち惡むへきの所行にもあらす、然れとも、天下の時勢を知らすして、かゝる所行をなせしは、不學の極といふへし。

徳川慶頼のこと

○此砌、余の舍弟徳川從二位慶頼ハ、後見職を命せられたり。慶頼ハ一身の働をなすことあたハす、井伊掃部頭の奴隷と見做して可なり。慶頼の用人上野山六郎左衞門ハ、井伊侯の使命を受けて一時の權威を振りたり。此人ハ惡人にハあらす、しかれとも諂佞家にして、俗中の尤俗人といふへきなり。

伊達宗城と井伊直弼

○水戸・尾張、余、容堂ハ嚴譴を蒙りしか、獨伊達遠江守宗城一人ハ此嚴譴を受さりしは、常に怪みて居たり。後に容堂の密話にハ、宗城ハ○○先生にして、慶喜公をして將軍之職を繼かしめんとする事ハ、水戸・余・容堂と同樣盡力せしか、水戸・尾張・余・容堂の嚴譴を受くるを聞て、井伊家へ○○を朝夕呈し、井伊掃部頭ハ茶道具を被好しを知りて、伊達家重代の珍重せる茶碗と外に一品を井伊家に送りし。此重大にし高價なる茶碗の庇陰(蔭)によつて、嚴譴を免れたり。乍併、隱居

を願、尚遠江守宗紀へ家督を頂戴せるハ、全ク井伊家の取斗なりと、容堂の話、容堂も大ニ冷笑せり。これらハ後世ニ傳らさるゆへ、余が記臆のまヽを記せり。

○嚴譴を蒙りし以來は、他人にも不接、日々文藝ニのみ耽りしゆへ、天下の事情は暗夜の如し。嚴譴を蒙りし日ゟ、數十日を經て、水府人俄ニ神田橋門外迄來り雪江ニ面會に及ひ度旨申入。雪江面晤せりといふ。此譯ハ、雪江も余に話さす、後ニ此事を記せり。橋本左内略傳に有之しゆよしなり。

幕吏橋本左内の小舍を搜索す

此年の十月、左内の糺彈始まりし等の事ハ、是も橋本左内略傳石原期幸記せしものにあるをもつて略せり。然れとも左内の小屋へ、忽然幕吏來りて搜索せし時ハ、左内も胸中莫大の心痛を生せり。先幕吏留守居小屋へ來りし時、直ニ中根雪江等の配意によりて、左内へ密報告をなし、左内宅にありし祕書類、悉く雪江の宅江かくしたり。其後に幕吏左内宅江來り搜索せしなり。故ニ祕密の書類ハ幕吏の手ニ落ちさるなり。此水戸・尾張・土州・余輩の嚴譴より、滿天下の有志の心志を激して、遂ニ御一新の盛擧を開く根本となれり。

慶永靈岸島邸に移る

七月嚴譴を蒙りて僅に一月間もあらすして、田安中納言〇徳川慶頼より家來を以て、水戸・尾張・土州皆別居せり、故ニ慶永にも靈岸島邸へ閉居すへきの內命あり。ゆへに靈岸島邸へ普請を

なして成功の上移住せり。

閑居謹慎から御免へ

○田安ハ大老井伊掃部頭と内談して、後見職を被命たり。閑居中の事ハ、只一二の侍臣ょ世上の風聞を承るまゝゆへ、錄する事もなし。日々習字詩文等の遊ょのみ消遣せり。

櫻田事件

三月三日上巳の大老井伊氏の櫻田一條の日は、朝より飛雪風冷々たり。余、此變事を傳承するハ午後なり。安藤閣老の坂下一條も、傳承のまゝを記す事も詮なし、故ニ不贅。余謹慎を御免、其年の春かと存候、月代庭廻り等ハいたし候て宜との内命あり。天下の有志、頻ょ京坂へ集り、種々の議論あり。

御政事向御相談役となる

亥年の秋謹慎御免の被　仰出有之、其御免ありし一二日歟、兩三日歟不覺れとも、登　城を被命たり。命謹慎御免なりし間もなく、登城を被命しは、實ょ意外の事にして、辭せんとす(す衍カ)欲す、然れとも辭するも却て恐懼する所なれは、登城せり。例の通大廊下休息所ゟ參り、例の通り、老中板倉周防守書付を被渡、御政事向御相談、御用部屋へ罷出候様ことの事之。余謹て御書付頂載候たし、一通り御請申上。伊賀守ハ周防守なり。小子先年蒙嚴譴、兩三日以前迄謹慎罷在候處、直ょ如斯御命ありしハ、私の榮譽ょハ十分の渥恩なれ共、いそゆる手の裏を返すかとくの御所置ょて、乍恐廟堂の御所置とも不被存、却て汚御

威光候筋ニ當り恐入候間、御辭退申上度と、段々周防守と及激論、到底直ニ台命違背候も恐入候間、御請申上候事に返答いたし、直に御用部屋（御用部屋トハ老中ノ詰所之）ニ參り、松平肥後守ハ、此兩三日前御政事御相談に被加たり、肥後守も御用部屋に詰居候之。此時の老中ハ、久世大和守、松平紀伊守、板倉伊賀守、水野和泉守なりと覺へ申候、一通り挨拶いたし、直ニ大樹公即昭德公御前へ罷出、御懇の　台命を蒙れり。畢て退散。此日より日々又ハ隔日、兩三日を隔てゝ出仕せしなり。用部屋老中の頭に坐せり。余に先立ちて、松平肥後守御政事御相談となれり。余ハもとより不案内故ニ、日々茫然として居れり。此時、久世大和守亦老中ニ列せり。我弟田安ハ、掃部頭在職中後見の職ナリ。田安の後見を止め度思へ共、辭柄ナキヲ以テ、是迄の功勞を賞し、正二位ニ被叙候而、後見職を免せられし。是ハ内々久世大和守より相談之。余兄弟の事故、別段存意無之候段申聞候所、果して不日ニ後見職被免たり。一ツ橋中納言殿も、御政事御相談被仰出たり。

田安慶頼の後見職を解く

○茲ニ島津家一條を書す。是ハ世人の誰も不知所なり。島津三郎の大目的ハ、從幕府御（隱）密と唱フル者カ探索して、島津三郎ノ目的を封物にて將軍家の手

島津三郎の五大老案

慶喜公の後見職と慶永の政事總裁職

元へ差出たり。是ハ(の)認物ハ將軍家の手元ニ置、余・一橋・老中只一見スルノミニて寫取ラス、只余ノ腹中ニ藏スルノミ之。趣意ハ近來諸藩激烈の士多く、迚も徳川家ニて、是迄の天下を統御スルヿ無覺束、且又、公家政事ハ到底亂レノ階故、一層五大老をたつるに如くハなし。第一徳川慶喜、二(第脱カ)山内容堂、第三松平肥後守、第四島津三郎、第五毛利家、徳川家ノ五大老ト稱し、天下の政治を專らニして、兵馬の權ヲ有するニまかす、後ニハ人望のある者、將軍家ニ昇るヿモアルヘシ杯ノ趣意之。島津の存念ハ、始終不替此目的之と想像せり。御一新以前ハ猶更ノヿナリ、御一新後も島津の目的ハ不替ものと想像せり。且又、近く大原從三位重徳卿勅使參向の風聞アリ。是も探索方ノ書付ニてハ、一橋中納言後見職、松平春嶽ヲ以政事總裁被仰付ヘキノ　叡慮云々、右ニ付老中始の考ニてハ、一橋も春嶽も、徳川家ノ一門ならすや、然ルニ從京都態々以勅使被　仰出レとハ、いらぬ御世話之、勅使參向以前ニ、兩人被　仰付レヘハ、徳川家ノ政事ち出レ故、至極宜との事ニ相決、一橋中納言後見職、松平春嶽政事總裁職被仰付たり。余再三辭すれ共、中々不聞入、不得止御請ニ及ひたり。用部屋老中若年寄其他の說ニても只々京都を嫌惡し、怨恨の情充滿せり。此時大久保一翁ハ、大目付

役側用取次ニなれり。此人の見込ハ、大政を返上し、將軍職を辭し、駿河一國を領せらる、實ニ徳川家繁榮ミ兆なり、早く上洛して此擧を行ふへしと諫言せしは、大久保の卓識ナリと感服せり。余も其時ハ、大久保も狂人かと大ニ忿怒を生せり。滿幕府これを喜ふものなく、只怨惡する多し。

大久保忠寛の大政奉還の説

○大原重徳卿參向ニ相成登營アリ。將軍家於白書院上段　勅語被伺、一橋後見、春嶽政事總裁職、第三攘夷ノコナリ。重徳卿傳　勅語畢る將軍家退去の後、一橋及春嶽、老中松平和泉守始等へ段々申聞、前二ヶ條ハ已ニ於幕府被申付たれとも、攘夷ニいたりいてハ容易ニ御請難出來、諸大名一同相談の上と申事ニ相成、中々長談、筆舌ミ及ふ所ニあらす。幕府ニてハ、大原を早ふ返す事のみ考へ、日々其爲の評議あり。此時島津三郎ハ、金紋挾箱長刀、方今諸大名馬上又小勢の供ノ處、島津ハ殊の外立派ニ昔風の大名行列ニて、我常磐橋邸へも被參、段々長談あり。攘夷ハ乍内々とても不出來事なれとも、京都ニてハ攘夷の思召故、とこ迄も攘夷の名かよろしくいゝ。徳川家大改革をなし、五大老を置くニかすとの趣意を段々被述たり。余此時、島津ハ天下ヲ統御スルノ目的なりと心中想像せり。島津の五大老といふは、大ニ意味ある事と存いゝ。其子細ハ、余

勅使大原重徳卿の參向

島津三郎常磐橋邸に來る

用部屋にて一書を見たり。是は所謂穏密なるもの京都へ入りて、種々探索スル探索書中ニ云ク、島津の目的ハ、豊臣秀吉薨去後、徳川家康を始メ五大老を被置し例ニ倣ヒ、一橋慶喜卿・島津久光・毛利氏・容堂・會津、徳川政府と共に　朝廷を保護する之と云々。結局は、豊臣氏破滅して、徳川家康公の天下を保有するの目的ならんと書せり。此探索書ハ、いつ方にありしや、余ハ所有せす。然レ圧胸中蓄フルマヽヲ記載ス。容堂も政事相談ニ被加たり。幕府の評議色々ありて、朝廷ヲ怨望し、薩長ヲ惡み、一橋・越前・容堂をもひそかに惡ミ、朝廷の爲に謀り、幕府を倒すの計略ありといふ者多し。島津三郎ハ余常磐橋邸へ壹度參られたり。勅命不得止一橋慶喜ヲ後見とし、余ヲ政事總裁職に補せられたり。是は御座の間之、將軍家茂公手長蚫を被下、幾久敷目出度との上意あり。（將軍ノ言葉ヲ上意ト云フ）從是して一橋中納言余日々登　城せり。

○大原重徳卿、日々とはなけれとも、折々登城、頻ニ攘夷ノ勅語を被演。是にハ殆困却苦痛中迄も無し。且又、濱殿へ一日大原重徳卿を從幕府招請アリ。酒肴饗應あり。釣魚等もあり。老中始役人皆罷出ル。こゝに於て、大原卿ハ一向歡樂し給はす、只管於別席攘夷論あり。實ニ重勅命の厚意感佩のいたり之。

且又、幕府老中始メ、薩藩を惡ム亇最甚し。三郎を惡むも亦甚し。三郎從者の内堀小太郎（名氏忘レタリ後伊知地宗之丞之）を変除せん事を謀ル。三郎隨從の内何某といへる（名忘レタリ）者あり、幕吏ニ懇意の者ありて、頻りに小太郎を取除ける事ニ周旋せり。幕議決て、大目付何某を薩邸ニ遣はして、三郎へ此変除ノ事件を談す。三郎承諾して小太郎を免ス。幕吏一同喜悦す。若、三郎不承知ならは、如何せんと、大目付の歸りまてハ一同大心配せり。無用の記載なれとも此世の景況を記す。

堀小太郎のこと

生麥事件

○又爰ニ一大珍事の話あり。大原公歸京の頃、島津三郎家來於生麥英人殺害の一件なり。余ハ此日登城して用部屋ニ座せり。老中始も未た退出無之、最早用向も大概濟處に、たしか永井玄蕃頭と覺申ㇱ、顔色眞青に相成り、用部屋へ大變〳〵とどなりこみたり。余始老中一同、何事か一大事出來ㇱやと尋問せしに、只今急飛脚着せり、今朝島津三郎江戸屋敷出立せり、然るに於生麥村通行中、英人二人行列をきりたるとかにて、三郎駕廻りの者ニ申付、英人一人を切殺し、直ニ早足とかニて小田原の方へにけ行たり。英人も追〻承知、必何とか申出へく、實に一大事なりといへり。一同驚愕せり。直ニ余ハ、此一大變ヲ將軍

家へ罷出上申せり。夫ゟ勘定奉行大目付目付等呼集メ評議爲致置、用部屋ゟてハ老中一同相談すれとも、是と申上策も無之。勘定奉行小栗豊後守の云く、何分三郎の所置甚不宜、徳川家迷惑となるやう如斯の暴動をなすと相違無之存じ、兵隊被指向、島津を討伐するとまかすと、過激の論を出せり。衆議一決せす。一橋慶喜余相談せり。畢竟現今於　朝廷、攘夷論盛ニ被行じ所ゟ、これを機會とし攘夷を開き、　朝廷へ飽迄功勳を立つるの志意なるへし。開國論ハ方今幕府ニのみ行ハれて、日本全國攘夷論の事故、却て是よりして全國ノ亂を釀しじてハ不宜じ故、先其儘ニなし置く方可然との事ニて、其日ハ退出せり。其頃の風聞ニよれとも、全く三郎の所置ハ、英人ミ行列を切りしを幸として、三郎駕廻りの者へ申付殺害させたるニ相違無之、朝廷の御主意を遵奉して、攘夷の端緒を開き、日本全國ニ薩摩の功を輝かさん爲の策略なるへしといふ。今一說ニよれハ、英人ハ決て薩摩の行列をきるニ非す、行列の横を通行する所なり。それを三郎駕廻ニ命し、殺害させたると申事もあり。信僞不分明ニ。

○其後、英公使アールコックゟ長き書面を出して、段々英人ヲ殺害スル事を嚴酷なる掛合アリタリ。其頃外國掛り老中水野和泉守、板倉周防守等專らアー

ルコックニ應接せり。此邊ハ通例の歴史ニ記載せり。故ニ不贅之。

田安の後見職御免

○前後ニハなれ共、余蟄居の御免ありて、政事御加談の命を蒙りし後、僅ニ兩日を經て、久世大和守余を別席ニ呼ひて、田安殿是迄後見職被勤候へ共、今般御免相成候の積り、依之、正二位權大納言ニ被任叙候積り、如何の意見ニ候はんと尋問せられたり。兄弟の際、大ニ困却せり。然れ共致方無之、別段の見込も存慮も無之、難有奉存候と答へ置候。無數日して後見職被斷、官位昇進ニなりたり。田安家來上野山六郎左衛門(後休翁)も役儀御免相成たり。余より田安家老へ談したり。其困苦今に忘れさる也。

井伊直弼の跡を處分す

○其後勘定奉行大目付目付段々ニ評議ニて、遂に久世大和守等役免相成、故大老井伊掃部頭ニ跡咎減石相成りたり。歴史をみれは分明ナルヘシ。確か五万石ヲ取上候かと存候。幕吏掃部頭を惡むヿ實ニ甚し。十五万石を減せんとの評議頗頻々たり。慶喜余の愚考ニてハ、畢竟慶喜ヲ將軍家とせん、當將軍家を將軍家とせんとの議論盛ンナリ。當將軍家々茂公ニあつてみれは、掃部頭の盡力ニよつて儲貳となられし事なれハ、當將軍家ニとつてハ、掃部頭ハ大切なる人なり。殊ニ掃部頭ハ、徳川家の威光を盛ンニませんとの志ニて、決て私

慾する積てハなかるへし。彼ノ爲ニハ水戸齊昭卿〔源烈公〕尾州・一橋・土州・余等も擯斥せられしなれとも、世上の惡むとは、少し是等の事情もあるかゆへに、兩人の相談にて、五万石の減石に定まりたり。此時ハ幕吏も夫々黜陟あり、石谷因幡守の類也。

橋本左内等處刑のこと

○爰に一奇談あり。飯塚喜内始、安島其外余家來橋本左内等被處死刑候事を、幕吏の者よりくはしく承候に、實に愍然ともいふへく、殘念とも云へく、切齒に堪へさる話之。飯塚喜内・安島・茅根・橋本其他有志の者捕縛、夫々穿議有之、町奉行所へも毎々被呼出、口書も相濟み、奉行〔町兩奉行〕勘定奉行大目付目付寺社奉行段々遂評議候所、さして格別の罪狀も無之、乍去罪狀なしとも難申、依之重刑ハ流罪、其外追放永蟄居位にて刑事伺差出候處、老中も一見いたし、此位にて可然との評議相極り、大老掃部頭へ差出候處、少々考候義も候間、一兩日留置、尚以附札相下ヶ可申との事。兩三日經て、俄に掃部頭ゟ附札に死刑とありて、一同心中驚愕せり。當時掃部頭ハ、飛鳥も落ちる程ノ勢故に、役人も、これを押返すこと不能して、慘酷ノ刑に處せられたり。此事ハ誰も知る人無之故、衆人のこれを知らんか爲に茲〔茲〕に記載せるなり。

文久錢のこと

○文久錢ノ鑄造は、余ヵ總裁職中ノヿナリ。勘定奉行小栗豐後守ゟ申出たり。余及板倉周防守（松叟）、小笠原壹岐守（明山）三人、文久永寶の四字を認めたり。

幕府島津三郎の昇叙を拒む

○此時分ノ事と覺候、京都傳奏ゟ、島津三郎格別功勞あるより、從四位上中將被任叙度との書狀到來せり。幕府老中始甚不滿足の顏色にして、三奉行始一同へ評議をかけたり。然ル所、何レも一同の大不平不腹にして、遂ニ拒絕して、於關東は不可然との、老中ゟ傳奏へ決答になりたり。

假條約並に開港問題につき水戸烈公井伊大老を責む

○前章に掲けし水戸前中納言、尾張大納言、水戸中納言、竝余登城、井伊掃部頭へ相迫り、下田箱館假條約、竝慶喜公を西城の儲貳になさん事を建言するノヿ、前記ニ有之は余ノ所知なり。跡よりきけは、大ニ不都合を生せるとの話あり。水戸前中納言、尾張大納言、水戸中納言ゟ、是非掃部頭へ面會いたし度との事ヲ再三被申入候處、掃部頭ハ大ニ心配して、安藤はしめ老中一同評議せり。歸るも歸られす、實ニ茫然と座スル而已、不得止掃部頭面會したり。此時水戸前中納言一番に、下田箱館假條約ノ義、第一　朝廷へ御伺も無之、且　朝廷ゟ　勅諚の趣（開港不相成トノヿノ勅諚）も有之ニ、勝手ニ開港を允許シ、條約假とハ申なから、決定するは大ニ不都合ナリト云フヿヲ建言せりト云ふ。此時ハ余其席

こあらす。掃部頭も案外之事まして、大ニ討論ありしと。掃部頭面談濟用部屋へ歸り、大安心と被申冷笑せりと。これまて假條約の儀ハ、朝廷へ伺中トカ、開港不相成との條約の　勅諚ハ無之、從傳奏の掛合斗りの由。勅諚と被思しハ、全ク前中納言(烈公)の誤解ナリト云フ。

政事總裁職中の事蹟

○余ノ惣(裁脱カ)職中の大功勞と、今ま心ま榮譽と喜ふへき事一つあり。勘定奉行小栗豐後守か、一ツ建言書を出せり。右ハ天下一般ま金銀の不足を名とし、紙幣發行あらは、大ニ公儀ノ利益まも相成へくとの趣意也。余ノ考フル所は、我越前國の紙幣増加よりして、現金銀ノ準備なき所より、大ニ紙幣ノ價下落し、金壹圓ハ紙幣四百文迄まいたれり。況ヤ現今天下有志沸騰、徳川家傾覆の境界ま至るの時節ま、紙幣流通ハ無覺束、又衆民モ信用せさるハ論をまたさる所なり。當時會計上、大ま不足を生スル時なれは、決て春嶽政事總裁職中、此擧行フコ難出來と拒絶せり。老中始も、不得止共評議ハ止ミたり。徳川家政府中、此紙幣發行のなく、金銀錢三箇ノ流通まて止マレリ。是慶永乃功と誇りて可なるへし。

紙幣發行に反對す

横井小楠の建言を用ふ

又諸侯の妻子を國々へ遣し歸し、或ハ老中始日々登城、繼上下を廢し羽織袴の登城、或ハ大名供立の行列ヲ止メ、乘切等始マルハ、肥後熊本ノ家來横井平

四郎の建言なり。余至極尤ノヿと思ひ、老中始諸役人ニ議し、將軍家へ伺を立て執行せり。羽織袴ノ止マサルヤ今も同様ナリ。是は、余を以權輿となして可也。

大久保忠寛の卓識

○爰ニ一ツノ奇話あり。余惣裁職中、京都ゟ毎々の傳奏來状アリ。又上洛の事あり。幕議紛紜の時、大久保越中守(一翁)大目付勤役中ナリ、進テ云ク、徳川家の傾覆近年ニあり、上洛あつて可然、其時幕府ニて掌握する天下ノ政治を、朝廷ニ返還し奉りて、徳川家ハ諸侯の列ニ加り、駿遠參の舊地を領し、居城を駿府ニ占メ候儀、當時の上策なりと諫言す。衆役人滿座大笑し、とても出來ナイ相談なりといへり。大久保越中守の先見は、可驚可感事ニして、果して明治元年ニハ此擧ニ及へり。大久保氏の卓識を後世ニ傳へんため記載ス。

將軍家茂公の上洛

○將軍上洛の幕議ハ、大ニ沸湯を生せり。然レとも、此時節ニハ是非上洛すへき事當然なりといふもの十ノ九ニ居れり。松平肥後守・松平春嶽・一橋中納言皆同意ナリ。よつて、來年正月上洛ニ決せり。幕府ニてハ彌上洛の事ニ決しされは、諸有司勉强して調事をなしめたり。只京都の模樣如何哉と、夫のみ恐懼甚患へたり。此逸事ハ、年月日も覺えす、唯心中ニ蓄フルマヽヲ記載せし。

戸田和三郎の山陵を修すること

故ニ本歷史の記載するもの、近來一新前後の事を記するの書物澤山あり、これらに引當みれは、年月日も分明なり。看者これを察せよ。

○却說山陵の義ハ、將軍家御上洛前年余惣裁職ノ時なり。此發起ハ、宇都宮侯戸田君なり。天保中頃老中を勤し戸田日向守、安政嘉永頃迄も老中相勤いと覺ゆ。此弟ニ戸田和三郎といふ人あり。性質直實ニして、頗勤王の志あり。日向守の弟なれとも、家來となりて、日向守老中相勤し比ハ、公用人相勤しと云ソ。余家來中根雪江(靱負といふ)側用人相勤候、是も頗ル古學家ニして、平田篤胤の弟子ニ。王室の衰ふるを深く歎し、勤王の志ある者なり。和三郎毎々雪江宅に能越、山陵の事を論し、於徳川家捨置給ふ筈なしといふ。余も和三郎の厚意ニ感し、乍併、和三郎の存意ニてハとても、余盡力周旋六ヶ敷、戸田君の御申立相成、就夫家來の內戸田和三郎を差出、此者格別功者ゆへ、萬端御聞取被下い樣御願出相成いハヽ、余は幾重ニも盡力可致と答置い。尙和三郎を、板橋周防守(倉)、水野和泉守宅へ罷出い樣內談致置、和三郎周防守、和泉守宅へ書付等持出、戸田君一手ニて山陵修繕致度旨申出ル。廟議適當の事ニ相決し、終ニ戸田和三郎召出シ相成、京都へ被遣、遂ニ山陵奉行と相成、大和守となり、祿一萬石を下賜

せらる。後大名と相成、御一新以後被列華族、正四位ニ被叙。戸田忠至則和三郎なり。現今山陵今日の如く萬端整頓するハ、戸田忠至の大功勞也。後世に示スためにこゝに書記するのみ。戸田和三郎元間瀬和三郎と云ふ。

會津の京都守護職となりたる次第

○此年の冬と覺へしか、間違歟も不知、松平肥後守ヲ以京都守護職被仰付しは、餘程意味深長の事にして、誰も此譯をしる物なし。此守護職を置かれしは、慶喜と板倉周防守・水野和泉守と相談にて起原せり。余も聊關係せり。いかんとなれは、方今諸藩京都へ群集し、就中薩長士人多く出テ、公卿諸藩の力を借り、暴論盛んにして、とても所司代京都町奉行等の指揮を不受、所司代も極々困却を極めし故、幕府の威嚴は消滅の勢と相成し故、於幕府も無致方、京都守護職を置、所司代の頭に据へ、會津は大身にも有之、兵力もあり、公家及諸藩を壓倒するハ、會津にあらされは、とても持堪へかたしとの廟議也。よつて、改て京都守護職を被

京都と幕吏

仰付、京都へ出立相成候。幕府にてハ京都を嫌疑スルノ甚しく、勘定奉行目付大目付等ハ實ニ京都を讐敵(かたき)と思ふなり。さすがニ老中邊にては、旗本ほとには嫌忌することなし。

○初て上洛の前年の冬歟、上洛の年歟忘れたり、歴史をみてしるへし。慶喜ハ、

文久三年慶永の上洛

後見の職を以上京被　仰出、發途、小子も御斷り申候得共、何分、惣裁職ノ事故、是非上京可致旨將軍直々懇諭有之、不得已御請いたし申候。慶喜公と慶永を上京被仰付候譯あり。是も幕府の一策ナリ。慶喜公の後見、慶永の惣裁職そ、素々從京都被　仰出候。加之、慶喜公・慶永は於京都も評判宜く有之候故、慶喜公・慶永兩人上京候て、外國事情等萬事奏聞相成候ハヽ、必公武の御親和も行屆、開港の都合も無滯可相濟との老中の見込也。尤老中斗りまても無之、諸役人一同の見込也。先御上洛前、兩人の模樣にて御上洛の遲速極り候積之。慶喜公・會津公ハ、先達て上京し給ふ。余は日ハ不覺ザレ共、正月順動丸といふ蒸汽船に乘りたり。

順動丸に上船

現今の海軍省、昔の操練所ト存候、築地ゟ小船に乘り、品川沖まて順動丸に乘りたり。相乘ハ勝麟太郎、卽安芳、海舟也。杉浦正一郎目付也。右筆にハ西尾錦之助・松平太郎也。勝ハ隨行といふにハあらす、松本良順卽陸軍々醫總監也、石川櫻所も乘船たり。勝ハ大ニ舟ニ醉ひ、頗困却する景況なり。今年曆立候故、慥にも不覺候得共、大坂へ着迄ハ六七日、日數懸りし樣に覺申候、尤航海始メの時なり。從大坂淀船にて伏見迄着せり。夫ゟ京都へ入ル。大坂にても、城代始夫々對面の式も、惣裁職の廉を以有之候へ共、不用と存候故省

略せり。

京都の狀況

○さて京都へ入り、直ニ慶喜公御旅館東本願寺へ罷越、拜晤段々江戶表の樣子も相話し、且ハ京都御所始の景況も相伺ひ處、存外なる事ニて、諸藩士充滿し、薩長土藩人別ゐ恣權威抔、且ハ攘夷論盛んニして中々消滅の樣子も無之、慶喜公も殊の外御心配の趣被相話ひ。慶永、從旅中格別の事ハ無之候得共、風邪故直ニ旅館へ參候。此時の旅館ハ、二條通りニて余ノ屋敷有之候。隣三井八郎右衞門の家ニて、夫を借り受け旅館といたし候。翌日直ニ鷹司關白輔熙殿へ

慶永鷹司關白を訪ふ

罷出乞拜謁、尤奥座敷也。對面の有樣は明治維新の後ノ樣なるものニてハ無之、頗鄭重を極めたるものと。此文中ニハ不用ニ屬ひ樣なれ共、記載して後世ニ示さんと思へり。先玄關より上り、取次の者罷出案內せり、座敷へ引く、諸大夫へ逢ひ拜顏ノ事を願ふ、諸太夫取次、程合ニて誘引せり。關白殿下ハ横座ニ被座ひ。先二ノ間ニて脇差をとり、平伏。殿下御挨拶有之、內へ出ル、對座ニ候へ共、少し下りて座す。是等ニ至つては誠ニ御丁寧なるものニして、大ニ恐懼感佩仕候。殿下へ段々江戶幕府の景況も相話し、京都の御樣子も相伺、追々御談判も申上、且思召も相伺、愚存も可申上旨一通りの對話、菓子等出、其日ハ退出

候。實ニ大心配ニて、關白殿下へ拜謁するや、戰々兢々たるものにして、食も不進程の事之。以今考ふれは、可笑之至ニ候へ共、中々以左樣なる道理ニハあらす。其後獅子王院宮、卽青蓮院宮之、後ニ号中川宮、被任彈正尹候て尹の宮とも云ひ、御一新後御閉居の後号久邇宮朝彥親王是なり。慶喜公も獅子王院宮へ早速御拜謁御願候て可然、此宮ハ實ニ爲國家盡力被成候御方ニて、急度依賴の價あるものと慶喜公被申候故、直ニ以使者拜謁の儀相願ひ候處、速ニ御許允相成候ニ付、日限相伺、參殿候處、拜謁被仰付。親王へ拜謁ハ初て故、大ニ心配、是又戰々兢々たる事ニて候。大概關白殿下拜謁振合ニて、別段相替り候事無之、段々外國の事情並幕府の樣子修飾し申上、尙　叡慮の趣、且堂上方の樣子、其外諸藩士の樣子も相伺候處、此宮ハ眞ニ御憂慮の御樣子ニて、何分當今と相成候てハ、公武合體ニ無之候てハ、迚も天下ハ治り不申、乍不行屆、盡力可致との御言葉ニハ、實ニ嬉しく難有奉存候。尙追々可奉上申と申て、其日ハ退殿候。

○其後幾邊となく、慶喜公の御旅館、又鷹司關白殿下・中川宮等へ毎度數ならさる程罷越、御談判申上、且ハ徳川家政府の事情ト、外國ノ攘夷の有無ニハ殆困却せり。一度ハ鷹司關白殿下へ慶喜公と慶永兩人罷出、將軍上洛の日限ノ事抔

御尋問の節の談判ニハ、禊ノ外ニ鷹司家へ迫りし藩士抔立聞するも有ル様子ニ被察、ウッカリとしたる事いへは、直ニ大困難を醸せり。是慶喜公余ノ迷惑ニ止るのみならす、幕府の大困難を生せり、故ニ愼ますんはあるへからす。只今ニてハ年歴も經候事故、一々ハ記憶不致候、只爲天下ニ慶喜公も余も可成丈ケ交際を盛んニし、本願寺(東)近衛前關白殿(今ノ忠熈)抔へハ頻ニ懇意を結へり。其外興正寺門跡等へも時々文通し、或ハ客ニ罷越したり。是鷹司前關白殿舍弟也。此時分ハ容堂(〇山内)松平肥後守ハ、京都守護職ニて在京なり。時々慶喜公旅館へ集會せり。

澤勘七郎

慶喜公へハ、目付澤勘七郎付添、余ニハ目付杉浦正一郎なり。勘七郎ハ後ニ左近將監ト云フ、御一新以後も若松縣令ニ被任、或ハ判事ニもなり、明治十二年ニハ神田區長澤簡徳といふ是なり。

勅使三條實美卿等急參向のこと

○最可畏可驚ハ、御上洛(初而之ハ確かに三月頃と覺え申候、歷史ニて吟味候ハヽ可分候、二月中旬と存候、余ノ記憶スル處ニてハ廿日(〇二月十日なり)と存候。先つ此の日を廿日と假ニ定めて說明すべし。廿日の夜六時頃と存候、(午後六時)頃俄ニ慶喜公旅館より原市之進(一橋家用人)ゟ中根雪江へ書狀急使を以、只今勅使本願寺へ被參候ニ付、一刻も早ふ御旅館へ御出有之候樣、中納言樣(慶喜公

之)被仰付候云々。　取物も不取敢、直ニ夜中馬上ニて東本願寺へ罷越候。　容堂・肥後守も參集、澤勘七郞・杉浦正一郞も罷越、如何の事ニ候哉、評議をすれ共勅使の來候趣意第一不分、御沙汰の趣も承知不致、多分攘夷の事なるへし、こまりたるものゝと、只心配するより外無之、勅使ノ來ルヲ待つ而已ニ。　此時ハ何レも茫渺たる心地故、時刻もハツキリとハ覺ヱ不申候。　慶喜公ハ麻上下、余も麻上下を用意ニ持參せり、先麻上下を着せり。　四ツ時頃と存候(今ノ十時頃)尤午後なり、只今　勅使御出なりといふ。　勅使ハ三條(中)大納言實美卿(即今ノ太政大臣)姉小路・滋野井・豐岡隨資・壬生修理太夫・澤宣嘉其外凡二拾名以上も、皆衣冠を着して東(本願)寺の上段ニ列座せり。　一橋中納言慶喜、惣裁職慶永兩人麻上下ニて勅使の前へ出てたり。　尤勅使といふハ三條中納言計りならん。　堂上方の振合承知不致候故判然いたしかたし。　勅使云く、夷狄掃攘の義ニ就てハ、兼て幕府へ被仰出も有之、幕府ニて御請もいたし居、今ニ因循罷在、前々いへハ　皇妹和宮樣御降嫁も、爲天下被仰出有之候事、其後大原左衛門督も、態々　勅使被差遣、一橋中納言を以後見として、越前々中將を惣裁職ニ被　仰出候も、畢竟攘夷の瞬息ニ執行奉戴可致の御趣意ニて候。　然ルニ今日迄延滯するは、畢竟　勅

勅使聖旨を傳へ攘夷の期限を定めんことを迫る

意ニ違背スルトいふへし。　聖上殊の外　叡慮被爲惱候間、後見竝總裁職至急申談し、江戸表へ不申越共、豫め攘夷期限相定メ及言上候樣ニとの事に候。　慶喜公・慶永兩人、慶喜公御答被申候は、於大樹も常々奉戴勅意、攘夷の儀は必奏功の事ニ候へ共、夫ニは種々の譯柄も有之、今日迄恐懼の至候へ共、延滯罷在候事まて、決て寛慢ニする心得ニては無之、尙今日の　勅意、此場ニて御請難申上候間、暫時相下り相談の上、可及勅答旨兩人共席を退く。　松平容堂、松平肥後守へも相談し、杉浦正一郎・澤勘七郎・岡部駿河守等へも相談せり。　勅使は中々退館の樣子ニ無之、二日ても三日てもこゝニ逗留し返答を待つとの景況ニして、可畏可驚、慶喜公始かゝる困難は、徳川家立初りし以來の珍事なりと、苦慮心痛絕言語、泣くより外ニ致方なし。　慶永今日そ捨命て、第一天下ノ爲、日本の爲メ、徳川ノ爲メ、此危難ヲ救ヒ、萬一勅意に違背するの命ありて、被殺害とも甘して受くへきの日也と覺悟せり。　故ニ西國各洲追々日本ニ渡來し、開港貿易盛んなる事ハ、天運の然らしむる所ニして、人智の開ケさる所より諸藩士竝暴論堂上沸騰するの譯なり。　從今、我より開港し、西洋へも船航して貿易をナス位の、活潑奮發心なくてそ不叶所へ、攘夷の議被仰下候ハ、畢竟未開の者の所置也。　た

とひ方今の形勢、日本ニは金もなく、兵器彈藥もなく、兵力も無し、彼ハ只一國斗りニ無之、數國ノ事、況ヤ金ハあり、兵器彈藥兵力十全ナリ。以寡難敵衆の譯も有之、今攘夷の時ニもあらす、たとひ攘夷をするニもせよ、敗衂をとるノミならす、幕府は倒れ、朝廷ニおいても、日本往古保元平治の亂ハ自國丈なれ共、海外の事故、玉座も崩壞の勢に不相成とも難申。於朝廷ハ、德川政府ノ盛衰ノみと被思召候てハ、所謂大あて違ナリ。斷然攘夷の不出來事を確乎として及　勅答、出來ナイ攘夷をしりて、後見・惣裁職ニて引受、其場ノミ修飾の御返答申上候樣こてハ、後見・惣裁職の職掌も難相立と存候。依て斷然攘夷のならさる事を言上スル如何。若慶喜公・容堂・肥後守御不同意ニ候ハヽ、私一人ハ引請、勅使の前へ罷出、斷然たる御請申上、勅使彼是被申候ハヽ、於其場割腹以死爲國家盡力より外なしと云フ。慶喜公・容堂公・岡部・杉浦・澤等も驚き、或ハ笑ひ或泣キ談ス、談論不定。容堂云ク、私ハ後見てなし、惣裁職てなし、土佐容堂ナリ。勅使の前へ慶喜公春嶽、勅答の節ハ、私も共席ニ列し、幸三條公は親類ナリ、私も横より口を添、慶喜公春嶽公の御迷惑ニ不相成樣可致心配間、御安心被下候樣被申聞候。扨此　勅答ハ、今日の所ニてハとても兩人ニて重大の事件御請難申上、大樹上

慶永斷然攘夷の不可を奉答せんとす

洛の上、決定可致との趣意を御返答申候ハヽ可然との事ニ決定せり。後見慶喜公の決心故、我も乍不同意同意せり。岡部駿河守・杉浦正一郎・澤木勘七郎等ハ、實ニ流汗如雨心配せり。慶喜公・慶永・容堂ハ慥ニ覺たれと、肥後守の列席の有無は忘れたり。三人　勅使ノ前へ出、只今後見職・惣裁職兩人ゟ御返答申上候、尊重なる　勅意謹て奉相伺候、過刻も申上候通り、攘夷の義ハ御國中ノミニあらす、外國ニ關係するの第一ニて、國家安危の堺ニ御座候。此一大事の攘夷の日限を、從私共取極候義ニて、何分至兼候間、御猶豫も奉願度候得共、夫も必御許容被爲在間敷と奉存候。乍併此義を以、早飛脚大樹へ申遣候ても宜候へ共、大樹も最早上洛發途候哉も難斗、且ハ大樹もたとひ攘夷の事を決候とも、今日直ニと參間敷、三家始諸大名へも申聞け、夫々兵備も有之、十日ヤ二十日ニて出來候仕事ニも無之。扨又、大樹も上洛仕候覺悟ニ相成居、只今攘夷の事件取掛り候へハ、攘夷より自然上洛も出來兼候義、いかにも不本意殘念、奉對　朝廷被恐入候義故、右攘夷期限ハ、大樹上洛の上、諸大名も不殘上京の事故、其上ニて御決定相成度と懇々慶喜公被申聞候。慶永實ニ奉欺　朝廷候義ニて、とても出來ナイ攘夷を明白ニ說明せすして、一寸延しの返答恐入、竊ニ怒氣を懷き、一言

乾退助

も不申候。　乍然、是も時勢の然らしむる事にして、おかしくといへはおかし。かゝる困難ハ、生れて初て也。　此時容堂は、段々御使即勅使三條殿へ懇々被申述、只今慶喜・慶永言上候通、何分にも御採用相成候様被申述候。　勅使も必大樹公御上洛候ハヽ御兩人にて御請合相成候哉と被申候故、慶喜公・慶永・容堂三人必盡力可致段請合候所、然ラハ勅答の趣は、從是參　內いたし可及奏聞旨被申、勅使始一同慶喜公旅館を退下被致候。　先々慶喜・慶永・容堂・肥後守も少し息をつき、何分空腹相成候故、握飯酒肴をたべ直に歸館致し候事。　此歸館は、翌日の朝(午前五時頃)ニ至れり。　直ニ暫時就寢、心配と疲勞とにて死人ノ如く、前後を忘れ寢たり。　此時の苦痛苦惱ハ、筆紙ニつくしかたし。　此事件ニ付書落し有之候故、午前後認置候事。　慶喜公旅館本願寺へ三條公始勅使被參候日、夕刻七ツ時頃(今ノ四時頃)、容堂公御使にて乾退助板垣退助之)參り、春嶽樣へ拜謁奉願度旨申聞候故、退助ニ面會候處、容堂被申聞候、本日ハ勅使、一橋公御旅館へ攘夷の事件トヤラにて被指向候由、依之容堂も只今ゟ一橋旅館へ被參候間、春嶽樣にも一橋樣ゟ被仰越候ハヾ、御出館被下度との口上ニ候。　直ニ供を申付、其內一橋公ゟ右之義申越候故、本願寺へ罷越たり。　跡にて承レハ、諸藩士及暴徒

勅使急参向の眞相

等、一橋中納言松平春嶽ヲ以テ血祭ヿなし、是非攘夷を可致抔と、關白鮲堂上へカヽえ相迫りㇾて、夫から於御所堂上一同評議の上、勅使一橋旅館へ被指向ㇾ事ニ相成候よし。必歷史ニ詳ニあるへし。看者亮恕せよ。

浪士等等持院尊氏像の首を切る

○却說浪士輩、等持院ノ足利尊氏之像ノ首を切りて四條磧とかへさらしたるといふ事ハ、諸歷史ニもありて名高き事之。此報知を余ハ二條城ニ參りたるとき、京都町奉行ゟ報知ニて承知せり。故ニ早速捕縛ノヿを命しさり。此事を余ハ聞くや否や、慶喜公の旅舘へ參りて對話し、早速江戸老中の方へ慶喜余兩名ニて申遣しさり。是ハ格別記載スル程の事ニもあらされと、其時ノ景況を記し置くのみ。

中川宮と慶喜公

○將軍上洛前ハ、攘夷ノヿヤラ何ヤラ、每度鷹司關白殿へ慶喜余兩人罷越、談判數度、一々記憶しかたし。然れとも、關白殿の様子ハ、眞ニ攘夷を好む様子てもなく、只堂上竝諸藩士或ハ浪人等ニ被迫候より、苦痛の體ニ見え、中川宮ハ是又攘夷を好む名目ニして、眞ニ好むニあらす、公武合體を專一と被相考、公武合體さへすれは、攘夷てもよろしく、又外交あつてもよろしく、何分公武合一か第一と每度被申たり。何分中川宮ハ、德川ノ威勢を盛んニするの目的なるへし。

徳川ノ威勢を借て、何そ無比の希望ありしやと想像されし。慶喜の性質と中川宮ノ御性質とよく似寄りたる事奇妙なり。夫故中川宮と慶喜公とハよく話か出來候やう子まて、慶喜と余ト兩人參りし節ハ、替りたる事もなけれとも、慶喜一人罷越中川宮へ話されし事毎度のよし。此時の對話ハ祕密の事あるへしと想像されし。

下上加茂社修復のこと

○却説月日を忘れたりしか、俄ニ一橋中納言・越前々中將御用有之候間、只今(夕刻七時頃)今ノ四時參　内候樣ことの事ニ付、衣冠を着し參　内。尤此御用召ハ、傳奏飛鳥井大納言雅典・野宮宰相中將定功ゟ也。尤櫻ノ間ニ扣居候處、いつ迄立つても傳奏始不被出、慶喜と兩人ハ退屈も致し、本日の御用ハ何等の事歟ト大ニ苦慮スル内ニ、凡十時(昔ノ四時)頃三條公始國事御用掛數人被出候。此應接ハ虎の間也。今般下上加茂社御修復ノコナリ。慶喜公と談判有之、終ニ御請ニ被及候て退出。此時も攘夷の話あれとも、格別ノ事ニも無之、余ハ只差添フルノミ、午後第十二時卽昔ノ九ツ時頃退出せり。將軍家上洛前ハ、右等ノ事ニまして別ニ相替候事無之、上洛後ニ景況ハ、實ニ可驚可畏の景況なり。追々記載スルヲ以テ見るへし。

将軍家茂公等官位一等辭退のこと

○茲ニ又一ツノ事件アリ。大樹公ニハ、紀州家より家定公ノ御養子ニ被爲成、将軍家の統を繼き給ふ。折柄井伊掃部頭大老職と相なり、暴威を恣ニなし、水戸を始幽閉し、有志の諸藩士、公家堂上又堂上の家來ハ斬刑ニ處スル等ノヿハ、御若年とハ乍申、被對　朝廷恐入候と申所より、御官位一等を減し給ふの御請願あり。

田安慶頼の官位一等を減ず

又田安中納言慶頼も、亦後見ノ身として、大老の威ニ壓倒されて、大老の暴威を度外ニするの罪不少、故是又對　朝廷恐入候故、官位一等を減し度との請願なり。田安慶頼ハ前ニも記載する通り、後見職被免候時、正二位權大納言ニ任叙せられたり。余、今般上京ニ付、御上洛前何トカ相濟樣ニとの大樹公の内命あるニよつて、余ハ上京して兩三日經過すると、直ニ此事を關白殿下ニ上申し、又傳奏へも右之趣ヲ申述、奏聞之義致依賴處、五六日を經て月日忘却せり、傳奏より參　内の儀申來り、參内候處、傳奏對面有之、大樹公方の申立官位一等を減し度との義ハ、不被　聞召候間、此段早速大樹公へ御達可申候。田安大納言官位一等ヲ減之願ハ、尤之儀ニ思召候間、被聞食候旨御達有之、直ニ以繼飛脚此二ヶ條老中へ申遣候事。

○却說、此御上洛前、從御所種々之被仰出有之、或ハ禁裏附ハ是迄座列執次の上

の處、以來ハ執次の末座ニ列候樣、或ハ諸大名堂上ニ逢へて必下乘可致樣、色々御達有之候得共一々ハ記憶不致候。

將軍家茂公の上洛

○却說、是年〔○文久三年〕二月十三日將軍家江戶を發途し給ふ。三月四日入京し玉ふ。御旅館ハ二條城と定め玉ふ。余ハ蹴上迄御迎へニ參りたる樣ニ覺えたり。將軍二條城ニ入り玉ふ時ハ、實ニ美くしき御行列なり。京都の人民立錐ノ地なく見物されたり。諸大名も大概ハ皆入京せり。京都の繁華實ニ未曾有といふへきなり。將軍家の初て參內し玉ふ時の景況ハ、實ニ可驚の形況ナリ。將軍家ハ施藥院迄御駕ニて被爲成、從御所傳奏二人被參御案內の樣子ナリ。又從御所御使もアルヨシ。惣裁職ヲ始老中諸役人は、從二條城御供也。施藥院ニて衣冠被召替、高倉永則のやう覺へ申候か、御衣冠を着けまゐらす。御所ゟ御案內ニて轅ニ被爲召參　內、諸大名一同供奉ス。大樹公は宜秋門即公家門外とも承候へ共、多分御車寄前迄なるへしと存候。

幕府官位のこと

○こゝに一ツノ話アリ。家康公ゟ台德公迄ハ、諸侯ハ公卿と同し事ニして、大納言・中納言・宰相・中少將・侍從等ハ公卿殿上人と同樣ニして、大納言何人、中納言何人、宰相何人、中少將何人、侍從何人と定りたる定員アリ。公卿・諸侯一所ノ趣

なり。夫ゟ我祖先秀康・尾張・紀伊・水戸・薩摩・仙臺其他一切公卿補任の部ニ入る。大猷公と承候、其時分ゟ從　朝廷、幕府諸侯の官位は、御委任相成、於幕府都合次第ニ諸侯へ官位を賜ふ事ニなれり。尤位記口宣ハ、從御所出候。夫故武家補任の部ニ入ル事となれり。公卿殿上人ハ昇殿を許さるゝを以て、御車寄ゟ昇降せり。尾張・紀伊・水戸の三家をはしめ諸侯ハ、所謂前記ノ武家補任故、車寄ゟ昇降スル事ナラス。夫故昇殿も不被　仰出候。右故ニ横ノ武家扣所ノ縁頰より上る也。將軍家ハ如昔公家(卿)補任の部故、御車寄ゟ昇降し玉まふ。

將軍の參內

○御出迎の人々公卿殿上人出ル。後見一橋慶喜公惣裁職老中ヲ始メハ、諸侯の分ハ、矢張櫻ノ間ニ扣、尾州・紀州・水戸・一橋中納言ハ三位以上の輩故、虎の間ニ被扣居候との事也。大樹公ハ麝香の間大臣ノ扣所ニ被扣候よし。始終殿上人兩三人ツヽ縁頰ニ列座、將軍家ノ用向有之候節用辨ニ爲ナリ。關白左右大臣ニハ、必殿上人付添居候例の由。公卿ハ三位以上、殿上人ハ正四位以下の由承ル。於小御所　聖上御對面被爲在候よし。此時は、後見職始虎の間櫻の間ニ扣へ居り、少しも御樣子不相分、何レも大心配いたし居候也。德川家々來側衆以下諸太夫、其外布衣等の面々、五位ニても決て櫻ノ間ニ上ル事ならす、諸侯

宮中に於ける將軍の席次其他のこと

の家來と同樣の御取扱ナリ。乍併高家ハ櫻ノ間へ用事あれハ上ルゝ之。東照宮・台德公・大猷公の御盛世ヨハ、德川家來諸大夫布衣の輩ハ、於宮中賜扣所候よし。今般ゝ如斯御取扱ハ、全ク幕府の威光減候と諸藩士の喋々論トノ二件ヨよるなるへしと想像されたり。

○又一ツノ一奇話アリ。昔家康公・台德公・大猷公上洛の時ハ、轅ヨて車寄迄被乘付候よし。且又其時ノ關白ハ職ヲ辭し、御上洛の將軍へ關白宣下アリ。又將軍家京都を發し江戸ニ歸リ給フ前、關白を辭し玉ふ。又先ノ關白如元關白宣下となるの例のよしなり。左スレハ將軍家ハ上坐ヨて御對面ありしとの事之けり。今般ハ右の厚遇ハあらせられすして、元ノ是迄の御官位ヨて參內し玉ふなり。夫故ヨ御座席ハ、德大寺公純の次と被　仰出たり。於　朝廷も厚き御丁寧の御扱ヨして、實ニ難有事なり。乍恐將軍家、御所の御模樣御案內無之ニ付、橋本大納言實麗・小倉長季二人以特旨御世話申上ル樣被仰出候。御參　內のたひと兩人ハ御世話申上候。此譯ハ、靜寬院宮卽和宮の御實母ハ觀行院殿ナリ、橋本氏なり。右の御續柄を以御世話申事ヨなりたりといふ。御獻上物竝每々御參　內御用談もあり、於御內儀賜酒饌コもアリ。一々覺も不

致、大略の景況を左(右)に記す。

總裁職辭表のこと

○却說御上洛後ハ、彌以攘夷論盛ンに相成、將軍家に於ても殊の外御苦腦被爲在奉恐入候。　就是、大樹公ハ御參　內、其他諸事相濟候處にて、例の攘夷論盛ンに相成、諸侯ハ攘夷を專ら唱へ、藩士も同斷、浪人ハ彌贊成し、夫からして　朝廷においても、公卿始攘夷論或ハ暗殺抔の說も被行、到底天下の惑亂にして、迚も惣裁職の任負擔しかたく、依病五六日引籠、惣裁職ヲ辭表慶喜公名宛にて差出候處、於幕府御免といふ事六ヶ敷、素々後見職・惣裁職ハ、從御所以勅使被仰出候事故、御所へ御伺に相成候模樣なり。　夫故辭表を差出し置、直に越前福井へ歸國せり。　此時の苦心ハ實ニ難堪。　いかんとなれは、京都を發足して蹴上に到ル頃は、跡ゟ追手掛られし心地せり。　京都出立後、直に此儀幕府へ屆さり。　福井へ着の上、幕府ゟ惣裁職御免相願捨歸國い義、對　朝廷不相濟義、願之通り惣裁職ハ御免、且又謹愼被仰付候旨、京都ゟ申來り候。　內實の話にてハ、幕府にても春嶽殿ノ惣裁職辭表差出歸國ハ、奇々妙々と內々ハ感心致候との事。　乍併、奉對　朝廷候御義理あるを以、謹愼被仰付たり。　夫故城外さへ御出無之候ハヽ、內々の庭ハ歩行され候ても宜候。　又此攘夷事件に付、御所存も候ハヽ、無御

遠慮内々老中迄書付被差出候ても不苦との內意もあり、其內御免ニふりたり。夫故、京都發途後の事ハ、朝廷幕府ノ景況は不知候。

慶喜公攘夷の期限を定めらる

○然れ共聞所ニよれは、慶喜公ハ別て苦慮被致候。幕吏ハ攘夷ハ出來ナイト云ヒ、於　朝廷ハ攘夷ヲナセト云フ。結局攘夷ハ六月廿日と定メられ、朝幕議決せりと云。四月、男山神社卽八幡へ天皇行幸、將軍家も陪從被仰付たり。然りといへとも、稱病陪從無之、慶喜公名代されたりと云。此事件濟んて慶喜公ハ諸侯諸藩浪士の輩ゟ攘夷被相迫、苦惱の餘り攘夷ハ六月廿日と被相定候ニ就てハ、將軍家の歸府も未た不相分、依之慶喜公攘夷の取調トカ、生麥村の償金とか用向ニ托し、江戶へ被歸たりといふ。是慶喜公の一策なりと被相考さり。

京都に於ける慶喜公の運動

○其後六月、將軍家も亦脫走同樣ニて江戶へ還られたり。其後慶喜公は上京被致、此年かと覺申候、慶喜公ハ頻ニ多くの金銀を費して、用人黑川嘉兵衛・澁澤德太夫(榮一)澁澤某今一人名は忘れさり、夫等を遣ひ、京都守護職松平肥後守家來抔と相談し、二條關白殿下雜掌抔ト相結ひ、○○○二條殿下へ每々被參、十分取入、金銀又ハ諸道具其外を贈り、所謂苞苴則賄賂盛ンニ流行し、薩人へも結ひて、大ニ將軍家上洛の時の威光を減したるを取戻したる樣子ニて、二條殿下・)

○○ハ、幕府と慶喜なければ保有しかたしとの目的を据へられたり。夫故、攘夷論もあれとも、攘夷といふ者ハ急ま出來サルモノナリ、第一公武御合體の上、日本ノ兵力十分相整候上攘夷可然との事ま相成ル。是金錢多費の賄賂の功蹟(経)といふへし。

慶喜公に對する世評

○ま丶ま又一ツノ話アリ。一橋中納言慶喜ハ後見たり、慶永ハ共ニ入京し、惣裁職の時分、皮相ハ幕府官吏ハ難有感服ストいへとも、內實ハ京都ノ方取持スルノ、水戸老公の生レ替リ抔と窃ま狐疑スルモノ多シ。大久保一翁・勝麟太郎・永井主水等ハ、決て狐疑スルヿナシ。大久保一翁・勝麟太郎・永井主水・岩瀨肥後等て、官吏ノ爲ま大ニ猜忌を受けたり。如何となれは、諸藩士と交際をなすゆへ也。

大和行幸について

○却說、將軍家ノ初てノ上洛の御歸東ハ、六月九日御發京、大坂ゟ蒸氣船まて御歸東ナリ。此年八月、詔して俄ま大和　行幸を止メさせらる。余は此時舊士まあるを以て、風聞をきくに、長藩首として大和行幸を唱フ。此譯は、大和行幸は名にして、其實ハ兵を集め、天子を擁し、關東ヲ討伐せんとの密計ありたるよし。

○前記にも云ふ通り、二條關白殿・尹宮(中川宮)頻ニ幕府政治を賛成し玉ひ、薩藩を愛し長藩を惡む事甚し。 大和行幸の機密ハ、中川宮ハ飽迄御承知のおとなれは、幕府ノ壓倒されん事を患へて、行幸を止メ給ふよし也。 長藩の警衛ヲ止メ、此時三條・東久世・壬生・四條・錦小路・澤・三條西等長州へ遁走ス。 此等ノコハ、歷史ニ詳ナルヲ以テ、余カ記載を贅セス。

將軍家茂公の再度の上洛

○文久三年冬、一橋中納言余並將軍家の再上ヲ、島津三郎ゟ奏請せり。 故ニ將軍家の御上洛を被仰下、一橋中納言・慶永も上京せり。 早速御上洛の御積ニて、十一月中御上洛の積ニて、日限も被定候處、生憎江戸御本丸炎上の段 朝廷へ御達有之、依之御上洛日限相延、中納言・余大ニ心配せり。 於京都ハ一日も早く上洛アルヘシト云ヒ、於關東ハ本城燒失ニ付、御猶豫願さしと云フ。 實ニ關白殿・中川宮等ゟ御談ニ預り、大苦勞をなす。 然レとも余ハ只依召上京の身故、惣裁職の任ニて無之候故、同し心配中ニ少々ハ氣樂ノ所アリ。 一橋中納言ハ、殊の外の心配の樣子ニ被察たり。 十月廿七日將軍家江戸御發、品川ゟ蒸氣船ニて、元治元年正月十五日二條城へ御着ナリ。 正月十五日ハまた文久四年也。

○將軍家の初參內、其外ハ歷史ニ詳ナリ。 正月廿日二條城への 勅使ノコハ、

右大臣宣下前後の状況

所謂逸事まして、世間しるものなし。ヨッテ余カ記臆ノまゝを記ス。慶永此日二條殿へ參り候やう覺へ居る。夫よりいつ方へか罷越したり。一橋旅舘かとも覺ゆ、忘却す。今日二條城へ勅使カアリシヨシヲ或人か語りき。余ハ實ニ驚愕して、又〻攘夷の說被行、以勅使大將軍家へ、無理ナ　叡旨までも被仰出候義までハなきか、速動悸打出し、頭痛打、苦慮不一方案勞し、何分是ハ將軍家の一大事ナリ、直ま二條城へ登　城して、伺御機嫌しゐハヽ可然と思へと、今ハ惣裁職までもなく、忽然登城も如何あるらんと、思案再三をなせり。一工夫を出し、先中川宮へ參りて願拜謁、御内々伺候ハヽ可分と、是奇々妙々の計なり。却說、此記載中ニ思ひ出したり。二條殿ゟ一橋殿へ(旅舘へ參り)參り、慶喜公、今日ハ勅使夕刻二條城へ參入なりと被申。何事ヤラン、御互ま又、大心配の種てもあらふかと被云候故、小生も心配の餘り、種々工夫して中川宮へ參入する事ま決せり。尤初メハ、中川宮等へ拜謁ハ麻上下なれ共、毎々の事故袴羽織となりたり。中川宮へ罷越、急ニ拜謁願度事有之候故、御用多の義ハ恐入候へ共、是非一寸拜顏願度と申込ム。中川宮御承知まて、御逢可被成旨御答有之、奥座敷へ通り、宮へ拜謁ス。扨今日罷出候は外の事まも無之、只今他より承しゐへは、今日

夕刻二條城へ　勅使の趣、決て他言は不仕候間、何等の御趣意有之勅使被參候哉と伺候へハ、今日は右大臣宣下の勅使なり、此度ハ御請有之候樣致度と被申候。此時ハ七ツ半時頃也、(今ノ五時)時刻にも成候間、晩飯用意申付置候間、御喫し可被成との事之。余ハ心うれしく安堵ハスレ共、此事を速ニ將軍家に上申したしと思ひ候故、托他事晩飯を辭し、暇乞して駕斗りにて二條城迄奔テ行ク、跡ノ供ハ跡ゟ可被越旨供頭に命し置、例の通り二條城追手にて下乘し、馳奔シテ二條城の玄關に入る。　將軍家ハ衣冠を着して、勅使玄關迄出迎として玄關に立ナカラ居り給ひ、其餘老中若年寄も衣冠を着し、余ハ袴羽織でもあり、今日の勅使の御趣意不分ヲ以テ、一同大苦勞大心配ノ體にして、城中の館内ハ大動搖、人氣不穩。　慶永走テ入ルヲ將軍家御覽して、何ンで春嶽今日參ルヤと問給ふ。　慶永今日の恐悅に罷出候と笑ヒナカラ御答申上ル。　勅使の御趣意ハ存し居候哉。　慶永存し居候、於此所は上申致しかたしといへは、將軍家は少し安堵ノ思ひをなして、余ノ手を引かけて御座敷へ入リ給ふ。　老中は跡からかけつけて、春嶽殿今日はと斗り云ふ。　慶永其意を悟り、恐悅〳〵と云ふ。　老中も少く安堵の思ひをなして、烟草を喫する事となれり。　老中ノ烟草ヲ喫スルヲ

御板輿を賜はりしこと

ミテ、諸役人諸士動揺忽鎮定し、寂々たり、寥々たり。　自ら自負して思へらく、今日の勅使、幕府動揺セシ、慶永中川宮へ到り、御趣意相伺候を上申スルノ功によりて、城中ヲ鎮定せり。　聲色を動かさすして、城中を泰山の安におく。　天下トハいひあたし、自ら笑ふ。　殊の外空腹になりたるを以、老中迄相願、夜食を頂戴せん事を願フ。　老中ゟ側衆へ命し、將軍家の御膳を頂戴す。　初めて心腹安意せり。　無程勅使坊城大納言・野宮宰相中將と歴史にそあれ共、坊城ハ御用ありて參入せす。　飛鳥井中納言雅典・野宮宰相中將定功參入す。　右大臣宣下アリ、勅答アリ。　右等御次第ハ、余共席にあらさるをもて不知、歴史に就て見るへし。於御座敷(御座之間)勅使御饗應アリ。　將軍家の命令により、勅使の前へ罷出候様にとの事。　然る處羽織袴にて不都合故、幸ひ慶喜公麻上下にて御登城、御衣冠被召替候故、麻上下不用故、慶永ハこれを借用して、勅使の前へ出接伴をなせり。　夜五ツ半時頃勅使彼是スルウチ四ツ半時頃勅使・ハ歸ラレタリ。　余ハ九ツ時頃歸寓ス。　九ツ時ハ今ノ十二時也。

○却説前後の記載にハなれとも、大樹公上洛是ハ二度目ナリ。　正月十五日の御參着にして、翌日の十六日勅使あり。　以　叡旨從禁裡御板輿を賜ハる。　是

迄五摂家宮方の外、御板輿を賜ハる事なし。特別の　叡旨御板輿を賜ハるとの事也。秀忠公・家光公ハ別段なれ共、於徳川家御板輿を賜ハる事ハ、家茂公を以始とす。徳川家の榮譽にして、實に難有事之。

○正月廿一日、年頭御祝儀として參内あらせ給ふ。此時ハ轅に召さすして、從禁裏御拝領の御板輿にのらせ給ひて參内せらる。諸侯不殘在京の分)供奉なり。爰に一奇話アリ。慶永從　御所被爲召上京いたし居候、夫故惣裁職といふでもなし、乍去元惣裁職を相勤候て、且ハ國事盡力の一部分の人故、慶永ハ大樹の御前へも罷出、且老中の部屋へも參ル、尋常三家諸大名の扱トハ大ニ異ナリ。

元治改元のこと

○文久四年ハ甲子ニ相當ルを以、從古例、當年は年号改元ノある年ナリ。是迄年号改元の前にハ、從關白殿徳川將軍へ御相談アリテ、從將軍家異存無之の旨御答にて、御内確定相成、其後表向御發令相成候か常例之。よりて當年ハ甲子に付、年号改元ニ付、從關白二條殿御内談有之候。慶永用事ありて、二條城へ登營、老中部屋へ罷越候と、此年号話カハジマリ、慶喜公も御出有之、イヤナ年号ダト被申候故、小生ハどんな年号にて候哉といふ、老中某ハ、卽從關白殿御相談の

書付是也と見せられさり。慶永見ると、奉書二ッ折に書てあり、令徳・元治ノ二ッナリ。令徳ノ方ニ●印付て、於御所は令徳ノ方宜クと有之候。老中大目付目付打寄話に、令徳トハ徳川ニ令スルノ意味なるへし、御所で政權を持つ存しか抔と悪口話アリ。元治ハ元ニテ治ルノ意にして、王代ニナサントノ意味之。余笑フテ云ク、此天下の政權といふは、徳川氏に非ス御所にあり。徳川ハ所謂幕府にして、覇府ナリ。天子、政事を徳川に委託せらるゝ也。令徳川ハあたり前なり。王代ニ復スルハ日本ノ光暉也といへは、老中始いやな顔をして默座して俗に云ニガ笑ヲナセッ。予改めて私ノ考フル所は、令徳ノ二字そ甚不宜と奉存候、其譯は、古來ゟ年号字を用ユルキマリアリ。文久ハ文化・文政ノ文、久ハ壽ノ久ト云フ如ク、皆年号に用ユル字ヲ以撰定せらるゝ、古來の定規なり。元治ハ年号字の中にあれとも、令ノ字年号字ノ中ニナシ。夫れとも古來用ユルカハ不存候へ共、元治の方穩當ナリトいふ。慶喜公又老中抔云ク、御後見職ヤ老中ゟ申立候事は出來兼、實ハ心配致居申候間、何卒乍御苦勞二條殿並尹宮卽中川宮へ、御周旋御頼ミ申シマスト被申候故、慶永直に二條殿下へ罷出、御對面相願、令徳・元治ノ義、年号字ニ令ノ字無之事を證據として申上候所、二條殿下

慶永京都守護職となる

ハ、能御心付被下忝、私も實は元治の方可宜と存候へ共、衆評令德の方宜クとの事故、令德ニ決し候事、尙尹宮へも御話し置有之との事故、直ニ尹宮卽中川宮へ罷出、同樣言上候處、尤の義、何分心配可致、關白へも御申入有之可然との事故、私ハ只今關白殿下へ罷出申上置候、左候ハヽ明日歟、明後日歟、御出被下度との事ニて退去。兩三日立テ、從關白被爲召候ニ付罷出候處、例の年号之儀ハ、段々致評義候處、令ノ字成る程年号字ニ無之候故、矢張元治と改元ニ御内々御確定相成候間、只今德川大樹へ御相談中故、從大樹、兩樣の内元治の方可然と御答有之候樣致度、此義乍内々、大樹公へ申入相成候樣ニとの事ニ付、御禮申上退去。尹宮へも罷出候處、大同小異の御話ニて有之候。其翌日二條へ登城し、老中部屋へ罷越、尹宮・關白殿御沙汰の趣申入候處、何レも喜悅ニて、直ニ從將軍家關白殿へ御返答相成候よし。依之、二月廿日文久四年ヲ改めて元治元年と改元被仰出たり。當時の景況ハ僅々たる事といへトモ、實ニ今ニて考フレハ、小兒爭ひの如し。是元治改元ノ所以ナリ。

○二月十日（○元治元年）ニハ、戸田大和守山陵奉行被仰付、諸侯ニ被列たり。二月十五日松平春嶽京都守護職被仰付。此時大藏大輔ニ被任タリ。松平肥後守は

京都守護職ヲ被免、軍事惣裁職を被命たり。

禁中舞樂興行

○三月九日、於禁中舞樂興行ニ付、將軍家ハ參内朝六ツ半時の供揃なり。此時在京萬石以上とて不殘拜見被仰付たり。承明門の内ニて舞樂の舞臺たつ。主上ハ、紫宸殿御正面御簾ヲ垂下ス、其内ニて　天覽あるよし。濱緣へ御兒左右へ一人ツヽ坐ス。コレ主上　天覽の證也。尤　主上入御なれは、御兒ハ内ニ引入ル。大臣方ハ、疊敷ニて　玉座ノ横へ席を設け拜見、堂上三位宰相以上ハ、御右ノ方疊敷ノ上ニて拜見す。殿上人公家武家諸侯正四位上又中將以下ハ、緣頰へ圓座を敷キ拜見す。余ハ此時正四位下中將ヲ以テ、圓座ノ上ニ座し緣頰ニて拜見、各衣冠を着す。承明門ハ〆切、左近櫻右近橘、櫻盛リ也。朝日御簾ニ輝きて、實ニ銘肝難有、春色の佳景今ニ不忘、中々攘夷論抔毫もありそうニハ無之、大宮人の櫻かさして今日もくらしつと歌の如く、太平無事の春色と被思たり。舞樂畢て、將軍家ハ於御小座敷賜酒饌、在京萬石以上の面々ハ、虎の間ニおいて酒饌を賜ふ。歡喜無極被存候。將軍家ハ七ツ半時前二條城へ歸舘せり。在京諸大名ハ、傳奏迄御禮申上、銘々旅舘へ歸ル。醉倒ノ人多シ、可笑事。

○三月廿五日將軍家、一ツ橋中納言へ被申渡たり。御所方の御主意ハ一橋中

慶喜公に禁裏御守衛總督と攝海防禦指揮を命ず

慶永の京都守護職御免の事情

納言　禁裏御守衛總督・攝海防禦指揮被仰付、後見職の御義ハ御免云々トアリ。世間の風聞によれは、此一ッ橋殿への從　御所被仰出候義も、日本全國の一大要件之ト云フ。最想像論にして、とるに不足レ㡳、當時の景況を知るためニ記載せり。此事件も、一橋中納言ト尹宮トノ秘密ノ結約にして、關白左右大臣もあらすとの事也。禁裏御守衛・攝海防禦とは何等の事なるや、畢竟長州征伐ノ根元にして、長人を京師ニ入レす、夫故禁裏御守衛と攝海防禦とハ、外夷ノ來ルヲ(西洋ヲ當時ハ外夷ト云フ、當時ノ事ヲ記載する故に外夷ト書ス、以下傚之)防禦スルニ非ス、全ク長人を防禦スルナラント云。此義眞僞分りかたし。然レ㡳全ク無根ノ說とハいひかたかるべし。

○四月七日、松平大藏大輔(春嶽之)京都守護職御免願候處、無據ニ付願の通り御免相成候。是は余ノ不平を記載スルヨウニシテ不宜候得共、實事を記せされは判然ならさるをもつて茲に書顯す。夫慶永ノ京都守護職を奉仕スレハ、實ハ前幕府大差支アリ。いかんとなれは、會津松平肥後守ハ、余か守護職を命せられて免職となれり。よつて肥後守ハいかゝかあれされ共、其家來共に至つてハ大不平之。會津と土藩トハ尤仲わるし。余守護職たれは、公明正大の奉

仕をなし、朝廷幕府公武一致ノ確定を周旋せり。會津まてハ井宮並關白・慶喜公等隱々の謀策アリ。況ヤ長州征伐ハ余ノ好マサルヲ誰もしれり。旁以一族松平大和守(厩橋藩)ハ、政事總裁職たり。大和守ゟ内々京都守護職を辭せられ候方、可然との内諭あるまより、守護職を辭しさり。其後松平肥後守ハ京都守護職となりたり。

長州征伐のこと

○此時分又一奇話あり。慶永、用部屋まいたる。用部屋とハ老中の部屋なり。長州征伐なり、諸大名へ以封物、長州征伐の義ニ付、出兵の書付なり、平生の例まてハ、都て右筆組頭へ相達し、於右筆諸大名への達事認むるま、此征討書付斗りハ、老中の内まて奉書へ相認、老中直封して諸大名へ達し相成りたり。長州征伐の原因なり。

慶永正四位上宰相となる

○四月十日、慶永就歸國、爲暇乞登城、將軍家對面有之、將軍手自ら刀金千圓を賜ふ。四月十三日、松平大藏大輔、去冬依召上京、長々上京、長々滯在、公武御一和ミ筋、盡力拔群周旋、且參豫並守護職勤仕、苦勞被思召候旨被賞之、正四位上宰相御推任叙被宣下候旨、及上聞候處、　叡慮の通り正四位上宰相被仰付、之の旨於二條城老中申渡し。

○却說、古昔寛永度上洛の節も、諸大名供奉の面々へハ、從幕府　御所へ誰々御推叙、或ハ御推任、又御推任叙トカ被仰立相成候ヘハ、從御所申立候通り被　仰出候を、又其大名へ被仰出候よし。今般も寛永度の例に照準し、供奉の諸大名ハ御推叙又御推任、又御推任叙被仰出候。一例を擧けんゝ、今度御上洛御參內の節、供奉相勤候ニ付、正四位下御推叙の義御所へ被仰立候處、正四位下被仰付之。是諸大名過半右ノ通之。右ハ幕府ハ諸大名を管轄スルナリ。松平大藏大輔(慶永)松平容堂(山內)伊達伊豫守等ハ、御推叙又御推任叙等御所へ被爲召御推任叙被仰出候。一應の御禮申上、其段ヲ幕府へ申立候て、從幕府更ニ前記の通被仰出候。是ハ他ノ諸侯ノ例トハ違ヒ、特別の御待遇ナリ。

將軍歸府後の慶喜公

○五月三日一橋中納言を、大樹公歸府候ても、鎖港の成功總テ(總テノ字長州ニ關係せり)至御安心ニ迄滯京、万事可有盡力御沙汰有之、右御所ゟ被仰出候趣、二條關白殿下・尹宮(中川宮)一橋中納言(慶喜)松平肥後守等、內々合併して親睦の事を謀るなるへし。　慶喜公・肥後守ハ、女中迄召遣ひ、滯京長き積と被存候。　將軍家ハ已ニ歸府せり。

水戸內訌のこと

○却說此五月、水戸ノ藩士兩黨相攻メ、大ニ常野ノ間亂ル。　幕府田沼玄蕃頭意

尊をして、兵に將として討伐するの事ハ、歴史にありて衆人の知る所ニ。如斯の暴動の起源ハ、藤田虎之助(東湖)戸田銀次郎・田丸稲之右衛門・山國喜八郎等ヲ藤田ノ黨トシ、結城寅壽ノ黨ハ、市川三右衛門等也。相互ニ相爭ひし。藤田黨ハ正義黨にして、尊攘を唱へ、結城黨ハ所謂因循家なり。藤田黨政事をとる時ハ、結城黨黜ラレ、結城黨出れハ藤田黨ハ罰せられたり。相互ニ拮抗す。藤田ハ安政卯の大地震に、藤田・戸田ハ壓死し、結城も此時分ハ死せり。武田伊賀も藤田黨ナリ。此兩黨ノ爭ひの起原といふは、實ハ水戸齊昭卿(即烈公)の大失策ナリ。大不徳なり。此事をしるものは方今天下ニしりたるものなし。余ハ或人(名覺ゆワザと不記)か内々聞たり。結城寅壽といふ人ハ、頗姦才ありて、言葉巧にして、容貌少年ノ時ハ大美少年なりし。家老ノ家なりとききけり。又一説にハ、跡に家老になりたるともいへり。美少年のころ烈公の側ニ侍したりといふ。烈公其才智あるを好みし、辨舌の清爽なるを喜ひ給ふ。其上美少年にして、實ニ難逢好男子なるよし。且又、烈公ハ元來○○家ニして、妾數人を置き、其上峯壽院公主(家齊公の女烈公の養母)之上﨟唐橋と密通せられし事あり。かく迄の○○家故、寅壽を愛寵し、屢○○を行ハれしよし(眞疑難保證)。依之、寅

壽も公の最愛を受け、於水戸家ハ頗勢威盛ンなるよし。其後藤田虎之助出て、遂ニ側用人と相成、政權を專らにして藩政一變革し、文武の兩道盛ンなり、他藩の及ふ所ニあらす。遂ニ寅壽の姦才を上申し、烈公ハ正直なる御方故、藤田の正論を信用し、寅壽を黜られたり。寅壽の威勢屬水泡、あれともなきかことくになれり。於茲、寅壽ハ烈公を深く恨み奉り、藤田黨を惡む事豺狼の如し。これか卽原因なり。人を誹謗するやうなれとも、實事を記されは分らず、依てこゝには是を記載せり。

○却說七月、長藩士福原越後等堺町ニ動亂、一橋會津ノ兵ト戰ひしとハ、余在國中故、委詳これをしらす、故ニ記載せす。七月十八日長州征伐ノ令下ル。毛利父子ノ官爵を削り、德川慶勝を以總督たり。此時從幕府長州征伐ニ總督を命せらるゝノ內諭あり。余そ托病て固辭ス。故ニ尾張大納言慶勝を以總督とす。松平越前守茂昭副總督たり。小倉に出張す。西鄉隆盛ノ盡力を以、福原等を罰して討伐止みたり。

○又武田伊賀等常野ノ間に亂を起し、越前大野ゟ今庄を經て敦賀に至ル。一橋中納言武田ヲ討ンコヲ朝廷に請ヒ、兵を率ひて海津に至り、武田書を呈す。

事件に對する慶永の批評

中納言納レス、國法を犯スノ罪ヲ責メテ遂ニ斬刑ニ處せり。哀愍スベキノ至リナリ。歷史には、一橋中納言兵を率ひて海津ニ至リ、武田書を呈ス。中納言納レス。遂ニ加州ニ降り、書を以具サニ情を陳し、大法ヲ犯スノ罪ヲ謝シ、賊名ヲ雪カンヿヲ請フ。加州藩其事情を憫ミ、之ヲ幕府ニ啓ス。幕府卽傍近ノ諸侯ニ命シ、之ヲ分チ拘ス。後皆刑ニ死ストアリ。最眞實ノ記載なれとも、畢竟武田等ハ上京し、一橋中納言ハ烈公ノ子タルヲ以テ、其寃罪ヲ上告し、市川黨ヲ黜ケンヿヲ請求スルマテニシテ、決テ江藤新平如き惡意姦謀あるにあらす、可憐也。水戶中納言慶篤は慶喜公の兄なり。淸水篤守の實父なり。性質愚鈍にして才智なく、烈公に比スレハ天淵ノ違ナリ。夫故武田卽藤田黨は不被用、市川黨卽結城黨ノ方勢威熾なり。此武田始メの斬刑ニ處せられしは、可憐可哀ノ事にして、歷史上にては幕府の處置のやうに見ゆれとも、其實は畢竟慶喜公の腹心に出てたり。想像說ニハあれとも、十ノ九ハ余ノ違ハさる事を信用せり。慶喜公ハまさしく水戶烈公の子なり。特ニ慶喜公ハ本妻の腹ナリ。有栖川宮より武田等は頗實父に愛せられし臣下也。然ルを如斯暴動に及ひ、常野ヲ越前迄の亂を引起シ、第一對　朝廷、對幕府恐入、實心は憐愍スヘキ充分の厚情ハ

慶永の長州再征に對する批評

あれとも、對實父いても難捨置次第ニ付、斷然さる處置を施し玉ふよし。尤此武田事件ハ、從幕府萬事御委任になりさり。よつて如斯處置をなせり。此事ハ極內々なから、慶喜公余に語られさり。慶喜公云ク、余ヲ以春嶽公とし、春嶽公ならハ此處置寛大にして、禁錮位ノ事にすますへし、實に氣に毒千萬といはれたり。

○慶應元年閏五月將軍入京ハ、毛利氏ノ再征伐ナリ。此擧は普通の歴史上に詳なり。先に尾張大納言總督として征長アリ。此時福原越後等を誅し、毛利父子謝罪ス。幕府宥恕して其罪を問ハされは、却て毛利家ノ大ナル困却を生するなるへしと想像せらる。然ルを再討に擧アリ。却て毛利家に臣下一致一和せり。幕府よりいへは、幕府の大失策ナリ。毛利家ニてハ大ニ得策となれり。人世の變態可畏之。幕府再毛利家再(征カ)討ノ得策ならす、却大ニ生大患に義ハ、諸侯に中にも建言する者多し。尾張大納言始建言せり。余も亦兩三度建言諫ム。採用無之のみならす、却て大ニ受嫌疑。予ハ此時在國せり。勝安房なとも毎々老中迄ハ口上或ハ上疏せりと。幕府採用無之、只に老中ヵ採用スルノ權力を失ひたるハ、諸役人に內大目付・目付・勘定奉行・町奉行其外長州を

長藩と一橋會津尹宮等の關係

勝と大久保一翁の心境

惡むと甚し、況ャ一橋中納言・松平肥後守等ハ殊更長藩を惡み、長藩トハ齡を共せさるの心地なり。是ハ幕府ノ事之。尹宮・關白殿下等專ら佐幕家、眞ニ佐幕ニハあらす、佐幕ならは長州征伐を歇メ可申に、却て主張し給ひ、一橋・會津・二條・尹宮ニ固結ニ談判相整候か、老中へも申參り、諸役人ハ下地ハ御そき御意ハよしといふとく、欣然同意せり。老中も中ニて、不同意ニ人もあるよしなれとも、所謂寡難敵衆意味、御尤／＼と斗りいふ。勝安房・大久保一翁二人ハ大ニ不平をならせりと承ル。於幕府て、諸大名不殘應命トノミ思ひ、長州一藩を消滅せしむるて、掌をかへすよりも安しと申、輕蔑甚き之。然ルニ長藩て一致一和をなし、幕軍ニ方は第一薩藩兵を出すを辭し、其他ノ侯伯も不同意連中多く、夫故抛身命ル者十ノ八九もなし。余も依召、將軍上京ニ頃て上京せり。將軍大坂城ニ旅館を定む。是長州征伐ニ就テ之。余も大坂へ登城をなせり。老中始皆陣羽織を着し、長州て一月中ニも破滅スルと人々いひあへり。予は氣ニ毒ニ思へり。今考フレバ幕府ニ衰態を極ルノ原因なり。七月前六日頃、長州征伐段々長くも相成、勝利ニ目的ナキヲ以テ、一橋中納言を總督として藝州迄出張を命せられしが、遂ニ果さす、此事ハ關白殿下・尹宮・會津等の謀策なりと考へ

滯京中の慶喜公に將軍家茂公の病氣通知

慶永の下坂

られたり。七月日は覺へ申さす候。乍併十五日頃かと存候。一橋中納言ハ、御池通り元酒井若狹守邸を一橋家にて兩三年前被買上、麁末の營繕ありて、長滯京の覺悟故、妻ハ在東京、妾を被置、女中も有之候よし。此十五日頃カ、余ハ一橋中納言ノ舘へ參リ用談中、俄に公方樣此程中ゟ御不例の處、追々御增進相成、一同御案し申上候間、早々御下坂有之度旨、老中ゟ一橋中納言名宛の書狀、大坂ゟ早馬にて參り候。慶喜公ハ是を御覽して驚き給ひ、余に此書付を見せられたり。余も亦驚愕を極めたり。慶喜公ハ直に御所へ被仰立候て、卽日早馬にて大坂へ下坂されたり。余ハ朝廷ゟ　御召の上、京滯在の身故、直に下坂の義も六ヶ敷、德川家茂大病の趣承知仕候故、下坂いたし度旨願候處、直に許可相成候に付、早々出立、伏見迄參り、淀舟にて下り大坂へ罷越候ハ十八日かと存候。翌日登城伺御機嫌、最も表向の事にあらす、老中部屋迄參り、伺御機嫌候え。老中へ面會し、御容體の御樣子伺候處、迚も昨今の御模樣にては、挽回ハ難叶義と相考申候、春嶽殿の事故、御前へ御出候ても宜候得共、何分御混雜故御見合せ相成候樣被申聞候故、直に退出候て旅舘へ歸り、翌日又々登城御機嫌伺候處、時刻失念の事何も被爲替候義ハ無之候得共、御大病の趣實は御內々薨去相成候て奉恐入

候と被申。直ニ恐入申上（尤內々）歸去せんとする時、老中某、今日御凶事奉恐入候。依之私共部屋へ御出被下度と申聞ㇾ故參りㇾ處、扨御跡ミ義ハ春嶽公ミ御見込ハ如何哉と申候故、御尋問まてニも不及、慶喜公ニ止マルノミト申候處、私共御同意ニて、實ハ上ニも薨去前慶喜公を御側へ被召、物事萬端宜賴ムトノ上意アリ。以是見れて、家茂公も慶喜公を以繼嗣となさんとの御確定なりと想像せられし。內實ハ今般ミ御病氣ハ、とても御六ヶ敷と何も存し候故、慶喜公へも過日來申上、御內々薨去後も、御相續ミ儀申上候得共、一向御許容無之、尾張大納言・紀伊中納言ノ內可然抔被仰聞、御聞濟無之、何も當惑いさし居申候間、乍御苦勞春嶽公御面會、慶喜公へ被仰上、御許容有之ㇾ樣御周旋被下度旨被申ㇾ故、如私愚鈍なるものゝ周旋ハ無覺束ㇾ得共、先申上試へくと答置候。

慶喜公を繼嗣とすること

直ニ慶喜公へ拜謁し、上ニも薨去恐入候、就夫、尊卿を以大統を繼かしめんと心配ㇾへ共、尊卿御聞濟無之由。御聞濟無之ハ、無致方、私共御勸め不申上。左候へハ、後見職も御斷リ被成、尊王攘夷も度外ニし、家康公ゟ連綿さる保有し給ふ德川ノ天下も御抛擲の御見込。德川ノ天下ハ、尊公御一心ゟ屬水泡ㇾ義と心得候旨申候處、慶喜公ハ委詳御敎示ミ趣ハ難有奉存候、老中へも申聞、御請御相

慶永、慶喜公を說く

續可致と被申候。其段内々老中へも申聞候處、大安心、哀中の喜悦ハ是之と被申直ニ退去旅館へ歸り、翌日淀舟ニて歸京いたし、其後照德公御棺拜大坂へ下り拜禮いたし、又〻歸京いたし候事。依之長州征伐ハ止メ相成、勝安房守長藩へ、廣澤兵助・井上聞多等ニ廣島ニて應接あり。十二月慶喜公征夷大將軍トナル、固辭許さす終ニ命を奉す。

孝明天皇崩御

○二十五日（○慶應二年十二月） 天皇崩御壽三十七[六]才ニならせ給ひ、謚孝明天皇。此時分ハ在國中之、故ニ委詳ノヿヲシラス。

兵庫開港

○慶應三年丁卯、去年 孝明天皇崩御ニ付而、 聖上踐祚し玉ふ之翌年之。此年四月島津大隅守久光・伊達遠江守宗城・山内容堂・松平大藏大輔慶永・鍋島閑叟等應召上京せり。此時は兵庫開港一條也。幕府の奏問ニより條約を許され候へとも、兵庫開港の義、未た決し不申候。余ハ四月上京して、一旦越前へ歸りたるやう存候。

大政奉還の事情

九月容堂公か天下の形勢を患へ、幕府の政權を解クヿヲ幕府ニ言上す。尤も容堂ハ疾ニて國ニ居り、後藤象次郎を使者として差出。幕府ニても種々評議もあり乍併時勢不得止義故、十月將軍慶喜朝廷ニ上書して、將軍職ヲ解カンヿヲ願、大政を奉還スルをも願たる之。此時の風聞によれは、此

政權返上ㇾ事ハ、慶喜公も祖先以來ㇾ政權故、大ニ苦慮し給ひ、尹宮・關白殿ㇸ大ニ不服ㇾ由。去かれとも無致方、夫故十五日朝廷ゟ勅答ㇽハ祖宗以來の政權故、於朝廷も御苦慮被爲在候。併時勢不得止義故、願ㇾ通リ被仰付、猶天下ㇾ諸侯一同出京被仰付、更ㇽ決議可有之。此朝廷の被　仰出は、歴史ㇽも相見え、朝廷ㇽても判然いさし居候故、別ㇽ不記候。

幕府と長藩其の他の藩々との關係

○却說再度長州征伐ノ事をきくに、於幕府ㇸ大ナル希望ありしよし。長州征伐ハ、卵ヲ壓スカ如シ、速ㇽ勝利とノミ存詰しよし。今度ㇾ長州征伐を非とするものは、第一薩藩・土藩其外各國あり　天下ㇾ如斯動亂スルハ、畢竟薩土ヲ始、尾州・越前・熊本・肥前・筑前・因州ㇾ諸藩也。幕府ノ倒ルヽヲ待ちて、帝王ノミㇽ勤王を唱へ、甚可惡奴等之。長州彌勝利ならハ、追々ㇽ薩・土・越・尾・肥前・筑前・因州共外藩々追々討滅スルノ遠謀アリシヨシ。是ハ實事らしく思ハれさり。慶永表向ㇸ、幕府ノ待遇厚けれとも、內心ㇽ至つてㇸ油斷ならすと或人カ余ニ忠告せり。

坂本龍馬と原市之進

○且又坂本龍馬ハ、土州藩之。頗勤王家ㇽして爲國盡力せし人なり。此人ハ暗殺せられさり　誰人といふ事不分。乍去風聞ㇽよれㇸ、一橋中納言ㇾ用人

坂本龍馬岡本健三郎と勝安房横井平四郎

ニ原市之進といふ者あり。頗寵を得て周旋家なり。○○關白殿へも毎々出入をなし、賄賂等を用ゆ尤才子なり。此人窃ニ誰レニか命して龍馬を暗殺せしといふ。信僞保證しかたし。龍馬ハ余最志れり。毎々面會せり。其以前余カ惣裁職たりし時、坂本龍馬・岡本健三郎二人謁見ヲ乞フ。余面會、天下ニ事情と形勢を陳述せり。勤王の志可感也。

○またニ一奇說アリ。龍馬・健三郎態ゝ江戸へ參りしも、於幕府ハ勝安房・大久保一翁、且又春嶽公ニハ肥後藩熊本横井平四郎ナルモノアリ。頗學者なれとも、廢帝の事を主張し、外國交際を喜ひ、勤王ニ志毫も無之、如斯邪佞なる人春嶽公ノ側ニ居り候てハ、天下ニ爲不相成、可暗殺と覺悟を極メ居候由。龍馬・健三郎、勝安房守を刺殺さんとて勝宅へ參り、天下ニ時勢論をなし、飽迄議論し、勝を負カシ、其上ニて勝アヤマレハ事ニより可許、左もなくは一刀ニ刺殺さんと思ひ詰め、勝へ面會を乞。勝許諾して應答するニ、勝ニ議論磊々落々ニして、却て兩人ハ壓伏サレ、勝ノ議論ニ服し、刺殺ノ譯を語る。勝大ニ笑ヒたりと。其後、横井平四郎も刺殺さんとて平四郎ニ面會す。是も平四郎ニ正論ニ服從し、廢帝抔ノ事ハ思ひもよらぬ事、段々說明を受け兩人大感服大敬服坂本・岡本ハ平

四郎と斷金の交りをなし、平四郎が勝・大久保に面會いたし度と兼て申候へ共、未さ其願を不得、龍馬ノ媒酌ニヨリ、勝へ龍馬ゟ照會して平四郎も勝と懇意になりさり。勝先生を、天下の諸藩浪人所謂勤王家ナル者、勝を暗殺せんとする者あり。龍馬ハ可成丈ヶ是等の暴客へハ説諭し、勝の夜行抔にハ、窃に龍馬・健三郎護衛シタルヿモアリシト云フ。

〇此より追々王政一新の事件に取懸り記載せり。益嫌疑にわたりさる事もあるへけれとも、不得止事候。扨十月、將軍慶喜公ハ　朝廷へ上表し、大政を奉還し給ふ。十月ノ末、又々應召上京せり。大津へ一泊の時、尾張大納言慶勝ゟ使者來れり。菓子ヲ送ル。使者ハ田中邦之輔也。今の文部大臣不二麿ナリ。

田中邦之輔

田中に面會し、京都の事情を問ふ。邦之輔如何成景況にある候哉、聊も不相分、尙御上京の上て、萬端御同心戮力仕度と被申聞候。直に其翌日上京、聖護院村の屋敷へ着。慶喜公ハ將軍宣下以後ハ、御池通りの屋敷にて無之、二條城中に住居せり。今建築しある二條ノ御殿て、所謂二ノ丸ノ由、本城即本丸て、昔燒失して舘ナシ。慶喜公本丸へ麁略ナル舘ヲ建築し、尤女中幷近習斗り候。二ノ丸ノ舘物にテ、勅使諸大名等の謁見、老中始諸役人部屋々々二ノ丸ノ舘中にあり。

慶喜公の二條城改築

二ノ丸も先小サキ江戸ニ御殿通りまて、金張付等まて美麗之。二ノ丸ノ舘より新築ノ舘へ廊下ヲ架渡し、凡二三丁まさもあるへし。下方上へ上り、本丸ノ多門迄上り、夫方廊下まて新築の舘へ參ル、不便利ノ甚しき之。火ノ見櫓を被建、一覽スレハ眺望殊ニ佳ナリ。山崎八幡を見渡し、晴レニハ生駒山も見ゆるよし。余上京ニ頃、普請最中之。其後落成ス。

大政奉還の經過

○余上京直ニ參内、二條城へ登城し、慶喜公ニ對面し、今度大政御奉還ニ次第を豫め慶喜公被話候。今後ハ如何成物歟、春嶽考ハなきかと被申候故、中々如私愚鈍なるものゝ考へ付かさしと答候。

慶喜公の意向

慶喜公云ク、是迄ハ御承知の通り、於幕府天下ヲ統御し政權アリ、役人ハ皆旗本ヲ用ヒ、老中若年寄ハ譜代大名ヲ相用ひ候。從今ハ右等の弊習を破り、天下ノ諸侯ヲ京師ニ會同し、諸藩ノ有名豪傑ナル人を撰(選)ミて、公平無私ニ政治を議し執行スルノ外他ナシト被申。倩考フルニ、政權ハ全ク徳川氏に如以前將軍ニハなくとも、諸侯頭までも被命レハ哉の心算ニ趣ニ被相考申候。尤今般の王政御一新を、不容易事まて、大久保利通此時市藏・西郷等竊ニ目的を立、岩倉公へも内談いたし居候義と被考候得共、此義ハ誰も知る人なし。況ヤ關白殿下・尹宮等ハ尤御承知無之。如會津も毫もこれ

後藤象次郎、岩倉具視の内意を受け王政復古の計畫を慶永に通ず

を知るとなし。

○十二月五日ハ慶喜公より被召二條城へ登城。夫ゟ本丸ノ住居まて慶喜公ま對面ス。慶喜公ゟ酒肴ヲ面前まて賜ふ。此時ㇾ相伴ハ板倉周防守勝靜今松叟之、永井玄蕃頭尚志まして、昔ㇾ將軍家ㇾ饗應と違ひ、數奇屋膳まて茶席料理之。到夜歸宅ス。中根雪江ㇾ容顏甚惡敷苦惱の樣子之。余雪江ま逢、何等ㇾ事起りい哉と問ふ。雪江云ク、天下之一大事之、今日七ツ半時頃、後藤象次郎ゟ大至急面會いさし度事有之候故、乍御苦勞私旅宿迄來臨有之度と申參り候故、早速參りい、象次郎へ對面い處、象次郎云ク實ま天下ㇾ一大事ハ申迄も無之、古今未曾有ㇾ事ニて候。其譯ㇾ御承知之通り、天下ノ形勢を察し、主人容堂ゟ幕府大政奉還ㇾ義忠告仕い。幸ま幕府慶喜公ㇾ御英斷を以御採用相成、天朝へ御上表相成候處、諸藩入京ㇾ上公議ま付ストノ勅答ニ相成居候。然ル處天下侯伯入京、公儀と申ても是又甚六ヶ敷事故、今度ハ斷然御一新ㇾ見込まて、岩倉中將具視と被申候堂上ㇾ格別ㇾ御配意まて、薩藩ニ大久保市藏・岩下佐次右衞門・西郷吉之助、於土藩ㇾ後藤象次郎過日來日々相談いさし申い。二條關白殿下、近衞兩公、尹宮等ハ少しも御承知無之事まてい、堂上まてハ中山大納言・

中御門中納言等専ら心配被致候。乍併議奏にてこれをゑらされは、大に不都合の筋有之候故、正親町三條前大納言・嵯峨・長谷宰相中將・阿野宰相三人へも極内密御承知に相成居候、其他傳奏等も少しも漏し不申候。徳川慶喜公ノ上表サレシ政權返上も被聞召屆候て、關白・幕府・議奏・傳奏共他一切被廢、慶喜公ハ矢張議定職に被置、委詳略ス。極密春嶽公へハ申上呉候様、岩倉公ゟ御沙汰に候、決て他へ御もらし候而ハ、天下之一大事故、極密に願度、且又幸、淺野家松平安藝守殿へも、從私懇意之者藝人に話置候。尤も右の發表十二月九日寅ノ一點ト相定メ候。容堂多分八日迄に上京と存候。容堂之出京遲く候ハヽ、兩三日ノコトナレハ待合候積。尤十二月七日發表と申事に候得共、容堂京着多分八日と存候故、夫迄之見合に相成、彌九日と相定り候。此儀雪江迄通し候様、内々岩倉殿ゟ御沙汰の旨、雪江ゟ承り大驚愕、如何成事哉と當惑いたし候得共、いさし方無之、其晩ハ實ハ夜分も寐られす候、翌日に相成、雪江とも申談、實に一大事の義古今未曾有之事也、他へ口外いさし候筈にも無之候へとも、徳川御家に第一大關係候故、極密將軍樣即慶喜公斗言上ノ義至當さるへくと内々相談し、翌六日夕あまり人目ノ觸れさる時分を相考え、慶永參候而も不宜候故、中根雪江差出、

中根雪江慶喜公に謁し密計を傳ふ

二條城へ大概今ゝ六時頃雪江罷出、御目付衆へ逢ひ、松平大藏大輔使中根雪江ニ御座候、御老中方へ拜謁いたし度旨申入候處、今日は尾張殿被爲召御酒宴中にて、老中も御相伴出候事故、明日可罷出旨雪江へ御達有之候由。　雪江云ク、至急ゝ義ニ付、明日迄相待候義ハ難相成旨何分老中へ拜謁ヲ相願度と申出候故、老中方ゝ內一人御逢相成候處、今日は大藏大輔使にて罷出候、天下の一大事ニ付、上樣へ恐入候へ共拜謁相願言上候やう被申付候故、此段申上ルといふ。　老中も天下ゝ一大事と承り、直に上樣へ言上相成ル。　尤慶喜公ハ、一橋以來每々御懇意罷出拜謁もいたし候事故、今將軍家に被爲成候とも、拜謁願不都合ニは無之候。　慶喜公は老中ゟ天下ゝ一大事と被承、早速尾州始宴中をも不被厭、雪江へ御逢ゝ處、雪江ゟ段々後藤ゟゝ事情申上、何分於德川家は、御恭順候て、御家は御萬全と申上候由。　慶喜公は大ニ失色し茫然御當惑ゝ御樣子ニて、尾州殿ゝ宴中にも其後俄御用ゝ趣を以御出席御斷相成、雪江ゝ上申ゟ老中始大ナル疑惑を生せしといふ。　乍併老中ゝ內へハ、內々雪江密話有之哉も難計、尤松平肥後守京都守護職、松平越中守京都所司代抔ハ、此事ハ夢にも不知、尤關白殿下・尹宮等も猶更御承知無之候。　然ル處、容堂公は七日カ八日カ不覺候へ共、上京

十二月八日の參內

相成候て大ニ得力候。　從是ハ餘程繁雜ノ記事ニなれり。

〇却說十二月七日夕、從傳奏、明日夕御用有之候ニ付、參　內ノ義被　仰出候。是ハ何も變革一條まてハ無之候。　尤一橋是ハ間違ひ德川慶喜公、松平肥後守、京都所司代松平越中守諸侯不殘之。　余も亦八日夕刻參內、何も相替候事無之、二條關白、鷹司前關白、近衞前關白、近衞忠房公、德大寺公純公、廣幡內大臣等不殘參內、素より賀陽宮卽尹宮中川宮とも申候御方之、山階宮等も御參內之。　余ハ此時ハ衆人の所知の通り參豫ゆへ、麝香間邊迄ハ罷越候之。　何カ色々御評議事まてもあるへし、退屈する迄も待居り、所々歩行、紫宸殿清凉殿抔へも參り候。余ハ尤今夜ハ御所へ泊り同樣、不歸積りの心算之。　傳奏飛鳥井大納言、野宮中納言、春嶽殿へ御面會申度儀有之候間、罷出候樣申來り候故、何事ヤラント參リ候。　何そ御用も候哉と伺候へハ、今朝カ昨夜カ、中立賣門トカ蛤門トカへ薩摩の人數カ大炮を持て參り、何カ不穩の樣子之、若御承知も候ハヽ、決て洩シ不申候間、爲御聞被下度と申候故、內實の事ハ不被言、迷惑スレ共無致方、私ハ一向存不申、夫ハ關白樣御始ハ御探偵まて御承知可被爲在。　近來色々の浮說有之、不足信と先申答へ置候と。　廣幡忠禮公も春嶽を被呼出候て、同し穿鑿、誠ニ込(困)り、

やつとニゲロ上ニて相濟ミ申候。其夜四ツ半時頃、議奏正親町三條前大納言實愛卿(嵯峨殿)を始櫻の間(武家溜)へ出席、毛利父子及支族ㇾ官位被復、出京御差許シ、三條實美ヲ始五卿ㇾ輩、及故錦小路賴德ㇾ官爵を被復候旨御達有之候。此時兵庫開港ㇾ事も被仰出候樣覺へ𛁈得共、確乎として覺不申、間違かも難斗候。右正親町三條前大納言被申渡候、一同退出ス。余ハブラ〳〵して步行ス。二條關白・近衞前關白・近衞忠凞公・德大寺公各薩摩ノ景況不穩、今朝トカ昨夜トカ大炮ヲ宮門內ヘ入レタト申事正しく、會津ㇾ家來見て內々報知せり、色々御尋問あり、實ニ困却極り、大概ニ返答いさし候。何、二條・近衞兩公、賀陽宮・德大寺傳奏等退朝ナケレバ、寅ノ一點も遲く相成、一大變革ニ不掛、正親町三條・長谷・阿野等ハ頗困難、何分攝家・賀陽宮等早く退出を促せ𛁈へ共、中々退出ハなし、退出ナケレハ岩倉始ㇾ取掛りも不出來候。尤八日ハ、慶喜公・會津・桑名等ハ托病氣參內無之候。何分、二條・近衞・廣幡傳奏ヨ何カある何カあると被責立、頗ル困却し、無致方窃ヨ退出シ、尤衣冠ノ儘二條城へ登城ス。只駕ニのり、僅供三四人ヨて參ル。今考ふれは八ツ時之、卽今の午前二時之。今日宮中ㇾ模樣を老中迄內々上申し、彌毛利父子官位復舊、三條始も官位復舊入京被差許候旨申候。慶

毛利父子及三條實美以下の官位を復し入京を許す

王政復古前夜の狀況

王政復古の第一日

喜公も殊ニ外ニ御苦心ニて、先夫丈ケても分り満足スト云ソ。老中へ内話ノ折、近習ノ者只今春嶽登城とても申上候哉、直ニ老中部屋迄御出相成、御尋相成候。實ニ今考へても、戰々競々可畏、毛髮竦然肌生粟候。

○追々寅一點七時、今ノ四時之ニ近寄ルヲ以テ、御暇申上退出、直ニ參内いたし候。此時モ誠ニ寂然トシテ如無人、八ツ半時頃ゟ、何カ世上不穩ニ景況ニて、追々兵隊宮門内へ繰込ミニ様子之。俄ニ寂然如無人も、動亂ニ世と變革し、可畏ニ形勢ニていゝ。其内ニ岩倉具視・中山忠能・徳大寺實則・萬里小路博房其他數名、中御門經之も被罷出、御公家様ニ顏ハ初て對面せり。容堂并松平安藝守等も參内、兵隊ハ宮中を取圍ニ夫々警衛し、太鼓をたゝき、常御殿ノ縁ノ下迄も兵隊ニて御警衛申上候よし。此時大政復古御一新ニ第一日也。大久保市藏・岩下佐次右衛門・廣澤兵助・後藤象次郎等專ら宮中ニ出て盡力ニ様子之。スヘテ大名と公家トハ分レテ、大名モ表座敷ニ居り、公家ハ奥ニ居り、其間を大久保・廣澤・後藤先三人周旋奔走盡力せり。岩下佐次右衛門・中根雪江・小原仁兵衛・辻將曹等ハ罷出候而相談相手ナリ。元ノ仕出しハ不知様存候。

○此時御書付ヲ以攝政・關白・幕府・傳議兩奏・守護職(所)・諸司代等の名目を廢し更ニ

攝政關白將軍等の官を廢し總裁議定參與を置く

惣裁職・議定・參與の職を被置候。二條ヲ始五攝家幷尹宮參內當分被差止。實ニ此混雜ハとても余カ不調法ニ記載ニハ書クヿ不能、所謂筆舌ニ及ふ所ニあらす。惣裁職ハ有栖川二品宮をこれニ任し給ひ、仁和寺宮・山科宮・中山大納言・尾張大納言・越前宰相・安藝宰相・土佐少將議定職被仰付。大原左衞門督・萬里小路博房・岩倉少將等ハ參與なり。如斯被仰付候へとも、御評議等ノ節斗り罷出、其餘ハ扣所ニ居ル。尾張家ニてハ田宮彌太郎、雪江同樣宮中へ詰なり。八日の晚於宮中歌をよむ、

二ッ那き命をすてゝ國ノ爲メ、心をたくす時ハ此時、

とよミ申候。又、

風さゆる霜夜の月ハ夫よりも、身にしみ〳〵とおもひつる哉、

二條關白及び會津桑名の參內を停む

○此時西鄕吉之助も參內いさし居候樣覺へ申候。木戶準一郎ハ、此時ハ未さ參內無之、大久保・廣澤・後藤等ハ奧ノ間ニ付面會不致候事。此時二條關白始、攝家大臣傳奏會津・桑名等皆參內ヲ被止タリ。實ニ誰レの心中も暗夜ノ如くニして茫渺さる心地をなせり。當惑ニ心配も皆行過きさるなり。堂上方ニ內ニては、大喜ひニて譯もなき歡喜雀躍して宮中を奔走するもあり。今方考ふ

慶永岩倉公の旨を受けて慶喜公に政權返上等勅許の趣を傳ふ

れハ、迚も不分、茫々たるものにして、海路津路を失ふかことし。

○却說岩倉公ハ此時參與ニ職たり。然れとも專ら大久保・廣澤邊と談決せらるゝ樣想像せり。外ニ者ハ皆心配して大ニ疲勞するものあり。獨り大久保ニ至つてハ、斷然たるものにして、心神精爽なりと人々感し合へり。九日晝か夜か忘れたり。岩倉公ゟ慶永申參候故、小御所御下段へ參り候處、今般別格ニ御英斷を以、日本一國中ニ大改革被仰出候ニ就而ハ、慶喜公ハ願ニ通り政權返上幷將軍職被廢候旨、御書付ニて御渡有之、且又今度以御英斷、御變革被仰出候得共、於　朝廷ハ、兵馬ノ權力も無之、第一會計ニ目途も無之候に就てハ、追々是等ニ儀被仰出可有之候へ共、差當り於慶喜公ハ、幕府所有高ノ内幾分か獻上有之候樣、慶喜へ相達可申との事。尤尾張大納言・越前宰相兩人へ被仰付候旨也。今般ハ實ニ古今未曾有ニ義故、天下一般公平ニ議論ニて一決し、其上ニて行政ニ積りと被申候。余は直ニ二條城へ罷越、勅使てハなけれとも、御用ニて罷越候。尤衣冠也。慶喜公へ御直々申上候ても如何哉と存し候故、老中へ面會、御所御沙汰ニ趣上申、老中ゟ慶喜公へ上申せり。余ハ老中面會ニ上ニ慶喜公へも拜謁して、段々御所ニ御樣子申上候へハ、殊の外の御心配ニて、顏色如土ニ相

見え、余ハ昨夜ゟの盡力てハなくてくたびれ、茫然さる心地せり。直ま又參內して御請申上、此夜ハ二時ニ聖護院ノ屋敷ま歸ル。容堂ハ九日一寸參內スレ圧、用事トカ不快トカまて直ま歸館せり。淺野・尾州も余と同し事之。

○是からハ衣冠ノ事もアリ、上下ノ事モアリ、事ニよれも羽折袴ノコモ折まハ有之、十二月八日迄の御所の樣子とハ、とんと變更して可驚の有樣之。大久保市藏始諸藩士も、皆羽折袴之。十日朝も二條城へ登城して、幕府の模樣を伺ひ且尋問し、其上まて參　內ス。

慶永立場の苦心

實ニ困却極マルといふものハ、於朝廷も慶永幕府の爲ニハ力を盡し、內通するやとの專ら嫌疑を受け、又於幕府も春嶽も幕府の親戚て有ナカラ、朝廷の政治ヲ贊成スルトノ嫌疑を受け、老中始役人諸旗下一同之。

○二條城の景況ハ、二條城の大手門內、門外、兵隊羅列し、劍筒の劍を左右より出し、今まも放發の事如何哉と存候。九日以來ハ日々參內し、或も二條城へ參ル。實ニ二條城ノ形勢可畏。今まも劍まて突殺さるゝやま覺申候。二條城へ參り九日以後之。

幕府の諸役人慶永を疑ふ

慶喜公云ク、春嶽每々登城も忝存候、乍併、御承知の程も不存ん へ共、春嶽ハ德川家ま心と力を盡さすして、御所の方ノ取持をスルナトと、諸役

奉還後に於ける慶喜公の心境

幕府の兵備

人ゟ下々迄取沙汰いさしゝ間、殿中及城中御歩行、いかにも氣遣敷存ゝ間、殿中ハ坊主(表)二三人も、相付可申と懇話故、段々思召ゝ程ゝ難有奉存候へ共、殺サレル時ハいつさか不知、坊主ノ二三人居ても役ま立申さぬ事故、御斷り申候と答フ。最早死ヲ極メ候事故、心丈夫まいつ方もゐるき居り申候。是も此時ゝ様子を見るゝ一端といふへし。

○却說城中ゝ鹽梅ゝ、矢張慶喜公始、薩長土藩ゝ士ハ戰端ヲ專ら開クコヲ主張せらるゝ様憶測ナカラ被考候。いかんとなれゝ、老中始藤堂其外御譜代大名、紀州其他ゝ諸大名ゝ兵隊ゝ書付調へ、又玉藥卽彈藥ノ調へ有之、慶喜公手元までハ鐵炮彈藥の調有之、何分只今德川家まて兵端を開きゝてハ、第一 朝廷へ對し恐入さる事ハ勿論、三百年來ゝ家も消滅し、不容易事故、余ゝ出〻一案、若朝敵ま御成り被成ゝ思召こゝ哉と問フ。慶喜公、決て兵端を開く存しゝ無之候とハいへと、どふも、聊疑ゝれさる所あり。慶喜公ゝ頗調練好きまて、昭德院様以來兵隊も調練も十分出來、又藤堂井伊等も皆兵隊もあり、皆練熟ノ兵ノ由。德川家まて今所賴ゝ練熟ゝ兵隊ハ十八大隊コレアル由之。一邊軍をなされさらは必勝利なるへしと御考の御様子アリ。薩長土の兵ゝ、皆練熟ゝせすれゝ

慶永の心境

慶喜公衷情を慶永に吐露す

輕蔑ノ御樣子もアリ、一向安心難相成ニ付、若御決心ニて軍を起し給ハヽ、内々知らせ給へ、私御味方ニ可參と申置、其實ハ如斯ノ御決心ゆへ、我ハ慶喜公へ十分辨論し、若彌軍ヲ起し給ふナラハ、余丈慶喜公の前て腹を切り可申との覺悟之。是も又當時の形況を察すへきなり。

○十一日ノ朝二條城ゟ急使來り、老中ゟノ書翰之。披封一見候處、只今至急御用有之候間參上可致旨之。余ハ大ニ驚き、昨日も段々慶喜公へ討論候へとも、決て採用無之、兵端を開かんとするノ事なるへし。慶永今日ハ諫死して德川數代ノ恩ニ報し、朝廷へノ御奉公、死スルハ今日を限りとす。窃ニ日光・越前ノ方へ向ひ暇乞をなし、家來ノ者ニ最早再不歸といふて、早馬ニて二條城へ參りたり。老中ニ面會し、其子細を問ふ。老中ハ慶喜公ゟ委細御伺被成候樣ニと申候。慶喜公へ對面するに、將軍職被廢候事、大政奉還ノ儀被聞召候御請、宜申上吳候樣被申聞候。且又、慶喜公云ク、家來共頻ニ兵端を開き候樣申聞候へ共、於余ハ對　朝廷奉恐入、且ハ祖先ノ汚名を千歲ニ流す事ハ決て不致候間、御安慮可被下旨被申、殆落涙之、余も亦落涙せり。不相替、城內外兵隊列し、役人諸旗本一同失方向、動搖頗甚し、實ニ平生ならハ可畏ノ形況なり。然れとも如斯時

節故、余ハ一死を極メテ居る故、聊も一心變動するとなし。慶喜公又云ク、春嶽公尚又萬端宜賴入ル、今後替りさる事もいへハ、直ニ報知スヘシと被申。一體ノ景況相考い處、何か不穩き有樣ニて、諸道具少々ツヽ片付ル。依之、余ハ近臣ニ問ふニ御道具片付ハ如何之事哉と云。近臣云ク、上より被仰付御道具調をなすと。今考ふれそ、大坂城へ引取るの支度なるるへし。其時そ心付かさりし。

○退出して直ニ參　內ス。如昨日於　御所も、二條關白公御始被爲入、御規則も一時ニ被癈候事故、萬事不規則の事ニして、只混雜するのみ。大久保・廣澤等そ、頻ニ岩倉公始と相談ある樣子なれとも、余等のしるところニあらす。容堂も折々ハ參內すれとも、格別盡力さ樣子も不相見。本日慶喜公大政返上さ御請等ハ岩倉公ハ、此節參與なれとも、御主任の事故、同公迄上申ス。此二三日そ、夜もおそく相成、晝夜不辨、茫々渺々さる心志故、忘却ハ十分ノ九ニ居れり。乍併少々ツヽの覺をこゝニ記載スルノミ。

○余慥ニハ不覺れとも、十日、王政復古ノ發令翌日さ樣ニも存候、岩倉卿そ參與なれとも、擔任さ人故、容堂幷淺野幷春嶽其外中山を始、議定・參與さ者を召集し、

西洋人待遇につき岩倉公の訓示

岩公ノ云ク、是迄諸君も御承知之通り、於　朝廷ては攘夷論にして外國人を惡むヿ夷狄を以し、然レとも先般兵庫開港も許可相成候事故、今後は西洋人を待遇スルヤ、支那人と同樣ニ見做可申と被申候へは、舊大名之方にては左ノミ驚きもせされとも、中山始ハ大ニ失望之景狀ナリ。　今考ふれは、實に可笑事ニ。　余カ論もあれとも、却て贅物と思へは、愚論は不記候。

慶喜公俄に大坂城に入る

○十二日ハ參内もなし、大に動搖中之變動もなく、靜寧なり。　十三日朝尾張大納言ゟ使、さしか田中邦之助と存候。　昨日之大變御承知候哉、尤中根雪江應接ス、如何之事哉と尋候所、昨夜内府樣（慶喜公）俄に大坂城へ被爲入、會桑兩家も大坂へ隨行せりと云ふ。　今朝徳川家之御使尾州へ來り、今般追々王政復古御維新ノ被仰出有之、實に徳川慶喜においても被恐入、萬一於都下暴動等有之候ては恐入候故、先大坂城へ下り候間、尾州殿へ尚又今後之所、宜御賴入申候。　尚春嶽殿へも、宜御賴被成候と申口上之よし　　尾州家ゟ今朝　　朝廷へは御屆有之候との事。　慶永前日慶喜公と替りさる事あらは報知スヘシノ契約も水泡に屬ス。

大坂退下

○此大坂城へ被下候は、全慶喜公之一策かとも被相考申候。　風說にて、薩人よ

り二條城の近邊へ兵隊を出し、今にも戰爭を徳川家ゟ開かさん爲ナリト。故ニ徳川ノ家來も大に生怒(マヽ)を發し、戰端を開かん形況ゆへに、大坂へ下り給ふなりともいひ、又徳川ノ家來、皇居へ押寄セ、薩長士ノ兵を鏖殺せんとの危險ヲ、今にも發スルノ事を畏れて、大坂へ下り給ふともいふ。其眞僞を保證しかたし。何分會津・桑名の諸士ハ、九日十日十一日二條城へ詰切りにて、九日十日十一日と余も二條城ニ參りたれとも、中々勢強くして、今にも慶永ハ刺殺されんとするの樣子之。

朝廷慶喜公を毛利父子と共に議定職に列せんとす

且又、於　朝廷ハ、慶喜を矢張議定職に列し給ふの思召之と。乍然毛利敬親・毛利元徳未タ上京不致候故、長州上京候ハヽ、長州一所(緒)に慶喜公を議定職に被列候御内定のよしに岩公の内話あり。

慶喜公の罪過

○然るに二條城を脱し大坂ニ下りし、是慶喜一人ならそまさしも可宜候へとも、會桑二侯を被連候カ第一の罪過なりといふ。驅も否に不及、無致方。乍去此時世ハ誰々も失方向候故、折々不都合の擧動あり。

戸田大和守

○戸田大和守ハ矢張宮中御用被仰付たり。ゆへニ戸田大和守ハ日々參内して、御内儀御用取扱候なり。

○此十二月末と覺へ候。薩人暴動し、酒井左衛門尉手にて征伐ス云々の飛報、

江戸に於ける薩人暴動のこと

朝廷慶喜を三百萬石の諸侯となし議定職に列せんとす

薩藩ゟ御所へ急報來ル。何も驚愕ス。窃ニ聞く、此時分天璋院公二ノ丸ニ住し給ふカ、三ノ丸自火ニて焼失す。恐らくハ薩人天璋公を奪ひ去るの計策なりやといふ者もあり。乍去、此時分ノ事ハ分明なりかさし。又一説ハ王政維新發令前、岩倉公、大久保・西郷等の内議ニより、江戸ノ薩人へ申遣して都下を暴動し、酒井左衛門尉等ノ兵を動かさしめ、江戸ニ在りし徳川家の旗本を忿怒せしむるか爲ニ設けさる一策なりともいへと、分明なりかさし。余カ考ふる所ハ、多分此策ハ、信僞ハ保證しかさしといへとも、實說なるへきを信用す。いかんとなれハ、慶永日々參　内するニ、大久保市藏ハ面會いハねとも、岩下佐次右衛門ニ逢ひ、江戸ニ騒動を聞きし所、左のみ驚く様子も無之、余ハ大ニ於京都、此報をきく否や苦勞せり。

○廿日頃より專ら朝廷御評義有之、徳川内府へ其封五百萬石を上納し、三百萬石ニ諸侯とし、議定職ニ列せんとの事之。此義、篤と慶喜へ說諭可致旨、改て尾張大納言慶勝幷慶永、乍苦勞大坂へ下り候様の命ニ付、直ニ翌日出立、伏見ゟ淀船ニ乘り大坂ニ着ス。其日ハ一日大坂ニ逗留ス。

○廿八日頃と覺候。尾州殿も廿八日一所ニ登城ヲ約し候處、托病登城無之、不

慶永大坂城に慶喜公を訪ひ勅諚を傳ふ

得止一人登城ス。此時之登城ハ、十日十一日頃二條城へ登城之節之旗本會桑人等騒亂兵隊列シ、今にも刺殺さるゝの景況ハあらねとも、余に於ては大ニ不滿足を生せり。勅使にてあらされと、朝命を蒙る慶永之。是迄ハ老中ノ部屋へも參り、聊隔絶ノ事なけれとも、此時は幕吏老中を始、余を大ニ疑ふの樣子にして、朝廷贔負といそんまて之。先老中に對面し朝廷之御趣意を述ふ。老中慶喜公へ上申し、慶喜公は於居間面會せり。段々朝廷之御旨趣を縷述ス。慶喜公云ク。拙者も早速應命度候得共、御承知之通り、中〻家來共落付兼、篤と協議ノ上可申上。慶喜公又云ク。京都へ上り候ても宜哉。慶永云ク。京都へ御上りハ至極宜候得共、是迄之如く兵隊御召連相成候ては、萬一不都合之擧動有之、兵端を開き候てハ、第一御濟不被成事故、老中幷御側廻り少々被召連、御上京可被成、乍併、現今は御上京不可然と相考申候。慶永歸京の上參內し、惣裁宮へも言上し、議定、參與へも相談し、其上にて御上京可然と見留メ候ハヽ、早速可及御報知旨御返答申上候。慶喜公と堅く契約いたし置申候。

大坂城中の模樣

慶喜公之樣子甚被案、兵隊を以薩長等を討伐し、所謂君側之姦を除カントスルノ自ラ影響あるを以て、朝旨を宣へし後懇々諫メ候。尚又側衆室賀美作守は有志ノ人故、此

者へ面會し、能々說諭いたし置申候。松平隱岐守息名失念、藤堂和泉守次男抔頻に城中を徘徊シ、會桑二侯及會桑家來共も殿中に居る樣子、甚懸念なり。會津の家來はいかゞ難斗、隱岐守の忰會桑二侯は、老中部屋へも出入スル樣子、余、用部屋へ參らぬ樣に、老中始仕懸けたり。此日は、米國公使大坂城へ登城、於白書院慶喜公談判之。余ハ此談判濟、慶喜公へ面謁せり。用事畢りて旅舘に歸ル。尾州にてハ、尾侯は登城ナシ。其家來田中邦之助（文部大輔不二麿）鷲津毅堂等大坂城へ參上して、永井尚志等へ談判ありしよし。余ハ直ニ例に淀舟にて伏見へ着。夫より上京、直ニ參內ス。此時ハ乍不覺廿九日かと存候。午後六ツ半時頃（今ノ七時）議定參豫（與）一同最早退出し、段々取調候處、德大寺實則殿退出無之由ニ付、德大寺實則殿へ面會し復命せり。

米國公使慶喜公を訪ふ

慶永復命

○慶應四年正月元日は總裁職・議定・參與一同登殿、卽參內之。大名に議定は、矢張昇殿ゆるし無之候故、是迄に通リに上リ口ゟ上ル。於小御所御對面有之、公家に承ル所、是迄とハ大違ひなりと嘆息するものもあり。一日二日共先何等の事も無之、平穩といふて可なり。三日に伏見ノ戰爭あり。此前ニ記載する事あり。是ハ、たしかにハ不覺とも、去年卽慶應三年卯十二月下旬、俄に九條家

九條家を假りに太政官となす

ノ邸宅を朝廷へ御借上ケ相成假ニ太政官となし給ふ。余ハ日々こゝニ出勤せり。內國事務總督ニ德大寺實則・嵯峨實愛、此時ニ正親町三條前大納言といふ。大久保市藏・廣澤兵助等ハ皆奧座敷ニて祕密を談せり。三岡八郎・小原仁兵衛等ハ會計之。辻將曹等もいつ。是等の事ハ歷史ニもあり記載せさるなり。

伏見戰爭

○扨三日戰爭ハ、余九條殿中ニて戰爭ノ開クヿヲ知る。大ニ驚愕せり。想像論なれとも、氣運ノ然ラシムルハ實ニ無致方もの之。薩長土ノ藩兵ハ伏見ニ出張スル之。何等ゞ爲か不分候へとも、恐クハ岩倉公・大久保・廣澤等ノ密策ニして三藩ノ兵ゟ薩長斗リカニハ決て兵端を開ク事ハせされとも、德川家ゟ兵端を開カシムル事ヲ促スノ意味ナルヘシ。跡ニてきけて、前記ニもある通りニして、於東京(江戶)薩人暴擧、酒井左衞門尉ニ討手を被命。是ハ慶喜公ニ在京故承知ハなけれとも、幕吏ノ大ニ忿怒を生せり。瀧川播磨守等薩人を惡む事虎狼ゟも甚し。

瀧川播磨守の上坂

此播磨守舟ニて大坂ニ到り、慶喜公へ面會し、頻ニ天皇君側ゞ姦を除キ、薩長を討伐スルヿヲ勸進し、慶喜も困却極りし內ニ、段々兵隊を繰出し、終ニ伏見ニ於て兵端を開くヿとなれり。是ハ今ニて考ふれは、氣運ゞまから

仁和寺宮純仁親王を征討將軍となす

藩々に二心をいだくもの多し

しむる所にして、人力ノ不及所なり。

○在京都大炮の聲如雷、誠に耳に徹ス。朝廷ニ於ても、萬一官軍敗走し、徳川家の兵京師に迫ラハ、比叡山に御立退被爲在候趣御支度專らなり。四日にも仁和寺宮征討將軍の命を蒙られたり。實ニ炮聲不絶ルニハ大ニ畏懼心を生せり。仁和寺宮純仁親王といふは、即東伏見宮嘉彰親王之。征討將軍を命せられて大ニ威力を被振候て、四日の晩慶永・淺野・伊達等被召、軍評議有之。此時緋威ノ鎧を被爲召、其側に高崎佐太郎侍座せり。段々御尋問も有之此時分盛んに放聲響く。夫ゟ又太政官九條殿宅へも參り、夜眠スルヿナシ。

○五日ニいたつてハ官軍危しとの報知あり。大ニ心配す。聖護院ノ邸へ歸り一寸寢ル。あたかも如死、前後を不覺二時間斗リ寢ル。遂に鳥羽にて官軍は勝利を得たりとの報知あり。爰に一ツノ奇話あり。王政一新とは申條、徳川ニ歸するや、朝廷ニ歸スルヤ、藩々大ニ懷貳心者多し。十分ノ九は貳心なり。薩長二藩ハ確乎として動かす、土藩は貳心を懷く者あり。後藤象次郎は、戰爭中に徳川勢ノ方ニ密書を兩度迄送りしといふ。世間の風説中にも確説たるを信用ス。

慶喜及會桑の官位を奪ふ

慶喜公大坂を去り江戸に歸る

妻木頼矩

○徳川慶喜・松平肥後・松平越中等の官爵位を被奪。伊達宗城ハ太政官九條邸ニ移りて上京せり。三條・東久世其他の公卿も皆被復官爵しハ、去年冬なり。然れとも太政官ニ出仕するハ、九條殿の政府ニ初めて出仕せり。大久保市藏・廣澤兵助・桂小五郎等專ら惣裁局の内評議なり。他の議定參與ハ不關なり。

○却說、慶喜公ハ戰端ノ開ケタルヲ大ニ被恐入心配すとも、彼瀧川ノ如きもの暴威を振ひ、伏見の官軍ニ放炮し、不得止六日と覺候、此夜、慶喜公ハ密ニ會桑二侯老中諸吏とともに、軍艦ニ乘り江戸ニ歸ル。慶喜公大坂ヲ立去リ、城中の者各潰走し、諸物品を捨てゝ遁走ス。國史擥要ニハ、監察妻木某、逃者を制スレ共止ラス、怒テ二人ヲ斬リ、城ニ火して自殺ス云々トアリ。是ハ甚ノ訛傳ニして、決て左樣ナル事ナシ。妻木某ハ卽妻木頼矩ニして、まさしく現今文部省ニ奉職せり。擥要ノ妄語をしるへし。慶喜公大坂城を立去り、妻木氏此時ハ多宮ト云フ。多宮一人城中ニ殘れり。俄ニ大坂より申來り、尾ニてハ田中邦之輔・丹羽惇太郎・鷲津某、余ノ方ニも家來を出すやうニ思へとも忘れたり。田中・丹羽等大坂城へ參り、妻木ニ面會。妻木云ク、昨夜内府公ニハ大坂城御退、軍艦ニて江戸城へ御歸り相成、尙今後宜　朝廷へ被仰上度と談話中、最早火事と相成、

大坂城燒失す

大坂城之美麗之殿閣を屬鳥有候。是は慶喜公の御考にて、昔の地雷火を設け、尾越ノ家來へ引渡すや否、出火するやう、妻木竊ニ心得居レリと云。尤妻木は知らぬ顔にて驚きさる様子なりと云フ。一ツの話あり。大坂城は頗ル有名之城なれ共、殊ニ不吉なりといふ。昔本願寺此所ニ住せり。其後誰々も如承知、太閤秀吉公此城を築きさり。太閤は於伏見薨去し玉ふ。其後秀頼公此城に居住し給ひて、世間に名高き大坂陣之時、此城落城して秀頼公は歴史上にては自殺されし。其後前將軍家茂公も於大坂城薨去し、又々慶喜公如斯之次第にて大坂城既ニ燒失せり。

○こゝに又一奇說あり。長州征伐之節、家茂公は在大坂城、余も亦折々大坂へ下り、登城之際、城坊主ナル者數人アリ。是は誰々も知りさるとく、諸侯之世話をするものなり。城坊主之一人、余に內々云ク、今般之長州征伐は、天下之危難ハ申迄もなく、徳川御家之爲ニは甚以不可然、其譯は私懇意之者ニ家相を見る人あつて、此長州征伐之末は、乍恐御上に御危難あり。又大坂城は不吉之城故、御上に御危難あるのみならす(上トハ家茂公をいふ之)、此次どなたかはしらねとも御次ノ御上(今考ふれは指慶喜公)には、御命は恙なくとも、非常之御災厄あ

り。是ハ早くて二三年、七八年迄ニハ必此患あるへきを、鏡ニかけさるか如しといふ。余そんな事もあるましと申之。されとも、今以考ふれは、偶中ニもあらす適中せり。余家相も随分あさるもの也。

○又こゝニ一奇話あり。余か舊臣永見裕といふ者あり。余在京ゝ時分、西周助の書生さり。十二月十二日歟、慶喜公二條城を遁走されし時、家來共上下を不論、とるものもとりあへす大坂ニ下ル。裕なる者在京師、西周助何もかも打捨て大坂へ下ル。其跡書物を始、何もかも打捨てさる儘なるを、裕といふを深切なる人故、周助の捨置し品物書物衣類を十分ニ盗ミて着服せり。且又、周助ゝ家内共ハ、裕心配していつ方へか隠し置、其跡ニて朝廷ゟ夫々役人來り、徳川家々來ゝ所有物を悉皆封印と相成ル。周助ゝ所有品ハ裕の着服ニ依つて、封印を免れさり。其後裕ハ、妻子(周助ノ)を周助の所ニ返し、盗み取着服せし衣類物品書物類一切悉く周助ゝ許ニ送付せり。決て盗み着服せしハ封印をおそるゝ故之。我為ニするニあらす。師ノ恩を報せんか為なり。周助も大ニ裕ゝ恩に感して、周助ノ娘を裕の妻ニ遣しさる之。裕を現今陸軍中尉さり。周助ハ西姓ニして、津和野藩の人之。亀井氏ゝ舊臣なり。徳川家ゝ家茂公か慶

喜歟ニ時分被召出、先儒者體ノ待遇ましして、日々西洋ニ景況等親ら尋問せられし。是ハ頗有名の人物之。

○却說慶喜公大坂城を被奔、航行して江戸ま被歸てこのかさハ、江戸ノ景況ハ一切不分、尤京都江戸の間書狀往復等ハ一切停止せられさり。夫故日夜只苦勞するのみにして、いかんともする不能。九條殿を以假太政官代となし給へとも、兎角不都合ニ付、二條城を以太政官と定められさり。此事ハ明治史要ま詳ナルヲ以テ略之。

二條城を太政官代となす

○德大寺大納言ハ、內國事務總督さり。慶永ハ局補にてありし。書記ニ岩倉具綱・五辻安仲なり。最早此時分ハ、三條公・岩倉公ましして、大久保市藏・廣澤兵助・木戸準一郞等之。大久保・廣澤ハ內國事務局ニも關係せり。神山定衞・福岡藤次等專ら盡力せり。却說木戸準一郞ハ、元桂小五郞と云フ。齋藤彌九郞（此時分の彌九郞の父なり）弟子ましして、劍術をよくす。小五郞ハ遂ニ彌九郞ニ稽古場ニ熟頭まなりし。（長）永井雅樂ハ、靈岸島の邸ま至る、中根雪江應接ス。余ハ閉居中故不得面晤。於常磐橋年月日ハ忘れたり、周布政之助・來島又兵衞・小幡彦七・桂小五郞等罷出面會ス。此時ゟ小五郞とハ格別懇意ます。

桂小五郎

○慶喜公大坂より遁れて江戸ニ歸ル。東伏見宮即仁和寺宮は、大概にして京都へ引移られたり。明治史要にて見れは、可相分候間、余ハ人のしらさる事を記載するを專務とせり。有栖川親王を以大總督とし、勅使柳原侍從前光・橋本少將實梁を東征に遣し、西郷吉之助を添へ即參謀たりしハ、實ニ意味深長の事にして、凡人の眼の及ふ所ニあらす。これハ余ノ想像說ニはあらすして、內實は中御門經之君ゟ承る所也。中御門は、岩倉公の尤親類にして、經之の妻ハ岩倉の兄弟也。よりて、御一新前五六年前ゟ內談せられし。夫ゟして、大久保・木戸等の內談起れり。中御門は、岩倉の肱股の相談柱なり。是非王政一新ヲ行フニハ、徳川家を是迄の通リ指置候ては、とても御一新は不出來候間、是非一旦ハ戰端を開カされは、全ク御一新ノ成功を見るあたハす。依てどうでもして、戰端を開く事に決心せりといふ。依之、中山忠光ノ十津川も、鷲尾隆聚ノ高野山も、皆岩倉公の內指揮なり。乍然、徳川家を丸潰しにしては不相成との專ら注意あり。有栖川宮を始、東征し給ふもよけれと、眞に江戸城を潰し、徳川家の祭祀を絶つてハ、於朝廷も義理不相濟、是ニは甚岩倉も頗困却せり。幸に西郷吉之助は、勝安房等に積年格別懇意なし、都合も可宜、且又柳原前光は勅使迄ノ

橋本實梁と靜寛院宮

物なり。橋本實梁を被遣さるハ、竊ニ仲裁ノ役なり。いかんとなれハ、靜寛院宮ハ誰にも如承知、仁孝天皇ノ御子ニして、孝明天皇の御妹、皇上ニハ御伯母様なり。卽親子内親王なり。和宮と稱ス。右御實母ハ橋本氏ニして、勝光院ハ矢張橋本氏ニして、靜寛宮ノ御實母ト兄弟なり。橋本實麗卿ハ、宮の御實母ノ甥也。勝光院同斷。此勝光院ハ、元姉小路と申て、家慶公卽愼徳院殿の上臈なり。幸ニ勝光院も江戸ニ在り。其邊よりして實麗卿ハ嫡子實梁卿を勅使として被遣さるなり。岩倉公ハ尤注意し給ふ所と、中御門經之ゟ承り及へり。

大久保一翁慶喜公の恭順を報じ寛典を請ふ

○有栖川總督宮、京都を發せられし時ハ兵隊夥し。惜ニハ不覺れとも、於御所御對面、夫々の規式もあり、賜節刀よし。小子抔ハ是ニ不關事故、委詳不知候。江戸京都文通往復被禁候處、大久保一翁ゟ竊ニ余ニ書を贈り、慶喜公頗恭順を以、御寛典ハ御所分相願度、專ら盡力可致旨被申越候。書狀を岩倉公へ差出候處、毎度文通往來ハ有ル様ニも被思さか、少ミ嫌疑を受けさり。乍併、余少しも替らすニ居りされハ、其嫌疑も消滅せり。隨分困却する事多し。

岩倉具定等太刀を慶永に所望す

○又一奇談あり　岩倉公ハ令息具定及八千代丸殿、鎭撫使として、被參候儀を被命候處、太刀無之ニ付、借用ハ義依賴ニ付、任所望進上候。岩倉公も太刀一振

攘夷論の餘燼

上州藩備前藩の佛人事件

外國公使

さへ之敷被爲在候ハ、今日ゟ見れハ分るものなしと存候。

○二月ニ至り朝廷景況大ニ變し、攘夷論ハ都て消滅し、外國事務掛り東久世少將通禧ニ被仰付さり。伊達宗城右同斷。大坂本願寺ニて各國公使ト會同するなり。土州藩・備前岡山藩、佛人を暗殺す。此事ハ明治史要等ニ詳なり。此時　朝廷大ニ御憂苦被爲在、議定・參與毎に評議等ありて、大騷きなり。余此時考ふるニ、朝廷ニてハ土州人・備前藩ハ、外國人を殺し朝廷を惱しめる實ニ可惡事と議定官參與喋々としていへり。余ハ思ふ、既ニ去年十二月八日迄ハ、外國人を夷狄攘夷ノミ、徳川家をして討伐せしめんとす。徳川家ハ攘夷のなすへからさるを知りて因循せるを、朝廷ハこれを忌嫌し給ひて、徳川家を責むる事甚し。夫故下々ニ至る迄も、朝廷ハ攘夷ミ思召ニて、とこ迄も夷狄を悪ミ給ふと誰も知らさる物なし。御一新後ハ、桑田碧海のことへよりも大改革ニて外國人と交際を結ふ事を始め給ふゆへ、土州藩・備前藩ミ兵隊も、其趣意ハ少しも不知、攘夷さへすれハ、上ハ對　朝廷忠義と相心得候も無理ならぬ事と存し、惑然ミ至ニ候。薩長ニても國々の者ニてハ、矢張土藩・備前藩と同様なるべし。

○二月廿八日、英佛等ミ公使卽ミニストル入京し、　天皇ニ拜謁ス。此事件ハ

の初朝見

慶永謁見の次第を調査す

大ニ面白き議論ありさり。此月廿一二日頃と存レハ、岩倉殿余を態々召呼ハれ、少し御頼ミ申度事有之、其趣意ニ、此月下旬各國公使入京し、參內謁見被仰付レ積り。右ニ御承知ら通り、御一新前ニ攘夷ノ事のミなれと、御一新以後ニ、支那人同様ら御待遇ら叡慮なり。於朝廷ニ、少しも謁見振り不相分候間、是迄德川家ら待遇ハ、足下萬々御承知と存候間、取調可申上旨被申聞候。小子とても、永く總裁奉職も不致レ得共、聞見ノ儘を認可差出旨申上、早速取調、或ニ覺居候處を認メ差出候。尤謁見ニ、於紫宸殿被仰付レ積り。此時分ハ馬車も人力車も無之故、公使ニ駕ら積りまして、車寄より昇降ス。虎ら間ニ扣へ、尤椅子テーブルも無之故、節會ら時ら飯臺をテーブルニ用ヒ、椅子ニ俄ニ腰掛ケを造りたり。今上こそ、紫宸殿ノ正面へ高御座を設け玉ひて、其上ニ玉座を占メ玉ふ。こゝニ又一奇話アリ。紫宸殿ノ上(正)面ら障子卽襖ニ、漢代ら人物を畫ケリ。西洋人ニ見せるニあまりおかしといふ說ありて、俄漢代人物をかきさる表ら障子を裏ニまして、裏のかきさるを表こなせり。此時外國人　天皇陛下ニ謁見スルニ初めてゝ。前記のとふり、此外國人謁見取調ニ、余の書上ニて施行せられさり。今日ら謁見も追々改正ニそなりされと、矢張余ノ取調ノ一部分ニ今ニ存せり。

廿八日各國公使參內、午後長く待てとも不來、何も大心配せり。然るに於途中、英公使パークス暴人に逢ひて暗殺されんとす。後藤象二郎・中井弘藏ら兩人ら盡力によりて、其危難を遁れさり。依之英公使は參內無之、佛公使ノミ參內せり。尤於紫宸殿謁見無滯相濟、慥にそ不覺れとも、何も衣冠歟と存候。此時通辨する者なきを以て、大に心配せり。聞く所によれそ、木戸準一郎の心配にて、長州山口藩人伊藤俊介なる者を、假に通辨と定めて、俄に直垂を着せ、公使謁見ら節、公使ゟ上申、又勅語を公使に傳ふるや、俊介相勤めさり。此俊介そ、今の參議內務卿伊藤博文之。博文ら朝廷に仕へ奉りしは、此時を始めとす。其時ハ英公使來らさるを以、其後英公使參內、於紫宸殿謁見せり。

英公使パークス危難に遭ふ

伊藤俊介

○後日、內國事務總督德大寺實則、同局補松平慶永、英公使ら旅館に來り、先般暴動ら義ニ付應接罷越、尤東久世通禧・伊達宗城等そ坂地ニ在るを以てなり。こゝに又一奇ら珍話あり。余實に感服ら餘りこゝに揭載せり。英公使參內ら朝、大原重德云く、春岳公にそ私ヵ先帝ら勅使として東下し、攘夷ら議論を慶喜と春岳公と議せし事、御覺へてレ哉と云ふ。余そ其事ハ篤と覺居申レて、先生ら忠實ハ實に感服仕居レ得共、時勢故不得止御議論をなせしといふ。重德云

大原重德懷舊のこと

ク、今日も英公使參內、過日も佛國公使參內、如何思召し哉と云フ。余も御一新相成、如斯外國人を參內せしむるハ美事なりと答フ。大原云ク、私も甚以不平ニ至りまして、實ニ奉對　先帝しゟも、恐入る事と被申候。余、何故ニ御不平之ときく。重德云ク、然ラハ春岳公故、無腹藏申上候ハん、外ニ事ニもあらす、外國人も參內等ニ儀ハ、追々依御趣意有之し分ハ可宜、私共決て御留め申上し義ニてゝ無之しへ共、第一昨年十二月八日迄ハ、兵庫開港等ニ御評議も有之、且攘夷ニ事專らまして、　朝廷ハ勿論、德川家へも無理ニ攘夷を被命、諸藩へも攘夷ニ事を被命、日本全國尊王攘夷ゝ、朝廷ニ御主意と皆存居候。未ゝ去年十二月九日ゟ未た百日も不立內ニ、外國人ニ參內も有之し抔ハ、私共ニ合點不行所ニして、私ノ考へニハ、御一新前　朝廷攘夷を專ら被爲唱しゝ、畢竟德川家兵馬ニ權及天下ニ政務を被爲執度との思召ニて、德川家を潰す爲メニ攘夷を被爲唱して御一新と相成し以來ハ、俄ニ外國人謁見も始マルといへゝ、餘り忽然反對ニ御所置ニまして、德川家へ被爲對しても、餘り御不義理なり、追々ニ右外國人謁見も、せめて當年末頃ニ相成しハヽ可然存候。　春岳公何卒岩倉公へ御建言有之度と被申候故、小子ハ御斷申上候。　大原公ニ第一ニ思召故、從尊公直ニ岩倉公

へ被仰上可然と申置候。余ノ考ふる所にても、段々ニ右の御手續き相成候方可然哉と愚考申候。

徵士のこと

○却說諸藩臣を朝廷にて御召使に相成、徵士といふ事有之。此徵士ハ三岡八郎卽今ノ由利公正之。此人初て朝廷ニ被召出候節、何トカ名義御付き被下度旨の所望ニ付、段々評議に相成、徵士の名義を以被召出候。大久保市藏始皆徵士の名ニ代へたり。

○二條城を以假りに太政官と被特定候ハ、誰にも知る所なり。天皇陛下御臨幸被爲在れハ、宮中ゟ外への行幸第一の始め也。

宮中の御模樣

○却說宮中の御模樣を、後人ニ示さんが爲ニ、こゝに記し置ぬ。御一新の年御一新以後ハ、　聖上の天顏を拜すること會てこれなし。議定・參與議席に臨まるゝ事會てなく、大概ハ議定參與議決の上奏聞せり。又偶議事小御所にて有之候事も有之、其節ハ小御所御上段と御下段の堺へ御簾を被爲垂れて、其上にて御聽聞被爲在候事有之。大久保・木戶・廣澤・福岡等も　天顏を拜スル事なし。二條城ゟ御所へ太政官被爲移候ての後ハ、八景の間へ日々出御有之、議定・參與日々拜　天顏、議事等御前に於て有之れハ事毎々有之。新嘗祭其他於賢所御祭

祀等之節ハ公卿大名之議定壹人ツヽ相詰候事ニ相成りたり。二條城へ初て行幸之節ハ、議定・參與拜　天顔候事となれり。

慶喜公恭順のこと

○却說有栖川總督宮御東下之節、日光御門主幷靜寬院宮より、駿府迄御使被相立候て、慶喜公御恭順之段被仰上、御寬典之御所分御願有之候ハ、歷史上ニ詳なり。乍併此時ハ御許可無之と申事。其趣意ハ、何分一邊ハ東下し給ひて、本丸城を始め朝廷ニ引渡後、御寬典の御所分相成候積の事ハ於京都已ニ內御決定相成候哉ニ承候。慶喜公ハ、上野へ暫く御避ケ、御恭順之御趣意を被爲守候ハヽ、歷史上ニも記載せり。此節之御歌とて世間ニ流布せり。「國のため家のためニと身をすてし、すのぬか岡ニすみそめの袖」と被詠候よし。此一首ニて慶喜公恭順之形況するへき也。

西郷隆盛の江戸城及慶喜公に對する處置

○此德川氏危難ノ時ニ當り、德川家之煙滅ニ不至ハ、全ク西鄉隆盛之好意ハ勿論、第一勝安房、第二大久保一翁之莫大之大功勞なり。此逸事看者、こゝニ注意すへし。先西鄉隆盛の着するや否、高輪の薩州邸へ到着せりといふ。勝安房直ニ來り、密談ありしとの事之。兩三日を經て、愛宕山へ慰ニ登り、都下を大概見下し、至て佳き眺望之。西鄉ハ愛宕山へ登りて一覽し、人家稠密なるを見て

嘆して云ク、此徳川氏ヽ爲メ戰爭相始マリ、何十萬ヽ生靈陷塗炭ぃて、實ヿ愍然の至り、人家稠密なるを烏有ヿ屬するも、哀惜の極なりと、此時初て發明して、勝・大久保翁〇一等ヿ被談候よし。夫故東下の兵隊郎官軍を品川ヿて停止し、江戸へ入らさるやう命したりと。豪傑ヽ仕業感佩ヽ至なりと大久保一翁語れり。大概西郷・大久保・勝相談の上、俄ヿ西郷京都へ上りて、俄ヿ夜中御評議ありとり。此時ㇵ三條公、岩倉公、大久保市藏、木戸孝允、廣澤兵助等斗りヿして、其他ヽ議定・參與ㇵ不關なり。風聞ヿよれハ、西郷ㇵ江戸城郭等を徳川家ゟ無事ヿ引渡ぃハヾ、慶喜の死一等を減し、水戸へ御預ヶ可然。木戸ハ慶喜ハ賜死罪との論のよし。又西郷ハ慶喜ヿ賜死ヽ論を、木戸駁シテ死一等を減セヨト云フ。又西郷・木戸二人ㇵ、慶喜公ハ死一等を減し水戸へ預ヶよと云フ。其他ハ皆賜死罪といふ論こ。遂ニ減死一等ヽ御内決議ヿなりしハ、西郷・木戸ノ功なりといふ。此論余ハ確說と信用せり。直ニ西郷ハ又々依御用東下せり。

〇其後三條公ハ特命を以江戸へ下り給フ。扨又こゝヿ一奇話あり。勝安房ㇵ頗ル有名ヽ人傑ナル事ㇵ、衆人ヽ知る所なり。今般橋本ヲ始め勅使ヿ參らる。江戸城を渡す事の相談ㇵ、實ヿ六ヶ敷事ヿて、旗本一同ハ、さとひ我々ハ死

と慶喜公と勝安房

するとも、江戸城ハ東照宮以來ノ城なれは、決て官軍に渡す事ハならすと喋々申立さりしといふ。慶喜公ハ頗ル有名にして、才智勝れ給ひて、實ニ感佩スルノ人なれと、世間にてハこれをしる物ハなけれとも、至て膽ノ小ナル性質なり。夫故膽力小なるカ故に、決斷する事ならす、水戸烈公右同斷にして、父ノ性質を受けたるものと存られ候。是ハ世人のしらさる所なり。夫故旗本等喋々議論に眩惑せられ、當惑こゝに極り、今此城を渡せハ都下ノ人民無事安穩なれと、東照宮以來代々所有の城を渡せハ、先祖代々ノ尊慮も如何、不孝ノ罪難遁とて、實に喫食もせすして心配、勝安房被爲召て御相談ノ處、勝も不容易一大事ノ事故、勘考ノ上可申上と申聞歸宅せり。其日も終日奔走せるをもつて、入浴なとして晩食を喫し、行燈ノ下にて太閤記を讀みさりと。如斯豪傑、混亂の中に太閤記を見る閑暇の姿なるハ、可驚人傑なり。

勝、慶喜公に決心を促す

然る處明智光秀、主人織田信長を討伐せんと企て、其決心ノ後、明智左馬助に談話する處、左馬助ハ一應留メたくおもへと、主人光秀ノ逆意已に決スルを見て、とても諫めても不被用事を知り、明智に同意せり云々といふケ條に至て、初て拍手て感賞し、直に安房ハ袴羽織を着し、慶喜公ノ前へ夜半罷出、江戸城ヲ官軍勅使に渡す事ハ、刻限已に迫れり。

東照宮以來の御所有なれとも、都下數十萬の人民の命にハ替られ不申、此場に至り、祖先不孝抔と被思召候は、以の外の大間違。若是迄官位を賜ハりしは朝廷より賜ハる所なり。土地は畢竟徳川家の土地にあらす、天子ノ土地ナリ。太閤ても、足利ても、徳川ても、皆朝廷ゟ預り物なり。然ラハ御渡候てもあたり前ノ事之。君の御一心の決スルと不決とにて、日本全國ハ勿論、都下人民の生命を御助ケ被遊候義、今日ニ至り候ても、只々決心が第一と被申候。君さへ御決心被爲在候ハヽ、跡々の旗本抔は口を默し可申、君の御決心なきより、衆人喋々議論有之、臣安房ハ決ノ一字ニ止マルと申候由。慶喜公も大ニ御感服にて、速に田安中納言慶頼(余カ弟)勅使に對面して、無滯江戸城を引渡しになりしさるといふ。徳川家の宗社の再興は、勝安房の一決心なり。韓魏公の晝錦堂の記に、歐陽永叔カ聲色を動かさすして、天下を泰山の安に置くと認むるは、韓魏公のみならす、勝安房も矢張聲色を動かさすして、天下を泰山の安に置くの人といふへし。

○又此に一奇話あり。江戸城を徳川家ゟ勅使に引渡しの時なり。勅使柳原前光・橋本實梁西丸城に入る。田安中納言迎接す。勅使旨を傳へ、勅使二人は

西郷隆盛の豪膽

直ニ退城して旅舘ニ歸る。此時西郷隆盛其他も隨行せりといふ。勅使ハ實ニ戰々兢々として、聲も揮ひて、所謂肌生粟之景況なり。隆盛ハ大廣間ニ着座して居れり。いつまてもさつても歸らす、余りニ見かねて大久保一翁罷出、勅使已ニ退散せり、西郷公何そ御用有之候哉といふ。西郷歸りを忘れさり。只今此釘かくしの數をかそへ居れりと、閑暇之有様ニして、流石ニ英雄ノ景況なりと、大久保一翁感賞せり。余ニ話ス。

彰義隊のこと

○却說彰義隊上野ニ居りて、頗凶暴なるをもつて、官軍討伐ノ擧ハ、三條公より其前早飛脚を以岩倉公へ、彰義隊討伐其時日を奏聞せられ、岩倉公ゟ奏聞ニ相成、議定・參與ニも此事を告けられさり。其時之景況は、余京師ニあるをもつて詳ニこれをしる能ハす、晝夜苦慮スルマテナリ。

田安龜之助をして德川氏を繼がしめ七十萬石を賜はる

○朝廷ゟ閏四月廿九日、余ヵ甥ナル田安中納言慶賴之嫡子龜之助を以、德川氏を繼かしめ、七十萬石を賜ふ。風俗(說)ニよれは、彰義隊上野ノ暴擧ナキ時ハ、二百萬石以上を可被下、上野ノ暴擧あるかゆへニ、七十萬石ニなりさりと、歷史上ニ見ゆ。此事ハ甚以大間違ニて、決て左様ノ事ハなし。德川ノ八百萬石といふは草高ニして、現石三百二十萬石なり。七十萬石を賜ハりたるも、矢張草高な

り。こゝに一ツノ議アリ。百萬石を賜ひて江戸城を其儘賜ふといふ事あり。又駿遠參の内を賜ひ、七十萬石になさんといふ事もあり。百萬石にて江戸城を賜ふハ、徳川家にとりてハ大に不幸なり。將軍の任もなく、兵馬の權もなくして、江戸城を所有スル事ハ、とても持堪へかねるハ顯然なり。此事ハ窃に西郷より、勝安房・大久保一翁に議せしと。勝・大久保も、七十萬石にて駿遠參を賜ふ方に大によろしとの事にて、如斯極マリと。決シテ彰義隊の暴擧に付き、七十萬石に減せられしといふハ、無根の妄説なり。徳川家へ七十萬石を賜ふ事抔ハ、我々議定の評議にハかゝらす、全く西郷・大久保・木戸等岩倉・三條公の御内評議なり。余カ此記載せしは、風説をもつて記すものにして、信僞は保證かたしと存候へとも、多分は間違なかるへし。内々其筋ゟ承りたり。明治史要に見てしるへし。

○二條城の太政官代を、御所に被移たる月日は忘れたり。御所へ官代を被移候てゟ、此以來、すへて體裁相整ひ、長松幹・水元成美・巖谷迂也・岸良七之丞等史官に出つ。且又二條城代官の節と覺申候、陸續徳川の家臣、朝臣となりしを願ひし者有之、皆上京せり。實に千を以テ數ふ之。諸大名も追々上京せり。此内秋

秋月種樹

賀陽宮御閉居のこと

月種樹も從關東上京せり。余於御所天顔拜し候節、一寸面會せり。文筆頗ル有名ナルモノユへ、何卒朝廷ニ役人ニ致度と存し、德大寺宮內卿へ內話候處、秋月殿ハ、幕府の若年寄を被勤候故、追てハ兎も角も、只今ハ六ヶ敷可有之と被申候故、尚從余岩倉殿へ及內話候處、採用致たき旨被申候故、從岩倉殿德大寺殿へ御內話有之、內國事務局へ採用相成候。其上木戸準一郎等へも話合ひ、遂ニ追々昇官し、今ハ元老院議官となられたり。此れハ慶永ノ推擧一人之。

○八月の事と相覺申候。日ハ忘れたり。俄ニ朝御用事有之候故、早く參內候樣ニと、太政官代ゟ申來り候故、如何ニ事かと存、參內候處、賀陽宮の義、段々內探有之候へハ、慶喜へ內通せんとの書付ありしとかまて、段々大ニ嫌疑を生し、今日御閉居被仰付候との事之。夫ゟ藝州へ御預ヶ相成候との內決議なり。此時ニ風說ニよれハ、賀陽宮ゟ慶喜公へ內通せんとの密書抔ハ、曾て無根ノ說なり。慶喜も、於江戸專ら恭順ニ體ゆへ、決て賀陽宮へ交通せんとの事もなし、全く此事ハ意味ある事ニして、慶喜ハ如斯於江戸官位を被奪候程ニ事ニ相成候。然ルニ賀陽宮ハ、不相替何等の罰殛もなく、其儘ニ被差置候てハ不都合、且又、賀陽宮ハ自然不平心より、攘夷黨ニ類、同宮へ立入リ候樣相成候てハ、一大事との

事まて、慶喜へ内通之密書なとゝ申唱へ、密書を僞造して、如斯御咎被仰蒙候との事、乍浮說も聞所を有のまゝに記載せり。其後賀陽宮そ、藝州御預ヶ御免相成、西京へ御歸り相成たり。其後一向余も御對面不申上、明治十年一月、聖上京都へ被爲入、孝明天皇御陵御拜禮、小子も陪從相願、西京へ罷越候節、賀陽宮今ハ久邇宮へ、久々にて御對面申上候に、此御一新以後、朝廷之萬般之御所置、都て御氣に入らさる御口氣十分あり。文化開明之進歩之事抔ハ、更に氣に入らさる樣子之。仍之、余ハ一度御對面申上、其後そ態と不參候。一寸こゝに記し置候。

賀陽宮の御こと

○紙幣發行そ、余カ舊臣三岡八郎、後に由利公正と稱ス、此人之建議によつて、これも每々衆議紛々たり。天皇陛下之御前にても、每々議事有之、遂に發行之事に極れり。

由利公正紙幣發行のこと

○天皇陛下之御前に於て、我々かゝる議事ハ、耶蘇宗門、蝦夷開拓等之事之。格別之事にもあらさる故記載せず。

○天皇陛下東征之節、大坂迄御臨幸被爲在ル義も、種々之議論あり。遂に大坂御臨幸之事に被決たり。此時分ハ、現今と相違ひ、スヘテ御鄭重之事共之。三

明治天皇の大坂御臨幸

百年來始て御他行之。よつて、宮中典侍・掌侍も御供よ罷出たり。余ハ京都ニ居れり。一兩度爲伺天氣大坂へ下る。此時ハ、最早西洋服を着せり。今の如くシャツポもなく、チョツキ・マンテル斗りなり。今より見れハ、可笑ゝ姿なり。此記載をミて、大坂御臨幸ゝ景況を想像すへし。

御誓文のこと

○話ハ前後すれとも、聖上か御誓文三ヶ條を群臣よ示し給ふハ、元ハ三岡八郎ノ考を記し、大久保市藏へ内談をして、大久保・木戸・三岡三人ゝ相談よて、御内決ニなりたり。多分實説なるへし。

紀伊侯の嫌疑

○徳川慶喜ゝ大坂城を遁走し、航海して江戸ニ歸りたり。其時ハ舟航よて、一旦紀州へ上陸し、紀州侯專ら保護スルといふ風聞ありて於　朝廷も、紀州侯ハ大よ生嫌疑て、一時紀州を討つの論もあり。余ハ、紀州侯ゝ慶喜を保護するハ無根の説よて、信スルよ不足なり。

伊達宗徳の嫌疑

○伊達宗徳ハ、何故カ兵隊を出す事よ大ニ不都合ありて、朝廷か嫌疑を生せり。宗城公も殊の外心配よて、余ニ周旋盡力を請願せり。余ハ大ニ盡力して、岩倉公其他へも段々事情を申陳し、遂ニ氷解したり。

慶永も嫌疑を受く

○又余藩論よ就テ辭職を願ふ一件、大ニ朝廷ニて嫌疑を受けたり。此時ハ伊

達宗城卿の仲裁まて、無事ニ濟みたり。　此時の景況志るへき之。　又云、尾州侯も被奉朝命、有栖川總督宮御東征ノ節、兵隊を被出、彰義隊等を外諸侯同樣ニ討伐せり。　事ニよれは、德川家と戰爭の覺悟まなくてハ、出兵も出來ぬ事なり。ましてや、三家ノ身分として、朝命とも乍申、出兵抔も實ニ人非人なりと人々申あへり。　又會津も兄弟ノ中、然るを出兵、是又如何やといふ者もあり。　夫故歟、至今德川ノ舊臣名家或ハ豪傑の輩も、尾州ノ事も至今滿足せすして、何となし冷笑せり。　却て西郷・大久保・木戸等ノ如き、廣澤等ノ者ハ、德川舊臣名家豪傑の輩ハ、景慕する者多し。

尾州の出兵について

○こゝまて又一奇話あり。　聖上并宮中の禮式も、冬ハ勿論夏といへとも、羽二重の袷を用ひ給ふ。　夜御蒲團御夜具も、皆羽二重ノ御樣子之。　岩倉公ノ仰ニ、主上ハ夏まても、羽二重ノ御袷を被爲用候慣習相成奉恐入候。　とても具視抔建議候ても、於宮中不被行事故、何卒御上の爲故、大名議定方建言有之度旨被申聞候故、慶永乍拙筆も建言相認、夏ハ麻を被爲召、羽二重ハ御廢止の義申立候。　尤岩倉公へ指出候。　岩倉公夫を以奏聞相成、後ニ建言のとくなりしといふ。

慶永、主上の御夜具につき建言す

○廢藩置縣の話も、衆人ノ知る所まして、別格の記載まも及ハされと、聊後人ノ

ること

藩籍奉還について

爲ま記スなり。諸侯の藩籍返上、即封土返還ミ儀ハ、御一新ミ年卯の冬十二月下旬ま此議論起りさるよし。大久保參與、木戸參與、廣澤參與、後藤參與等ミ論談なり。其時の內評議ハ、大名公卿議定ハ參り議せす、岩倉・三條兩公の所の由。畢竟封建といふハ、昔より無之事まして、郡縣の制度ヵ天下の公法之。實ニ封建ミ世と云ふハ、周室まして、周武王殷を討て後封建ミ制を行ふ。最早宣王ま至つてハ、封建も眞ノ封建ニあらす。況ャ日本ノ封建といふは、朝廷ミ王政武門ま歸してより以來、勝手ま軍をなし、互ま掠奪して國を得ル。豐臣・德川も此例に倣ひて、決ゐ從朝廷被置候所の封建まハあらす。是ハ昔ま挽回するかよろしく、乍併、諸侯ま罪なくして、これを引上ルミ事も不出來、遂ニ封土奉還ミ事となりさり。

薩長土の三藩先づ奉還の願書を上る

先第一ま薩長土魁となつて、これを執行せんとの內決まなりさり。尤西郷吉之助も同意のよし。此時ハ容堂專ら主張せり。西郷吉之助歸薩ミ上、此事を島津久光へ內談いたせしよし。久光ハ此義ハ不容易事故、篤と勘考可致旨被申聞候中、未さ兩三日を經すして、毛利敬親・山內豐範・島津忠義ゟ封土奉還ミ願書差出候趣、從京都被申越さりと。久光ハ大ニ驚き、是ハ西郷・大久保ミ謀略まして、久光を欺くといふて大ニ怒り候よし。久光直々余ニ語ら

島津久光の意中について

れたり。久光の目的は封土返上ハ氣に入らすして、矢張封建制度の見込のやうに想像せられさり。其譯は、久光はいつまでも前記のとく、豐太閤の制に倣ひ、五奉行を被置、遂家康公の天下を鎮定し玉ふ如く、久光も五奉行ノ一人となりて、遂に將軍職迄に昇り度存念、不絶有之候。乍去久光の忠實勤王の志と、政治上に付ては、色々此文明開化に逢（合）ハさる論あるとて、政府幷諸官員も久光を譏笑する者多し。是は大間違にして、久光公の忠實と勤王の志と、政治上の義に就ては、實に十分ノ適當にして、感服の至、我等ハとても及ふ所にあらす、此義は嫌疑あるをもつて記さす。

明治改元のこと

○明治改元式ハ、誰々もしらさる所ゆへ、余ノ記臆のまゝを記す。是迄於朝廷改元式ハ中々の御規式なり。御一新より變したること。三條・岩倉ゟ被命、此度ゟ年號の義は、御一代御一号の取極になり、是ハ朝廷ノ御規則はなけれとも、清廷の法を用られさるなるへし。高辻・五條其他是迄年号撰被仰付候堂上（菅家と存候）、夫々ゟ撰定上申相成候。岩倉公ゟ小子へ撰定多分有之候間、好キ年號を撰ミ、五六号差出候樣被申聞候故、參內中直に相認、岩倉迄差出。岩倉ゟ入奏聞候處、是迄と違ひ、此年号ハ衆人の決定を廢し、聖上自ら賢所へ（内侍所）被爲

入、神意御伺之處、明治年号抽籤相成候ニ付、明治と御決定相成候。其上ニて三條・岩倉幷堂上大名藩士議定・參與之姓名を錄し、書判と存候、右奏聞狀と幷公告之書付出來たり。以是全國へ布達になりたり。

岩倉公閑居のこと

○岩倉公の英雄ハ誰々もしる事なれとも、初メ公は侍從にして、富小路敬直等同意の人なり。家茂公ニ降嫁し玉ふ靜寬宮之御婚禮等にハ、格別ノ盡力せられしところ、幕議朝意を不奉、公武御一和所まてハ無之、却て紛亂を生し、幕府はとても依頼スるに足らすとの發明ありし。其後酒井若狹守或は岩倉公等閑居之命あり。公京都岩倉山に別莊あり。これへ閑居し給ふて、圍棊ノ道を被嗜、日々遊客とともに圍棊をなされ、大久保其他有志之者を招集、托圍棊密談あり、して終ニ王政復古の業を賛成せられて、今日の進歩に至ると。或朋友人の話シ。朋友も堂上之內にして、朋友之妻ハ公之兄弟なり。即中御門經之、十年前余に語られたり。

横井平四郎殺害せられしこと

○參與横井平四郎の殺害にあひし事は、衆人のしる所之。其朝直垂を着し參內せり。天顏拜抔あり。直ニ用事ありとて退朝スル。俄ニ横井之殺害を宮中へ報道する者有之、三條公始一同大ニ驚き、別て於余は大ニ心配せしところ、

遂ニ殺害人も相分りて、大ニ哀惜の中ニ、越前者ニ無之ば故安堵せり。

慶永の官歷

○余ハ東京在任後、民部官知事、或ハ民部卿、或ハ大藏卿ニ到り、後ニ大學別當ニいされり。其後麝香間祇候ニなりたり。余カ記載ハ、此れニて擱筆せり。文字錯亂衍誤不少、文章甚鄙劣なれとも、此時代の景況ニ一班を見る迄のものニ。看者諒察せよ、不具。

廣澤兵助のこと

○廣澤參議ハ、木戸ニ次きたる英雄ニして、頗練熟し德望あるニ。余ハ民部官ニ列せし頃、廣澤氏ハ副知事ニして、後ニ民部大輔となれり。衆人之望を歸し、威アリテ不猛、勤王ニ志十分ニして、其深切ナルハ誰々も感せぬものハなし。尤日限木戸ト相伯仲せり。廣澤暗殺ノ五六日前、廣澤ガ我等を招かれたり。余ハ其招請を喜ひ、被取極メて被申越たり。今考ふれハ、暗殺の日ニあたる。余ハ共招請を喜ひ、被申越候日限ニ參るへく積ニ處、其日ニ相成、兵助殿ハ暗殺せられたりとの事ニて、實ニ驚愕哀惜せり。

木戸準一郎のこと

○木戸公ハ前記ニもあるとく、至て懇意なり。是又練熟家ニして、威望といひ、德望といひ、勤王ニ志厚き事ハ、衆人ニ知る所ニ。廣澤と相伯仲ストイヘ𪜈、木戸ハ伯仲とハ申かたし。天下ニ安危を身ニ引受け、第一ニハ帝室を奉贊助ニ

事ハ誰にも不及所なり。殊ニ帝王を補佐し奉りて、内閣ニ參議を統御して、異論衆人ニ論なからしむるそ、大久保といへとも及ひかたし。木戸ニ功ハ、大久保の如き顯然せされとも、却て大久保ハ超過スルノ功多し。所謂天下の棟梁というへし。

大久保市藏のこと

○大久保參議市藏後ニ内務卿兼參議利通そ、古今未曾有ニ大英雄と申すへし。威望凛々如霜、德望そ自然ニ備へたり。木戸・廣澤如き者ニあらす。膽力ニ至つてそ世界第一と申へし。余か大久保を如斯稱賛するそ、衆人ニ稱賛とハ違へり。支那ニ談判、江藤ニ討伐、其他公ニ事業そ種々あれとも、余カ見る所そ、御一新之。歴史上を見よ。漢ノ蕭何も豪傑ナレド、高祖と云人あり。周公旦も賢人なれとも、武王あり。唐太宗ニハ魏徴アリ。日本ニも足利尊氏・頼朝・信長・太閤・家康公ニ臣下ニハ英雄もあれとも、皆主人ニ英雄豪傑あるを以てなり。此時　聖上ハ御幼稚ニ被爲在、三條・岩倉公も今日之兩公ニあらす。德川ニ處分、封土奉還、廢藩置縣、幷西京ニ皇居を止メ、首府を東京として、箱館戰爭、其他外國交際、第一日本全國ニ人心を鎭定して、其方向を定む、皆大久保一人の全國を維持するに依れり。維新の功業ハ大久保を以て第一とするそ。輿論もともも

維新の功勞に智仁勇あること

あれ、大久保の功業ハ世界第一とするゆゑん之。

○御一新の功ハ、大久保もとよりなれとも、大久保一人の手にて中々成りかたし。衆人の協力とハ乍申、御一新の功勞に、知仁勇あり。知勇ハ大久保、智仁は木戸、勇ハ西郷なり。此三人なくんは、如何に三條公・岩倉公の精心あるとも、貫徹せさるへし。

西郷隆盛のこと

○西郷の勇斷は實ニ可畏事ニ候。世界中の豪傑の一人のよし。外人皆景慕せりといふ。兵隊ノ西郷に服するや實ニ可驚也。英雄ナリ。仁者ナリ。此西郷を見出せしハ、我朋友島津齊彬之。此人の小傳は後條に記載ス。初メ茶坊主なりしと。齊彬は深く西郷の人トナリを見抜キ、後に大事業を可起は此人なりと思ひこめられ、庭口の番人に申付られたりと。庭口の番人と、あまりおかしく被存候へとも、島津家にも此例なきよし。齊彬ハ江戸中の景況、又天下の爲メ、盡力周旋祕密之事に西郷を被用、近習小姓も不知、庭口ゟ直にいてゝ、内々言上する役之。是は島津齊彬公の工夫なり。慶永に齊彬卿面晤ノ節、私家來多數あれとも、誰も間に合ふものなし。西郷一人ハ、薩國貴重の大寶之。乍併彼は獨立の氣象あるか故に、彼を使ふ者私ならてハあるましくと被申候。

大久保と木戸

其外に使ふ者はあるましと、果してしかり。實に島津君の確言と存候。大久保は豪傑なれと、とこ迄も朝廷を輔賛するの心ありて、倒れて止ムの氣象なり。木戸も亦同樣なれと、大久保とは少し違あり。大久保は政體上を專らとし、木戸ハ頗ル文雅風流なれとも、目的とする所ハ、政體上よりも主上を輔賛し奉りて、皇威の地に不墜を專務とす。先大久保は父なれは、木戸ハ母といふて可也。廣澤も頗人物なれとも、大久保・木戸の比にはあらす。乍併、地方の事には、大に注意大功勞ある人なり。余か見る所にては、大久保・木戸・西郷・廣澤四人なくんは、此御一新ハ出來間敷候。

○吉田寅二郎・(長)永井雅樂等の如きは一面識もなけれは、其人は歷史上にてしるのみ。故に記載せす。

○岩倉公の事蹟は、衆人の知る所なり。たとへ西郷・大久保・木戸・廣澤の如き英雄あるとも、岩公なくんは此一大事業をなす不能。是も爲　朝廷倒れて止ムの氣象なり。逸事にしるすを以てこゝに記載せす。

水戸家のこと

○前記にもいふとく、此御一新の原因は、水戸黄門光圀卿なれとも、實は其祖先賴房公ハ、專ら　朝廷を尊奉し奉る事歷史に見えたり。右故、於幕府は大に嫌

疑を受けたり。此頼房公ハ、東照宮ノ御子也。光圀公ハ頼房公ノ主意を奉戴して、尊王ノ志厚し。大日本史・禮義類典抔著述せらるゝを以てみるへし。故ニ水戸家ハ、代々尊王ノ志厚くして、烈公も尊王ノ意専らニして、水戸を以て尊王第一とすへし。

毛利家のこと

○祖先ノ志ハ自然ニ子孫ニ傳播する事奇妙也。毛利家ノ御一新ニ大功勞あるも、畢竟祖先元就卿の尊王ノ志厚く、朝廷へ獻金し給ひて、御即位トカ、御所御造營トカを輔助し奉らるゝの盛意、子孫ニ傳ハりて、御一新ノ功業を輔翼し奉る也。夫故木戸・廣澤如き人材も出たり。今ニ可惜ハ、來島・周布等ノ如き、吉田氏ノ如きハ、今存スレハ如何程の功業を起スや、木戸・廣澤ニも超過するかも難斗。實ニ可惜ノ至也。

島津齊彬公のこと

○水戸・毛利ノ事ハ、已ニ前ニ記すとし。全く御一新ノ功業を引起せし原由ハ、島津齊彬公ニして、此人ハ余カ朋友とし、師とするもの也。中々水戸烈公の如き御方ニハあらす。頗膽大ニして、外面ハ英雄らしくも見へねとも、中々才智よりハ道德を重んせらるゝ人なり。夫故温順恭遜ニして、しかも學問あり。夜漢學・西洋譯書・和學抔被讀たり。手紙ノ文抔ハ、俗文ニして至る簡易なり。

手紙其外建言書抔も、文體の整頓スルや他人の及ぶ所にあらす。井平丸の船を初て造り、マグチート其外洋製器械も薩摩を以て巨魁とす。尤尊王佐幕家之。右故ニ、西郷・大久保・伊知地其外今の官員勅任官の薩人も、齊彬公の丹精所造之。余も此御一新の功業ノ起りも、順正公即齊彬公を以第一とす。此公も頗吝嗇にして、烏目二十文ゟ金一圓抔の金子ハ頗惜まれさりと。乍併、萬圓或ハ千圓以上の金子ハ、使ふへき時に聊も惜くなしと被申さり。眞ノ吝嗇にあらす、常にも節儉を專らとし給へと、大金も惜けなく遣ひたりと。此一事にても英雄なるへきなり。久光卿も頗ル因循家にして、古法を膠守スル事と衆人申しさり。幕府ノ時分ゟ今に至る迄如斯いへり。惡口もあれと、中々才智ゟも道德を重んせられ、尊王の志も却て齊彬公ゟも超過せりと考えられたり。此公も專ら陸軍ゟハ海軍の方ニ專ら力を盡しさきと被申さり。此公の談話にも、頗感佩敬服の事共多し。なかれとも却て嫌疑に觸るゝか故ニワさと記載せす。

水戸烈公の開國說

○水戸烈公齊昭公も、頗世上に攘夷の名アッて、幕府にても、水戸ても、とこでも皆攘夷家と稱せり。余偶烈公に問ふ。方今外國頻ニ渡來せり、とても攘夷ハ

出來ぬ事と存候。外國交際開けされは、今之世ハ六ヶ敷と存候旨申候。烈公實ハ私も左様ニ存居候。故、銕炮を鑄造し、舟抔朝日丸を造り、往々ハ外國へ我船を遣し、交易する様可相成候。春嶽殿抔ハ御若年故、其景況をも御承知可相成候。又就夫御盡力も被成候かよろしく候。私抔ハ老年ニ相成候間、攘夷ハ私の株故、終身相止メ不申、其儘死迄も攘夷家ニて相濟候心得之と被話たり。是ニて烈公之矢張攘夷家ニあらさるをしるへし。

○閑叟公ハ、數年の經歷ニして、尊王之志ハ尤あるへけれとも、齊彬・烈公如きニハあらす。是も國政を重に改正被致候て、後來外國交際の道を開く事を十分腹中ニ被蓄候へとも、天下皆攘夷故、或ハ幕府へ建言被致、朝廷へ建白皆攘夷を主とせらるゝ之。去かれとも、銕炮其外西洋器械等被取寄、國許ニおゐて專ら執行有之、御一新以來、本心顯然して、外國交際之事ニ被盡たり。副島種臣・大隈其外の勅奏任官も、皆閑叟公之餘澤ニして、是等の人物を造られし之。兎角大名之名高きハ、主人ゟも家來ニ英雄道德才智あるもの多けれは、自然ニ其主人の名も名高くなるもの之。島津齊彬・閑叟之如きハ、家來ゟも主人之方か頗ル賢才道德あるを以て、能き家來も出來たり。決て家來ニ使役せらるゝ殿様ニ

山内容堂公のこと

てあらさる之。

○容堂公は至て正直の人なり。故ニ我意ニ叶ふ者ハ十分引立、少しも氣ニ入らさるものハ大ニ疎斥せり。元來は佐幕家にして、幕府の衰弊するを大に患ふ。常ニ頼山陽を慕ふて其書を學ふ。元容堂公の父山陽の弟子なり。以故容堂の家にハ、山陽の認候手本數多く有るを以學ひさりと。後ニ公武不和ニ至るを以、頻ニ朝幕の和平を專務とせられさり。後ニ幕府の見るに不足、助くるにならざるをしりて、專ら勤王の志厚く相なりさり。此人も中々一己の見識ありて、決て家來に使役せらるゝ人ニあらす。容堂公は、晩年驕奢に多く流れさりと誰々もいへとも、余カ考ふる所は、驕慢の意ハなしとは申かたく、又奢りも隨つよく、毎日平均して一日百兩ハ消費せりといふ。乍併、他人の驕慢とハ違へり。專ら御一新の功勞あり。仍之、方外室を建築スルヤ、醉擁美人樓を額名とする抔は、大ニ深意あり。自分は世間の風塵を脫離して、李白や杜子美を相手にして、陶淵明の志を尊ひ、政府の政體抔の事は、聊不關係して安樂ニ暮し、ある朋友の諸侯ノ如き、大臣參議等に諂佞し、媚を呈スル事抔は、決て毫もこれなし。ゆへに、條公・岩公も容堂公にハ大ニ畏憚せられさり。凡俗の人の考

へある所ニあらす。妓を呼ひ遊里ニ遊ふ風説もあれとも、全虚談ともいひかたし。大名ハ昔々の大名故、自然鄭重ノ風ありて、舊弊ニ汚染スルノ惡俗を矯正せんかためニ、斯る所行もありしやニ承る。其上容堂ハ、御所より毎度被爲召候とも、參内ハ先無之、薨去二三年前一度被爲召候て、參内御對面ありし事あり。其時麝香之間詰も被爲召たり。余も參内御對面ありたり。此時容堂進て、突然　天前ニ向ひ奉り、昔の　天子様ハとうてもよろしく候へ共、方今の天子様ハ何もかも御政事被遊、御大事ニ候と被申上。夫而已ニして跡も先もなし。僅々ノ數言實ニ有深味、滿座敬服す。島津齊彬・水戸齊昭・鍋島閑叟・山内容堂等ハ、實ニ近來の英雄といふへきなり。

○王政復古御一新ノ功勞ハ、三條・岩倉兩公幷島津齊彬・鍋島閑叟・容堂・烈公其外大久保・木戸・廣澤・勝其外ノ者を指して、功勞ノ第一と世界ニ稱せられたり。然れ共、時運ノ來らさるうちハ、たとひ英雄豪傑ニても、此盛擧を贊成スル事不能なり。吉田寅二郎・佐久間象山・賴三樹・周布氏・來島、余カ舊臣橋本左内・高山彦九郎其外蒲生氏・久坂氏其他有名ノ人々ノ贊成ノ功勞ハ、尤第一等ニして、却て目ニ見へぬ功勞といふへし。是ハまたも世人の知る事なれと、尤第一等と思ひ

慶永の明治文明論

して、余カ考ふる所は、水戸光圀の時分契冲あり。後に加茂の眞淵あり。本居宣長・平田篤胤・頼山陽其外歌學者幷古學者等、皆復古を翹望の輩之。此時分は徳川の威光の盛世時分故、如今盛ンニ唱フル事ハなりかさし。しかれとも、或は復古を翹望スルノ餘り、王代の事を著述の上ニあらハして、偏に王政復古にあらされは、此日本ハ不立行と名言し、是等の著述よりして、天皇陛下アルヿヲ日本全國の人民しる事となりし。却て大久保・木戸其他三・岩兩公等の盡力よりも、實は維新を賛成スルノ功勞第一と稱へても、條理ニは背かさる事と存候。景樹抔も同樣之。嘉永年間に、諸藩士の王政一新唱ふる事は、全國の知つてからの事之。契冲・眞淵・宣長・山陽・篤胤等の時分は、天皇陛下アル事ヲ誰も知る者もなし。王政一新抔ハ、思ひもよらさる事。其時世にあさりて如斯主張するや、實ニ第一の功勞と稱して間違なし。

○此文明開化の域に進歩スルヤ、王政復古に不關なり。素より明治元年以後は、於　朝廷も專ら外國交際を被重、大臣參議ヲ始、都て勉强盡力の功故に、今日の盛大に到る事は不俟論所なり。余ノ見る所にてハ、原因の賛成者をこゝに記載せり。余カ親族なる阿部伊勢守正弘か、專ら此西洋の事にハ注目して、講

武所其他大ニ盡力せり。此次ハ島津齊彬・水戸烈公等之。調練にてハ下曾根金三郎・江川太郎左衛門等専ら盡力し、韮山元縣令柏木是等も大ニ盡力せり。松平三河守家來箕栗(作)玄甫・宇田川・杉田、其他小石玄瑞・坪井信道・緒方洪菴、其以前まてハ渡邊華山・帆足萬里等之。是皆方今文明開化の域に進歩スル原祖の大功勞あるもの之。今人ハ只に一新以來の功勞を賛成して、盡力せし者斗りを賞スレと、決して不然、是等の有名の人々の盡力によりて、今日の進歩の域に到達せり。新宮涼庭抔も、矢張此内の一人之。實ニ古人の如斯盡力せしも、却て今人の盡力かまさるといふは、大なる間違なり。古人の手厚き遠き慮りを以、盡力する功業は感服の至にしても、とても今人の及ふ所にあらさるなり。

〇文字ノ變換を余論せんとす。假名の書體は、抑頼朝時代の事は不知、足利時代より徳川家康公、并明暦時代迄は、大同小異はあれとも、格別替りさる事なし今の人、見てハ漢文にもあらす、和文にもあらす、一種の文體之。夫故、今の人讀ゐても、頗ル了解しゐさき事ともあり。是は日本全國一般之。享保度にいさりて、少し變化して今世の文にちかし。明和ゟ享和度迄ハ、少し古體を存スレ𪜈大に變化せり。天保度ニいさりては、全く和文ノミにして、漢語を用るとな

し。天保十二年丑年、家齊公薨去、水野越前守老中たり。此時大改革ありし。余年十四才之。此改革ノ布告ハ、頗ル漢字多くして、衆人不分、流弊とカ舊弊トカ此時ゟ行ハるゝよし。御觸レ即今の布告杯ニ、多く漢語漢字を用ユ。阿部伊勢守老中の時、永井・岩瀨等專ら漢語を用ユ。尤於幕府ハ、表向の事ニ付てハ是迄の通り之。而して王政御維新の頃より、今の書體ニ變化せり。

海防の始め

○海防等の儀ハ、素々於幕府心配苦慮ありしハ文化中の事なり。露西亞人箱舘カ蝦夷をさまかしたる事あり。其時ゟ浦賀等の海防の義起る。これ白川城主松平越中守定信之。即樂翁と稱す。これを以始とするなり。

○概略畢ル。此以下ハ餘白あるをもつて、覺へて居るだけの事を記す。

江戸城の坊主のこと

○諸大名登城スレハ、城坊主を召使ふ、今の給仕の如し。是の坊主ハ、表坊主あり、奥坊主あり、用部屋坊主あり。奥坊主といふハ、將軍家の小姓・小納戸の下ニて、付きて働く者之。用部屋ハ老中ノ部屋なり。即詰所なり。他の者の出入を停止するなり。然れとも部屋付の坊主ハ、始終老中部屋へ參りて、用向を勤むる之。余考ふるニ老中ハ皆徳川家譜代大名なれとも、大名ニハ違ひなし。夫故ニ、萬一老中の内不心得の者ありて、互ニ叛心の話等有之候節ハ、他ニもれ

さる事故、用部屋坊主ヵ兼て探索旁之といふ。余ハある老人ゟ承り候。表坊主は表の座敷の掃除をなし、火ノ番をなし、其他種々の用向あり。諸侯に登城候節使役セラル丶ヤ、矢張諸侯參集中、何そ叛逆話にもある哉の探索人なりと。昔の將軍秀忠公頃の考なりと申之。諸侯互に客來の節は、必出入の坊主兩三人を呼ひて、酒ノ相手をなし、話相手にも相成。是皆幕府の探索人なり。故ニ諸侯養子婚禮抔ニハ、必坊主を賴みて媒酌をさせる事あり。諸侯は隣國ニ行く事もならさるは、矢張此畏れあるヵ故之。

○德川家の亡滅をとるや、尊大ニ過さり。且朝廷を輕蔑スルノ甚きは、尤弘化度以來之。昔は大大名の參勤交代にハ、品川又板橋・千住、其方角によりて將軍家被出迎、又被送、或ハ三家大大名は、折々登城し候様の命ありて、登城スレは必談話ありて酒食を將軍の面前にて賜ふ事屢あり。夫故自然に將軍家との親ミあり。追々に其交際の道塞りて、只々尊大ニ相成、君臣の如く相成候。三家尾紀水といへとも、一年に一度も奧向へ通りて、酒饌の饗應ニなると云ふとなし。幕府將軍家の子ニして、養子に參りさる御方、尾紀是は特別の待遇にして、一年春秋兩度、奧向にて對面有之、饗應も贈物等も有之。家茂將軍即昭德院公ニ至

慶永の豐臣德川の興亡論

て、天下紊亂ニ當り、毎々三家諸大名を召し、折々御饗應等も有之。是ハ一年ニ一度位、纔ニ二三ヶ年の間也。實ニ德川ノ盛世と、末路ニ比すれハ、大名ノ交際上ノ親疎、是ニてしるへし。

○余此頃古書をミるニ、太閤秀吉公ノ薨去ノ後、天下一統ノ全權ハ德川家ニ歸するや、天運ノ然らしむる所也。いかんとなれは、秀吉公薨去ノ後ハ、石田三成首謀ニして、增田・長曾我部・安國寺・小西等、專ら家康公を妬ミ惡ミて害さんとす。家康公ハ人望ありて、加藤・福島・藤堂其他名將歸服して、遂ニ石田ハ亂を起して關ヶ原ノ大合戰あり。石田勢敗北して、大坂方ハ日々人心離散し、家康公ノ德望を慕ふニいたる。其後大坂陣、是又淀殿を始、大坂方一同家康公を惡ミ、再度合戰し、遂ニ大坂城落城ニ及へり。德川家康公ニハ、秀吉公の跡故、大諸侯ニ被命ときなれ共、石田アリ淀殿あり、遂ニ豐臣家ハ亡滅せり。是ニ引かへて　朝廷ノ御恩と云ふものハ、德川家大政返上、七十萬石を賜り、駿河靜岡ノ城を賜ふ。今も如斯榮ゆるハ最大なる　朝廷ノ御恩なり。しかし、　朝廷の御恩惠ハ如斯なれとも、若大坂ノ如く、石田・小西・長束・增田如き、淀殿ノ如き物、德川家舊臣ノ中ニあるならハ、御一新ノ際、必今ノ德川家ノ如く、繁榮ハ勿論亡滅するに間違

なかるへし。　大坂も、木村長門守始の名臣用ひられたらハ、豊臣も今日は繁盛なるへし。　木村・片桐抔の、世に用ひられさるや遺憾なり。　徳川家の今日の繁榮は、全く第一靜寛院宮　皇上の御伯母にして、孝明天皇の御妹、仁孝天皇の皇女、徳川家に被爲嫁、島津齊彬公の養女天璋公、家定公の御臺所なり。　慶喜公は、水戸前亞相の烈公勤王家の子にして、實母は有栖川宮の妹なり。　加之、朝廷には、西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允あり。　廣澤眞臣あり。　徳川家にハ、勝安房あり。　大久保一翁あり。　決て、石田・小西等の如き者なし。　故に徳川家の一旦の瓦解ハ、一時なり。　今日の繁盛を現せり。　大坂と違ふ所以なり。　我輩徳川の末流に列し、今日　朝廷の恩惠と、徳川祖先の惠恩と、我家の祖先の恩、父母の恩とを以、安逸に消日スルヤ、實に感喜の至りに堪へす。　我は不肖にして、祖先に等き中納言に昇り、祖先も及ハぬ正二位に叙し、祖先以來無之民部・大藏兩卿、古來廢典の大學別當に被列、遂に麝香の間に被列、特殊の渥恩を受く。　予ハ何等ノ學問アリヤ、何等の智識アリヤ、何等の才智ある哉、何等の道徳アルヤ、少しも是等の貴重なる物は身に覺へなし。　實に可恥なり、恐入るなり。　聊これを以、後世に示し、衆人の觀に供セントス。　疎漏の罪を咎むる事なかれ。

明治三年より起草す
明治十二年九月十八日功畢る

正二位松平慶永 

明らけく治る御代にもと末迄
千代萬世にのこせ此ふみ

源よし永

幕儀参考稿本第一　正二位松平慶永

衣服ノ制度

衣服ノ品種

束帯

朝廷ノ定制ト同シ故ニコレヲ記セス幕府ノ制度ニテハ最上ノ大禮及大祭典ノ時ニ用ユルナリ

將軍宣下及幕府歴代百年以上法會参拝ノ諸侯用ユルナリ

將軍家ニ將軍宣下及百年以上法會参拜ノ時ニ用ユルナリ

幕儀參考第一

正二位松平慶永編

衣服ノ制度竝品種

束帶

○束帶

朝廷ノ定制ト同シ、故ニコレヲ記セス。幕府ノ制度ニテハ、最上ノ大禮及大法會ノ時ニ用ユルナリ。將軍宣下、及幕府歷代百年以上法會參拜ノ諸侯、及五位以上ノ役人用ルナリ。

將軍家モ、將軍宣下、及百年以上法會參拜ノ時ニ用ルナリ。

衣冠

○衣冠

衣冠ハ、束帶ニ引續キタル大禮ニシテ、其制ハ　朝廷定ムル一般ト同シキヲ以テコレヲ記セス。乍併、其異ナル所ノミヲ記ス。

此服ハ、袍袴及冠ナリ。下着ハ白羽二重ナリ。

袍

袍、四位以上黑、五位ハ赤ト定メラレタルハ、　朝廷ノ制度ナリ。乍併、袍ニ紋ノ

アルハ三位以上ニ限レリ。四位ニテモ親族ノ攝家ヨリ讓受ケタル者ハ用ユ。然レ𪜈多クハ三位以上ニ非レハ、紋アルヲ用キス。

袴　袴ハ、三位以上紫紋、四位ハ薄紫、五位ハ淺黃、朝廷ノ制ト同シ。

冠　冠ハ、三位以上多クハ纓ニ紋アリ。四位コレヲ用ユルハ、弘化元年以下ナリ。夫迄ハ纓ノ間ニ三筋ホト筋アリ。

下着　下着ハ、三位以上白綾ニシテ、平生ノコトク紋ヲ織リ出ス。四位以下ハ白羽二重、或白絹ナリ。京都ニテハ、紋綸子ヲ三位以上服用スレ𪜈、關東ニテハ綾織ヲノミ用キテ、紋綸子ハ服セス。

下重　下重ハ、紅ヲ用ユ。三位以上ハ紅綾ヲ用ルナリ。將軍家世子・三卿・三家・及越前・津山嫡子、又戸主ニテモ十四年年齡迄ハ、下着紅梅織ヲ用ルナリ。最振袖ナリ。乍併、袖留ノ屆後ハ、十四年以下ニテモ紅梅織ヲ用キズ。

太刀　太刀ハ、衣冠ノ節ハ野太刀ヲ帶ヒ、束帶ノ節ハ衛府ノ太刀ヲ帶フルヲ恒例トス。將軍家從五位下ノ役人、袍ハ紅ヲ用キ、袴ハ淺黃ヲ用ユ。烏帽子ハ風折ニシテ、紐ハ元結ナリ。

此衣冠ハ、德川氏歷代法會五十回法事マテ、將軍參拜並三家・三卿諸大名及五位

以上ノ役人、參拜ノ時用ルナリ。文久二年十一月　勅使三條中納言實美卿・姉小路少將公知朝臣東下入營ヨリ以來、勅使ノ節ハ衣冠ヲ用ヘシトノヿヲ布告ス。ヨッテ　勅使入營ハ必ス此服ヲ用ルナリ。

直垂

○直垂

直垂ハ、衣冠ニ次キタル禮服ニシテ、小サ刀ヲ用ユ。（小サ刀ノ制末ニ記。）服制ハ、大同小異アリ。凡現今行ハレシ直垂ト少モ替ルヿナシ。只異ナルハ、今ハ切リ袴ナレ圧、古制ニテハ長袴ヲ用ルナリ。將軍家及世子ハ各色ノ直垂ヲ用ユ。地ハ何モ透精好ナリ。併地ハ透精好ナレ圧、紋ヲ織リ出スヿナシ。下着ハ、衣冠下着ト同シ。且三卿・三家・大廊下其他國持大名從四位下侍從以上ハ、年始ノ祝儀トシテ登營スルニ、此服ヲ用ユ。三卿・三家・加州（金澤）家門ハ、無地透精好ノ直垂ヲ用ユ。國持大名ハ透精好ヲ用ヒラレス。並無地精好ヲ用ユ。最直垂ハ、今ノヿトク裏地ヲ用ルヿナク、暑寒トモ單ノモノナリ。直垂ノ紐ハ、各色アリ。併紫ヲ以テ通例トス。直垂ノ色ハ、各家ニ風アリテ定マラス。下着ハ三位以上綾、四位以下白羽二重、或絹、衣冠ノ部ニ詳ナリ。

絲卷の太刀

太刀ハ絲卷ノ太刀ヲ用ユ。併帶スルヿナシ。家臣太刀ヲ預カル。營中太刀

烏帽子　翁掛　直衣　狩衣　四品と侍從

ヲ帶スルヿ更ニナシ。著寒トモ直垂ノ時ハ中啓ヲ用ルナリ。

○烏帽子

三位以上ハ立烏帽子紫紐ニシテ、從四位下以上ハ、風折烏帽子、右折リ左折リアレト、多クハ右折リヲ用ユ。左折リヲ以テ上等トス。必紫紐ヲ用ユ。〇附箋に「紫紐ニシテ多クハ翁掛ヲ用ユ。翁掛トハ、烏帽子ノ紐ノ掛ケ方ニシテ、立烏帽子ニナクテハ用キカタシ。」とあり。從四位下ニ叙セラルト直ニ飛鳥井家入門スルヲ規則トス。

○直衣

幕府直衣ヲ用ユルヿナシ。

○狩衣

幕府ニアツテハ禮服中ノ一部分ナリ。狩衣ハ、從四位下ノ大名服用ス。小サ刀ヲ帶ス。從四位下ニシテ無官ノモノヲ、幕府ニアツテハ四品ト云フ。侍從ニ任セラレシ後ハ、四品トイハス。侍從トノミイヒテ、從四位ハ稱セス。狩衣ノ地、多分精好ナリ。無地ニシテ各色アリ。多ク靑、或ハカバ色ナリ。袴ハ多分淺黃ナリ。年始登城、年始芝・上野歴代廟所參拜ノ時用ユ。年始登城、年始芝・上野歴代廟所參拜ニ、從四位下侍從以上直垂ヲ用ル時ニ、此服ヲ用ルナリ。

大紋

諸大夫

布衣

○大紋

大紋ハ、幕府ノ制度ニシテ、始造ノ年度ハ他日識者ニ就テ詳ニスヘシ。此大紋ノ制ハ、直垂ト同制ニシテ、異ナル所ハ、直垂ハ精好ノ地ナリ。大紋ハ晒布ナリ。麻ニシテ五所ニ大紋ヲ染出ス。袴モ紋五所ニシテ、紐ハ白練ナリ（幅二寸餘）最各家ノ紋ナリ。小サ刀ヲ帯フ。中啓ヲ持ツ。朝散大夫即從五位下ノ服ナリ。四品ノ諸侯狩衣ヲ用ル時ハ、五位ノ輩ハ此服ヲ用ユ。萬石以下所謂旗本ト稱スルモノモ、從五位下ニ叙スレハ、此服ヲ用ユ。旗本ノ五位何守トナルヲ、諸大夫ト云フ。大紋ハ多クハ淺黄・花色・朽葉色等ヲ用ルナリ。

○布衣

コレヲ「ホイ」ト云フ。此布衣ハ、舊制ニアルカナキカハ余辨知セサレ圧、憶測ニハ幕府ノ制度ト思ヘリ。此制ハ、先狩衣ノ如クニシテ單ナリ。スベテ地ハ精好、色ハ緑・花色・朽葉等定リナシ。乍然青緑多シ。袴ハ淺黄ナリ。烏帽子ハ風折ニシテ右ナリ。小サ刀ヲ帯フ。中啓ヲ持ツ。幕府ニテハ此服ヲ用ルハ、諸大夫即五位ノ大紋ニ引續キタルモノナリ。武鑑（諸役人ノ人員ヲ誌）ニ布衣ト記載セルハ、即此服ヲ用ユル役人ニテ、六位ニ准スルモノナリ。布衣ノ役名ノ者ニ非レ

ハ、コレヲ用ルヿナシ。

將軍家、束帶、衣冠・直垂ヲ用ルトキモ、此服ヲ用ルナリ。○三家・三卿・國持大名ノ家來重臣、又供目付等此服ヲ用ルヿアリ。地ハ絹或ハ龍紋ニシテ、色ハ定メナシ。

素襖

○素襖（スアヲ）

素襖ハ古制ノモノト思ハル。地ハ晒布ニシテ、大ナル各家ノ紋ヲ五所ニ染出シ、長袴ノ右左ト袴腰ト三所ニ、紋ヲ染出スナリ。小サ刀ヲ帶フ。幕府ニテハ、布衣以下ノ平士即小姓組、書院番、大番等其他目見以上ノ勤仕ノ者コレヲ服用ス。士烏帽子ヲ冠ブル。諸侯ノ家來モ時トシテハコレヲ用ヰルヿアリ。

上下

○上下

上下ハ、素襖ノ袖ヲ切斷シ、袴ハ切袴ナリ。素襖ノ袖ナキモノヲ上ト云ヒ、袴ヲ下ト云フ。コレヨリ上下ノ名稱成リ立ツモノト思ハレタリ。種々ノ品類アリ。一々記憶ノマヽ記載スベシ。

長上下

上下ハ、直垂・狩衣・大紋・布衣・素襖ニ引續キタル禮服ノ一部分ナリ。將軍・諸侯・平士・平民ニ至ルマテノ一般ノ禮服ナリ。此上下ニ二種アリ。長袴ノ方ヲ長上

下ト云ヒ、通常ノ上下ヲ上下ト云フ。皆麻ナリ。麻ニ小紋ヲ置タルモノニシテ、上下トモ同様ナリ。此麻上下ニ諸麻・横麻アリ。諸麻ハ皆麻ニテ織成スモノナリ。横麻ハ經ハ絲ニシテ、緯ハ麻ヲ以テ織レリ。ユヘニカク名ツクト云フ。

將軍家ノ麻上下ハ、長上下、半上下トモニ諸麻、五ツ星小紋、十ノ字小紋、花色ケンボヲ服用ス。決テ横麻ヲ用ルヿナシ。諸侯及旗本ハ、兩様ヲ用ルナリ。同シ麻上下長半トモニ用レ𪜈、少シ區別アリ。幕府用召ニテ登城シ、官位等ニ任スル格別ナルトキハ、諸麻ノ半上下ヲ用ヰ、平常朔望ノ登城其他儀式ノ折モ、横麻ノ上下ヲ用ユ。旗本ハ用召補職等ノ節ハ、必ス諸麻ノ上下ヲ用ユ。其他ハ多ク横麻龍紋等ヲ用ユ。長上下ニハ龍紋ヲ不用、五節句其他格別ノ式ニハ長上下ヲ用ユ。小サ刀ヲ帶フ。乍併、諸侯家風ニ依テ、半上下横麻ヲ用ヰスシテ、諸麻而已ヲ服用スルモアリ。嶋津家(薩州)ハ、諸横麻ヲ用ヰズ、素紬龍紋ノ上下ヲ用ルナリ。麻上下ハ、小紋ヲ置キタルモノナリ。色ハ花色ナリ。時トシテハケンボモアリ。將軍ノ上下ハ、花色或ケンボナリ。小紋形ハ各家ノ家風ニヨツテ定メラルヽカ故ニ、一定セス。

熨斗目

○熨斗目

コレヲ「ノシメ」ト云フ。往古熨斗目ハ、腰明ノ縞肩ヨリ裾迄アルヲ、足利時代衰微ノ頃、常ノ紋付ヘ腰ノ邊ヘ、新シキ切レヲ付テ着セシ餘風ナリト云フ。此熨斗目ニ二種アリ。一ハ尋常ノ熨斗目ナリ。一ハ縮羅熨斗目ナリ。

縮羅熨斗目

縮羅熨斗目ニ亦二種アリ。大縮羅アリ、小縮羅アリ。兩縮羅トモニ幕府ニアツテハ、旗本ニコレヲ着用スルヿヲ許サス。諸侯トイヘ𪜈、從四位下侍從ヨリノ上位上官ニハ大縮羅、葵紋時服ヲ授ケ、從四位下侍從ヨリ以上ノ諸侯ハ、私家ノ紋ヲ大縮羅ニ織リテ着用ス。從四位無官卽四品以下ハ、コノ服ヲ授クルヿナク、又着用スルヲ禁ス。幕制如此ナレ𪜈、所謂陪臣ナル者(從幕府諸侯ノ臣ヲサシテ陪臣ト云フ)ニハ、私紋ヲ小縮羅ニ織リ成シテ着用スル者モアリ。大縮羅ハ決テ着用スルヿナシ。將軍家・三卿・三家ハ縮羅ノ熨斗目ヲ着スルヿ曾テコレナシ。此服ハ、諸大夫ノ旗本モ着用スルヿナラサルナリ。熨斗目長上下ヲ着用スルハ、五節句其他格別ノ禮式ニ、將軍家・三卿・三家・家門・國持大名・旗本目見以上用ルナリ。

五位ノ大名、從五位下ノ旗本、大紋着用ノ時、熨斗目ヲ着ス。慶應年間白小袖ヲ

着用スルヿニナレリ。
布衣ノ旗本ハ、布衣ヲ着スル時ハ、必熨斗目ヲ用ユルナリ。

熨斗目半麻上下

熨斗目半麻上下ハ、長上下ニ續キタル禮服ニシテ、祝儀登城、或ハ老中謁、又ハ祝儀惣出仕等ニ用ルナリ。諸大名ヨリ旗本、諸家々來年始ヲ始メ、祝儀交際往來ニモ用ユ。コレヲ第一ノ通常禮服トナス。

紋付麻上下

○紋付麻上下

服紗小袖

紋付ヲ服紗小袖ト云フ。熨斗目麻上下長半ニ續キタル通常ノ禮服ナリ。紋付ハ、通例羽二重ノ黑地紋付ナリ。時トシテハ絹モアリ。或ハ奉書紬モアリ。他ノ色ヲ用ヰザレモ、九月九日ニ限リ、千草色ノ紋付ナリ。三家竝諸大名ハ、五節句ゝ外式日朔望、或ハ他ノ登城ニ用ルモノナリ。登城トイヘバ、イツデモ紋付麻上下ナリ。私用ニモ熨斗目或紋付麻上下ヲ着用ス。
熨斗目黑羽二重ハ、冬服ニシテ、綿入又ハ袷單ナリ。麻上下ハ四時用ルモノニシテ、季節ニヨリ替ルヿナシ。夏熨斗目ヲ用ユ代用ハ晒ニ限ル。熨斗目ノ代用ハ晒ニシテ、濃キ淺黃ヲ用ルナリ。偶水淺黃又ハ薄柿等ヲ用ルアリ。縮ヲ用ルヿナシ。麻上下長半ニ用ルハ晒ニ止マル。黑羽二重紋付ノ代用ハ、晒水淺

黃、淺黃、薄柿等ノ各色アリ。此部分ハ麻上下半ノ時ニ用ルナリ。

冬服ハ、四月朔日ヨリ五月四日迄袷。

夏服ハ、五月五日ヨリ八月中帷子。

冬服ハ九月一日ヨリ八日迄袷。九月九日ヨリ三月中綿入。

縮紋付ハ、暑熱ノ時ニ用ユレドモ、用召等ニハ必晒紋付ヲ用ルヿナリ。

白無垢

熨斗目麻上下黑羽二重紋付、麻上下平服ノ折、從五位下旗本諸大夫ニテモ白無垢ヲ用ユ。布衣以下ハ、禮服熨斗目長・半麻上下ヲ着スル時モ、淺黃茶色等ヲ用ユ。夏服ハ一般白ヲ用ルナリ。

嘉珍熨斗目

嘉珍熨斗目、嘉珍麻長・半上下ハ、婚姻ノ禮式、或ハ年男ノ留守居用ルナリ。

鈍色麻上下、鈍色ノ服ハ、凶事ニ用ルナリ。

將軍家ヲ始、諸大名旗本、七夕・八朔登城ハ、麻上下長白晒白縮等ヲ用ルナリ。無紋

九月九日ハ、必ス紋付、花田色ノ羽二重ヲ用ユ。最麻上下長ナリ。

幕法トハイヒカタシ、幕習トイヒテ可ナランカ。五月五日ヨリ帷子晒ヲ用ユ。其月半、老中之內初メテ縮ヲ着用シテ登城ス。ココニオイテ將軍家始メ、旗本一同隨意ニ縮ヲ着用ス。老中縮ヲ着用シテ登城セサルウチハ縮ヲ着スルヲ

繼上下
肩衣

許サストノヿナリ。

幕府婚儀ノ節ハ、役前ニヨリ嘉珍上下熨斗目ヲ用ユ。祝儀登城ノ諸大名ハ、三家ヲ始メ麻上下（半。ウノメガヘシ）ヲ用ヒス。熨斗目ハ無地ナリ。

○繼上下

コレハ平常ノ服ナリ。麻上下ハ肩衣（カタキヌ）袴トモニ麻ニシテ、同色ナリ、同小紋ナリ。此上下ハ肩衣ヲ繼肩衣ト云フ。肩衣ト袴ト別ナリ。肩衣ハ地合必絹ナリ。色ハ多分黑又ハ空色・茶色ナリ。無地ノ紋付ニ限ル。冬ハ肩衣ノ裏地茶丸海氣ナリ。夏ハ單ナリ。袴ハ琥珀又ハ茶宇ナリ。裏地茶丸又ハ海氣ナリ。此服用ハ冬ナリ。夏ハ必單ノ仙臺平ナリ。肩衣袴、卽繼上下ノ時ハ、冬ハ黑羽二重紋付、夏ハ晒紋付、又縮紋付ニテモ不苦。三家・三卿・諸大名ヨリ旗本・諸侯家來ニ至ルマデ、平常及互ニ往來・客來等禮式之外ハ、此繼上下ヲ用ルナリ。將軍ハ黑書院ヘ出座、譜代・外樣大名、式日ニ無之、不時在所ヘ暇ノ節、竝禮事等勝手ヨリ上申ノ分ハ、繼上下用ヰラル。其外表出座ニ、繼上下着用アルヿナシ。老中始メ幕吏日々登城、或宿直シ、日々ノ往來モ繼上下ヲ用ルハ常服ナリ。晒縮又黑羽二重紋付ヲ用ルモノモアレ𪜈、多クハ縞縮緬・八丈縞（黑柿）黑縮緬紋付、其

他縞類ヲ用ユ。夏ハ越後縮縞、或「カスリ」、又數寄屋米澤縮ヲ用ユ。諸侯ハ繼上下ノ時ハ、是等ノ服ヲ用ヒス。前章ニ詳ナリ。

小倉袴

家齊公（余ノ伯父）初代輔佐松平定信後號樂翁（余ノ叔父）大寛政度大改革ノ時ヨリ、總テ衣服モ節略ノ令コレアリ。此時ヨリシテ袴ハ小倉單、夏冬通用。唐桟留・和桟留

唐和桟

等ヲ用ユ。此唐和桟ハ、冬服ニシテ、裏地海氣等ナリ。老中ヲ始メ幕吏コレヲ用ユ。諸侯ハ用ユルコトナシ。

コレモ寛政度大改革ノ時ナルヘシ。絽ノ肩衣ヲ用ユル所ヲ、麻上下ノ肩衣ヲ用ユ。文政年間驕奢盛ンニナリ、コノ麻上下ノ肩衣桟留等用ユルモノ稀ナリ。天保十二年辛丑大改革ヨリ、又行ハレテ、暫時ニシテ用ユルモノナク、嘉永年度ヨリ又流行ス。老中及幕吏古渡リ唐桟ニテ、肩衣袴同物ヲ以テ着用スルモノアリ。コレヲ通シ上下ト云フ。諸大名留守居抔和唐桟留通シ上下ヲ用ユルモアリ、コレハ多分用ユルモノナシ。

通シ上下

○通シ上下

此レハ一種ノモノニシテ、世間一般ニ行ハレサルモノナリ。他ヨリ見ルトキハ、麻上下ト同様ナリ。先コレヲイハンニ、地合ハ龍紋ナリ。麻上下ノコトク、

旅服

小紋ヲ置ク、上下ト同様ナリ。コレヲ裏付上下、又ハ縞通シ上下トモ云フ。幕府ニ行ハル。將軍家麻上下ヲ用ユルニハ丁寧ナリ。繼上下ヲ用ユルニハ麤抹ナリ。コノ間ノ小禮式ニ服用ス。タトヘハ將軍家、三卿ノ第ニ一年一度ツヽ尋問ノ時用ユルナリ。三卿ノ第(三卿ノ邸ヲ第ト云フ)ニ行向ヲ立寄リト云フ。最終日遊覽、三卿ヨリ饗待ス。其他此服ヲ用ユルヿアルヘシ。余コレヲシラス。三卿モ此服ヲ用ユルヿアリ。三家ハコレヲ用ユルヤ、イナヤヲシラス。書落セシユヘ、コヽニ陳スルハ前述セシ如ク、三家諸大名登城ニハ、必ス平服麻上下ニシテ、繼上下ヲ用ヒス。ヒトリ溜詰ノ大名ハ、朔望其他祝儀登城之外、月ニ一二度機嫌伺ノ登城アリ、此時ハ繼上下、紋付平服ヲ用ユ。且雁ノ間詰大名、即譜代ハ、日々交番アリ、コレ幕吏ト同シ。ユヘニ、繼上下平服ヲ用ユルナリ。同シ譜代ナレ𪜈、帝鑑間大名ハ登城ニ繼上下ヲ用ル事ナシ。

○旅服

旅服ハ必黑縮緬紋付羽織丸小袴ナリ。小袴ハ「ホンコク織・錦襴又ハ博多織ヲ用ユ。幕吏ノ旅服ハカクノ如シ。諸家々來一様ナラサレ𪜈、野袴ヲ着ス。先

殿中笠

裁縫ハ小袴ノコトクニシテ、少シ裾ヒラケリ。裾ヲ二寸斗リ黒天鵞絨ニテ縁ヲトレリ。幕吏ハ用ヒス。笠ハ殿中笠ナリ。白紐ニ限ル。

羽織袴

○羽織袴

羽織ハ、極ノ略服ナリ。丈貳尺二三寸ヨリ凡五寸位迄ニシテ、貴賤モ替ルヿナシ。將軍家ノ羽織紐ハ、紫ノ平ウチニカキレリ。往時ハ冬羽織ヲ着スレトモ、父母及他ノ來賓ヲ接待スルトキニハ、必ス脫スルヲ常例トス。羽織ノ儘、父母及來客ニ接スレハ、コレヲ最上ノ無禮失敬トス。文久年中一橋慶喜後見職、余惣裁職、板倉勝靜・水野忠精等ト議シ、家茂ノ異存ナキヲ以テ、後見職ヲ始日々出勤ノ幕吏、其他諸侯一般繼上下ヲ廢シ、此羽織袴ト變化ス。コノ時ヨリ平袴ヲ廢ス。麻上下繼上下トモニ、袴ハ平袴ナリ。コレヲ廢シテ襠(マチ)高袴トナル。羽織裂羽織(ブツサキ)トナル。夫レマテハ丸羽織ニ限ル。遂ニ麻上下ノ袴モ襠高袴ト變ス。羽織・裂羽織無地無紋トナリシヿモアリ。裂羽織ニテ黒淺黄ノ紋付モアリ、一定セス。到底羽織袴ハ、維新ノ後今ニ至ツテ廢セラレスシテ行ハル。(裂羽織又割羽織。)

襠高袴　裂羽織

野服

○野服

野服ハ將軍家ヲ始、及將軍隨行ノ人、或ハ諸侯領分ニテ鷹狩(鷹野ト云フ)猪狩、又郊外

散歩ノ服ナリ。コノ服ハ、割羽織無地紺淺黄。此羽織ハ木綿ニ限レリ。半天コレモ木綿ナリ。丁子七寶或三崩等ノ中紋形ヲ染出ナリ。股引霰小紋ノ、ウノメカヘシニ限レリ。紺足袋草鞋ヲ用ユルナリ。

火事裝束

○火事裝束

此服ハ、火事ニ用ユルモノニシテ、他ノ用ニハナサヽルナリ。其制及縫裁一體ナリ。先大略ヲイハンニ、羽織・胸當・小袴ナリ。

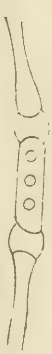
羽織

此羽織・胸當ハ、他ノ物ヲ用ヒス、羅紗ニ限レリ。裏ハ琥珀又ハ海氣等ヲ用ユ。其羅紗ノ色ハ種々アリ、白・黑・紺・紫・黄・青・竹・鳶色アリ。多クハ白・黑・黄等ナリ。羅紗ハ火片ノ飛散ニカヽリテモ燃ヘスト云フ。羽織ハ尋常ヨリ長クシテ、膝ヲ掩フ。矢張割羽織ナリ。紋ハ三所ニシテ、肩兩袖ノミナリ。羽織ノ端ヲ、金又笹縁ヲツク。前ノ紐ハ矢張同色ノ羅紗ニシテ、笹縁ヲトリ、銀ノ牡丹ヲ用ユ。白地ナレハ、黑ノ紋ヲ用ヒ、其他ハ白ノ紋ヲ用ユ。ジャバラ縫アリ、切付縫アリ、饅頭縫アリ。又譬ヘハ白地ノ羽織アリ、紋ノ所ヲクリヌキテ、黑羅紗ヲ其内ニ縫ヒ込ミテ紋トス。コレヲ最大ノ上等トス。頗ル高價ナリ。

胸當

胸當ハ羽織ト同色ノ羅紗ニシテ、胸當中ノ上ヘ雲形ヲ縫ヒ、其下ニ紋アリ。此縫法ジャバラ縫等ニ同シ。石帶アリ、狩衣ノ

石帶ト同シ。コレヲ腰當ト云フ。袴ノ上ヨリ當テヽ、前ニ紫縮緬ノ紐ニテ結付ルナリ。



此腰當ニモ、紋三ケ所計リヲツク。矢張紋ノ縫法ハ、胸當ト同シ。

小袴

袴ハ小袴ニシテ、旅服ノ袴ト同シ。諸大名ノ家來ニハ野袴ヲ用フル者モアリ。

笠

笠ハ陣笠ナリ。諸侯ノ採用ハ、黒塗ニシテ金紋ヲ數ケ所ニツケ、裏金ナリ。旗本ハ黒塗陣笠ニシテ、紋アルモアリ、無紋モアリ、裏ハ白ミツダモアリ、又ハ黒モアリ、一定セス。乍併幕府使番ノ標ハ、白タヽキ裏金ノ陣笠ナリ。衆人コレヲシラサルモノナシ。幕府役柄ニヨリ、陣笠ノ色等異ルヨシニキケリ。予コレヲシラサルカ故ニ、コヽニ記載セサリキ。

挑灯

其他挑灯多クハ腰差ナリ。朱ノ紋ヲツク。弓張挑灯ハ、紋黒クヲ用ユ。幕府役々ニヨリ、挑灯ノ筋其他區別アリ。青標紙又ハ殿居袋（幕府ノ頃諸役人ノ規則等ヲ記ス折本）等ノ書ニ詳ナリ。

火事頭巾

又火事頭巾ト云フモノアリ。コレハ幕府及旗本等ニハ行ハレズ、諸侯多ク用ルナリ。當時ノ習俗ニテ、從幕府大諸侯ヘハ一年ツヽ、增上寺（芝）靈屋、東叡山（上野）靈屋火ノ番ヲ被命、或ハ中諸侯ヘハ諸門見附番、又ハ方角詰ヲ被命、大火ノ節ハ最寄達ヒノ大名ヘ消防方奉書ヲ以達ス。

奉書火消

是ヲ奉書火消ト云、又俄火消ト云。或ハ紅葉山靈屋火ノ番被命。其方位ニ當リテ火事アレハ、必消防人數ヲ繰出

シ、彌火事盛ンナルカ、又ハ烈風火事アルトキハ、其諸侯出馬スルヿ例式ナリ。右出馬セシ諸侯、或ハ消防人數ヲ引纒メ出馬スル乘頭、卽惣頭、卽指令官ナルモノ、此頭巾ヲ用ルナリ　此頭巾ノ製ハ、軍兜ノコトクニシテ、其質ハ張子ナリ。然レ共漆ニシテ、堅固ニスルカユヘニ、鐵ノ如ク堅厚ニハアラサレモ、破裂ノ患ナシ。兜ノコトク八幡座ヲ置キ、其上ニ鍍金ニテ白紋ヲ置キ、又兜上金筋アリ。直庇アリ。上ニ紋ヲ蒔繪ニス。兜ノ中ハ紫縮緬ノ紐ヲ以テ、頤ニテ結付ケル。錣アリ多クハ黑白黃アリ、又紅アリ、皆羅紗ナリ。黑黃紅ノ錣ニハ、白ノ紋散シナリ。時トシテハ、黃ニハ黑紋モアリ、紋ノ裁縫方ハ羽織ト同樣ナリ。錣ニ三種アリ。羅紗一(段)脱カ錣アリ、又二段錣アリ、又三段錣アリ。多クハ二段或ハ三段ナル者、同色ノ羅紗ヲ用ユ。時トシテハ二段錣ニ、一段ハ赤、次ノ段黃ヲ用ルアリ。三段錣同樣、一段宛各別ヲ用ルアリ、一定セス。乍併先二段或三段錣ニ同色ヲ採用スル多シ。又ハ此錣ニハ、紋散シヲ不用シテ、婦人ノ衣服縫取ノ如ク、龍又ハ虎、或鯉ノ瀧上リ其他文彩ヲ以テ繡ヒタルアリ。コレ實ニ高價ナルモノヽヨシ。先諸侯抔、若年壯年之者ノ好ンテ用ルモノニシテ、老年ノ輩ハ紋散シヲ用ルナリ。火事裝束ノ下ハ、必夏ハ晒チヾミ、冬ハ黑紋付ナリ。モト

ヨリ大小ヲ帯フ。大小ノ製（制）末ニ記ス。鞭ヲ用ユ。

十人火消

○十人火消ト稱スルモノアリ。二重錣ノ頭巾紋散シナリ。火事場見廻リ役ハ、（使番ヨリ兼帯モアリ）陣笠ニ錣ヲ付タルヲ用ユ。其他寺社奉行モ同様ナリ。町奉行・勘定奉行ハ、火消役ニ類シタル頭巾ヲ用ヰルナリ。

馬乗袴

○馬乗袴ノ製（制）、前條記載スルヲ落脱セシユヱ、コヽニ加補ス。馬乗袴ハ、方今ノ襠高袴ニ同シ。諸侯藩士等ハ、袴ノ袴腰ノ下ヘ厚キ板ノ如キ紙ヲ入レ、蟬ノ形ノコトシ。コノ蟬ノ形ヨリシテ、コレヲ蟬ト云フ。馬ニ乗リタルトキ奇麗ニ見ユルタメナリ。幕府馬役ノ外ニハ諸役人採用スルヿナシ。

劍

○劍ノ部

束帯ニハ衛府ヨウノ太刀ヲ用ユ。○衣冠ニハ、野劍ノ太刀ヲ用ユ。○直垂・狩衣・直垂・大紋ニハ小サ刀ヲ用ヰ、絲巻ノ太刀ヲ、玄關迄携フルナリ。布衣・素袍共ニ小サ刀ヲ用ユ。直垂・大紋ニテモ、幕臣ハ絲巻ノ太刀、常ノ腰刀各隨意之。銘々扣所ニ差置、小サ刀ヲ帯シ、中啓ヲモテリ。長上下ニハ、小サ刀ニシテ、麻半上下、又繼上下ニハ、尋常ノ脇差ヲ用ルナリ。（小脇差ニ非ス大小ノ小ヲ云フ。）

小サ刀

小サ刀

小サ刀ハ、直垂・狩衣・大紋・布衣・素袍・長上下ニ帶之。製作ハ、各家ノ風アリ。凡身長サ壹尺五六寸ヨリ七八寸迄ニテ、製造方刀ト同樣ナレ共、短キヲ以テ名付ル歟。故ニ、小尻ハ必刀ノ如シ。三所物ト唱。小柄笄目貫也 鍔ハ刀鍔ヨリ小サシ。鐵ノ古作又ハ赤銅 金物ノ裝飾ハ、各家ノ好ニ寄ヘシ。建武ノ頃、打刀ト唱ルモノ、同樣ノ製作ニ見ユレ共、打刀ハ鍔ノナキモノナリ。安政ノ度、薩州家ヨリ獻上ノ內ニ、小サ刀アリ。左ニ記ス。

安政四年十一月十六日

御臺樣、舊冬被遊御入城、御婚姻被爲整候ニ付、御禮旁、傳來之腰物御大小、並拵付御小サ刀、獻上之、但鮮鯛一折添獻上之

御刀 備前國信房作長二尺六寸二分半 壹腰

右ハ、應永十七年六月、二十二代ノ祖陸奧守元久、上洛之節將軍家ヨリ拜領ニて候。

御脇差 越中國國次作長サ九寸四分 壹腰

右ハ、慶長年間以前ヨリ、當家傳來ニて候。

御小サ刀 備前國長義作長壹尺七寸八分 壹腰

右ハ、十一代祖中納言家久、朝鮮に持越し祕藏之指料にてし、

右之通獻上之。

大小

大小

大小ハ、平常帶スル所ノ製作、各好ニ寄レ圧、製造ノ本始トスルハ、幕府ヨリ諸大名ヘ給ル所ノ製作ト、諸大名ヨリ獻ル所ノ製造同樣ニシテ、是ヲ以テ製作ノ本始トス。先ツ刀ハ長サ貳尺二三寸ヲ定寸トシ、脇差ハ壹尺六七寸前後ナリ。柄卷掛緣赤銅魶子カキミ等ナリ。鍔ハ赤銅ミガキ鮫白頭角柄絲黑五分中菱卷ナリ。三所物（小柄笄目貫）後藤ノ作ヲ上等トス。其他色繪紋所等アリ。鞘蠟色塗、下ケ緒黑絲打、獻上ニハ紫モアリ。

脇差

脇差ハ、製造方刀同樣ニシテ、鍔小サク、二所物（目貫小柄）ナリ。鞘ハ丸小尻ニシテ、其他替ルコナシ。是ヲ大小ト云フ。又刀・脇差共唱ルナリ。近世大小ノ製作、花美虛色ニシテ、一樣ナラサレ圧、幕府ニヲイテ、古來ヨリ替ルコナシ。其證ヲ左ニ出ス。

元文二年、八代將軍吉宗公ノ御息、家重公ノ若君（後家治公）於西丸御誕生ノ節、諸大名ヨリ獻上之品々、老中ヨリ達書、左之通リ、

於西丸、御七夜御祝儀、獻上物員數

御産衣　一重
御道具御大小にて三十枚　二種　一荷　六十萬石以上
御産衣　一重
御道具御大小にて二十枚　二種　一荷　二十萬石以上
御産衣　一重
御道具御大小にて十枚　二種　一荷　十萬石以上
御産衣　一重
御道具御大小之内一腰五枚　一種　一荷　六萬石以上
御産衣　一重
御道具御大小之内一腰三枚　一種但五萬石以上ハ二種一荷　三萬石以上
御産衣　一重
一種　一萬石以上

一御脇差ハ、御小脇差たるへく候、御大小共御拵常之獻上道具之通、尤三所物
御紋ニ不及候、

右之通可差上候

以下文言略之

脇差

脇差ヲ小脇差トモ云。短刀ニシテ、長サ八九寸緣頭トモ角ニシテ、合口ト云。

小脇差

柄鮫白出シ鮫之鞘蠟色塗、丸小尻ナリ。二所物目貫小柄下ケ緒短ク、製造方幕府ヨリ諸大名ヘ給リ、又諸大名獻ル所、古ヨリ替ルコナシ。尤御代々ノ御差料ハ、御好モアレハ、別段トシルヘシ。

合口

安政五年將軍家御代替ニテ、亡君ノ御遺物、御兩卿に御差料之御大小、御三家始御由緒ノ大名に、御脇差被下。御脇差ハ、則御小脇差ニシテ、製造方前ニ述ル所ト同樣也。

○馬ノ部

馬

束帶ニハ牽馬ハ必厚總ヲ用ユ。衣冠以下平常ノコトシ。

幕儀參考第二

正二位松平慶永編

婦人衣服共他制度

婦人ノ衣服、現今一洗シテ、華族ノ内室ニテモ、平民同等ノ衣服トナレリ。現今ノ制度ハ記載セス。古制度ヲ左ニ記載ス。然レモ、予甚男子服ノコトクニハ覺エス。概略ヲ記ス。

婦人衣服制度ノ起原ハ、何時代ヨリ此衣服ヲ用ヰシヤ、予カ辨知セサル所ナリ。然レ共、予ノ憶測ヲ以テ、拙ナル所考ヲ共制度中ニ記載ス。

男子ハ服飾ノミヲ論スレハ、概景況ヲシル。婦人ハ衣服ノミヲ論シテハ辨知シカタキ所アリ。故ニ首飾ヲモ併セテ記載ス。

○髪ノ部

婦人生レテ三歳（例一年一月生ル三年ヲ以テ三歳トス、滿三年ニ非ス）ノ冬、髪置トイヒテ、頭上ニ「ケシ」ヲ用ユ。追々生育ニ隨テ、大將髷トナル。頭上へ髪ヲ長ク降下ス。コレヲ禿ト云フ。

五歳頃ヨリ兒トナル。八歳以下兒ナレモ、前髱(髱ツト)ヲ用ヰス。十三歳ニシテ鐵漿始ノ祝ヲナス。婦人ハ必歯ニ鐵漿ヲ塗リ染ムルヲ例トス。且八歳(満年ニ非ス)ニ九歳ノ頃ヨリハ、兒ニナル。左右ニ前髱トナル。後ロニ櫛ヲサス。西京ニテハ華族元堂上幼年ノ男ハ、兒ノ髪アレド、元武家ハ此ヲ用ヰス。此兒ノ髪ハ、幕府ノ姫君、及奥女中ノ内幼兒、諸侯ノ姫及女中ノ幼兒ハコレヲ用ユ。其他、旗本藩士ノ娘等兒ナレモ、前髱ナキヲ用ルナリ。此兒ノ髪、鼈甲ノ指込ミ簪ヲ、正面ヨリ兩圓輪ノ間ヨリサスナリ。コレハ矢張尋常ノ簪ノコトクニシテ、前ニ耳掻キアリ、其下ニ鼈甲ヲ以テ、牡丹又菊其外種々ノ花ヲ作リ、其下ハ二筋ニ分ル。或銀ノ簪アリ、コレハ通常ノ物トハ異ナリ、餘程長シ。製ハ鼈甲簪ノコトクニシテ、平打ナリ。花ノアル所ハ、銀ノヒラニシテ、夫ニ花牡丹菊ノ類ヲ彫リタリ。(第一〇圖)　其銀平打ノ花ノ彫リタル所ヨリ、時計ノクサリノコトキノ銀クサリヲ長ク垂下シ、クサリノ末ニ、小サキ鈴ヲ着ク、美麗ナルモノナリ。(　)現今ハ凡テ半掛トイヒテ、絞リ紅チリメンヲ用ユレモ、貴人ノ娘兒髪ニモ、此半掛ケヲ用ルコト絶テコレナシ。此兒ニハ、必振袖ヲ用ユ。帯ハ種々アリ、コレヲ略ス。乍併幅少シ細シ、結ヒ方、ヤノ字ヲ用ルコトナシ。(第二〇圖)

此兒ハ、先七八歳ヨリ、十二三ノ頃ヨリ、兒尻キト云ノ髮（第三〇圖）ニナリ、又十四五歳ヨリ根細島田（第三〇圖）ニナリ、根細ト云フハ、島田髷ノ下ヘ、桐ノ駒クラヲ入レスシテ結フヲ、カク云フナリ。コレヨリ本島田髷トナル。十五六ヨリ以上ナリトシルヘシ。此ハ矢張、兩脇ヘ鬢ヲ出シ、其上ニ島田髷アリ。後ハ所謂椎茸ヲ出ス。髷ノ根ハ丈ケ長紙（薩摩ノ産ヲモツテ上等トス）ヲ細ク、幅一寸斗リニシテ、コレヲ四ツニ疊ミ、根カケトス。決テ今ノコトク、珊瑚等ノ類ヲ用ユルコナシ。又手ガラナトト云フ紅・紫其他絞チリメン等ヲ用ユルコ、決テコレナシ。（一）島田髷ヨリハ、（二）甲蓋（笄）郎櫛枝ヲ用ユ（第四〇圖）整髮ノ器械ナリ。若キモノハ凡幅カ子一寸或五分ニシテ長サハカ子一尺モアルヘシ。又短キアリ、此櫛枝（タトヘハ女一人アリ、南面スレハ、西ヲ以テ右トス、）ヘ最大ナル美麗ナル粧飾ハ、此櫛枝ノ左右ニ花又ハ松ノ指コミヲ置ク、コレヲ兩テント云フ。櫛枝ハ、都テ鼈甲ヲ用ユ。指コミノ最美ナルハ、鼈甲ニテ藤棚ヲ作リ、藤ノ花ヲ垂下ス、尋常ノモノハ櫛枝ノ右ヘノミ、松又ハ花等ノ飾リノ指コミヲ用ユルナリ。鼈甲ノ名稱ハ、徳川氏何レノ世ナルカ、玳瑁ニテ櫛・櫛枝ヲ作リシモノアリ。玳瑁ノ首飾ヲ禁セラレシヨリ、今ニ至テ玳瑁ノ櫛・櫛枝・簪ヲ鼈甲細工ト稱ス。決テ鼈ノ甲ニテ製スルモノニアラス。〇此島田髷ニ

挿ム櫛枝ノ解明シハ、前ノ如ク、又後ロノ苞ニ後ロ差ノ簪ヲサス（〇第圖）ナリ、矢張鼈甲ニテ造レリ。耳掻キアリテ、其下ニ花等ノ飾ヲツク。又銀簪平打又平打ヨリ垂下セルヲ用ユルナリ。乍併、櫛ハ用ヒス。兒ノ前苞ニハ、後ロニ必櫛ヲ用ユ。鍍金或蒔繪モアリ。

兒ノ前苞或ハ島田髷ハ眉黛ヲ用ヰスシテ、際白粉卽眉白粉ニテ際ヲ眉ノ上ニ畫ス。（〇第五圖）式日又五節句其他禮式ニ用ユルナリ。十三歲鉄漿染ノ禮式アレハ、他ニ嫁セストモ鉄漿ヲ用ユルナリ。衣服大人ト同樣ニシテ、帶ヲ後ロニテ結フ。（元服前ナリ）箱セコ鏡付大人ト同樣ナリ。

○大人ノ部

幕府三家・三卿及諸侯ノ娘ハ、嫁セサル以前ハ島田髷ニシテ、齒ヲ染事ハ、前條ニ解明セリ。緣組極マレバ、島田髷ヲ用ユルヿナシ。又返シト云フ髮ニナリテ、先現今ノ丸髷ノ形ニ於ケルカ如シ。鬢苞ハ尋常ノコトシ。最嫁入前、鉄漿ヲ用ユ。櫛枝・後差・簪等、又銀簪等、都テ島田髷ノ時ト同シ。故ニコヽニ贅セズ。嫁入後ノ髮首飾ハ、前條ノ解明ノコトシ。懷妊スレハ、着帶ノ時ヨリ、又返シノ髮ヲ廢シ、尋常ノ片ハズシ髮ヲ用ユ。最此時ヨリ、眉ヲ拂フ（落スヿヲ云フ）コレヲ元服

ノ式トス。乍併、諸侯ノ室ニアッテ、懐妊セスシテ二十一二歳ニナレハ、元服スルモノモアリ。コレハヤムヲ得サルナリ。又幕府三家・三卿及諸侯ノ正室ハ、前條解明ノコトシ。妾抔ハ、島田髷ヲ用ユ。（此髷モ幕府ノ制度ニシテ、平民トハ異ナレリ。）妊娠スレハ、十六七歳ニテモ元服セリ。（此元服法ハ前條ニ詳ナリ。）

片ハズシ

片ハズシヲ用ユ。妾ハ又返シノ髪ヲ用ユルヿナシ。片ハズシ（第三〇圖）ハ、婦人幕府御臺所ヨリ諸侯ノ正室、及幕府ノ女中、諸侯ノ女中、三ノ間以上ハ皆此髪ヲ用ユ。旗本及藩士ノ妻女等ハ此髪ヲ用ヒズ。（俗ニ云フ、御殿方ノ髪ト下方ノ髪トハ、異ナリ。）此髪ハ、平常ノ髪ニシテ、禮式ニハ用ヰサルナリ。片ハズシハ、櫛ヲ用ユルヿナク、若役ハ、花櫛枝・後ロ差・花簪ヲ用ユ。又銀簪ヲ用ユルナリ。中年寄ニテハ、花櫛枝ヲ用ヰス。夫ヨリ以上ハ花櫛枝ヲ用ヰスシテ、櫛枝ノミ用ユ。櫛枝モ、三十四五歳迄ハ、幅廣ク長サモコレニ準ス。追々老年ニ從ヒ、幅狹ク長サモコレニ準ス。根本ヘハ、丈ケ長紙ヲ用ユ。老少ニ關係セサルナリ。決テ手柄ナト用ユルヿナシ。

長髢

長髢ハ、女子ノ大禮ニ用ユルモノナリ。自身ノ毛ニ、他ノ毛ヲ着ク、其長サ六尺ホトナリ。年始又五節句ニ用ユ。其他大禮ニコレヲ用ユ。筆頭ノツクス所ニ非サレハ、圖ヲ以テミルヘシ。（第六〇圖）支那人ノ髪ノコトクニシテ、編マサルモ

ノナリ。此自身ノ髮ニ着クル他ノ毛ハ、琉球ヨリ多ク出テ、琉球ヲ以テ上等トス。

自下ケ

「自下ケ」ト云アリ。コレハ長髢ニ次キタルモノニシテ、其法ハ長髢ノ如クニシテ、自身ノ毛ヲ垂下ス。丈長紙ニテ中途ニ帶ス。長髢ノ制ト同シ。式日(朔望)又長髢ヲ用ユ。禮式ニ次キタル禮式ニ用ユルナリ。

下ケ下地

「下ケ下地」ト云アリ。コレハ長髢或ハ自下ケニテ、參賀又ハ謁見等畢リテ後、終日長髢或ハ自下ケヲ止メテ、假ニ片ハズシトハ違ヘド、其代リニ結ヒシ髮ヲカク云ナリ。此時ハ、必鼈甲即玳瑁ノ短キ耳掻キノ付タル簪ヲ用ユ。若キ者ハ、耳掻キノ下ニ、一寸花ヲ着ケタルヲ用ユ。コレハ、片ハズシヨリハ便利ニヨツテナリ。

スベラカシ

「スベラカシ」(第三〇圖)ト云アリ。コレハ、幕府ノ御臺所・簾中、又ハ姬、三卿・三家ノ簾中、又姬杯用ユ。最大禮式ニノミ行ハル。所謂鶍ノ形ナリ。此時ハ必緋袴ヲ用ユルヲ恒例トス。夏ハ付帶ユヱニ腰卷ヲ用ユ。幕府ニテハ年始等ニハ、女中ノウチ一二又三人斗リ「スベラカシ」ノモノモアリシト云フ。乍併袴腰卷ヲ用ヰス。

緋袴

緋袴ハ、モトヨリ朝廷ノ制度ニシテ、宮禁ニ行ハルヽモノナリ。關東ニオイテハ、此袴ハ三位以上ノモノニ、コレナクテハ用ヰサルモノナリ。幕府ノ大御臺・御臺所・簾中ハ三位以上ニコレナクテモ、固有生ルヽヨリ三位以上トスルノ格式ナリト云フ。又幕府ノ姫、及三卿・三家ノ簾中及娘モ亦同斷、三位以上ノ格ナリト、自然ニ取極メテアリ、ユヱニコノ袴ヲ用ユ。十三歳頃ヨリ用ユ。元服前コキ色、後室ニナレハ、袴ノ色緋ヲ用スシテ、甘草色ヲ用ユ。（カバ色ノ濃ヲ云）又云、大諸侯ニテモ、内室或ハ娘等緋ノ袴ヲ用ユルヿナリカタシ。乍併幕府ノ姫、又三家・三卿ノ娘他ヘ嫁シテ、其一家ノ内室或ハ娘ヘ讓渡シノ名目ヲ以テ、着用スルハ此例ニアラス。

薙髪

薙髪トハ、俗ニ云フ後家ナリ。夫死シテ後他ニ嫁セサル貞操ヲ表スル爲ニ薙髪トナルナリ。コレハ首飾ヲ抛擲シテ、髪ヲ切斷シテ切髪トナルナリ。根本ハ矢張丈ケ長紙ヲ用レモ、前ニテ結ヒ切也、鬢苞ハ都テ異ナラス。

衣服の部

○衣服ノ部

三ケ日トハ、正月元旦・二日・三日ヲ云フ。又五節句トハ、正月七日即若菜、三月三日即上巳、五月五日即端午、七月七日即七夕、九月九日即重陽ナリ。此三ケ日・五

ワラハ

節句ハ、眉毛アル内ハワラハ也。ワラハトハ、マエ髮ヲトラヌヲ云。長髮モ不掛之。元服ノ後ハ、スベラカシ長髢ヲ用ユ。又眉毛アルウチハ、前解ノコトク、際白粉ニテ畫ス。元服ノ後ハ、額ノ上ニ小鼠ト云フ墨ニテ畫ス。其上ヘ際白粉卽眉白粉ニテ畫ス。コレヲ眉黛ト云フ。〇第五圖

三ケ日の衣服

正月元旦、地黑地白又年若ノモノハ、地赤モ用ユ。三ケ日ハ掛ケノ色隨意之、掛トハカイドリヲ云 相衣紅或桃色ノ縫入リ也。老女ノ外綸子重ハナラサル也。組白羽二重、帶シユス又縮緬縫入ナリ。帶ハ前帶ナリ。幕府御臺所又姬ニテモ後室ニナリ、薙髮ニテハ地黑綸子ハ異ナラサレ𪜈、此綸子ノ縫入リ縫ハ、紅色ノ絲ヲ用ユルナシ相衣ハ、先紋綸子又縮緬ナレ𪜈、紅ヲ用ヰスシテ薄赤又ハ白ヲ用ユ。コレモ縫入紅絲ヲ用ヰス。帶同斷、多クハ淺黃又ハ靑ヲ用ヰ、縫入紅絲ナシ。コレハ幕府ノ御臺所又ハ姬・後室ニ限レリ。三卿・三家ノ簾中、其他諸侯ノ後室ハ、薙髮茶筌ナレ𪜈、縫入ヲ用ヰス。又ドンス・紋綸子・チリメンサヤ等ノ淺黃ノ無地ヲ用ユ。帶モ准右。幕府始女中老女始メ次マテハ地黑綸子、相衣相帶等スベテ同シ。乍然、帶ハ多ク織物、又ハ縮緬縫入ヲ多ク用ユ。三日間ハ、年始トイヘ𪜈、紋綸子ヲ用ヰス。縫入ノ縮緬紗綾等ノカイドリナリ。

二ヶ日トハ、二又三日ナリ。地赤綸子カヒドリ、相衣白大紋或ハ黄縮緬ノ縫入、相帯白、前同斷。

元日又二ヶ日、若菜緋袴ヲ用ユ。

上巳、紅大紋綸子カヒドリ、相衣白大紋或紋縮緬ニテモ、相帯准右。次ノ者ハ、紅無地綾羽、相衣白紋縮緬等ヲ用ユルナリ。

端午

端午ハ、地黒地白地赤ノ内ニシテ、絹縮又ハ辻ナリ。辻トハ地白又ハ黒ノ晒ニシテ最草木其外縫アリ、綸子ト同シ。カイドリハ冬服ナリ。夏ハ其代リニ提帯ヲ用ユ。西京ノ提帯ハ、下垂シ。幕制ハ左右ヘ圓キ棒ヲ張リ出ス。此地合ハ一種ノ織物ナリ。

七夕と八朔

七夕・八朔ハ、右ニ同シケレドモ、晒又縮ノ内、地白辻ナリ。帯准前。幕府ニテハ、八朔ハ五節句ニ准シテ、禮式ヲ用ユルナリ。

重陽

重陽ハ冬ニ屬ス。地黒地赤ノ内綸子(縫アリカイドリ、相白重ニ綸子等ナリ。

相帯縫入、冬ハ前ニテ結フナリ。

玄猪、地黒綸子、相衣下紅、相帯准前。

歳暮

歳暮、地黒地白地赤ノ内綸子(縫アリ)相衣・相帯准右。但此地赤ハ、老年ハ先コレ

ヲ用ヰズ。

三ケ日、五節句、家督對面、女中謁見等ノ禮式畢ルノ後夏冬共惣縫入紋腰模様、相衣紅紋縮緬、緋縮緬、相白ノ節ハ相白相帶ナリ。○眉黛ヲ着ク、此時多クハ下ゲ下地ノ髮ナリ。

平常ハ、紋腰半模様、紋付縞取交○カイドリ着替縞又八丈縞類ナリ。

一、三月三日ヨリ相白

一、四月朔日ヨリ晦日マテ袷提帶

一、九月朔日ヨリ八日マテ袷

一、十一月ヨリ二月晦日迄組白

一、家凶事又親族ニヨリ白衣

白大紋綸子相衣（紗綾、縮緬ノ内）相帶大紋綸子又紗綾、夏白晒提帶（菊綸子又ハ紗綾）

地白無色、相衣うこん紋縮緬大紋綸子ニテモ、相帶白茶・淺黄・相白時分ニ候得ハ相白。

夏ハ地白無色、辻色ナシ、提帶。

忌中ハ空色紋付うこん相衣、相白時分ニハ相白、帶白茶淺黄、夏ハ空色紬絽ノ

類、紋付無色提帯。

○附屬ノ部

箱セコ

婦人カヒドリ、又ハ夏ノ提帯ノ時ハ、必箱セコヲ用ユ。コレハ男子ノ懷中物ニ於ケルガ如シ。男子ハ内懷ニ入レ、婦人ハ衆人ノ見ユル襟ノ合セ目へ入レルナリ。先錦或ハ織物、或ハ縫モアリ、卽紙入レナリ。又他行或他ノ親族へ行クトキハ、必鏡付ト云フ物ヲ持參ス。鏡ヲ杉原紙、或ハ鼻紙ヲ四ツニ疊ミテ其内へ入レルナリ。此鏡付トイフモノニハ、角鏡ヲ入レ、其入レル物ハ、オシヱナルモノニシテ、草花等或禽獸、源氏抔ノ圖ヲオシヱニシテ、頗美麗ナリ。此内へ指シ物ト云ヒテ、箸ヲ挾ミ、加之七ツ道具ヲ挾ミ、毛拔・錐・小刀・石筆悉ク銀或象牙ナリ。箸モ銀ナリ。箸ハ必フリ出シナリ。二段或ハ三段ニフリイタシアリ。

指物

コレモ亦オシヱニテ草花ヲ造ル。此指物ヲサンダン三段ノ意ナリトモ云フ。幕府ニテハ指物ト云フ。此鼻紙ヲモ亦胴緊トテ、銀又ハ紫眞田等ニテ括リ、其紐ノ下へ小印籠ヲ置ク、尤モ銀ナリ。又揚枝サシアリ。コレモ草花ニテオシヱヲナス。

烟管と烟草入

烟管烟草入、烟管ハ銀ノベモアレモ、多クハ銀ノ繼棹ナリ。或ハ草花或ハ龍ヲ

郎ノ容貌口ヲ開ニシテ眉ノ籠甲冑装束旦ミモアリ一様ナラズ、置物ニハ
硯箱入ノ鑑賞アリニ具シ、其中ニ宿居ヲ入レ又他ノ物ヲ入レタルモアリ、硯
箱入硯箱入ノ両端ヲマシテモアシドモ多ク一種類ナリ、其余白黄言ノ書付
又ノ塗箱又ノ具類ニモアリ、具組ハ現今ハ其箇上ヘトレトモ一般ハ上等ニハ
ニ箱類ニモ、干上貴人ノ婦人ハ具組ニ籠アルノ上等中ノ製品ニシテ其人ノ
用キランギャルモノアラズ。

箱所ヲ拓女中向夫事ノ節ハ黒塗子又ハ梨地蒔絵二重ノ時宜是一号子内ニ給ハ
時服ト同様ニシテ紋ヲ大十二号也、巳御前ノ冠シトコトキ大高頂ヲ用
ニ、土地ノ黒羅紗ナリ、三ノ間以下ハ自分紋ノ黒紋付ナリ。

以上所記載共雑品ナレドモ備記ノ十マタコトニ同ハズ誤謬モアラバ識者ニ乞
テ訂正スベシ。

幕儀參考 第三

正二位 松平慶永編

○三家ノ起原

三家トハ何ソ、尾州・紀州・水戸ヲ云フ。尾州ノ祖先ハ、東照宮即家康公ノ第八男ニシテ、二代將軍秀忠公ノ舍弟ナリ。叙從二位任權大納言兼右兵衞督、諱義直慶長五年子十一月廿八日生、封尾張。紀州ノ祖先ハ、家康公ノ第九男ニシテ、叙從二位任權大納言兼常陸介、諱賴宣、慶長六年丑三月七日生、封紀伊。水戸ノ祖先ハ、家康公ノ第十男ナリ。叙正三位任權中納言兼左衞門督、諱賴房、慶長七年寅八月十日生、封水戸。（）家康公ノ子岡崎三郎信康、余カ祖先秀康、忠吉、萬千代忠輝等アレ氏、信康ハ自害シ、余カ祖先ノ如キハ二代目忠直ニ至リ、有故豐後ニ左遷セラレ、忠吉・忠輝ノ如キモ有故亡滅ス。ヨツテ尾・紀・水ノ三家ヲ以テ、德川宗家ノ魁タル家門トス。一家ノ大事、或ハ天下ノ大事ノ節ハ、必老中ノ協議ニ加ハリ、自ラ輔佐ノ任ヲ帶フ。又將軍家ヨリ直ニ尋問ノコトモアリシト云フ。

且又將軍家萬一繼嗣ナキトキハ、必此三家ノウチヨリ繼統ノ規則ナリ。ユヘニ、幕府ヨリノ待遇モ特殊ニシテ、他ノ諸侯ノ不及モノトス。此待遇ハ、追々ニ記載セリ。コレヲ三家トスル所以ナリ。

三卿の起原

○三卿ノ起原

三卿ハ、何ソ、田安・一橋・清水ヲ云フ。田安ノ祖先ハ、余カ曾祖父宗武ナリ。八代將軍吉宗公ノ二男ニシテ、從三位權中納言兼右衛門督、正德五年未十一月廿七日生。一橋ノ祖先ハ、余カ曾祖父宗尹ナリ(余實父齊匡ハ、一橋治濟ノ子ニシテ、宗尹ハ祖父ナリ、嗣田安家)。吉宗公ノ四男ニシテ、參議從三位兼刑部卿、享保六年丑閏七月十六日生、宗武・宗尹ヲシテ別ニ一家ヲ建テ、宗武ニ田安門ノ内ニテ第ヲ賜ヒ、十萬石ヲ賄料ニ與フ、ユヱニ田安ト稱ス。宗尹ニ一ツ橋門ノ内ニテ第ヲ賜ヒ、十萬石ヲ賄料トス、ユヱニ一橋ト稱ス。コレヲ兩卿トス。此兩家ハ、元服スレハ直ニ從三位中將トナリ、田安ハ右衛門督或大藏卿ニ任シ、一橋モ同位同官ニシテ、刑部卿或民部卿或ハ兵部卿ニ任スルノ例ナリ。此兩家ハ、尾・紀・水ノ三家ト違ヒ、其戸主死亡ニ至レハ、別ニ養子ヲ以テ相續スルコナシ。幕府將軍家ニ庶子アレハ、其庶子ヲ以テ嗣カシム。卽一例ヲ示ス如左、田安宗武ノ

子治察、明和八年卯七月三日家督、安永三午年九月八日薨ス。嗣子ナキヲ以テ田安家アルノミ。一橋治濟ノ第五男齊匡(慶永實父)天明七年未六月十三日、幕府ヨリ田安家ヲ相續セシム。コレヲ以知ルヘシ。田安・一橋ノ兩家立テヨリ後、九代將軍ノ二男、從三位權中納言宮内卿ニ任セラレシ重好ヲ以テ、清水家トス。延享二丑年二月十五日生、此家モ兩家同樣、元服スレハ從三位中將ニ任セラルヽ例ナリ。此重好ニ清水門内ニ第ヲ賜フ、ユヱニ清水ト稱ス。十萬石ヲ賄料トス。此家ハ宮内卿或式部卿ニ任セラルヽノ例ナリ。此清水家ヲ置レテヨリ、田安・一橋ヲ合セテ三卿トス。夫レマテハ兩卿ト云ノ

享保六年丑九月廿三日賜田安第　宗武

寛保元年酉十一月廿五日賜一橋第　宗尹

寶暦九年卯十二月十五日賜清水第　重好

三家尾紀水ハ、幕府ノ待遇ハ特別ナレ𪜈、大諸侯中ノ部分ナリ。ユヱニ登城等ハ、矢張諸侯同樣ニシテ、表向ヨリ登城ヲナスナリ。三卿ハ、タトヘハ將軍ノ庶子ヲシテ本丸ニ置クヘキヲ、第ヲ賜ヒテ他ニ住セシム。ユヱニ、將軍ノ厄介ト見做シテ可ナリト云フヘシ。故ニ三家ヨリハ内輪ナルヲ以テ、夫ヨリハ一段

二家三卿の待遇の差違

ノ特別中ノ禮遇アリ。二家・三卿特殊ノ差違アル待遇ヲイハンニ、先登城、二家ハ、表向玄關ヨリ參上シ、年始式日モ白書院等ニテ謁見アリ委詳後ニ記ス）。三卿ハ、平川口ヨリ登城シテ、奧ノ坐敷ニテ對面ス。又春秋二度梅櫻盛開、又ハ菊花等ノ折ハ、酒宴ヲ賜フ。二家ハタトヒ將軍ノ庶子ニテモ、此等ノ待遇アルヿナシ。

家門

○家門ノ部

將軍家ノ親族ヲ家門ト云フ。三家・三卿及ヒ越前家中三河守（津山）越前守（越前福井）ヲ云フ。加州モ先此分ニ列セラルヽノ部分ナリ。

三家の席

○三家ノ席

尾・紀・水ノ三家ハ、登城スレバ大廊下上ノ部屋ヲ扣所トス。

加州・越前ハ、代々登城スレバ、大廊下下ノ部屋ヲ扣所トス。文化十四年九月十八日、齊民卽確堂、三河家越後守齊孝養子トナリシ以來ハ、代々下ノ部屋ヲ扣所トスル事ニナレリ。其他因州・川越・明石其他將軍（家齊公）庶子ヲ養子ニ遣シタル家ハ、大廊下下ノ部屋ヲ以テ扣所トス。コレハ幕府ニテ格段ノ待遇ナリ。乍然、加州・越前・津山ノ外ハ、因州其他ハ一代ニ止リテ、次ノ代ニハ復元席スルナ

リ。或ハ特典ヲ以テ下ノ部屋ヲ扣所ト命セラルヽモアリ。方今紀州ノ分レ松平左兵衛督ハ、代々下ノ部屋ヲ以テ扣所トス。乍然、此家ハ扣所マテニシテ特遇ハナシ。且扣所モ、加州始メ一列ニ坐スルヿナシ。入口ニ坐スルヲ例トス。大廊下下ノ部屋扣所ハ、方今ノ麝香ノ間ニ於ケルカ如シ。尚委詳ハ後ニ記載シ、第七圖ヲ以テ見ルヘシ。

大廣間席

國持大名ハ、登城スレハ大廣間ヲ席トス。ユヱニコレヲ名ケテ大廣間大名ト云フ。薩摩・仙臺・黑田・藤堂・長州等ノ如キハ、代々此席ナリ。柳間大名ニテモ、四品又ハ侍從ニナレハ、必大廣間席ニ命セラル。乍併、此輩ハ先其身一代ニ止マリテ、次ノ代ハ柳ノ間ニ列ス。コレモ四品ニ叙セラルレハ、先代ノ通リニ命セラル。第八圖ヲ以テシルヘシ。

柳の間席

柳ノ間席ト云アリ。コレヲ外樣大名又ハ中大名トモ稱ス。從五位ノ坐席ナリ。中川・大村等ノ如シ。其他交代寄合、表法印、金地院・護持院等ナリ。大廣間・大廊下下ノ部屋ノ大名ハ、幕府ノ特遇アレ𪜈、柳ノ間ニ至ツテハ甚劣リタル禮待ナリ。幕府奏者番等ニ被申付ルヽヿナシ。然レ𪜈内願ニヨリテ、奏者番ニナリタル例モアリ。伊東氏北條氏ノ如シ。勅使馳走役等ハ、重ニ柳ノ間ニ被命レ𪜈、時ニ

溜詰

ヨリ帝鑑ノ間ニ被命セラルヽコトモアリ。

○溜詰ノ部

溜詰ト云ハ、徳川氏譜代大名ノ魁タルモノニシテ、譜代大名中特殊ノ禮遇ヲ受クルモノトス。コレハ會津家・高松家・（松平ニシテ水戸ノ庶流ナリ）井伊家、此三家ハ、代々溜詰ニナレリ。其他（伊豫松山）松平・（姫路）酒井・（忍）松平モ是ニ次、（桑名）松平・（庄内）酒井等ハ、功勞アルカ又ハ特旨ヲ以テ溜詰トナル。一代ニ止マル事モアリ、或二三代繼クコトモアリ。溜詰ハ中將少將モアリ。先幕府ニテハ、半ハ大名ノ待遇ヲ受ケ、半ハ役人ノ待遇ヲ受ク。三家大廊下詰大廣間柳ノ間等禮遇ノ等差ハアレ𪜈、皆表ニ關係セリ。溜詰ハ休所モ替リテ、數寄屋坊主詰所ノ中ニ扣所アリ。予輩此扣所ニ入ルコトナキヲ以テ、扣所中ノ景況ヲ記載シガタシ。三家始繼上下ニテ登城スルコトナシ。横麻諸麻上下ノミヲ用ユ。溜詰ハ、五節句式日（朔望ナリ）ノ外、一月ニ一二度機嫌伺ニ登城ス。コノ時ハ繼上下ナリシト云フ。又溜詰ヨリ老中ニナルコトナシ。大老ハ多分溜詰中ヨリ被申付ナリ。予カ總裁職ニナリシ年、松平容保（會津）京都守護職ヲ申付ラルヽモ、矢張此例ナリシトシルベシ。殊ニ、此溜詰ハ、將軍家ヨリ天下ノ大事ニ關係スルコト等ノ一大要件ハ、必溜詰ヲ召

シテ下問セラルヽヿアリ。又ハ大老々中ヨリ相談スルヿモアリ。此時必登城ス。其他種々溜詰ノ規則モアルヘケレ𪜈、予輩コレヲ明知セス。

帝鑑の間席

○帝鑑ノ間席ノ部

譜代大名ノ席ニシテ、溜詰ニ次キタルモノナリ。帝鑑ノ間ヨリ溜詰ニ被申付タリ。幕府ノ待遇ハ、柳ノ間ト異ナルヿナシ。譜代ハ帝鑑間、外様ハ柳ノ間ト區別アルノミナリ。乍然、譜代席ハ、帝鑑ノ間ヲ以テ一等トス。菊ノ間・鴈ノ間等ハ二三等トス。乍然、幕府寺社奉行ヨリ追々老中ニ昇等スルハ、菊ノ間・鴈ノ間ヲ以テナリ。帝鑑間ヨリ寺社奉行等ニ被申付。柳ノ間ノ方ハ稀ナリ。僅ニ一萬石トイヘ𪜈、帝鑑ノ間席アリ、糸魚川松平ニ於ルカ如シ、十萬石ニテモ鴈ノ間席モアリ、淀稲葉等ニ於テノ如シ。近來阿部伊勢守正弘・酒井若狹守忠義數年ノ功勞ニヨリ、帝鑑ノ間席ヲ被申付ハ、特旨ニテ榮譽トナレリ。鴈ノ間・菊ノ間詰ノ事ハ、余コレヲ辨知セス。ユヘニ板倉松叟元伊賀守勝静ヘ問合ス、松叟答書ヲ其儘左ニ記ス、

板倉松叟の答書

譜代衆ト唱ルハ、帝鑑之間大名也。家督被仰付候節、別段ニ帝鑑ノ間席被仰付無之候。嫡子も初而御目見之節ヨリ、帝鑑之間へ出候。鴈ノ間詰・菊ノ間

鷹の間詰のこと

緣頰詰共家ノ席ニテモ、家督ゝ節何ゝ間詰と被仰付候。詰日ト申ハ、鷹ゝ間詰計ニ候。同席申合セ、兩三輩ツヽ日々老中登城前ニ致登城、老中御坐敷廻リゝ節、於鷹ノ間伺御機嫌候テ、直ニ退出致候。着服ハ繼上下ニ候。五節句・月次其外御吉凶ニ付、惣出仕ゝ節、幷不時御禮衆有之節、一同登城致候。前髮有之者ハ、詰日ハ不相勤候。

菊の間詰のこと

一、菊ゝ間詰、菊ノ間緣頰詰ト兩樣有之、菊ゝ間詰と申ハ、鷹ゝ間席ゝ家ノ嫡子、又若年寄ノ嫡子、初て御目見濟、五節句月次其外惣出仕ゝ節、登城菊ゝ間本間へ詰候事ニ候。別日詰日ハ無之候。

一、菊ゝ間緣頰詰ノ家ハ、五節句月次其外惣出仕ゝ節、登城菊ゝ間緣頰へ相詰候。別日詰日等無之、嫡子モ同樣ニ候。

前文鷹、菊ノ間席及其坐席辨知セサルヲ以テ圖ヲ記載セス。

以上從三家譜代大名坐席等ヲ概略記載ス。委詳ハ其大名ゝ各席ノ者ニ付テ尋問スヘシ。

登城

○登城ノ部

三家登城ハ、他ノ諸侯ニ比較スレハ、遙ニ特殊ノ待遇ニシテ、左ニ記ス。コノ內、

余カ解セサル所ハ、追々前後ハアルヘケレモ、後ニ記スヘシ。

三家ノ勢ハ、將軍家ニ續キタルモノニシテ、見附(大手橋內或和田倉門等ニ於テノ如シ)右ケ所ハ、不殘制詞聲カヽリテ惣下座ナリ。登城ノ節ハ、本丸西丸トモ中ノ門外ニテ下乘スルノ例ナリ。第九圖ヲ見ルヘシ。

三家ハ玄關ヨリ昇降シ、玄關ニテ刀ヲ執ル。刀ハ三家ノ家來ニテ、後ヨリ持ツテ供ス。殿中ニテハ刀ヲ直スクニ立テヽ持行クハ、將軍家ニ限ルユヘニ、三家ニテモ刀ノ持様ハ刀ヲ横ニシ、頭ヲ左ノ掌ニ置キ、末ヲ右ノ掌ニ置キテ持行クナリ。三家登城ハ目付ノ役幕吏目付差支ノ節ハ、代トシテ使番先導ス。三家出入ノ數奇屋坊主、又表坊主玄關迄出迎供スルナリ。刀持ハ、大廣間ト蘇鉄ノ間トノ中央ノ間ニ扣ヘ居ルナリ。同朋其他供ノ家來兩三人同所ニ扣ヘ居ルナリ。他ノ諸侯ハ、刀ハ玄關迄ニシテ、殿中ヘ持參スルコトナシ。老中始幕吏ハ、各部屋迄持參スルハ此限ニアラス。大廣間・蘇鉄ノ間・中央ノ間扣ヘ所ハ、第十圖ヲ見ルヘシ。

三家登城目付役先導シ、大廊下上ノ部屋ヘ被扣。三家々老一人大廊下ニ詰居ル。供ノ家老ナリ成瀬・竹腰(尾州)安藤・水野(紀州)中山(水戸)ノ如キハ、幕府ヨリ祖先ニ附

ケラルヽ家老ユヘ、今以テ附ケ家老ト云フ。三家登城ノ節ハ、大概供セラル。コレハ諸侯同様ニ、大廊下迄參リ、各家ノ用ヲ所分ス。乍併、大廊下ニ詰メテ坐スルヿハナシ。其他三家城附（日々用向ヲ承ルタメニ三家ヨリ幕府に出シ置家來也）ハ、大廊下迄折々參リ、三家ノ用事ヲ辨ス。諸侯ニテハ留守居ト云フ。三家ニテハ城附ト云フ。諸侯ノ留守居ハ、蘇鉄ノ間マデヲ限リトシテ、殿中往來スルヿナシ。三家ノ城附ハ、大廊下上ノ部屋ノ入口マテ到ル。コレ特遇ノ一ナリ。第十一圖ヲ見ルヘシ。

留守居と城附

多葉粉盆と湯茶のこと

三家扣所上ノ部屋、冬ハ十月朔日ヨリ三月中火鉢（大サ三尺計リ）一ツ出、多葉粉盆ハ出テスユヘニ、雖三家、登城中ハ喫烟スルヿ曾テコレナシ。湯茶等ハ出入ノ數寄屋坊主、入口ニ詰居ル者ヘ命シテ、一々數寄屋迄行キテ持歸リテ捧呈ス。不便ノ甚シキナリ。三家退出九ツ時過キニモ相成、辨當等御用ヒノ時ハ、別段數寄屋坊主ノ方ヨリ、湯茶ノ道具ヲ指出ス、コレハ一年ニ二三度モアルカナキカナリ。天保度亞米利加船渡來以來ハ、屢々ナリ。

三家トイヘ𪜈、從幕府進贈物等ハ曾テコレナシ。毎年六月朔日氷ヲ錫ノ鉢ニ盛リテ被遣、最尾紀水三家一臺ツヽ被遣ナリ。外ニ登城中被遣物アルヿ曾テ

コレナシ。

○三家謁見

年始　正月元日　白書院
若菜　正月七日　黒書院
正月十五日　黒書院
月次毎月朔日及十五日　黒書院
五節句（上巳端午七夕重陽）　白書院
八朔　白書院

正月二月四月七月十二月ハ廿八日出仕アリ、コレハ月次ト同様ナリ。黒書院
将軍家忌中又臨時表御座〻間ニ於テ謁見ノヿアリ、コレハ時々アルモノニア
ラス。

将軍に謁見の次第

三家将軍家ヘ謁見スルマテノ手續ヲ概記ス。
コレハ三家ニ限ラス、出仕ノ諸侯中ニ關係セリ。先三家始メ諸侯登城不殘相
濟ミ候ヲ、表坊主ヨリ目付役迄届ケルナリ。コレハ目付役掛リ迄申入ルヽヿ

御寄

ナリ。寄セト云フヿアリテ、コレヲ御寄ト云フ。諸大名殿中散在セス、追付謁

見アルユヘ、各席ニ一集シテ居レト云フヿニシテ、寄ツテ居レト云ノ意味ナリ。必目付役一人ツヽ、三家始メヘ自身通致(知)スルヲ恒例トス。尤三家ヘ通知ハ、上ノ部屋入口ヘ一寸入リテ御寄ヨセトイフマテナリ。諸侯ノ登城凡六ツ半時前後ナリ。三家登城ハ、凡五ツ時五寸廻リ卽辰刻半ヨリ五ツ半時マテナリ。

所勞と斷

三家ノ不參ハ所勞トイヒ、諸侯ノ不參ハ斷ト云フ。諸侯ニハ所勞ノ二字ヲイハス。三家不參届ハ、余コレヲ辨識セサレ共、多分城附ヲ以テ月番老中ヘ届出ラルヘシ。

○將軍ヱ目見ノ次第

年始禮

年始禮ハ、三家ハ三位以上ユヱニ、立烏帽子、透精好ノ直垂ヲ用ユ。此衣體ハ第一卷ニ詳ナリ。先寄ヨセノ儀ヲ、目付ヨリ上ノ部屋ヘ出テ申告ス。(下ノ部屋ヘモ目付出テ申告シ、大廣間其他席々ヘモ、該目付ヨリ申告ス。依此、以後諸大名目見次第ニ同シ事故略之。)一時卽半時斗リヲ經テ、申上トナル、コレヲ坊主ヨリ三家始メ諸大名ヘ申告ス。此申上ト云フヿハ、今人ニハ分解シカタカルヘシ。

申上

錠口

太刀馬代

コレハ三家始諸大名不残相揃候旨ヲ、目付ヨリ老中へ上告シ、老中ヨリ以側衆將軍家へ上告スルヿヲ申上ト云フ。三家始無程目見ノアルヿヲ承知シテ、先便所等へ參リテ其用意ヲナス。無程御錠口トナル。此儀ヲ目付ヨリ三家始諸大名へ直ニ申告ス。錠口トイフハ、將軍家表出御ノ時ハ、奧(俗ニ云フ中奧ニシテ、女中ノ居ル所ヲ大奧ト云フ、出御ノ文字ハ幕府ノ言語ヲ用ユル也。)表ノ境ニ杉戸アリテ、平常ハ錠ニテ鎖シ開クヿナシ。出御ノ前、小納戸鍵ヲモツテ杉戸ノ錠ヲハヅシ、コレヲ開キ置ク。將軍家ノ目見程近キヲ以テ、三家始メ各其席ニツク、第十二圖ヲ見ルヘシ。三家ヨリ獻上ノ太刀目錄ハ、奏者番ノ前ニ置ク。將軍家已ニ出御ノ際ニ、大目付、目付其席ニツク。老中鷲ノ杉戸前ニ着坐ス。將軍家出御アリ。三家ノ目見ノ節ハ、褥ヲ用ユルヿナシ。年始ハ三家始メ、一同太刀馬代ヲ呈スルノ例ナリ。三家ハ自身ニ太刀馬代ヲ持參スルヿナシ。第十二圖奏者番列席ノ席頭ノ前へ、呈上ノ太刀目錄ヲ置ク。三家只今目見ノ前ニ、奏者番尾張殿進上ノ太刀目錄ヲ將軍家ノ目見席ニ置ク。奏者番元ノ列席へ退ク。尾張殿(尾・紀ハ官位順也。尾張殿ヲ頭ニ認メシハ、假ニ分解シヤスカランカ爲ニ記セリ。)(○○○)目見席ニテ謁見セラル。○但三家ノ分、奏者番太刀目錄、白書院敷居內、何疊目ニ置クヤ、且

兎の吸物

三家禮即謁見席、何疊目ナルヤ、余輩コレヲ識得セス。故略シテ、憶測ノ○○○ヲ記ス。三家謁見ノ節、月次禮之節ハ、月番ノ老中大納言殿中納言宰相中将少将同シト披露スレ𪜈、年始ハコレナクト被存候事。月次ニテモ三家何位殿ト稱スルヿ曾テコレナク、皆官殿ヲ稱スルノ例ナリ。扨尾張殿○○○此席ニテ禮平伏夫ヨリ左ノ方ヘ着坐セラル。第十三圖ヲミルベシ。紀伊殿・水戸殿准右。若シ三家ノ内ニテ不參ノ時ハ、附家老又家老ニテ名代ヲ差出ス。此時ハ矢張、進上ノ太刀目錄ヲ奏者番持參シテ、白書院縁側敷居内三家太刀目錄席ヘ置ク。奏者番退ク。畢テ名代ノ家老目見ニ罷出ルナリ。目見席ハ、予コレヲ不識レ𪜈、多分白書院縁頰、月番老中坐席ナリト想像セリ。○十四圖 コレハ、三家太刀目錄ノ禮畢、左方ニ不殘着座ス。其後ニ名代人目見ニ出ルノ例ナリ。太刀目錄、タトヘハ、尾張殿禮平伏相濟ミ、左方ニ着坐スルト、直ニ奏者番出テ、コレヲ持退ク。餘右ニ同シ。畢テ加州・松平越前守・松平三河守官位順也御禮アリ。コレハ、三家部中故末記ス。概シテ大廊下大名ト書スヘシ。○三家、○加州・越前・津山ノ印ナリ。三家大廊下大名左方ニ着坐ス(何レモ手ヲ突キ頭ヲ下ケテ始終ヲレリ)。帝鑑ノ間ノ方ヨリ、高家中奥小姓カ少判然シカタシ一人、三方ニ兎ノ吸物ヲ載セ(兎ノ吸物ハ土器ノ中ヘ兎ノ肉二切ノ

上ヘ味噌ヲカケタルモノナリ)テ、將軍家ノ前ヘ据置ク。次ニ中奥小姓給仕シテ、兎ノ吸物ヲ三家始大廊下大名ノ前ヘ出シ、(三家及三位以上ハ三方、餘ハ白木引渡シナリ、耳土器ノ上ヘ箸ヲ置クハ、何レモ同様ナリ。)夫ヨリ三方ニ土器ヲ載セ、將軍家ノ前ニ置ク。次ニ下捨土器ヲ三方ニ載セテ、又前ニ置ク。高家長柄ヲ持出加ヘ、高家役ノ長柄ノ高家一人上段ニ昇リ、將軍家ニ酒ヲ上進シ、其盃(土器)ヲ三方ニ載セ、片手ニ長柄ヲモチ、片手ニ三方ヲ持チテ上段ヲ下ル。此時尾張殿ハ⊕席ニ到リ、手ヲ突キテ平伏ス。高家尾張殿ノ前ニ三方ヲ置ク。尾張殿盃ヲ手ニ取リ頂戴シ、高家酒ヲツグ、頂戴又加ヘ有之、盃ヲ三方ニ載ス、御返盃被指上。此時中奥小姓時服二臺(一臺トモ存ル分明シカタシ)──圖ノ所ヘ置ク。拜領セラル。復席ス。紀水同斷。大廊下大名迄相濟ミ盃吸物等下ル。此時月番ノ老中ノ次ヘ大老(アレバ次ニ坐ス)老中斜ニ列ス。月番ノ老中ヨリ年頭ノ御祝儀目出度被存マスト云フ。此時「メデタイ」ト上意アリ。下坐ヨリ退去ス。白書院簾ヲ掛ク。(○第十四圖)

五節句の次第

○五節句ノ次第

三家登城(長袴)後、寄申上、錠口等前文ノ如キ故贅セス。將軍家謁見ハ、白書院ナリ。錠口ニテ目付誘導シ、櫻ノ間○ノ坐席ニ着ク。暫時ニシテ老中黒鷲杉戸ノ前

ニ列坐ス。三家目見、月番老中△ヨリ一寸會釋アリ。尾張殿〇一之席ニテ禮アリ。此時月番老中ヨリ大納言殿（前文ニアリ略ス）ト披露ス。直ニ〇ニ朱線ノコトクノ所ニ着坐セラル。三家揃ノ上、老中△ヨリ目出度被存マスト云フ。「目デタイ」ト上意アリ。將軍ノ語ヲ上意ト云フ。各平伏、末座ヨリ退去ス。八朔ハ、太刀目錄アリ。年始ト同樣ユヘニ略ス。右相濟退營セラルヽナリ。第十五圖ヲミルヘシ。

月次の次第

〇月次之次第

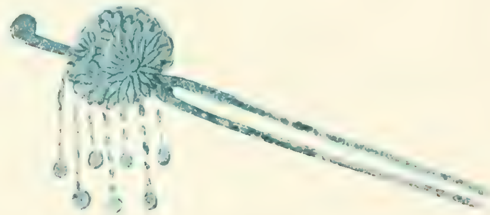
月次ハ、朔日・十五日ナリ。五節句ト格別異ナルヿナシト雖、粗左ニ記載スヘシ。

月次ハ麻上下半袴ナリ。必ラス黑書院ニテ禮式アリ。寄申上、錠口等如前記。錠口ニテ目付誘導シ、〇ノ所へ暫時扣ヘラル。將軍家上段ニ着座（不用褥）△月番ノ老中ヲ始メ列坐ス。三家一人ツヽ目見〇一ノ所ニテ禮有之。此時月番ノ老中大納言ト披露ス。夫ヨリ〇ニ點線ヨリ此所へ着坐セラル。三家右ノ通リ、三家右方ニ着坐セラルヽ、時、月番ノ老中ヨリ、當日ノ御祝儀愛度被存マスト云フ。「メデタイ」ト上意アリ。各退去ス。畢テ、別段老中等ヨリ達事ナケレハ、直ニ退營セラルナリ。第十六圖ヲ見ルヘシ。

○謁ノ部

謁トハ老中ノ謁ノヿナリ。又老中ヨリ達事、又恐悦御祝儀等ナリ。時刻遲速アレ𪜈、多クハ目見時刻ヨリ遲レ、大方巳ノ刻ナリ。三家登城ス。老中白書院横廊下ニ△ノ所ヘ列坐ス。同朋頭案内ナリ。目付誘導ス。三家〇ノ所ヘ來リ、達事或ハ恐悦祝儀申述。老中謁シ畢ル。老中ニ△所迄送ル。ニ〇三家挨拶退去ル。第十七圖ヲミルヘシ。

參考



第一圖　銀簪

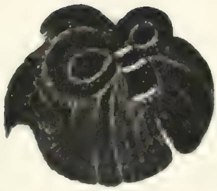


後差



第二圖　兒ノ帯

第三圖　髪ノ結ヒ方



兒戻キ



根細島田



マタガヘシ



片ハズシ



スベラカシ



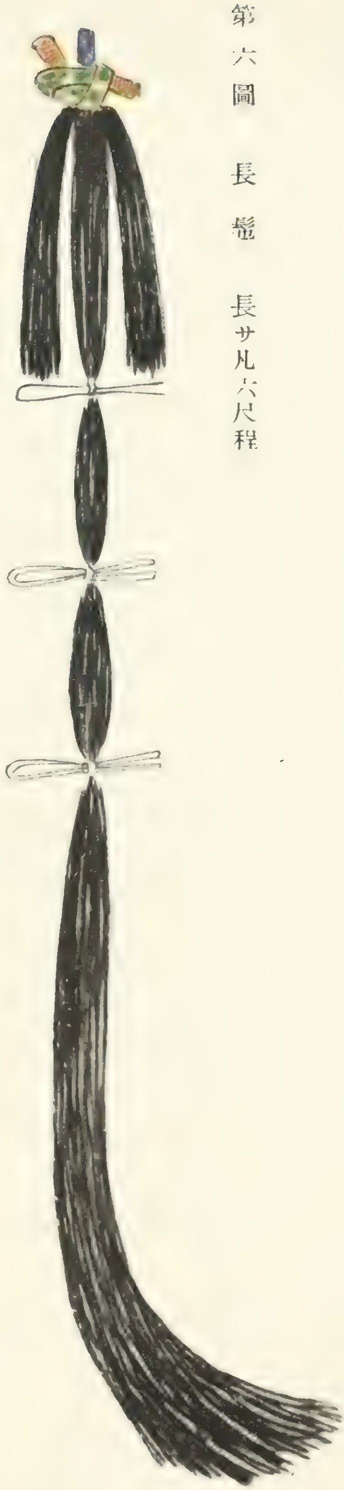
第四圖　笄

第五圖　際白粉　又眉白粉



眉黛

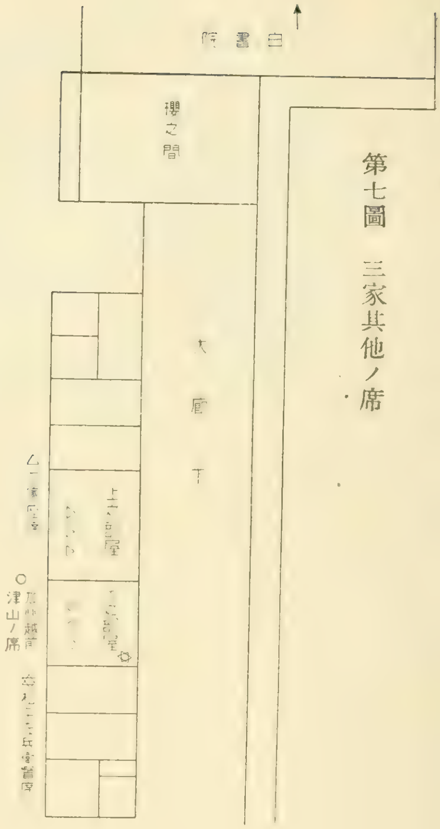
第六圖　長髢　長サ凡六尺程



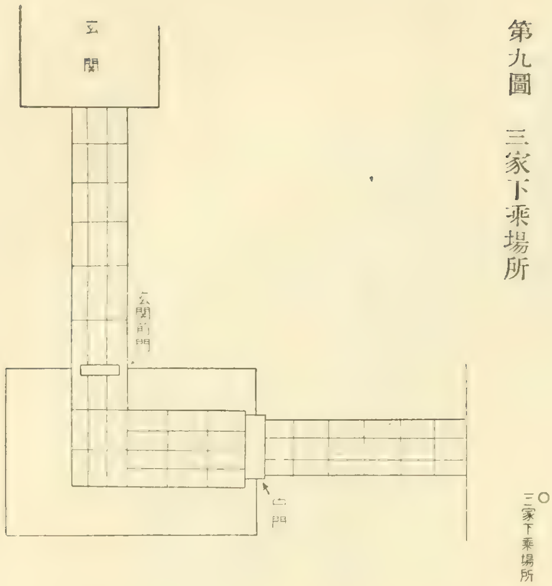
上ノ方　元結　金地ニテ鶴龜松竹梅

一白紅ヒ三四小ビンサキ

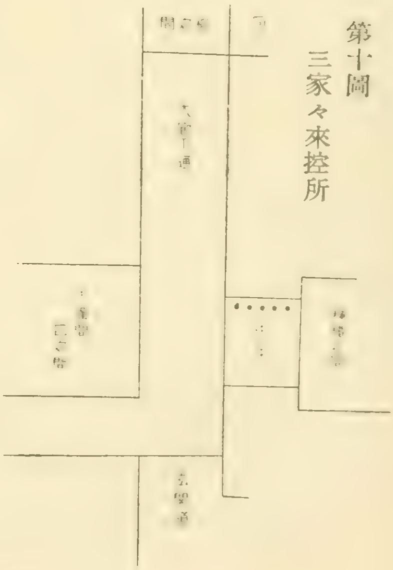
薄ヨウ紙ニテ幅金ザシ五分位十二ニ折小刀ニテ巻上ケ用ル事



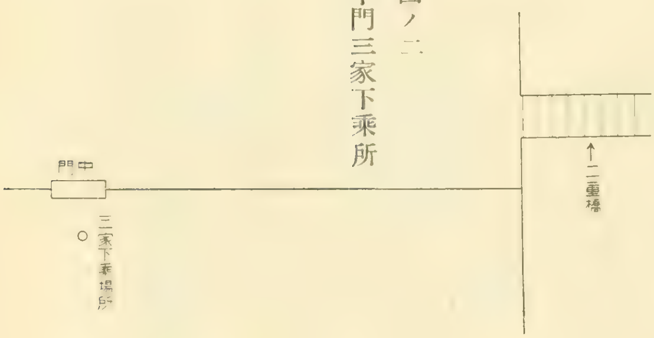
第七圖　三家其他ノ席



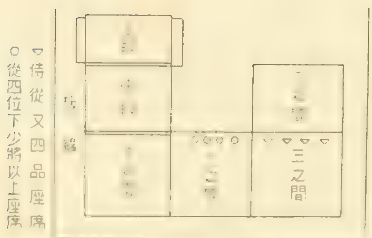
第九圖　三家下乘場所



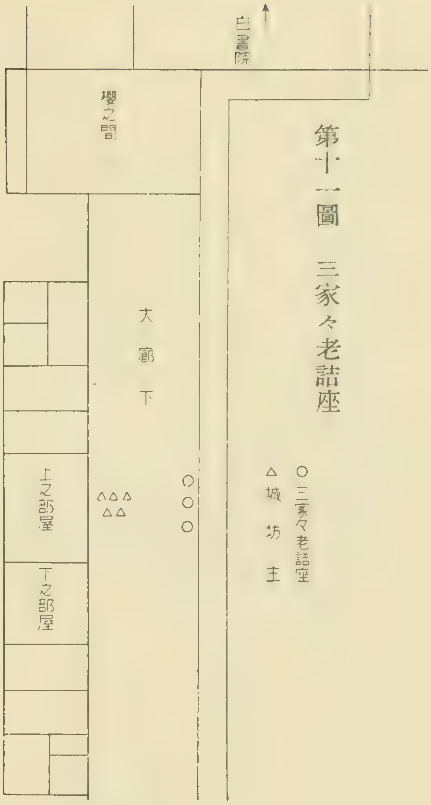
第十圖　三家々來控所



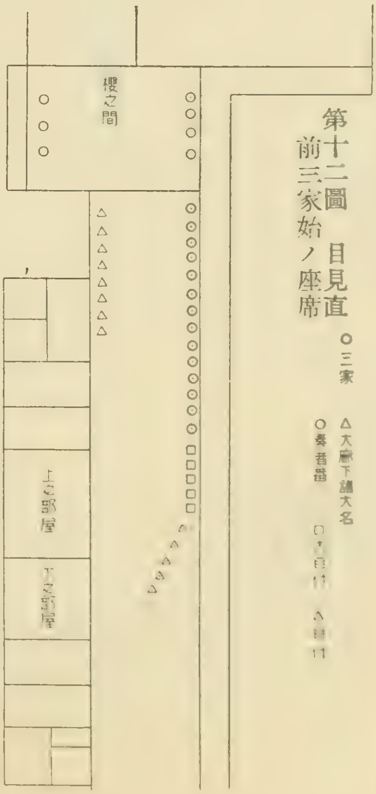
第九圖ノ二　西丸中門三家下乘所



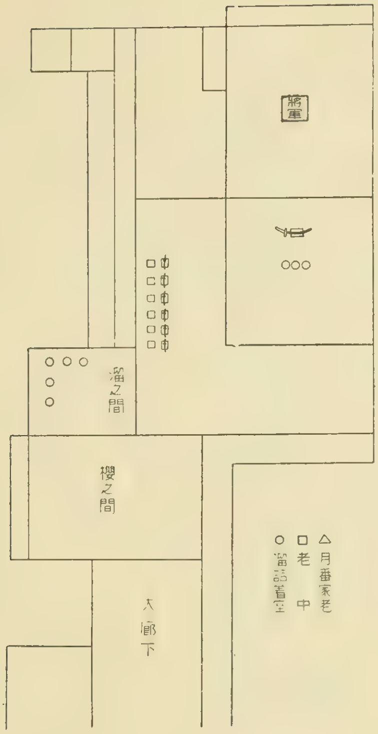
第八圖　大廣間席



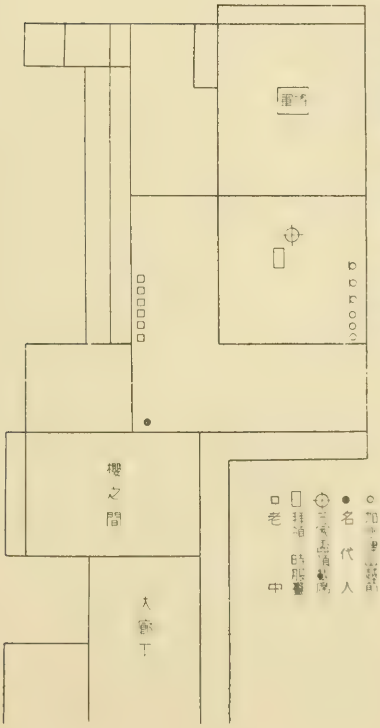
第十一圖　三家々老詰座



第十二圖　目見直前三家始ノ座席

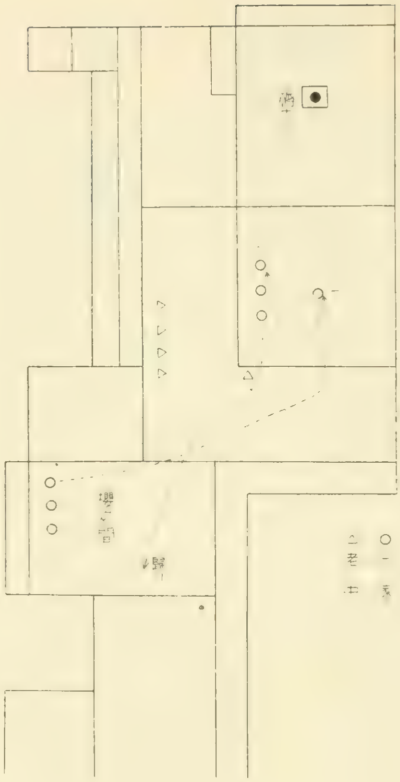


第十三圖　白書院目見席

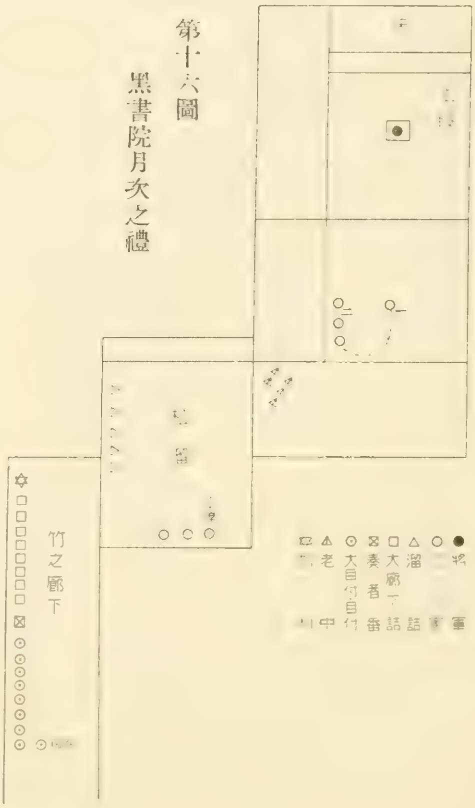


第十四圖　白書院年始御禮

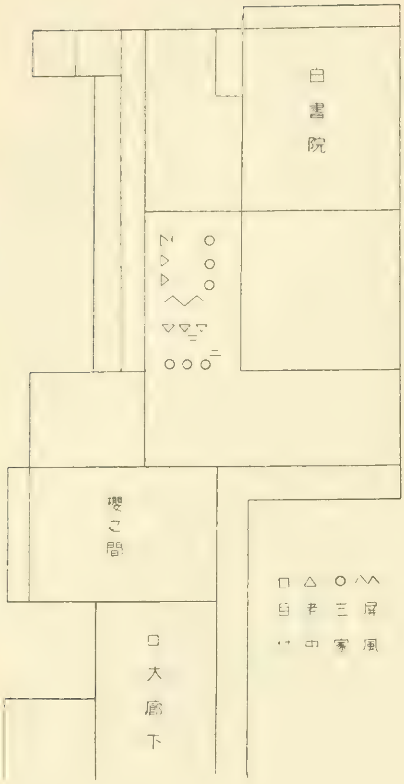
第十五圖　白書院五節句御禮



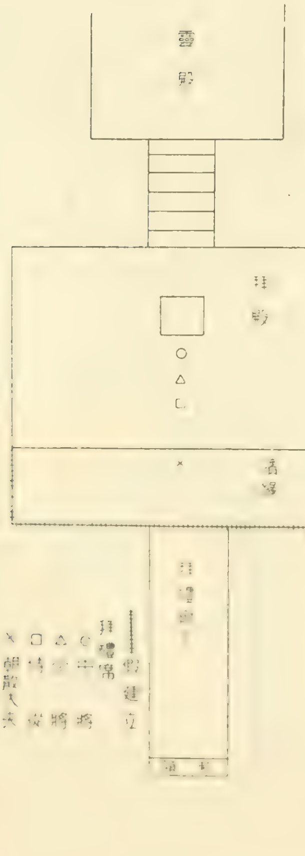
第十六圖　黒書院月次之禮

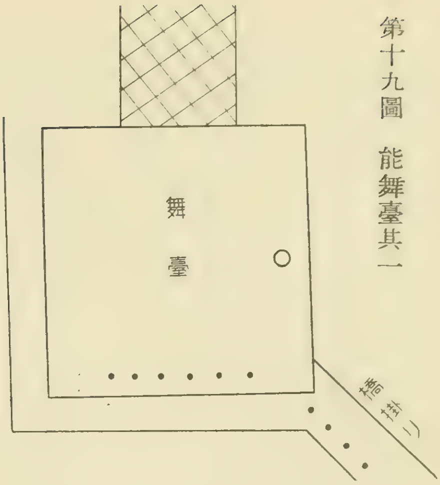


第十七圖　白書院謁ノ儀

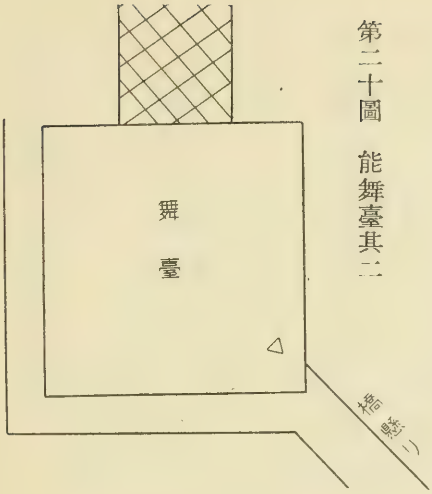


第十八圖　靈殿拜禮席

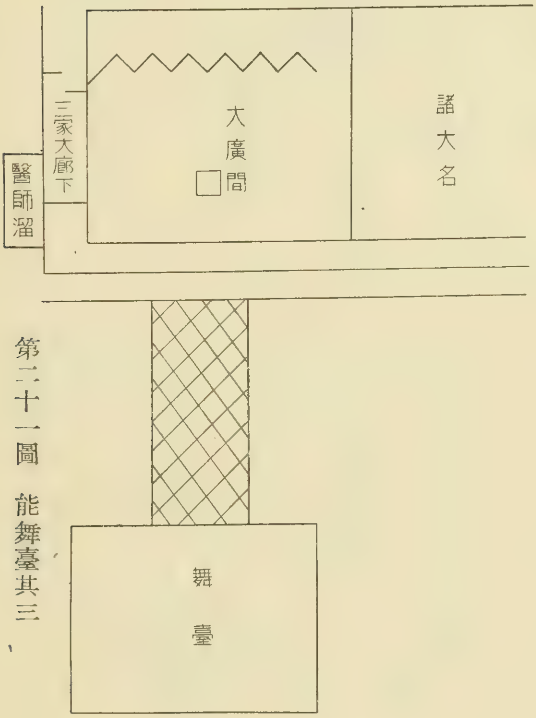




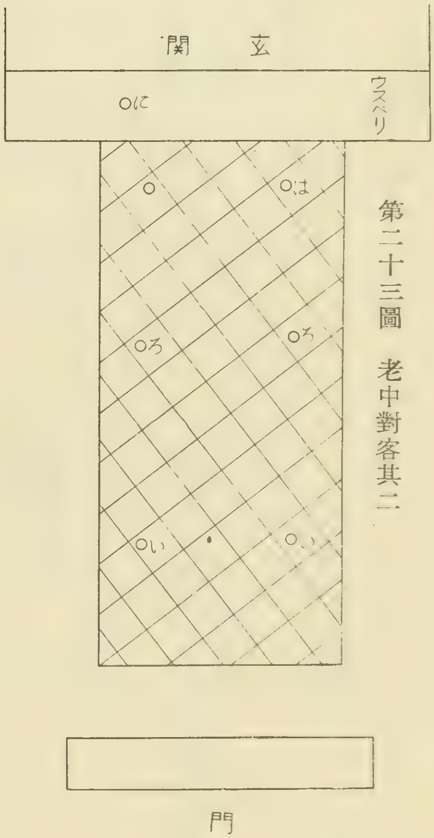
第十九圖　能舞臺其一



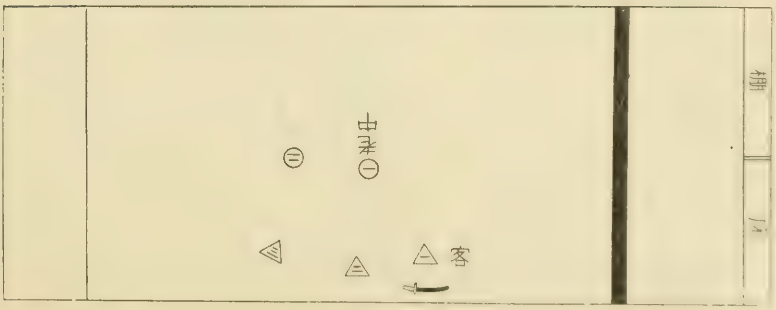
第二十圖　能舞臺其二



第二十一圖　能舞臺其三



第二十三圖　老中對客其二



第二十二圖　老中對客其一

幕儀參考稿本

正二位松平慶永編

後閤概旨一

徳川家ノ制度ハ、殿中ヲ三分シテ、第一ヲ大表ト云フ。第二ヲ奥ト云フ。第三ヲ大奥ト云フ。第三ノ大奥ヨリ第二ヲサシテ表ト云ヒ、第一ヲサシテ大表ト云フ。コレ大別ナリ。

大表

○第一大表ト云フハ、玄關・虎之間・殿上之間・柳之間・大廣間・白書院・黑書院・帝鑑之間・雁之間・燒火間・躑躅之間等ヲイフナリ。三家・諸大名・小大名皆夫々ノ席ニ伺公(候カ)ス。其他奏者番・大目付・勘定奉行・寺社奉行・町奉行等ハ、表ノ役人ニシテ、夫々ノ詰所皆表ニ設置セリ。及諸吏皆然リ。第二ノ奥ニ入ルヿヲ許サルヽナリ。

大表と勝手

大表ヲ區別シテ二トス。玄關・大廣間・柳之間・大廊下・白書院マテヲ大表トス。帝鑑之間邊ヨリ諸役人等ノ詰所・部屋々々等コレヲ勝手ト云フ。溜詰ハ、數寄屋坊主ノ詰所ヲ扣所トス。先勝手ノ方ナリ。黑書院ハ大表ト奥ノ堺ニアリ。

錠口

黑書院ノ裡ニ錠口アリテ、常ニ杉戸ニテ閉鎖セリ。將軍家大表ヘ出御、或ハ三家・溜詰大名等目見ノ節ハ、此杉戸ノ錠ヲ開キテ出入スルヲ定規トス。錠口ノ開閉ハ小納戸コレヲ管掌セリ。此錠口ハ、上ノ錠口ニシテ、常ニ出入ヲ禁ス。又勝手ノ口ニ銅壺ノ間マデハ表間役人參ル、時計ノ間卽ソコニ坊主アリ口奧ト云フアリ、コレ表奧ノ境界ナリ。

口奧

口奧坊主常ニ該所ニ居リテ、見張リ檢査スル役ナリ。夜必此口ヲ閉鎖ス。表役人ハ、奧ニ入ルヲ允許セズ。奧役人ト面談ハ、此口ノ内ニ奧役人坐シ、表役人ハ敷居口ノ外ニ坐セリ。奧役人ハ、表ニ到ルヲ許サス。

用部屋

老中・若年寄ハ、詰所奧ノ内ニ設置セリ。老中ノ詰所ヲ用部屋ト云フ。諸人此用部屋ニ入ルヲ禁ス。不得已事故アルトキハ、三奉行・大目付・目付等用部屋ニ入ルヿアリ。老中ヨリ以同朋頭召呼フ時ハ、應招テ入リ談話アリ。至急ノ用事ノトキハ、三奉行・大目付・目付ヨリ以同朋頭申入レ、許シヲ經テ用部屋ニ入リ用談ス。大概ノ用事ハ、三奉行・大小目付・老中毎日登城用部屋ニ入ル前、於坐敷用談所三ケ所アリ羽目之間溜新番所溜新部屋等ナリ用談ス。コレ常例ナリ。

老中ハ毎日登城ナリ。四ツ時ノ太鼓ヲウツヲ聞テ、出門早足ナリ。登城口ハ老中口ト云所ヨリ出入ス。若年寄同斷。諸役人奏者番・三奉行・遠國奉行・大小目付・小十人頭・徒頭其外ナリ勝

手方ノ役人（三奉行・大小目付ノ類ナリ）ハ、中ノ口ヨリ出入スルナリ。當番ノ目付、其外番方（小性組・書院番・大番）ハ玄關ナリ。三家始諸大名ハ玄關ナリ。

時計間

時計ノ間ニ時計アルノミ、時計坊主アリ、コレヲ管掌ス。表奥ノ堺ニシテ、奥口ニアリ。表ノ者コレニ入ルヲ許サス。

奥の部

○奥ノ部　奥ト云ハ、諸大名ニテイヘハ中奥ナリ。黒書院ノ裏ニ錠口アリ、錠口以内ヲ奥ト云フ。大略イヘハ、御坐之間アリ、大凡黒書院ト同様ナリ。三家幷溜詰・大廊下其他大名ノ内ニテモ、事ニヨリ御坐之間ニテ目見アリ。朔望・八朔・五節句等、三卿方ハ御坐ノ間目見ナリ。老中・若年寄目見同所ナリ。奥ノ書院ナリ。

御休息＝常御殿

又御坐之間ノ奥ニ休息所アリ。コレヲ御休息ト云。御坐ノ間ニ比スレハ小ナレ共、上段下段三ノ間マテアリ。將軍家ノ常御殿ナリ。乍併御座之間ニ繼テノ坐敷ナリ。常ノ居間ニナリテ、コヽニ住セス。老中罷出、用談其他祝事宴會等ノ時ニ用ユルナリ。三卿或御臺所、姫君方年始祝詞登城吸物酒肴等饗應スル所ナリ。或ハ側衆對面モ、時トシテハアルヨシ。又其奥ニ小坐敷アリ。コレ將軍家ノ常ニ住居スル所ナリ。乍併表寢ノ時ハ、御寢所有之由ナリシト

云フ。未タ其確乎タルヲシラズ。

次番

御休息ノ次ニ、次番アリテ詰居ル。朝ヨリ引ケ迄、三人ツヽ、半時代リ（半時代リハ四時四ツ半時ノ如シ）平常ハ繼上下（夜詰マテナリ）、式日ハ麻上下ナリ。式日ハ老中退散ノ後、免許ノ後繼上下ニナルト云フ。小納戸ノ役ナリ。

側衆

老中始諸役人ハ、所謂政府ノ役人ナリ。奥向役人ノ長官ハ側衆ナリ。側衆ノ中ニ二アリ。一ハ用取次側衆ト云ヒ、二ハ側衆ナリ。コレヲ平側衆ト云フ。

用取次

用取次ノ側衆ハ、權力頗ル壯盛ニシテ、日出ノ勢アリト云フ。老中モ畏懼スル程ナリ。此用取次ハ、老中部屋ヘ常ニ出入シ、老中ヨリ言上等ノ儀ハ、大事件ノ外ハ、用取次ヲ以テ上申シ、或ハ諸大夫席ハ（似勅任官）役替ハ、老中直ニ御前ニ到リ乞可決、布衣以下ノ役替ハ（似奏任官）用取次ヲ以テ言上スルヿモアリ。或ハ將軍家用事、大事件ヲ除ク外ハ、以用取次老中ヘ下命スルヲ例トス。其他用取次ハ、奥向ノ取締ヲ旨トシ、小姓・小納戸又女中向ノ取締、都テ手元ノ用事ヲ奉務シ、三卿方ノ家老ヨリ談事ヲ受ケ、三卿方ノ用事又家務ヲモ管掌スルナリ。奥向ノ長官ナリ。側衆ハ、用取次ト同様ニシテ、權力ハ毫モコレナシ。用取次モ側衆ノウチナリ。席順ハ並側衆ト同様ニシテ、側衆ノウチヨリ選擧サルヽナ

リ。選擧法ハ、先小姓頭取、小納戸頭取ノ數年經歴アルモノヲ被命ナリ。表役人ヲ勤ム番頭トカ、留守居トカ勤仕シテ、數年功勞アル者ヲ側衆ニ被申付ルハ、先慰勞ノ姿ナリ。乍併、大目付其他表役人ニテモ、以前側向勤仕シテ熟知スル者ハ、用取次ニ被命トノコナリ。平側衆ト云ハ、老中ヨリ機嫌伺ノ時用部屋ヘ出ルコアリ。奥向中ノ表向ノ規式ニ關スルマテノモノトス。用取次側衆ハ、老中口又ハ石ノ間中ノ口ヨリ昇降ス。側衆ハ老中口ヨリ出入ス。老中ハ、同朋頭ヲ以テ諸役人ヲ呼ヒ、又用取次側衆ハ、奥坊主ヲ使ヒ、方今諸省給仕ニ於ケルカ如シ。

老中始、殿中表奥一同、毎日料理ヲ被下。乍併其人ノ好ミニヨリ、辨當持參スルモノモアリ。側衆ハ日勤シテ、晝番・泊番アリ。（夜詰側衆目付ヲ呼相達ス）用取次ハ、日勤泊番ナク、老中退出以後各退散スルヲ例トス。小姓ハ、側向ノ用事ヲナス。小姓中ニ頭取ト云コアリ。小姓中ノ長官ナリ。コレヲ小姓頭取ト云フ。將軍家表休息或小坐敷ニアルトキハ、小姓幾人ツヽ、側ニ伺公(候)ス。（用アレバ時々罷出候事）半時毎ニ交代シテ伺公ス。手元用向ヲ辨スルタメナリ。小姓頭取・小姓ハ、壹番・貳番類ト分レテ、タトヘハ五十人ノ小姓ナレハ、二十五人ハ壹番類、二十五人ハ貳

番頭ト分ルナリ。毎日四ツ時ニ交代ス。又一家ノ都合ニヨリテ、其朝屆書ヲ出シテ遲參ノモノモアリ。小姓ハ手元ノ用辨ヲナス用取次、又ハ老中其他小納戸ヲ呼フ小姓ヲ以テス。小姓ハ直ニ側用取次、小納戸頭取等ヲ呼フヿナシ。小姓ハ、次番ニ上意ヲ命シ、次番ヨリ口奥坊主ヘ申付ケ、口奥坊主ヨリ側用取次ニ、或小納戸頭ニ達スベシ。老中ハ同朋頭ヘ達スルカト存候。乍併、至急ノ用事ハ次番達スルヿアルヘシ。又ハ老中謁見ヲ願フハ、用取次ヲ以テ上申シ、用取次ハ次番又小姓等ヘ通シ、小姓ヨリ上申スルヲ例トス。小納戸頭取ハ、別段小納戸ノ者ハ、直ニ上申スルヿ決テナキナリ。又小姓・小納戸ハ、日々昇降口ハ中ノ口向ツテ左ヨリ、或石ノ間卽臺所口ヨリ出入ス。表役人タトヒ老中トイヘモ、此口ヨリ出入スルヲ許サス。小姓・小納戸ノ不快引ハ、兩三度位ノ所ハ、用捨シテ不快引ノ事ニナラス。數日五六日ニモナレハ、不快引トナレリ。左スレハ、毎年幕皆勤褒美、時服ヲ不賜ト云フ。

小姓の種類

小姓中ニモ、道具掛・書物掛・御場掛リ・能掛其他種々ノ掛アリト云フ。御櫛掛小姓小納戸ト云フヿアリ。コレハ結髪ノ役ナリ。

刀持

且殿中往來ノ時、刀持ハ、必小姓ノ役ナリ。且云ク、小姓ハ、朝ノ内ハ表ヘ出御ノトキハ肩衣用捨ニテ、肩衣ヲ不用ト云フ。朔望節句ハ麻上下ナレ

共、夕刻ハ平服ナリト。元日・七種マテハ夜詰迄ハ麻上下ト存候。小姓頭取ハ常ニ繼上下ヲ用ユルナルヘシ。偶思召ヲ以テ、食物ナト老中・若年寄へ被下トキハ、小姓頭取用部屋ニ使トシテ參リ、老中へ以思召何御品被下候旨ヲ直達ス。コレハ眞ノ思召モノニシテ、用取次モ關セサルナリ。

小納戸ト云ハ、二三百人アリテ、席ハ小姓ニ次クモノナリ。近來小姓ハ、諸大夫席、小納戸ハ布衣以上ノ席ナリ。小納戸頭取五六人アリ。小姓頭取ノ次ニハアレドモ、其權力頗ル盛ニシテ、用取次ニ次クモノナリ。小姓頭取ハ、手元ノ用辨ニシテ、其威權ハ毫モ拂地リ。小納戸頭取ハ、小納戸ヲ管掌スルノミナラス、奥向ノ手元會計惣元ヲ管シ、諸買物凡テ諸用ニ管係セリ。乍併奥向ノミニシテ、政府ニ關係スルコトナク、乍併大奥御臺所其他姫君方女中向等ノ事ニ管係アリ。コレハ始終繼上下ニシテ、肩衣ヲ脫スルコトナシ。勿論壹貳番頻ヲ立テ、毎日交代セリ。側用取次へ出ルハ、小納戸頭取ノ老練ナル者、新番頭格トナリテ、終ニ用取次ニ拔擢セラルヽコト屢アリ。小納戸ハ惣稱ニシテ、種々ノ分課アリ。一々枚擧スルニ遑アラサレドモ、概旨ヲイハンニ、膳番アリ。奥ノ番アリ。小納戸中ニテハ長官ナリ。御櫛番ト云フ小納戸ノ内、膳番・奥ノ番上ニ肝煎アリテ、小納戸ノ總取締ヲナス其他能掛アリ。庭掛

アリ。鳥掛アリ。種々ノ掛アリ。御場掛リモアリ(鷹野其外遊慰行)。尤小納戸頭取ニモ、場掛アリ。其他夫々掛々アルヘク、余不案内ユヘコレヲ記載セス。

膳番

膳番ト云フハ、食物ヲ管掌スルノ役ニシテ、將軍家日々三度ノ御膳ハ、奥膳所即奥臺所ナリ、夫々ノ役々ニ命シテ調理シ、膳奉行(表役人ヨリ選マル又小姓組書院番等ヨリモ出ル)毒味ヲナシ、膳番ヨリ獻膳ス。若過誤アルトキハ、進膳ノ日ノ膳番ヲ始メ差扣伺フヲ規則トス。其他御臺所其他被進、又姫君方ヘ被進御重御肴一切食物、又吹上・濱殿酒肴被下等ハ、一々該番ノ掌ル職務ナリ。酒宴其他一切、膳番ヨリ小納戸頭取ニ相談スルナルヘシ。入費ハ表勘定奉行ヨリ差出スモアリ、又手元金ヨリ

奥之番

支拂フモアリ。此會計ヲ管スルモノハ、則奥之番ノ職務ニテ、手元ノ金銀ハ勿論、反物諸品共預ル。老中始夫々料理、勅使表能其他諸大名ヘ被下料理等ハ、表賄頭表臺所ノ職務タルヲ以テ、膳番ハ一切關係ナシ。コレハ老中・若年寄邊ヨリ命スルナルヘシ。奥ノ番ハ、膳番ノ次席ナレトモ、其關係ハ膳番ノ關係ヨリモヨリ多ク見ユ。奥ノ番ハ、ヤハリ壹貳番類ヲ立テ、毎日當直ス。女中對談ノモノナリ。

大表奥錠口ノヿハ前ニ記載セリ。コレハ大奥(女中)ト奥(俗ニ中奥)ノ境界ニ錠

錠口

口アリ、杉戸アリ、大奥ニテハ錠口ト云フ役ノ女中コレヲ掌リ、表ハ奥ノ番アッテコレヲ掌ル。表ノ方ハ、錠口ノ近傍ニ奥ノ番ノ詰所アリテ、半時(今ノ一時間)代リ奥ノ番詰居ルナリ。尤平常繼上下ヲ着スルヲ例トス。右大奥・表ノ境界ナル錠口ニハ、大奥ノ方ニモ鈴アリ、表ノ方ニモ鈴アリテ、コレヲ用便ノ具トス。奥ノ番ヨリ大奥ヘ對談ヲ乞フトキハ、縄ヲ振ル。女中即敷居内ニアッテ、敷居ノ外ニ奥ノ番坐シテ對談ス。女中ノ方ヨリモ右ニ准ス。側用取次偶老女ニ對談スルトキハ、奥ノ番共末ニ坐シテ張番セリト云フ。奥ノ番ハ第一錠口番ナレ𪜈、其他奥ノ番中ニ、手元金ヲ預リ居ルナリ。

金掛

コレヲ金掛ト云フ。會計トイフ程ノモノニアラズ。全手元ノ慰品等ヲ買上ルマテナリ。一年手元金ノ金額ヲ勘定奉行ヨリ廻送スルナリ。

奥ノ番と衣服

又奥ノ番ハ、此外ニ衣服ヲ掌ル。衣服ノ入用金ハ、兼テ定メ置カルヽ金額アリテ、コレハ納戸頭・納戸ト云フ表役人アリ、コレヨリ奥ノ番迄各種ノ衣服ヲ指出ス。入費拂ハ、勘定奉行ヨリ納戸ニ拂フヲ恒例トス。反物ニテ納戸ヨリ納メタルヲ以テ、コレヲ檢査シ、平服ノ類ハ錠口(女中)迄差出シ、

呉服ノ間

錠口ヨリ女中ニ呉服ノ間ト云フアリテ、此女中裁縫シテ錠口ヘ出シ、錠口ヨリ奥ノ番ヘ渡シ、奥ノ番コレヲ蓄積シ其用ニ供ス。冠服其他長

御召方坊主　陸尺　將軍家の入浴　時計

上下・半上下・繼上下等ノ類、呉服ノ間ニテ裁縫ノ能ハサルモノハ、奥ノ番ヨリ手元用達夫々ヘ裁縫ヲ命セリ。飲食類ハ膳番コレヲ管掌シ、衣服類ハ一切奥ノ番ニテコレヲ管掌ス。奥ノ番ノ手下ニ、奥坊主ノ中ヨリ選擧サレ、御召方坊主ト云アリテ、御召類一切奥ノ番ノ支配、此坊主カ諸事取扱フ事ナリ。冬伏具等ニ着類ヲ掛ケ、溫暖ナラシム。コレ皆坊主ノ扱ナリ。將軍家表ニテ着替ノ時ハ、必奥ノ番衣類ヲ廣蓋ニ入レ持出シ着替サセルヿナリ。大奥ハ大奥ノ部ニ記スヲ以テコヽニ贅セス。奥ノ番詰所ハ、前記ノ如ク奥表ノ堺ナルヲ以テ、茶其(他)脱カ火鉢ノ類ハ、皆坊主(召方カ)ノ取扱ナリ。小姓・小納戸ノ部屋ハ、遙カニ隔リテアリ。小姓頭取・小姓・小納戸頭取・小納戸ト區別シテ部屋アリ。小遣數人、掃除・湯茶・食事一切ノ用ニ使ハル。コレヲ小遣トイハスシテ陸尺ト云フ。坊主ハ一切コレニ關係セス。將軍家ノ入浴ハ、奥ノ番コレヲ掌ル。

幕府ノ時計ハ、半時ヲ一尺トス、コレヲイハンニ、

九時卽今ノ十二時
一寸廻リ　五步廻リ
二寸廻リ　五步廻リ

三寸廻リ　五歩廻リ
四寸廻リ　五歩廻リ
五寸廻リ　五歩廻リ
四寸前
三寸前
二寸前
一寸前
掛リ　九ツ半時今ノ一時
殿中ノ時計ハ、此土圭之間ヲ以正トス。殿中上下悉ク此土圭ヲ用ユルヲ以テ、皆坊主ヨリ夫々通致ス。
將軍家出御辰上刻、或老中昇降ノ時限一切此土圭ヲ用ユ。コヽニ又言フヘキ事アリ。
土圭即時計ニ二種アリ。一ハ尋常ノ時計ナリ。一ハ尋常ノ土圭ノ輪ヲ除却スルモノトス。時計ノ不狂タメナリ。コレヲ設クルヤ、尋常ノ時計ハ、時トシテ御内諭、又故アリテ遲速スルヿアリ。故ニ遲速ストハ、タトヘハ、九ツ時ヲ早

クナセト云フ時ニハ、一寸二寸ヲ論セス、十二點鐘トナス、打畢テ再影時計ニ照準シテ改正シナス、コレ影時計設ケ置クユヘンナリ。

御場掛り

御場掛リト云ハ、鷹野遊獵其他ヲ取扱フ小姓ニモアルヨシナレ𪜈、大概ハ小納戸取扱ノヨシニ承ル。

坊主の種類

○坊主ノ種類　同朋頭・同朋・數寄屋頭・數寄屋組頭・數寄屋坊主、コレハ表奥ノ間ニアリ、表ヘモ出、三家・諸大名ノ取扱モナシ、全體ハ茶道ノ類ニシテ、大樹公ノ御茶等皆調進スルノ職務ナリ。　表坊主頭・組頭・表坊主夫々ノ職分アリ。　或ハ火ノ番、或ハ御坐敷掛リ等ノ類ノ如シ。　子供ノ坊主モアリ、老中附トイフアリ、殿中隨從ナリ。　用部屋アリテ、コレニ使役セラルヽヲ用部屋坊主ト云フ。　奥坊主種類最多シ。　土圭之間坊主・口奥坊主・召方坊主・手水方坊主、其他坊主ニ掛々アリ。　一々記スルニ遑アラサルナリ。　色々雜載候得共、大樹公ノ入浴ハ、表ニ限リテ決テ大奥ニテコレナキヨシナリ。　奥ノ番ノ職務ニ係ル。　奥ノ番二人ニテ上ルヨシ。　猶取調アリタシ。　最奥ノ番ハ、此浴ニ掛ルトキハ、萠黄サナダノ手鋤(スキ)ニ白木綿ノ浴衣ナリ、最不着袴ナリ。

將軍家の入浴

將軍家の入費

將軍家ノ入費ハ、矢張勘定奉行ヨリ差出スノ例規ナリ。　定額アリテ、先超越ス

ルコナキナリ。大意言ハンニ、膳部食部ニ關スルモノハ、勘定奉行ヨリ膳所ニ支拂ヲナシ、衣服等ノ類ハ、勘定奉行ヨリ納戸ヘ支拂ヲツケ、納戸ヨリ現物ヲ奥ヘ差出ス。其被進・被下等ハ、此例ニ照準スヘシ。乍併、奥ノ番ノ中ニ金掛アリテ、別段ノ慰品等ハコレヨリ買上ラルヽヤニ聞及ベリ。

将軍家表出御のこと

將軍家表出御ノ事ヲ記サンニ、先御坐之間老中、御代拜歸言上、或ハ御役替、御三卿方御對面、又朔望・式日・節句表出御ノ前ニ、將軍家御召替ノ時、御召物ヲ坊主ニ命シ觸サセル。此時小姓・小納戸夫々詰場所ヘ罷出ル。將軍家無程出御トナル。

城外參詣

將軍家城外參詣ノ始ハ、供揃何時ト云事ハ、小納戸頭取ヨリ目付役ヲ始、夫々通達アリ。當日ニ至リテ供揃ノ刻限前ニハ、供奉ノ輩登城セバ、供揃ノ時刻ニ各供廻リト云テ玄關迄廻ル。箱(挾箱ヲ云)ヲ坊主ニ命シテ下ル。夫ニテ何役人ハ玄關ヘ廻ルト云フ規則アリ。又御召物(初ニアリ)ニテ手元ノ者追々玄關ヘ廻ル。無程出御トナル。

將軍家の昇降のこと

將軍家ノ昇降、表向參詣ノ節ハ、必玄關ヨリ出入ス。西丸出御、其他都合ニヨリ、式臺ヨリ出入ノコモアリ。又時トシテハ、奥ニ風呂屋口ト云アリテ、內玄關ノ

如シ、コレヨリ昇降スルヿモアリシヨシナリ。

「色メキ」と云ふこと

又云、濱殿其外吹上庭等遊慰且參詣等ニテモ、先ヨリ還御ノ折、初メニ「色メキ」ト云ヿアリ。コレハ誰モ不知ヿナリ。追付還御ニナルヘキ模様ヲ察シ、色メキヲ奥向ノ小納戸頭取役人ヨリ目付ニ達シ、夫々支度用意ヲナシ、供廻リニテ供奉ノ者供ニ廻リ、程ヨキ所ニテ上申、遂ニ還御ノ手順トナル。

又云、御座間并表出御他出等ノ節、召物ニテ夫々供奉ノ者罷出、何時出御被爲在候テモ宜クトノヿヲ上申スルニ、御程ヨロシウト云ヒ、夫ヨリ將軍家直々座ヲ立ラル。コレヲ御程ヨロシウハ、未タ申上ス哉ト、折々催促アルヿモ有之由。

將軍家奥坐敷内表出御等ノ先立役人ハ、取調有之度。

能のこと

能ハ、表能ハ別段、奥能ハ小姓・小納戸頭取ノ取扱ニシテ奥向ノヿノミニシテ、表役人ハ少モ關係ナシ。

奥兼

能役者ノ内、大夫其他家柄ノモノ奥兼（オクガネ）ノモノニ無之テハ、表能ハ職上ユヘ奉仕スレ𪜈、奥能ニ出ツルヿナシ。大夫ハ大概奥兼ナルヘシ。唯子方其他地謡役者、奥兼ノモノ斗リ奥向ヘ參上奉仕候ヨシ。

三家三卿ハ特別ノ厚遇ナレ𪜈、三家ハ表大名ト同様ニシテ、玄關ヨリ昇降シ云

々前記幕儀參考ニ詳ナリ。三卿ハ、登城ハ平川口ヨリ、西丸ハ矢來通リ坂下門內裏切手門ヨリ出入ス。本丸・西丸トモニ風呂屋口（玄關）ナリ。下乘ハ風呂屋口ノ前中仕切門外ニテ下乘シ、筵間扣所ナリ。夫マテ刀ヲ小姓（公儀ニ非ス）ト者持參シテ參ル。不時登城ハ、側衆マテ伺機嫌、又對面ハ御座ノ間ナリ。春秋一度ツヽ招請ノコトモアリ。

右奥向ノ概旨、知覺ノマヽヲ記載ス。疎漏謬誤ハ勿論ナリ。大方ノ君子請フ一笑センコトヲ。

後閤概旨二

○閨中略說　表奥ノ境スル所ハ則錠口ナリ。奥ノ主務ハ卽錠口ノ役ニシテ、奥ノ番ト對談スルナリ。前記ニ詳ナルヲ以テ不贅。大奥女中ノ大概順ハ、令典調人取調殆成功ニ至レリ、故ニ記セス。

大奥ハ一様ノ名ニシテ、コレヲ區別スレハ二アリ。一ハ手元、二ハ外(卽大奥ノ表)ナリ。老女ハ卽表ノ老中ニシテ、權威頗盛ンナリ。手元ハ中﨟・錠口等ナリ。表ハ客應答・表使等ハ、奥中ノ表役人ナリ。

老女・客應答ハ、諸大夫席ニアタル。中﨟・表使・錠口等ハ、布衣以上ニアタル。右筆・呉服ノ間・廣坐敷次之者ハ、目見以上、卽今ノ判任官ニ似タリ。三ノ間ハ目見以下ナレモ、旗本ノ女ナリ。三ノ間追々昇進シテ、遂ニ老女ニイタルモノ往々有之。末頭・仲居・火ノ番・使番・半下等ハ下等ニシテ、襲婢ナリ。十分昇進シテ末頭・仲居頭等ニ至ル。是ヲ等外ノ第一等といふへし。いかに老體ニナリテモ、三ノ間ニ昇級スルコナク、三ノ間格ニナルヲ最大ゝ榮譽トス、コレ概略ナリ。公方様・大御所様・御臺様・右大將様・御簾中様等被爲在候へハ、御銘々ニ多少ゝ人數ハアレモ、從老女半下迄相揃御附有之候之。

御客應答ハ、公方様・大御所様ニ有之、御女中方ニハ無之、御臺様・大御臺様・御簾中様ニハ老女ノ次、中年寄ヲ被置レ事。

中年寄

中年寄ハ老女ミ補助と相成、或ハ御手元御中﨟等ノ勤惰ヲ檢シ、御手元御用取扱レ事有之。

御本家

公方様御始、御銘々老女始、御半下迄御附有之、外様ヨリ公方様御附ヲさしテ御本家(ホンカ)ト云。本家(ホンケ)ノ意味ナルヘシ。共他松御殿・新御殿なといふて、御名ヲ申上レ事ハ無之レヨシ承及ヘリ。

公方様の御目覺めと御寢

公方様奥御寢ノ節ハ、翌朝御目覺直ニ御表へ被爲成、御手水御盥嗽ハ御小姓役之。御膳同斷、御給仕御小姓・御小納戸ノ内ナルベク、取調アリタシ。御繼上下ナリト。又聞ク處ニ據レハ、御袴被爲召ト云フ。正九ツ時老中退出(用多ノ節ハ遅クナル)ノ儀上申スルヤ、直ニ繼上下ヲ脱シ玉フト云フ。又袴ヲ脱シ玉フトモ云フ。(午前)晝前ナリ。四ツ時、時トシテハ四ツ半時頃大奥へ被爲成、尤小坐敷ナルベシ。

御成と云ふこと

公方様・大御所様、表へ被爲入モ、大奥へモ被爲入コトヲ御成ト云フ。京都大臣ノ出入ヲ御成ト稱ス、コノ眞似ナリト被思候。

御召のこと

公儀御方々様ノ御召ハ、日ニ四度ナリ。朔望節句式日ハ別段ナリ。平常左ノ如シ。

御朝召一度　御成召一度　御晝召(御成御晝御同様カ取調アリタシ)

御夕召　御寢召等ナリ

惣觸

公方様朝四ツ時又四ツ半時頃、大奧ヘ被爲成、表ニテハ左ノミ名稱モナケレ𪜈、コレヲ大奧ニテハ惣觸ト云フ。大奧ヘ御成ノ時限ニ至レハ、從御錠口御次ヘ命シ、老女始表使迄ヘ御成ノ觸ヲ出ス。又御臺様御始ヘモ上申ス。此上申ハ、御次ヨリ御中﨟(御臺所様御附之)迄傳之。從御中﨟上申ノ振合ト存候。御臺様御始御方々様幷老女始御錠口邊迄奉迎、御成御小坐敷ヘ御着座、御臺所御始御對面、老女・御客應答・表使等御目見(尤當番ノ者斗リ之)、御中﨟・御錠口等ハ別段御側奉仕ユヘ、別段ニ御目見ハ無之ヨシ承ルナリ。

聞ク所ニ據レハ、公方様・御臺様御並ヒ御着坐ハ無之、公方様ハ御正面、御臺様ハ少シ御横坐ナリ。姫君御方々様ハ、最御横坐ナリ。

御膳のこと

御午餐ハ大奧ナリ。御臺所様ト御一所カ、御別々カ取調アリタシ。

御膳ノ御配膳ハ、必中﨟(側室ノ第一第二番目)ニテ奉仕シ、側室ニテモ末ノ者ハ御給仕ヲナス。平中﨟モ給仕ヲナス。鉢(食ビツ)ヲ奉仕スルハ、錠口ト存候、尙取調アリタシ。御臺様ノ御配膳ハ、上﨟又ハ年寄ニシテ、給仕ハ中﨟ナリ。鉢ハ中年寄コレヲ奉仕スルト承ルナリ。

手長

次ノ者ハ、小坐敷ノ內ヘ入ルヿヲ許サス。膳部ヲ手長卽運送方ハ、小坐敷外マテナリ。夫ヨリ中﨟受取リテ奉仕スルヨシナリ。

公方樣別段御用無之節ハ、夕刻ハ大奥ナリ。御用有之候節ハ、不依何時表ヘ被爲成ルヨシナリ。

表ヨリ大奥ヘ御成ノ節ハ、御刀持小姓ヨリ奥ノ番コレヲ受取、奥ノ番ヨリ錠口ヘ渡スト云フヿヲキケリ。

伽坊主

又云、伽坊主ト云フアリ。女ニシテ坊主ニナリ、奥表ヘ出入スルモノアリ。

コノ輩小姓ヨリ受取リテ、大奥ヘ坊主刀ヲ持チテ入ルヿモアリシト云フ。

公方樣大奥入御中ハ、小姓錠口外ニ詰居ルヨシモ聞ケリ。コレハ不時ニ表出御ノ豫備ナリトイフ。猶取調アリタシ。

中﨟

大奥人御中、手元奉仕ハ中﨟・伽坊主ナリシト云フ。表ヘ用事アルトキハ、伽坊主使ニ派遣スルヿモアリ。又中﨟ヨリ錠口ヘ達シ、錠口ヨリ奥ノ番ニ達セシヿモアリシト云フ。

中﨟ノ役目ハ、手元奉仕ノモノニシテ、側室卽妾ノ有無ニ拘ハラス、此役ヲ設ケ置カルヽナリ。

側室のこと

側室卽妾ハ、初メヨリコレヲ置クコトナク、大樹公初テ緣組アリ、御臺樣嫡子御簾中樣被爲出來、御臺樣・御簾中樣初テ御懷妊被爲成レ得え、御臺樣・御簾中樣ヨリ御中﨟一人(卽側室妾)被爲進候由。コレヲ初トシテ追々側室ノ增加スルトモ都合次第ナリト云フ。公御臺樣又側室ニテモ、矢張公方樣御居間ヘ御同寢、又泊リ番ヲ勤ムト云フ。公方樣ヨリ御臺樣ノ御坐ノ間ヘ、御寢被爲成候事ハ決テコレナキヨシニ承ルナリ。

但御嫡子御簾中樣右同斷

御召類のこと

公方樣御膳其外召上リ物、其外被進・被下御品物、召上リ物、御慰品御召類一切、都ゟ奥ノ番ヨリ御錠口ヘ差出シ、表ヨリ廻ル。大奥ニテハ公方樣ノ御用分ハ、一切關係無之事ノヨシ。

御召類、御反物ニテ奥ノ番ヨリ錠口ヘ廻シ、錠口ヨリ吳服ノ間ヲ呼テコレヲ命シ、吳服間ニテ裁縫シ、コレヲ錠口ニ調進ス。錠口ヨリ奥ノ番ヘ渡シ、奥ノ番改テ此ヲ保存ス。錠口ヨリ再召服ヲ奥ノ番ヨリ受取リ中﨟ニ渡ス。中﨟コレヲ以テ上ノ御用ニ供スト云フ。

被下物と錠口

公方様御膳ハ表ヨリ廻ル。御膳番ヨリ錠口ヘ相渡スヨシ。猶取調有之度候。

公方様ヨリ被進・被下品ハ、一切表ヨリ廻ルヨシ。大奥ヨリ表向被進・被下又思召被進・被下都テ表ヨリし廻送ニシテ、女中向ノ關係ハ無之候事。

姫君様方幷三卿方ヘ被進・被遣、從公方様御臺様ヘ被進等ハ、表ヨリ錠口受取リ、錠口ヨリ老女即年寄ヘ出シ、年寄ノ取扱ニ相成候事。

思召品と錠口

思召ヲ以御臺様ヘ被進品、又御重(入食物)等被進ハ、錠口ノ取扱ニシテ、錠口ヨリ中年寄ヘ指出候ヨシ承ル。思召ニテ被下品ハ、錠口ノ取扱ニ候事。

思召ノ進賜者ハ、格別ノモノニシテ比類ナシ。此思召品ハ、三卿トイヘ𪜈容易ニ被進ハ無之、先コレヲイワンニ、公方様御子又御兄弟等、三卿ヘ被爲入候御方姫君様方ハ申マテモナシ、公方様御子又御兄弟等、三家ヘ被爲入候御方、公方様御子又御兄弟、大名ヘ御養子被爲入レ御方、タトヒ三卿三家トイヘ𪜈、續合無之御方ハ、表向ノ被遣ハアルトモ、思召ノ被遣ハ無之ヨシ承リ候。

思召品物・又御上リ重・御重被遣ハ、御錠口ヨリ以文、三卿・三家ナレハ、公儀ヨリ供シタル女中(老女)迄被遣ノ儀申遣シ、大名同斷、姫君様ハ老中、又時トシテハ中年寄迄書狀差出候事。表向ニ無之故、老女一切關係無之、錠口ヨリ右筆ヲ呼立、御

品物右筆ヘ相渡、書狀右同斷之事。

但三卿・三家トイヘドモ、錠口ヨリノ書狀、公儀ヨリ御供ノ女中ノ外ハ、家ノ老女ヘハ右等ノ儀無之事。

中﨟

中﨟ノ事ヲ記載センニ、側室卽妾モ、平常ノ側使モ、概シテ中﨟ト云フ。中﨟ハ總稱ノ名ナリ。側室ハ初メニ內透見アリテ、適意スレハ極マル。適セサレハ何邊テモ內透見アリ。極マリタル後、中﨟ノ役ヲ命スルヤ、彌其人體ヲ見定メテ、氣ニ入レハ今晩御泊リ(卽宿直)罷出ル樣ニト被命。コレニテ初テ側室ノ職掌ヲ始ムト云フ。側室ヲ命スルヿハコレナキヨシナリ。

側室卽妾タルヤ、內透見アツテ、中﨟ノ役ヲ命セラルヽ。此女本丸ヘ上リ、中﨟ヲ命セラレテモ、タトヒ氣ニ入リタルトテ、直ニ宿直ヲナスヲ許サス。此役ヲ命セラレシ後、一度經行卽月經アレハ、宿直ヲ命セラル。三月四月テモ月經ナケレハ宿直ヲ許サス。本丸ヘ上リ、以前不都合ノ事アリテハ不宜トノ事。是ハ余カ名ハ記サヾレドモ、タシカニコレヲ聞ケリ。

伽坊主

伽坊主ハ、公方樣・大御所樣ニアリ、御臺樣ニハコレナシト云フ。全ク表奧ノ用達ニシテ、表ヘモ出テ奧ヘモ入リ、御臺樣御側ヘモ出テヽ、御手元ハ不申及、御使

又御用ヲ辨スルナリ。三卿又姫君様著寒被進物等持參御使ニ參ル。尤平生羽織袴着用ナリ。

此外ニ大切ノ用ヲ勤ムルト云ハ、御臺様又側室甲乙丙丁戊己トアリ。今晩ハ御臺様御泊リ被爲入候様ニト、伽坊主ヘ被命、御臺様ヘ御使ニ夕刻罷出ルト云フ。夫ニテ極リ、御臺様御泊リニ被爲入トノヿ。或ハ今晩ハ丙泊リ被成様ニト、以伽坊主使ニ丙ヘ被遣、丙モシ故障アレハ御斷リヲ坊主ヲ以テ上申、ソンナラ乙ト被命、決テ順番ノ泊リニハアラス。上ノ所好ノ側室ヲ以伽坊主ノ使申付ラルヽヨシ。伽坊主第一ノ職掌ナリト云フヨシヲ聞ケリ。

錠口の詰所

錠口ノ詰所ハ、鹿ノ杉戸内ニシテ、小坐敷ノ近傍ナリ。此詰所ハ錠口及錠口介ノ詰所ナリ。中﨟モコヽニ到リテ、喫烟茶ヲ喫スト云フ。食事モ中﨟・錠口一所ニ喫スルヨシ。錠口介・伽坊主モ同所ニテ喫食セリ。中﨟・錠口ノ給仕ハ、伽坊主・錠口介等相助ケテ給仕スルヨシ。最次ノ者ハ用事アレハ、錠口ヘハ偶參ルヨシ。三ノ間ハ目見以下ユヘ、錠口ヘ入ルヿ許サスト云フ。

伺ヒ所

膳ハ皆銘々ノ部屋ヨリ廻ル。尤部屋ト奥ノ境ニ伺ヒ所ト云所アリ。ソコニ膳棚アリ。部屋々々ノ下女、主人ノ(當直)膳部ヲ膳棚ニ載ス。三ノ間カ半下

老女＝上﨟小上﨟年寄のこと

カ其膳部ヲ奥ヘ持込ミ、夫ヨリ又次カ上役ノ者、各詰所迄運送ス。又下ケルモ同様ナリ。錠口・中﨟ニ限ラス、老女始メ都テ同様ナルベシ。

中﨟ハ、上ノ御餘多ヲ頂戴スルカ、篤ト取調アリタシ。錠口同斷。

中﨟・錠口朝番アリ、出番アリ（晝番）宵番アリ、（午後七ツ時頃）宵番卽朝番ヲ勤ムト云フ。

老女ニ三種アリ。上﨟・小上﨟・年寄ナリ。表ニテイヘハ、老中ノ場ナリ。上﨟・小上﨟ハ、京都公家衆ノ家族（姫或兄弟皆女ナリ）ヨリ出ルヲ例トス。上﨟ハ京都公家衆ノ苗字ヲ用ユ。姉小路・梅溪ノ類ノ如シ。小上﨟ハ、於ノ字名ヲ用ユ。お伊よ様ト云フカ如シ。公方様・大御所様・大御臺様・御臺様・御簾中様皆上﨟アリ、小上﨟アリテ、上﨟ノ員數ハ取調有之度し。小上﨟右同斷。

年寄卽老女、多クハ客應答ヨリ此役ニナル。上﨟・小上﨟ハ、老女ノ頭席ニシテ別段用事ナシ。老女ハ大奥女中ノ第一ノ役ナルヲ以テ、大奥ニテハ權威頗盛ンナリト云。老女ハ千鳥ノ間ト云所詰所ニシテ、老女泊番・明番・當番アリ。當番ハ朝四ツ時ヨリ出ル、朝番ハ朝ノ內詰ル、當番ト交代ス。宵番ハ夕七ツ時ヨリ出ルヲ規則トス。老女ニモ表ノ老中ノ如ク月番アリ、此月番ニアタルモノハ千鳥之間ヨリ外ヘ出ルヿナク、宵番・明番・當直ナク、毎日朝四ツ時ニ出勤、夕七

ツ時ニ退出スルヿ例トス。老女詰所ニテ朝飯・午飯・晩飯等ノ節ハ、次ノ者給仕スルヨシ。尙又取調有之度候。

老女ノ職掌ハ、惣女中ノ取締役ナリ。公方樣へ御三家・御三卿幷姬君樣方諸家獻上物(內獻上)御機嫌伺等之節ハ、御前へ罷出言上ノ由ニ承及候。其他朝御目見(四ツ時四ツ半時頃)幷御用有之候節御前へ罷出ル。其他御前へ出ルヿナシ。月番老女ハ千鳥間ニ居テ御用取扱ヲナス。御用取扱トハ、表使幷御右筆ヲ呼出シテ御用申付ルヨシ。或ハ從公方樣、御三卿方幷姬君樣方へ被進物(表向分)等ハ、右筆ヲ呼寄、文等申付ルナリ。其他御三卿方諸家ヨリ伺等ノ指圖ヲナス。コレハ表使ヨリ老女へ伺、老女指圖、附札右筆ニ命シ、附札出來ノ上表使へ下付スト云フ。御客應答以下表使以上ノ役替ハ、老女ヨリ御人拂御用ニテ、思召相伺候ヨシニ承及フナリ。

月番老女御用扱ヒスレ𪜈、權外ノ御用ハ不取扱ナリ。コレハ姬君樣方ニハ御掛リノ老女アリ。タトヘハ、松榮院ノ掛リハ、老女ノ內飛鳥井。峯壽院樣ノ御掛リハ梅田ト云フ類ナリ。此御用ハ掛リノ老女ノ關係ニシテ、月番ハコレニ關セサルナリ。三卿ノ掛リ老女ハナケレ𪜈、從公儀、三卿・三家へ被爲入候御方

ハ、掛リ老女アルヨシヲ承及ヘリ。
老女ノ右筆、表使ヲ使用スルヤ、老中ノ右筆組頭右筆ヲ使用スルカ如シ。
年始歳暮三卿姫君樣方ヘ上使ニ參ル、著寒ハ伽坊主ナリ。 三家上使アルヤ取調有之度し。

立文（奉書二枚重ネ）　横文（奉書二枚疊）

老女の文

老女ヨリノ文、三卿三家姫君樣方ハ三卿三家姫君樣方老女名宛。
姫君樣方、三卿三家方大奧向ノ伺ハ老女宛ニテ、姫君樣方三卿三家ノ老女名前ナリ。 時トシテハ該各家ノ老女宛ニテ、表使ヘ伺書差出スヿモアリ。
諸大名御由緒ノ者、越前・津山其他姫君樣方ノ家大名ハ、大名ノ老女ヨリ老女宛ノ文、老女ヨリ大名老女宛ノ文等ハ決テ無之。

立文と横文

立文無之、横文（奉書二枚重ネ）ノ上ヲ折掛ケ紙（奉書）其上ヘ老女宛、大名ノ名ニテ、御機嫌伺内獻上等有之、タトヘハ

老女名宛
まつ平
越前守

大名妻女〈除姫君様方大名ヨリ嫁シタ妻〉モ、夫ノ公儀勤有之所ハ、夫同様老女宛ナリ。タトヘハ

老女名宛
まつ平越前守
内

老女ヨリモ夫妻ノ名宛ニテ返書有之

まつ平
越前守様
老女名宛

まり平越前守様
御奥様
老女宛

右之通ナリ。

諸大名公儀勤伺書等ハ、諸大名ノ老女ヨリ表使名宛ニテ差出ス。返書同断。

御三卿・御三家・姫君様方ノ外ハ、該家老女名前ニテ老女宛テノ文トナシ、従公儀、

御養子被為入レハ御男子方ニテモ、矢張諸大名ト同様ナリ。

但公儀ヨリ被為入レハ御男子方ノ老女ヨリ御錠口宛テノ文、時トシテハ老女

宛ノ文モアルベシ。コレハ全ク内分ノコニシテ、表向勤向ニハ不關ナリ。

御臺様ヨリ大御所様・大御臺様・公方様御附上﨟及老女ハ、飛鳥井さんト云フ如ク、御平常さん附ナリ。御自分御附ハ呼放シナリ。大御臺様ヨリ御目上ノ御方、公方様御附ノ分上﨟老女ハさん附之。姫君様方ハモトヨリサン附ナリ。

姫君様方ハ、大概御客應答・御中﨟邊モさん附ト承リ及候。

老女役被仰付ハ、老中御廣敷へ廻リ申渡ス間所、取調有之度候。

老女の外出

老女芝上野御代拜アリ。平素ノ行列ハシラサレモ、年始其外廉立候ヲ行列ト云フ。網代輿朱兩挾箱幷部屋ノ者ヘ「カンバン」ヲ衣セ、（何人カ取調有之度候）カンバン大模様（尚文取調有之度候）ヲ以供爲致候事。添番兩人附添ノヨウ被存、尚取調有之度候。

カンバン

平常御用ニテ他出、添番必隨行ス。使番一人カ二人カ（取調有之度候）付添候。表使付添候事モコレアルヨウ覺候。

老女詰所千鳥ノ間小間遣ハ、御三ノ間ナリ。食事給仕同斷。部屋用取次同斷ノヨシナリ。

客應答以下表使迄ノ役替ハ、老女ヨリ相伺、留守居ノ間ニテ、役替申渡スヨシ之。

御送・迎輿

姫君様方御登城ノ日ハ、御登城前ニ老女爲御迎罷出。コレヲ御迎輿ト云フ。

御登城御行列ニ隨行スルヨシ。御歸ノ時モ、老女爲御送御供ス。コレヲ御送輿ト云フ。

但、三家三卿簾中登城老女送迎輿コレナシ。

又考フレハ、御送迎老女御行列隨行コレナシ。御登城御出門前ニ、老女參上、御口上申上、直ニ歸ル。御跡ヨリ御登城相成ル。御歸リ後御送リ罷出歸ル。

三卿姫君樣方老女御使、三家諸大名女使等登城、年始五節句等御祝儀口上、老女謁シ候ヨシナリ。

右老女ノ職務概旨如右

客應答ハ、老女ノ次役ニシテ、俗ニ云フ隱居役ナリ。先此役ニナレハ、中﨟(妾ニ無之並中﨟)ノ數年勤ムル者、或ハ表使・錠口ノ年數多キモノ補セラルヽナリ。權威最コレナク、月番モ泊番モコレナシ（當直ハ有否取調アリ度）日々朝惣觸（四ツ時四ツ半時）御成ニ罷出、御目見申上、夫レヨリ詰所ニ詰居ル。夕刻隨意部屋へ歸ルヨシ。職務ハ三卿姫君樣方女使ヲ接待シ、右女使御目見等ノ指引ヲナシ、又御膳部被下等ノ節陪食等ヲナシ、三家諸大名ノ女使ヲモ接待シ、御目見老女謁等ノ節指引ヲ

ナシ、又食物或ハ御料理被下等ノ節陪食ヲナシテ接待スルナリ。此役人、詰所ニテ食事ヲスルトキハ、廣坐敷ノ者給仕ヲナスト云フ。詰所何レニアルヤ取調有之度し。平常茶并小間遣誰レナルヤ、取調有之度し。先表向ノ役人ノ部分ナリ。

中﨟ハ、側室・側使ヲ不論、總稱ノ名ナリ。手元用ノミニシテ、奥中ノ表向ニハ不關。朝番・泊リ番・宵番アリ。中﨟中側室ノ方ハ、御配膳ヲナス。側使ハコレニ關セス、給仕スルマテトス。御錠口即御鈴口、錠口詰所ト同様ナリ。錠口伽坊主給仕ヲナスヨシ。火ヲオコシ、茶等ノ小間使ハ、次ノ者ナルヘシ。膳ノ運送ハ、向所ヨリ三ノ間次迄持參、夫ヨリ次ノ者錠口マテ持參ノヨシ。三ノ間ハ目見以下ユヘ錠口ヘ參入スルヲ許サヾルナリ。

客應答・中﨟ハ、若他ヘ出ルトキハ(芝・上野參詣ノ類)必朱網代輿ヲ用ユルナリ。

但姫君樣老女、三卿三家ノ老女ハ、朱網代輿免許ナリ。

中﨟ヨリ(平)客應答ニ補セラルレハ、三字名ヲ用ユ。福(?)田・志賀山ニ於ケル如シ。

中﨟中ハ必おノ字名ヲ用ユ。お八重・おさとニ於ケルカ如シ。

中﨟・客應答格以上ハ、冬掛夏付帶ヲ用ユルカ、側室平中﨟、年始五節句式日ノ外

ハ、帶付ト存ルナリ。尚取調有之度し。尤中﨟ハ、常ニ花かうかいヲ用ユルナリ。四十以上ハ、かうかいノミ用ユルナルヘシ。

公方樣ノ御坐所ハ、御小坐敷ナリ。御臺樣ハ新御殿ニ被爲入ナリ。老女・御客應答・御錠口・表使・御廣坐敷・御右筆・御次、其他御末迄銘々御別ナリ。御臺樣ニハ、御客應答ハ無之、中年寄・御中﨟其下ニ御小姓アリ。末ニ記ス。

御前詰

公方樣御中﨟ノ次ニ、御前詰アリ。御錠口介ト同樣ニシテ本宮ハ御次ナリ。夫ヨリ被選テ御前詰トナル。大概勤向ハ御中﨟ト同樣ニシテ、於御側御中﨟ノ下働ヲナス。御上ヘ御直話申上、御受取御渡等ハ直接ノ御用ハ御中﨟ニテ相勤ムルモノトス。御前詰ニテハ、コレ等ノ事ニハ不關ナリ。

錠口介

錠口介モ場所ハ替レトモ、錠口ノ下働キナリ。年始・五節句等、御對面所御目見等ハ次ノ部分ニ入ルナリ。

錠口格

錠口格ハ、錠口ニナリ、御前詰ヨリ中﨟ニナルコト多シ。朱網代輿ヲ用ヒス、靑漆ノ輿ヲ用ユルナリ。

御小姓

御臺樣御前詰、右ニ准ス。御小姓ハ御中﨟ノ次ニシテ、先小供(七八歲ヨリ十五六位迄)ナリ、御小間使ナリ、式日(年始五節句等)ハ「ワラハ」ヲ用ユ。平常ハ島田髷ナリ。殊ニヨレハ十八才位以上ニテモ、御小姓ヲ勤ムルアリ。コレハ御中﨟同樣ノ衣裳幷髮ナ

リ。

中年寄

中年寄ハ、御臺樣幷姬君樣方ニモアリ、老女ノ次役ニシテ、僅々ノ權威アリ。公方樣ニハコレナシ。席ハ客應答ノ次ナリ。

御臺樣老女

御臺樣上臈・小上臈・老女ハ、公方樣御同樣ナレ𪜈、權力ハ頗減少セリ。御臺樣御側廻リ中年寄以下御半下迄（尤御臺樣御附斗リ）ヲ管掌ス。公方樣老女同樣ナリ。每朝惣觸御目見ニモ罷出、御臺樣御參詣、吹上・濱殿被爲成必隨行セリ。朝晝晩御配膳、又不時御菓子召上リ物ノ節ハ、必御配膳申上、上臈・小上臈・老女ノ職掌ニシテ、中年寄コレニ關スル能ハス。

公方樣御一所御膳ノ時モ同樣御配膳ニ出ルヲ例トス。其他御名代・御代拜・公方樣ノ如シ。姬君樣方被進表向ノ廉ハ、公方樣御同樣老女取扱、御右筆文ナリ。

御臺樣御召幷御道具類、中年寄ノ管掌ナレ𪜈、新規出來修繕一々老女（上臈ヲ除ク）ヘ相伺、老女相談ノ上ニテ夫々處分致候事ノヨシ。御臺樣御小坐敷ヘ被爲入レハ節ハ、御中臈・中年寄御供申上、乍併御用ニヨリ候テ、老女出候事モ、コレアルヘク、先右等ノコトハナキヨシ。御臺樣老女申渡ハ、矢張老中ナリ。中年寄以下御臺樣御附被仰付ハ、御臺樣老女ノ權內ナレ𪜈、役替一々御臺樣ヘ相伺ハ勿論ナ

レモ、一々公方様老女へ相談ナクシテ、申渡スヿ不相成ヨシ。尤公方様老女御内々伺ヲ經候テ、老女ヨリ御臺様老女へ申聞、其上ニテ御臺様老女申渡スヨシ。御臺様へ三家・三卿・姫君様へ被進、幷女使取扱、且諸大名ヨリ之女使取扱御返答等、都テ公方様老女同様ナリ。別ニ記スルナシ。朱網代輿右同斷。三卿・三家・姫君様方へ御祝儀差上物、老女被仰付候ニ付、目錄差上物等ハ、公方様老女同様、向フ老女宛ノ文ナリ。諸大名右同様之節、是又本家老女同様、大名宛ニテ付合候事。

御臺様老女詰所、幷小間使給仕等取調有之度候。老女月番（取調有之度候）朝番・當番・宵番有之。

中年寄ハ、中臈ノ上役ニシテ、老女ノ次ナリ。朝番・當番・宵番アリ。平常御側ニ居テ、中臈ト一所ニ御用ヲ勤ムルナリ。前記ノ通リ御召類新規ハ出來、御道具類新規及修繕等ハ、一々檢査シテ老女ニ相談シ、而シテ表使ニ命スルモノトス。朝晝晩ノ御膳ノ節、御鉢（食鉢）役ヲナス。中臈コレニ關スル克ハス。御坐敷へ被爲入候節モ、中年寄・中臈必御供ヲナス。乍倂御小坐敷ニ被爲入候内ハ、中年寄・中臈・小姓ハ廊下ニ御供待チイタシ、御小坐敷へ入リ候事コレナキヨシ。乍

併被爲召候節ハ、非此限ナリ。御臺樣ヘ申上度節ハ、御本家以中﨟言上スルヨシ。公方樣ヨリ御臺樣被爲召ル節ハ、例ノ伽坊主又以中﨟御使、中年寄又中﨟新御殿ヘ相達スルヨシ。公方樣老女ト違ヒ、御臺樣老女ハ、時々御側ヘ出ルコアリ。公方樣新御殿ヘ被爲成ル節ハ、伽坊主・中﨟被召連、新御殿御成中ハ、中年寄新御殿中﨟ハ御側ヘ出ツ。御本家ノ中﨟伽坊主ト共ニ御用ヲ勤ムト云フ。公方樣ト御一所御膳ノ節モ、中年寄鉢ノ役ナリト云フ。此中年寄ノ役ハ、御膳番モ關係シ、毎日ノ御膳御獻立等モ、御仲居ヨリ中年寄迄伺ヒ、中年寄ノ指圖トス。明日ノ御三度ノ御膳ノ獻立ヲ、今日取極ムルヨシナリ。日々御膳前ニ御風味即毒味ヲナス役ナリ。夫々日々中年寄バカリハ、部屋ヨリ辨當ナク御餘多ヲ頂戴スルヲ例トス。御年寄・御中﨟日々御餘多頂戴アルカ、取調有之度候。

御毒味の役

御中﨟以下役替、老女ヨリ内談アルヨシ。從御臺樣御内々ノ思召ニテ、御上リ重（御菓子煮メ類）等被進ハ、内々老女ヘ相談ノ程ハ難斗ケレ𪜈、思召品姬君樣方ヘ被進ハ、中年寄文テ姬君樣方中年寄迄ヘ相廻ル。又姬君樣方ノ中年寄ヨリ、中年寄迄御禮文出ルナリ。

姬君樣方御登城、於新御殿御吸物御酒肴被進、且御側被下御菓子類、又以前ヨリ

相勤下リ候女中、伺御機嫌罷出、幷比丘尼・隱居等參上、獻上物ゝ御答禮被下、御吸物御酒肴被下等、姫君樣方御登城思召被進等ハ、万端老女相談ノ上ニ候得共、中年寄ノ職掌ナリ。中﨟ハ帶付ノヿコレナシ。老女・客應答ノ通リナリ。矢張朱網代駕ナリ。御寢ノ節ハ（御小座敷ヲ除キ）新御殿ニテハ老女・中年寄御側ニ侍寢セリト云フ。

新御殿中﨟

新御殿中﨟ハ、御本家中﨟ト同樣ナレ𪜈、スベテ御側廻ノ御用相勤、御召類御道具（御手元）御預リ申上ル。最公方樣御中﨟モ同樣ナレ𪜈、御召差上ケ、御湯、朝御手水、御膳御仕舞等、御中﨟ノ役ナリ。御膳御配膳ハ御年寄、鉢役ハ中年寄ナリ。御通ヒハ中﨟ナリ。御召類新規出來損所ノ儀ハ、一々從中﨟、中年寄迄相達スルナリ。御櫛上、浴湯中﨟ノ取扱ナリ。御小座敷ヘ被爲入候節、御對面所被爲入、又吹上・濱殿等被爲入、老女・中年寄御隨行申上ル通リ、中﨟モ必隨行スルヲ例トス。代リ〳〵詰所ニ參リ、茶烟等或ハ休息ス。老女・中年寄・中﨟、本家同樣於御前喫烟ヿハコレナシ。於御側老女・中年寄御酒肴、又御膳等頂戴ノ節ハ必中﨟ノ通ヒナリ。中﨟ハ互ニ通ヒ合ヒ、於御前被下ナリ。其他御本家御年寄・客應答・中﨟等、於新御殿酒肴膳被下候節、中﨟通ヒナリ。本家ニテ御小座敷ニテ、

「ヲタノ」と云ふこと

老女・客應答・中﨟酒肴飯被下等ノ折ハ、中﨟・伽坊主ノ給仕ナリ。乍併、先中﨟ノ內並ヽ者多ク給仕ヲナセリ。誰ニモアレ、於御側被下ヽ節ハ、中﨟ノ給仕ノ役ナリ。中﨟ハ側向ノ働キノミニシテ、次ノ間ヨリハ次ノ者ノ取扱ナリ。次ノ者ハ目見以上ナレ𪜈、先御側へ出ルコハコレナシ。他出朱網代駕ヲ用ユ。夫ユへ御前ニ伺候ノ中年寄・中﨟ヲ呼下ケントスル時ハ、次ノ間ヨリ次ノ者大聲ニテ「ヲタノ」ト云フ、此聲ニテ中﨟次ノ間へ參リ用事ヲ聞ク。「ヲタノ」トハ御賴ミ申マスノ略言ナルヨシナリ。

錠口役

錠口役ハ、前記ノ通リ三字名ニシテ、助ハヲノ字名ナリ。奥ノ番ト對談スル職掌ナリ。渾テ奥表ノ掛合、用向ヲ辨スル役ナリ。コレハ公方様ニ限リ大御所様同斷候。御臺様ニハコレナシ。御膳被進御品、一切公方様ニ關シ候分ハ、表ヨリ相廻ルヲ錠口受取、夫々へ處分ス。御召類モ表ヨリ廻リ候得者、夫ヲ吳服ノ間ニ渡シ、裁縫落成ノ上、又奥へ置レ𪜈有之、表へ出スモアリ。思召ニテ御臺様へ被進、御上リ重、其外御品類、表ヨリ廻リ候ト、夫ヲ錠口ニテ取扱、御臺様へ老女ノ手ニ不掛差上、姬君様被進モ右同斷。

老女御側御用取次（大奥ニテハ御用掛リト云）等面會、殊ニヨリ老若等ノ內對談

等有之ル節モ、表ハ奥ノ番、奥ハ錠口ノ者、對談中老女（少シ隔リテ）ノ近傍ニ居リ取締ヲナスナリ。

「御〆リ」

奥御錠口ノ毎日杉戸ヲ開クハ、朝六ツ時、御夜詰ニテ閉ツル。奥ノ方ヨリモ、表ノ方ヨリモ、錠ヲ以テス。

表御休息等奥〆リニナル事アリ。コレヲ御〆リト云フ。御臺様被爲入、又姫君様方御登城等ノ節ハ、奥〆リニナルヿアリ。其節ハ小姓・小納戸等一人モ不殘相拂ヒ、奥ノ番ヨリ錠口ト立合、奥ノ番ヨリ錠口ヘ相渡シ、錠口受取ノ上ニテ、年寄即老女始奥ヨリ表ヘ參ル。夫ヨリ出御御臺様モ被爲入、御用濟、又錠口ニテ女中一人モ無之様イタシ、其上ニテ錠口ヨリ奥ノ番ヘ引渡ス。吹上・濱御殿モ同斷。尤御臺様様奥女中等、吹上・濱殿ヘ被爲入時斗リナリ。

本家ニテ中﨟・錠口、御臺様中年寄・中﨟・小姓ハ手元ノ役ナリ。錠口モ多分朱網代駕ナルベシ。（錠口帶付曾テナシ。）

表使

表使ハ、大奥中ノ表役人ナリ。權威頗ル盛大ナリ。モトヨリ三字名ナリ。老女同様月番アリテ、月番中ハ朝番・當番・泊リ番ハ不致。此外ノ表使ハ朝番・泊リ番・當番等有之、給仕・小間遣等アリ。給仕ハ三ノ間、小間遣ハ女子供ナルヘシ。

惣大奥中内外ヲ管務ス。於表テ先大目付・目付ノ類ナルベシ。表使中ニハ、姫君様方、幷公儀ヨリ被爲入レ御男子方ノ掛リモアリ。此用事ハ、月番ニ關セザルナリ。

上・下の錠口

表使ハ、老女ニ繼キタル權力ノアル役ナリ。手元用ハ、錠口ノ役ナレ𪜈、表錠口御下ノ錠口、大奥ニハ錠口二ツアリ。錠口役ノ管スル方ヲ上ノ錠口ト云ヒ、表廣敷方ノ錠口ヲ下ノ錠口ト云フ。コレハ表使ノ管掌ナリ。錠口ノ役ハ、下ノ錠口ニ到ルヿナク、表使ハ上ノ錠口ニテ對談スルヿ曾テコレナキナリ。表使ノ對談ハ、先留守居・廣敷用人等ナリ。奥向御用品買上等ハ、一切表使ノ手ニカカレリ。修繕・疊替・其他諸事該役ノ關係スル所トス。

表使の職掌

三家・三卿・姫君様・諸大名方公儀勤向ハ、皆表使迄伺ヒニ相成ル。表使、月番ノ老女ヘ伺、附札ニテ指圖ヲナス、皆役ノ取扱ナリ。其他三家・三卿・姫君様・諸大名女使ノ取扱老女謁シ、酒肴被下、膳部被下等皆表使ノ職掌テ取扱フヿナリ。御手元御道具、其他日用紙筆墨ヲ始、諸品御買上、修繕品一切、中年寄ヨリ表使ヘ申出、表使ニテ檢査ノ上、夫々ヘ申付御買上等相成。御膳所御臺子其他・老女始役々火鉢・茶碗其他雜具ニ至ルマテ、表使ノ取扱ナリ。元女中相勤メ候隱居、其

他上リ人ヘ御料理被下等、一々表使ノ取扱ナリ。
公方様表使ハ、公方様御用斗リ取扱、御臺様ハ御臺様御用ノミヲ取扱フナリ。
御三家・御三卿・姫君様方・諸大名ヨリ公儀勤向伺ノ儀ハ、公方様表使月番ノ取扱ニシテ、御臺様表使ハコレニ關係セサルナリ。
表使ハ、惣觸ノ節御目見罷出、年始五節句式日等ノ御對面御目見モアリ。
表使ハ都テ御次以下半下迄ヲ總掌ス。右筆御次以下ノ選擧ハ、表使ナルヘシ。乍併右筆・呉服ノ間ノ選擧ハ、同局ヨリ申立ルナルヘシ。最表使ノ支配下ト可稱モノハ、廣坐敷・切手・使番・半下等ナリ。
右筆・呉服間・廣坐敷次等ハ目見以上ナリ。 役替ノ時ハ、老女申渡歟、表使申渡歟、取調有之度候。
老女代拜等ニ芝・上野等ヘ罷出候節ハ、必表使隨行ノ事。使番差添
表使ハ矢張朱網代輿ナリ。

御醫者診察のこと

公方様御臺様御不例之節、御醫者御診察申上候節ハ(於大奥)、御廣敷ヨリ廻候折ハ、御廣敷口ヨリ表使醫者ニ付添、御次ノ間迄罷出相扣、御前ヘハ不出、御前向ハ中年寄ノ取扱ナリ。 公方様ニテハ錠口ナルヘシ。 診察相濟、於次醫者ヨリ年

寄・中年寄容體相伺退去候事。公方樣御分ハ、不相分取調有之度候。

御藥調合

御藥御調合ハ、御間所取調有之度候兼テ御用意ノ御藥箱指出、年寄卽老女・中年寄・表使立合ト存候。

公方樣御振合取調有之度候。

表使ハ、內外御用向ノ集合スル處ナリ。姬君樣方御用ノ節ハ、殊ニヨリ御守殿御住居ヘ參上ノヿモアリ。三家・三卿招請ノ外ハ、參上スルヿ無之。

以上三字名ノ分也、所謂布衣以上ナリ。

老女格其他

女中ノ內老女格・客應答格・表使格・錠口格トイフアリ。コレハ布衣以下ニシテ、布衣ノ取扱ナリ。タトヘハ、客應答ノ者數年之功勞ナト有之候得ハ、老女格被命ヿアリ。合力金扶持其他月々ノ賜物ハ、本職ノモノニシテ、只格ニナルマテナリ。此者老女ニナルトキハ、其本職ノ給ヲ賜フナリ。

中﨟卽側室ナルモノ、嫡子生母ナトハ、老女上席被命コトアリ。

今般大概順女中ノ部ヲコレニ照準シテ見レハ、必了解スルナルベシ。

右筆

右筆組頭・右筆ハ頗多端ノ場所ナリ。組頭ハ錠口ノ次ト存候。老中ノ奥右筆同樣ノ仕事ナリ。コレヲイハンニ、渾テ巨細ニ記載スル所ニシテ、一切此手ニ

闕セスト云フナシ。

公方様・御臺様御右筆一所ノ詰所歟、又別ノ詰所歟、尚又取調有之度レ。公方様ヨリ表向姫君様方・三家・三卿等ヘ被進・被遣、又公儀老女始被下目錄等、一切右筆ニテコレヲ調進ス。右被進・被遣ハ、月番老女ヨリ右筆ヲ呼ヒ申付ルナリ。老女ヨリ右筆所ヘ參ルフ曾テ無之。三家・三卿・姫君様方幷諸大名ヨリ内獻又獻上物等ハ、一々右筆ニテコレヲ査檢シ、老女ヘ差出ス、ソレヲ老女ヨリ御前ヘ持出披露ス。

公方様思召ニテ御上リ重御品物、御錠口取扱、御錠口文、又御臺様同斷、中年寄取扱。中年寄文ニテ、姫君様ヘ被進ニテモ、錠口・中年寄ヨリ差出スフ無之、直ニ右筆ヲ錠口ヘ呼、其趣申聞、以次御品物ヲ右筆所ニ送リ、右筆檢査ノ上尚又狀箱ヘ入レ、又上箱ヘ入レ、番部屋ヘ指出ス。夫レヨリ先方ヘ御使出ルナリ。中年寄准右。

所々祈願所又神社ヨリ差出ス札守・卷數等、右筆所ニテ受取、夫々ヘ呈上ス。老女ヨリ三家・三卿・姫君様方老女名宛、立文・横文・差書又答書、諸大名夫婦宛横文等、一切右筆ニテ認レ。三家・三卿・姫君様方諸大名ヨリ勤向伺モ、右筆ニテ取調、

老女ヘ相伺、指圖附札一切右筆取扱、表使ヨリ諸大名、姫君樣方、三卿・三家老女往答右筆ノ取扱ニ候事。

老女・客應答・表使（中年寄ハ無之）自分用・即半公事、役替又先方祝儀、音信・贈答往復文、是亦右筆取扱候事。

（呉服間のこと）

三家・三卿御機嫌伺、又三家・三卿・諸大名機嫌伺、且獻上物或女使ヲ以テ御機嫌伺、御祝儀等日々右筆ニテ取調ヘ候テ、コレヲ大奉書半切ニ相認、老女ヘ差出ス、老女受取供上覧候由。公儀右筆ニ限リ、立文・横文必机上ニ置キ認メ候事無之、或ハ膝ノ上ヘ紙ヲ置キ記シ、又ハ手ニ持チテコレヲ記シ、紙ヲ机ノ縁ヘ立掛ケ記ス。机上ハ伺物其他書付類ヲ置クマテナリ。姫君樣右筆右同斷。其他ハ机上ニテ記スルヨシ。コレヲ右筆所即右筆間ノ名譽トナス。

右筆ノ取扱此外多々アルヘシ。先概旨ヲ記スルノミ。

呉服間ニモ頭アリ、其次ヲ呉服間ト云。公方樣御召類ハ、錠口ヨリ品物下ルト直ニ裁縫シ、落成ノ上錠口ヘ納ム。御臺樣御分ハ、中年寄ヨリ下ル、裁縫ノ上、上納スルマテナリ。最公方樣御官服・御裝束・御上下等ノ類、御臺樣御袴・御付帶等ノ類ハ、夫々御用達江被仰付ルヽヨシ。コタツブトン・ヤツブキ等ノ事ハ、呉服

間ノ手取モノニシテ、功者又其道ヲシルニ非レハ、コレヲ裁縫スルヿアタハス、ユヘニ、ヤツブキヲ裁縫スル者ハ、呉服間中ニテモ一二人ノヨシヲ承リ及ヘリ。却說、老女、右筆間ニ常ニ不到、シカレモ正月年始ニ右筆間ニテ書初式アリ。此時ハ老女・表使等招請ニヨリ參リ、酒肴歡樂ヲ盡スト云フ。其他ノ役人參ルヤ否取調有之度物ニ候。

右筆・呉服ノ間ハ日勤ニシテ、當番・宵番・明ケ番ハ無之ト存候。食事・茶烟給仕ハ、多分三ノ間ニテハ無之、子供ト存候。（子供トハ、雇入ニシテ島田髷ナリ、又大人モアリ。僅ノ給ニテ雇入ナリ。）年始・五節句・式日等ハ、掛及付帶ヲ用ユ。平常ハ帶付ナリ。

廣坐敷

廣坐敷、目見以上ナリ。表使ノ支配ニシテ、表使ト一所ノ詰所カ、又別ニ詰所ヲ設ケ有之哉、取調有之度候。聞ク處ニ據レハ、表使ノ下働キヲナスト。又三卿・諸大名女使登城ノ節ハ、所謂馳走役即接伴掛ニシテ、賜物又食物被下、膳部被下等ハ、一々給仕其他萬端世話ヲナスト云フ。外ニ廣坐敷ノ職務有之候哉、取調有之度候。最平常帶付ナリト云フ。

切手役と切手

却說右筆頭・呉服間頭ハ、平常錠口ノ通リノ衣體ナリト云フ。切手役、目見以上ト存候。以下カ取調有之度候。先切手ノ譯ヲ云ハンニ、所謂現今ノ鑑札ナリ。

七ツ口

次ノ者

大奥女中幷又者（女中ノ下婢）ニ至ルマテモ、切手ナケレハ門ヲ出入スルヲ禁ス。表役人切手番頭アリ。本日女中誰某他出ノ時ハ、切手役ヨリ切手當人ノ名ヲ書シ、捺印シテ廣敷用人迄差出スヨシ。夫ヨリ切手番頭ヘ相屆、出入ス。委細ノ事ハ承知不致、尙又取調有之度候。

切手ノ書式

割印

何々用

女壹人

月　日

何ゝ何殿

又部屋ノ者出入、親類縁者、其他元相勤候女中ニテモ切手ノ屆無之時ハ、出入ヲ禁スト。前記書式ノ通リ切手役ヨリ差出、何レノ役歟（廣敷カ又切手番頭歟。）割印ヲナシテ切手役ニ返ス、切手役人ヨリ請求セシ切手本人ニ渡シ、夫ヲ七ツ口ニ狀箱ニ入レテ置クト、出入スル自由ナリト云。尙取調有之度候。最帶付ナリ。

右筆・呉服ノ間・廣坐敷・次等ハ、青漆ノ駕ヲ用ユルナリ。次ノ者ハ目見以上ナリ。表ニテイヘハ、小納戸ノコトキモノナリ。一切ノ使用ニ充テラル。最朝番・宵番・當番アリ。御前邊ヘハ不罷出ルナリ。從御膳所御次間迄御手長ヲナシ、或

ハ御道具持運、獻上物ヲ運ヒ、御小坐敷、新御殿ノ向ハ、中﨟ノ掃除スル役ナリ。御對面所其他御間所々ニ御掃除、上ヨリ被爲召人アレハ、中﨟ヨリノ命ヲ受ケテ奔走シ、或於御前酒肴被下等、一々持運ヒ其他雜事ニ關係スル。巨細ノ儀ハ不知、尙取調有之度候。尤年始五節句於對面所御目見アルヨシヲ聞ケリ。

公方樣・御臺樣通御ノ節ハ、御時宜イタシ居候テ不苦哉ニ承候。

平常御前ヘ不罷出、姬君樣方御登城、又ハ出火御立退、御逗留中、御次ハ御側ヘ被爲召候而御話有之候事。

御次ヨリ中﨟ニモ出テ、錠口介又右筆・吳服ノ間・廣坐敷・切手等ヘ選擧候。誰レニテモ一旦ハ次ニ補セラルヽヨシナリ。最平常帶付ナリ。

但、錠口介・中﨟等ハ、老女ヨリ思召相伺、又上ヨリ御沙汰モ可有之候。

右筆・吳服之間・廣坐敷・次ノ者ハ、役替老女ヨリ申渡スカ、表使申渡歟、申渡ノ場所取調有之度候。

右以上ハ目見以上ノ物ナリ。都テ靑漆駕ナリ。

目見以上ノ輩ハ、年・式・五節句其他重キ御祝儀御對面所ヘ出御、御臺樣モ被爲入、老女始御目見ノ節、御右筆以下目見以上之者共、御對面所緣頰ヘ着座ス。俗ニ

御並ビ女郎衆

コレヲ御並ヒ女郎衆ト云フ。本名ハシラズ、取調有之度し。姫君樣方御登城ノ節モ、右同斷。

三ノ間

三ノ間ハ目見以下ナリ。然レ𪜈旗本目見以上ノ宿ヨリ出ル。與力・同心・御家人等ヨリ出ルヲ禁ス。然レ𪜈依都合、養女ニシテ出ス者ハ非此限。夫ユヘ手附中﨟(卽側室妾)ノ内ニモ、養女ニシテ目見以下ノ女出ルモノモアリト聞ケリ。

女中昇進の順序

三ノ間ヨリ追々昇進シテ次トナリ、右筆トナリ、呉服ノ間トナリ、廣坐敷トナリ、錠口介トナリ、遂ニハ錠口・表使・客應答・中年寄、遂ニハ數年ノ內ニハ老女ニ昇ルモアリ。中﨟ニナルモアリ。時トシテハ容姿麗艶ニシテ實直ナルモノハ、選マレテ次トナリ、夫ヨリ御前詰トナリ、側室ニナルモアリ。又云、三ノ間ニ抱ヘラルルモアリ、次ヘ抱ヘラルヽモアリ。乍併老女マテハ昇進ノ地位ニ到レ𪜈、上﨟ニ登ルヲ得ス。タトヒ老女數年ヲ經ルトモ、上﨟ノ地位ヲ占ムル能ハス。三ノ間ハ女中ノ最後ニシテ、コレヨリ階級ニノボルナリ。

御末頭

御末頭、コレハ御末ノミ管轄シテ、先下婢ノ第一等ナリ。必三ノ間格ヲ賜フ。名ヲ改ムルヲ例トス。仲居・使番・半下卽御末ハ、皆源氏名ヲ用ユ。總角・若菜・明石ニ於テノ如シ。然ルヲ三ノ間格ニナレハ、尋常普通ノ名ニシテ、タイ・アイ・コ

仲居

公方樣召上りの御品のこと

チナド云フカ如シ。多クハ魚類ノ名ヲ用ユルナリ。大概農商又ハ御家人ヨリ出ルナリ。職掌ハ、毎日御膳ノ節御膳所ヘ出テ、御付立テノ指圖ヲナシ、自ラモ御付立ヲナス。其他御客一切御膳所ニテ奔走指圖ヲナスマテニシテ、別段記載スルヿナシ。乍併三ノ間以上ハ、皆片ハヅシナリ。仲居・使番・半下ハ片ハズシヲ用ユルヲ禁ス。三ノ間格・末頭ハ年始・節句等ニハ、惣模樣縫入ヲ用ユルヨシ。駕ハ取調有之度候。

仲居ハ使番ヨリ一等ノ上ノモノニシテ、矢ハリ下婢ノ部分ナリ。公方樣・御臺樣御附別々ナリ。モトヨリ源氏名ナリ。髮ハ淴ニ御舟ト云フ髮ナリ。本名ハ紅葉アゲト云フヨシヲキケリ。使番・半下ハ櫛ヲ用ユレﾄﾓ、仲居ハ櫛ヲ挿ムヿナシ。他行御用私用ヲ論セス、吳坐包ノ駕ナリ。

公方樣召上リノ御品ハ、表御膳所（奥）ヨリ、何モカモ一切料理調進シテ、奥御膳所ニ廻送ス。於奥御膳所、暖メ抔致シ、御付立ヲナシ、番立ニ据ヘ置クヲ、次ノ人運搬シテ中﨟ニ交付スルヲ例トス。

御臺所樣ハ、御廣敷御膳所ニテ料理調進シテ奥御膳所ヘ差出ス。夫ヲ煮燒暖メナドナシ、御付立ヲナス、夫レヨリ番立ニ置ク、次ノ者相運ヮ次第本家ト同斷

使番

ナリ。

使番ハ仲居ノ次ニシテ、下婢ノ部分ナリ。矢張源氏名ニシテ、結髮ハ仲居ト同樣ナリ。平常櫛ヲ挿ム。駕ハ昇坐包ナリ。使番ノ職掌關係スルヤ頗ル多端ナリ、枚擧スルニ遑アラサレ𪜈、其概旨ヲ末ニ縷述セン。下等ノ役ナレ𪜈、其權力ハ頗盛ニシテ、表使其他女中ニテモ、使番ニ惡マルヽ時ハ、勤務ニ於テ障礙ヲ生セリト云フ。

該役ノ職掌ハ、先下錠口ノ開閉ヲ掌ル。朝ニ明ケ夕ニ鎖ス。刻限不分明 第二詰所ハ番部屋ト唱ヘテ朝番・當番・宵番等有之、同所ニ詰メ用向ヲ辨ス。第三留守居・廣敷用人等老女・表使ニ對談スル等、一々使番ノ手ニカヽリ、廣敷役人ヨリ老女・表使ニ面談ヲ乞ヒ、又反對シテ老女・表使等役人ニ面談ヲ乞フ、一々使番ノ取次ヲ經サレハ不相成事。第四表使等ヨリ申付ラレタ用向一切、廣敷役人ニ掛合等ニ關係スルナリ。第五右筆間ヨリ出候文箱往來、被進物・被下物一切使番ヘ差出、使番ヨリ廣敷役人ヘ夫々相下ケ、一切コレニ關係ス。第六老女・表使・客應答等上野・芝・三卿・姫君樣方ヘ參上代拜ノ節隨行ノコト。第七上御用品御買上物、油炭薪役所々々ノ雜用品一切、使番ノ手ヲ經サレハ不相成事。第八八百屋・

肴屋其外小間物屋等、使番ノ許可ヲ經サレハ出入不相成事。第九老女始他行、使番ヘ沙汰セサレハ不他行事。第十老女始一同諸買上物、事ニヨレハ使番ヘ依賴シテ買上ル事。大略如右。使番ハ空色中模樣ヲ用ヰルナリ。使番中ニテモ、數年勤メシ者ハ三間格トナル、おノ字名ヲ用ヰル。おなきまニ於ケルカ如シ。片ハズシヲ用ヰルト云。

半下

半下即末ハ、最下ノ婢ニシテ使番ニ使役セラルヽナリ。所々ノ掃除・水汲其他毎日ノ御膳、被下食菜等モ調進シ、一切雜用ヲ勤ム、不可名狀モノナリ。結髮ハ仲居・使番ト同樣ナリ。朝宵當直・明番等アリ。

半下マテハ奉公人ナリ。此外ニ小供アリ。小供トハ小兒ニアラス、十七八歲ノ島髷ニシテ、雇同樣ナリ。表使・吳服間・右筆間・仲居・使番等ノ小間遣ヲナス役ナリ。月々給金扶持等コレナク、末ニテ惣菜ノコトキ物ニテ、末ニテ燒候食ヲ喰フナルヘシ。取調有之度候。

御犬

御犬ト云フアリ。想像スルニ、此小供ハ御犬ナルヘシ。御犬トハ、半下抔ノクヒ餘リノ米飯ヲ喰ヒ、惣菜ノ餘ヲ喰フユヘニ、御犬ト名クルヨシ。

おめなし

おめなしト云ソアリ。コレハ瞽女ナリ。琴ヲヒキ又ハ時トシテハ三味線ヲ

引クヿモアリ。吳服間格ニシテ、御前邊(御臺樣姫君樣方)ヘ罷出、御琴御指南申上ケ、又御精進日ニコレナキ時ハ、御慰ニ彈琴彈三弦ルヨシ。乍併公方樣御成(御臺樣御殿)ノ時ハ、速ニ停止セシムト云フ。

以上大奧ノ景況如右、尙知覺スル分ヲ左ニ揭載ス。前後錯雜ノ患ハ看者ソレコレヲ諒セヨ。

「進上」と云ふこと

公方樣御小坐敷、御臺樣新御殿廣敷ノ玄關ヲ進上ト云フ。進上ハ諸家ヨリ獻上物ヲ受取ル場所ヨリ、カク名クルカ、難分。

老女・客應答・錠口・同介・中﨟ハ、大奧ヘ當直、朝番・宵番御前邊ハ勿論笄(カウガヒ)ヲ用ヰレ𪜈、カンザシヲ挿ムヿヲ禁ス。部屋ニテハ非此限ベシ。

合力金のこと

老女始半下ニ至ル迄、合力金ハ二月・九月相渡ス。廣敷ヨリ合力廻リ候テ、コレヲ一包ニシテ、頂戴ノ場所ニテ廣坐敷ヨリ銘々ヘ相渡ス規則ナリ。

五菜銀

五菜銀ハ廣敷ヨリ廻リ候得ハ、廣坐敷ヨリ老女始ヘノ部屋々ヘ通告シ、部屋ノ者(老女始メノ下婢)番部屋ヘ受取ニ罷出候事。

長局

部屋者ニハ四ツナリ、長局ト唱ヘテ長屋ノコトク建築ス。都合四棟アリ、二階付ナリ。二階ニモ住居ス。

第一棟　壹ノ側ト云、老女・客應答
第二棟　貳ノ側ト云、中﨟・錠口・表使等
第三棟　參ノ側ト云、右筆・呉服間・廣坐敷・切手・次・三ノ間
第四棟　四ノ側ト云、末頭・仲居・使番・半下
大概如右ニアレモ、委細ノ事ハ末ニ記載スルヲ以テシルベシ。
長局ノ役々ニヨリ、住居スル場所ハ右ノ通リニ候ヘトモ、コヽニ大奥女中ノ習慣アリ、コレヲ記セサレハ、看者了知スル克ハス。ユヘニ記載スル如左。
老女始女中（客應答・錠口・表使邊ナリ）（下手ハ末頭・仲居・使番ノ年數ヲ經ルモノトス）ニ部屋子ト云アリ。コレハ當人ノ親類緣者ノ女子（先望奉公者ナリ）又ハ懇意ノ者、或ハ以緣引奉公ニ出サントト望ムモノ、女子ヲ當人貰受ケテ我子ノ如クニ養育シ、モトヨリ食料等ハ一切賄ヒ遣ハシ、衣服日用品等モ自費ニテ調ヘ遣ハシ、子ノ宿元ヨリハ、少々宛ノ入費ハ出スカナレモ、先遣シ切リ同樣ナリ。此子ハ先、年齡七八歳ヨリ十四五歳迄ヲ限リトス。此女子生長ノ後、十五六又ハ十三四ニナレハ、或ハ三ノ間ニ出ルモアリ。又中﨟ニ出ルモアリ。奉公人トナル。奉公人ニナレハ、其役ノ切米・給金等ヲ被下、然レモ切米、給金ハ、該奉公人

部屋親

ノ手ニ入ラスシテ、貰受ケタル人ノ手元ヘ預リ置キ、會計ヲ專ラニス。此世話スル人ヲ部屋親ト云フ。部屋子ハ、部屋親ノ勤務中ハ、スベテ部屋親ノ世話ニナレリ。部屋親死去スル後ハ、部屋親ノ負債ヲ部屋子ニテ皆擔任スルト云フ。老女・客應答・表使ノ邊ニテハ十人、多キニ至ツテハ二三十人モアルト云フ。モトヨリ數年勤仕ノ者ユヘニ、カク多數ノ部屋子ヲ持ツナリ。此部屋子ハ、タトヒ三ノ間ニセヨ、次ニセヨ、部屋子ナレハ奉公トナル以上ハ、老女ノ部屋卽一ノ側ノ老女ノ二階ニ兩三人モ住居スルナリ。一ノ側老女ノ部屋ノ二階ニ、部屋子ニコレナクトモ、都合ニヨリテハ二階住居スルモアリ。乍併、三間以上ハタトヒ目見以下ナレトモ、旗本ノ女タルヲ以テ、終ニハ老女ノ地位ヲ占有スルモアリ。ユヘニ老女二階ニ住居スルヲ許ス。末頭以下半下ハ、下婢ノ部ニシテ、コレヲ下手ト云フ。三ノ側以上、下二階トモ住居スルヲ許サス。

下手

部屋子ニナクシテ奉公人ニ出ルモノアリ。奉公人ノ目見ニ出テ、表使ニテ取極メ(コレヲ御首尾ヲイタスト云)追テ奉公人ニ出ル。必世話スル人ナケレハ、今日ノ事ニ不都合ヲ生スルヲ以テ、誰レニカ世話親ヲ賴ム。世話親出來ル、奉公人ハ世話子トナル。部屋親ノコトク、萬事會計上始ヲ依賴ス。部屋子ト同

様ナリ。矢張世話親ノ二階ニ住居スルモノトス。乍併、三ノ間以上ノヿニシテ、下手ノ世話親・世話子ノ契約ハナサヽルナリ。

四ノ側末頭・仲居・使番右同斷。三間以上ノ部屋親子、世話親子ノ契約ハナサヽルナリ。

七ツ口ト云フアリ。是ハ長局ト長局ノ間ニアルモノニシテ、七ツ口ニ番人ノ男アリ。役名取調有之度候。朝五ツ時ニ開キ、夕七ツ時ニ閉ツルカユヘニ、コレヲ七ツ口ト云フ。茲ニ一奇話アリ。七ツ口ヨリ平地ニ降ル段階子ナク、只斜メニ板橋ノ如キモノヲ置キ、其橋ノ上ヘ轉倒セサル様ニ、幅四五寸斗ノ板ヲ打附ケテ置クナリ。簞笥長持ノ重キモノニテモ、カツキコマレルヨウニナセリ。此板橋コトキモノヲ架スルヤ、三卿・姫君様方ノ七ツ口ニ限リタルノミニシテ、決テ他家ニコレヲ用ユルヿヲ許サス。此七ツ口ヘ出入スル女共ハ、先記ノ如ク切手ナケレハ出入スルヿナラス。此切手ヲ箱ニ入レテ、七ツ口ニ置キテ而シテ出入スト云フ。モトヨリ女ノ出入ニシテ、男子ノ出入ヲ許サス。老女始半下ニ至ルマテノ下婢等、宿下リ他出等ハ、皆此口ヨリ出入セリ。半下モ此口ヨリ出入スルヿアルヤ、取調有之度候。他ヨリ男用事アリテ部屋ノ者(下

男女の面談のこと

七ツ口と諸商人

婢)へ面會ノ時ハ、男ハ七ツ口ノ外ニ女ハ七ツ口ノ内ニテ敷居ヲ隔テヽ面話スルナリ。

依御用、或被爲召等ニテ罷出ル者ハ、廣敷口ヨリ參上ス。或ハ懇意ノ者、又女中、元奉公人ニテモ部屋泊リノ者ハ、切手ヲ以テ七ツ口ヨリ入リテ參ルモノモアリ。又七ツ口ノ左右ニ板小屋同樣ノモノアリ、日々八百屋・肴屋・萬屋其他ノ町人詰居リ、或ハ日野屋・七棹屋等ノ如キモノモ、折々荷物ヲ負擔シテ七ツ口ニ詰ル。皆此小屋ニ居テ雨露寒熱ヲ凌クト云フ。老女始、末ニ至ル迄モ、日々ノ雜具米鹽味噌ヲ始、野菜魚類等ニ至ル迄モ、部屋ノ下婢ヨリ七ツ口ニ詰居ル諸商人ヘ掛合、買得スルヲ例規トス。夫ユヘニ諸物品ノ代價頗ル不廉ニシテ、一割二分位ハ差違アルト云フ。コヽニ弊風アリ、諸商人七ツ口詰ハ、モトヨリ鑑札ナキモノハコレヲ賣買スルヲ不得ノミナラス、第一城内ニ入ルヿナラスト云フ。廣敷役人男子へ願出テ、使番ノ許可ヲ得テ鑑札ヲ貰ヒ、七ツ口詰トナルト云フ。此許可ヲ得ルニハ、使番ニ賄賂ヲ多分送進スト。若シ寡少ナレハ、他ノ商ヘ許可シテ、コレノ商ニハ許可セス。又使番ニ惡マレルトキハ、忽チ七ツ口ノ詰ヲ停止サルヽト。夫ユヘ年始・暑寒・盆暮ニハ必多分ノ送品アリシト云フ。

コレニ依テ、老女ヨリモ下等ノ身ヲ以テ、富榮ヲ蒙ルト云フ。又七ツ口ニ詰居ル商人ハ、七ツ口ノ番人男子ヘモ年始・暑寒・盆暮折々送品(多クハ金子)ナケレハ、茶モ火鉢モ出サストト云フ。毎々ノ挨拶金アルモノヘハ、茶火鉢等出シ遣シ、都合ヲヨク取扱ト云フ。コレ弊風ノ甚キシルヘキナリ。コヽニ又言フヿアリ。五菜、令典調所ノ取調ノ通リナレ圧、コヽニ言フ所ノ五菜ハ五菜男ト云フアリテ、先女中ノ家來男ト見做シテ可ナリ。五菜男ノ株アリテ賣買スルヨシ。頗ル高價ナリト云フ。老女始、末ニ至ルマテノ五菜ナリ。一人ニシテ五六人、又ハ七八人ノ女中ヲ受持ツナリ。夫ユヘ次ハ次ノ者、末ハ末バカリトナリテハ、大ニ給料ノ關係ヲ生スルヲ以テ、老女始、末ニ至ルマテヲ割合ニシテ、タトヘハ甲ノ五菜ハ老女一人ニシテ誰々、乙ノ五菜ハ客應答・中﨟・次ト云フ如、コレヲ平均シテ五菜ノ怨ミノナラサル樣、大概平均給料ヲ渡スヨシニ聞ケリ。此五菜ハ先宿使ナリ。又ハ其人ノ宿元ヘ相越、書狀ヲ受ケテコレヲ持參シテ、部屋ノ者ニ渡スヨシ。皆コレ七ツ口用ナリ。時トシテハ、買物ナトモ以部屋ノ者命スルヨシニキケリ。又懇意ノ者、元女中ヘ文使、品物送リ、皆五菜ノ勤務ナリ。五菜ノ給料ハ取調有之度候ナリ。

御乘輿ノコト

○御下乘輿ノ事ヲ左ニ錄ス

御臺樣・御簾中樣ノ御輿ハ、御對面所御三ノ間ナリ被爲召候ト、御末(半下)ノ者大勢ニテカツギ奉リ、御左右ヘ表使一人ツヽ御輿ノ屋根ニ手ヲ添ヘ、御廣敷口下御錠口マテ被爲入、下御錠口内迄老女始御見送リ申上、下御錠口ヨリ仕丁ニ渡シ、仕丁カツギ奉リテ進上ヨリ御出門ノ御手運ナリ。下御錠口外ヨリハ、御廣敷御用人御留守居等ノ取扱ナリ。歸御右同斷。

將軍家ハ還御ト云ヒ、御女中樣ハ歸御ト云フ。

御守殿・御住居・姫君樣方御登城・御歸・御下乘右同斷。

御臺樣御他出ハ、芝・上野兩山御參詣等ナリ。

老女ハ、番部屋前客應答以下、下廣敷口下乘輿ナリ。姫君樣方老女幷御登城御供中年寄ヨリ表使迄右同斷。三家・三卿老女右同斷ト存ル。

諸家女中下乘輿之場所取調有之度候事。

御臺樣幷姫君樣方・三家・三卿ノ簾中、御輿ノ上ヘ朱傘ヲ指カケ候テ參行候ハ、諸大名奥方ニ無之事。

御輿ノ御引戸ハ、ムソウナリ。御内御簾ニシテ、御引戸外ノ御簾ニ無之事。三

卿右同斷。

大御臺樣・御臺樣・御簾中樣・姫君樣方猩々緋ニ白ノ切手御紋ナリ。後室ナレハ猩々緋ヲ不被用シテしゆちん（青唐草紋切付）御紋ニナル。三家三卿ハしゆちん不用ト存候。

御臺樣・姫君樣方御行列中ニハ、必御先乘女中一人輿ニテ參ル。上﨟・年寄ニ限ル。乍併姫君樣方上﨟一人ニ付、不快ノ節ハ爲代老女相勤候事。三家三卿右同斷。

御臺樣・姫君樣方御行列ノ一番先へ、半下（人數取調有之度候）即末ノ者白地青ミ大紋ノ衣服を着し、紅葉アゲニ大ナル櫛笄（カウガイ）ヲ挿シテ先導ス。コレ公儀姫君樣方・三家・三卿ニ限リ、諸家ニハ無之候事。

御塞りのこと

○御塞りの事　御臺樣御小坐敷へ被爲入、御對面所等へ被爲入候節ハ、御三間斗リニ無之、御目見以下ミ者、其邊御目障リ相成候テハ不都合ニ付、其前御塞りの義夫々へ相達候へハ、御塞り中ハ、御道筋御目見以下の者罷出不申事。御塞り明ケ候達まて、復元、誰まても往來不苦事。姫君樣方右同斷。御塞り中ハ先御次ノ者も差扣候樣子ニ候事。表使まても先差扣候由。御錠口・御中﨟等え

御遠慮不申、御通行之節ハ、御時宜申上候事。差掛リ候節ハ、御次ノ者ハ御時宜いたし候由。

御對面所御臺樣御上段御着座候節ハ、必御後ロヘ金屏風(土佐源氏畫)立有候事。姫君樣方同斷。

御守殿(三家三卿公儀方被爲入候姫君樣)御住居(諸大名へ被爲入候姫君樣)ト唱候事。

御通りのこと

御通リト申事アリ。コレハ老女始當番ノ者ヘ、御飯外ニ一菜出來被下ヲ云フ。御錠口・御中臈等被下ハ覺ユ。表使・御次・御三ノ間邊迄モ被下候哉、取調有之度候。尤部屋ヨリ膳部ハ運フナリ。御臺樣中年寄ハ大概御餘多ナリ。老女・御中臈等以思召御餘多被下候ハ非此限ナリ。

老女使ヒ人局アリ、相ノ間アリ、針師アリ、小供アリ、多門アリ、役名人數取調有之度候。客應答・中年寄・中臈・表使・錠口・廣座敷・切手・右筆・次・三ノ間・末頭・仲居・役番・半下等使ヒ人、々數、使ヒ人役名取調有之度候。

中清

老女召使ヒ局ハ、三字名ヲ用ユ。キク所ニ據レハ、老女局ハ三ノ間格ナリト云フ。奥ニ入ルヿヲ許サス。乍併末ヘハ折々用事アリテ、罷越ヨシナリ。又妾ニテ實母取扱、本壽院樣ナトノコトシ。コレハ別段ナレ圧、上臈上席トカ、中清

（女中ト上々様トノ間ナリ）ニナレハ、御次ヨリ一二人附人出來ス。コレハ次ノ席ユヘ、奥向ヘ出入スルコ自由ナリ。

向ヒ所

向ヒ所ト申ハ、老女始奥ヘ出勤ノ節ハ、此向ヒ所マテ部屋ノ者供スル所ナリ。部屋廊下呉座敷ユヘニ、草履ヲ用ユルナリ。此所ニ銘々ノ名ヲ紙又ハ板ニ記シテ貼付ス。其下ニ草履ヲ挾ム場所アリ。コレ部屋即長局ト奥ノ境ニアリ。老女・客應答・中年寄・中﨟・錠口・表使等歸局ノ節ハ、以三ノ間迎ノ部屋ノ者ヲ呼ヒ、向ヒ所迄參ル、夫ヨリ供ス。老女・客應答・中年寄・中﨟・錠口・表使等ハ、上ノ向ヒ所、右筆・呉服間等以下ノ者ハ、中ノ向ヒ所ヨリ出入シ、末頭以下ハ末ヨリ出入スルカ、取調有之度し。

福引

福引ハ、正月始（日ハ取調有之度し）壹番ノ号ヨリ百何拾番ノ番号ヲ品物ニ記シテ、老女始鬮取ニテ頂戴ス。上中下品鬮取ノ幸福ニヨレリ。

釋伽掛

釋伽掛ト云ハ、上ハ公方様・御臺様（大御所様・大御臺様同斷）御始、品物ヲ奉書包ニテ御差出シ、御上分ハ御印ヲ認、老女始一同末々迄、品物ヲ紙包ニシテ其上ニ名ヲ書シテ差出ス。最老女役ヲ始メ、役々凡此役ハ何圓價ノ品物ヲ差出シ、下々ハ百疋價ノ品物、二朱又一朱價モアリ、役々ニヨリテ定マリアリ、コレヲ釋伽ノ

前ニ供シ、後於御前鬮取アリ。此鬮ハ番号ニ非ス、皆名前ヲ書スルモノトス。
尤御右筆以下ハ御前ニテコレナクト存候事。
三家諸大名女中使出候節、扣所幷老女謁ノ間、客應答・表使出席ノ有無、御料理被下（年始五節句斗リカ）御こづけ頂戴之、何レの時ニ候哉、又素麵蕎麥等被下、老女相伴何レノ席ニ候哉、御臺様御目見年始斗リニ候哉。
御三卿方姫君様方老女御使右同斷。
姫君様方御登城御對面之場所、御午餐其外御饗應何ノ御間ニ候哉。
三卿方春秋被爲召、吹上山里まて御饗應席御間所承リ度候。公方様・大御所様・大御臺様・御臺様朝晝晩御膳二汁何菜ニ候哉、外ニ御置キ合上リ候哉、年始五節句何汁何菜、御誕生日同斷。
相分リ不申、尚又御取調有之度候。

明治十三年三月　　松平慶永（慶永）

余疎漏錯雜ナレト、記臆ノマヽヲ記載シ、仰キ願クハ斧正スルノミナラス、コレヲ基本トシテ誤謬ヲ正クシ、文体ノ簡潔ナランヿヲ不一。

幕儀參考增補　一號

正二位　松平慶永　編

兩山警衛

將軍家ノ外出ヲ御成リト云フ。

將軍家御成リノ節、兩山（上野芝）參詣ノ時ハ、必兩山ヘ小大名ニ警衛ヲ命セラル。但御譜代大名ノ內、三万石以上ノ手明キノ者江、大目付ヨリ達ス。尤御人少ノ節ハ、壹万石以上組合二人ッヽニテ勤之。主人ハ不相詰、人數ハ宿坊ニ差置、還御相濟迄同人數差出也。

將軍の門前御通行

大小名ノ門前ヲ御通行之節ハ、最寄蓋〆切（長屋）門ヲ閉鎖ス。主人ハ通行ノ時限ヲ考ヘ、麻上下ヲ着シ、表門ノ內ニ出テ、今通行ノ節平伏ス。通御畢テ歸館スルモアリ。或ハ通行ノ節ハ麻上下ヲ着シ、表座敷ニ相詰、家老又ハ用人必留守居、目付等ハ門內ニアッテ注意シ、不都合ナキヨウニ專ラ配慮ス。通行畢レハ、留守居・目付等只今通行無滯旨ト門前無別條旨ヲ主人ノ前ニ罷出上申ス。主人コノ報告ヲ聞キテ退座ス。留守居・目付等麻上下ナリ。且又將軍家通行、大名

ノ門前ヲ朝夕往來、或ハ兩山參詣往來ナレハ、還御通行迄ハ煙留トイヒテ、一切飯ヲ焚キ、又大火ヲ焚クコヲ禁止ス。鷹野等ニテ朝斗リナレハ、煙留ハ朝斗、夕刻斗リノ通行ノ折ハ、九時正午十二時ヨリ煙留ナリ。朝夕ナレハ終日ノ煙留ナリ。

但御臺所等ノ通行ニハ右之手數無之。

(附參)將軍家鷹野等ノ節御乘船ハ、龍ノ口御上リ場ナリ。三家三卿ノ内ヨリ御相續ノ御方ハ、龍ノ口ヨリ御乘船ノコ無之、一石橋御上リ場ヨリ御乘船ナリ。勿論龍ノ口御乘船被成レハ御方ニテモ、御都合ニ寄、一石橋ヨリ御乘船ノ事モアルナリ。十一代將軍家ハ、一橋家ヨリ御養君ナレハ、龍ノ口ヨリ御乘船無之處、十二代將軍家ノ御賴ニ因テ、龍ノ口ヨリ御乘船始ルト云。將軍家御出棺ハ、必北拮橋門ヨリナリ。常ニ右門ヲ開クコトナク、破損ノ節修復モナシ。十一代將軍家ハ大御所ニテ薨御ナレハ、西丸山里通リ、吹上矢來門ヨリ御出棺ナリ。

○豫參之部

芝・上野兩山故將軍法事アリ、百年忌以上ハ束帶、五拾回忌以下ノ法事ハ、將軍家ニハ御直衣被爲召、老中始諸役人衣冠之。

新葬之法事ハ別ニ豫參ナシ。一周忌以上ハ豫參アリ。
故將軍ノ法事アリ。何月幾日ト定マレハ、其旨老中ヨリ大目付ヘ達シ、大目付ヨリ夫々ヘ達シアリ。豫參ノ節ハ豫參アルヘキ旨ヲ達セラルルナリ。大目付觸ニ限リ、中大名ト云事アリ。中大名ハ柳ノ間大名ヲサシテ云ナリ。豫參ハ在江戸諸大名ハ不殘ナリ。其法事ノ當日ハ、將軍家參詣セラルルナリ。豫參ノ諸侯ハ、前日ノ夕刻ヨリ平常ノ供立ニテ各宿坊ヘ罷越一泊シ、當日ノ曉八時（今ノ二時）頃ヨリ起キ、裝束ヲ着シ、六時（今ノ六時）ナレハ曙更ノ頃ヨリ出院（宿坊）シ、法事アリシ靈屋ノ供所ヘ出頭スルヲ例トス。〇附箋に必夕刻ヨリ宿坊ヘ相越シ、一泊ト取極リ居ル譯ニモ有之間敷、既ニ溜詰抔必一泊不致ハ間、本文ノ通ニテハ如何ト存候（茂政）とあり。
將軍家ノ參詣ハ、五時ノヿモアリ、六時ノヿモアレト、多クハ五時ノ供揃ナリ。上野ヘノ着御ハ五ツ半時頃、勅額門外ニテ下輦セラレ、拜禮廊下ノ左右ニ諸侯列座ス。通御ノ節平伏。法事中將軍家被聽聞、法事畢テ還御ノ節モ准右。勅門外乘輦セラルル。還御ノ後各拜禮畢テ宿坊ヘ歸ル。夫ヨリ歸邸ス。〇附箋に法事溜詰ハ濱緣之内ニ入リ、左側ニ一同列居ス、溜詰格ハ廊下ニ左ニ列座ス（茂政）とあり。

將軍家行列

將軍家ノ行列ハ、本供立ニシテ、輦白丁着參内傘等、都而行列ノ次第ハ、禮典調雜

御香奠獻上

ノ附録ニ詳ナリ。諸侯ノ供立モ本式ニシテ、徒士ハ麻上下、駕廻リハ布衣又素袍アリ。家格ニヨリ轅ニ乘ルモアリ。又駕モアリ。轅ハ白丁着、三代傘右同斷。馬ハシンク厚總ヲ用ヰ、三家其他家柄ニヨリ退紅ヲ用ユルモアリ。大概ヲ記ス。此本式供立ハ、宿坊ヨリ靈屋迄ノ往來マテトス。勅額門内拜禮廊下左右ニ列スル諸侯ハ、大廊下・大廣間侍從以上ナリ。四品又朝散太夫（從五位上下）ハ其品位ニヨリ、二天門内外勅額門外ニテ奉送迎スルヨシ。（第十八圖）

廟所ハ三家三卿ノ外拜禮ナシ。

三家始諸大名ヘ御法事ノ節（東叡山増上寺）ヘ御香奠獻上ノ義、大目付ヨリ達アリ、高割書付左ノ通、

御香奠獻上之覺

一白銀三拾枚　六拾万石以上

一同　二拾枚　貳拾五万石方五拾九万石迄

一同　拾枚　拾五万石より貳拾四万九千石迄

一同　五枚　拾万石より拾四万九千石迄

一同　三枚　五万石より九万九千石迄

一同　　二枚　壹万石より四万九千石迄

一同　　三枚　三拾万石以上の嫡子同隠居

一同　　二枚　拾万石以上の嫡子同隠居

一壹万石以下ハ白銀壹枚

以上

但献上之使者、長袴着用、壹万石以下三千石以上之旗本ハ、御香奠献上之使者半袴着用ノヨシナリ。

幕儀參考增補　二號

途中

惣下座

○途中之部

三家三卿（キヨウト云フ）ハ外出ノ時ハ、徒士ノモノ制止聲（シタニロ〻〻〻〻）往來ノ者ヲ下座セシム。見附御門々ニテモ惣下座ナリ。惣下座トハ番士一同見附ヨリ下板敷ノ上ニテ平伏ス。輪王寺宮且老中ハ、見附惣下座ナリ。三家三卿宮方ハ、夜中通行見附ハ開門ナリ。但老中、夜中開門ナシ。（○附箋に三家三卿・輪王寺宮并老中・若年寄見附通行ノ時、足輕ノ者制止ノ聲ヲカケル。三家・三卿ニ途中出逢トキハ諸侯家ニヨリ下乘モアリ、或ハ土間ニ平伏スル家モアリ、クワシク記シカタシ（茂政）とあり。）

諸侯、三家・三卿ニ途中出逢フトキハ、諸侯下乘セリ。三家・三卿之方ニテモ下乘シテ、挨拶スルヲ例トス。旗本諸大夫ノ内、留守居・大番頭以上江ハ、諸侯ノコトク下乘セリ。右以下ハ諸大夫ニテモ下乘ナシ。三家・三卿ハ駕ヨリ一寸下乘スルマテナリ。諸侯互ニ通行ノ節ハ、駕廻リ之者引戸ヲ明ケ、互ニ挨拶スルヲ例トス。略式ハ駕ノ戸ノ簾ヲ下シ、互ニ簾ヲ上ケテ挨拶ス。又大略式ハ簾ヲ

卷上ケノマヽ垂レタル紐ヲ一寸駕廻リノ者アゲルマテナリ。大略式ヲ多ク用ヰルナリ。

諸大名旗本乘輿ノ者ニ行逢フトキ、或ハ馬上ノトキハ、諸侯ト同樣ノ式ヲ用ヰ、旗本ニテモ目見以上ノ者ニ逢、彼ヨリ挨拶ヲスルトキハ、諸侯ヨリ必下乘シテ挨拶スルヲ例トス。

○布告之部

布告

布告ハ、老中ヨリ大目付へ被達、大目付ヨリ諸大名へ觸示スノ規則ナリ。先諸侯ヲ支配スルハ、將軍ノ職掌ニシテ、老中ヲ以テ裁配スルナリ。

諸侯へ觸レ事ハ、大目付ノ役前ナリ。三家ハ日々城附ト云ヒテ家來ヲ城へ指出ス。城附ハ諸侯ノ留守居ニ於ケルカ如シ。故ニ觸書等ハ、老中ヨリ直ニ同朋頭ヲ以達ス。諸侯へ大目付ヨリノ觸書、加州・越前・作州津山ハ、一家へ觸書相廻シ、其他ハ廻達トなり居候。

城附

觸書

觸書　朱書ハ被渡候老中ノ名也、小杉原半切也

(朱書)何守殿御渡

氏何守殿御渡候御書付寫何通、相達し候間、被得其意、答之儀ハ、氏何守迄可被申

聞候　以上

月　日　　大目付

氏　何守殿

留守居

其他目付ヨリ一名達書又ハ廻達等有之候、從周尾徒目付當番所迄返却可有之旨、追而書ニ認有之候、大目付觸書ニハ返却ノ事ハ不認候也。

〇出仕之部

出仕ハ、年始ヲ始朔望・五節句・歳暮等ノ登城ハ出仕ト云フコナシ。吉凶其他達事アルセツハ、必從老中大目付ヘ相達シ、大目付ヨリ大小諸侯ヘ觸示スヲ例トス。惣出仕ハ、諸侯旗本不殘出仕スルヲ惣出仕ト云フ。諸侯ノミ出仕スルヲ半出仕ト云フ。三家モ惣出仕ニハ必登城スルヲ例トス。三家ヘ老中ヨリ達、或ハ機嫌伺ハ、白書院縁側黑鷲杉戶屏風ノ内ニテ、老中列座ニテ被申述。大廊下大名黑鷲杉戶ヲ後ロニシ、老中列座達事或機嫌伺祝儀申述。時ニヨレハ、櫻ノ間ニテ謁シノコモアリ、加州ハ黑鷲杉戶ニテ謁シノコニ定マレリ。先、吉凶・祝儀機嫌伺等ノ節ハ、櫻ノ間達事、或自分ニ付テノ達事ハ、黑鷲杉戶、官位昇進等

ハ白書院縁側、帝鑑之間縁側ヲ後ロニシテ、老中列座被達候事。
大廣間・柳ノ間交代寄合・法印兩院（竹田法印 意安法印）等ハ、大廊下ニ着座、老中白書院縁側ノ方ヲ後ロニシテ、櫻ノ間ニテ着座、謁シヲ受ケル。大廣間ニテモ官位昇進等ハ、白書院縁側之趣ニ候。〇附箋に溜ノ間ハ、間ノ御機嫌伺トシテ、月初ハ十日、月末ハ廿四日也、事ニ寄リ日ノ替ル事モアリ（茂政）とあり。又、溜ノ間機嫌伺ハ、黒書院松溜御禮ノ時モ同斷、同所差支ノ時又御鷹、雁、雲雀拜領ノ御禮御側謁ノ時ハ羽目間也、朱書ニシテ記置タシ（茂政）とあり。

謁　御指圖　御廻リ

〇謁之部

達事等ニハ大概老中謁席へ出ル得共、御吉凶御祝儀等ノ節ハ老中御用多キ節ハ御指圖ト云フコアリ。コレハ老中ノ代リニ、奏者番謁ヲ受ケルヲ云フ。奏者番ハ當番ノ者ノ受持ナリ。老中ノ謁ヲ受クルヤ、御廻リノ節ナリ。御廻リトハ、老中凡九時今ノ十二時頃座敷ヲ見廻ルハ毎日ナリ。コレヲ御廻リト云フ。此御廻リ之節謁ヲ受クルナリ。老中殿中通行ハ、必同朋頭先立スルナリ。
老中謁ノ節、吉凶祝儀機嫌伺二例ヲ擧ク。
大廊下或ハ大廣間大名ノ上席ヨリ、就何々御祝儀申上マス、老中月番ヨリ出仕之段及言上ト答有之。又凶事ハ、大名上席ヨリ、就何々御機嫌伺マス、老中上席ヨリ被爲替スト云フ。月番ヨリ出仕之段及言上ト答有之、畢ゐ一同退散。

幕儀參考增補

三號

三卿の禮

一、三卿ノ禮ハスベテ奥取扱ナリ。故ニ年始ヲ始、登城對面ハ必御座之間ナリ。三家ハ諸家大名ノゴトシ。

三卿・三家御招きのこと

一、三卿一年春秋二度御招キアリテ、吹上御庭等ニテ饗應アリ。三家ハ御招キアルヿナシ。乍併公儀ヨリ養子相續被致候ハ別格ニテ、一年一度御招キ饗應アリ。一年二度アルヿモアルヨシ。御招キノ時ハ、黑紋付繼上下ヲ用ヰルナリ。三卿ハ毎月一度（朔望五節句ノ外）月次機嫌伺トシテ登城アリ。黑紋付繼上下ヲ用ヰル。三卿ノ登城口ハ平川門ヨリナリ。出入ハ風呂屋口ナリ。三家ハ表玄關ナリ。

御守殿と御住居

一、御守殿トハ三家ノ簾中、御住居トハ諸侯ノ奥方ナリ。（〇附箋に三卿モ三家同様ニテ、公儀ヨリ御縁組アレバ御守殿ト唱フル様覺ユ。一橋ニテ誠順院様ヲ御守殿ト唱エタリ、調アリ度（茂政）とあり。）從公儀御縁組之姫君ニ限レリ。峯姫君様水戸家ヘ御縁組ノ節ハ、御引移即日御婚禮被爲在候旨、乍併、御三家

ノ事故、御守殿と可相唱旨被達ナリ。

但御入輿ハ重キ御式ナレハ、峯姫君樣御婚禮以來、御手輕ノ御式ニテ御引移ト唱フルナリ。御入輿ノ御式ナレハ、三家ハ元ヨリ諸大名ニテモ、御守殿ノ唱ヘナルヨシ。

姫君方ハ、爲年始不時節定御本丸西丸江登城アリ。老女ノ上使ハ、三卿ヘ年始・暑寒被遣、近來依儉約年始ノミニ限レリ。

守殿・住居同斷。三家ニハ老女上使無之、暑寒ニハ伽坊主三卿・守殿・住居ヘ被遣、越後縮・數寄屋合五反拜領。三家ニハ無之。

幕儀參考增補　四號

○上使及使ノ部

三家及大廊下國持大名ノ參觀交代ニハ、必老中上使トシテ來レリ。三家ノ上使ノ待遇ハ、主人爲出迎、玄關式臺鏡板迄罷出〔服紗半袴〕上使之老中會釋有て、書院ゑ案內、下段敷居際床之方着座セラル。上使下段上之方ゑ御請シ、上意之趣被述之。濟て下段內上段の方ニ被着座。上使下段下の方ゑ退座、挨拶有之、熨斗鮑正面ニ置之。次ニ茶出之、畢て上使上之方ゑ御請シ、御請被申述之。退散ニ付案內被致、玄關緣際迄送リ、挨拶有て被歸座。上使送迎共白洲西ゝ方ニ、年寄大寄合・側役大寄合・大番頭格用人・側用人列居、上使被請ル內、年寄三之間ニ着座スル由。參府御暇共、上使請之次第ハ同樣ナルヨシナリ。大名ヨリ上使ノ待遇スル大同小異ナルヲ以テ、概略ヲ記ス。コレ余カ家ノ景況ナリ。老中上使明日來邸ノヿ、粗前日ニ分ルナリ。コレハ、兼テ用賴出入ノ表坊主ヨリ、內々留守

居迄明日上使ノ御模樣ナリト報知セリ。

但、内々トハ乍申、其家ノ都合ノタメニ、老中ヨリ前日用部屋坊主ヘ内移リアリ、夫ヨリ表坊主組頭ヘ内移リアリ、コレ内々ノ例ナリ。

加宜衆

表坊主ヨリ内報知アリ、夫ヨリ都テ座敷向其他接待ノ用意ヲナス。當日座敷向掃除ヲナシ、接待ノ設ケヲナス。先手頭一人（出入兼テ用頼ナリ）ヲ萬事ノ世話ニ頼ム、コレヲ加宜衆ト云フ。加宜衆ハ、先手頭ニ限レリ。諸大名皆同斷ナリ。表坊主四五人ヲ取持ニ頼ム。コレモ諸大名一同ノ例ナリ。朝（凡四ツ時頃迄）ヨリ晝迄ノ間ニ、目付（幕府）ヨリ今日何何守殿上使トシテ被遣候旨申來ル。九ツ時前ノヿモアレ𪜈、先ツハ九ツ半時頃箱下リノ注進申來ル。コレハ留守居一人ヲ城ヘ差出シ置キ、箱下リヲ聞クヤ否ヤ、足輕ヲ屋敷迄走ラセテ報知ス。

箱下リ

箱下リトハ、老中退出セントスル前、常ニ携帶スル用箱ヲ、用部屋坊主ニ申付ケ下ケル。コレヲカク云フナリ。

見星

上使ノ老中退出スルヤ、直ニ此事ヲ報知シ、屋敷江着迄ニ二三度報知ス。コレハ足輕ヲ途中迄差出シ置クナリ。俗ニコレヲ見星ト云フ。上使ノ老中ハ、表門外ニテ下乘ス。最開門ナリ。主人ハ表門内閾迄出迎フ。家老・用人・番頭・物

參覲及御暇の上使

頭等白洲へ罷出列居。通行ノ節平伏。家老一人、用人一人、留守居二人ハ門外ニテ出迎ヰ、通行ノ節平伏ス。送迎共同斷、主人先導ス。主人ノ前ニ留守居二人誘導ス。玄關ニハ先手頭（加宜衆）玄關式臺迄出迎フ。城坊主四五人モ出迎フ。老中ハ表座敷床ノ方へ着座ス。刀持ノ家來ハ、刀ヲ上使ノ後ニ置ク。主人ハ二ノ間ニ手ヲ突キヲルナリ。老中一寸會釋ス。主人上使ノ前ニ平伏ス。老中傳上意。參勤上使ハ、今般參勤ニ付、追テ御目見可被仰付候。御暇上使ハ（國許）（在所）江御暇被仰出候ニ付、拜領物被仰付候。主人ハ上意ヲウケテ平伏シ、其席ヲ退座ス。老中少シ下へ退座ス。加宜衆罷出、坊主ハ次ノ間ニ扣居ルナリ。家來薄茶ヲ出、上使手ニ取リ被飲。畢テ三汁八菜ノ料理ヲ出ス。上ノ間ト二ノ間ノ境迄持出シ、膳部ヲ下ニ置キ、給仕之者手ヲ突キ居ル。先手頭（加宜衆）御斷リト云フ、膳部ヲ下ル。上使ハ元ノ所へ歸座ス。主人再ヒ二ノ間ニ出テ、元ノ如ク手ヲ突キ居ル。老中會釋。老中ノ前へ出テ、今般參勤ニ付追テ御目見可被仰付旨、難有仕合奉存候。御暇被仰出、拜領物被仰付、難有仕合奉存候。御禮申上、直ニ上使ヲ先導シ、主人ハ元ノ通リ表門内迄見送ル。御暇上使拜領物之節ハ、老中傳上意、夫より拜領物之前へ被出、頂戴退座ス。（御使番ノ上使右同斷。御廣敷番ノ頭御使ニハ此扱ヒ無）

雁・鶴拜領の上使

之ニ參勤ト少シ振合替ル。 參勤御暇上使ニ限リ、御禮登城無之。

鴈拜領ノ上使ハ、使番ナリ。 家柄ニより鴈拜領無之、鶴拜領矢張使番也。 當日晝七ツ時前上使相濟メハ、御禮登城有之。 月番老中宅江御禮ニ罷出。七ツ時後ナレハ、月番老中宅へ御禮罷出、御禮登城も翌日ニ相成候。 使番之上使ニは、玄關式臺下ウスベリノ處迄送迎スルヲ例トス。 餘ハ老中ト同樣ナリ。 料理二汁五菜ナリ。 格別御懇意、或ハ御續柄ゝ御方へ、年暮御祝儀として廣敷番ノ頭御使ニ罷出ル。 拜領モノアリ、尤紅白チリメン五反位ナリ。 前日御使誰可被出旨、留守居迄報知アリ。 コレハ加宜衆坊主等ハ不罷出ナレ圧、家柄ニ寄、出スモアル由。 主人玄關式臺ニテ送迎ス。 料理不差出、外ハ上使ト異ナラス。

幕儀參考增補　五號

能樂のこと

能ニ表能アリ、奥能アリ。奥能ハ全ク手元ニ關シ候ヿ故、令典之部ニハ關セサルナリ。表能ハ令典中ノ一部分ナリ。

表能ハ、毎年爲　勅使公家衆即傳奏參向御饗應能アリ。コレハ表向高家等專ラ關係ス。大廊下大名登城ナキ故記載セス。勅使參向ノ調ニ詳ナリ。將軍家代替・官位・大禮・百年忌以上ノ法事濟ニハ、必祝儀能アルヲ例トス。祝儀能ハ翁附ニテ五番ナリ。能始メ前、三家・大廊下始諸大名一同登城、程合ニテ將軍家大廣間へ出御、下段三家、大廊下大名ハ大廣間下段御右ノ方緣頰へ疊ヲシキ、此席拜見所ナリ。該所ニ參ル側衆ヨリ案內ニテ、三家御對面畢テ、大廊下大名御目見アリ。一寸緩々ノ上意アリ。將軍家三家始一同ハ長上下ナリ。御能始、若年寄長上下ニテ、大廣間ヨリ階下ニ降下シ、舞臺へ上リ△ノ所ニ座シ、御能始ヽ儀相達。夫ヨリ翁始一同樂屋ヨリ出ル。翁三番叟畢テ脇能始マル前ニ、脇仕開口ヲ朗申ス。

コレハ林大學頭ノ撰ナリ。尤今樣ノ體裁ナリ。三番目位ニ中入アリ。三家ヲ始夫々於席御料理被下。三家及輪王寺宮ハ御丁寧ノ料理ナリ。輪王寺宮ハ白書院、三家ハ竹之間ナリ。三家ノ給仕ハ中奥小性、大廊下ハ進物番給仕ナリ。各大名・諸大夫御料理ノ仕組（何汁何菜）及席等ノ儀ハ、別ニ調アリ。大廊下大名ハ三汁八菜ノ外ニ、椀盛餅菓子、他ノ諸侯ヨリハ多シトノ事。料理頂戴中、老人一人爲挨拶其席へ出ツ。緩々頂戴可致御意ニ候（此時斗リ御意ト云フ上意トイハズ）御禮申上、諸大名御料理頂戴相濟。御能始マル前、奏者番壹人大廣間ヨリ降下シ、舞臺へ上リ、○ノ所へ着座、太夫ノ向へハ、唐織裝束ヲ賜フ。進物番持出ス。奏者番手自ラ太夫一人ツヽ相渡。其他家元へハ時服ヲ賜ふ。進物番持出。奏者番手自ラ肩へ掛ケテ賜フ。餘ハ要脚（錢一貫ツヽ）ヲ舞臺へ積上ケ置ク、跡ニテ惣役者へ被下候事。能又始リ畢て、祝儀能ニハ必町人舞臺下江拜見ヲ許ス。町奉行ヨリ申渡事有之、折櫃ノ菓子、錫ノ瓶子ニテ酒ヲ賜ハル、畢而一同退出。

老中對客ノケ條（補遺）

老中對客の補遺

諸大名老中對客ハ、諸大名參勤トシテ國許或ハ在所ヨリ江戸へ着スレハ、兩三日ヲ經テ、月番ノ老中江對客ノ日限ヲ留守居ヨリ公用人へ問合セ、幾日無差支旨公用人ヨリ申越ス。其日到リ、麻上下服紗ニテ罷越ス。大名ハ對客ト云ハス、逢對ト唱フ。

先月番ノ老中ヲ一番ノ逢對トス。外老中ハ、參勤御禮前後ニ不殘逢對ヲナス。コレヲ例トス。

參勤御禮前、月番老中へ逢對ノ模樣ハ、先、月番老中宅門前ニテ下乘ス、此時門番以大聲姓名樣ト呼フ（スベテ老中宅へ罷越しへも、必姓名樣ヲ呼フ例之）、取次白洲迄出、夫ヨリ案内ス。必大書院へ通ル。茶烟草盆ヲ出ス。老中登　城前大書院へ被出、㊀ニ着座ス。△ヨリ△ニ至リ平伏口上、

公方樣益御機嫌能奉恐悅候

老中御機嫌宜ト申聞㊁へ下リ着座、△三ニ到ル。今般參勤仕候、御序之節御禮申上度、宜奉願候旨申述。老中及言上、以御序御禮可被仰付旨申聞、畢テ時候ノ事抔申テ、御暇ヲ申ス。老中案内玄關鏡板迄送ル、一寸挨拶退散。

但刀ハ坐敷迄自分持之後ロニ置ク、退出之節自分持參。

外老中逢對ハ右之通ニ候得共、御機嫌伺而已ナリ。

大名位階官位ノ高下、席ノ高下、家格ノ高下ニヨリテ、老中玄關鏡板、又ハ玄關上送リ、夫々規則アルヨシナリ。

臨時用事有之逢對ハ、右之通リ、然レモ御機嫌伺ナシ。

諸大名參勤着日ノ日、又ハ翌日、老中月番へ必着屆ニ參ルナリ。然テ外老中へモ一兩日ヲ經テモ宜ク、着ノ吹聽ニ參ルナリ。

月番老中着屆ニ參ルヤ、旅服ハ不相成、服紗麻上下ニ限リタリ。

諸大名廻勤ハ、御吉凶ニハ必老中へ廻勤ス。門前ニテ下乘ス。氏名樣ト呼フ、門へ入リ、い○取次此所ニ兩人出ツ、口上申述、口上扣ヲ出ス。直ニ退出ス。官位家格席ノ高下ニヨリテ、取次如斯ニカハルヨシナリ。

大廣間以上ノ大名、家督・任官・叙位ノ節斗リ、若年寄へ回勤ス。逢對ハコレナシ。

駕寄

但家格ニヨリ、任官叙位ハ囘勤コレナシト云フ。

三家・三卿ハ駕寄ト云テ、御吉凶老中門内ニテ、駕ヨリ下乘セントスル所ヘ、取次ノ者出、駕ノ内ニテ一寸禮ヲ云フ、家臣ヨリ口上扣ヲ出スト云フナリ。

松平春嶽全集第一巻索引

凡例

一この索引は、この集中に見ゆる人名地名及び制度服飾上の諸名辭と、外に歴史上に現はれたる諸事件の中、その主なるものとを採摘して之を作製せるものなり。

一この索引の排列は、五十音の順に從ひ、且字音の假名遣によらず、口語の表音による。アウ・アフ・ヲウ・ワウをオオとなし、ケウ・ケフをキヨとなし、イ・ヰはイに、オ・ヲはオとなせるが如し。而して、檢索の便宜上、頭字を以て類聚す。但、「御」の字の如きは或はオに或はゴに入るるものあり、これらは一に其の稱呼の慣例に從ふなり。

一この索引は綱辭と目辭との二つより成る。綱辭とは一の綜合的且代表的名辭にして、この索引に收むる數多の項目の中、同一人又は同一事件に係れるものを便宜總括して命名せるもの、目辭とはその綱辭に屬する解說的なる諸項目を云ふなり。

故にその綱辭は、なるべく世間一般の通用名を用ふ。例へば鍋島直正を閑叟となし、山内豐信を容堂となし、橫井平四郞を小楠となすが如く、又松平容保を掲ぐるに、まづ會津を頭に冠せしむるが如し。

一この索引の綱辭には總べて敬稱を略す、但、目辭には、檢索の便宜上本書の原文に敬稱あるものは姑く之に從へり。例へば溫恭院を溫恭公、貞照院を貞照君とせるが如し。

ア

ウ

エ

オ　ヲ

カ

ケ

コゴ

ス

セ ゼ

ソ

タ ダ

チ

ツ

テ

ト

ナ

ミ

リ

ル

レ

ロ

ワ

索　引　終

編修並校訂　蘆田伊人
糟谷季之助

昭和十四年一月三日印刷
昭和十四年一月六日發行

非賣品

不許複製

編纂者　東京市淀橋區柏木四ノ八七一
蘆田伊人

同　東京市赤坂區青山北町六ノ五一
糟谷季之助

發行兼印刷者　東京市神田區美土代町一六
島連太郎

印刷所　東京市神田區美土代町一六
三秀舍

發行所　東京市神田區美土代町一六
三秀舍

